

静岡県立大学

自己点検・評価報告書

静岡県公立大学法人静岡県立大学

自己点検・評価報告書目次

序章	1
本章	
第1節 大学の理念・目的及び学部・研究科等の理念・目的・教育目標	5
1 大学の理念・目的等	5
2 学部の理念・目的・教育目標	10
3 研究科等の理念・目的・教育目標	21
第2節 教育研究組織	31
第3節 教育内容・方法	37
1 全学共通教育等	37
2-1 薬学部	46
2-2 薬学研究科	61
3-1 食品栄養科学部	71
3-2 生活健康科学研究科	82
4-1 国際関係学部	90
4-2 国際関係学研究科	97
5-1 経営情報学部	102
5-2 経営情報学研究科	110
6-1 看護学部	115
6-2 看護学研究科	141
第4節 学生の受け入れ	147
1 大学における学生の受け入れ	147
2 学部における学生の受け入れ	153
3 大学院における学生の受け入れ	169
第5節 学生生活	188
第6節 研究環境	208
1 全学的事項	208
2 薬学部	211
3 食品栄養科学部	217
4 国際関係学部	219
5 経営情報学部	222
6 看護学部	225
7 薬学研究科	231
8 生活健康科学研究科	231

9	国際関係学研究科	2 3 5
10	経営情報学研究科	2 3 9
11	看護学研究科	2 4 2
12	環境科学研究所	2 4 6
第7節 社会貢献		2 5 0
第8節 教員組織		2 6 6
1	大学における教育・研究のための人的体制	2 6 6
2	学部における教育・研究のための人的体制	2 7 1
3	大学院等における教育・研究のための人的体制	2 8 4
第9節 事務組織		2 9 7
第10節 施設・設備		3 0 8
第11節 図書・電子媒体等		3 3 6
第12節 管理運営		3 4 7
第13節 財務		3 6 2
第14節 自己点検・評価		3 7 7
第15節 情報公開・説明責任		3 8 4
終章		3 8 9

序 章

1 序言

静岡県立大学は、高齢化、国際化、情報化が叫ばれる中で、21世紀の我が国や国際社会における新たな変革に的確に対応できる人材の育成を目的として、静岡薬科大学、静岡女子大学、静岡女子短期大学を統合・再編して昭和62年4月に開学した。

現在、薬学部、食品栄養科学部、国際関係学部、経営情報学部、看護学部の5学部及び環境科学研究所、短期大学部とともに薬学研究科、生活健康科学研究科、国際関係学研究科、経営情報学研究科、看護学研究科の5研究科を併設している。

学則第1条には、「学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、時代の要請と地域社会の要望に応え得る有為な人材を育成し、併せて開かれた大学として優れた教育・研究の成果を地域に還元し、もって文化の向上と社会の発展に積極的に寄与することを目的とする。」と謳っている。それゆえ、教育、研究、産学連携等の分野で静岡県民との交流を積極的に進めている。

平成3年には「大学設置基準の大綱化」に沿って、教養教育の再構築を行い、教養教育担当教員の学部分属を行ったが、現在、全学共通科目の在り方など抜本的な改革の是非が検討されている。

平成18年には開学20周年にあたり、各種記念事業を実施した。特に、国際交流については、7大学を招へいし、教育研究面での連携に関して3大学と交流協定を締結した。

本学は、平成19年4月に静岡県公立大学法人静岡県立大学となり、新たに「たゆみなく発展する大学を目指す」、「卓越した教育と高い学術性を備えた研究を推進する」、「学生生活の質(QOL)を重視した勉学環境を整備する」、「大学の存在価値を向上させる経営体制を確立する」、「地域社会と協働する広く県民に開かれた大学を目指す」を基本理念とし、その理念に基づき、教育、研究、地域貢献、国際交流における目標を設定した。

それらの目標を達成するため、学術的、人的資源を最大限に活用した大学運営とその体制の確立を目指して日々努力している。

一方、設立団体である静岡県から、本学が自主的、自立的、効率的な運営を行い、より一層県民の期待や負託に応えていくように指示されており、中期計画・中期目標に従い、平成19年度から6年間の予定で実施している。

本学では、学部、研究科ごとに理念、目的、教育目標に関して中期目標とともに年度計画を策定し、実施して、年度ごとの業務実績を静岡県公立大学法人評価委員会に提出し、その評価結果は県議会に報告されている。また、それらは、改善策とともにウェブサイトや印刷物として、積極的に公表している。

なお、自己点検評価については、国の認証評価機関である「大学基準協会」が定める大学評価基準の大項目に依拠して大学の理念・目的及び学部・研究科等の理念・目的・教育目標など15項目を点検評価項目とした。その成果物については、「大学基準協会」に正会員の加盟判定審査及び認証評価資料として提出し、公表する予定である。

これら自己点検評価に関しては、静岡県公立大学法人静岡県立大学の中期目標・中期計画に関する達成状況を点検して、本学の進むべき道を明確にできるものと考えている。

個性を尊重した教育とともに、次世代に有用かつ国際的に通用する人材の育成を標榜する本学が、それらの進行状況を点検し、評価することの意義を十分に認識して、この自己

点検評価が本学の将来設計の礎となることを期待している。

2 沿革

昭和 57 年 6 月、県議会本会議において県立 3 大学の見直し、再編等の問題が取り上げられたことに伴い、同年 9 月、県内の有識者による「県立大学問題協議会」が設置され、県立大学の在り方について検討が行われた。検討の結果、同協議会から「21 世紀を展望し、時代のニーズに応じた学部、学科を設置し地域社会の指導者を育成するとともに、開かれた大学として県民の負託に応えていく必要がある。」旨の答申がなされた。

昭和 58 年 11 月に設置された静岡県立大学建設準備委員会は、この答申を受け、昭和 59 年 10 月、新県立大学の基本構想を策定した。

基本構想は「静岡薬科大学(昭和 28 年設置)、静岡女子大学(昭和 42 年設置)、静岡女子短期大学(昭和 26 年設置)を統合して、男女共学の 4 学部からなる総合大学を設置、名称は『静岡県立大学』とし、この大学は推薦入学、社会人入学、帰国子女の受け入れ、留学生の受け入れ等社会的要請に応えて、広く門戸を開くとともに、生涯教育や産学協同の場として、県民の期待に応えられるよう対処できるものであること。」というものだった。

この構想を受けて、県では、昭和 59 年 11 月に静岡県立大学建設準備会を設置し、学内諸規程等の検討や入学試験実施体制の整備など、開学に向けての準備作業に入った。その後、1 年 7 か月にわたる作業を経て昭和 61 年 6 月に静岡県立大学・同短期大学部の「設置認可申請書」を文部省に提出した。

静岡県立大学建設準備会による開学作業と並行して、県では 265 億円の事業費、昭和 59 年から 63 年度の事業期間をもって、校舎用地の取得、設計、建築工事を進め、昭和 61 年 3 月校舎等の建設に着手、62 年には第一期工事が完成した。

昭和 61 年 12 月文部大臣から静岡県立大学・同短期大学部の設置が認可され、昭和 62 年 4 月、薬学部、食品栄養科学部、国際関係学部、経営情報学部の 4 学部からなる新しい県立大学が静岡市谷田に開学した。

その後、昭和 63 年 4 月に大学院薬学研究科、平成 3 年 4 月に大学院生活健康科学研究科及び国際関係学研究科、平成 9 年 4 月に看護学部、環境科学研究所及び短期大学部、平成 10 年 4 月に大学院経営情報学研究科、平成 13 年 4 月に大学院看護学研究科、平成 14 年 4 月に大学院薬学研究科(医療薬学専攻)、平成 15 年 1 月に現代韓国朝鮮研究センター、平成 16 年 4 月に創薬探索センター及び地域経営研究センター、平成 17 年 4 月に健康支援センター、情報センター及び地域環境啓発センター、平成 19 年 4 月に言語コミュニケーション研究センター及びキャリア支援センター、平成 20 年 7 月に男女共同参画推進センター、平成 20 年 8 月に広域ヨーロッパ研究センター及びグローバル・スタディーズ研究センターを開設し、本学は 5 学部、5 研究科、1 研究所、1 短期大学部からなる総合大学として現在に至っている。

平成 15 年 7 月「国立大学法人法」が成立し、各国立大学は平成 16 年 4 月に一斉に法人化された。

その内容としては、国立大学は各大学ごとに独立法人化し、予算や組織編制は各大学の自己責任で決定するほか、学長の権限を強化、大学運営に民間経営の手法を導入、教育や研究に対する第三者評価の結果を予算配分に反映、教職員の能力や業績に応じた給与システムの導入など、国立大学を活性化するための改革が盛り込まれた。

同時期に「地方独立行政法人法」が成立し、平成16年4月から公立大学を法人化することが可能となった。

平成16年4月に公立大学の最初の法人として秋田県の国際教養大学がスタートした。本学では、平成16年度に、法人化担当の学長補佐を中心に法人化に関するシンポジウム等に参加するなど、情報収集及び担当者の研修を実施した。

大学全体の動きとしては、平成16年12月及び平成17年2月に「法人化検討準備会議」を開催し、学長、学部長、研究所長、事務局長、担当学長補佐及び大学室並びに本学事務局担当者が出席し、法人化についての意見交換等を実施した。

平成17年度からは、本学事務局に大学改革室が設置された。また、学長、学部長、研究科長、短期大学部長などで構成する「法人化検討委員会」を設置して、ほぼ月2回のペースで委員会を開催した。さらに、検討委員会の四つの作業チーム（運営組織・人事制度、目標・計画・評価、財務会計、地域貢献・産学連携）も作業を開始して、法人化に向けて本格的な調査・検討が進められた。また、法人化に関する県と大学との協議機関である「法人化検討協議会」も設置された。

平成17年9月の評議会において、「平成19年4月を目途に、県立大学の公立大学法人化を実現し、競争力のある存在価値の高い大学を創設すること」を決議した。

これを受け、平成17年9月の県議会代表質問に対する答弁の中で、県知事が「こうした大学の意向を十分に尊重し、大学と県との協議の上、平成19年4月を目途に、県立大学の公立法人化に向けて取り組むたい。」との考えを明らかにした。

平成18年2月県議会において、「静岡県公立大学法人定款案」と「静岡県公立大学法人評価委員会条例案」が上程され、平成18年3月17日に議決された。

平成18年12月県議会定例会に、「重要財産指定条例」、「職員引継ぎ条例」、「権利承継条例」及び「関連整備条例」が提出され、いずれも可決され、平成19年4月に公立大学法人化された。

主要事項

昭和 61 年 12 月	文部大臣から静岡県立大学の設置を認可される。
昭和 62 年 4 月	開学。初代学長に内菌耕二が就任。第 1 回入学式を挙行
昭和 63 年 4 月	大学院薬学研究科を設置
平成 元年 3 月	校舎等（第 期工事）が完成
平成 元年 3 月	静岡女子短期大学が閉学となる。
平成 2 年 3 月	静岡薬科大学及び静岡女子大学が閉学となる。
平成 3 年 4 月	大学院生活健康科学研究科及び国際関係学研究科を設置
平成 5 年 4 月	第 2 代学長に星猛が就任
平成 7 年 4 月	大学院生活健康科学研究科（博士後期課程）を設置
平成 9 年 1 月	短期大学部静岡校校舎竣工
平成 9 年 3 月	看護学部棟竣工
平成 9 年 4 月	看護学部を設置。短期大学部を改組
平成 9 年 4 月	環境科学研究施設が大学設置の環境科学研究所となる。
平成 9 年 5 月	創立 10 周年記念式典を開催
平成 10 年 4 月	大学院経営情報学研究科を設置
平成 11 年 4 月	第 3 代学長に廣部雅昭が就任
平成 13 年 4 月	大学院看護学研究科を設置
平成 14 年 4 月	大学院薬学研究科（医療薬学専攻）を開設
平成 15 年 1 月	現代韓国朝鮮研究センターを設置
平成 16 年 4 月	大学院薬学研究科の附属の研究施設として創薬探索センターを、経営情報学研究科の附属の研究施設として地域経営研究センターを設置
平成 17 年 4 月	第 4 代学長に西垣克が就任 健康支援センター、情報センター及び環境科学研究所に地域環境啓発センターを設置
平成 18 年 3 月	県議会 2 月定例会において、公立大学法人定款及び評価委員会設置条例が承認される。
平成 18 年 11 月	創立 20 周年記念式典を開催
平成 19 年 4 月	静岡県公立大学法人が設置・運営する大学となる。 食品栄養科学部食品学科を食品生命科学科、栄養学科を栄養生命学科に名称変更 言語コミュニケーション研究センター及び事務局にキャリア支援センターを設置
平成 20 年 7 月	男女共同参画推進センターを設置
平成 20 年 9 月	静岡県立総合病院内に薬学教育・研究センターを開設
平成 20 年 8 月	大学院国際関係学研究科の附属の研究施設として広域ヨーロッパ研究センター及びグローバル・スタディーズ研究センターを設置
平成 21 年 3 月	第 5 代学長に木苗直秀が就任

第1節 大学の理念・目的及び学部・研究科等の理念・目的・教育目標

1 大学の理念・目的等

(1) 現状

a 本学創立の設置理念

本学は、迫り来る高齢化、国際化、情報化など新しい21世紀社会を展望し、時代の変化に的確に対応しつつ、社会の要請に応え得る優れた人材の育成を目的として、昭和62年4月に開学した。また、公立大学の使命に鑑み、地域社会に寄与する人材の育成、教育・研究の成果の地域還元を積極的に図るなど、地域文化の拠点として、地域に立脚し、地域に開かれた大学であることを最大の目標とした。それは設立構想の中で提起された知事への答申書の中にも、次のように明示されている。すなわち「学術・文化の創造とその維持発展や産業の振興など、大学が地域に及ぼす影響は極めて大きい。大学には地域が抱える課題の学問的解明、あるいは持っている研究の成果や知識の提供などが要請されている。したがって、県立大学は研究機能等の充実を図り、地域の人々が積極的に利用できる形で開放し、地域の文化・産業の発展に寄与していく必要がある。(中略)今日の変化の激しい社会にあって、県民は心の充実や自己啓発など豊かな学習の機会を求めている。これら県民の要請に応えるため、大学自身が持っている教育・研究機能を効果的に発揮し、広く一般の人々にも提供しなければならない。県立大学は生涯教育の拠点として、新たな機能を拡充するなど、地域社会との接触を図りながら、教育・研究を通じて県民の負託に応えていく必要がある。」

この答申は本学創立の基本的理念となり開学に当たって定められた「静岡県立大学学則」第1条(目的)に次のように謳われ、以後本学の変わらぬ建学精神として脈々と受け継がれてきたといえる。『本学は、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、時代の要請と地域社会の要望に応え得る有為な人材を育成し、併せて開かれた大学として優れた教育・研究の成果を地域に還元し、もって文化の向上と社会の発展に積極的に寄与することを目的とする』。

本学設立後、平成3年には「大学設置基準の大綱化」によって「教養教育」の質的転換が起こり、現在ではその再評価を含め、大学教育の抜本的な改革が求められている。

平成10年には、大学審議会から「21世紀の大学像と今後の改革方策について 競争的環境の中で個性が輝く大学」が答申され、教育、研究、大学運営のあらゆる面での改革策が提起された。一方、平成7年には「科学技術基本法」が定められ、大学の知的資産の社会還元を産学官連携体制の強化等によって積極的に推進するなど、「開かれた大学」として社会との深い関わりが求められている。

本学は、平成19年4月に公立大学法人化され、大学改革に取り組んでいるが、開学以来20年を経過し、これまで以上に、教育・研究の一層の充実を図らなければならない。

b 本学の理念・目的等

本学の理念・目的等については、学則、大学院学則並びに公立法人化に伴い定められた「理念と目標」、中期目標及び中期計画に、次のとおり明文で規定されている。

静岡県立大学学則

(目的)

第1条 本学は、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、

知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、時代の要請と地域社会の要望に応え得る有為な人材を育成し、併せて開かれた大学として優れた教育・研究の成果を地域に還元し、もって文化の向上と社会の発展に積極的に寄与することを目的とする。

(人材養成等教育研究上の目的)

第2条の2 本学各学部における人材養成等教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 薬学部

医療の進歩に対応できる専門的な知識・技術を有し、高い資質を身に付けた薬剤師を養成し、及び医薬品に関連する基礎知識・技術を習得し、創薬・育薬を総合的に理解できる人材を養成する。

(2) 食品栄養科学部

食品と栄養に関する基礎知識及び関連する基本的技術を習得し、「食と健康」に関する科学の発展と実践に貢献できる人材を養成する。

(3) 国際関係学部

グローバル化に対応するために、多様な言語・政治・経済・文化等を理解・尊重し、国際社会において活躍できる人材を養成する。

(4) 経営情報学部

情報処理能力とマネジメント力を兼ね備えた、企業や地域社会に貢献することができる人材を養成する。

(5) 看護学部

少子高齢社会の健康の護り手として人々の生活を支援するため、確かな看護判断能力と実践能力を身に付け、他専門職と協働して健康上の課題に創造的に対応できる人材を養成する。

静岡県立大学大学院学則

(目的)

第1条 静岡県立大学大学院(以下「本大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授・研究し、精深な学識と研究能力を養い、もって文化の向上と社会の発展に積極的に寄与することを目的とする。

(人材養成等教育研究上の目的)

第3条の2 本大学院各研究科における人材養成等教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 薬学研究科

生命薬学を中心とした高度な専門知識と技術を身に付け、創薬、衛生など幅広い分野で活躍できる人材を養成するとともに生命関連学際領域に貢献できる薬科学者を養成する。

(2) 生活健康科学研究科

生命科学や環境科学等の先端基礎科学を基盤として、高齢社会の急速な進展と地域環境の悪化を克服し、持続可能な社会の構築に資する人材を養成する。

(3) 国際関係学研究科

グローバル化する世界での諸課題に挑み、高い専門知識を修得し、問題を把握、分析し、国際社会に貢献できる人材を養成する。

(4) 経営情報学研究科

営利組織や非営利組織の情報処理や経営管理に関する高度専門職業人を養成する。

(5) 看護学研究科

優れた倫理的判断力や保健医療の国際化・情報化に対応できる能力を持ち、看護実践の質の向上及び教育・研究を積極的に推進できる人材を養成する。

理念と目標（2007(平成 19)年 7 月 26 日制定）

静岡県公立大学法人静岡県立大学は、5 学部と 5 大学院、短期大学部、研究所の総力を結集し、「県民の誇りとなる価値ある大学」の実現に向け、教育研究活動を実践します。

理念

静岡県立大学は、たゆみなく発展する大学を目指します。

静岡県立大学は、卓越した教育と高い学術性を備えた研究を推進します。

静岡県立大学は、学生生活の質（QOL）を重視した勉学環境を整備します。

静岡県立大学は、大学の存在価値を向上させる経営体制を確立します。

静岡県立大学は、地域社会と協働する広く県民に開かれた大学を目指します。

目標

静岡県立大学は、その理念に基づき、教育・研究・地域貢献・国際交流において、次の目標を掲げます。

教育

学生を第一に考え、学生生活の質（QOL）の向上を図り、高度かつ秀逸できめ細やかな教育を提供することで、社会に貢献できる有為な人材を育成します。

研究

静岡県の最高学府としての自覚を持ち、独創性豊かで高い学術性を備え、国際的な評価に耐え得る研究を推進します。

地域貢献

県民の負託に応え、県政や産業界との連携を図りながら、卓越した教育と高い学術性を備えた研究による成果を地域に還元します。

国際交流

諸外国から学生・研究者を積極的に受け入れ、また世界に情報発信することにより、静岡県の国際交流の強力な推進力となります。

静岡県立大学は、この目標を達成するため、学術的・人的資源を最大限に活用した大学運営とその体制の確立を目指します。

静岡県公立大学法人中期目標

静岡県公立大学法人(以下「法人」という。)は、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、時代の要請及び地域社会の要望に応え得る有為な人材を育成し、併せて開かれた大学として優れた教育・研究の成果を地域社会はもとより国際社会に還元し、もって文化の向上及び社会の発展に積極的に寄与することを目指す大学を設置し、及び管理することを目的とする。

この目的を実現するために、法人は、静岡県立大学及び静岡県立大学短期大学部(以下「県立大学」という。)が、静岡県民に支援された大学であり、地域に立脚した大学であるということを深く認識し、教育研究活動を活性化させることにより、魅力ある大学づくりを進めて行くことが必要である。

静岡県は、法人が、自主的、自律的かつ効率的な大学運営を行い、より一層県民の期待や負託に応えていくよう、この中期目標を定め、法人に指示する。

第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

平成19年4月1日から平成25年3月31日までとする。

静岡県公立大学法人中期計画

前文

静岡県公立大学法人は、静岡県立大学及び静岡県立大学短期大学部(以下「県立大学」という。)が、静岡県民に支援され、地域に立脚した大学として、「県民の誇りとなる価値のある大学」を目指し、知の創造とその活用により社会に貢献できる有為な人材を育成するとともに、卓越した教育と高い学術性を備えた研究による成果を地域に還元し、さらに世界に情報発信するなどの活発な教育研究活動を展開することにより、一層充実、発展するよう、県立大学を運営する。

1 たゆみなく発展する大学(Ever-expanding Center of Knowledge)

未来を志向して、個性豊かな学部・大学院・短期大学を組織することで、新しい知識を創造するとともに、確固たる自我を持ち社会に柔軟に適應できる人材を輩出し、活力があり自律的に発展する大学を目指す。

2 卓越した教育と高い学術性を備えた研究の推進(Cutting-edge Research and Education)

静岡県の最高学府としての自覚を持ち、高度かつ秀逸できめ細やかな教育を提供すると同時に、独創性豊かで高い学術性を備え、国際的な評価に耐え得る研究を推進する。

3 学生生活の質を重視した勉学環境の整備(Student-centered Learning Environment)

学生を第一に考えて、少人数を対象とした多様なカリキュラムを提供し、福利厚生を充実させる等、優れた勉学環境を整備することにより、学生生活の質(QOL)の向上を図る。

4 大学の存在価値を向上させる経営体制の確立(Reputation Enhancement through Effective Management)

価値観の多様性を重視し、大学の有する学術的・人的資源を最大限に活用した経営を行うことにより、大学の有する総合的価値を向上させる経営体制を確立する。

5 地域社会と協働する広く県民に開かれた大学(Open Forum for Community Collaboration)

県民の負託に応え、県政や産業界との連携を図りながら県下全域を大学のキャンパスと認識し、大学で創造した知を活用して、地域社会に貢献し発展する大学を目指す。

第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期計画の期間

平成19年4月1日から平成25年3月31日までとする。

c 大学の理念・目的の周知

本学のウェブサイトの「大学概要」の中に学則、大学理念(「理念と目標」、「教職員行動規範」、「環境憲章」)及び法人情報(「中期目標」、「中期計画」等)を載せ、一般に広報するとともに常に学生、教職員が確認できるようにしている。

また、大学案内、大学リーフレットの冒頭に「理念と目標」を掲げ、本学の理念・目的を宣言している。

なお、中期計画は、年度計画・年度業務実績と静岡県公立大学法人評価委員会の評価結果と併せて県議会に報告されるとともに、県民に公表されている。

(2) 点検・評価

本学は、静岡薬科大学以来の伝統と実績を有する薬学部に加えて、創立時に国公立大学としては全国で初めての食品栄養科学部、国際関係学部、経営情報学部を新設し、その後、地域社会の要請に応える看護学部、各大学院研究科を設置するなど、静岡県の最高学府・高等教育機関として個性豊かな大学づくりが図られたといえる。また、設置理念を含めてその方向性は、変動著しい近未来社会においてなお色褪せたものとはなっていない。しかし、建学精神を大学として、また各部局それぞれの専門性の中でさらに合目的的に具現化を図り、明確に示していく努力こそ今強く求められている。

(3) 改善の方策

大学の自主的、自律的かつ効率的な運営体制を確立するため、平成19年4月に本学は公立大学法人化し、地域に立脚する大学として、より一層県民の期待や負託に応えていくよう、目的指向型の大学運営に取り組んできた。今後も、時代の要請及び地域社会の要望の変化に応えつつ、本学の理念・目的及びその実現に向けて、不断に計画 実行 評価 改善を行っていく。

2 学部の理念・目的・教育目標等

(1) 現状

a 薬学部

薬学部は旧静岡薬科大学を母体としており、昭和 62 年の新大学発足に伴い、静岡県立大学薬学部となった。その後の四半世紀の間、創薬及び衛生薬学の分野における学術的貢献に高い評価を受けてきた。また、製薬企業はもとより医療機関、薬務行政機関などにおいて指導的立場で活躍できる多くの人材を社会に送り出しており、薬学教育機関として全国的にも高い評価を得てきた。国民の高度医療への期待の高まりを受けて、医療政策の変革とともに、薬学教育を取り巻く環境は、この 10 年間に 2 度の大転換を迎えた。

平成 4 年に医療法が改正され、薬剤師は医師、看護師とともに「医療の担い手」としてその重要な立場・役割が明確に規定された。医薬分業が推進され、薬剤師の医療で果たすべき役割に期待が高まると同時に、医薬品の適正使用における薬剤師の社会的責任もますます大きくなった。本学部はこれに対して、高い使命感と倫理性を備えた薬剤師・薬学研究者を育成するために医療薬学教育・研究部門の拡充を行った。平成 8 年に医療薬学系講座(2 講座、1 研究室)の増設と平成 11 年度のカリキュラムからは、著しい進歩を遂げている医療現場に対応できるように、新規の授業科目を追加し、当時はまだ全国的には導入されていなかった医療施設における実習(病院薬剤部 3 週間、開局薬局 1 週間)をいち早く導入した。また、創薬及び衛生薬学を含めた高い学問・研究レベルの大学院教育と連動した教育推進を行い、その成果もあって本学薬学研究科と生活健康科学研究科は平成 15 年度に文部科学省 21 世紀 COE プログラムの採択機関となった。さらに、平成 16 年には薬学研究科に教員 4 名からなる創薬探索センターを設置した。

平成 16 年の学校教育法、薬剤師法の一部改正に伴う平成 18 年度からの薬剤師養成課程 6 年制移行を踏まえ、教育体制の抜本的改組を行うことになった。6 年制の施行に当たって、従来の薬学科、製薬学科を 6 年制「薬学科(定員 80 名)」と 4 年制「薬科学科(定員 40 名)」の 2 学科制に改組した。平成 20 年度には、医療施設との連携強化のために静岡県立総合病院内に薬学教育・研究センターを開設した。

教育理念

高い使命感と倫理性を有し、医療チームの一員として実践的能力を発揮できる指導的薬剤師・高度専門職業人の養成を図るとともに、従来の薬学の創薬、衛生薬学を発展させ、世界的レベルの生命科学を基盤とした創薬研究・開発を担える人材、医療薬学や健康衛生科学分野で活躍できる人材の育成を目的とする。また、高水準の薬学関連研究を遂行する拠点として、さらに地域の医療と環境に問題意識をもち、健康の維持・増進に貢献する拠点としての学部を目指す。

教育目標

6 年制薬学科では、医療薬学や臨床薬学に精通するとともに、強く求められている豊かな人間性と高い倫理感を有し、患者の立場に立ったコミュニケーション能力、すなわち医療人としての健全な自覚、責任感及び実践力を備えた薬剤師の養成を目指す。4 年制の薬科学科では、人類の健康増進や医薬品の創製につながる先端的な基礎薬学、創薬科学、生命科学、医療薬学や臨床薬学等に精通し、幅広い薬学分野に活躍できる人材や開発・

研究を担う人材を養成する。この両学科の絶えまない交流・融合可能な並存教育を行う。以下に具体的な内容をまとめた。

1. サイエンスとしての薬学の基礎的及び専門的な知識・技術を身に付ける人材の育成
2. 人類の健康増進や医薬品の創製につながる先端的な基礎薬学、創薬科学、生命科学等の分野で活躍する人材の育成
3. 医薬品の生産、供給、適正使用、管理、医薬品情報の収集・解析・提供等の分野で活躍する人材の育成
4. 医療人として豊かな人間性と高い倫理感を有する臨床薬剤師・薬学人の育成
5. 医療人としてのコミュニケーション能力、健全な自覚、責任感及び実践力を備えた臨床薬剤師の養成
6. 医療薬剤師教育分野で指導的役割を担う人材の育成

いずれの学科にあっても大学院への進学を推奨し、独創的構想力、研究組織力、研究遂行力さらに国際的競争力を備えた研究者の育成を図る。

伝達手段として学部案内を活用しており、カラー版とするとともに、教育の理念・目的・教育目標、在校生及び卒業生の特筆される学習、就職活動等を記載することにより薬学部の魅力を伝えるよう配慮した。また、日本薬学会が発行してしている薬学の社会に対する役割及び魅力を伝えるパンフレットを購入して配布している。さらに、ウェブページを作成し、入学を希望する高校生及び高校の指導教員に対して各種の情報伝達を行っている。

入学者に対する教務・学生生活に関するガイダンス及び早期体験学習などを通して、薬学科、薬科学科の理念・目的・教育目標の周知徹底を図っている。また、アドバイザー制度による進路指導を通して本学部の教育目標について周知させている。

b 食品栄養科学部

食品栄養科学部では、食べ物という物質面の学問として発展してきた食品学と、生体内に入った食べ物の代謝や生体機能との関係を扱う栄養学を互いに密接に関連させながら、「食と健康」に関する諸問題を総合的に、かつ科学的に教育・研究することを目指している。

本学部では教育に当たって、正しい科学的知識及び「食と健康」に関する専門的な知識と技術を身に付け、力強く社会で活躍できる、有為で創造力豊かな人材の育成を目指し、また幅広い教養と思いやりの心をもった人間味のある人材の養成を心掛けている。研究面では、ポストゲノム・シーケンス時代である 21 世紀において食品科学、栄養科学の学問分野をリードすべく、生体レベル、細胞レベル、遺伝子レベル及び分子レベルでの各分野の「食と健康」の問題に取り組んでいる。

食品生命科学科の教育においては、食品成分の科学、食品の生産・加工・貯蔵の科学、食品の衛生に関する科学を 3 つの柱とし、さらに、ライフサイエンスに対応すべく、分子生物学、生化学、生理学、栄養学などの基礎概念も教育するようしており、幅広い学際的知識と能力を持った食品科学技術者の養成を目指している。

栄養生命科学科の教育においては、生命と健康の維持のメカニズム、栄養素の消化・吸収とその体内での代謝、集団及び個別栄養と公衆衛生に関する科学を 3 つの柱

とし、栄養の最も基礎となる細胞レベルの生命維持機構から個体レベルの健康維持、更には国民レベルの栄養の問題について幅広い知識を持った人材の育成を目指している。また、管理栄養士養成施設として、食品成分の化学や最先端の生命科学を理解した管理栄養士の養成を目標としている。

これら食品栄養科学部の理念・目的・教育目標については、学則のほか学部案内や学部ホームページを通じて周知を図っている。また、高校生や高校の進路指導の教員には、オープンキャンパスや高校訪問などあらゆる機会を利用して周知させ、適性のある学生の進学につながるようにしている。

c 国際関係学部

国際関係学部は、国内外を問わず、国際関係に関わる幅広い分野で活躍できる人材の育成を基本理念としている。それには、グローバル社会にあつてますます複雑化していく国際関係を多元的・複合的に理解することが肝要である。以上の目的を達成するための教育理念として以下の4つの柱を立てている。

1．学際的（インターディシプリナリー）アプローチ

国際関係とは、国家・国際組織・個人などのアクターが、国境を越えてあらゆる次元で織り成す諸関係の総体であると定義される。このような巨大な対象は、一つや二つの学問分野のみで理解することは困難である。可能な限り多くの学問分野から国際関係を考えられる学生の育成を目指す。

2．学際的アプローチに則ったグローバルな現代的課題の研究と地域研究

本学部が総力を挙げて研究し教育するのはグローバルな現代的課題と地域研究である。前者は例えば難民問題、民族紛争、テロリズム、大量破壊兵器、ジェンダー、ボーダーレス化などの諸問題が想定される。しかしグローバル化の進行の反面、価値観、文化、宗教、思想という根源的な問題は各地域の特色を維持している。したがって後者の地域研究が重要度を増す。本学部は地域研究を学際的な観点から進めている。言語、文学、歴史、思想、文化から社会・政治・経済・法律まで幅広い観点から地域を総合的に理解できる教育・研究体制を構築することを目指す。

3．基礎科目とりわけ語学力の充実

グローバルな現代的課題と地域研究を考察する上で、基礎学力の充実は欠かせない。何よりも情報収集に不可欠な語学力が必要である。基本的な言語としての英語教育の充実は当然であり、さらに地域言語（例えば、フランス、ドイツ、スペイン、中国、韓国、フィリピン、ロシアの諸言語）教育の拡充を図る。さらに収集した情報の分析を行なう上で必要なIT知識の修得を可能にすることを目指す。

4．演習と卒業研究における知識の体系化と統合化

以上1～3の教育理念に基づき学習してきたことが単なる断片的な知識の集積に終らせないために、3、4年次に演習と卒業研究を必修科目として位置付けている。演習は指導教員の下、様々なアプローチ、課題に沿った知識の再確認、強化の機会となり、卒業研究は多角的に学んできた知識を体系的に整理し、統合化させる作業である。卒業研究の完成により、4年間にわたる国際関係の学習が有機的に結実できるような教育水準の確保を目指す。

毎年度当初、新入生を迎えてガイダンスを実施しシラバスを配布して、履修指導の

ために学部の理念・目的・教育目標について口頭説明を行っている。また大学案内、学部案内の冊子や大学のウェブサイトにも学部の理念・目的・教育目標、さらにそれを具体化したカリキュラム紹介が明記されているため、入学志望者、在学生、教員、一般人いずれも様々な方法で常時内容を知ることができる。

d 経営情報学部

経営情報学部の教育理念は、ダイナミックに変化する現代社会のニーズに対して、情報処理能力と、情報を含む経営資源を適切にマネジメントするスキルを兼ね備え、企業や地域社会に貢献することができる人材を育成するというものである。

経営情報学部は1987(昭和62)年に発足した。本学部は全国の国公立大学で初めて経営情報という名称を冠した学部であり、A(Administration/Accounting: 経営、行政、会計学など)、M(Mathematics/Model-building: 応用数学、統計学など)、C(Computer/Communication: 情報処理、情報通信など)が有機的に結合した教育を行う仕組みが構想され、この理念は今日まで本学部に引き継がれている。

本学部は、発足以来現在まで数年おきに数次にわたり組織された学部将来ビジョン委員会等で、教育体制の検討と自己改革に努めてきた。その結果、本学部では学部の教育目的を学部全体が認識し、学部基礎科目と、専門教育科目にA系列、M系列、C系列とそれらの複合系列に分類される授業科目をバランスよく開講している。学部基礎科目には経営情報学部生として習得すべき必要最小限度の授業科目を配し、全学生にこれらすべての科目の履修を義務付けている。専門教育科目の履修に関しては、相互に無関係な科目の履修を避け、AMC群のいずれかの分野を深く、あるいは複合分野を広く、かつ系統的に学習するように助言している。

また、平成17年度に、数学、情報、商業の3つの教科の高等学校教諭一種免許状の取得が可能な教職課程を設置し、学生の進路の選択肢の拡大を図っている。

学部の入学時ガイダンス、大学及び学部のウェブページ、学部パンフレット、オープンキャンパス、オープンレクチャー、模擬講義及び高校への出張講義などを通じて、学部の理念・目的・教育目標の周知を図っている。

e 看護学部

看護学部は、「人間尊重の理念に基づき、変動する社会の要請に対応して、看護の役割を認識し保健医療チームの一員として、看護の専門的役割を発揮することのできる能力を養い、地域社会における人々の健康生活の向上に寄与できる人材を育成する」ことを学部の教育理念としている。この理念を実現するために、学部の教育目標を以下のように明示している。

1. 生命の尊厳を基盤とし、人間を身体的、心理的、社会的存在として総合的に理解できる能力を養う。
2. 科学的根拠に基づいた適切な判断能力と問題解決能力を養う。
3. 看護に必要な専門知識、技術及び態度を修得し、個人及び集団の健康問題への援助ができる能力を養う。
4. 保健・医療チームの一員として、他の職種との連携や調整ができる能力を養う。
5. 看護専門職としての自己啓発能力と看護学の発展に寄与できる研究の基礎的能力を

養う。

6．国際的な視野を持ち、国際社会の中で保健・医療分野の交流や協力ができる基礎的能力を養う。

さらにこの教育目標を達成するために、入学者受け入れのポリシーとして、ものごとを深く科学的に探求するひと 豊かな人間性を持ち真摯な態度で「ひと」に向き合えるひと 夢の実現に向けて主体的に道を切り開いてゆくひとの3点を掲げている。

学部の理念を周知するために、学則第2条の2において学部の教育目標を以下のように明示しており、学則はホームページ上で誰でもが見ることができる。

「少子高齢社会の健康の護り手として人々の生活を支援するため、確かな看護判断能力と実践能力を身に付け、他専門職と協働して健康上の課題に創造的に対応できる人材を養成する。」

さらに、看護学部の教育目標・求める人材については看護学部ホームページのアドミッションポリシーの中で、育成すべき目標とともに明確に謳われている。

これらの理念及び教育目標の学生への周知は、学部履修要項の冊子の1ページ目に書かれており、これは新入生のオリエンテーションでも説明される。同時に学部のカリキュラム構成は大きな意味でこれらの理念・目標を具現化するように構成されている。この点において、各教員がそれぞれの講義・実習などを組み立て、教授する際に学部の理念を常に念頭に置きながら、かつ、自らの講義内容などが目標に合致しているかを検証しながら進めていくことで、学部へ浸透させていく努力が最も有効な方法と考えられる。

学外、特に看護学部を希望する高校生・受験生に対しては、教員の高校訪問、出張授業、オープンキャンパスなどのあらゆる機会を利用して学部の説明を行う際に配布する大学案内、学部案内の中でその目的と対象に応じて学部の目指しているものとして解説されている。

理念・目的を検証する際の評価の視点は2段階であることが必要である。まず、第1段階は理念・目標に沿ったカリキュラムが構成され、講義内容がそれに沿ったものになっているかという視点であり、第2段階は学部で教育を受けた卒業生が学部の理念に沿った果実として結実しているかどうか、さらには、一生を通じて我々の期待する人材として学ぶことを継続しているかどうかという結果としての視点である。

第1の視点について言えば、現在、学部では、平成21年度の新カリキュラム改正に向けて、時代とともに変貌する地域の現状と将来を見据えて、看護学部の理念と教育理念及び教育目標を再検討し改定する予定である。

また、第2の視点の評価は、学部自身が行う評価というよりは、卒業生を送り出した社会から受ける外部評価ということになる。これに関係した調査はこれまで、二つ行われてきた。平成14年度に実習施設を対象に本学卒業生のあるべき姿(求められる姿)とそのために必要な教育を明らかにする目的で、県内の病院11施設、保健センターなど18施設、訪問看護ステーション7施設に対してアンケート調査が行われた。また、平成18年度には学長権限分プロジェクト「静岡県立大学看護学部卒業生の医療現場への職場適応を促す実習方法の検討」の中で、「本学の卒業生の臨床実践能力の現状と職場適応状況」が検討された。

(2) 点検・評価

a 薬学部

[効果の上がっている事項]

平成14年の日本薬学会の「薬学教育カリキュラムを検討する協議会」から発表された「薬学教育モデル・コアカリキュラム、薬学教育実務実習モデル・コアカリキュラムおよび卒業実習カリキュラム」に対応した大幅なカリキュラム改編を行った。既(旧)学科教育と教員配置・教員負担にも考慮してバランスを図りながら平成18年度から新カリキュラムの運営を行っている。これによって、6年制薬学教育プログラムの教育目標を達成すべく、医療系、臨床系教科を増やした。また4年制薬科学教育では、最新の研究に特化したアドバンスト選択科目の充実を図った。さらに生命科学の基礎科目教育の充実のみならず、問題解決型能力や国際化に対応した能力の涵養が重要であり、科学英語教育を始めプレゼンテーションスキルや情報リテラシー及び実習教育の充実を図った。

6年制の薬学科では、6カ月の実務実習の履修が必修で、参加型学習が大きな特徴である。この実務実習とそのための事前学習教育体制の整備を年次進行で進めている。

平成18年度に薬学教育・研究センターを設置し、臨床薬剤学分野、臨床薬効解析学分野及び病態機能解析学(現 薬局管理学)分野を開設した、さらに平成20年度には実務実習事前学習を担当する実践薬学分野を設置した。薬学科では静岡県立総合病院を主軸として静岡県内の基幹病院及び薬局において各11週間実習を行う。実務実習に際しては、静岡県薬学・薬剤師教育協議会(静岡県薬剤師会大学支部)が静岡市近郊の開局薬局に委嘱し、実効性のある実務実習体制を整えている。この長期実務実習を円滑に行うための学生の質を保証するために、4年次に行う知識評価のCBT(Computer Based Testing)及び客観的臨床能力評価試験(OSCE: Objective Structured Clinical Examination)の共用試験の実施体制の整備、さらに、学内での実務事前実習学習の実施に向けた整備を年次進行で推進している。

実務実習に関連した、事前学習教育体制の整備及びCBT、OSCEのトライアルについても委員会を設置して、平成18(2006)年、19(2007)年、20(2008)年の計3回のトライアルを実施し検証を行ってきた。さらに、臨床薬学演習、総合薬学演習、科学演習科目では少人数(Small Group Discussion, SGD)による、問題解決型学習(Problem Based Learning, PBL)を行うことにし、その整備の準備・検証を行ってきた。4年次から6年次には薬学卒業研究として、医療・臨床薬学領域に限定しない、薬学の幅広い領域での個別的研究テーマのもと、より高度な知識と技術の修得及び問題解決能力の育成と論文作成及び成果発表を課したカリキュラムを全教員で行う体制を組んでいる。

一方、4年制の薬科学科のカリキュラムでは、1-3年次は薬学科とほぼ同様なものを課し、4年次の12ヶ月の卒業研究を通じて課題探求・問題解決能力、考察力の涵養を強く志向している。薬科学科では、薬学研究者養成を目指し、大学院博士前期(修士)課程2年間でのより高度な知識と技術の修得と連動した、6年間の一貫型教育を志向している。

学士力を養う教養科目については、全学共通科目を活用するとともに、薬学の魅力を伝え、さらに「生命倫理」講義を配置して、豊かな人間性と高い倫理感を有する医療人教育を実践している。早期体験実習などの新領域科目では、薬学科、薬科学科選択にも配慮したものにして、学部教務委員会として全教員参加の形式で医療現場のみならず研究施設・機関の見学も含めた多様な教育を実施している。

これらの教育内容及び施設の充実、6年制薬学科に求められる社会のニーズに応え得る高度な薬剤師や学士（薬学）の養成、4年制薬科学科に求められる医療薬学や健康衛生科学分野に活躍できる人材や創薬研究を担う人材の養成に貢献するものとする。特に、従来から行ってきた全学共通科目及び演習科目の充実、とりわけ医療薬学系科目の充実等の教育改革は教育目標を達成するために貢献すると期待される。

薬学部の旧課程では、大学院に進学する学生も多く、修士課程や博士課程修了後、国公立の試験研究機関や企業の研究員、さらには大学の教員として、医療現場、製薬企業、医療行政の場で貢献している。薬剤師国家試験の合格率は、約80%の成績を維持している。この合格率は国公立大学の中では常に上位に位置しており、平成19年度の新卒合格率は17校中2位であった。

学部卒業生は、公的病院薬剤師、調剤薬局薬剤師のニーズが高く、近年はこの分野での就職が多い。また、公務員とりわけ地方自治体の公務員として医療・厚生行政の分野に就職するものが多く、この傾向は大学院進学者の修士課程修了者に見られる特色である。

[改善が必要な事項]

薬学部の新課程では、3年次9月に学生の希望に基づいて、薬学科、薬科学科の分科の振り分けを行っている。4年制薬科学科の特色などの理解に努めているが、希望者数には若干の偏りがみられる。この原因などを解明して、適正な定員どおりの分科とすることが望まれる。

伝統的に基礎薬学系及び創薬学系の教員に比して医療薬学系の教員とりわけ実務実習担当教員が少ないため、6名増員を6カ年にわたって行っており、この実務実習担当教員の採用は平成21年の2名をもって整備される。実務実習担当教員の准教授としての採用は、全国的な人材不足の中で行っており、高度な薬剤師養成を行うためには、今後解決しなければならない課題として残されている。

事前学習教育体制も年次進行で整備を進めているが、模擬薬局などの施設整備がずれ込んでいる。このため、学内での実務事前実習教育の実施に向けた準備を短期間に行う必要がある。

低学力学生対策のための補習授業、カリキュラムの過密化の解消及び教員の負担増、実務実習担当指導教員の養成など、解決しなければならない課題がある。

インターネットの重要性がますます高まっているため、ウェブページを充実させることにより、理念・目的・教育目標の周知が図られている。各研究室のホームページには、最新の情報とりわけ研究活動状況の記載内容について、随時アップデートすることを促進しており、また国際化の観点から、英語のウェブページの作成の徹底が課題である。

進路変更あるいは勉学意欲の喪失などによる中退者が散見されるので、直接指導する各教員への教育目標に対する周知を強化することが求められる。

b 食品栄養科学部

[効果の上がっている事項]

食品栄養科学部では、食品生命科学科(旧食品学科)と栄養生命科学科(旧栄養学科)の2学科制により、食品や栄養に関連する多くの専門家(研究者、技術者、栄養士、管理栄養士、公務員、大学教員等)を輩出してきた。食品生命科学科の卒業生は食品会社を中心とした民間企業に就職して、食品の製造、品質管理、分析、商品開発に従事し、栄養生命科学科の卒業生は、食品会社・病院・学校等で、栄養士あるいは管理栄養士の資格を生かして活躍している。また大学院に進学する学生も多く、修士課程や博士課程修了後、国公立の試験研究機関や企業の研究員、さらには大学の教員として、食品栄養科学や生命科学の発展に貢献している。管理栄養士国家試験の合格率は、3年連続96%以上を維持している。

[改善が必要な事項]

食品栄養科学部の理念・目的・教育目標については、今後、時代の変化に対応できるよう見直しも必要である。

食品栄養科学部の研究室数は27研究室に及んでおり、細分化が進みすぎているきらいがある。これは、過去に行われた一般教養担当教員の学部分属や、浜松の県立大学短期大学部の閉鎖に伴う教員の配置換えによるものであるが、学問体系の再構築とともに分野ごとの研究室の統合が必要である。

c 国際関係学部

[効果の上がっている事項]

上記1～4の柱に沿ったカリキュラムは確立し、4年間にわたる体系的な国際関係の学習が可能な環境は整い、多くの優秀な人材を社会に送り出している。その意味では理念・目的・教育目標を充たす水準に本学部は到達している。ただし国際関係という変転しやすい学問対象に応じ、常時教育理念の点検が必要であることは言うまでもない。例えば、1の「学際的なアプローチ」に関連する学問分野の変化、2の「グローバルな現代的課題」の内容の変化に着目し、カリキュラムに反映させる作業は不断に行われるべきである。

学部紹介の冊子は、毎年改訂増補を重ね現在では22頁の充実したものとなっている。大学のウェブサイト更新に合わせ、学部カリキュラム紹介、アドミッションポリシー等公開情報の整備がなされた。

[改善が必要な事項]

しかし公開情報には、部分的に未整備情報があるため、今後とも整備に努めたい。学部独自のウェブサイトにも未整備・未更新情報があるため、改善が必要である。

d 経営情報学部

[効果の上がっている事項]

本学部においては、現状において学部理念を達成可能とするカリキュラムを学生に提供しているといえる。現在、平成15年度に施行された現行カリキュラム体制が5年を経過したところであり、平成19年度から開始された6年間の中期計画に、現行カリキュラムをより充実させた、次期カリキュラム体制の検討を盛り込んでいる。

学部の理念・目的・教育目標の周知に関しては、学部の入学時ガイダンス、大学及び学部のウェブページ、学部パンフレット、オープンキャンパス、オープンレクチャー、模擬講義及び高校への出張講義などの手段を通じてこれを行っており、手段の多様性としては十分効果が上がっていると考えている。周知する内容については、毎年議論、検討を重ね、内容の充実と最新情報の提供を図っている。

[改善が必要な事項]

現在中期計画等委員会や教務委員会を中心に検討を重ね、具体案の策定及び試験的实施を行っているが、次期カリキュラムに盛り込む必要がある事項として、少人数教育の拡充、低学年次における基礎学力の充実、学生のキャリアプランと連動した履修モデルの実現が挙げられる。

学部の理念・目的・教育目標の周知の手段及び内容については、毎年議論、検討を重ね、充実を図ることを継続する必要がある。

e 看護学部

[効果の上がっている事項]

本学は学則第 1 条において「学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、時代の要請と地域社会の要望に応え得る有意な人材を育成し、併せて開かれた大学として優れた教育・研究の成果を地域に還元し、もって文化の向上と社会の発展に積極的に寄与すること」をその目的として謳っているが、上に述べた看護学部の理念は本学の目的と正しく合致し、看護学の教育を行うことで大学の理念を具現化できると考える。

さらに教育目標において看護職に期待される能力とそれを臨地で応用する能力、さらに地域に還元する時に必要とされる能力を明示し、理念を具体的に学部の教育内容に反映しやすきようにしていることは評価できる。同時に、入学者受け入れのポリシーを、学部の理念と連動する学生の資質として公開していることも評価できる。

これらの理念及び教育目標の学生への周知は、学部履修要項の冊子の 1 ページ目にかかれており、これは新入生のオリエンテーションで説明される重要事項と位置付けられていることは評価できる。

学外、特に看護学部を希望する高校生・受験生に対しては、教員の高校訪問、出張授業、オープンキャンパスなどのあらゆる機会を利用して学部の説明を行う際に配布する大学案内、学部案内の中でその目的と対象に応じて学部の目指しているものを周知しようとする努力は評価される。これは看護学部をより良く理解してもらうためにも必須の事項と位置付けられる。

また、平成 18 年度に行われた実習施設の臨床実習指導者へのインタビューの結果として、大卒看護師に臨床で求められる能力や資質として、「患者に関心を向けて話ができて、その人の気持ちや状態の変化を察知できること」「看護に必要な最低限の技術を身に付けていること」「患者の状態やおかれた状態を根拠に基づいてアセスメントし、看護計画を立案できること」「疑問を自分で調べて考える能力」「言語化する能力と思考力」「ポイントを押さえてわかりやすく発表する能力」が挙げられ、教育目標そのものは臨床側の求めるものに十分合致するものであることが明らかにされた。

[改善が必要な事項]

現在、学部では、平成 21 年度の新カリキュラム改正に向けて、時代とともに変貌する地域の現状と将来を見据えて、看護学部の理念と教育理念及び教育目標を再検討し、それに基づいたカリキュラム改正案を作成し申請した。これにより、学部の目的を「少子高齢社会の健康の護り手として人々の生活を支援するため、確かな看護判断能力と実践能力を身に付け、他専門職と協働して健康上の課題に創造的に対応できる人材を養成する」とし、この目的に沿って、特に次の 3 点を学部教育の重点目標とした。すなわち、1. 主体的に学ぶ人材の育成、2. 看護技術科目の充実、3. 国際化に対応可能な看護職の育成である。

また、看護技術科目の充実に関しては、平成 14 年度に実習施設を対象に行われたアンケート調査で評価の高かった項目は、「人間尊重・擁護能力」「基本的看護技術能力」「自己啓発・自己学習能力」「コミュニケーション能力」などであり、評価の低かった項目は「問題解決能力」「マネジメント能力」「根拠に基づく実践・解決能力」等であった。これらは本学卒業生の現状を物語っていると思われる。この結果に表現された能力はいずれも、本学の教育目標で表現されている能力であり、その点における評価としては、達成されている部分も見られるが、なお教育側の努力と工夫が要求されているものと考えられた。

(3) 改善の方策

a 薬学部

平成 21 年度に「薬学教育(6 年制)第三者評価 評価基準」に基づいた自己評価(「自己評価 21」)を実施することになっている。「薬剤師養成のための薬学教育実務実習の実施方法について」について、平成 22 年度に 6 年制薬学教育一期生の実務実習を実施するに当たり、第三者評価若しくはそれに準ずる方法により、質の高い 6 年制薬学教育が行われていることを客観的に確認し、社会に対する説明責任を果たすことが求められている。このためのワーキンググループ(委員会)を設置しており、関連ワークショップに担当教員が参加している。

本学部は、3 年次 9 月に薬学科、薬科学科への学科選択(入試は薬学部として一括)を行うに当たって、学生の希望を調整して定員枠で割り振ることにしている。これを機能させるために、早期体験学習などを通じての進路指導及び単位判定と成績の公開性を担保することがより求められる。また、平成 20 年 4 月に行った保護者会及び全教員が担当しているアドバイザー制度を継続させる。

平成 21 年度には、5 年次に課せられている実務実習に関連して、事前学習教育を踏まえた CBT、OSCE を行うことが義務付けられている。この共用試験を円滑に実施し、不合格者の取り扱いとその対応のカリキュラムを作成する。

高校生に対しても、大学院進学を視野に入れた広報活動が重要である。薬学部が薬剤師職能教育機関にとどまらないことなどを、高大連携事業、公開講座も含めてあらゆる機会及び各種広報手段を用いて、理念・目的・教育目標の周知を図る。また、教育目標に対する各教員への周知を強化する。

b 食品栄養科学部

食べ物という物質面の学問として発展してきた食品学と、生体内に入った食べ物の代謝や生体機能との関係を扱う栄養学を互いに密接に関連させながら、「食と健康」に関する諸問題を総合的に、かつ科学的に教育・研究することを目指すという教育理念を実現するため、絶えず検証を行い、カリキュラムに反映させる体制の整備を行う。また、時代の変化に対応できる組織にするため、従来の研究室の統廃合及び整備を進める。

食品生命科学科では、最先端の生命科学の知識と技術を習得した食品科学技術者の育成と JABEE 認定を目指して、生命科学系科目の系統化、数学や物理学系科目の充実、語学教育の単位数増加を図っていく。

栄養生命科学科では、時代の要請に応えるべく、人間栄養学や臨床教育の充実を図るとともに、国際化に対応してコミュニケーション能力を重視したの語学教育の充実を図っていく。

広報については、高大連携事業や教員の高校訪問、シラバスのインターネットでの公開、産学連携事業などを通じて、本学部の全貌が正しく伝わるよう努力する。

c 国際関係学部

特に「学際的アプローチ」、「グローバルな現代的課題」という教育理念につき常時検証を行い、学部として機動的にカリキュラムに反映させる体制を整備する。

学部についてウェブサイトで公開する情報は、更新情報、新規公開情報も含めて、学部全体の責任で適宜確認とチェックをする過程を設ける。

d 経営情報学部

現行カリキュラムの見直しとして、平成 19 年度から開始された 6 年間の中期計画の中で、学生の入学時から卒業までにわたる少人数教育の拡充、学生のキャリアプランを考慮した履修モデルの実現等をテーマに掲げ、カリキュラムの改善点の検討と、その試験的实施を行っている。

学部の理念・目的・教育目標の周知に関しては、学部の入学時ガイダンス、大学及び学部のウェブページ、学部パンフレット、オープンキャンパス、オープンレクチャー、模擬講義及び高校への出張講義などの手段を通じてこれを行っているが、今後は、周知する内容について、継続的に議論、検討を重ね、内容の充実と最新情報の提供を行っていく。

e 看護学部

近年の医療の進歩は予想を超えた速さで進行している。教育理念そのものに含まれる「変動する社会の要請に対応」して、大学の教育目的に合致しつつ、学部の理念そのものの枠組みも常時検証を行う。

学則及び履修要項に書かれている学部理念・教育目標を教員・学生ともに常に意識しながら教育が行われることが理想である。そのためには、各教員がそれぞれの講義・実習などを組み立て、教授する際に学部の理念を常に念頭に置きながら、かつ、自らの講義内容などが目標に合致しているかを検証しながら進めていくことで、学部へ浸透させていく努力を継続する。

現在、学部では、平成 21 年度の新カリキュラム改正に向けて、時代とともに変貌する地域の現状と将来を見据えて、看護学部の理念と教育理念及び教育目標を再検討し改訂する予定である。その改訂方針は以下の 3 点に集約される。

1. 主体的に学ぶ人材の育成

時代や地域の変化に応じて、看護専門職の役割を認識し、専門的知識・技術に裏付けられた判断によって主体的に行動できる看護専門職を育成する。そのために 4 年間を通して“主体的に学ぶ”意義とその方法を習得することを目的として、1 年次から文献検索を行い、抽出した文献を科学的な視点にたって読む少人数制の「基礎セミナー」を開講、さらに 2 年次の「看護統合セミナー」では看護基本技術の学習と病態生理等の専門基礎科目とを関連付け、問題を客観的・総合的に俯瞰する能力を育成し、4 年次に開講する看護統合科目へと橋渡しする。

2. 看護技術科目の充実

医療の高度化に伴い、病院内では専門的看護技術が求められ、地域においても、訪問看護の必要性の高まりとともに、高度な看護技術を習得している看護専門職が期待されている。このような社会的ニーズに応えるために、看護技術の一つである看護基本技術に関する科目と地域看護学に関する科目の充実を図る。看護基本技術については、基礎看護分野に、新たに看護過程論、ヘルスアセスメント技術が加えられ、また地域看護学分野では、疫学、保健統計学、さらに保健福祉行政論を加えることにより、個人、家族、集団を支援する力を獲得する。

3. 国際化に対応可能な看護職

本学では従来、専門科目として国際看護、専門基礎科目として国際保健を置いているが、新たに英語語学研修を設け、本学の提携校への語学研修に参加し、英語コミュニケーション能力を向上させ、地域特性に根ざした異文化の保健医療状況を理解する機会を提供する。

3 研究科等の理念・目的・教育目標等

(1) 現状

a 薬学研究科

薬学研究科博士課程の標準修業年限は 5 年とし、前期 2 年及び後期 3 年に区分している(大学院学則第 5 条)。そして前期 2 年の課程を「博士前期課程」とし、後期 3 年の課程を「博士後期課程」としている。1962(昭和 37)年に、前身の県立静岡薬科大学に大学院修士課程薬学専攻(入学定員 10 名)が設置され、1964(昭和 39)年には修士課程の入学定員を 15 人とし、新制薬科大学としては初の大学院博士課程(入学定員 8 人)を設置した。1973(昭和 48)年に製薬学専攻(修士、博士)を増設し、入学定員は博士前期(修士)課程 30 人、後期課程 15 人となり県立大学大学院薬学研究科へと引き継がれた。静岡薬科大学以来の伝統を背景に、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与するとともに、創薬科学や生命科学の分野で社会をリードする研究者・技術者を育成してきた。

高齢化社会を迎え、メタボリック病といわれる慢性疾患、がんやアルツハイマー病など克服すべき多くの課題があり、薬学への期待が高まっている。本研究科は、21 世紀 C

OEプログラムに生活健康科学研究科との合同プロジェクト、さらに平成19年度文部科学省「グローバルCOEプログラム」に採択され、生活健康科学研究科と薬学研究科が連携して「食と薬の相互作用」「疾病のバイオマーカー探索」「高次機能性食品の開発」「海外における科学コミュニケーション研修」等を通して大学院学生を含む若手研究者の育成を積極的に行っている

また、ファルマバレーの一角として研究を進めている。特に創薬探索センターを開設し、新薬シーズ開発にも力を入れている。また県内諸機関、企業、海外の高等教育機関との大学院の連携も積極的に行っている。

時代の要請に応えつつ有効性に優れ、かつ人体にとって安全な薬の創成とその適正使用に向けた方法論の開発、環境因子等の解明を通じた予防医学への展開などを通して、大学院として直接的に社会に貢献するとともに、高い資質と倫理観を有し問題発見・解決型能力を有する国際的に通用する薬のエキスパートの育成を進めている。

教育理念

薬学の創薬、衛生薬学を発展させたとりわけ生命科学を基盤として、創薬・医療薬学や健康衛生科学分野に活躍できる人材や開発・研究を担う人材を養成するとともに、医療現場での医療チームの指導的一員として実践的能力を発揮できる高度薬剤師・専門職業人の養成を図る。さらに、地域医療と環境に問題意識を持ち、問題解決能力を育てることで、健康の維持・増進に貢献する拠点となる。

教育目標

薬学・製薬学専攻では、人類の健康増進や医薬品の創製につながる先端的な基礎薬学、創薬科学、生命科学、医療薬学や臨床薬学等に精通し、幅広い薬学分野に活躍できる人材や開発・研究を担う人材を養成する。医療薬学専攻では、医療薬学や臨床薬学に精通するとともに、強く求められている豊かな人間性と高い倫理感を有し、患者の立場に立ったコミュニケーション能力、すなわち医療人としての健全な自覚、責任感及び高度な実践力を備えた指導的薬剤師の養成を目指す。具体的には、次の4項目を目指す。

1. 人類の健康増進や医薬品の創製につながる先端的な基礎薬学、創薬科学、生命科学等の分野で中核的・指導的に活躍する人材の育成
2. さらに医薬品の生産、供給、適正使用、管理、医薬品情報収集・解析・提供等の分野で中核的・指導的に活躍する人材の育成
3. 医療人として豊かな人間性と高い倫理感を有する高度な実践的臨床薬剤師・薬学人の育成
4. 薬学教育、医療薬剤師教育分野で指導的役割を担う人材の育成

また、独創的構想力、研究組織力、研究遂行力に基づいて、橋渡し研究(トランスレーショナルリサーチ, TR)の推進力及び国際的競争力を備えた研究者育成を目指す。さらに、県民の負託に応え、創造した知を活用して地域社会に貢献し発展することを目指す。

伝達手段として研究科案内を活用しており、カラー版とするとともに、研究室紹介の記述の刷新に努めている。この中に、研究科の理念・目的・教育目標とともに、特筆さ

れる研究活動等を記載することにより本研究科の魅力を伝えるよう配慮した。また、研究科ウェブページを作成し、学外者の教員、大学院学生、大学院入学希望者に対して各種の情報伝達を行っている。

新入生とりわけ他大学からの入学者に対する教務・学生生活に関するガイダンスで研究科の理念・目的・教育目標の周知徹底を図っている。選抜試験における面接時に、入学目的及び進路希望などに関連させて本研究科の理念・目的・教育目標について周知させている。また、入学希望者に対しては研究室訪問を推奨している。

b 生活健康科学研究科

生活健康科学研究科は、人類の生存基盤となる食と環境から健康を統合的に科学することを目的に平成3年度に開設され、平成7年度に博士後期課程までを含む体制を整えた。本研究科は、食品栄養科学部を母体とする食品栄養科学専攻及び環境科学研究所を核とする環境物質科学専攻で構成される。

食品栄養科学専攻は、現在、食品科学大講座と栄養科学大講座から構成されており、「食と健康を分子生命科学的的手法により探求する」ことを理念とし、食品及び栄養に関する基礎科学、応用研究などを通して、疾病の予防や健康長寿に貢献できる高度な知識や技術に精通した専門家、研究者、職能人の養成を目的とする。

環境物質科学専攻は、環境化学物質や環境因子に係わる環境問題や健康影響の解決に必要な広範な知識と高度な専門技術を環境科学の立場から研究教育し、総合的視野に立脚した専門家や自立した研究活動を行える研究者並びに高度職能人の養成を目的とする。

生活健康科学研究科では、新入生に対するオリエンテーションや大学院入学希望者に対する研究室公開(年3回)を通して、研究科の理念・目的・教育目標の周知徹底を図っている。それらの伝達手段として研究科案内を活用してきたが、平成19年度にはそれを全面的に見直し、全ページカラー版とするとともに、研究室紹介を統一のフォーマット(1/2ページ)で作成した。本研究科案内には、研究科の理念・目的・教育目標とともに、特筆される研究活動等を記載することにより本研究科の魅力を伝えるよう配慮した。また、研究科ウェブページを作成し、上記内容の周知に加えて、教員、大学院学生、大学院入学希望者に対して各種の情報伝達を行っている。

理念・目的等は、成果によって検証されうる。教育の成果は、入学者選抜の競争率、定員充足率、就職先等によって把握しうる。また、研究の成果は、基礎研究に対しては、発表論文、基礎研究のための研究費の獲得等により評価される。応用研究に対しては、応用研究のための外部資金の獲得や特許出願件数等により検証されうる。

本研究科では、理念・目的・教育目標について問題が生じた場合には、研究科委員会及び専攻間連絡会議(毎月1回開催)において議論し、改善することを適宜行っている。

また、各専攻においても毎月1回以上専攻会議を開催しており、さらに環境物質科学専攻では、目的に応じたワーキンググループを組織して検討を重ねている。

c 国際関係学研究科

国際関係学研究科は、国際的な視野に立った研究と教育を基本理念とし、国内外を問わず、国際関係に関わる幅広い分野で活躍できる高度な専門知識とグローバルな視野を身に付けたスペシャリストを育成することを目的とする。

そのための教育目標は、主に以下の柱を基軸に構成されている。

1．学際的アプローチを駆使した、国際関係や地球的課題（グローバル・イシュー）への新しい分析枠組みと研究視座の探究

現代のグローバル社会においては、国家・国際組織・個人などのアクターが国境を越えてあらゆる次元で織り成す諸関係の総体としての国際関係の現実を、一つや二つの学問分野からのみでは理解することが困難になっている。したがって、政治、経済、法律、文化、社会関連の様々な学問分野の方法やアプローチを幅広く修得した上で、対象となる課題に最も適した分析法や解決法を、自ら主体的かつ創造的に開発し実践できる能力を備えた人材を養成することが大きな教育目標である。

2．急速にグローバル化が進んでいる現代にふさわしい地域研究の方法の探究

地域研究においては、地域固有の文化伝統・歴史や社会構造を的確に把握できる視座が肝要であるのはいうまでもないが、国際的な相互依存と相互作用が緊密化している現代、比較の視座やグローバル次元の理論や方法論の修得も不可欠になっている。そのためにも、巨視的アプローチと地域に根ざした微視的アプローチのバランスのとれた地域研究の方法の開発と修得を目指す。

3．国際的なコミュニケーションの実践及び教育における専門知識の修得

具体的には、より高度な専門性を備えた英語・国語・日本語各教員養成に対する社会の要請に応えることが中心となるが、さらに言語領域のみならず、非言語領域におけるコミュニケーションも含めて、国際的な場で活躍できる実践的なコミュニケーションのスペシャリストの育成を目指す。

毎年度当初、新入生を迎えてガイダンスを実施し、シラバスを配布して、履修指導のために研究科の理念・目的・教育目標に関わる口頭説明を行っている。また大学総合案内及び公式ウェブサイトでも、研究科の基本理念、特色、専攻分野ごとの教育目標が明記され、さらにウェブサイトではカリキュラムと教員構成に加えてシラバスも公開されているので、入学志望者、在学生、教員、一般人いずれも、常時内容を知ることができる。

d 経営情報学研究科

現在、どのような組織においても、様々な情報技術や情報システムを駆使して経営上の問題を解決し、経営を革新しようという意欲と指導力を持った人材が強く求められており、また、これら組織の活動を支援する情報システムを開発できる、幅広い学際的知識を持った情報技術者も同様に求められている。

経営情報学研究科は、このような要請に応え、様々な組織体の中でリーダーとして活躍できる幹部候補生及び高度専門職業人の養成を図るとともに、既に様々な組織で活躍している社会人に対しても、経営や情報の知識を体系化し深める高度教育を提供し、「営利組織や非営利組織の情報処理や経営管理に関する高度専門職業人を育成する（静岡県公立大学法人静岡県立大学中期計画）」ことを目的として、平成10年4月に修士課程大学院として開設された。本研究科に所属する大学院学生は、経営系、公共政策系、情報・数理・システム系の3つの系に分かれ、それぞれの専門分野について高度な研究を行うことができる。

本研究科は、社会人の受講を考慮し、夜間及び土曜日の講義の開講などの体制整備な

どを行ってきた。また、既に教員免許を取得している学生のために、教員専修免許を取得するためのカリキュラムを提供している。

研究科の入学時ガイダンス、大学、研究科及び地域経営研究センターそれぞれのウェブページ並びに研究科及び地域経営研究センターのパンフレット等を通じて、研究科、地域経営研究センターの理念・目的・教育目標の周知を図っている。

e 看護学研究科

看護学研究科の教育理念は、人間尊重の理念に基づき、専門的知識と実践能力を活用して、教育・実践・研究活動を担う人材を育成し、生命関連領域の諸科学と連携して、保健・医療・福祉の場において看護科学の探求者として、また看護職のリーダーとして人々の健康の増進に寄与することを目的とすることである。

この教育理念から4つの教育目標、すなわち、1．豊かな人間性と見識をもった看護専門職の育成、2．生命諸科学と連携し、看護科学の高度な専門知識や技術を修得した人材の育成、3．看護学の発展に寄与する、研究や人材開発能力を修得した人材の育成、4．国際保健の分野を含め、広く社会のニーズに的確に対応できる人材の育成を定めている。

これらの理念、目標から、中期目標として、優れた倫理的判断力や保健医療の国際化・情報化に対応できる能力を持ち、看護実践の質の向上及び教育・研究を積極的に推進できる人材を育成することを掲げた。

毎年度当初に、新入生ガイダンスに際して履修要項を配布し、履修指導のために研究科の理念・目的・教育目標等の内容を口頭でも説明を行っている。また、大学総合案内及び研究科のホームページには、研究科の特色、専攻分野ごとの研究内容が明記され、ホームページでは、カリキュラムが公開されており、さらに最新の学部・研究科報もPDFでダウンロードし、閲覧可能となっているので、入学志願者、在学生、教員のほか、一般の方も常時内容を知ることができる。また、例年、春と秋の2回、大学院で「学ぶ」ということ、と題してオープンキャンパスを実施し、入学志願者に直接、研究科の理念・目的・教育目標等を知ってもらう機会をつくっている。

f 環境科学研究所

環境科学研究所は、環境科学研究施設を平成9年4月に改組・拡充して新たに設立された組織で、大学院生活健康科学研究科環境物質科学専攻の基盤として、環境科学に関する基礎的並びに実証的及び実践的な研究教育の機能を担っている。環境科学研究所では「自然と人間との調和」の理念の下に、地域社会の環境問題の解明（地域貢献）健康で快適な生活環境の創造に寄与する研究の推進（環境研究）環境についての知識の普及と高度な技術者・研究者の育成（知識普及・人材育成）環境問題に関する国際協力・交流（国際協力・交流）を推進し、地域に根ざして世界に発信する環境科学研究拠点の創成を目標としている。

また、上記の理念及び目的については、本学の総合案内その他各種パンフレット、環境科学研究所のウェブページなどを通じて、さらには、大学院生活健康科学研究科の入学時ガイダンス、本研究所の研究室公開のほか、本研究所が関わる本学内外の各種イベントなど、あらゆる機会を活用して周知を図っている。

(2) 点検・評価

a 薬学研究科

[効果の上がっている事項]

1996(平成8)年に医療薬学関連講座の開設及び2002(平成14)年に「医療の担い手としての薬剤師」教育の流れを受け、医療薬学専攻を立ち上げ、3専攻制へ移行した。2002(平成14)年に臨床薬剤学講座を開設し、静岡県立総合病院内に研究室を開設した。専門職薬剤師育成を目指して6ヶ月の病院研修コースを設け、大学院学生が県立総合病院等で、実地研修と研究体制を構築した。さらに2004(平成16)年に分子標的創薬を目指して、創薬探索センターが研究科の附置施設として開設された。医療薬学の充実と学部6年制に対応した実務実習の基盤作りをかねて、臨床薬物作用解析学、医薬品情報解析学の2講座が開設された。また臨床薬剤学教室と共に県立総合病院内に拠点を置く、臨床教育・研究体制の基盤作りを進めた。入学定員は3専攻合わせて博士前期課程75人、博士後期課程20人となった。

薬学研究科の修了生は、国公立の試験研究機関や企業の研究員、さらには大学の教員として、医療現場、製薬企業、医療行政の場で貢献している。とりわけ博士前期課程の卒業生には、国立大学医学附属病院など研究志向の強い病院の薬剤師としてのニーズが高く、ここ近年はこの分野での就職が多い。また、公務員とりわけ地方自治体の公務員として医療・厚生行政の分野に就職するものが多いのも特色である。

薬学専攻、製薬学専攻の博士前期(修士)課程においては、「創薬科学や生命科学の分野で社会をリードする研究者・技術者を育成」、また、医療薬学専攻にあっては、社会環境の変化に伴う「医療の担い手としての薬剤師などに求められる高度の能力を養う」を確実に遂行できる体制が整い、大学院設置基準第3条第1項に示される目的に合致した体制である。

博士後期課程では、学術・研究領域で国際的に活躍できる人材養成の観点から、とりわけ英語発表能力の育成をグローバルCOEのプログラムと連動させて行っている。この体制は大学院設置基準第4条第1項に合致しており、研究指導教員が充実しており、教育・研究指導は適切に行われている。

[改善が必要な事項]

インターネットの重要性がますます高まっているため、研究科ウェブページを充実させることにより、理念・目的・教育目標の周知が図られている。各研究室のホームページには、最新の情報とりわけ研究活動状況の記載内容の随時のアップデートを促進しており、また国際化の観点から、英語のウェブページの作成の徹底が課題である。

進路変更あるいは勉学意欲の喪失などによる中退者が散見されるので、直接指導する各教員への教育目標に対する周知を強化することが求められる。

b 生活健康科学研究科

[効果の上がっている事項]

本研究科は、平成14年度に採択された文部科学省21世紀COEプログラム「先端的健康長寿学術推進拠点」を発展させ、平成19年度に文部科学省グローバルCOEプログラム「健康長寿科学教育研究の戦略的新展開」の採択に寄与した。特に食品栄養科学専

攻は、各COEプログラムの中核専攻としての役割を果たしている。

最近では情報メディアとしてインターネットの重要性がますます高まっているため、研究科ウェブページを充実させることにより、理念・目的・教育目標の周知が図られている。ウェブページは、最新の情報が記載されるよう随時、アップデートし、また国際化の観点から、英語のウェブページが作成されている。

理念・目的等の検証の対象となる数値は、本「自己点検・評価報告書」に加えて、定期的に発行する「大学院生活健康科学研究科案内」、「食品栄養科学部/大学院食品栄養科学専攻研究業績目録」及び「環境科学研究所/大学院環境物質科学専攻年報」、さらに本学、本研究科のホームページで公開している。これらに対する評価は、上記に記載のCOEプログラムの採択として表れている。

[改善が必要な事項]

環境物質科学専攻では、環境問題が複雑化、多様化、国際化してきており、また環境との共生を図りながら持続可能な社会の構築が望まれていることから、そのような社会的要請に応える人材を育成する必要がある。

c 国際関係学研究科

[効果の上がっている事項]

本研究科の教育目標は、学部教育の基本理念を継承発展させつつ、さらに高度な専門性と方法論を体得した人材の養成を企図したもので、一定の効果を上げてきた。本研究科のウェブサイトでは、カリキュラムやシラバスも公開されて、以前より大分充実してきた。研究科を広報するパンフレットは分かりやすくなっている。

[改善が必要な事項]

具体的な教育目標としては、多国籍企業や国連等の国際機関、NGO、グローバル化する日本社会の経済、行政、教育、文化、ジャーナリズムなどの様々な分野で活躍できる専門家や実践的スペシャリストの育成を目指しており、そのためにも教員スタッフにこれら実務経験者を適宜確保・配置し、教育課程にも実践的な履修科目を導入することも不断の検討課題である。またウェブサイトについては、教員紹介など適宜更新されていないものも多く、国際関係学研究科の研究活動などの項目については、断片的情報が掲載されているのみで、まだ改善の余地がある。

d 経営情報学研究科

[効果の上がっている事項]

本研究科は、教育目的を達成するための科目の配置を行い、その目的を達成しているといえる。また本研究科は、社会人が受講しやすいように夜間、土曜開講科目の充実などを図ってきた結果、社会人が多いことも特徴である。カリキュラム体系については、より一層の充実をはかるため、平成19年度から開始した中期計画の中で検討を行った結果、研究科理念等に照らし合わせて、現行カリキュラムの考え方でおおむね問題ないことを確認した。

研究科、地域経営研究センターの理念・目的・教育目標の周知に関しては、研究科の

入学時ガイダンス、大学、研究科及び地域経営研究センターそれぞれのウェブページ、並びに研究科及び地域経営研究センターのパンフレット等を通じてこれを行っており、手段の多様性としては十分効果が上がっていると考えられる。

[改善が必要な事項]

次期カリキュラムの詳細レベルにおいて、現在、研究科各系の問題点の検討と改善策について、検討を重ね、具体案の策定及び試験的实施を行う必要がある。

研究科の理念・目的・教育目標の周知の手段及び内容については、毎年議論、検討を重ね、充実を図ることを継続する必要がある。

e 看護学研究科

[効果の上がっている事項]

本学の目的は、学則第1条にあるように、「知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、専門的知識を修得し、時代の要請と地域社会の要望に応える人材を育成し、社会の発展に寄与すること」である。上記の看護学研究科の理念及び教育目標は大学の目的に合致している。

また、少子高齢化及び医療の専門分化、機能分化が進む中で高度な専門知識や技術を修得した人材を育成することは時代の要請に込えている。また、目的・目標から具体的な中期目標を導き出すことが込えている。これらのことから、静岡県立大学の看護学研究科の教育理念及び教育目標は、社会や時代の要請に込え、しかも一貫した人材の育成を目指すものとして適切であると評価できる。

[改善が必要な事項]

教育目標は、大学案内パンフレット、大学ホームページの看護学研究科のページ及び大学院学生に提供する履修要項に掲載し周知を込っているが、教育理念は履修要項のみに掲載している。

大学全体のウェブサイトの刷新により、当研究科のホームページも新しくなり、以前のものに比べて、充実したものになってきた。ただ、研究活動などの項目は内容が少なく改善を込る必要がある。また、研究科独自のパンフレットに關しても、新しいものが作製されたが内容の充実を込る必要がある。特に、研究科の理念は履修要項のみに記載されている点は早急に改める必要がある。

f 環境科学研究所

[効果の上がっている事項]

環境科学研究所が掲げる上述の理念及び目的は、今日の世界及び我が国における環境問題の現状並びに本学の理念及び目的に照らして十分に妥当であると評価される。

また、あらゆる機会を通じての広報活動により、環境科学研究所の存在はもとより、その理念及び目的についても広く周知が込られている。

(3) 改善の方策

a 薬学部

社会環境の変化に伴う教育理念、目的の見直しと、これに適う教育・研究指導課程を

実施するための不断の改革が行われなければならない。まず、2010(平成 22)年設置予定の(仮称)「薬学研究科薬科学専攻」への移行に向けての課程整備を完了させる。

さらに、グローバルCOEプログラムに関連して、隣接した領域にありながら知識・技術の同時習得が困難であった「食」と「薬」の学際的研究分野における人材養成を目指す。これらの事業で「健康長寿科学」分野の体系化を実現し、医薬品及び保健機能食品の統合的利用を实践する高度専門職業人とその指導者、及び食品科学や栄養学を理解できる創薬科学者を養成する。博士後期課程にこの目的に沿った専攻を新たに設置するため、大学運営会議で方針を策定する。

高校生に対しても、大学院進学を視野にした広報活動が重要である。薬学部が薬剤師職能教育機関にとどまらないこと、6年制体制との関連についても、高大連携事業、公開講座も含めてあらゆる機会及び各種広報手段を用いて、理念・目的・教育目標の周知を図る。また、教育目標に対する各教員への周知を強化する。

b 生活健康科学研究科

「食品・栄養と健康長寿」は、人類始まって以来の関心事であるが、高齢化社会を迎えた現在、様々な観点からますます注目を浴びている。食品栄養科学専攻では、理念・目的及び教育目標について随時、見直しを入れ、時代及び社会の要請に応じた研究教育、人材の育成を行っていく。

環境物質科学専攻では、社会的要請に応え、育成する人材をより明確化するため、現行の教育課程を再編することを検討している。これにより、高度な専門的知識と技能に加えて、幅広い見識、自立した研究遂行能力、地域・国際社会における問題解決能力を有する人材を育成する。

各種広報手段を用いて、理念・目的・教育目標の周知を図る。また、各専攻内にFD委員会を設置することにより、シラバスの充実化や講義スキルの向上等に加えて、教育目標に対する各教員への周知を強化する。

今後、内部及び外部評価委員会を組織し、理念・目的等の検証を実施する。

c 国際関係学研究科

本研究科の基本理念を学生に体得させるためには、実践的な国内外でのフィールドワークやインターンシップなどを教育課程に積極的に導入する仕組みを推進していく。

研究科についてウェブサイトで公開する情報は、更新情報、新規公開情報も含めて、研究科委員会全体の責任で適宜確認とチェックをする過程を組み込んでいく。

d 経営情報学研究科

本研究科は、現在、研究科の教育理念・目的をおおむね達成しているといえる。これらに関してより一層の充実を図るため、平成 19 年度から開始した 6 年間の中期計画の中で、カリキュラム体系についての検討を行う。現在その作業を遂行中であり、まず研究科理念等に照らし合わせて、現行カリキュラムの考え方でおおむね問題ないことを確認した。現在、詳細レベルにおいて、研究科各系のカリキュラムの問題点の検討と改善策について検討及び改善案の試験的実施を行っており、今後作業を継続していく。

研究科、地域経営研究センターの理念・目的・教育目標の周知に関しては、研究科の

入学時ガイダンス、大学、研究科及び地域経営研究センターそれぞれのウェブページ、並びに研究科及び地域経営研究センターのパンフレット等を通じてこれを行っている。周知する内容については、周知する手段及び内容については、今後も継続的に議論、検討を重ね、内容の充実と最新情報の提供を行っていく。

e 看護学研究科

教育理念を大学ホームページ及び大学案内パンフレットに盛り込み周知する。

研究科のホームページをより充実した、研究活動をアピールできるものに変えていくために常に確認し、チェックをする機構作りを広報企画委員会を中心として進める。研究科の理念を研究科パンフレットの改訂時に盛り込む。

f 環境科学研究所

環境科学研究所の理念及び目的の周知については、日ごろから積極的に努めているところであるが、本研究所の活動につき広く理解と支援を得るために、今後も引き続き積極的な広報活動を展開する。

第2節 教育研究組織

1 現状

本学は、静岡薬科大学、静岡女子大学、静岡女子短期大学の学部、学科を改編、統廃合するとともに、時代の要請と地域社会の新たな要望に基づく学部を新設して、昭和62年4月、薬学部、食品栄養科学部、国際関係学部、経営情報学部の4学部で開学した。その後、昭和63年4月大学院薬学研究科、平成3年4月大学院生活健康科学研究科及び国際関係学研究科、平成9年4月看護学部、環境科学研究所及び短期大学部、平成10年4月大学院経営情報学研究科、平成13年4月大学院看護学研究科、平成14年4月大学院薬学研究科(医療薬学専攻)を設置し、さらに、平成15年1月現代韓国朝鮮研究センター、平成16年4月創薬探索センター及び地域経営研究センター、平成17年4月健康支援センター、情報センター及び地域環境啓発センター、平成19年4月言語コミュニケーション研究センター及びキャリア支援センター、平成20年7月男女共同参画推進センター、平成20年8月広域ヨーロッパ研究センター及びグローバル・スタディーズ研究センターを開設した。現在、5学部8学科、5研究科9専攻、1研究所、1短期大学部からなる総合大学となっている。

教育研究組織を定める学則の規定は、次のとおりである。

静岡県立大学学則

第2節 組織

(学部)

第2条 本学に、次の学部・学科を置く。

薬学部	薬学科 薬科学科
食品栄養科学部	食品生命科学科 栄養生命科学科
国際関係学部	国際関係学科 国際言語文化学科
経営情報学部	経営情報学科
看護学部	看護学科

(研究所及び研究施設の附置)

第4条 本学に、環境科学研究所(以下「研究所」という。)を置く。

静岡県立大学大学院学則

第2節 組織

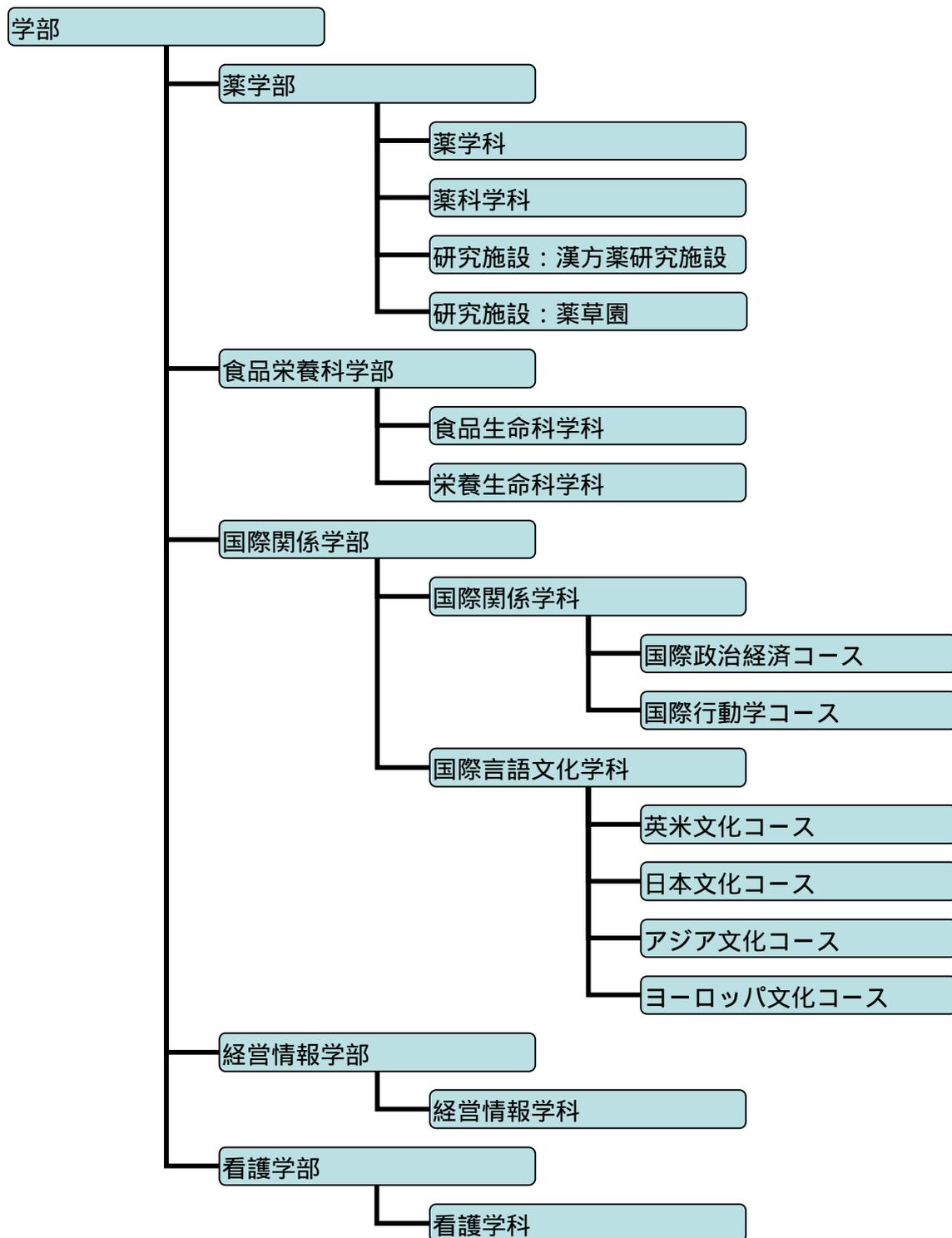
(研究科及び専攻)

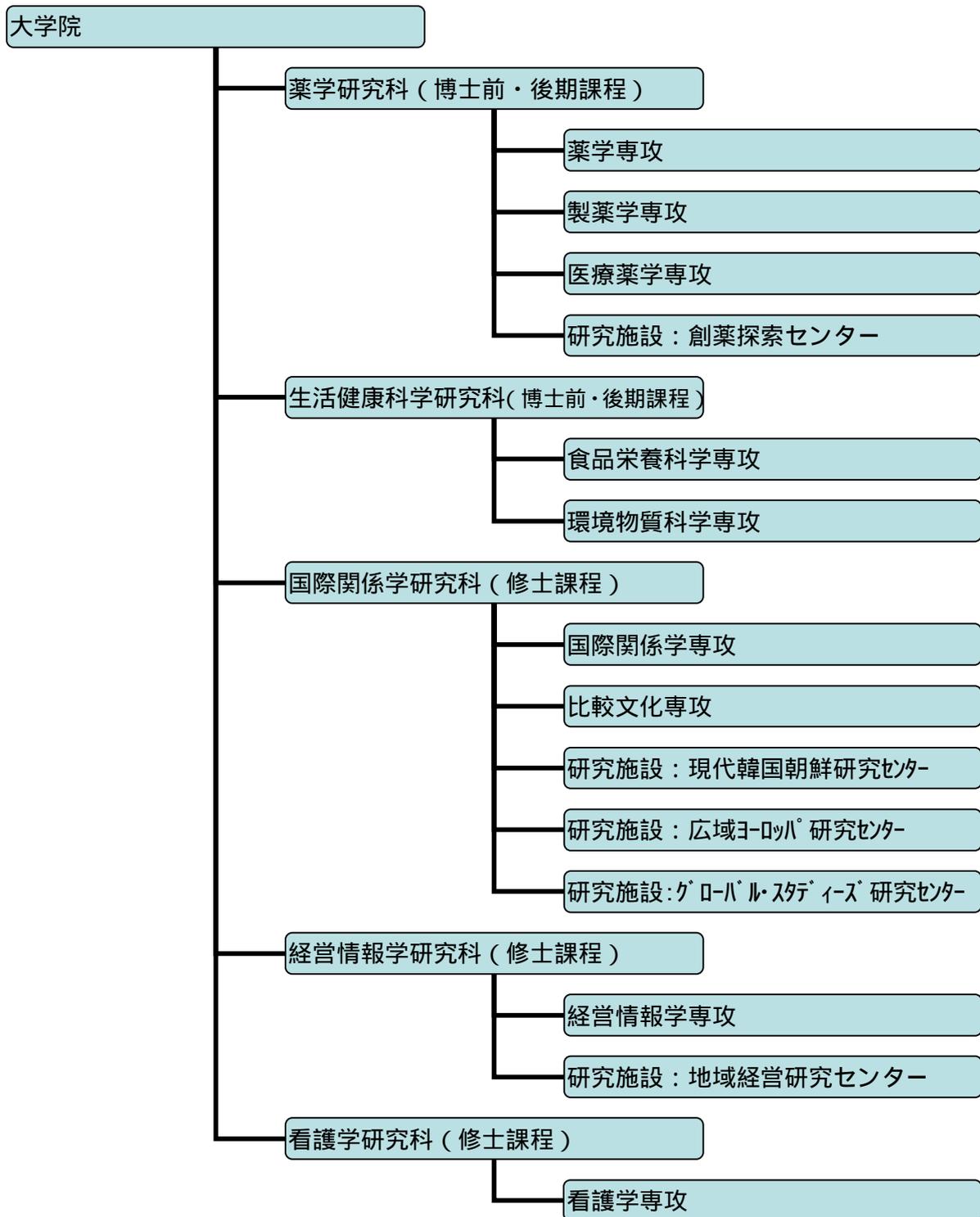
第3条 本大学院の課程に、次の研究科及び専攻を置く。

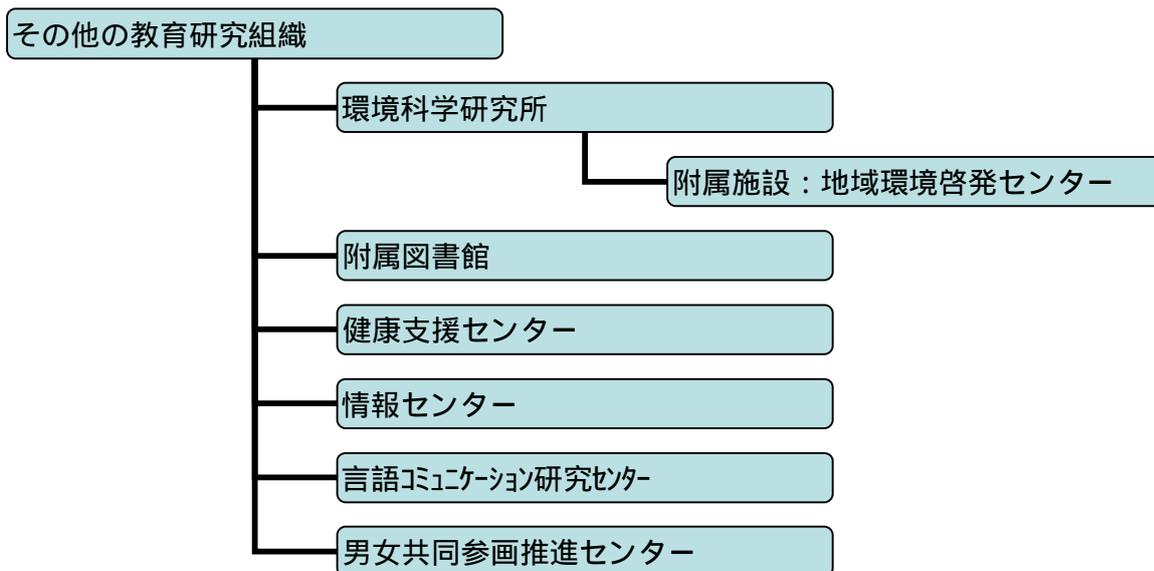
博士課程 (前期・後期)	薬学研究科	薬学専攻 製薬学専攻 医療薬学専攻
博士課程 (前期・後期)	生活健康科学研究科	食品栄養科学専攻 環境物質科学専攻

修士課程	国際関係学研究科	国際関係学専攻 比較文化専攻
修士課程	経営情報学研究科	経営情報学専攻
修士課程	看護学研究科	看護学専攻

本学の教育研究組織を図示すると次のとおりである。







2 点検・評価

本学は創立後 20 年の間に、創立時の目的である「時代の要請と地域社会の要望に応え得る有為な人材を育成し、併せて開かれた大学として優れた教育・研究の成果を地域に還元し、もって文化の向上と社会の発展に積極的に寄与すること（静岡県立大学学則第 1 条）」に適合した教育研究組織を整備してきた。その結果、5 学部、5 研究科、1 短期大学部、1 研究所が設置され、長い大学の歴史形成過程におけるいわば揺籃期～基盤確立期を迎えている。一方で近年の国公立大学の独立法人化に代表されるような全国的に著しい速度で進む大学変革の潮流の中で、本学の設置目的やその具現化の状況を常に検証しつつ、教育研究の進展や社会的要請等に対応するため、教育研究組織の在り方について不断に検討し、適切に見直しを行い、新しい時代に適合し得るよう整備・充実を図ることによって明確なビジョンを示していかなばならない状況にもある。

現在、教育研究組織の見直しは、中期計画で定める、教育研究の進展や時代の変化、学生や地域など社会の要請等に適切に対応するため、教育研究組織の在り方について不断の検討を行い、学部、研究科等の教育研究組織の統合・再編・見直しを行う。教育研究組織の見直しについては、経営審議会、教育研究審議会等における審議など、学外者の意見を取り入れて検討を進める。に基づいて、平成 19 年 11 月に法人内に学長を委員長とする「静岡県立大学教育研究組織将来計画委員会」を設置し、教育研究組織の見直しについて検討を始めた。

平成 19 年度の実施状況は以下のとおりである。

- ・ 薬学部及び薬学研究科において、薬学 6 年制教育に係る大学院構想の検討を進めた。
- ・ 薬学研究科及び生活健康科学研究科の再編による、教育組織としての「薬食生命科学総合学府（仮称）」構想を推進するとともに、この構想を実現するための実効的な教員組織の構築について、教育研究組織将来計画委員会で検討した。

- ・ 大学院の教育研究の充実を図るため、薬学研究科、生活健康科学研究科の連携による健康長寿科学専攻（博士後期課程）の開設に向け、教育研究組織将来計画委員会で検討した。
- ・ 国際関係学研究科、経営情報学研究科及び看護学研究科について、修士課程の内容充実とともに博士課程設置に向け、教育研究組織将来計画委員会で検討した。
- ・ 食品栄養科学部の二つの学科名を食品生命科学科及び栄養生命科学科に変更した。また、臨床栄養管理学研究室を設置し、栄養管理学研究室の研究室名を栄養教育学研究室に変更した。
- ・ 全国的な短期大学入学者数減少に対処するため、短期大学部の教育や組織の在り方について、教育研究組織将来計画専門委員会で検討した。
- ・ 教育研究組織の見直しについては、教育研究組織将来計画委員会の下にある各専門部会においてニーズ把握を行った。なお、経営審議会及び教育研究審議会へは委員会の結論に基づいて今後提案する予定である。

3 改善の方策

今後は、以下のことを検討・実施する。

- ・ 6年制薬学部の教育体制の整備に加え、4年制学部及び6年制学部卒業生の進学先としての大学院について、具体案を作成する。
- ・ 薬学研究科及び生活健康科学研究科の再編による、教育組織としての「薬食生命科学総合学府（仮称）」の設置を文部科学省に届け出るとともに、この構想を実現するための実効的な教員組織案を大学運営会議に提出する。
- ・ 大学院の教育研究の充実を図るため、薬学研究科、生活健康科学研究科の連携による健康長寿科学専攻（博士後期課程）の開設に向け検討し、準備を進めるための案を大学運営会議に提出する。
- ・ 平成19年度に引き続き国際関係学研究科、経営情報学研究科及び看護学研究科について、修士課程の内容充実とともに博士課程設置に向けた準備を開始する。
- ・ 食品栄養科学部の研究室再編をさらに進める。
- ・ 経営情報学研究科と他大学との大学院教育における連携については、文部科学省「戦略的大学連携支援事業」のもと、静岡大学、静岡産業大学と連携して地域人材育成教育開発プロジェクト委員会を設置し、3大学において連携した取り組みを行う。
- ・ 教育研究組織の見直しについて教育研究審議会及び経営審議会で審議するとともに、見直しの進捗状況に応じて必要な各種ニーズ調査等を行う。

第3節 教育内容・方法

目標

全学の目標は、学士課程においては、幅広い教養と基礎学力を兼ね備えた人材を育成するため、教養教育を充実する。さらに、学生が意欲的、主体的に学び、授業内容を着実に理解できるよう、多様で効果的な授業形態を設定する。

そのため、全学共通科目、学部基礎科目及び専門教育科目に分けられている現行の授業科目及び実施体制を見直す。全学的に取り組む教養教育においては、英語教育と情報リテラシー教育等を基本としたベーシック・エデュケーションを推進するための体制を整える。

専門教育においては、学部ごとに、教育の目的・目標を的確に達成できる体系的なカリキュラムの編成に努める。

また、学生が主体的に参加し、問題解決能力を育むことができるように少人数型授業を充実する。授業内容、授業の進め方、授業目標、成績評価の方法など学生が履修計画を立てるために必要な情報を提供できるようにシラバスを見直す。全学的に学習アドバイザー制度を活用し、学習相談、学習指導体制を充実させる。学生の実践的な知識の習得を促進するため、ボランティア活動やインターンシップ等を重視した授業を推進する。

大学院課程においては、高い専門性と深い知的学識を涵養するカリキュラムを編成する。そのため、大学院学生が高度な知的、技術的専門教育を受講できるような授業形態を設定し、単位互換及び連携大学院、インターンシップ制度などによる実践的な教育を展開する。

また、幅広い知識の醸成を促すとともに、フィールドワーク、インターンシップ等による実践的な研究プログラムを実施する。専門性を高める教育を実施するため、複数教員による研究指導体制を導入する。研究成果の発表や学会、研究会への参加を支援する。学外の機関との共同研究、実地調査研究等に積極的に参加させるための支援体制を整える。

以上の教育の成果を検証するため、学生による授業評価を活用し、教育の成果・効果を検証するとともに、各学部・学科において、国家試験、検定試験等の結果を調査し、教育の効果を検証する。卒業生による評価や就職先等での評価を求め、その結果を教育の改善に活用する。

また、教育力の向上のため、効果的な授業形態、学習指導方法等の開発に取り組むためのプロジェクト等を支援し、各教員の能力向上を図る。全学及び学部等ごとにファカルティ・ディベロップメント研究組織を設置し、研究発表、相互交流、意見交換を実施する。

教員相互の公開授業を実施し、授業改善に努める。

なお、各学部・大学院研究科の目標はそれぞれの記述の冒頭に掲げている。

1 全学共通教育等

(1) 現状

a 教養教育の変遷

本学の教養教育改革の歴史は、平成3年2月大学審議会答申「大学教育の改善について」に基づき、平成3年7月「大学における一般教育のあり方検討委員会」が発足した時点に遡る。平成5年12月に「静岡県立大学における一般（教養）教育の改善案」が評議会に報告・承認された。平成7年から8年にかけてこの一般教育改革方針に基づき、「一般教育改革に伴う新カリキュラムの施行」「教育体系の改革及び教養科の改組」「教養科教員の他学部への分属」を行い、平成8年6月に「全学共通科目運営委員会規程」

が制定され「同運営委員会」が発足した。その後、教務委員会の下に「全学共通科目運営部会」が設置され、当初の方針「静岡県立大学における一般教育改革」を基に全学共通科目が実施されることになった。

本学では教務委員会・全学共通科目運営部会において全学共通科目の見直しを行い、平成14年2月に「全学共通科目の反省と再出発」が答申された。

- 1) 目的の明確化：全学的観点より共通補完の工夫を凝らし、高度の専門職業人が備えなければならないヒューマンウェアを修得させる。そのため現実感覚を研ぎ澄ます方向で専門分野のトピックスをやさしく解説する。
- 2) 全学共通科目の再編成：リテラシーとスタディスキル(第1部門)、概論(第2部門)、現代教養(第3部門)の3部門に大別し全体で50コマ以下にする。第1部門はコミュニケーション、表現、情報処理、思考法の4分野とする。

なお、第1部門、第2部門の全学共通科目の担当者はある程度、固定化される。平成14年2月の実際に前述の中央教育審議会答申でも「教養教育に携わる教員には、高い力量が求められる。加えて、教員は、プロとしての自覚を持ち、絶えず授業内容や教育方法の改善に努める必要がある。」とし、教養教育の専門家が希望されている。これを円滑に行うために、「全学共通科目の反省と再出発」では科目担当分の業績評価への組み入れ、学部教育負担の軽減、非常勤を加えたローテーション、特別手当の支給などが提言されている。なお第3部門は第1、第2部門を担当しない教員が担当し、具体的運営は各部署に任せるとしている。

この答申に従い、教務委員会では平成15年度から改革可能な範囲から、改革を実施してきた。

言語教育については、「静岡県立大学における一般教育改革」では英語を学部基礎科目に位置付けた。平成19年度から言語コミュニケーション研究センターを設置し、全学の英語教育を担当することとなった。「英語を学部基礎科目に位置付けた」ことは、英語教育の重要性を重視したためであり、時間割上全学共通科目と異なる時間帯で、学部単位で学習を行う教養教育との位置付けである。

b 全学共通科目

大学における教育体系は、専門教育と専門職業人が備えなければならないヒューマンウェアの教育に大別できる。現在、本学の全学共通科目は、後者の目的で主に1年次、2年次の第1時限に開講しており、次の3部門に大別されている。

第1部門は、リテラシーとスタディスキルの教育で、コミュニケーション、表現及び情報処理の3分野からなり、外国語の入門等を開設している。

第2部門は、概論であり、教養教育として必要な科目を開設している。

第3部門は、現代教養として各学部・研究科から専門分野の時代を象徴するトピックスを解説する科目を開設している。

全学共通科目は、広い知識と視野を涵養し、多様な価値体系が転変する社会に対応できる判断力や倫理観を養うことを目指している。

なお、各学部では卒業要件に必要な単位数のうち、全学共通科目については履修単位数のみ規定している。

c 全学FD活動

本学のファカルティ・ディベロップメント(FD)活動は、従来は各部局単位で実施され、学生による授業評価アンケート項目の見直し、フィードバック・活用方法の検討、FD研修会・学習会、授業公開等独自の試みがなされてきた。全学的なFDの取り組みとして、平成19年度にFD委員会準備会を開催し、FD委員会規程を制定するとともに、各部局のFD活動の実施状況を確認し、FDフォーラムへ参加するなどの活動を開始した。

本年度は、FD委員会主催で全学FD講演会を開催するなど、全学的な取り組みを行っている。

FD委員会は、副学長を委員長とし、所掌事項としては、FD研修会・学習会、学生による授業評価、授業公開等を対象として、原則として毎月委員会を開催し、全学FD推進事業と各部局のFD活動について、検討・実施を進めている。

全学FD推進事業として、

ア FD学習会の開催

全学型：学外講師によるFDワークショップ(2回)

部局型：学内・学外講師によるFD研修会(2回程度)

イ FDに関する内容

(ア) 学生による授業評価とその集計結果の活用

(イ) 全学共通科目・学部基礎・専門科目の支援、授業公開、授業改善、オフィスアワー設置

(ウ) 図書館等による学習支援

(エ) FD相談窓口の設置

(オ) 学生・教員向け小冊子の作成と配布

ウ FD推進センター(仮称)の設置

を対象としている。

このうち、学生による授業評価アンケートは、全学共通評価シート(学生の自己評価5項目、授業評価15項目、自由な意見欄)をベースにして科目担当教員独自の質問項目を5項目追加することができる。集計結果は、教員全員に公開(自由記述を除く。)、担当教員にのみ通知など部局によりその取扱いは異なるが、個々の教員が授業の充実・改善に活用している。

d 国内外との教育研究交流

本学は国際交流について、「理念と目標」(2007(平成19)年7月26日制定)で、「大学の教育研究の水準を高め、国際的な学術拠点となることを目指して、海外の大学等との交流関係を深め、交換留学や共同研究などを積極的に推進する。」こととしている。

国際交流の推進に関する基本方針は、平成7年度に制定した「外国大学等との学術交流協定に関する基本方針」に基づき、その前文では、「わが国の経済的発展とともに、教育界における国際的交流の機運が、近年とみに高まっていることは、よく知られた事実である。本学は昭和62年の開学以来、世界に開かれた大学を目指し、段階的ではあるが、静岡県と友好関係にある中国・浙江省杭州大学を初め、米国、ロシアなどの大学とは学術交流のための大学間協定を、英国、中国の大学とも学部間協定を締結してきた。しか

し、本学の不断の発展に伴い、さらに世界の優れた高等教育・研究機関（以下「大学等」という。）の研究者、学生との交流や資料・情報の交換、共同研究の推進などが求められている。今後、外国大学等との交流を実施するに当たり、「大学間協定」と「部局間協定」についての基本方針を策定する。」と定めている。

また、それぞれの協定については、

1 大学間協定

(1) 大学間協定の枠組み

ア 大学間協定は、本学が特定の外国大学等との間に、平等互惠の精神に基づいて研究・教育の交流を促進し、ひいては本学の水準を国際的に高めるため、本学学長と相手大学代表者との間で締結される。

イ 大学間協定は包括的なものとし、具体的な交流事業の内容は、国際交流委員会の議を経て、別の文書で決めるものとする。

ウ 協定校の数は、一応の目途を10校程度とする。

エ 協定は、相手校との協議により、締結後5年以内に見直すこととする。

(2) 大学間協定締結の指針

次の各号の一に該当するものとする。

ア 学術交流のため、本学の研究者、学生を定期的または継続的に外国大学に派遣するか、送り出す必要がある場合

イ 特別な理由で相手大学の学術振興に寄与することが必要な場合

ウ 本学の学生あるいは卒業生が、頻繁に研究に赴くか、あるいは相手大学に留学する場合

エ 相手大学が文部省短期留学制度による留学生を、継続的に本学に派遣することを希望している場合

オ 本学の部局等が多年交流実績を持つ大学等である場合

カ 外国大学等が希望し、本学も協定締結が望ましいと認められる場合

2 部局間協定

(1) 部局間協定は、本学の部局等が外国の特定大学との間に、平等互惠の精神に基づいて、研究・教育の交流を促進するため、相手側大学長または部局長との間で締結される。

(2) 部局間協定は、大学間協定に準ずる条件を備えている場合、締結し得ると規定している。

本学では、大学間交流など全学の国際交流に関する事項を審議する委員会として、昭和63年11月に、国際交流委員会を設置している。国際交流委員会は、国際交流協定の締結及び国際交流事業の企画に関することを主たる所掌事項としている。

現在、外国大学等との教育研究交流の状況は、以下のとおりである。

大学間協定

大学名	協定締結等年月日	交流協定の内容等
<p>浙江大学 (旧杭州大学) 中国</p> <p>杭州大学は浙江大学に統合 (平成10年9月15日)</p>	<p>(S63. 7.7)</p> <p>H19.10.25</p>	<p>(S62.5.29 静岡県友好団が浙江省、杭州大学を訪問。省長、杭州大学長が県大との友好交流を提案)</p> <p>(H19.10.25 静岡県・浙江省友好提携25周年を契機に浙江大学と大学間交流協定を締結)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生及び教員の交流 ・学術情報の交換 ・共同研究
<p>カリフォルニア州立大学 ノースリッジ校 アメリカ</p>	<p>H 3. 3.22</p>	<p>(S62.6.15 カリフォルニア州立大学ノースリッジ校副学長一行6名来学)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員及び研究者の交流支援、共同研究の調整 ・情報、報告書、学術出版物の交換 ・学生の交流
<p>モスクワ国立 国際関係大学 ロシア</p>	<p>H 3. 4.24</p> <p>H17. 3.16</p>	<p>(H2.3~4 モスクワ国立国際関係大の教授が、県大国際関係学部鈴木教授と共同研究)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生及び教員の交流 ・学術情報の交換 ・共同研究
<p>フィリピン大学 フィリピン</p>	<p>H 8. 4.24</p>	<p>(H元.7 フィリピン大元人文学部長の来学・公開講演)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生及び教員の交流 ・学術情報の交換 ・共同研究
<p>浙江省医学科学院 中国</p>	<p>H 9. 5. 5</p> <p>H16. 5.31</p>	<p>(S62.5 知事と浙江省長が合意した漢方薬の共同研究の相互受入について、県大薬学部漢方薬研究施設が受入施設となる)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学術情報の交換 ・共同研究 ・連携大学院(H16.5.31)
<p>ニューキャッスル大学 イギリス</p>	<p>H11. 3.19</p>	<p>(H2.3.26 国際関係学部とノーザンブリアン校東アジア研究センター部局間協定締結)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同研究 ・学術情報の交換 ・学生の訪問、教員の交換
<p>アリゾナ大学 アメリカ</p>	<p>H15. 7.29</p>	<p>(S53 薬科大学の山田助手がアリゾナ大学に研究留学)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員等の交流 ・共同研究 ・学術会議
<p>グリフィス大学 オーストラリア</p>	<p>H16. 9.30</p>	<p>(H8 頃から薬学部鈴木教授がグリフィス大学・マーク・フォン・イツスタイン教授と共同研究)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学術及び研究者の交流 ・共同研究、シンポジウムの提携 ・学術情報の交換 ・学生の交流
<p>リール政治学院 フランス</p>	<p>H17. 7. 4</p>	<p>(H16.5 国際関係学部剣持助教授が日仏高等教育機関の交流会で大学間協定締結の交渉を開始)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の交流(相手先での学習結果を、自校の単位として読み替え、認定する)

大学名	協定締結等年月日	交流協定の内容等
ボアジチ大学 トルコ	H18.11.7	(H18.6 県学術文化交流団がボアジチ大学を訪問し、同大学副学長等と意見交換し、協力関係構築の有意性を確認) ・学生、教員の交流等
延世大学 韓国	H18.11.7	(17.9 から1年間、延世大学の柳光秀教授を国際関係学部の客員教授として招へいし、共同研究等を行う) ・学生、教員の交流等 ・共同研究
コンケン大学 タイ	H18.11.7	(H15.11 薬学部とコンケン大学薬学部・医学部との間で学部間協定を締結) ・学生、教員の交流等 ・共同研究
オハイオ州立大学 アメリカ	H19.1.25	(H18.8 国際関係学部の吉村教授が訪米し、従前の語学研修やインターンシップによる交流を踏まえ、全学的な交流に発展させることで合意) ・共同研究 ・学生の交流 ・語学研修・インターンシップ
カワホルニア大学バークレー校 アメリカ	H19.6.25	(H18.4 カワホルニア大学バークレー校の国際交流室長が来日し、西垣学長らと会談、H18.10 国際関係学部の中山教授が同校へ赴き、総長等に会い、大学間交流協定の締結で合意) ・教員、学生(大学院学生)の研究交流

部局間協定

大学名	協定締結月日	交流協定の内容
カワホルニア大学バークレー校マセソンズ・オブ・アメリカ (国際関係学部)	H13.6.19	(H13 宮田国際関係学部助教授が新たな米国の大学との交流先として訪米) ・教員、研究者の相互訪問 ・夏期学生交換の可能性の検討
オハイオ州立大学 日本研究所 アメリカ (国際関係学部)	H15.6.20	(H15 吉村国際関係学部教授が新たな米国の大学への語学研修先として渡米し、受け入れを要請) ・夏期語学研修プログラム (県立大学のためのプログラム)
コンケン大学 医学部・薬学部 タイ (薬学部)	H15.11.12	(H12 コンケン大学の教員がアジアがん会議に出席) ・学術及び研究者の交流 ・共同研究、シンポジウムの提携 ・学生の交流
浙江大學 薬学院 中国 (薬学部)	H16.6.2	(H16.6 県立大学学長他が日中健康科学シンポジウム開催のため、中国を訪問時に締結) ・学術及び研究者の交流 ・共同研究・シンポジウムの提携
マヒドン大学 熱帯医学部・薬学部 タイ (薬学部)	H17.8.8	(H14 熱帯ウイルスに関する情報交換及び共同研究を開始) ・学術及び教員、研究者、学生の交流 ・共同研究、シンポジウムの提携 ・図書文献、研究素材、研究論文及び情報の交換
フロリダ大学 薬学部 タイ (薬学部)	H18.7.20	(日本学術振興会の拠点大学交流事業を通じて委嘱を受けた教員が、共同研究・訪問講義等を実施) ・学術及び教員、研究者、学生の交流 ・共同研究、シンポジウムの提携 ・図書文献、研究素材、研究論文及び情報の交換

コンケン大学 看護学部 タイ (看護学部)	H18.10.1	(H17 静岡健康・長寿学術フォーラムの講演後、看護学部を訪問) ・学術及び研究者の交流 ・共同研究、シンポジウムの提携 ・学生の交流
フエ大学 科学大学部 ベトナム (環境科学研究所)	H20.8.28	(日本学術振興会の拠点大学交流事業を通じて委嘱を受けた教員が、共同研究・訪問講義等を実施) ・教員及び学生の交流 ・学術情報の交換 ・共同研究の実施

事業実績等

(1) 語学研修への学生参加 (人)

区分・年度											備考
浙江大学(旧杭州大学)	6	5	12	12	中止	15	8	中止	中止	3	～実施
ニューキャッスル大学	12	29	26	29	11	13	11	13	2	9	～ "
オハイオ州立大学					15	10	13	12	12	12	～ "

(注): 杭州大学は1998年9月に統合して浙江大学となった。

(2) 語学教育インターンシップへの学生参加 (人)

区分・年度						備考
オハイオ州立大学	1	1	1	0	1	～実施

(3) 教員交流 (人)

区分・年度										
浙江大学 (旧杭州 大学)	受入	0	1	1	1	1	1	1	0	0
	派遣	1	1	1	0	1	1	0	0	1
モスクワ国立 国際関係大学	受入	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	派遣	1	1	1	1	1	1	0	1	1

(4) 短期交換学生交流

(人)

区分・年度								
モスクワ国立 国際関係大学	派遣	2	2	3	2	1	1	2
	受入	3	2	1	2	2	2	2
フィリピン大学	派遣	1	0	1	1	1	1	1
	受入	0	0	1	1	1	1	1
リール政治学院	派遣	.	.	.	2	2	2	2
	受入	.	.	.	0	0	1	1

e 通信制大学・大学院等

本学は、通信制大学・大学院、専門職大学院、独立大学院、連合大学院を置いていない。また、遠隔授業を行っていない(看護学部を除く。)

(2) 点検・評価

[効果の上がっている事項]

教養教育の強化を文部科学省が主張したが、既にその方向には疑問符が付けられており、各部局の専門に関わらない学生の広い知識と正確な批判力を前提とした知識とその運用を涵養する基盤を養わせることが目標となる。本学における全学共通科目は語学を中心とする第1部門について、批判はあったものの習熟度別教育と試験による編成替えと試験による教育効果の検証を実施しそれを教育内容に反映させる、ことを繰り返してきたことが、学生の学力に反映されるようになった。TOEIC等外部試験の結果から窺えた。第3部門では県立美術館と連携した講義形態の試みが進められた。

外国大学等との交流については、昨年度、グローバルCOEプログラムの一環として、米国のオハイオ州立大学、カリフォルニア大学、ニュージャージー医科歯科大学等を本学教員が訪問し、連携体制の確立に向けて協議を進めた。また、オハイオ州立大学では科学英語コミュニケーション演習、ニュージャージー医科歯科大学では臨床栄養エキスパート演習を開講し、参加した大学院学生に単位認定し、海外の大学院との連携を推進した。

[改善が必要な事項]

全学共通科目の第2部門については、生物系、物理系など責任者をおいて管轄する体制になっているとはいえ、静岡女子大と静岡薬科大学の統合以来、各部局の専門領域を充足しただけで十分な人材が充当されてこなかったため、体系的に科目を組めず、同時に担当教員の教育内容にも疑問があった。

授業評価アンケート未実施の部局は、本年度中に実施を検討する必要がある。

国際交流について、本学は、平成15年以降、急速に欧米や東南アジアを中心に海外の

大学等との交流を拡大し、国際化の推進という目標に対する一定の成果を上げてきているが、今後の国際交流を推進するに当たりいくつかの課題点がある。主たるものを挙げると、一つには、協定校との交流では、その多くが学生交流を明記してはいるものの、現実には、教員同士の共同研究が中心で、学生の交換留学は、毎年、フィリピン大学、モスクワ国立国際関係大学、リール政治学院の3校、数名に過ぎないのが実態である。今後は、協定に基づき、早急に学生の交流を拡大していく必要がある。

また、本学においては、海外の大学等からの教員・学生を受け入れるための自前の宿泊施設を有しておらず、そのため、協定校からは、教員・学生を派遣することが予算的に難しく、それがネックとなって相互派遣が進まないとの指摘もある。当初は、協定校も少なく、それほど大きな問題ではなかったが、現在のように交流が拡大し、教員・学生の交流が活発化してくると、本学としても何らかの対応が必要となってきている。

もう一つ課題として挙げられるのは、国際交流を推進する本学の体制である。現在、国際交流関係事業は、事務局企画調整室の中の企画スタッフの1名が開学以来、他の業務と合わせて担当しているが、業務量は、国際交流の拡大とともに従来に比べ格段に増加してきており、今後の事業展開を考え合わせると、教員の協力を含め、推進体制の充実に努める必要がある。

(3) 改善の方策

全学共通科目の第1部門は言語コミュニケーション研究センターの設置の次に、英語教育の質の向上と充実に向けて、任期付講師の採用を開始しつつあり、今後の更なる改善が期待されつつある。第3部門は総合科目から一般科目へ組み込まれる連携科目群の成果が評価されるにつれさらに新しい講義科目の設置を試みる。就職支援に深く関わっていた科目は、就職支援センター担当科目として整理する。これによって教養科目の在り方が鮮明になり教育効果の向上が期待される。第2部門については、文科系あるいは看護系の学生にとっても現代の状況からして緊要と思われる生物系について、科研費の水準で言えばAクラスを複数回獲得し、BRAIN等国のトップクラスの研究費を獲得してきた経歴を有し、定年に達したといった、本学では達成した教員の例がないレベルの方を特任に迎え、本学の生物学の教育内容について具体的な評価、学生に応じたシラバス・講義内容の改善提案を依頼する。これを年次ごとに国語、物理等に敷衍することによって各部局の専門教育の視点とは異なった観点から、また現状で各科目を担当している教員の教育内容の評価、教育内容の改善を図る。これは教育手法についてではなく教育内容を高い水準から批判し改善することにあるため、通常言われるFD活動と異なる。

FD活動は、上述した全学FD推進事業を着実に実施し、授業評価アンケート未実施の部局は、本年度中に試行する予定である。

国際交流については、交流の一層の推進のため、法人化2年目の平成20年度に、国際交流事業費として従来の予算の倍以上の10,000千円を計上し、積極的な展開を図っている。この予算は、従来は、教員による海外の協定校との交流のための旅費であったものを、学生交流を含め、幅広く使用できるようにしたものであり、こうした予算を活用して協定校との学生交流の拡大を図っていく。

また、海外の大学等からの教員・学生の宿泊については、従来、廉価な県の共済施設や、学生については、主としてホームステイを利用するなど対応してきたが、平成20年

度からは、新たに県の研修施設を活用するなど、より廉価に滞在できるよう工夫している。自前の施設をすぐに整備することは難しいので、今後も、例えば、教職員住宅の一部利用なども検討しながら、廉価に滞在できる環境を整えていく。

事務体制については、職員をすぐに増員することは難しいため、教員・学生を派遣・受け入れる関係学部の事務担当者及び教員との協力体制を強固にするとともに、県や国際交流協会等関係団体との連携、及び職員のスキルアップを図り、効率的な事務執行に努める。

2・1 薬学部

(1) 目標

薬学部では、医療の進歩に対応できる専門的な知識・技術を有し、高い資質を身に付けた薬剤師を養成し、及び医薬品に関連する基礎知識・技術を習得し、創薬・育薬を総合的に理解できる人材を育成する。新卒者の薬剤師国家試験の合格率は90%以上を目指す。

事前実務実習室を設置するとともに実務実習医療施設に教員を配置し、専門医療施設との連携を強化しつつ、積極的に教員指導型の実務実習体制を構築する。

(2) 現状

a 教育課程等

(a) 学部・学科等の教育課程

薬学部での薬学科と薬科学科とでは養成すべき目指す人材には差異があり、それぞれに対応した特色ある教育となる。薬学科の教育は、薬学における基礎的及び専門的な知識・技術の修得はもとより、薬学が人間の生命に関わる学問であることを踏まえ、豊かな人間性と高い倫理観を兼ね備えた高度な専門職業人としての薬剤師を養成するとともに、次の世代の医療薬学教育研究者を養成することを目標としている。一方、薬科学科では、人類の健康増進や医薬品の創製につながる先端的な基礎研究・応用研究分野で活躍する研究者、知的集約産業である製薬企業等において創薬研究開発・医療情報提供に携わる者、また国公立行政機関において衛生行政等に携わる者など、多様な人材の養成を目標としている。

両学科の募集は一括で行われており、3年前期までは全員が共通のカリキュラムで、全学共通科目、学部基礎科目及び薬学の基礎となる有機化学、物理化学、生物化学系及び医療系の専門科目（講義／実習／演習）を学ぶ。4年次からの臨床実務実習によって特色がある学科を3年次9月に選択分科することになる。

この共通カリキュラムでは、生命科学を基礎とする高度の“薬学的思考力”と薬を通じて直接的、間接的であれ医療人に求められる“倫理観”を備えた創造性豊かな人材の育成を目指している。この中でも薬学生としての意識を高めるために1年次で早期体験学習の一環として、製薬企業の研究開発拠点や病院・薬局などの臨床現場での体験学習を導入している。早期体験学習などの新領域科目では、薬学科、薬科学科選択にも配慮したものにして、学部教務委員会として全教員参加の形式で医療現場のみならず研究施設・機関の見学も含めた多様な教育を実施している。

国際化が叫ばれている昨今の社会情勢を背景に、英語科目の必修単位を増加させた。1

年次、2年次では英語講読、英語会話、英作文を課しており、30名1クラスとした習熟度別クラスでの教育を国際関係学部教員の協力の下に導入している。さらに、継続的な語学学習の重要性に鑑み、3年次には薬学専任教員による薬学英語を少人数グループ学習で新規に開講し、チュートリアル教育を導入している。

座学教育に加えて行動力ある薬学生を養成するために、態度・技能面の学習として化学、物理、生物の基礎薬学実習と、専門実習としては従来の講座単位の実習科目から化学系薬学、物理系薬学、生物系薬学、医療系薬学実習の4系統の実習に統合し、学生実習の器具・機材の整備とともに効率的な態度・技能修得の授業体制としている。

3年後期以降での科目履修において、両学科によって必修または選択の差異があるが、希望すれば他の学科の必修科目を選択履修できるカリキュラム編成を構築している。実務実習に関連した、事前学習教育体制の整備及び共用試験 CBT、OSCE のトライアルについても委員会を設置して準備・検証を行ってきた。

臨床実習前に CBT は、モデル・コアカリキュラムにおいて、臨床実習前に到達すべき知識として示されている内容が、習得されているのかどうかを調べる試験で、この CBT は全国共通で行われ、コンピューター内にプール（蓄積）された問題の中から、各個人が別々の問題を解く形になる。一方、OSCE はモデル・コアカリキュラムにおいて、臨床実習前に到達すべき技能・態度として示されている内容が、習得されているのかどうかを調べる試験で、CBT がコンピューター入力式の筆記試験であるのに対し、OSCE は各ブース内で、模擬患者（SP）などを用いて行う実技試験になる。本学でもこのトライアルが平成 18 年度から導入されこれまでに 3 回実施した。

さらに、臨床薬学演習、総合薬学演習、科学演習科目では少人数のチュートリアル教育を行うため、その整備の準備・検証を行ってきた。チュートリアル教育とは、少人数で構成された学生のグループにある課題が与えられ、学生がその課題を検討し、思考を重ねながら掘り下げていき、解決していく教育方法で、教員はチューターと呼ばれる議論を進行させる役に徹する。チュートリアル教育には次の PBL が含まれる。PBL（Problem-based learning）は、学生を少人数に分けて行う、問題立脚型の学習方法で、いい、チュートリアル教育とほぼ同義で、チューター役を務める教員が学生を、臨床薬剤師など医療専門職の臨床推論に即した思考過程の中に立たせ、知識の習得・統合・構築・応用を図らせることが目的になる。この背景には現在の医療では EBM（Evidence Based Medicine）という考え方が広がりつつあり、この EBM では、問題点を明確にする 情報収集 情報の分析 個々の患者への適応の吟味 自己評価、という過程が重視され、従来のような、ある病気に対して同一の対処をするという方法から、個々の患者を中心とし、治療法を考える方法への変化が求められている。PBL はその過程を、教育の段階で実践しようとする試みである。これを実施するために、約 3 年間にわたって課題・題材を海外、東海地区の薬学及び医療機関と連携をとりながら収集を進めてきている。

5年次での薬学教育に必要とされた長期実務実習は、病院・薬局実務実習調整機構を通して斡旋された医療施設で各 11 週間の実習が標準とされている。本学では、病院実習は静岡県立総合病院を中心に行い、薬局実習は静岡県薬学・薬剤師教育協議会（静岡県薬剤師会大学支部）が静岡県内の開局薬局に委嘱するという実効性のある実務実習体制を整えている。

4年次から 6年次には薬学卒業研究として、医療・臨床薬学領域に限定しない、薬学

の幅広い領域での個別的な研究テーマの下、より高度な知識と技術の修得及び問題解決能力の育成と論文作成及び成果発表を課したカリキュラムを全教員で行う体制を組んでいる。薬学科には事前実習と長期実務実習が必修化（30単位）されている。

一方薬科学科においても、4年制薬科学科固有のアドバンスト科目のほかに、希望すれば6年制薬学科固有の科目を履修できるカリキュラム編成を組んでいる。これは6年制移行の経過措置として、医療薬学系科目を履修し、大学院博士前期（修士）課程を修了した後、臨床実務実習の単位を取得し、厚生労働大臣が認めた場合には、平成29年度までの入学者には、薬剤師国家試験の受験資格が与えられることに対処している。

（b）カリキュラムにおける高・大の接続

本学部では、個別入試科目に物理学及び化学を必修科目としており、生物学を高校で十分履修していないことが考えられるので、平成13年度から、生物学（平成18年度から基礎生物学）を自由選択科目として開講し、ほぼ全学生に履修を指導している。実験などの経験がない学生が多いので、基礎実習として1年次後期に開講している。また、平成20年度からは科学演習2単位を創設した。科学は単なる「知識」・「学問」から「社会とつながる研究」へと変貌し、現在は科学技術の時代である。薬学も「医療・健康に奉仕」し、「創薬」を志向したものが求められ、21世紀の「社会のニーズ」としての科学技術の中核の1つである。さらに、自然科学の発展に伴い、我々の自然観、科学観も大きく変化し、生命観、宗教観及び倫理観までの波及を思考することが求められている。これら薬学人の社会における役割を理解して薬学を学ぶために、目的意識の深化及び具現化を調査、レポート作成、発表及び討論によって涵養する。

また、情報の収集・整理・発信などの情報リテラシーの重要性が高くなっている。このために、薬学領域の様々な基礎的課題によって、コンピューター（パソコン）などによる情報処理力を涵養する。

情報活用力：課題や目的に応じて情報手段を適切に活用でき、収集・解析ができ、さらに科学的判断及び創造を行い、適切な発信・伝達できる能力

情報の科学的理解：情報手段の特性を理解し、情報処理を評価・改善できる能力

健全な情報収集・発信できる態度：情報や情報技術の役割や影響を理解し、情報モラルや情報に対する責任感を醸成する視点で取り組ませることで、情報化社会での創造性豊かな薬学人への礎とする。このように自ら進んで課題を見つけ、それを自分の力で解決するために主体的に学ぶという、大学で学ぶための基本姿勢を養うことを目的としている。これらはグループ授業を実施している。

（c）カリキュラムと国家試験

旧課程では、薬剤師国家試験の受験資格が取得できる教育課程を有している。さらに臨床検査技師の受験資格が取得できる教育課程も選択制度で用意している。これらの国家試験の受験・合格状況は以下のとおりである。臨床検査技師の国家試験の受験は少なく、卒業後受験し、合格するものが毎年若干名いる。

薬剤師国家試験の受験・合格状況

年（平成）	卒業生数	受験者数	受験率	合格者数	本学合格率	全国合格率
18	132	131	99.24	111	84.73	85.16
19	135	134	99.26	118	88.06	85.60
20	136	133	97.79	118	88.72	86.30

（d）医・歯・薬学系のカリキュラムにおける臨床実習

生命科学、情報科学さらに医療技術や医薬品の創製・使用における科学技術の進歩に対応し、医薬分業の進展などの薬学をめぐる社会状況が大きく変化している。少子化及び入学してくる学生の質の多様化にも対処するために、たゆまぬカリキュラム、実習環境の整備に努力している。

旧課程の学生全員にも、著しい進歩を遂げている医療現場に対応できるように、新規の授業科目を追加し、医療施設における実習（病院薬剤部 3 週間、開局薬局 1 週間）を実施している。この実務実習では、静岡県内の約 40 病院、約 150 薬局に学生を派遣している。薬学部全分野が協力し、病院実習は全病院、薬局実習は約半数に教員が巡回している。巡回では、実習内容や修得度について指導薬剤師と協議しながら、実務実習の改善に取り組んできている。実務実習を行う直前に導入講義・演習を 2 日間行い、医療現場に赴くにふさわしい知識と態度面での教育・指導を行っている。導入講義では、中核病院の薬剤師を講師として招へいし、最新の医療現場の雰囲気や学生に講義している。導入演習では、静岡医療コミュニケーション研究会の協力を得て、模擬患者による患者対応の演習を行っている。実務実習終了後には、学生による病院及び薬局実習の報告会を行っている。報告会には各実習施設の指導薬剤師を招き、報告内容に対する助言や指導をしてもらい、学習効果の向上を図っている。

薬学科の約半数が静岡県の中核医療機関である県立総合病院（720 床）で臨床実務実習を行い、それ以外の学生も浜松医科大学医学部附属病院など県内の中核病院で病院実習を行う。実務実習においては薬剤師のみならず、医師や看護師を含めた医療チーム構成員が参加した、病院一体となった指導体制が必要となる。静岡県立大学では県立総合病院内に薬学教育・研究センターを設置し、医療薬学教育に十分な経験と能力を持った大学教員 10 名（実習生 5 名に教員 1 名以上）を配置し、病院の医療スタッフと密接な連携の下に直接指導に当たるなど、全国的にも抜きん出た実務実習施設で、高度な医療人・人材の養成を目指している。

臨床薬学教育を充実させるために、平成 14 年に臨床薬学分野を設置し、平成 17 年には臨床薬効解析学分野及び病態機能解析学（現 薬局管理学）分野を設置した。さらに平成 20 年には実務実習事前学習を担当する実践薬学分野を設置した。6 年制薬学教育に必要とされた長期実務実習として病院・薬局実務実習調整機構を通して斡旋された医療施設で各 11 週間間の実習が標準とされている。本学の病院実習では静岡県立総合病院を中核として、静岡県内の基幹病院において薬学科生全員が実習を受ける。また、薬局実習では静岡県薬学・薬剤師教育協議会（静岡県薬剤師会大学支部）が静岡県内の開局薬局に委嘱し、薬学科生全員が静岡県内で実習を受けことを可能にするなど、実効性のある実務実習体制を整えている。この長期実務実習を円滑に行うための学生の質を保证するために、4 年次に行う知識評価の C B T（Computer Based Testing）及び客観的臨床

能力評価試験（OSCE: Objective Structured Clinical Examination）の共用試験の実施体制の整備、さらに、学内での実務事前実習学習の実施体制の整備を年次進行で推進している。

平成 18、19 年度の主な病院実務実習受入施設（病院）

静岡県立総合病院	静岡県立こども病院	浜松医科大学医学部附属病院
静岡市立清水病院	静岡赤十字病院	静岡済生会総合病院
聖隷浜松病院	聖隷三方原病院	順天堂大学医学部附属静岡病院
藤枝市立総合病院	焼津市立総合病院	沼津市立病院
富士宮市立病院	静岡厚生病院	清水厚生病院
菊川市立総合病院	掛川市立総合病院	県西部浜松医療センター
市立市民島田病院	磐田市立総合病院	浜松赤十字病院

(e) インターンシップ

従来は、1 年次及び 3 年次に主に、製薬企業の研究所あるいは工場の社会見学を行ってきた。平成 18 年度以降の新カリキュラムでは早期体験学習の一環で製薬企業と病院・薬局の見学を行っている。インターンシップ終了後に学生にレポートを提出させ、単位認定の評価の一部としている。

平成 18、19 年度の訪問企業

持田製薬株式会社	中外製薬株式会社	協和発酵工業株式会社
三生医薬株式会社	サンカプセル株式会社	

(f) 授業形態と単位の関係

授業は前期、後期の 2 学期に分けて実施され、15 週をもって 1 学期、30 週をもって 1 学年としている。1 単位の履修時間は、教室の内外合わせて 45 時間である。したがって、1 科目につき教室内外の 3 時間の学習を 15 週間行って 1 単位となることになる。

教育科目は、教養系、薬学基礎系、薬学専門系医療薬学系の 3 つに大別できる。それぞれの科目間には関連があり、国家試験とも密接な関わりを持っている。

幅広い視野と豊かな人間性を身に付けることを目的とする教養科目は 1～2 年次に配当されている。授業形態は、「英語コミュニケーション」など少人数で講義を行うのが有効な科目については、1 クラス約 30 名で編成されている。本学部の専門分野は薬学であるが、教養科目の重要性も考慮し、選択必修科目として全学共通科目といった科目を設け、少人数教育の実践と双方向授業による教育効果の充実に図っている。

平成 18 年度以降入学生に関しては、教養科目である全学共通科目の修得必要単位数を 8 単位とし、学部基礎科目はすべて必修であり単位数は 28 単位である。これら及び専門教育科目の修得必要単位数は次のとおりである。

平成18年度以降入学生卒業要件

学科	教養科目	基礎科目	専 門 教 育 科 目					総合計
			応用科目	学科 専門科目	実習	学科別 専門実習	合 計	
薬学科	8 単位	28 単位	81 単位	10 単位	16 単位	43 単位	150 単位	186 単位
薬科学科	8 単位	28 単位	68 単位	9 単位	16 単位	10 単位	103 単位	139 単位

(g) 単位互換、単位認定等

本学部では、他学部の授業科目の履修を認め、単位の認定を行っている。しかし、卒業必要単位数には算入していない。

(h) 開設授業科目における専・兼比率等

本学部の専任教員は、教授 21 名、准教授 15 名、講師 18 名、助教 18 名で、このうち、実務実習担当教員は 6 名である。この実務実習担当教員を含めて全教員が大学院の兼任教員である。他学部との兼任教員は 8 名となっている。

(i) 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

平成 19 年度は 1 名の外国人留学生が在籍している。外国人留学生に対しては、チューター制度を設けて教員が教育面や生活面での指導をきめ細かく行っている。また、学生ボランティアを中心とする留学生サポーター制度もある。

b 教育方法等

(a) 教育効果の測定

講義及び実験科目の教育効果を上げるため、平成 19 年度から、学生による授業評価を導入している。授業形態の違いにかかわらず、学生に授業評価アンケートの回答を依頼し、学生自らの当該授業科目に取り組む姿勢を評価させるとともに、授業内容、時間配分、進度、教材、プレゼンテーション、質疑応答等、担当教員の授業方法に関する項目の評価を受けている。この授業評価アンケートの結果は、事務局学生室を介して集計されたのち、各教員にフィードバックされる。平成 20 年度からは、授業の最終日におけるアンケートの実施に加えて、評価内容をすぐに授業に反映させることを目的として、中間時期におけるアンケートも実施している。

また、平成 19 年度までに、薬学部教員全員が 2 日間にわたるファカルティ・ディベロップメント (FD) 研修会に参加し、FD 活動に対する理解を含めている。

平成 19 年度卒業生の進路状況は、進学が 68.4%、就職率は 92.5% である。

従来から、大学院へ進学する者が多く見られていたが、この 10 年来の経済状況の悪化、医薬分業が推進されたこと及び調剤薬局などの求人要望が高いなどの社会的状況もあり、薬剤師の資格を生かせる実務関係機関に就職するものが多く、かつ就職率も高い。就職先としては、地方公務員の薬剤師職を目指す者が特に男子学生に多く、女子学生では地方 (主に出身地) の赤十字病院、市立病院などの公的医療機関での薬剤師職を目指すも

のが多い。これらへの就職者は女子学生も含めて長期に就業しているので、薬学教育の社会還元の面からも奨励してきている。ドラッグストアー及び調剤薬局への就業者には、2、3年で転職する者がいるのも実情であるが、多くは薬剤師として社会に医療面で貢献している。一方、製薬・化学系企業への進路希望者は少ない。企業の求人意欲も高まっているが、修士課程修了が前提となっている現状が背景にある。また、大学院進学希望者も地方・国家公務員試験を受験する者が多く、特に地方公務員の合格者が多いのが特色である。

(b) 成績評価法

薬学部における成績評価については、「試験および成績の評価」として定められている。成績評価は、原則として、学年末あるいは学期末における試験（筆記試験、口述試験、レポート提出等）及び平素の成績、出席状況などの学生の学修実績に基づき、授業科目担当教員がこれを行う。

科目ごとの到達目標、評価方法は、各教員が当該年度の始めまでにシラバスに記載することで明示している。評価基準に用いる評語は、シラバスに示された到達目標に対して、優・良・可・不可の4区分とし、可以上を合格として所定の単位を与える。評価の基準は、次のとおりである。

優 ...合格 : 100点～80点

良 ...合格 : 79点～70点

可 ...合格 : 69点～60点

不可...不合格 : 59点以下

また、薬学科、製薬学科、それぞれの成績優秀者を選定して、卒業時に岩崎賞を授与している。

卒業研究については、卒業論文及び卒業研究発表を、指導教員が合格と不可の2区分で評価し、合格した者に所定の単位を与える。

現在、全学的に、学生からの成績評価に関する申し立て等ができる仕組みを構築する準備を始めているが、薬学部では成績表をアドバイザー（各学年学生6～7人当たり講座単位の教員4名が担当）から手渡しするシステムをとっており、必要があれば、受け取り時にアドバイザーを通して申し立てができるようにしている。

(c) 履修指導

本学部では、年度始めに学部長、学生委員長、教務委員長及び学生委員、教務委員が、学年ごとにオリエンテーションを開催して履修指導を実施している。本学部で導入されているアドバイザー制度では、入学年度から3年次まで同一アドバイザーが持ち上がり式で担当しており、学生に対する教育上の支援だけでなく、必要があれば学生生活の相談・支援も行う。

学期の始めに教務委員会が中心となって履修ガイダンスを行っている。3年次後期に行われる卒業研究のための研究室選択の指導は、教務委員会のアドバイスの下、学生が主体的に決める方法で行っている。研究室選択に当たっては、1)各研究室の教員によるプレゼンテーション、2)研究室の個別訪問、3)学生間の話し合い、の手順で行われる。

留年生については、留年期間が長期化しないよう、当該学生のアドバイザー、教務委

員などが本人又は保護者らと緊密な連絡を取りながら、学生が早期に復学可能な状態になるよう努めている。留年の理由が精神的な病気による場合は、復学までに時間を必要とする場合が多く、スムーズな復学がなかなか思うようにいかない場合も多いが、地道な対応を継続して行っている。

(d) 教育改善への組織的な取り組み

薬学部では、薬学教育制度改革を受けて平成 18 年度から開始された 6 年制教育に対応するために平成 18 年度入学者、さらには平成 20 年度入学者を対象とした大幅なカリキュラム改正を行った。

有機化学と物理化学及び生物化学の基礎科目は、1つの系統だった有機化学()、物理化学()、生物物理化学()及び生物化学()として学期進行で教授するとともに、有機化学と生物化学に関しては各々共通の教科書を用いた系統的授業を導入している。また、6年制の薬学科では医療系の専門科目を充実させ、薬物療法学、疾患学、医薬品情報学の各々 から III までを学科振り分け後の 3 年次後期から 4 年次で開講し、医療系の専門知識を系統的に学べるようにしている。このようにして、学生の理解を深めるべく年次進行を配慮した教員間の連絡とコアカリキュラムとの対応を学生に明示できるようにしている。このために、予習復習などについての勉学の良い指針としている。

実習・演習科目との連動を意識したカリキュラムを作るべく、物理系、化学系、生物(衛生)系、医療系、それぞれの教員で組織される実習WG(ワーキンググループ)を組織している。

また、学科振り分け後の 3 年次後期から 4 年次に、抗体工学、生物学的試験法、創剤工学、薬品製造論、有機合成論、ゲノム情報と創薬、ペプチド科学、構造生物学、糖鎖生物学といった専門性の高い選択科目を開講する。

英語教育では、プレースメントテストを行い、学生の英語習熟度に合ったクラス編成を 1、2 年次で実施している。さらに 3 年次では、少人数教育を取り入れた、薬学部教員による薬学英语の教授を行っている。

シラバスについては、「薬学部履修要項」として、年度始めの履修ガイダンス時に全学生に配布している。シラバスには、各科目の授業目標、授業内容、講義時間ごとの授業展開、評価方法が記載されている。学生は履修科目の選択及び学習の指針として活用している。教員は、担当科目の教育内容と質の向上に対する責任を持つとともに、他の教員の授業内容を知ることによって、お互いの講義科目や実験・実習科目の連携を図るために活用している。現在、さらに標準的で分かりやすいシラバスの記載方法の改善、シラバスの公表及びその方法等について取り組みを始めている。

(e) 授業形態と授業方法の関係

本学部の専門科目の授業形態は、以下のとおりである。平成 18 年度から開始された 6 年制教育へ対応するために、カリキュラムを大幅に改訂し、全体として「演習科目」や「実験・実習科目」の比率が高くなっており、実践向けの教育を目指している。

授業方法としては、「実験・実習科目」や「演習科目」はもとより、講義科目においても、教科書や追加プリントのみならず、液晶プロジェクターを利用したパワーポイント

説明やビデオ教材などを授業に取り入れ、理解度をより向上させる工夫を積極的に行っている科目も多い。

授業形態別科目数（専門科目）

	講義科目数	演習科目数	実験・実習科目数	インターンシップ	卒業研究
薬学科	76	5	8	1	1
薬科学科	76	3	5	1	1

(f) 3年卒業の特例

医療系教育ではいわゆる飛び級制度は設けられないことになっており、該当する事例はない。

c 国内外との教育研究交流

海外との教育研究交流に関しては、平成15年にタイ王国コンケン大学医学部及び薬学部と学部間協定を締結し、准教授1名と助教1名を、平成16年には博士後期課程学生1名を受け入れている。同年に米国アリゾナ大学と大学間協定を締結している。また、平成16年に浙江省医学科学院と連携大学院協定を締結し、准教授1名と大学院博士前期課程学生2名を受け入れている。さらに、同年に浙江大学薬学院及び豪州グリフィス大学と学術交流協定を締結し、平成17年には、豪州グリフィス大学から博士後期課程学生1名を受け入れ、平成18年には本学博士後期課程学生1名が豪州グリフィス大学に留学している。また、平成17年にタイ王国マヒドン大学熱帯医学部・薬学部と学部間協定を締結し、講師3名を受け入れている。平成18年にタイ王国チュラロンコーン大学薬学部と学部間協定を締結している。

大学院博士後期課程にはモンゴル、バングラデシュ及びタイからの留学生が4名在籍しており、本学部ではベトナムからの留学生が1名在籍して学部教育を受けており、教員の国際化教育への取り組みを向上させている。また、国内の在学生においても、このような留学生が持ち込む異国文化に触れる機会に恵まれ、幅広い視野を持ち国際社会で活躍が期待される学生の育成を目指している本学部の方針に貢献している。

国内教育研究機関との交流に関しては、平成13年に静岡大学、浜松医科大学、国立三島遺伝学研究所と連携講義に関する協定を締結している。さらに、平成15年に静岡県立総合病院と教育・研究に関する協定を締結している。また、平成16年には静岡県立静岡がんセンター、旭化成ファーム(株)ライフサイエンス総合研究所と教育・研究に関する協定を締結している。さらに、平成20年に静岡大学大学院理学研究科・農学研究科、東海大学大学院工学研究科・海洋学研究科と学術交流に関する協定を締結している。

海外教育研究交流機関

機関名	協定締結
タイ王国コンケン大学医学部及び薬学部	H15.11.12
米国アリゾナ大学	H15.7.29

浙江省医学科学院	H16.5.31
浙江大学薬学院	H16.6.2
豪州グリフィス大学	H16.9.30
タイ王国マヒドン大学熱帯医学部・薬学部	H17.8.8
タイ王国チュラロンコーン大学薬学部	H18.7.20

国内教育研究交流機関

機関名	協定締結
静岡大学	H13.7.17
浜松医科大学	H13.7.17
国立三島遺伝学研究所	H13.7.17
静岡県立総合病院	H15.3.25
静岡県立静岡がんセンター	H16.3.16
旭化成ファーム(株)ライフサイエンス総合研究所	H16.3.24
静岡大学大学院理学研究科・農学研究科	H20.9.1
海大学大学院工学研究科・海洋学研究科	H20.9.1

(3) 点検・評価

[効果の上がっている事項]

教育課程については、モデル・コアカリキュラムの完全遂行が課せられており、さらに個々の大学のカリキュラム全体の7割程度となるように設定されており、残りの3割は大学独自のカリキュラムを組めるようになっている。さらに、チュートリアル教育や、基礎と臨床が統合されたカリキュラムの作成が動められていることなどが、特徴となっている。併存する薬科学科の特色あるカリキュラム編成にも、本学特有の基本理念、学部の理念に基づき、必要にして十分な科目を配置、編成している。特に、ここ20年来全国にあまり類を見ない、臨床検査技師の国家試験受験資格をこの新薬科学科の卒業生にも付与できる教育課程の基準を満たしている。

カリキュラムにおける高・大の接続については、高校の教育課程から本学部における専門教育への移行を円滑にするために、「学部基礎科目」を開講している。しかし、最近の高校における履修科目の多様性に対応し「学部基礎科目」への導入を促すために、より基礎的な高校教育課程の補習的科目を開設する必要性が出てきたため、平成20年度から数学、物理学などの履修学期を変更して、学部基礎科目履修の助けとしている。また、高校で生物学を履修せずに入学してきた学生に対して、補習授業を行っていることは、この分野の導入に必要な基礎知識を修得させるのに役立っている。

カリキュラムと国家試験については、本学部では、4年次における卒業研究を重視し、4年次全員の講座、研究室への配属を行い、卒業論文の提出を義務付けている。自ら研究を遂行させることは、学生の問題解決型能力の涵養に役立つことが大きく、学生の進路にかかわらず極めて重要ととらえている。国家試験合格率の向上が学生の基礎学力の

向上に基づかなければ後々本学卒業生の評価の下落は明白である。この視点に立って、薬剤師国家試験対策委員会を設け、様々な視点から基礎学力の向上を目指している。

また、本学部では、薬剤師国家試験の受験資格に加えて、臨床検査技師国家試験の受験資格を得るために必須となる講義も開講しており、これらの講義の単位を取得すれば、卒業後に臨床検査技師国家試験を受験することも可能である。これらの講義は、薬学部の30～40%の学生が受講し、単位を取得している。

医・歯・薬学系のカリキュラムにおける臨床実習については、必要な知識及び技術が系統的に習得できる体制を考慮し、3年次までに行っている専門実習での調剤関連実習を踏まえて、4年次前半に実習担当機関の指導薬剤師を臨床教授等で事前導入講義としてほぼ1単位分を集中講義形式で行っている。このことで、教育内容及び評価基準などの充実、標準化を図り、効果的な実習教育を行ってきている。実施機関との連携を図ることが重要であるので、臨床薬学分野を中心に、定期的巡回業務を行って、学校教員と実務指導教員との意思疎通を図っている。薬局実習は臨床関連の教室だけでなく、全教室が分担して負担している。さらに、実習ののち薬学部教員及び実務家指導薬剤師で発表会を開催している。実務実習の成績評価には、病院及び薬局の指導薬剤師による評価も取り入れている。これらの取り組みによって、目標としている臨床実習のカリキュラム、実習環境の整備ができています。

授業形態と単位の関係については、平成11年度から施行されている新カリキュラムでは、4週間の「病院・薬局実習」を必修化した。薬剤師が実際に業務を行っている病院や保険薬局など、医療の現場において実習を行うことは極めて重要であり、生きた教育の実践として評価できる。

開設授業科目における専・兼比率等については、薬学部としての実務実習担当教員も含めて専任教員数及び資格の条件は満たしている。学部基礎科目も含む必修科目の96%以上の科目を専任教員が担当しており、専任比率は、薬学科、薬科学科のカリキュラムに適合しておりかなり高いといえる。薬剤師国家試験に不可欠な薬事関連法規(行政・制度)の科目についても、6年制移行の段階で専任教員が担当することになっている。選択科目については、専任教員の多くが創薬、生命科学などを専門領域とするため、また、卒業要件には含めていない臨床検査技師資格関連科目については医療系外部教員を充てていたこともあり、非常勤教員の比率が高い。しかしながら医療薬学分野の専任教員を増員したこともあり、この選択科目も含めて他学部との連携の中で、魅力ある講義としている。低学年から高学年にわたる薬学専門教育科目の大部分は、専任教員が行っており、教養基礎科目では、コミュニケーション、情報科学、科学演習(科学リテラシー)は本学部専任教員が少人数教育で担当している。4年次以降、総合的な問題解決能力の養成のために、薬学科、薬科学科とも学生は各分野に配属して、研究課題に基づいての教育(科目名:特別実習、薬学総合研究)をきめ細かく、バランスよく行っている。1分野当たり分属する学生数は6～7名で、分野の教員定員が原則4名であることは非常に有効である。

社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮については、外国人留学生の中には、語学上の問題で入学当初に授業に十分ついていけない学生がみられるが、上記のようなチューター制度などを活用することによって、早期に問題解決が図られており、留年などの問題は生じていない。

教育効果の測定については、学生による授業評価結果を教員にフィードバックすることにより、各教員の授業内容や教育方法の改善に関する意識は高まっている。教育効果の点検を行って、教育指導上、より有効な授業方法への向上を図っている点は評価できる。教育効果を数値的に表す指標の設定は難しいが、平成 20 年 3 月に実施された第 93 回薬剤師国家試験の新卒者合格率が 88.72%と、国公立大学薬学部の中で第 2 位であることも、教育効果の一つの表れと位置付けられる。また、平成 20 年度から薬学部 F D 委員会を組織し、学部内の F D 活動の推進及び取りまとめを行っている。さらに、平成 20 年度に着任した教員 6 名も 2 日間にわたる F D 研修会に参加した。すなわち、薬学部全教員が F D 研修会を通じて F D 活動を理解している。

高い就職率は薬剤師国家試験の合格率が高いことでもあり、教育指導及び的確で厳格な単位判定を行っていることは評価できる。2、3 年後の薬学 6 年制移行に伴い、他大学の大学院への進学者も含めて大学院への進学者が増加しており、そのための受験勉強にも配慮した指導は評価できる。就職者の多くは薬剤師の資格を生かせる実務関係機関に就職しており、大学で学んだ知識・技能を生かしているのは評価できる。

成績評価法については、講義の目標、内容のみならず、履修条件及び成績評価方法を「履修要項」に明示することにより、学生に授業目的を周知させ学習意欲向上に有効に機能を果たしていると考えられる。講義や実習・演習などの多くの科目の評価では、定期試験の成績だけでなく、出席状況や形成評価も重視して評価しており、この評価基準は妥当であると考えられる。また、アドバイザーが半期に一度、学生に成績表を直接手渡しし、その際に成績不良な科目や修得単位数、成績に関する疑問等について、学生と言葉を交わす機会ができていることは評価できる。

履修指導については、学生に対する学修・生活支援はアドバイザーを中心に、教務委員、学生委員、学科主任、学部長などが情報を共有してこれに当たっており、一定の成果を上げてきたことは評価できる。休学者や留年者に対しては、その期間が長期化しないように本人や保護者と連絡をとりながら対応しており、復学の機会を与えやすい状況が作られている。

授業形態と授業方法の関係については、授業形態の違いにかかわらず、授業の最終日に学生に授業評価アンケートの回答を依頼し、授業方法などについての点検を行って、教育指導上、より有効な授業方法への向上を図っていることは評価できる。

国内外との教育研究交流については、教育研究における国際化への対応や国際交流としては、教員の国際交流活動と学生の国際交流活動がある。研究交流に関しては、グローバル COE プログラムにおいて、数多くの国際交流事業（外国人講師のセミナーや海外語学研究ほか）が企画され、教員及び大学院学生の双方の国際交流が活発化し、学部学生に良好な刺激を与えている。教育交流に関しては、教育研究の国際化への対応と国際交流の推進に関して全学的に取り組んでいるため、本学部独自の国際交流が乏しいことが現状である。しかし、将来に向け、国際交流を推進するためにも、本学部では演習科目に実践的英語教育科目を大幅に増やした点は評価できる。

[改善が必要な事項]

教育課程については、国際関係学部教員の協力の下に導入した到達度別・少人数での英語教育の重要性が、教員及び学生に身近な形で理解され、学修への意欲の向上に役立つ

っている。3年次での薬学専任教員によるチュートリアル教育では、各教員の負担が大きいこともあり、指導能力を配慮した適材適所化を図る必要がある。

また、薬を扱う者としての倫理観やヒューマニズム教育については、大学全体で今後とも継続して教育、指導を行っていく必要がある。

カリキュラムにおける高・大の接続については、現時点では学部の教員にこれらの講義科目を担当する時間的余裕がないため、非常勤講師に講義を依頼している。これらの補習的科目と「学部基礎科目」との連携を強めるための工夫が必要である。

薬剤師国家試験合格率は85～90%を推移しており、目標の90%超を達成できていないので、より基礎学力を充実させる教育が必要である。また、臨床検査技師国家試験では受験時期が重なるため薬剤師国家試験との併受験は難しいことから、臨床検査技師国家試験を受験する学生は少ない。

インターンシップについては、キャリア形成としての教育的効果があるが、企業の職種に幅があることから、学生の希望するインターンシップを受けさせることができてはいない。就職のみならず、専門科目の履修についてもインターンシップにおける現場体験は学生にとってその後の学習課題の明確化やキャリアデザイン活動に好影響を与えている。このことから、更にインターンシップとして学生を受け入れてくれる企業を増やす必要がある。

授業形態と単位の関係については、薬剤師として必要な倫理観を養うために教養科目は重要である。本学では「英語コミュニケーションⅠ,Ⅱ」の担当者にネイティブ・スピーカーを採用し、語学能力の向上を図っている。また、医療の在り方や社会を取り巻く環境などについても講義を行っている。これらはコミュニケーション能力を養い、医療人としての薬剤師の人格形成に役立っている。本学の履修規程では、高学年になるに従って専門科目が増えるカリキュラムとなっている。より実効性のある教養教育体制の整備を強力に推進する必要がある。

単位互換、単位認定等については、単位互換制度は、学生の多様なニーズに応え、勉学をより豊かなものにすることに資するものであるが、本学部ではこれまでにこの制度を利用して単位認定を申請した学生は出ていない。学部の性格上、必修科目が多いため極めて密な時間割にせざるを得ず、他大学の授業科目の履修に関しては今のところ現実的ではない。

開設授業科目における専・兼比率等については、両学科の専門性をより詳細に教育するために、学科を越えた(必修、選択の)相互教育にて執り行われている。また、科目重視、適材適所のカリキュラム編成を組んだため、教員1人当たりの講義数に偏りがあり、極端な場合には改善が必要となる。実習科目を充実させているが、実習室設備、機器の制約から2ないし4班に分けて反復させざるを得ない。学生に対する指導はきめ細かく行われていると評価できるが、教員の演習科目担当も含めて負担が過重である。今後、実習にあっては、専従の専任教員の配置及び大学院学生をティーチング・アシスタントとして活用することなどが課題である。

履修指導については、基礎科目や英語教育の充実、共通の教科書を用いた系統的授業の導入などを特色とする新カリキュラムについては、まだ始まったばかりであり、今後学生に対する効果を追跡していく必要がある。医療系の講義及び専門性の高い専門科目については、平成20年度後期から始まるため、これらについても今後の追跡調査が必要

である。各講義や実験科目の教育内容や方法について、現時点では個々の教員に任されている部分が多いが、今後は組織として各授業科目や実験科目の連携を強めることが必要である。また、教材開発や授業展開の技術、学生の積極的な授業参加を促すための授業方法などについて研修を実施し、学部全体の教育力をさらに高めていく必要がある。

教育効果の測定については、薬剤師の資格を生かせる実務関係機関に就職するものが多いが、より創薬・育薬などの知識を生かした製薬・化学系企業への進路希望者は少ないので、2、3年後の薬学6年制移行に伴う薬剤師資格を持たない薬科学科卒業生の就業・就職先の開拓が求められることもあり、教育力をさらに高めていく必要がある。

(4) 改善の方策

学部・学科等の教育課程については、平成21年度に「薬学教育(6年制)第三者評価 評価基準」に基づいた自己評価(「自己評価21」)を実施することになっている。第三者評価若しくはそれに準ずる方法により、質の高い6年制薬学教育が行われていることを客観的に確認し、社会に対する説明責任を果たすためのワーキンググループ(委員会)を設置しており、不断の検証作業を行う。カリキュラム検討委員会を設置し、薬学6年制問題を視野に入れながら、社会の要請と学生の資質の変化を考慮しつつ、現行のカリキュラムの見直しと更なる改善について討議している。実習病院・薬局の確保については、薬剤師会、病院薬剤師会、東海地区病院・薬局実習調整機関と密に連携し、積極的に協力して全学生の実務実習が円滑に行われるよう調整担当教員を配置する。また、医療人としての倫理感を持たせるために、低学年からの病院見学など早期体験学習(動機付け)を推進する。情報処理教育、外国語教科教育において、薬学部専任教員に依存した教育体制では成り立たないので、これらの教育能力をもった支援教職員を確保する。

カリキュラムにおける高・大の接続については、教養科目、基礎専門科目、専門科目の担当者間の意思疎通がよく図られる有利さを生かして、一般教育と専門教育を有機的に関連付けたカリキュラム編成をカリキュラム検討委員会で行う。さらに、本学部ではアドバイザー制を取り入れているので、学習到達度の低い学生に対して直接的な教育指導を行う予定である。

カリキュラムと国家試験については、今後も薬剤師国家試験全員合格を目標に、基礎学力の向上、学生の受験意欲向上のためのメンタルケアを含めた個別相談などの対策を充実させていく。

医・歯・薬学系のカリキュラムにおける臨床実習については、6年制薬学教育での長期実務実習はより長期にわたるので、実務家教員を年次進行で増員を図っているが、谷田キャンパスだけでなく、県立総合病院の薬学教育・研究センターの整備などを推し進める。また、実務実習事前学習としてのモデル薬局等の関連施設の整備も急務である。6年制長期実務実習においては、モデル・コアカリキュラムに準拠した実務実習が必要とされているので、受入施設による実習格差や修得項目の差異をなくすために、指導薬剤師の能力向上やコアカリキュラムの対象となる新規業務への参入を支援する体制に取り組む。前述の内容を検討することで、実務能力をより高める教育を充実することが可能と思われる、より多くの臨床業務を経験させる。実務家教員の臨床能力を維持・向上させるためには、臨床現場での研鑽が必須である。実務家教員が常時臨床現場で勤務できる勤務体制を確立するとともに、各教員の専門性を配慮した業務分担を全薬学部的視点に立脚して達成する。また、臨床薬学を指導できる

実務家教員が全国的に不足しているため、自前で実務家教員を養成できる教育体制を構築する。これは、本学のみの問題でなく全国レベルで言えることであるが、6年制薬学教育プログラムの臨床実習のうち病院実習が成功するかどうかは、実務実習で医師と会話できる機会が持てること、チーム医療に携わることがカギとなる。病院実習を受け入れる受け入れ側との研究会などを設ける。

インターンシップについては、学生部のキャリア支援センターが行っているキャリアサポートと連携させつつ、体系的な学部教育の一環として積極的に位置付け、それに対応した教育体制を強化し、来年度には、さらに受け入れ企業を増やし、多くの学生が希望する企業にインターンシップを通して職場体験ができるカリキュラムとする。すべてのインターンシップが終わった後に企業の担当者、担当教員、派遣学生が参加して、報告会や反省会を開催するなどしてインターンシップの充実を図る。

授業形態と単位の関係については、カリキュラムの検討を行って、教員の負担の軽減を図る。なお、小人数開講が有効な科目を増やす。

単位互換、単位認定等については、本学では学部、大学院間での履修制度を新たに構築した。薬学科の5年次、6年次での自由選択科目として大学院薬科学専攻の講義科目の履修も可能とする。

開設授業科目における専・兼比率等については、授業のレベルの維持を図るために、学部全体で高い専任比率を保ちながら、更なる教育目的に即して効率的な運営をカリキュラム委員会で検証作業を行う。6年制移行措置で臨床・医療分野担当教員の増員がなされた。本学部では病院・薬局実習関連科目も専任教員が負担することにしているが、薬局、臨床現場の指導薬剤師との適合性を高め、教員の適正配置などの負担軽減に向けた効率化を目指す。この過重負担によって教育・研究の質の低下を引き起こさないように、ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント、ポストドクターなどを活用する。

社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮については、経済的支援策や諸制度の整備を図る。また、単位互換を含めた国際的な大学間交流協定の締結を推進する予定であり、現在、タイ王国コンケン大学・チェラロンコーン大学・マヒドン大学、中国浙江大学との間で学術交流協定を締結し、具体的な国際交流の準備を進めているところである。

教育効果の測定については、教育の質の充実は大学にとって最重要の課題であると考えられ、更なるFDの促進を目指す。平成20年度から組織された全学FD委員会により、学生による授業評価アンケートをさらに教員の授業方法等の向上に役立てられるよう、質問項目等の見直しが始められている。また、薬学部FD委員会が中心となって、授業評価アンケートの結果を授業にフィードバックさせるための具体的な方法、例えば、評価の低かった教員に対する対処方法や、評価に対する教員の感想や反論の提示方法などを検討しており、早急に実施する予定である。

成績評価方法については、おおむね適切であると考えられる。優より上位の成績評価・評語については、すでに多くの大学で導入されており、学生の勉学意欲を刺激するものとして、今後導入することを教授会で確認している。学生の講義や実習・演習などの出席率は良好であるが、より積極的な授業参加への意識付け、また学習意欲の刺激をアドバイザー制度を活用して図る。そのためには現在実施している、「学生による授業評価アンケート」結果を最大限に活用し、魅力ある授業づくりに取り組んでいかなければならない。また、授業を長期欠席し、留年する学生もいることから、保護者との連絡を強化する。

2、3年後の薬学6年制移行に伴う薬剤師資格を持たない薬科学科の就業・就職先の開拓が求められることもあり、インターンシップとしての早期体験実習の充実とともに、創薬・育薬の基礎学力の涵養及び就業への強い意欲の刺激をアドバイザー制度を用いて図る。

履修指導については、進級制限に該当しそうな学生を早期に発見し、教育面のみならず生活面での問題も見逃さないように支援していけるよう、アドバイザーはこれまで以上に密に学生の状況を把握していくとともに、保護者との連絡を強化する。

教育改善への組織的な取り組みについては、シラバスについて、内容をより充実させるため、年度計画に関する情報も含め、記載内容や体裁の見直しを進めていく予定である。また、医療系の教員を中心としたWGを組織し、5年次に実施される臨床薬学演習の実施方法の検討、その課題となる模擬カルテの作成などに取り組んでいる。

授業形態と授業方法の関係については、カリキュラム検討WGを設置し、現行カリキュラムの見直しと更なる改善を行う。また、薬学部FD委員会が中心となって学生の意見を集約し、授業形態や授業環境に関わる施設や設備の整備についても改善を図っていく。

国内外との教育研究交流については、今後とも、国際化に対応し、交際交流を積極的に推し進めるといふ全学の基本方針の下に、本学部でも外国からの教員招へいや学生の交換留学のための方策、及び今後も増加が予想される外国人留学生への教育支援強化など、学生の教育交流支援策をきめ細かく実施する。また、関連学部の協力を得て、外国人留学生向けの日本語教育の充実を図る。

上記各項目のうち、必要なものについては財政的措置を検討する。

2・2 薬学研究科

(1) 目標

薬学研究科では、生命薬学を中心とした高度な専門知識と技術を身に付け創薬、衛生など幅広い分野で活躍できる人材を育成する。薬学部6年制移行に伴う大学院改編を活用し、生命関連学際領域に強い薬科学者を養成する。

このため、実践的な薬剤師教育を担当する実務面の能力を兼ね備えた指導的立場の人材及び先端的技术と高度な研究教育能力を有する指導的立場の人材の育成を目指した指導者養成教育体制を確立する。

(2) 現状

a 教育課程等

(a) 大学院研究科の教育課程

薬学研究科博士課程の標準修業年限は5年とし、前期2年及び後期3年に区分している(大学院学則第5条)。そして、前期2年の課程を「博士前期課程」とし、後期3年の課程を「博士後期課程」としている。それらの課程は、薬学、製薬学、医療薬学の3専攻からなる。

薬学専攻及び製薬学専攻の「博士前期課程」では、講座担当特論、講座特別演習Ⅰ、薬学/製薬学特別実験Ⅰ及び薬学/製薬学特別演習から構成されたカリキュラムとしている。修了するためには30単位以上を修得させ、先端的な基礎研究・応用研究分野で活躍する人材養成を目指している。講座担当特論は、本研究科の各分野の最新の研究成果を取り上げる22講座から任意に選択修得する講座特論科目と、2年間を通じて月例セミナーあるいは大学院

特別講義を 14 回以上受講させて学外講師からの最新研究成果に接する薬学・製薬学特論で構成されている。ほぼ週 1 回の頻度で開催される所属講座・研究室セミナー活動のみならず学内研究発表会及び学会等での発表を奨励する講座特別演習Ⅰを単位化している。修士論文作成として、所属講座・研究室における実験、研究と修士論文の作成、審査員との討論、論文発表に対しても薬学/製薬学特別実験Ⅰと薬学/製薬学特別演習を必修単位としている。

一方、医療薬学専攻の「博士前期課程」では、基礎的及び専門的な知識・技術の修得はもとより、薬学が人間の生命に関わる学問であることを踏まえ、豊かな人間性と高い倫理観を兼ね備えた高度な薬剤師をはじめとする専門職業人及び次の世代の医療薬学教育研究者を養成するために、臨床コースと基礎コースに分けている。両コースとも、講座担当特論、医療薬学系特論、講座演習Ⅰ、講座特別実験Ⅰ、臨床薬学実習あるいは医療薬学実習から構成されたカリキュラムとしている。修了するためには 30 単位以上を修得させ、臨床コースでは臨床薬学実習と 3 単位の医療薬学系特論を必修とし、基礎コースでは医療薬学実習と 3 単位の医療薬学系特論を必修としている。

「博士後期課程」では、修了単位としては講義・特論の修得を必修とはしていないが、国際化の進展に対応するために外国語教育として、科学英語:オーラル・コミュニケーション・、科学英語:アカデミック・プレゼンテーション、科学英語:アカデミック・ライティング及び科学英語海外研修プログラムと多彩なカリキュラムを後期課程 2 年次に設定し、自由選択として単位化している。

(b) 単位互換、単位認定等

博士前期課程薬学及び製薬学専攻のカリキュラムは、講座担当特論(講義)(14 単位)、講座特別演習 (6 単位)、薬学/製薬学講座特別実験 (8 単位)及び薬学/製薬学特別演習(2 単位)から構成されており、計 30 単位以上の修得が修了要件となる。また、医療薬学専攻のカリキュラムは、講座担当特論及び医療薬学系特論(講義)(臨床コース 12 単位、基礎コース 16 単位)、講座演習 (6 単位)、講座特別実験 (6 単位)、臨床薬学実習(臨床コース)(6 単位)あるいは医療薬学実習(基礎コース)(2 単位)から構成されており、計 30 単位以上の修得が修了要件となる。

なお、(e)も参照のこと。

(c) 教育課程の単位認定

薬学専攻、製薬学専攻と医療薬学専攻とでは養成すべき目指す人材には差異があり、その教育もそれぞれに対応した特色ある教育となる。薬学専攻及び製薬学専攻には他関連大学院と同様差異がなく、これらの専攻での教育は、人類の健康増進や医薬品の創製につながる先端的な基礎研究・応用研究分野で活躍する研究者、知的集約産業である製薬企業等において創薬研究開発・医療情報提供に携わる者、また国公立行政機関において衛生行政等に携わる者など、多様な人材の養成を目標としている。一方、医療薬学専攻では、基礎的及び専門的な知識・技術の修得はもとより、薬学が人間の生命に関わる学問であることを踏まえ、豊かな人間性と高い倫理観を兼ね備えた高度な薬剤師をはじめとする専門職業人及び次の世代の医療薬学教育研究者を養成することを目標としている。

薬学、製薬学専攻では多様な専門分野に対応した講義選択性の高いものとし、先端的

な研究を行っている外部講師を招き定期的に大学で開催している月例セミナー、学会発表なども単位に組み込んでいる。医療薬学専攻では、高度な医療薬学領域学問の勉強が不可欠との考えからこの領域の特論講義科目を必須化しており、また、医療現場での研修・研究実習を可能とするカリキュラムを構築している。大学院研究科間での単位互換、連携関連講義にも柔軟な単位認定を推進している。教員配置・教員負担にも考慮するバランスを図りながらのカリキュラム運営を行っている。

(d) 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

4名の外国人留学生が在籍している。これらの学生に対しては、チューター制度を設けて教員が教育面や生活面での指導をきめ細かく行っている。また、学生ボランティアを中心とする留学生サポーター制度もあり、学業・生活上の相談にのっている。

社会人学生や外国人留学生への教育的な配慮として、夜間の講義や外国語(主に英語)による講義などを準備している。現在、大学院博士前期課程には社会人学生や外国人留学生は在籍していないため、上記の講義等については未実施である。博士後期課程には社会人学生及び外国人留学生が在籍しているが、講義等がないため、研究環境や研究の円滑な遂行への配慮が主になる。こちらは受け入れ講座主任及び教員が担当している。

(e) 「連携大学院」の教育課程

薬学領域では、製薬・化学会社の研究員が博士課程後期課程に社会人入学し、博士の学位修得を希望するニーズが多い。これら社会人博士学生の勉強環境を整える観点で、民間企業・会社の研究機関と教育・研究協力を進めている。平成16年には旭化成ファーム(株)ライフサイエンス総合研究所とこれに関する協定書及び覚書を交わした。総合研究所の指導できる研究員を客員教授として迎え、薬学研究科の特論講義及び論文指導を可能にし、社会人博士学生の会社での勉強の環境を整備している。同様な措置は、三菱ウェルファーマ(株)、アステラス製薬(株)からの社会人博士学生の勉強整備で行っている。

大学院研究科間での単位互換、連携を積極的に進めている。本学生活健康科学研究科、静岡大学大学院理学研究科、同農学研究科と単位互換を行っており、平成18年度からは、毎年フロンティア特論などの2つの連携講義を開講し、両大学の研究科の100名を超す大学院学生が単位を修得している。平成20年度からは、学生教育を含む研究者間の学術交流を促進させて、教育・研究・地域連携を視野に入れた静岡三大学生命・環境コンソーシアムの一環で、新たに東海大学大学院(総合理工学研究科、地球環境科学研究科、生物科学研究科、開発工学研究科、海洋学研究科)も含めた、静岡三大学単位互換・学術交流を促進する「静岡大学、静岡県立大学及び東海大学の連携大学院」の協定を結んだ。

また、平成20年度には戦略的大学連携支援事業である「6年制薬学教育を主軸とする薬系・医系・看護系大学による広域総合教育連携」として、東海地区の臨床薬学教育に携わる薬系、医科系11大学と連携大学院に参加している。

(f) 医療薬学教育体制の適切性

前記薬学部での記載と重複するので、薬学研究科に限定した事項でまとめる。

高度専門職薬剤師育成のために、医療薬学専攻に臨床コースを設置している。臨床コースでは博士前期課程 1 年次後期に研究教育のほかに 6 ヶ月の病院研修を行い、薬剤師としての資質の向上に努めている。引き続き博士前期課程 2 年次には、9 ヶ月間病院に常駐し、修士論文のテーマとなる臨床薬学研究及び実務研修を行っている。平成 18 年度は 10 名が県立総合病院、浜松医科大学附属病院等で研修に励んでいる。

平成 18、19 年度の病院研修受入施設（病院）

静岡県立総合病院	浜松医科大学医学部附属病院	静岡厚生病院
静岡徳洲会病院	焼津市立総合病院	

浜松医科大学医学部附属病院を除いて、修士課程の研究指導を担当できる博士学位を有する薬剤師が臨床研修現場に不在である。平成 20 年度に静岡県立総合病院内に薬学教育・研究センターが開設され、臨床研修現場の近くで本学の教員が研究指導に当たることができるようになった。

(g) 創薬探索センターの活動

創薬探索センターは、静岡県が推進しているファルマバレー構想の基本戦略の一つ「先端的な研究開発と医療の質の向上」の一翼を担う組織として、平成 16 年 4 月に県立大学大学院薬学研究科付属施設として設置された。専任教員として、教授、准教授、講師、助教の 4 名が担当する。そのミッションは、研究面においては、新薬創出のための種（シード化合物）を見出していくことであり、また教育面においては、企業等で即戦力となる優れた創薬研究者の育成である。

本学薬学研究科創薬探索センター、静岡県環境衛生科学研究所、ファルマバレーセンターとの 3 者共同研究契約（創薬探索事業）の下、平成 16 年度から平成 18 年度までの 3 年間は準備期間と位置付け、研究室の立ち上げと創薬探索システムを継続するためのシステムの構築、及び大学院学生の教育体制を整えることを目標としてきた。具体的には、創薬探索研究を実施するための各種実験設備を選定、設置し、並行してスクリーニングと構造最適化に必要な基盤技術を整備した。また、環境衛生科学研究所と共同で、探索研究に必要な化合物を、国内大学、企業から収集し、化合物バンクを整備し管理体制を確立した。一方、教育面においては、この間に修士課程大学院学生 4 名を輩出することにより、大学院学生教育としての基盤も整えた。すなわち、実践的な創薬探索テーマを大学院学生のテーマとして設定、実施し、修士課程の学位として認定した。また、この間に実施した新規抗がん剤シードの探索研究から見出された物質を基にして、3 件の特許出願を完了している。

さらに平成 19 年度からは第二次戦略の下、本格的な創薬探索研究と大学院教育を進めている。現在（平成 20 年 9 月）までに、研究面では、化合物バンクとして収集した総化合物数は約 4 万 7 千となり、これをソースとした各種スクリーニングを実施することにより、これまでに合計 8 件（平成 16 年～）の特許を出願した。これらは抗がん剤、抗インフルエンザ剤の活性物質に関する特許及びスクリーニング法特許を含む。これらの成果を基にして、現在までに学会、シンポジウム等における発表は 15 件、創薬関連の論文、総説等の誌上発表は 8 件となった。外部競争的資金面では、これまで外部研究機関と共

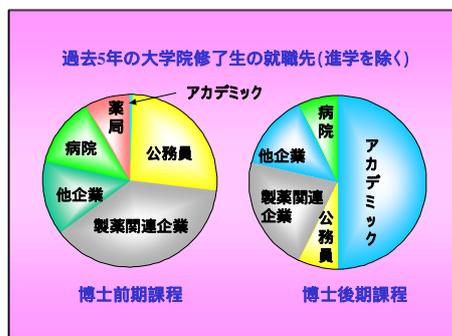
同で進めてきたプロジェクトの一つが、独立行政法人医薬基盤研究所の「保健医療分野における基礎研究推進事業」に採択され、平成 18 年度から 20 年度までの 3 年間で 8,265 万円（間接経費を含む。）の大型外部資金を獲得することができた。その他、外部との共同研究も積極的に進めており、国立がんセンター、国立長寿医療センター、さらに民間では国内製薬企業 2 社、ベンチャー企業 1 社と創薬に関する共同研究を実施中である。教育面においては、平成 19 年度に新たに博士課程の大学院学生 1 名を輩出した。平成 20 年度現在の体制として、博士課程 6 名（社会人 2 名を含む。） 修士課程 9 名が創薬探索テーマを主体とした研究に取り組み学んでいる。

b 教育方法等

(a) 教育効果の測定

大学院博士前期課程における特論（講義）では、講義の最終回に学生による授業評価を行っている。評価項目（アンケート形式）は、学生自らが授業に取り組む姿勢についての項目と担当教員の授業方法に関する項目の評価（講義内容、時間配分、進度、教材、プレゼンテーション、質疑応答等）からなる。評価アンケートの結果は、事務局学生室スタッフにより集計されたのち、FD委員会を通して各教員にフィードバックされている。

大学院修了生の就職状況は恵まれている。博士前期課程過去 5 年の修了生は博士後期課程進学を除くと製薬企業の研究・開発職が最も多く、次に公務員となる。特に公務員の 3 分の 1 を超える修了生（毎年平均 5 名程度）が静岡県公務員となっていることは県大本研究科の特徴である。一方、博士後期課程修了者の約半数が大学等のアカデミックポジションで活躍している。



(b) 成績評価法

大学院講義（特論）では、出席、レポート作成、試験などにより成績評価を行なっている。総得点を 100 点としたとき、100～80 点を優、79～70 点を良、69～60 点を可、59 以下を不可としている。不可の場合は単位認定されない。また、演習及び実験については、セミナーへの出席状況、セミナーでの発表、修士論文内容、修士論文研究発表などに基き総合的な成績評価を行なっている。成績は可あるいは不可のいずれかでつけられ、不可の場合は単位認定されない。

(c) 研究指導等

薬学、製薬学専攻及び医療薬学専攻への入学生数は毎年 90～100 名程度であり、定員

を十分に充足している。大学院学生の研究指導は、講座主任（教授）及び教員（准教授、講師、助教）が担当している。講座当たり2～7名（年間）が分属しており、きめ細かい研究指導が行われており、ほとんどの学生は2年間の研究成果を修士論文としてまとめ、審査員3名の指導を受けて最終論文の発表及び作成を行っている。

(d) 「連携大学院」における研究指導等

通常の開講科目のみならず、毎年フロンティア特論などの2つの連携講義を開講し、両大学の研究科の100名を超す大学院学生が単位を修得している。

(e) 教育・研究指導の改善への組織的な取り組み

薬学部での同項目と重なるところが多いため、研究科で特記すべきことに限定して取りまとめる。

大学院の特論についても授業評価を実施し、教育や研究指導のスキルアップを進めている。

大学院の「シラバス」は履修要項として冊子にまとめ博士前期課程入学時に配布しており、生活指導とともに履修指針をガイダンスで周知してきた。従来の各講座（教室）における研究指導の特色及び研究関係事項を中心に掲載するのみならず、大学院特論科目についても掲載するようにし、内容の充実に努めている。

c 国内外との教育研究交流

多くが薬学部での同項目と重なる。

これまで、国内外の先進的な研究者を講演者として招いて年間25回以上、薬学各分野の先端的研究の動向を把握する特別研究セミナーを実施してきた。また、米国、豪州及びアジア諸国の博士研究者が博士研究員（ポスドク）として研究を行っている。また、日本学術振興会のPDも受け入れている。教員のみならず大学院学生の実験成果の国際学会での発表も活発化している。また、国際間での共同研究も行われている。

科学英語の研修として6週間のオハイオ州立大学などでの海外留学についてもグローバルCOEの支援で行われている。アジア・太平洋地域大学間との交流が進む状況となった。

d 学位授与・課程修了の認定

本研究科における修士・博士の各々の学位授与状況は次表に示すとおりである。

薬学研究科博士前期課程・後期課程 学位授与人数				
年度	博士前期課程	博士後期課程		
		薬学(課程)	医療薬学(課程)	論文博士
2004(H16)	56	6		6
2005(H17)	61	7	1	5
2006(H18)	78	11	2	7
2007(H19)	75	13	2	4

修士課程の学位審査は、まず大学院(拡大)研究科委員会において定められた審査委員会(学生1人に対して主査1名、副査1名)が論文の審査及び最終試験(口述発表を含む。)を行い、その結果を大学院(拡大)研究科委員会に報告する。そして、大学院(拡大)研究科委員会は、修了に必要な単位の修得を確認した上で、審査委員会の報告に基づいて審査し、学位の授与を決定する。

博士後期課程の学位審査は、大学院(拡大)研究科委員会において定められた審査委員会(学生1人に対して主査1名、副査3名)が論文の審査及び最終試験(口述発表を含む)を行い、その結果を大学院(拡大)研究科委員会に報告する。そして、大学院(拡大)研究科委員会は、審査委員会の報告に基づいて審議し、学位の授与を決定する。社会人特別選抜により博士後期課程に入学し、当該課程に1年以上在籍した大学院学生については、入学までの研究経歴及び業績、在学期間中の研究業績を資格審査委員会が審査し、大学院(拡大)研究科委員会の判定により博士後期課程の在学期間を短縮して学位を授与できるとしている。

最後に、論文博士については企業など外部からの学位申請者が多いが、申請者の研究資質を適切に判定するために、課程博士と比較して厳しい審査制度を設けている。すなわち、学位申請者となるために、英語での外国語、関連学問領域の試験に合格しなければならない。大学院(拡大)研究科委員会は、審査委員会の報告に基づいて審議し、学位の授与を決定する。

社会人学生の増加に伴い、論文テーマが広範囲に及び、またその内容も多様化してきた。その結果、必ずしも学内の教員の専門領域でないテーマも散見されるようになってきたため、外部から論文審査委員を招聴する制度を導入している。

(2) 点検・評価

[効果の上がっている事項]

社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮については、受け入れ講座主任によるケアが十分行き届いており、特に問題はない。外国人留学生のなかには、語学上の問題で入学当初に授業に十分ついていけない学生がみられるが、上記のようなチューター制度などを活用することによって、早期に問題解決が図られており、留年などの問題は生じていない。

「連携大学院」の教育課程については、大学院学生の時間的な制約のために、他大学(大学院)の通常の講義を受講することは極めて少ない。2大学で運営委員会をもって、履修指導等を行っているので、単位互換及び単位認定について特に問題はない。一方、年2日間行われる静岡大学と静岡県立大学の合同講義としての「フロンティア科学特論」は毎年本研究科の多数の学生が受講している。

医療薬学教育体制の適切性については、医療薬学専攻への入学生数も毎年25名程度で薬学、製薬学専攻とほぼ同数で、定員以上の入学となっている。このうち医療コースで学ぶ大学院学生は6~10名であり、設置者及び協力公的医療機関の理解と協力の下、修士論文作成までの指導における協力体制は評価できる。教員4名の講座制の下、講座当たり2~7名(年間)が分属しており、きめ細かい研究指導が行われており、ほとんどの学生は2年間の研究成果を修士論文としてまとめ、審査員3名の指導を受けて最終論文の発表及び作成を行っている。

創薬探索センターの活動については、当初の目標どおり、平成16年からの3年間で各種探索研究を実施、継続するための設備と基盤技術を整えることができた。同時に特許性のある医薬シードを見出すことができ、それらは合計8件の特許として出願した。その一部については、国際学会や誌上発表により世界に発信した。企業との共同研究の中で、動物実験においてその薬効を示す物質も見出しているため、現在リード化合物として位置付け、構造最適化を進めているものもある。また、「研究成果の創出 特許出願 学会発表 論文発表」の流れの中で、大学院学生に対して実践的な創薬テーマを設定することによる大学院教育も可能となった。

成績評価法については、従来から緻密な評価がなされており、作成されるレポートの質も高水準が保たれている。

研究指導等については、適切に行なわれており、講座単位での指導体制等にも問題はない。教員の移動に伴う研究指導にも支障は見られていない。他大学からの入学者にも、この複数教員指導によって、きめ細かい配慮が可能であると考えられる。多くが本大学出身者であるためか、研究分野及び指導教員の変更希望は皆無である。大学院進学時に希望分野への変更は可能であり、講座定員が比較的多いのでほぼ希望通りの配属が可能となっている。医療コースで学ぶ大学院学生は6~10名であり、設置者及び協力公的医療機関の理解と協力の下、修士論文作成までの指導における協力体制は評価できる。

国内外との教育研究交流については、これまで、国内外の先進的な研究者を講演者として招いて年間25回以上、薬学各分野の先端的研究の動向を把握する特別研究セミナーを実施してきた。また、米国、豪州及びアジア諸国の博士研究者が博士研究員（ポスドク）として研究を行っている。また、日本学術振興会のPDも受け入れている。教員のみならず大学院学生の研究成果の国際学会での発表も活発化している。また、国際間での共同研究も行われている。科学英語の研修として6週間のオハイオ州立大学などでの海外留学についてもグローバルCOEの支援で行われている。アジア・太平洋地域大学間との交流が進む状況となった。

学位授与・課程修了の認定については、修士・博士の論文審査とともに厳正に、適切に行われている。修士・博士論文とともに厳正なる審査の結果、非常に質の高いものとなっている。

[改善が必要な事項]

単位互換、単位認定等については、後期には就職活動等による授業欠席の人数が増加傾向にあるため、その対策として特論はすべて前期での開講とした。その結果、学生によっては講義に対する負担の増加が認められた。

教育課程の単位認定については、薬学、製薬学専攻での特論講義科目は、単位取得における科目選択性を高めるため毎年開講している。博士前期課程の1年次秋から就職活動も始まることもあり、出席数が少ない中での単位判定になりかねない。この対策として特論開講を春期に集中させているために先行学期での特色のない安易な単位修得の傾向が見られる。また、就職活動期間の長期化もあり、学業とりわけ実験・研究指導に支障が見られる。さらに、就職内定後では安易な研究遂行の態度に走る傾向も散見される。2010(平成22)年からの新「薬学研究科薬科学専攻(博士前期)」のカリキュラムではこの対策を踏まえたものとする。医療薬学専攻での履修、特に講義科目単位修得が過密であ

る。

医療薬学教育体制の適切性については、今後の6年制の進行に伴って実務実習教育の負担が増えることもあり、実務家教員が多い現在の医療薬学専攻に所属する講座では、分属希望者が増す傾向も見られる。学生の配属希望を含めて大学院学生の指導の在り方について検討を必要とする。

創薬探索センターの活動については、民間企業との積極的な共同研究を展開してはいるものの、このことは必ずしも大学院学生の研究職採用にはつながっていない。近年、製薬企業の研究職採用枠は外資系製薬企業の実験室閉鎖などの理由から減少している。そのような背景から、必ずしも大学院学生の卒業後の進路は企業研究職となっていない点が課題と言える。

教育効果の測定については、授業評価は今年度から導入された。授業評価を行う上で特に支障となる点はなかった。授業評価結果を次年度に生かすにはどのようにすればよいか課題である。大学院進学者の増加に伴い、就職先などの進路は多様化している。博士前期課程大学院学生の最近の就職活動は前々度から始まりかつ長期化しており、講義による単位修得及び研究勉学に支障を来す学生が散見される。これは社会的環境と深く関わった背景があるので、薬学会などの指導の下でこれに対する改善が求められる。博士後期課程にあっては、ポスドク制度の拡充のなかで短期的な就職には問題がないように見受けられるが、この不安定な就職状況は博士後期課程への進学意欲に水を差す状況となっており懸念される。応用学問である薬学修了者は必ずしもアカデミック分野への就職を目指してはいないので、早期の企業、医療現場への就職が可能となることが望まれる。

研究指導等については、希望研究分野が、時代背景により学生の人気に左右されるのは当然のことではあるが、とりわけ基礎研究の重要性を周知させる工夫も必要である。就職活動また薬剤師国家試験に合格していない学生及び研究・実験への取り組み姿勢がなじめない他大学からの入学学生が増えてきており、十分な研究指導が難しいとの傾向がみられることは否めない。社会人博士課程の学生が増えている。官民間問わず所属研究機関での研究テーマの理解・協力なしでは、3年の就業年限での博士学位取得が困難な事例が散見され、また中退・休学を余儀なくされている場合もある。主に夜間・土曜日の来校での実験遂行、ゼミ参加に本研究科も配慮し、有効にこの社会人教育制度を機能させる方策を検討すべきであろう。

「連携大学院」における研究指導等については、連携大学院に関連する通常の開講科目に対する本研究科の大学院学生の受講、単位修得は少ない。修了要件となる単位にしていなかったためと考えられるが、トピック性の魅力ある講座の提供、開講時期などの配慮が必要である。

教育・研究指導の改善への組織的な取り組みについては、FD委員会主導の取り組みは今年度から開始された。その成果等についての評価は次年度以降となる。

大学院においても「シラバス」の充実が必要であり、その点において現状はまだ物足りないものとなっている。しかし、学部と同様にファカルティ・ディベロップメントとともに、徐々に内容の充実を図る方向性を堅持している。医療薬学専攻に比べて、薬学、製薬学専攻のカリキュラムにおいては、必須科目の少なさが指摘されている。

学位授与・課程修了の認定については、修士論文においては、かなり高水準なものを求める結果、修士の学生にとっては過度の負担となっているとの指摘もあり、他の関連研究科との比較検討の議論の余地がある。また、2000（平成12）年度から社会人学生の

入学者が増加しており、通常学生と比較した場合の社会人学生の論文判定基準についても検討すべきとの指摘もある。

(4) 改善の方策

大学院研究科教育課程及び単位互換、単位認定等については、2010(平成 22)年度での薬学研究科薬科学専攻への統合・改組に向けたカリキュラム、教育目標に基づいた教育内容・方法を策定し、申請作業を行う。特論に割り当てられる単位数を減らし、その分を演習や実習に割り当て、講義負担を解消する。

教育課程の単位認定については、2010(平成 22)年からの新「薬学研究科薬科学専攻(博士前期)」に移行する中で、2009(平成 21)年春の第三者機関による評価に耐えうるカリキュラム及び教員配置の整備を年次進行で行う。

社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮については、将来を見据えた国際化及び卒業教育への有効な対応が要求される厳しい状況である。社会人学生や外国人留学生に魅力あるかつ可能な薬学部独自のプロジェクトを専攻別に立ち上げ、構成員が一丸となってこれを推進する担当教員からなるWGをつくる。

「連携大学院」の教育課程については、2008(平成 20)年秋から東海大学も静岡大学、静岡県立大学との単位互換・学术交流に参加することになり、3専攻の2010(平成 22)年度での薬学研究科薬科学専攻への統合・改組に向けたカリキュラム、教育目標に基づいた教育内容・方法を策定することを始めている。

医療薬学教育体制の適切性については、博士学位を有する薬剤師が医療現場に増えれば、臨床薬学研究の更なる飛躍が期待できるので、研究意欲と能力を有する修士課程修了薬剤師を社会人博士課程に入学させる、魅力ある講座(分野)に充実・改組する。

創薬探索センターの活動については、企業の研究開発の中で探索研究は、最もクリエイティブかつエキサイティングと言われているが、薬学研究科を修了した大学院学生の活躍の場は必ずしも探索研究だけではない。企業であれば製造、開発、営業、薬事関連、又は行政など多方面で活躍できるポテンシャルを備えている。したがって、社会人として基本となるレポート作成能力、プレゼンテーション能力、ディベート能力を向上させるだけでなく、探索研究に軸を置きつつも、創薬事業全体に視野を広げられるような人材の育成を目指す。

教育効果の測定については、授業評価の結果に基づき次年度の授業計画を作成する。授業の改善度は授業評価スコアの向上度で評価する。今後の就業状況は、6年制移行に伴い従来とは異なった就業状況になることが考えられる。薬剤師資格を持たない薬学研究科修了者の就職状況については不透明な面があるので、複眼的な評価システムを導入する。また、とりわけ博士後期進学者には強く高等研究教育を活かす職種を意識した姿勢を求めるインターンシップ制度を用いて、指導を強化する。

成績評価法については、授業評価の結果に基づき次年度の授業計画を作成する。授業の改善度は授業評価スコアの向上度で評価する。3専攻とも2010(平成 22)年度での薬学研究科薬科学専攻への統合・改組に向けたカリキュラム、教育目標に基づいた教育内容・方法を策定しており、従来から議論されていた、医療薬学専攻と薬学製薬学専攻での特論講義の単位数の違いを改め、薬科学専攻としての単位・評価方法を行う。博士後期課程に導入した秋入学制度の円滑な運営を評価しながら継続する。

研究指導等については、薬学教育6年制の導入など制度改革が進行し、6年制5、6年次学

生と博士前期課程の学生が混在する中で、将来を見据えた研究指導に有効な対応が要求される厳しい状況である。博士後期課程にあっては、一般的に学習能力及び勉学意欲の低下などの危惧が唱えられているので、学生の希望する研究分野及び指導教員に齟齬がないのか、それを早期に拡大研究科委員会で検証する。また、教育現場として県立総合病院など地理的に離れた場所を実施するので、教育・研究を効率的に推進していくためには、適切な教員のカリキュラム担当を流動化させる。

「連携大学院」における研究指導等については、6年制の年次進行に伴う大学院「薬科学専攻」への21年度移行で整合性ある開講講義の時間割を作成し、大学院学生の単位修得に努める。

教育・研究指導の改善への組織的な取り組みについては、3専攻とも2010(平成22)年度での薬学研究科薬科学専攻への統合・改組に向けたカリキュラム、教育目標に基づいた論文判定基準を策定することを始めている。

国内外との教育研究交流については、本研究科に滞在して共同研究を行ったり、海外研究施設で教員が共同研究を実施することを奨励し、大学院学生の国外での学会発表や短期留学などについても経済的支援策や諸制度の整備を全学の関連機関とともに整備する。

学位授与・課程修了の認定については、今後も論文審査制度の水準を維持する。

3. 1 食品栄養科学部

(1) 目標

食品栄養科学部では、食品と栄養に関する基礎知識及び関連する基本的技術を習得し、「食と健康」に関する総合的な知識と最先端の技術を身に付けた人材を育成する。新卒者の管理栄養士国家試験の合格率は100%を目指す。

このため、国際的に評価される教育プログラムを目指して、日本技術者認定機構(JABEE)への認定申請を行う。食品衛生監視員及び食品衛生管理者養成施設に必要な科目を継続するとともに、栄養教諭の免許取得を視野に入れたカリキュラム編成を検討する。

(2) 現状

a 教育課程等

(a) 学部・学科等の教育課程

食品栄養科学部では、食べ物という物質面の学問として発展してきた食品学と、生体内に入った食べ物の代謝や生体機能との関係を扱う栄養学を互いに密接に関連させながら、「食と健康」に関する諸問題を総合的に、かつ科学的に教育・研究することを目指している。

この理念に基づいて、食品生命科学科と栄養生命科学科では、以下のような教育目標を掲げている。

食品生命科学科の教育においては、食品成分の科学、食品の生産・加工・貯蔵の科学、食品の衛生に関する科学を3つの柱とし、さらに、ライフサイエンスに対応すべく、分子生物学、生化学、生理学、栄養学などの基礎概念も教育するようにしており、幅広い学際的知識と能力を持った食品科学技術者の養成を目指している。

栄養生命科学科の教育においては、生命と健康の維持のメカニズム、栄養素の消化・吸収とその体内での代謝、集団及び個別栄養と公衆衛生に関する科学を3つの柱

とし、栄養の最も基礎となる細胞レベルの生命維持機構から個体レベルの健康維持、更には国民レベルの栄養の問題について幅広い知識を持った人材の育成を目指している。また、管理栄養士養成施設として、食品成分の化学や最先端の生命科学を理解した管理栄養士の養成を目標としている。

両学科ともに、1・2年次においては、一般教養的授業科目として、全学共通科目 20 単位を履修することが義務付けられている。これには、食品を扱い、また医療人の一員として栄養指導を行う際などに必要な高い倫理性を養う目的も含まれている。

本学部では、国際化の進展に対応するために外国語教育にも力を入れており、平成 20 年度から、英語教育カリキュラムの改正を行った。それによって、両学科でオーラルコミュニケーション 4 単位、リスニング 2 単位、TOEIC 英語 2 単位が必修となったほか、食品生命科学科では、食品科学英語 3 単位、食品生命科学英語 3 単位が必修となり、栄養生命科学科では、栄養生命科学英語 1.5 単位が選択できるようになっている。

(b) カリキュラムにおける高・大の接続

本学部では、平成 19 年度から、学部基礎科目（必修）として「食品栄養科学入門」を 1 年前期に開講している。この科目では、自ら進んで課題を見つけ、それを自分の力で解決するために主体的に学ぶという、大学で学ぶための基本姿勢を養うことを目的としている。そのために、正解が一つではないテーマを取り上げ、7~8名の学生と1名の教員でグループを作り、「発想の仕方、考えの展開の仕方、情報の集め方、レポートの書き方、討論の仕方」を学ぶグループ授業を実施している。

高校の教育課程から食品栄養科学の専門課程に移行するために、必要な基礎的理解を深める科目として、1年次において「化学 ・ 」 「化学実験」 「生物学 ・ 」 「生物学実験」 「物理学 ・ 」 「物理学実験」(実験は食品生命科学科のみ) 「数学」(食品生命科学科のみ) を必修科目として開講している。さらに、高校における履修科目の多様化に伴い、高校の教育課程で「物理 」や「数学 」を履修せずに大学に入学する学生もいることから、高校教育過程の補修的科目である「基礎物理学」「基礎数学」(選択科目)を平成 20 年度入学生のカリキュラムに新設することを検討し、実施することとした。

(c) カリキュラムと国家試験

栄養生命科学科では、管理栄養士の国家試験の受験資格が取得できる教育課程を有している。管理栄養士の国家試験の受験状況は以下のとおりである。

管理栄養士国家試験の受験状況

年度(平成)	卒業生数	受験者数	受験率	合格者数	本学合格率	全国合格率
18	26	26	100	25	96.2	26.8
19	32	32	100	31	96.9	35.2
20	31	31	100	30	96.8	31.6

(d) カリキュラムにおける臨地実習

平成 14 年 4 月からの臨床栄養関連教育科目のカリキュラム改正に伴い、高度な専門的

知識及び技術を持った資質の高い管理栄養士の養成が明確化されている。本学部は、定められた臨地実習内容（臨床栄養学、公衆栄養学及び給食経営管理論の中から重視を選択）の中で特に臨床栄養に力を入れ、4年進級時に1単位/週（45時間）の実習を2週間行い、計90時間を履修させている。平成18、19年度に行われた臨地実習（病院）の主な施設を表に示す。

また前述の、病院、介護老人福祉施設等の施設見学及び現場の管理栄養士のレクチャーにより構成される「ミニインターンシップ」を、低学年（2年次）の時期に経験させ、現場の雰囲気や高学年で学ぶべき目的・重要性を再確認させ、卒業後の進路について考えを深める機会としている。

平成18、19年度の臨地実習受入施設（病院）

静岡県立総合病院	静岡県立こども病院	静岡市立静岡病院
静岡市立清水病院	静岡赤十字病院	藤枝市立総合病院
焼津市立総合病院	菊川市立総合病院	聖隷浜松病院
県西部浜松医療センター	順天堂大学医学部附属静岡病院	遠州病院
豊川青山病院（愛知）	東海市民病院（愛知）	諏訪中央病院（長野）
岐阜市民病院（岐阜）	大垣市民病院（岐阜）	小田原市立病院（神奈川）
竹田総合病院（福島）	茨城県立中央病院（茨城）	自治医科大学病院（栃木）

（e）インターンシップ

食品栄養科学におけるインターンシップは学部3年生の選択科目（1単位）として単位認定される科目として行っている。また、インターンシップの実施においては、県内外の企業にインターンシップ依頼を行い、実施可能である回答があった企業に関して学生に企業名・企業の業種やインターンシップの実務内容等の掲示を行い学生の希望に沿って派遣先を決めて行っている。さらに、インターンシップに対する心構え等の説明を行い、その後、担当教員が事前に各企業を訪問して、本年度のインターンシップについて実施時期・実務内容等の確認を行い、実施計画書を作成し、派遣学生及び企業に配布している。基本的にインターンシップの期間は1~2週間で、インターンシップ終了後に学生にレポートを提出させ単位認定の評価の一部としている。すべてのインターンシップが終わった後に企業の担当者、担当教員、派遣学生が参加して反省会を行っている。

（f）授業形態と単位の関係

授業は前期、後期の2学期に分けて実施され、15週をもって1学期、30週をもって1学年としている。1単位の履修時間は、教室の内外合わせて45時間である。したがって、1科目につき教室内外の3時間の学習を15週間行って1単位となることになる。

平成20年度入学生に関しては、全学共通科目の修得必要単位数は20単位、学部基礎科目はすべて必修であり、単位数は29単位である。専門教育科目の修得必要単位数は、次のとおりである。

食品生命科学科	必修科目	81 単位
	選択科目	16 単位以上
栄養生命科学科	必修科目	70 単位
	選択科目	17 単位以上

栄養生命科学科の場合、栄養士免許及び管理栄養士国家試験受験資格の取得に必要な授業科目と単位数は、別途定めており、合計 85 単位である。なお、臨地実習は、1 週間（45 時間）の実習で、1 単位として計算される。

(g) 単位互換、単位認定等

本学部では、食品栄養科学部履修細則第 21 条により他学部の授業科目の履修を認め、単位の認定を行っている。しかし、卒業必要単位数には算入していない。

本学部の授業科目によらない単位の修得としては、食品栄養科学部履修細則第 22 条に次のとおり規定している。

i 英語検定 1 級合格を、学部基礎科目英語 6 単位とみなす。

ii 英語検定準 1 級合格を、学部基礎科目英語 4 単位とみなす。

この単位認定を希望する学生は、学生部に申請し、教授会で承認することになっている。

また、入学前に他の大学又は短期大学において履修した単位の認定は、学則第 40 条により 30 単位を超えない範囲で認定することとなっている。

(h) 開設授業科目における専・兼比率等

本学部の専任教員は、教授 12 名、准教授 10 名の合計 22 名と助教 15 名である。その中で、大学院との兼任教員 20 名、外部からの兼任教員は 9 名、他学部間との兼任教員は 7 名となっている。

(i) 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

食品栄養科学部には、現在食品生命科学科 1 名、栄養生命科学科 1 名の外国人留学生が在籍している。これらの学生に対しては、チューター制度を設けて教員が教育面や生活面での指導をきめ細かく行っている。また、学生ボランティアを中心とする留学生サポーター制度もあり、学業・生活上の相談にのっている。

b 教育方法等

(a) 教育効果の測定

講義及び実験科目の教育効果を上げるために、平成 17 年度から、全学的に学生による授業評価を導入している。授業形態の違いにかかわらず、授業の最終日に学生に授業評価アンケートの回答を依頼し、学生自らの当該授業科目に取り組む姿勢を評価させるとともに、授業内容、時間配分、進度、教材、プレゼンテーション、質疑応答等、担当教員の授業方法に関する項目に評価をさせている。この授業評価アンケートの結果は、事務局学生室を介して集計されたのち、各教員にフィードバックされる。平成 19 年度から、学生による評価の高かった授業について、教員相互の公開授業を実施し、互いに参観することで授業改善に努めている。

平成 19 年度卒業生の進路状況は、進学が 22.2%、就職率は 97.9% である。

(b) 成績評価法

本学部における成績評価については、食品栄養科学部履修細則第6条及び第7条に、「試験および成績の評価」として定められている。成績評価は、原則として、学年末あるいは学期末における試験（筆記試験、口述試験、レポート提出等）及び平素の成績、出席状況などの学生の学修実績に基づき、授業科目担当教員がこれを行う。

科目ごとの到達目標、評価方法は、各教員が当該年度の始めまでにシラバスに記載することで明示している。評価基準に用いる評語は、シラバスに示された到達目標に対して、優・良・可・不可の4区分とし、可以上を合格として所定の単位を与える。評価の基準は、次のとおりである。

優 ...合格 : 100点 ~ 80点

良 ...合格 : 79点 ~ 70点

可 ...合格 : 69点 ~ 60点

不可...不合格 : 59点以下

現在、この4区分を基本とし、優より上位の評価を導入することについて検討を始めている。

「卒業研究」については、卒業論文及び卒業研究発表を、指導教員が合格と不可の2区分で評価し、合格した者に所定の単位を与える。さらに、食品栄養科学部卒業研究発表会において、優れた卒業研究を行った学生を表彰している。

また、全学的に、学生からの成績評価に関する申し立て等ができる仕組みを構築する準備を始めているが、本学部では成績表をチューター（一学年当たり、助教を含め7~8人の教員で構成）から手渡しするシステムをとっており、必要があれば、受け取り時にチューターを通して申し立てができるようにしている。

(c) 履修指導

本学部では、年度始めに教務委員と複数の教員からなるチューターが、学年ごとにオリエンテーションを開催して履修指導を実施している。本学部で導入されている学年チューター制度では、入学年度から4年次まで同一チューターが持ち上がり式で担当しており、学生に対する教育上の支援だけでなく、必要があれば学生生活の相談・支援も行う。特に授業への出席状況に問題が見られるときには、該当学年のチューターが早めに対応するようにし、状況が深刻化しないように努めている。

3年次後期に行われる卒業研究のための研究室選択の指導は教務委員会のアドバイスのもと、学生が主体的に決める方法で行っている。研究室選択に当たっては、1)各教員のプレゼンテーション、2)研究室の個別訪問、3)学生間の話し合い、の手順で行われる。

留年生については、留年期間が長期化しないよう、当該学年チューター、教務委員などが本人又は保護者らと緊密な連絡を取りながら、学生が早期に復学可能な状態になるよう努めている。留年の理由が精神的な病気による場合は、復学までに時間を必要とする場合が多く、スムーズな復学がなかなか思うようにいかない場合も多いが、地道な対応を継続して行っている。

(d) 教育改善への組織的な取り組み

食品栄養科学部では、平成 20 年度入学者の大幅なカリキュラム改正に向けた検討を行った。特に食品生命科学科では、「食」の問題を科学的に扱うことのできる高度な技術者・研究者を育成するため、理数系科目を充実させ技術者教育の導入を図った。さらに、国際的に活躍できる人材を育成するために英語教育を充実させた。

栄養生命科学科では、人間栄養学に関する基礎分野の科目と専門分野の科目の連携を深め、実践的人間栄養学の知識・技術に関する教育を一層充実させるために、科目の統合や再編を図った。また、平成 19 年度に新しく臨床栄養管理学研究室を設置し、県立総合病院との教育・研究に関する連携の強化を進めている。

新カリキュラムでは、1 年次から 3 年次に順を追って学ぶ、生物学・生化学系の科目である「生物学」、「生物化学」、「生化学」、「分子生物学」、「代謝工学」、「酵素学」について、共通の教科書「レーニンジャーの生化学上・下」を基本図書又は参考図書として導入することにより、これらの科目を系統的に学べるようにした。

英語教育では、入学時にプレースメントテストを行い、学生の英語習熟度に合ったクラス編成を実施している。また、国際的に活躍できる人材の育成を目標として「オーラルコミュニケーション」や「リスニング」に重点をおくとともに、平成 20 年度からは授業科目に「TOEIC 英語」を導入し、全学生に「TOEIC」受験を課すこととした。さらに、食品栄養科学分野の専門力育成のために科学英語の修得は不可欠であることから、食品生命科学科では「食品科学英語」を 2 年次の、「食品生命科学英語」を 3 年次のそれぞれ必修科目とした。栄養生命科学科では、「栄養生命科学英語」を 3 年次の選択科目として開講している。

シラバスについては、「食品栄養科学部履修要項」として、年度初めの履修ガイダンス時に全学生に配布している。シラバスには、各科目の授業目標、授業内容、講義時間ごとの授業展開が記載されている。学生は履修科目の選択及び学習の指針として活用している。教員においては、担当科目の教育内容と質の向上に対する責任を持つとともに、他の教員の授業内容を知ることによって、お互いの講義科目や実験・実習科目の連携を図るために活用している。現在、さらに標準的で分かりやすいシラバスの記載方法の改善、シラバスの公表及びその方法等について取り組みを始めている。

(e) 授業形態と授業方法の関係

本学部の専門科目の授業形態は、以下のとおりである。授業形態別科目数は学科により多少違いがあるものの、全体として「演習科目」や「実験・実習科目」が多く、「講義科目」が 66～70%に対して「演習科目」が 11～15%、「実験・実習科目」が 13～21%を占めている。また、インターンシップも単位化して授業として取り入れており、より実践向けの教育を目指している。

授業方法としては、「実験・実習科目」や「演習科目」はもとより講義科目においても、基本的に学科別の少人数制教育（受講生数 40 名未満）を行っていることなどが本学部の特徴であり、授業方法に教科書のみならず、パワーポイント説明や追加プリント・ビデオや DVD などを取り入れ、理解度をより向上させる工夫を積極的に行っている科目も多い。

食品栄養科学科における授業形態別科目数

	講義科目数	演習科目数	実験・実習科目数	インターンシップ	卒業研究
食品生命科学科	54	12	10	1	1
栄養生命科学科	62	10	20	1	1

c 国内外との教育研究交流

本学では、教育研究の国際化への対応と国際交流の推進に関しては、全学的に積極的に展開することが基本方針であり、国際交流委員会や留学生委員会を中心に熱心に多角的に取り組んでいる。現在、本学部ではベトナムと中国からの留学生が各1名ずつ在籍して学部教育を受けており、教員の国際化教育への取り組みを向上させている。また、国内の在學生においても、このような留学生が持ち込む異国文化に触れる機会に恵まれ、幅広い視野を持ち国際社会で活躍が期待される学生の育成を目指している本学部の方針に貢献している。

研究交流に関しては、食品栄養科学部を母体とした大学院生活健康科学研究科・食品栄養科学専攻において、大学院留学生の受け入れ、海外講師の招へい、国際学会参加への支援、海外での語学研修などを積極的に行っており、これらの国際交流事業は、卒業研究のために研究室に配属した学部4年生に強い刺激を与えている。

(3) 点検・評価

[効果の上がっている事項]

食品栄養科学部の教育課程については、学校教育法第83条及び大学設置基準第19条の指示と、本学特有の基本理念、学部の理念に基づき、必要にして十分な科目を配置、編成している。

また、食品生命科学科では食品衛生監視員任用資格、食品衛生管理者任用資格を、栄養生命科学科では、栄養士免許、管理栄養士国家試験受験資格の免許資格を付与できる教育課程の基準を満たしている。

教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性、必修科目と選択科目の量的配分の適切性、妥当性については、カリキュラム改正の折に必ず全体のバランスを見ながら適正に配置されるよう点検を行っている。カリキュラムと国家試験の関連においては、栄養生命科学科では、管理栄養士養成施設に指定されてから、管理栄養士国家試験合格率100%を目標に、国試対策特別講義の開講、国試模擬試験の実施、個別指導・相談の実施、卒業生との交流会などを行ってきた。国試対策特別講義は15教科について1回3時間程度、主として土曜日の午後を開講し、全教科を食品栄養科学部の教員が専門分野別に担当した。国試模擬試験は3年次の後期授業終了時に1回目を行い、その後本試験直前までに計5回実施した。模擬試験の結果は、毎回、総得点と科目別得点について全受験者の平均値及び各自の得点を集計し、総得点により成績順位を付けて学生に配布し、弱点分野をなくすための個別指導・相談を行っている。卒業生との交流会では卒業生から国試対策についての体験に基づくアドバイスを受けた。このような取り組みが功を奏

して、96%を超える高い合格率を継続できている。

また、管理栄養士としての職業意識を持たせ、学習意欲を持続させることを目的に、2年次に病院、介護老人福祉施設等の施設見学実習（「ミニ・インターンシップ」）を実施している。さらに3年次では、「総合演習」の一部として、地域住民に対する学生主催の健康教室の準備・開催・運営に取り組みさせている。

カリキュラムにおける臨地実習においては、管理栄養士として必要な知識及び技術が系統的に習得できる体制を考慮し、臨床栄養を中心とした専門分野の教育内容の充実（臨床栄養管理学の追加）、演習の強化（総合演習の追加）及び効果的な教育をねらいとしたカリキュラムの編成に積極的に取り組み整備を進めた。さらに、卒前の臨床教育を整備するため、本学部は平成19年度に、県立総合病院での臨床実習の充実を図るとともに、医療現場での栄養管理能力の向上を支援する教育システム、臨床実習について議論し、連携体制を整備した。県立総合病院の管理栄養士をはじめとした医療従事者と連携し、院内に本学部教員及び学生が中心となる臨床栄養指導を行う場所の開設を検討し、その担当研究室として臨床栄養管理学研究室が開設された。

授業形態と単位の関係では、単位の算定法について、一応の基本原則はあるものの、科目によっては開講形態、教育実施方法、条件などが異なっているため、一律の単位計算方法を適用し難い部分が存在しており、全学的見地から見るとかなり複雑化した運用となっている。しかし、単位計算方法はそれぞれ学生に明示され、おおむね問題なく運営されている。

単位互換制度は、学生の多様なニーズに応え、勉学をより豊かなものにするに資するものであると考えられる。しかしながら、本学部ではこれまでにこの制度を利用して単位認定を申請した学生は出ていない。学部の性格上、必修科目が多いため極めて密な時間割にせざるを得ず、他大学の授業科目の履修に関しては今のところ現実的ではない。

開設授業科目における専・兼比率等については、全学共通、学部基礎科目を除く開設授業科目数と専任、兼任及び兼担数を表に示す。また、管理栄養士養成施設の認可に必要な科目に対する専任、兼任及び兼担数も同時に示す。本学部は管理栄養士養成施設としての専任教員数及び資格の条件は満たしている。各学科ともに、必修科目において80%以上の科目を専任教員が担当しており、専任比率は学部のカリキュラムに適合してかなり高いといえる。また、選択科目においては、各学部間との連携の中で、魅力ある講義を選択できるようになっているが、専任比率は80%以上を維持できている。管理栄養士必修科目においても90%以上と専任比率は高く、学部でほぼ対応ができているといえる。

学部の開設授業科目に対する専・兼任数

	食品生命科学科	栄養生命科学科	管理栄養士必修科目
必修科目（専任）	32	32	25
必修科目（兼担）	0	1	1
必修科目（兼任）	2	3	3
必修科目数	34	36	29
選択科目（専任）	14	25	16
選択科目（兼担）	4	4	1

選択科目（兼任）	4	4	2
選択科目数	22	33	19

本学部は食べ物という物質面の学問として発展してきた食品学と、生体内での食べ物の代謝や生理機能との関係を扱う栄養学の幅広い専門分野を互いに密接に関連させ、両学科の専門性をより詳細に教育するために、学科を越えた相互教育にて執り行われている。しかしながら、学科間での重複する科目数が増える一方、管理栄養士養成校としての法的対応のため、重複科目を分けて講義を行わなければならない。そのため、重複科目を担当する専任教員1人当たりの講義数が増え、専任教員の負担は大きくなっている。

社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮については、外国人留学生のなかには、語学上の問題で入学当初に授業に十分ついていけない学生がみられるが、上記のようなチューター制度などを活用することによって、早期に問題解決が図られており、留年などの問題は生じていない。

教育効果の測定について、学生による授業評価結果を教員にフィードバックすることにより、各教員の授業内容や教育方法の改善に関する意識は高まっている。教育効果の点検を行って、教育指導上、より有効な授業方法への向上を図っていることは評価できる。教育効果を数値的に表す指標の設定は難しいが、例えば、前述の栄養生命科学科における管理栄養士国家試験の合格率が、常に96～100%の高い数字を維持し続けていることも、教育効果の一つの表れと位置付けられる。

成績評価法については、優より上位の成績評価・評語については、すでに多くの大学で導入されており、学生の勉学意欲を刺激するものとして、今後検討を進めることが望まれる。また、チューターが半期に一度、学生に成績表を直接手渡しし、その際に成績不良な科目や修得単位数、成績に関する疑問等について、学生と言葉を交わす機会ができたことは評価できる。

履修指導については、学生に対する学修・生活支援はチューターを中心に、教務委員、学生部委員、学科主任、学部長などが情報を共有してこれに当たっており、一定の成果を上げてきたことは評価できる。休学者や留年者に対しては、その期間が長期化しないように本人や保護者と連絡をとりながら対応しており、復学の機会を与えやすい状況が作られている。本学部における休学及び退学の理由は、入学時の学科に対する不適合に起因することが多く、履修上のトラブルというよりは、進路選択が適切でなかったことによるものであり、現在の履修指導の体制はおおむね適切なものであると考えられる。

授業形態と授業方法の関係については、授業形態の違いにかかわらず、授業の最終日に学生に授業評価アンケートの回答を依頼し、授業方法などについての点検を行って、教育指導上、より有効な授業方法への向上を図っていることは評価できる。また、平成20年度から演習科目に実践的英語教育科目を多く取り入れ、国際社会で活躍できる専門職の育成やインターンシップでの実社会向けの教育にも力を注いでいる点も評価できる。さらに、本学部では卒業研究発表会を全学部レベルで開催して優れた卒業研究を行った学生を表彰していることは、教育指導上の有効性が高いと評価できる。栄養生命科学科では管理栄養士の国家資格取得要件から「実験・実習科目」が多いが、食品生命科学科においても、日本技術者教育認定機構へのJABEE申請を念頭に入れ、平成20年度にはJABEEで求められる英語力向上のための科学英語演習などを開講し、授業形態や授業方

法の改革を進めている。

国内外との教育研究交流については、教育研究における国際化への対応や国際交流としては、教員の国際交流活動と学生の国際交流活動がある。研究交流に関しては、食品栄養科学部を母体とした大学院生活健康科学研究科・食品栄養科学専攻が中核となっているグローバルCOEプログラムにおいて、数多くの国際交流事業（外国人講師のセミナーや海外語学研究ほか）が企画され、教員及び大学院学生の双方の国際交流が活発化し、学部学生に良好な刺激を与えている。

教育交流に関しては、教育研究の国際化への対応と国際交流の推進に関して全学的に取り組んでいるため、本学部独自の国際交流が乏しいことが現状である。しかし、将来に向け、国際交流を推進するためにも、本学部では演習科目に実践的英語教育科目を大幅に増やした点は評価できる。

[改善が必要な事項]

カリキュラムにおける高・大の接続について、食品栄養科学部では、高校の教育課程から本学部における専門教育への移行を円滑にするために、開学以来、「学部基礎科目」を開講してきた。これに加え、最近の高校における履修科目の多様化に対応し「学部基礎科目」への導入を促すために、より基礎的な高校教育課程の補修的科目を開設する必要性が出てきたため、平成20年度から「基礎物理学」「基礎数学」を新設した。しかしながら、現時点では学部の教員にこれらの講義科目を担当する時間的余裕がないため、非常勤講師に講義を依頼しているという問題があり、これらの補習的科目と「学部基礎科目」との連携を強めるための工夫が必要である。

インターンシップについては、キャリア形成としての教育的効果があることから、3年生全員がインターンシップに参加できるようにすることが必要である。しかしながら、本学部の現状としては受け入れ先の企業数が少なく、すべての学生が受講できる状況ではない。また、企業の職種に幅があることから、学生の希望するインターンシップを受けさせることができてはいない。就職のみならず、専門科目の履修についてもインターンシップにおける現場体験は学生にとってその後の学習課題の明確化やキャリアデザイン活動に好影響を与えている。このことからさらにインターンシップとして学生を受け入れてくれる企業を増やす必要がある。

教育改善への組織的な取り組みについては、理数系科目や英語教育の充実、生物学・生化学系科目における共通の教科書を用いた系統的授業の導入などを特色とする新カリキュラムについては、まだ始まったばかりであり、今後学生に対する効果を追跡していく必要がある。各講義や実験科目の教育内容や方法について、現時点では個々の教員に任されている部分が多いが、今後は組織として各授業科目や実験科目の連携を強めることが必要である。また、教材開発や授業展開の技術、学生の積極的な授業参加を促すための授業方法などについて研修を実施し、学部全体の教育力をさらに高めていく必要がある。

(4) 改善の方策

学部・学科等の教育課程について、食品生命科学科では、今後さらに、Japan Accreditation Board for Engineering Education (JABEE：日本技術者認定機構)の認定

を受けることを目指している。

カリキュラムと国家試験については、今後も全員合格を目標に、国試対策オリエンテーションの充実、過去問題の分析による出題傾向への対応の強化、学生の受験意欲向上のためのメンタルケアを含めた個別相談などの対策を充実させていく。

カリキュラムにおける臨地実習については、海外の栄養士養成における臨床実習をモデルとして、臨床現場でのインターンシップや学内にて栄養ケアプロセスやモデル症例検討など問題解決型プログラムの開発に取り組む。また、本学部で実施している現時点での臨地実習の在り方や実習時間、内容について見直しを行う。前述の内容を検討することで、管理栄養士としての実務能力をより高める教育を充実することが可能になる。これらの遂行は、管理栄養士国家試験の高い合格率に寄与すると考えられる。

インターンシップについては、学生部のキャリア支援センターが行っているキャリアサポートと連携させつつ、体系的な学部教育の一環として積極的に位置付け、それに対応した教育体制を強化し、来年度には、さらに受け入れ企業を増やし、多くの学生が希望する企業にインターンシップを通して職場体験ができるようにしていく。

授業形態と単位の関係については、単位認定原則の整備に当たって、免許資格等の付与条件等の現実に即した判断が必要であると同時に、あらかじめシラバスに履修条件を明示し、学生に周知する。次年度の新カリキュラムの策定に当たっては、各学科会議等において、単位数等を含めて検討する。

カリキュラムにおける高大接続については、平成 20 年度から開講した高校レベルの「基礎物理学」「基礎数学」から学部基礎科目への導入が円滑にいくよう、教員同士の連携を深める。

開設授業科目における専・兼比率等については、授業のレベルの維持、国家試験の高い合格率の維持を図るために、学部全体で高い専任比率を保ちながら、更なる教育目的に即して効率的な運営を図る。栄養生命科学科は平成 13 年度から管理栄養士養成施設の指定を受けており、その維持のために管理栄養士教育を担う教員を引き続き確保する。短期大学部から転属した教員は管理栄養士教育に重要な役割を果たしており、管理栄養士養成施設の維持のためには、今後これらの教員の不補充の取り決めについて再検討する。

社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮については、外国人留学生のなかには、語学上の問題で入学当初に授業に十分ついていけない学生がみられるが、上記のチューター制度などを活用することによって、早期に問題解決を図る。

教育効果の測定については、平成 20 年度から全学的に組織されたファカルティ・ディベロップメント（FD）に関する委員会を中心に、学生による授業評価アンケートが、さらに教員の授業方法等の向上に役立てられるよう、質問項目等の見直しを行う。また、FD委員会を中心に教員の研修会も企画する。

履修指導については、進級制限に該当しそうな学生を早期に発見し、教育面のみならず生活面での問題も見逃さないように支援していけるよう、チューターにはこれまで以上に密に学生の状況を把握していく自覚と努力を求めていく。

教育改善への組織的な取り組みについては、シラバスについて、内容をより充実させるため、年度計画に関する情報も含め、記載内容や体裁の見直しを進めていく。また、シラバスは、高校においては教員、受験生に対し大学の専門教育の内容を知らせる貴重

な媒体となるので、高校への配布、インターネットでの公開を進めていく。

授業形態と授業方法の関係については、食品生命科学科では、日本技術者認定機構（JABEE）への認定申請に向け、大幅なカリキュラムの変更を行う。特に、理数系と生命科学系の科目、さらに語学科目の充実を図る。ただし、食品衛生監視員及び食品衛生管理者養成施設に必要な科目は今後も継続する。栄養生命科学科では、教育内容や教育効率をより向上させるため、基礎栄養学系と臨床栄養学系において、それぞれの科目の統合や再編を進める。

国内外との教育研究交流については、今後とも、国際化に対応し、交際交流を積極的に推し進めるといふ全学の基本方針の下に、本学部でも外国からの教員招へいや学生の交換留学のための方策、及び今後も増加が予想される外国人留学生への教育支援強化など、学生の教育交流支援策をきめ細かく行う。また、外国人留学生の中には日本語能力が堪能でない人もいるので、専門科目の多い本学部では、外国人留学生向けの日本語教育の充実を図るとともに、国内学生における外国語コミュニケーション能力の向上を目指す。

3・2 生活健康科学研究科

(1) 目標

生活健康科学研究科では、生命科学や環境科学等の先端基礎科学を基盤として、高齢化社会の急速な進展と地域環境の悪化を克服し、持続可能な社会の構築に資する人材を育成する。

このため、食品栄養科学専攻においては、臨床栄養実践指導者による管理栄養士インターンシップ制度を開発・実践するとともに、高度専門知識及び研究能力を有する実践研究者を養成する研修プログラムを実施する。

環境物質科学専攻においては、環境問題に関わる専門的な技術の習得を目指した人材育成プログラムを実施するとともに、連携大学院制度やインターンシップ制度の活用等による静岡県及び国内外機関との教育研究の連携が図られたカリキュラム編成を行う。

(1) 現状

a 教育課程等

(a) 大学院研究科の教育課程

食品栄養科学専攻は、「生命科学などの先端基礎科学を基盤として、高齢化社会の急速な進展に対応し、持続可能な社会の構築に資する人材を育成する」ことを目標に設立され、「食品の安全および機能に関する科学と食品生命工学に関する研究」及び「食と健康に関する分子レベルから人間までの栄養生命科学に関する研究」を通して、疾病の予防、健康長寿に貢献できる高度な知識や技術に精通した専門家、研究者、職能人の育成を目的としている。

環境物質科学専攻は、環境化学物質や環境因子に係わる環境問題や健康影響の解決に必要な広範な知識と高度な専門技術を環境科学の立場から研究教育し、総合的視野に立脚した専門家や自立した研究活動を行える研究者、並びに高度職能人の養成を目的としている。

平成19年度からさらに5年間、文部科学省グローバルCOEプログラムとして「健康

長寿科学教育研究の戦略的新展開」が支援されることになった。結果的に、文部科学省が唱える「世界最高水準の研究基盤の下で世界をリードする創造的な人材育成を図るため、国際的に卓越した教育研究拠点」としてその職務を託されたことになった。これを受けて、「グローバル」な体制を強化するため、博士後期課程の大学院生を対象にして、オハイオ州立大学、ニュージャージー医科歯科大学、カリフォルニア大学デービス校/バークレー校との大学院連携体制を整備した（授業科目として、科学英語海外研修プログラム及び臨床栄養エキスパート演習の開設）。

(b) 授業形態と単位の関係

単位計算は、研究科規程第6条に定めるとおり、基本的には授業と授業時間以外の学習を合計して45時間分を1単位の授業科目と算定しているが、実習等授業の形態により、授業科目の1単位当たりの授業時間数が異なる授業科目もある。計算基準は、下記のとおりである。

講義	:	授業時間	15時間	+	授業外学習	30時間	=	1単位
演習	:	授業時間	30時間	+	授業外学習	15時間	=	1単位
実験又は実習	:	授業時間	45時間				=	1単位

臨地実習として、「インターンシップ」（専攻共通教育）、「特別インターンシップ」（食品栄養科学専攻）を実施しているが、実習時間数に明確な基準はない。また、評価は受入機関のそれと併せて判定されている。

(c) 単位互換、単位認定等

本研究科では現在、静岡県立大学大学院薬学研究科、静岡大学大学院理学研究科及び同農学研究科と協定書に基づく単位互換、読み替えを実施している。本研究科規程に従って、上記大学院で成績評価を受けた科目は5単位を超えない範囲で本研究科の単位として認定される。

(d) 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

大学院設置基準第14条（教育の特例）に関連して、現職教員、公務員、一般企業の社員、団体・施設などの職員の社会人が、昼間に勤務しながら夜間あるいは土曜日に通学し、修了できるように、土曜日あるいは夜間に食品栄養科学特別演習、環境物質科学特別演習を実施している研究室もある。

(e) 「連携大学院」の教育課程

本研究科は、食と健康に関する幅広い科学研究領域について、多面的、かつ総合的な教育を行うために、平成13年4月から環境科学と食品栄養科学の両専攻間で、また平成14年10月から本学薬学研究科との間で互換制度が行われている。さらに、平成14年10月から静岡大学大学院農学研究科、理工学研究科との間で単位互換が行われている。これらの単位互換は10単位を超えない範囲で修了要件となる単位として認定する。

平成15年度からは静岡県工業技術センター（現・静岡県工業技術研究所）、静岡県環境衛生科学研究所、聖隷浜松病院腎センター、国立長寿医療センター等における研修制度が充実し、連携大学院として実践的な科学技術及び臨床医療等に関する教育の充実が図

られている。科目名は「特別インターンシップ」および「特別インターンシップ」とされ、選択科目であり各 1 単位が認定される。対象は、受入機関において研修プログラムに基づく研修を 3 か月以上行った学生である。

b 教育方法等

(a) 教育効果の測定

全学的に導入されたシステムに従って、教育効果の測定がなされている。教育効果を客観的に測定するのはかなり難しいが、本研究科の教育目標と照らし合わせて考えた場合、教育活動が個別学生に与える効果（対個人的寄与度の側面）と、学部学生全体として社会に与える効果（対社会的寄与度の側面）の 2 側面からの測定が可能といえる。前者については、個別学生の食品栄養学あるいは環境物質科学に関する専門的知識の量、専門的技術の習得度、総合的資質の向上、修学満足度、人間的成長等への変化が期待され、後者については、専門資格取得率、専門職就職率、大学院進学率（博士前期課程在籍者の場合）等により表現されると考えられる。

また、必ずしも測定という表現になじむものではないが、2 年間の博士前期課程における教育、及び 3 年間の博士後期課程における教育・研究効果を総合的に評価するものとして、修士あるいは博士論文としてまとめさせるとともに、研究内容の要旨も A4 1 ページに集約し、併せて提出させている。さらに、教員及び本学他研究科を含む大学院学生を対象にプレゼンテーション（口述発表）することを通じて、質的教育効果の確認を行っている。口述発表会では、指導教員以外の教員が、専門的見地ならびに修士あるいは博士レベルにおける論文の完成度、さらに論文取り組みの姿勢と人間的成長について等の観点を踏まえ、総合的に講評している。

専門職就職先、進学率等に見られる対社会的寄与度については、研究科並びに食品栄養学専攻及び環境物質科学専攻のホームページ等において一般社会へ開示している。両専攻共にほぼ 100% の高い就職率が達成されており、民間企業、公共機関、大学・国立研究機関への就職に加えて、博士前期課程の学生は他大学の博士後期課程に進学している。大学教員や研究機関への研究員など高度専門職への就職（過去 7 年間）に関しては、以下のとおりである。

食品栄養学専攻：静岡県立大学、岡崎国立共同研究機構（現 自然科学研究機構）、鎌倉女子大学、カンザス州立大、国立がんセンター、国立健康・栄養研究所、埼玉県立大学、自治医科大学、椛山女子学園大学、千葉大学医学部、中京女子大学、長崎国際大学薬学部、名寄市立大学、新潟大学、浜松医科大学、兵庫医科大学、武庫川学院、山口大学医学部、理化学研究所

環境物質科学専攻：国立遺伝学研究所、国立環境研究所、近畿大学医学部、静岡県立大学、千葉大学大学院自然科学研究科、東京歯科大学、東京大学医科学研究所、中国北京・精華大学

(b) 成績評価法

本研究科では、修了に必要な単位の履修及び飛び級制度の活用も念頭において修了基準を設定している。具体的には、博士前期課程は必修科目 19 単位及び選択科目 11 単位の合計 30 単位とし、博士後期課程は必修科目 4 単位及び選択科目 2 単位の合計 6 単位と

している。なお、履修科目登録の上限設定はしていない。

講義への出席、提出されたレポート等により総合的に成績が評価され、現状としては、修了時における履修科目不足等の問題は生じていない。なお、臨床影響エキスパート演習は、管理栄養士の資格を有することが履修条件となっている。

(c) 研究指導等

常勤教員(教授、准教授、助教)が、昼間、時には夜間の授業を担当・実施している。これは社会人大学院学生も含めて、大学院学生にとっての有利なカリキュラム編成となっている。前期・後期ともに15回(試験1回を含む)の授業が義務付けられており、かつ講義シラバスが、年度ごとに大学院学生に配布される生活健康科学研究科履修要項に公表されている。学位論文作成に直接結びつく教育・研究指導として「食品栄養科学特別実験」、あるいは「環境物質科学特別実験」等が必修として開設されている。また、上述したように、ティーチング・アシスタントシステムが導入されることにより、大学院学生側に配慮した指導体制をとっている。

修士論文及び博士論文の作成指導は、それぞれ指導・担当教員が行っている。また、中間報告会等において指導・担当教員以外の教員からも研究テーマが適切であるかどうか、研究の進行状況、今後の研究の展開について助言を受ける機会を設けている。研究分野や指導教員に関する学生からの変更希望については、教員、学生双方の意見を踏まえて専攻会議及び研究科委員会で十分協議した上で変更を認めている。

(d) 「連携大学院」における研究指導等

連携大学院の教育内容については、本学の指導教員と連携先の指導教員とが密接に連絡を取りながら検討している。学生は、定期的にその授業内容をレポート等にまとめ、本学の指導教員に報告している。

(e) 教育・研究指導の改善への組織的な取り組み

教育・学生・評価について、現状では教員FDを実施することで対応している。平成20年度は、研究科FDとして石浦章一教授(東京大学大学院・総合文化研究科)を迎えて講演会(演題:東京大学のFD活動)を開催した。

現在、年度当初の教務ガイダンス時において、研究科履修要項として講義シラバスが各大学院学生に配布されている。このシラバスには学期全体の授業計画、その評価方法、教科書や参考文献に加え、規程開催回数を考慮した変則講義開催日が掲載され、すべての専任教員がシラバス作成も含めた丁寧な教育・研究指導を展開するべく努力を重ねている。

c 国内外との教育研究交流

本研究科では、教育の一環として下記の本学大学院学則に則って、国内外の大学院等との研究交流を実施している。

第41条： 学長は、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等とあらかじめ協議の上、修士課程の学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究

指導を受けることを認めることができる。ただし、研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

第53条： 学長は、教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院又は研究所等とあらかじめ協議の上、博士後期課程の学生が、他大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

本研究科は、本学薬学研究科とともに形成する「先端的健康長寿学術研究推進拠点」として、平成14年度から文部科学省21世紀COEプログラムの支援を受け、教育・研究・社会貢献の一層の発展・充実を図り、国内外において高い評価を得てきた。その結果、平成19年度からさらに5年間、文部科学省グローバルCOEプログラムとして「健康長寿科学教育研究の戦略的新展開」が支援されることになった。結果的に、文部科学省が唱える「世界最高水準の研究基盤の下で世界をリードする創造的な人材育成を図るため、国際的に卓越した教育研究拠点」としてその職務を託されたことになった。これを受けて、「グローバル」な体制を強化するために、オハイオ州立大学、ニュージャージー医科歯科大学、カリフォルニア大学デービス校/バークレー校との大学院連携体制を整備した。

上記以外にも環境物質科学専攻（環境科学研究所）が、国外では浙江大学環境資源学院及びベトナム・フエ大学科学大学部、国内では静岡県環境衛生科学研究所等と研究交流を実施している。

d 学位授与・課程修了の認定

(a) 学位授与

本研究科は、平成20年3月末までに修士学位を745名（食品栄養科学専攻469名、環境物質科学専攻276名）、博士学位を85名（食品栄養科学専攻52名、環境物質科学専攻33名）に授与してきている。規則上（生活健康科学研究科規程第12条）修士課程の修了要件は、本研究科に2年以上在学し、在学期間中に所定の必修・選択単位（合計30単位）以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本研究科の行う修士論文の審査及び最終試験に合格する必要がある。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本研究科に1年以上在学すれば足りるものとしている。また、修士論文は、修士課程の目的に応じ適当と認めるときは、特定の研究課題についての研究成果をもって代えることができるとしている。

一方、博士課程の修了要件は、本研究科に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学し、所定の必修・選択単位（合計36単位、ただし他大学大学院修士課程を修了した者にあつては、当該課程において修得した30単位を含む）以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本研究科の行う修士論文の審査及び最終試験に合格する必要がある。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本研究科に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学すれば足りるものとしている。

(b) 課程修了の認定

本研究科では優秀な学生に飛躍の機会を与えると同時に、目標を与えて研究の励みとし、それにより研究科の活性化を図ることを目的として飛び級制度を設定している。博士前期課程では1年以上、博士後期課程では前期課程を含め3年以上在学し、なおかつ本研究科の定める基準により客観的に優れた研究業績をあげたと認められた者は、修士学位または博士学位の学位取得のための審査を受けることができる。本研究科の定める基準では、学会における受賞の有無、雑誌掲載論文の合計インパクトファクター、博士後期課程の場合これらに加えて日本学術振興会特別研究員であることなどが評価される。

(3) 点検・評価

[効果の上がっている事項]

授業形態と単位の関係については、一応の基本原則はあるものの、科目によっては開講形態、教育実施方法、条件が異なっているため、一律の単位計算方法というものが適用し難い部分が存在しており、研究科全体としてみると複雑な運用となっている。しかし、単位計算方式はそれぞれ大学院学生に明示され、おおむね問題なく運営されている。

連携大学院の教育課程については、その内容を本研究科の教務委員会、研究科委員会で検討され、教員についても客員教授・准教授あるいは臨床教授・准教授の資格の有無について、毎年業績を中心に検討をした上で称号の付与を行っている。

教育効果については、各種演習、例えば「食品栄養科学演習」、「環境物質科学演習」を通して点検・評価している。近年、大学院学生の積極的な発言や質問等がみられず、個別大学院学生の教育的習熟度が確認できない場合も見受けられるが、本研究科では、博士後期課程の大学院学生が主体となって積極的かつ自主的にセミナーの計画、開催に取り組んでいる。この教育効果は大変大きいと評価される。また、食品栄養科学専攻の「臨床栄養エキスパート演習」は、2週間の臨床栄養実践指導等のプログラムにより構成され、臨床の現場を踏まえた実践的な教育効果が期待されるだけでなく、実績も上がっている。

国内外との教育研究交流については、食品栄養科学専攻では、グローバルCOEプログラムの支援及びその理念に沿った教員の努力により、米国、中国、ニュージーランド等の複数の海外の大学等研究機関との間に部局間協定に発展しうる国際連携の枠組みができつつある。恒常的な教育研究交流の基盤として、今後は国際共同研究費等の財政の確保が必要となる。

修士学位及び博士学位の授与については、全く問題なく運用されていると評価される。現在、修士論文、博士論文提出後に口述発表会が行われているが、この発表会は、当該発表者の成績評定と関連しているだけでなく、教員・大学院学生の前で提出論文の内容を発表し、批評を受けるものである。特に当該発表者が修士課程在籍者の場合は、適切なプレゼンテーションの技法を修得する上で、有用なものとなっている。

[改善が必要な事項]

食品栄養科学専攻は、食品科学大講座(11研究室)と栄養科学大講座(11研究室)、環境物質科学専攻は、環境化学大講座(8研究室)と環境影響大講座(5研究室)からそれぞれ構成され、大学院学生の教育は各大講座を中心に行われてきた。食品栄養科学専

攻では、社会のニーズがますます多様化していることから、幅広い視野に立って、食品栄養科学に関する様々な問題に取り組むことが要求され、細分化されている研究室を分野ごとに統合し、教員配置の再編を進める必要がある。現在、准教授以上の各主任教員の研究室には助教が配属され、大学院学生の教育や研究指導において、助教が重要な役割を果たしている。しかし、大学院を担当することができない助教も存在するため、そのような助教を抱えている研究室では、主任教員の負担が重く、大学院学生の教育指導に支障も出始めている。また、現状の食品栄養科学専攻の建物のほとんどは、食品栄養科学部が開設された当時のままであるため、大学院学生を持つどの研究室も過密状態にあり、残念ながら学生にとって、よい教育環境が提供されているとは言えない。

環境物質科学専攻では、環境問題が地球規模となり、複雑化、多様化、国際化してきている。このため、「環境」をより専門的かつ幅広い視野で鳥瞰し、生ずる問題を科学的に解明するとともに、その成果を環境の保全・改善に資する必要がある。さらに、環境との共生を図りながら持続可能な社会を構築することが望まれている。このような社会的要請に応え、育成する人材をより明確化するためには、現行の教育課程を見直し、かつ大学院教育の実質化を図る必要がある。

単位互換、単位認定等については、当該大学院学生に対して、年度当初に開講科目に関する詳細なガイダンスが必要となる。しかし、事前申し込みから単位認定まで手続きや資料の準備等の事務量に比して、現状の単位互換制度利用者数は決して多いものとは言えない。また、静岡大学大学院は、同一県内ではあるが地理的に離れており、相互交通に時間がかかるため、時間割にかなりゆとりのある大学院学生しか提携大学院に赴けない点が問題となっている。

社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮については、社会人入学生と一般入学生とのニーズに合わせた柔軟な運用、適切な履修指導が必要である。

履修科目については、大学院学生による飛び級制度の活用を視野に入れている点から、博士前期課程1年次あるいは博士後期課程1年次において、修了に必要な単位をほぼ履修することができるようにカリキュラムが構成されているため、上記年次にかなり過密な履修計画を立てがちとなっている。しかし、ティーチング・アシスタント制度等を用いて個別的に指導をすることにより、履修計画が過密であっても教育効果は大きく妨げられていないと評価される。なお、現状の履修登録システムでは、一端履修登録した科目の変更はできにくい仕組みとなっている。

研究指導等については、指導・担当教員に対する不満などが原因となって、メンタル面で問題を生じたり、休学や退学をする学生が顕在化している。また、日中の時間が制約される社会人就学生に対しては、実情を考慮した指導が必要である。

「連携大学院」における研究指導等については、連携先において本学にない分野を教授する場合などに、指導内容を連携先に全面的に依存する傾向となるため、学生にとってはより専門的な内容を学べる半面、本学の教育カリキュラムとの整合性を失う可能性がある。

教育・研究指導の改善への組織的な取り組みについては、講義内容のレベル及び進行速度等の意見・感想を求める制度は、本学大学院においてはまだ十分に整備されていない。また、大学院学生による授業評価以外の学修活性化は、各科目担当教員の働きかけに任されているが、教育指導方法に関しては、FD講演会の実施により教員の関心は高

まっっていると評価される。

国内外との教育研究交流については、環境物質科学専攻における国際的な教育研究交流は、教員各人の活動に委ねられており、組織的に取り組まれているわけではない。本専攻の研究発展に直接寄与し得る研究者の招致に加えて、発展途上国の学生や研究生を受け入れ、教育指導することも、将来の国際共同研究に発展させるために必要となる。

飛び級制度については、これまでに2名の優秀な学生が本制度を利用して修士課程から博士後期課程へ進学したが、その数はまだ十分とは言えない。

(4) 改善の方策

教育課程については、食品栄養科学専攻では、研究室の組織体制を再編することで、大学院学生に対する教育を効率的・効果的に推進していくことができるようにする。また、研究室のスペースに関する問題に関しては、空きスペースの有効活用を含め、早急な改善を図る。

環境物質科学専攻では、現行の2大講座を、「地域・地球環境学コース」、「環境生命科学コース」、「環境創成学コース」の3コースに再編する。それぞれのコースにおいて、「地域・地球環境の変動の分析・評価」、「人間活動の生態系・生体への影響評価」、「人間活動と自然との調和のための対策・政策」に関する高度な専門的知識と技能を有し、それと同時に幅広い見識、自立した研究遂行能力、地域・国際社会における問題解決能力を有する人材を育成する。この目的のために、従来の大学院教育を改革・発展させ、各コースに特色のあるカリキュラム、各コース連携のカリキュラムを新たに編成し、総合的視野育成のための専門基礎科目の充実と少人数教育、及び地域に密着したフィールドワークによる徹底した実践教育を実施する。

授業形態と単位の関係については、単位認定原則の整備に当たって、免許・資格の付与条件等の現実に即した判断が必要であると同時に、あらかじめシラバスに履修条件を明示し、大学院学生に周知することが重要である。今後検討されている新カリキュラムの策定に当たっては、特に実習科目の単位計算等については、原則として講義30時間、演習60時間を2単位とすることを基準に調整していく。

単位互換、単位認定等については、現実問題として、単独の大学院研究科でまかなえる科目数に限りがあることは自明であることから、カリキュラムの補完制度である単位互換は、今後その重要性を一層増すことが予想される。したがって、単位互換制度の更なる充実と推進のためにも、カリキュラムの特色強化を行うとともに、教育効率を上げるため開設科目を精選する。しかし、本研究科における地理的条件や交通の不便さにより、日常的な大学院学生の移動は非常に困難と考えられる。このため、今後ITを活用した「遠隔講義」や夏期休業中における集中講義等を提供する工夫に加え、他大学大学院とのコンソーシアムを形成することにより単位互換制度を充実させる。

社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮については、まだまだ改善する余地があり、とりわけ大学院教員と学生との間で密接なコミュニケーションを取ることで意思の疎通を図る。また、社会人入学生と一般入学生とのニーズに合わせた柔軟な運用及び適切な履修指導を行う。

連携大学院での教育内容については、有効性及び教育課程全体における体系性・一貫性の確保の観点から連携先と協議し、必要に応じて見直しを行う。

教育効果については、今後グローバルCOEプログラムを積極的に活用することにより、国際的に通用する高度職能人を養成する（高度専門職への就職を増やす）ことで評価する。

学修指導については、大学院学生の主体的な学修の促進を図るという観点からすれば、履修科目登録の上限を過剰に低くすべきではなく、むしろティーチング・アシスタント制度等による研究指導の補助を含めた学修システムを強化し、個別の学生のニーズと状況に合った指導を行う。また、事情により一定期間通学できなかった大学院学生が、後の学年でその遅れを取り戻すことができないケースが起こる可能性がある。履修登録システムは、このような特殊なケースにも対応できるよう、柔軟に運用する。また、履修科目数は、基本的に各課程で配置される必修科目数との関連で検討する必要があり、大学院在籍期間を通して学修内容の高度化と体系化を図るためには、学年ごとの適正な単位履修を前提にし、かつ大学院学生の学修意欲を刺激しながら所定年度間で専門的な知識を修得することを指向したカリキュラムを編成する。

研究指導については、「点検・評価」に記した問題を改善するため、ある一定期間までは学生が自由に研究分野や指導・担当教員を変更できる制度や、複数の教員が指導を行う複数指導制を導入にすることで対応する。また、学生指導に対する教員の意識改革を促し、技術を修得させるためのFDを推進する。社会人就学生に対しては、研究室ゼミの開催時間を考慮すること等十分な検討をし、改善できることから実施する。

「連携大学院」における研究指導等については、今後、連携先との連絡を一層密接に取ることにより、研究内容等について協議する。

教育・研究指導の改善への組織的な取り組みについては、大学院学生による授業評価を実施した場合、得られた回答に対する教員のフィードバックを義務付けるなど、それを有効に活用していく。また、シラバスを通して大学院学生に学修目標や内容等の情報をより適切かつ有効に提供できるようにホームページ等の情報環境を整備するとともに、教員の技量を高めるためのFDを実施する。

国内外との教育研究交流については、両専攻の国際的な教育研究交流を促進するため、本学の制度を改善するとともに、海外の大学等からの教員・学生の宿泊については、廉価に滞在できる環境を整備し、予算の充実を検討する。また、日本学術振興会外国人特別研究員の申請を増やすように努める。

従来、廉価な県の共済施設や、学生については、主としてホームステイを利用するなど対応してきたが、平成20年度からは、新たに県の研修施設を活用するなど、より廉価に滞在できるよう工夫している。自前の施設をすぐに整備することは難しいので、今後も、例えば、教職員住宅の一部利用なども検討しながら、廉価に滞在できる環境を整えていく。

学位授与については、今後も現制度を継続していくが、大学院担当教員は修士論文及び博士論文の質的向上に努める。さらに、より一層学位審査基準を明確化するため、幅広い視点から選定した審査項目について点数化し、合格基準を設ける。

課程修了の認定については、学生が本制度を利用しやすいようにするため、教員が学生の意識の向上に努めるとともに、教育面・研究面から支援する。

4・1 国際関係学部

(1) 目標

国際関係学部では、グローバル化に対応するために、多様な言語・政治・経済・文化等を理解・尊重し、国際社会において活躍できる人材を育成する。学部生の60%以上が卒業までにTOEIC600点以上、20%以上が730点以上をとることを目指す。

このため、卒業後の進路を見据えた履修モデルを作り、学生の多様なニーズに応え得るカリキュラム編成を行う。

(2) 現状

a 教育課程等

(a) 学部・学科等の教育課程

国際関係学部は国際関係学科と国際言語文化学科に分かれる。そしてコース制が設けられ、国際関係学科には国際政治経済、国際行動学の2コース、国際言語文化学科には英米文化、日本文化、アジア文化、ヨーロッパ文化の4コースが設けられ、2年次から学生はそのいずれかに所属する。各コースの専門性を生かしつつ国際関係に関わる幅広い分野で活躍できる人材の育成が学部共通の教育目標であり、この目標を達成するための教育理念として1.学際的なアプローチ2.学際的なアプローチに則った現代的課題の研究と地域研究3.基礎科目の充実4.演習と卒業研究における総合化と統合化の4つの柱を立てている。

以上の4つの柱に基づく豊富な科目を展開し、学生の様々なニーズに応えられるカリキュラムを構築している。すなわち、1.学際的なアプローチの修得を目的とする基礎教育としての学部共通科目・学科共通科目(いずれも選択必修科目)2.1を土台とした専門科目・地域研究科目3.基礎科目、とりわけ語学教育を充実させるための英語科目・地域言語科目4.演習及び卒業研究がそれである。以下、それぞれについて具体的な単位数を含め説明する。

1. 学部共通科目・学科共通科目(選択必修計16単位)

学部共通科目は8単位が1、2年次で選択必修である。国際関係論A・B、国際行動論A・B、日本文化論A・Bが各2単位で開講されている。国際関係論A・Bは国際政治経済コース、アジア文化コース所属学生にとっては必修科目である。

学科共通科目は2学科ともに8単位が選択必修であり、国際関係学科では国際政治学A・B、国際政治学A・B、比較民族学A・B、人間科学基礎論A・Bが、国際言語文化学科では比較文化論A・B、比較言語論A・B、心理言語学A・Bが各2単位で開講されている。

これらの科目はいわば学部の基礎教育科目に位置付けられ、特に国際理解における倫理性を培う教育内容であることを配慮している。

2. 専門科目・地域研究科目(地域研究は選択必修8単位)

国際関係学科で206科目、国際言語文化学科で338科目(大学基礎データ表3を参照)に及ぶ多彩な専門科目群は基礎的な科目のa群と応用的・発展的な科目のb群に分けられ、それぞれの群から20単位修得を卒業要件とし、それに加え自由選択科目22単位を卒業要件と定めている(合計62単位)。さらに、コースによる具体的な指定必修科目が次のように設けられコースカリキュラムの特色を出している。

国際政治経済コース

(専門科目 b 群) 国際政治経済特殊研究 2 科目計 4 単位必修
英米文化コース

(専門科目 a 群) 英米言語文化入門 A・B 計 4 単位必修

(専門科目 b 群) 英会話 A・B、英作文 A・B 計 4 単位必修
ヨーロッパ文化コース

(専門科目 a 群) ヨーロッパ文化入門 A・B 計 4 単位必修

また、地域研究は 8 単位が選択必修であり、現代アメリカ論 A・B、現代ロシア・東欧論 A・B、現代中国論 A・B、現代韓国朝鮮論 A・B、現代ヨーロッパ論 A・B、現代東南アジア論 A・B、中東アフリカ論 A・B が各 2 単位で開講されている。

3. 外国語科目

英語科目 (必修 6 + 選択必修 4 単位) ・ 地域言語科目 (選択必修 8 単位)

英語科目はオーラルコミュニケーション A・B、A・B の 4 単位が 1 年次の必修科目として、英語コミュニケーション A・B の 2 単位が 2 年次の必修科目として開講されている。また、選択必修は科目のほかに、検定英語 (2 ~ 6 単位) 海外研修英語 (2 ~ 6 単位) を設定しており、前者は実用英語技能検定又は TOEIC の級・点数に応じた単位を認め、後者は本学部設定の研修コース修了で 2 単位 (在学中最大 3 回まで認定) を認めており、学生の英語学習意欲を高めている。また、地域言語は中国語、韓国語、フィリピン語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、日本語 (留学生のみ) が開講され、~ までの 4 科目が選択必修となっている。

4. 演習・卒業研究 (必修 12 単位)

演習 A・B は 3 年次に、演習 A・B は 4 年次に各 1 単位で開講され、合計 4 単位が必修である。演習は基本的に専任教員が担当し、卒業研究 8 単位も演習と同じ教員が担当し、2 年間にわたり学部学習の体系化、統合化を指導している。

5. 教養科目 (選択必修 8 単位)

以上、学部独自のカリキュラムを見てきたが、これとは別に全学的に開講されている「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間を涵養」するための、かつての一般教育科目に相当する「全学共通科目」の履修も組み込まれ、8 単位を選択必修とし、そのほかに 16 単位までを自由選択科目として卒業単位に認定している (合計最大 24 単位) 。

さらに、「全学共通科目」は専任教員が 38.5 科目担当しており、教養教育の実施・運営のための責任を負っている全学体制に対し、応分の人的貢献をしていると思料する (大学基礎データ表 3) 。

最後にカリキュラム編成における科目配分を検討すると、標準的な学生が卒業要件 124 単位を満たす上で次のような割合となっており適切かつ妥当な量的配分となっている (割合は単位数標準で示す) 。

A 卒業要件と科目の量的配分

専門教育的授業科目 69.3%

86 単位 * (43 科目)

* 選択必修 24 単位 (12 科目) ・ 選択科目 62 単位 (31 科目)

以下の科目はすべて必修と選択必修

演習・卒業研究 9.7%

	12 単位、9% (5 科目)
外国語科目	14.5%
	18 単位*、14% (18 科目)
	* 必修 6 単位 (6 科目)・選択科目 12 単位 (12 科目)
一般教育的授業科目	6.5%
	8 単位 (4 科目)
総計	124 単位 (70 科目)
B 必修・選択科目の量的配分	
必修・選択必修科目	50%
	62 単位 (39 科目)
選択科目	50%
	62 単位 (31 科目)
総計	124 単位 (70 科目)

(b) カリキュラムにおける高・大の連携

必修科目であるオーラルコミュニケーションについては、新 1 年生の入学直後にプレイスメントテストを行い、入学時点の英語習熟度を測定し、それに応じたクラス編成を行っている。それ以外の学部としての組織的な導入教育は、現状では行われていない。ただし、部分的に 1、2 年生を対象とした少人数教育を「基礎ゼミ」と位置付け、導入教育を試みている。例えば、国際政治経済特殊研究は 9 コマ (2 単位) 用意され、英文・和文教材に基づき 1、2 年生の読み、書き、話す能力の開発を目指している。

(c) カリキュラムと国家試験

本学部では該当しないため、記載しない。

(d) 医・歯・薬学系のカリキュラムにおける臨床実習

本学部では該当しないため、記載しない。

(e) インターンシップ、ボランティア

本学部では導入していないため、記載しない。

(f) 授業形態と単位の関係

文系学部であるため、外国語、演習 (1 単位)、卒業研究 (8 単位) を除き、講義科目に基づく単位計算を行っている。 Semester 制を導入しているため、講義科目 2 単位が基本であり、卒業要件は 124 単位である。

1 単位の基準は次のとおりである。

- ・ 講義科目 授業時間 15 自習時間 30 合計 45
- ・ 演習・外国語科目 授業時間 30 自習時間 15 合計 45

なお、実験・実習・実技科目は取り入れていない。

(g) 単位互換、単位認定等

国内外の大学等での学修の単位認定を柔軟に行うことで、学生の多様な学修意欲を高めることを目指し、単位互換については、静岡大学人文学部・教育学部との間で12単位を限度として卒業必要単位数への算入を認める協定が実施されている。さらに「単位認定のための交流協定大学留学」の場合、30単位を超えない範囲で修得単位を卒業単位に算入している。また、入学前の既修得単位認定制度は全学的に設けられている。

(h) 開設授業科目における専・兼比率等

大学基礎データ表3にみるように、学科必修科目(11科目)での専任担当比率は2学科とも半々の50.9%であり、選択必修科目での専任担当比率は国際関係学科(206科目)で77.7%、国際言語文化学科(338科目)で80.2%である。学科必修科目・選択必修科目の平均専任担当比率は国際関係学科で76.1%、国際言語文化学科で80.1%である。教養教育科目(48科目)では2学科とも80.2%の専任担当比率である。

(i) 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

本学部では外国人留学生、帰国子女を別枠とする入試を実施し、全学的な社会人聴講生制度へのニーズも多く、積極的に多様な学生を受け入れている。とりわけ留学生には日本事情(全学共通科目)、日本語(外国語科目)を設ける教育上の配慮を行っている。

b 教育方法等

(a) 教育効果の測定

教育効果は様々な方法で測定されるべきであるが、最も基本となるのは知識修得度の測定である。期末試験、レポートによる具体的な測定は各教員に委ねられており、小テスト、クイズ等講義進行中の教育効果測定も活発に行われている。集大成としての卒業論文の指導は厳格になされており、審査は2名の専任教員により行われる。卒業生の就職率も2008(平成20)年3月卒業者では就職希望者の95%に達している。進路は大学基礎データ表8にあるように民間企業が2005(平成17)年度134名、2006(平成18)年度132名、2007(平成19)年度153名と就職先の9割を占めているのが特徴である。

(b) 成績評価法

卒業要件は124単位であり、単位認定は優(100~80点)、良(79~60点)、可(59~50点)の評価基準で行われ、49点以下は不可となる。病気・忌引等による追試験、やむを得ない事情による再試験の制度もあるが、追試験は原則として良以下、再試験は可以下の成績評価となる。3年次段階で「卒業研究履修資格」(86単位以上:全学共通科目8単位以上・英語8単位以上・地域言語8単位以上・演習A・B2単位・専門教育科目60単位以上)の判定を行い、そこに到達していない学生の卒業論文作成は認めていない。

(c) 履修指導

学生の就学意欲を高めるべく1年次、2年次、3・4年次と学年を分けた履修ガイダンスを4月に行っている。さらに、11月には1年次対象にコース分けガイダンス、12月に2年次には演習ガイダンスを実施し、各段階に応じた適切な履修指導を行っている。3・4年次については、演習担当教員が責任を持って指導を行っている。さらに、コースご

とに必修科目・選択科目を履修要覧に提示している。

なお、留年者に対しては、演習担当教員が責任を持って指導しており、未修得単位の履修等勉学意欲の改善を促している。

(d) 教育改善への組織的な取り組み

シラバスの充実は全学で早期に着手され、本学部の履修要項は過去 5 年をみても 400 ~ 500 頁となっている。FD 活動は、委員会を組織し、現在他大学事例の資料収集、教員研修会等基礎的な活動を現在活発に進め、学生による授業評価を試行する段階にある。

(e) 授業形態と授業方法の関係

授業形態は教員個々の創意工夫に委ねられているが、VTR 等の視聴覚教材やパワーポイントを活用した多彩な講義は、授業内容に応じて活発に実施されている。さらに、CD と DVD を利用した英語・日本語自主学習施設 (SALL) は有効に活用されている。

(f) 3 年卒業の特例

能力ある学生の意欲を高めるとともに大学院の活性化を目指すことを目的とし、2008 (平成 20) 年度入試から成績優秀な学生への 3 年次「飛び級」受験制度を導入し (学部は中退扱い)、2 名の応募、2 名の合格及び入学を見た。

c 国内外との教育研究交流

国際関係学部という部局の特色を生かし、積極的な教育研究交流を海外提携大学を中心に推進している。開学間もない段階から、浙江大学、モスクワ国立国際関係大学との教員の交流は行われ、その後もオハイオ州立大学、リール政治学院、延世大学、ポアジチ大学等確実に諸大学との共同研究、教員交流の実績が積み重ねられている。また、教育についてはニューキャッスル大学、オハイオ州立大学、浙江大学での夏期語学研修は着実な成果を上げ、モスクワ国立国際関係大学、フィリピン大学、リール政治学院との短期交換留学を中心とした学生の国際交流も定着している (リール政治学院については大学基礎データ表 11 を参照)。

(3) 点検・評価

[効果の上がっている事項]

まず、教育課程から概観する。学部・学科の教育課程については、目標に沿ったカリキュラムは当面達成でき、各科目の量的配分は適切なバランスがとれており、安定した教育効果は得られている。

単位互換、単位認定については、大学基礎データ表 5 にみるように交流協定大学留学・基修得単位認定制度は相応の役割を果たしている。

開設授業科目における専・兼比率については、専任教員が 7 ~ 8 割の科目を担当し、兼任担当は 2 ~ 3 割という必要最小限のレベルにある。教養教育については 8 割という高度なレベルにある。

外国人留学生等への教育上の配慮については、十分な成果を上げている。社会人学生への対応は個別教員に委ねられているが、それぞれが配慮した教育を行っている。

続いて、教育方法について概観する。教育効果の測定については、所期の目的を果たしている。今後FD等組織的な取り組みを強化することで、より一層の充実を図りたい。就職率についても希望者の100%に到達することを目指したい。

成績評価については、単位認定基準は明確であり、成績評価は各教員によって厳格になされている。同時に本学部の特色である「卒業研究履修資格」の判定制度は、学生の質の検証・確保に役立ち、同時に学生の就学意欲を向上させる要因となっている。さらに、大学基礎データ表6にみるように、卒業判定における合格率も過去3年で学部平均80.8%、76.0%、80.3%であり、安易な卒業を認めていないことが分かる。

履修指導については、年次、コースに応じた指導体制は構築され所期の目的を果たしている。

教育改善への組織的な取り組みについては、シラバスの量的充実として実現されている。授業形態と授業方法については、多様な教育機器、メディアを活用できる教室が多数整備され、教育実践において多大な効果を上げている。

最後に、国内外との教育研究交流については、多角的な教育研究交流の実績を年々着実に積み重ね、一定の成果を上げている。

[改善が必要な事項]

まず、教育課程から概観する。学部・学科の教育課程については、学部共通科目・学科共通科目の設定数、内容については見直しが必要な段階に来ている。さらに基礎科目とりわけ英語教育の充実が考えられる。地域研究、地域言語がカバーする地域についても、状況によってはその拡大を検討することが必要である。

カリキュラムにおける高・大の連携については、現状ではカリキュラムとしての導入教育は未完成であり不十分であることを率直に認めざるを得ない。今後のカリキュラム構築に当たり喫緊の課題としたい。

単位互換、特に静岡大学との互換については、大学間移動時間等や学生に不便な事情もあり、大学基礎データ表4にみるように昨年度はゼロであり、今後の改善が必要である。

開設授業科目における専・兼比率については、必修科目では専任兼任担当比率が50.9%と拮抗しており、専任担当比率を引き上げるなどの改善を検討すべきである。

続いて、教育方法について概観する。成績評価法については、現状では履修科目登録の上限設定は取り入れられていない点は問題点である。

履修指導については、特に1・2年次生については指導教員が輪番制で設けられているため、3・4年次における演習担当教員のような高レベルの指導体制に至っていない点の改善が今後の課題として認識されている。

教育改善への組織的な取り組みについては、シラバスには重複情報も多いため、内容の充実を保ちつつ再考する段階にある。FD活動、授業評価は初期段階であり、試行を通じ今後の方向性を模索している。

最後に、国内外との教育研究交流については、カリキュラム上の問題から教員の長期留学が困難であり、今後そうした状況を改善し、より一層の研究交流の実現を図りたい。

(4) 改善の方策

まず、教育課程から改善方策をあげると、学部・学科等の教育課程については学部共通科目・学科共通科目の見直し、英語教育のより一層の充実などより良いカリキュラム構築を現在学部カリキュラム・入試改革委員会で審議している。今後慎重審議の上、改革したカリキュラムを策定する。

カリキュラムにおける高・大の連携については、改革カリキュラム構築に当たり、導入教育を目的とした、例えば、読む力・書く力・話す力を育成する「基礎ゼミ」(仮称)を1年次の教育の土台とする。

単位互換については、静岡大学単位互換における学生に不便な事情を改善する。

開設授業科目において兼任担当比率が高い必修科目は、全体の科目数から見るとわずかではある。しかも開学時点から今日に至るまで変化がなく、科目と時代の変化とのズレが生じている可能性が高い。それゆえにカリキュラム改革で必修科目そのものの内容を見直し、その延長として専任教員中心で担当できるような体制づくりを行う。

社会人学生、外国人留学生については、今後も現状の土台の上に、より一層充実した配慮を加え、多様な対象者への充実した教育を行う。

続いて、教育方法の改善方策をあげる。教育効果の測定については、FD等組織的な教育効果測定を導入、就職支援体制の強化を行う。

成績評価法については、GPAを導入し、100～80点の範囲に更なる段階を設けるなど、成績評価制度のより一層の充実と履修科目登録上限制度の導入を行う。

履修指導については、現状の土台の上に、よりきめ細かな履修ガイダンスの方法を検討するとともに、1・2年次の指導体制につき改善する。

教育改善への組織的な取り組みについては、シラバス分量の再考、FD活動を今後も推進し、組織的な教育改善を行う。

授業形態と授業方法の関係については、今後も以上の教育実践を充実させるとともに、「遠隔授業」、サテライト講義等の新たな試行を行う。

3年卒業の特例については、今後も大学院「飛び級」入試方法等により一層の検討を加え、充実した「飛び級」制度を実現する。

最後に、国内外との教育研究交流については、学生の国際交流の機会を更に充実させ、カリキュラム上の問題から長期留学が困難である教員の状況を改善するため、「研究休暇(サバティカルリーヴ)」制度の導入を試みる。

4・2 国際関係学研究科

(1) 目標

国際関係学研究科では、グローバル化する世界での諸課題に挑み、問題を把握、分析し、国際社会に貢献できる人材を育成する。

英語及び国語教員専修免許取得を目指す学生のため、カリキュラムの質的充実を図る。本研究科が受け入れる留学生増加に対応するため、カリキュラムの充実を図る。研究科に附設する現代韓国朝鮮研究センター、広域ヨーロッパ研究センター、グローバル・スタディーズ研究センターを中心に研究の活性化を図り、教育の充実を目指す。

(2) 現状

a 教育課程等

(a) 大学院研究科の教育課程

本研究科の教育課程は国際関係学部の学士課程における教育内容に基礎を置き、国際関係学専攻は国際政治経済分野と国際行動分野の2分野から構成され、また、比較文化専攻は日本文化分野、アジア文化分野、英米文化分野、ヨーロッパ文化分野の4分野から構成されている。各専門の分野は学士課程におけるコースに対応するが、更に大学院設置基準第3条第1項「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培う」という目的を成就すべく、より高度な学術の理論及び応用を教授研究する設計となっている。国際政治経済分野は国際政治学・国際経済学を中心に、関連する日本外交史・国際法・国際開発・国際金融・国際経営の諸科目を配置し、また国際行動分野は、社会学・文化人類学・社会心理学・コミュニケーション学の立場から、グローバル社会の重要課題に実証的に取り組むための諸科目を配置して、両分野いずれも幅広い研究ニーズに対応できるような学際的アプローチを、学生が自らの研究関心に応じて適宜活用できるような教育課程となっている。また日本文化分野では、主に思想・文学・言語といった側面を切り口に、アジア文化分野では、主に国際関係論・政治学・経済学・社会学・文化人類学・芸術学・歴史学・文学などを、英米文化分野では言語学・文学・社会史・コミュニケーション学などを、そして、ヨーロッパ文化分野では、主に文学・文化・歴史・思想・社会・人間科学などをそれぞれ切り口に、学際的かつ比較の視座を備えた地域研究の方法を探究する教育課程となっている。

国際関係学専攻も、比較文化専攻も、いずれも30単位以上の履修が義務付けられているが、そのうち学生の所属研究分野の専門科目については、前者は24単位以上、後者は20単位以上を履修することを課している。後者は、同専攻共通科目として別枠に配置された比較研究法に関わる3科目の中から1科目(4単位)以上の履修を必修としているからである。これは研究科の理念・目的・教育目標の箇所にも述べたように、地域研究には比較の視座が本質的に不可欠であることによる。これに関連するが、両専攻とも、他の専攻の専門科目及び他の研究科の授業科目をあわせて10単位を上限として履修できる。これは当研究科が学際的アプローチと地域研究を重視し、グローバルな視座とローカリティへの視座の双方向的アプローチの修得を重視することに対応して、学生が研究関心を多角的かつバランスのとれた方向で追究できる科目選択を実現するためである。

(b) 授業形態と単位の関係

大半は通年の講義科目4単位からなる授業形態が中心であるが、修士課程の2年間、指導教員による一貫した研究指導を受けることを制度的に担保するため、研究分野ごとに「演習Ⅰ」(修士1年次)と「演習Ⅱ」(修士2年次)をそれぞれ通年2単位ずつの必修科目としている。このほか、教師養成プログラムのために「日本語教育演習」「英語教育演習」をそれぞれ通年2単位の選択科目として提供している。

(c) 単位互換、単位認定

2004(平成16)年度から当研究科学生が米国オハイオ州立大学の英語・日本語教育インターンシップ・プログラムに参加することによって「日本語教育演習」「英語教育演習」の単位認定を受けることが可能になった。

(d) 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

当研究科では学部（国際関係）レベルと異なり、外国人留学生のための特別枠の入試は実施せず、社会人学生や一般学生と区別することなく共通の入試枠組みで受け入れ、共通の教育課程での大学院教育を行っている。社会人学生、外国人留学生への教育上の配慮は特に制度化されておらず、これらの学生に対しては、指導教員や各科目担当教員などによる個別の配慮によって対応している。これは少人数教育の利点を生かして可能になっている。

(e) 「連携大学院」の教育課程

連携大学院は設置していないが、平成20年度に、本学経営情報学研究科と連携し、静岡大学、静岡産業大学とともに、戦略的大学連携支援事業「静岡県国公私連携による地域を担う人材育成のための大学院教育プログラムの開発」を開始した。

b 教育方法等

(a) 教育効果の測定

教育効果については、通常授業における学生の平常点・期末試験・レポート・口頭試問等による知識修得度の測定評価で適宜確認されるかたちであるが、これらの評価方法の選択と組み合わせ方は各教員の判断に委ねられている。教育の集大成としての修士論文の評価は厳格になされており、主査1名、副査2名が複数審査し、更に学内公開の口頭試問を総合して最終評価がなされる。修士修了者は民間企業、官公庁や学校教育機関などに就職する者、更に国内外の大学院博士課程に進学する者というように、それぞれ多彩な進路で活躍している。

(b) 成績評価法

大学院での成績評価は平常点とレポートによる方法が一般的であり、単位認定は優（100～80点）・良（79～60点）・可（59～50点）の評価基準で行われ、49点以下は不可となる。修士論文の成績評価も同様の基準による。

(c) 研究指導等

学生は入学後、指導教員と副指導教員を決定し、自分の研究テーマに即した履修科目選定、研究計画とその実施上の研究指導を受ける体制となっている。異動や人事上の理由で指導教員等の変更の必要が生じた場合には、当該学生の意向を配慮して、適宜研究科委員会の審議を経て変更措置をとっている。

(d) 「連携大学院」における研究指導等

a (e) の項目に同じ。

(e) 教育・研究指導の改善への組織的な取り組み

FD(ファカルティ・ディベロップメント)については、全学レベルでも、国際関係学部・大学院研究科レベルでも専門的な委員会を設け、教育・研究指導の改善策について

鋭意検討中である。とりわけ大学院教育においては、学生の主体的な研究関心・姿勢が何より重要であり、その研究計画を効果的に展開するための履修科目の有機的な選択と実践を円滑に展開せしめる環境整備こそに最大のエネルギーが注ぎ込まなければならない。そのため、シラバスを充実させて学生に配布し、また公式ウェブサイトでも公開してアクセスを更に容易にした。また、修士論文は修士課程における学生の学習・研究活動の集大成ともいえ、教育・研究指導の効果を測定する大きな指標となる。当研究科では毎年10月初旬に修士論文執筆予定者の中間報告会での報告を義務付け、学内公開で研究科教員や学生による一般質疑に応答させる機会を与えている。これは学生の研究視野を深め、あるいは広め、研究意欲も更に高める機会になることが期待できるからである。また夏前にも大学院学生の自発的な修論中間報告会が別途行われているが、同レジュメ集の作成と配布の協力、教員の同報告会への参加などを通じて、研究科組織としても積極的に対応しており、教育・研究指導の更なる改善に努めている。また2008(平成20)年度後期からオフィスアワーを各教員が研究室に公示することになり、学生が個々の教員研究室で一層気軽に指導を受けられる機会も確保された。

c 国内外との教育研究交流

国際関係学部及び大学院の当研究科を総合した教員・研究者の国際学術研究交流を過去3年で見ると、短期派遣59名(2005(平成17)年)、52名(2006(平成18)年)、72名(2007(平成19)年)で、短期受け入れは1名(2005(平成17)年)、2名(2006(平成18)年)、1名(2007(平成19)年)であり、1年以上にわたる長期派遣、長期受け入れは皆無である。

他方、当研究科では開学間もない段階から、浙江大学・モスクワ国立国際関係大学との教員の交流は行われ、その後もオハイオ州立大学・リール政治学院・延世大学校・ボアジチ大学など、確実に諸大学との共同研究・教員交流の実績が積み重ねられている。

さらに、当研究科に附属の研究施設として、2003(平成15)年1月には現代韓国朝鮮研究センターが、また、2008(平成20)年8月には広域ヨーロッパ研究センター並びにグローバル・スタディーズ研究センターがそれぞれ設置された。いずれも当研究科所属の教員を中核に組織されつつ、国内外の多様な教育・研究機関との相互協力・連携を牽引していく予定である。

d 学位授与・課程修了の認定

修士課程修了の要件は在学期間中に、各専攻課程で定められた条件に従って30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格することである。修士論文の審査は主査1名(指導教員)と副査2名(副指導教員1名を含む。)の合計3名によって行われ、この3名による学内公開の口頭試問による審査が最終試験となる。修士論文の成績評価は、一般の履修科目と同様に、優、良、可、不可の評価基準で行われ、この審査報告書が上記3名の連名で作成・提出され、研究科委員会が同審査結果を審議し、修了要件とともに総合して判定し、学位授与を認定する。以上のように、学位の授与方針・基準とともに適切に行なわれている。2003~2007(平成15~19)年度までの過去5年の当研究科修士修了者(カッコ内は修了予定者数)は、それぞれ11(23)名、11(20)名、9(18)名、10(13)名、3(8)名であり、2008(平成20)年度は17名が修了

予定者として控えている。修士論文の作成が課程の2年間で完了せず、3年かける学生も少なくないが、これは調査研究期間を別途十分とるために学生自身が主体的に判断するケースが一般的と思われる。なお、標準修業年限未満での早期課程修了の認定は行っていない。

(3) 点検・評価

[効果の上がっている事項]

まず、大学院研究科の教育課程については、国際関係学専攻の2研究分野は、複数の学問の方法論を中心に、また比較文化専攻の4研究分野は、特定の地域研究を中心に、それぞれの教育課程が設計されているという特徴があるが、いずれも学際的なアプローチを修得するように配慮しているのは、当研究科の基本理念を具現化したものである。他方、国際関係学専攻においてもグローバルな視座とともに実証的な地域研究に根ざした研究を重視しており、また比較文化専攻においても複数の学問の方法論を学生が学んだ上で、自ら関心をもつ地域に適切な研究方法を選択し開発していくための教育課程となって、一定の効果を上げている。

言語教育のインターンシップによる単位認定は始まったばかりだが、この制度の導入は学生のモチベーションを刺激し高め、専門的なスキルを磨く絶好の機会を提供することにもつながっている。インターンシップなどの実践的なプログラムを教育課程に導入する先駆的試みとしても評価される。

研究指導については、本研究科の徹底した少人数教育の利点を生かし、各履修科目において学生の主体的な研究関心を深化させる綿密で懇切な研究指導が可能となっている。オフィスアワーの設定によって、学生にとって教員研究室への敷居は低くなった。大学院では学部以上に学生の能動的姿勢とイニシアティブが必須であり、その意味で学生同士の自主的研究会や意見交換の場が育つように研究科としても支援してきたが、徐々にその効果は現れている。

[改善が必要な事項]

授業形態は、講義形式、演習形式のものが中心になっているが、国際関係に関わる様々な現場体験の機会を直接得られるような、より実践的な授業形式を教育課程に制度化することも考えてよい。言語教育のインターンシップは、対象となる研究科学生の絶対数が元々限られているので、同プログラムを維持する上では学生への積極的な広報も必要であろう。

また、本学部出身者でない修士課程の入学者のなかでも外国人留学生は年々増加傾向にある。2008(平成20)年5月現在、国際関係学専攻(定員10名)学生数19名中9名、比較文化専攻(定員10名)学生数17名中6名が、それぞれ留学生で構成されており、その比率は高い。留学生の中には、特に日本語表現・読解能力が不足する者が少なくない。大学院レベルでは授業のレジュメやレポート作成の機会が圧倒的に多く、また2年次には修士論文の執筆作業も控えている。高度な専門教育を行いつつ、同時に基礎的な日本語レベルのチェックまでしなければならない教員の負担は想像以上に大きく、専門教育の効率や教員の研究環境を損なうことにもなっている。留学生の日本語チェックを行なえる専門的担当者の設置が必要である。

研究指導については、学生の研究テーマの追究において、副指導教員が実質的に研究指導上の役割を果たす場合と必ずしもそうでない場合がある。これは学生自身の消極性に起因することもあるが、研究科としても複数指導体制を恒常的に機能させるような組織としての取り組みも必要と思われる。

国内外との教育研究交流については、国際学術研究交流の実績において、特に学部・研究科教員の短期派遣は公費・私費を含めた財源で活発に展開しているのに対し、長期派遣が全く行われていないのは、対照的である。特に1年未満の短期派遣といっても、実質的には3ヶ月未満が圧倒的なケースと考えられる。1年以上の長期にわたる学術研究交流が皆無であることは、長期学外研修制度やサバティカル制度が本学には未整備であることと密接に関係していると思われる。また、国内外の優秀な研究者を長期・短期にわたり本学に受け入れるための常設の滞在施設がなく、研究室なども常に提供できるとは限らない現状もある。

学位授与・課程修了の認定については、現状では研究科委員会の場で主査によって審査過程と結果が口頭報告されるものの、審査報告書自体が資料として提示される手続きがないのは、再検討の余地がある。

(4) 改善の方策

まず、教育課程についてだが、学生が本研究科の教育目標にある学際的アプローチと地域研究を駆使しながら自らの研究課題を追究していけるように履修科目を効果的かつ有機的に組み合わせることが必要であるが、これには入学時のガイダンスが重要である。これまで研究科としては履修上の形式的な説明は行ってきたが、指導教員や副指導教員を中心に履修科目選定のアドバイスを学生に提供する手続きを更に徹底し、研究科としてもこの過程を制度化していく。授業形態については、国内外でのフィールドワークやインターンシップなども必要に応じて教育課程の一環として積極的に組み込んでいく。言語教育のインターンシップによる単位認定制度は、学生の潜在的ニーズに対応させて対象教育研究機関・大学を拡大することで、更に活発化していく。外国人留学生向けの日本語指導のために、何らかの制度的枠組みを整備する。実践的な日本語指導を目的としたチューター制度あるいは留学生アドバイザー制度のようなものを設けて、留学生たちが各授業で作成中のレジュメやレポートの日本語チェックと日本語指導を定期的に得られるようにするなどし、留学生への支援体制を整備する。修士論文の成績評価基準の統一を更に徹底するためには、修士論文審査報告書を研究科委員会全体で直接審議する過程を議事として制度化する。指導教員・副指導教員による複数指導体制が実質的に有効に機能するように、研究科としても組織的に再検討する必要があるが、その場合、指導上の分担役割と責任を明確にし、指導の一貫性を損なわないような制度設計を行なう。サバティカル制度を含めた長期在外研究制度導入のための環境整備は、研究科教員の研究条件の整備の観点からのみならず、国際学術研究交流をより促進する上でも、積極的に進めていく。

5. 1 経営情報学部

(1) 目標

経営情報学部では、情報処理能力とマネジメント力を兼ね備えた、企業や地域社会に貢献することができる人材を育成する。

次世代を担う公務員を目指す学生のために、公務員試験の合格率を向上させる。会計リテラシーの育成のため、簿記検定の受験率とその合格率を向上させる。初級システムアドミニストレータ試験希望者の合格率は平均合格率以上を目指す。

また、地域社会が抱える諸問題を発見し解決する能力を育成するために、フィールドワークやケーススタディを重視したカリキュラムを編成する。

(2) 現状

a 教育課程等

(a) 学部・学科等の教育課程

本学部の教育理念に基づいて、本学部では、マネジメント、統計分析、情報処理のスキルを身に付けるためのカリキュラムを編成している。学生は、経営諸学（経営学、会計学、公共政策）を学ぶことで、土台となるマネジメントの力を磨き、経営諸学に数理統計学を組み合わせることで、経営における意思決定を客観的データに基づいて行う力を磨き、情報学を組み合わせることで最新の情報技術をどのように経営に活かすべきかを考察し、経営を革新する情報システムの企画開発力を身に付ける。

これら教育目標を達成するために、学部基礎科目と専門教育科目について、4年間で一貫する方針のもとカリキュラム体系を編成し、学部基礎科目と専門教育科目それぞれにA（経営、行政、会計など）、M（応用数学、統計学など）、C（情報処理、情報通信など）とそれらの複合系列に分類される授業科目をバランスよく開講している。それぞれの内訳は、学部基礎科目16科目、専門教育科目（A系列42科目、M系列15科目、C系列16科目、複合系列8科目、英語等1科目、演習7科目、卒業研究）である。

基礎教育として、学部基礎科目には経営情報学部生として習得すべき必要最小限度の授業科目を配し、すべての学生にこれら科目すべての履修を義務付けている。これに加えて、幅広い教養を身に付けることを目的として、全学共通科目4科目以上8科目以下の履修を必須としている。

専門教育科目の履修に関しては、相互に無関係な科目履修を避け、AMC群のいずれかの分野を深く、あるいは複合分野を広く、かつ系統的に学習するように指導している。英語科目は学部基礎科目に4科目、専門教育科目に1科目が配置され、1～3年次に行われる英語アチーブメントテスト及びTOEIC IPテストによって、学生は自らの英語能力の向上度を計ることが可能である。演習科目については、学生が1年次から4年次にわたるすべての年次において演習（ゼミ）を受講することが可能である。

また、高等学校教諭一種免許状（数学、情報、商業）の資格免許を付与可能な教職課程の科目群を設置している。教職課程の科目は、教科に関する科目（数学コース21科目、情報コース20科目、商業コース30科目）、教職関連科目4科目、教職に関する科目19科目からなる（一部は学部基礎科目、専門教育科目を兼ねる）。一人の学生が数学、情報、商業の3つを取得可能なように、履修体系及び時間割が編成されている。

(b) カリキュラムにおける高・大の接続

本学部の性格上、文系からの入学者が多いため、数学能力をサポートするために、1

年次において基礎数学、等の開講、及び低学年ゼミにおける数学の補講を実施している。これによって、数学、数学Cを履修していない学生に対応している。

また、情報リテラシ、によりコンピューターリテラシの補強、英語科目において語学能力の補強を行っている。

(c) カリキュラムと国家試験

中期計画において、公務員を目指す学生のための公務員試験の合格率、会計リテラシの育成のための簿記検定の受験率と合格率、情報産業に進む学生のための初級システムアドミニストレータ(平成21年度からITパスポート試験)試験希望者の合格率の向上を目的とした教育体制の整備を行うこととしている。

簿記検定については、簿記論を通して全員が簿記検定3級を受験する。平成19年度の合格率は52.8%である(全国の合格率は37.1%)。また、低学年ゼミや夏季の勉強会の開催を通じて補習を行っている。

公務員試験及び初級システムアドミニストレータ試験への対応は平成19年度より開始され、現在そのための教育方法の策定中である。これまでの公務員試験の合格者は平成16年度6人、平成17年度5人、平成18年度6人である。

また、本学部の英語科目はTOEIC IPテストの受験が単位認定の要件となっており、TOEIC本試験へ向けての対策を行うことが可能である。

(d) 医・歯・薬学系のカリキュラムにおける臨床実習

本学部では該当しないため、記載しない。

(e) インターンシップ、ボランティア

本学部におけるインターンシップ関連科目として、学外の銀行や業界団体が関与する科目がある。その例として、清水銀行が関与する経営情報特別講義D、公認会計士が授業を担当する会計学各論、税務会計がある。

ゼミ活動等を通じて、教員レベルで実施している活動として、会社、工場の見学や、会社から人を呼んでの説明会などを行っているゼミも多い。このような活動を全学キャリア支援センターと連携して行っている。インターンシップの行き先は、地方自治体、銀行、信用金庫、税理士事務所、各種民間企業等である。

また、学部全体として、特にキャリア支援に焦点をあてて、1年生を対象に学外研修を実施している。平成18年度は富士山静岡空港及びサッポロビール藤枝工場、平成19年度は東京証券取引所の見学を行った。平成20年度は矢崎総業、スルガ銀行、ビュッフエ美術館の見学を行った。例年1年生の9割程度が参加している。

(f) 授業形態と単位の関係

単位計算は、学則に定めるとおり、教室の内外合わせて45時間をもって1単位と認定する。ただし、授業時間割の1時限を2時間とみなしている。科目の単位は次の基準によって定められている。

講義	授業時間 15 時間+自習時間 30 時間	計 45 時間
外国語・演習等	(英語科目、身体運動科学など)	

授業時間 30 時間+自習時間 15 時間	計 45 時間
実験・実習・実技	
授業時間 45 時間	計 45 時間

(g) 単位互換、単位認定等

本学部と静岡大学人文学部・教育学部との間に、大学間協定に基づき、単位互換制度が設けられている。履修した場合には 12 単位を限度として、専門教育科目（他大学等開講科目）として単位の認定を行っている。また平成 18 年度までは静岡産業大学との単位互換を行っていた。

単位互換の派遣実績は、平成 17 年度は静岡大学人文学部、静岡産業大学国際情報学部 に 7 名、平成 18 年度は静岡大学人文学部、静岡産業大学経営学部 に 6 名、平成 19 年度は静岡大学人文学部に 1 名の派遣を行った。

単位互換の受入実績は、平成 17 年度は静岡産業大学国際情報学部から 8 名、平成 18 年度は静岡産業大学国際情報学部から 2 名について受け入れを行った。

(h) 開設授業科目における専・兼比率等

本学部の専任教員は、教授 10 名、准教授 10 名、講師 4 名、助教 3 名の計 27 名である。兼任教員数は 30 名である。

専門科目について、専任教員が担当する授業科目は、学部基礎科目は 18 科目中 13 科目（72.2%）、専門教育科目 A 系列は 42 科目中 32 科目（76.2%）、M 系列は 16 科目中 11 科目（68.8%）、C 系列は 16 科目中 11 科目（68.8%）、複合系列は 10 科目中 8 科目（80.0%）、英語等 1 科目中 0 科目（0%）、演習 5 科目中 5 科目（100%）、卒業研究 1 科目中 1 科目（100%）である。また、教職に関する科目 19 科目中専任 5 科目（26.3%）である。

兼任教員が担当する科目は、語学、教職に関する科目が多い。

(i) 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

社会人に対しては、社会人聴講生制度を設けて対応している。外国人留学生には、入試では私費外国人入学者選抜試験の制度を設けている。また、オープンキャンパスやガイダンス時に、外国人用の説明時間を設けるなどの配慮を行っている。

b 教育方法等

(a) 教育効果の測定

本学部では以前から教員による授業評価アンケートの実施を行ってきた。平成 19 年度までは本学部固有のアンケート様式を用い、アンケートの結果も各教員個人が集計及び授業への反映を行う仕組みであった。平成 20 年度から、これまでの本学部アンケート様式と全学共通科目におけるアンケート様式を合わせたものに改善し、各教員にも授業評価報告書の提出を義務付けることとした。

また、平成 19 年度卒業生の就職率は、100% である。卒業後の学生の進路については、キャリア支援センターを通じて情報収集を行い、それに基づいて研究科委員会、カリキュラム検討委員会等で、分析と対応策の検討を行っている。

(b) 成績評価法

本学における成績評価は、履修細則及び担当教員の評価方針により、試験、レポート、授業出席状況などにおける学生の学修実績に基づき、優・良・可・不可又は合格・不合格の評語で表現される。

評価の基準は、優は100～80点、良は79～60点、可は59～50点、不可は49～0点である。優・良・可又は合格と評定されたものは、当該科目の単位が与えられる。なお、科目の履修を申告し、履修しなかった授業科目は不可又は不合格と評定される。

各科目における評価の基準はシラバスに記載され、各年度当初に学生に配布される。

また、4年次において学生は一定基準（全学共通科目8単位、学部基礎科目26単位、専門教育科目56単位の取得）を満たさなければ卒業研究に着手できず、卒業研究を行う学生の質を確保している。

(c) 履修指導

1、2年次は小クラス教員、低学年ゼミの指導教員、3、4年次はゼミ教員が学修アドバイザーとしての役割を果たしている。また、学部上級生、大学院学生が、学修アドバイザーの補助的な役割をすることもある。ゼミ等の場を利用して、履修登録時の科目選定の助言や、履修途中での困難に対する助言を精神的な面も含めて、全面的に行っており、必要に応じて科目担当教員との協議を行っている。また、学部長、教務委員等、別の相談窓口を設けている。

(d) 教育改善への組織的な取り組み

本学部は、以前から、全学自己評価委員会及び学部自己評価委員会を中心に、教育改善への取り組みを行ってきた。授業評価アンケートや、各年度終了時点での学生からの学部の総合的アンケート調査等も、学部自己評価委員会が主体となり、行ってきた。これまでの総合的アンケートの評価結果は蓄積され、それに基づいて学部の教育改善について議論が行われている。また、卒業研究発表会後には、教員によって卒業研究やゼミについて教育改善を話し合うことが行われてきた。

平成19年度に設置された全学FD委員会や、学部将来検討委員会などを中心に、FD活動の推進を行っている。

シラバスについては「経営情報学部 履修要項」として、毎年4月当初のガイダンス時に学生に配布を行っている。内容には履修案内、年間行事予定表、履修登録について、全学共通科目の履修について、講義一覧、講義ごとの授業の目的・方法、内容、授業方法、評価方法、テキスト及び参考文献、履修細則等が含まれる。学生は履修すべき講義の決定に当たって、シラバスを活用している。

(e) 授業形態と授業方法の関係

本学部の授業科目の授業形態を下表に示す。内訳は講義科目が主体であるが、学生は1～4年次までのどの年次でも、低学年ゼミである基礎演習及び3年次以降の卒業研究ゼミに属することが可能である。これらのゼミでは平均5～6名程度の少人数教育が行われており、学生に対するきめ細かい指導が可能である。

本学部の授業科目においては、科目名に演習という名の付く科目があるが、これは旧

来の意味の演習（他に講義科目が存在し、その内容について演習や実験を行うという意味での演習）とは異なり、通常の講義同様に学生に知識を提供し、演習の要素も取り込んだ講義を指す。よって下表では講義科目に区分する。

経営情報学部における授業形態別科目数

	講義科目数	集中講義科目数	外国語・演習等	実験・実習・実技
学部基礎科目	16			
専門教育科目	73	8	1	
演習			7	
教職に関する科目		1	1	2

遠隔授業に関しては、実施していない。

(f) 3年卒業の特例（大学院飛び級入学）

静岡県立大学大学院学則第38条第7号に基づく、学部に3年以上在学し成績優秀な学生についての大学院入学の制度はこれまで活用されてこなかったが、平成20年度からこの制度の積極的活用を開始した。（これは3年生からの大学院入学を認める飛び級の制度である。）

c 国内外との教育研究交流

国際教育研究交流については、本学部では、全学国際交流委員会を中心に、大学間協定を締結している、浙江大学、モスクワ国立国際関係大学、フィリピン大学、リール政治学院、ボアジチ大学、ニューキャッスル大学、オハイオ州立大学との交流、短期留学生派遣、英語研修などの活動に参加、協力している。教員の海外派遣は、2005（平成17）年度に16件、2006（平成18）年度に14件、2007（平成19）年度に13件である。

他に、本学の教員主体で行っている教育研究交流として、以下のような実績がある。

- ・交流先：三重県立看護大学。「在職看護師を対象とするフィジカルアセスメントスキル実習支援」等4件。
- ・交流先：静岡中央高校。「静岡県立大学・静岡中央高校情報教育推進プロジェクト」

(3) 点検・評価

[効果の上がっている事項]

経営情報学部の教育課程については、学校教育法第83条、大学設置基準第19条、本大学の基本理念、本学部の理念、目的に基づき、必要にして十分な科目を配置、編成している。また、教育課程における全学共通科目、学部基礎科目、専門教育科目(A, M, C)、英語、演習等のバランスは取れているといえる。また、高等学校教諭一種免許状(数学、情報、商業)の資格免許を付与できる教育課程の基準を満たしている。

カリキュラムにおける高・大の接続については、(2)現状で述べた方策により、高校で数学、数学Cを履修していない学生でも教職課程数学コースに進むことが可能である。また同様に、仮にコンピューターに全く触れたことのない学生でも教職課程情報コースを目指すことができる。英語においては、各学生は、TOEICテスト、アチーブメン

トテストなどを通じて、能力の向上を図ることができる。

インターンシップ、ボランティアに関して、本学部は、(2)現状 で述べたインターンシップ活動を行っている。また、1年生対象の学外研修の参加率も高く、ゼミごとの取組みも活発である。

授業形態と単位の関係については、各講義、演習等は、(2)現状 で述べた原則に則って開講され、おおむね問題ないと考えられる。

単位互換、単位認定等については、本学部における単位互換制度は、他大学と地理的に距離があること、静岡大学からの提供科目は類似の科目を本学部において履修可能であること、及び本学他学部での単位履修(8単位を上限とする)が可能であることを考えると、現状で十分と考えられる。

開設授業科目における専・兼比率等に関しては、多彩な科目を提供するため、特に語学及び教職課程3コースを維持するためには兼任教員に依存せざるをえない。それを考慮すると、兼任教員比率は健全なレベルにあると考えられる。

社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮については、本学部独自の対応としては十分であると考えられる。今後、中期計画における社会人、外国人対応のための全学的な活動への協力を行っていく。

教育効果の測定については、本学部ではこれまでも長期間にわたって独自に授業評価アンケートを行っており、教員の授業評価についての意識、評価データの蓄積、授業への反映など、十分に行われてきたといえる。今後、全学的な統一アンケートの策定に協力を行っていく。また、中期計画で導入を計画している、次世代学内情報システムの仕様にも、学生によるアンケートの電子的な入力と集計が盛り込まれる予定であり、アンケートの手間の軽減と、学生が特定される問題の改善が期待できる。

履修指導については、すべての年次において、教員が履修指導を行う機会を複数の形で設けている。

教育改善への組織的な取り組みについては、全学FD委員会や、学部将来検討委員会などを中心に、FD活動の推進を行っており、今後もFD活動の推進及び全学的なFD活動への協力を行っていく。シラバスについては、今後も学生に充実したシラバスを提供するため、記載内容に関しての検討等を継続して行っている。

授業形態と授業方法の関係に関しては、本学部理念にある学生の経営、マネジメント能力の養成を達成するため、少人数教育を基本とする演習科目を多数配置している。また、講義科目においてもビジネスコミュニケーションを始めとして、学生によるプレゼンテーション、ディベート、ディスカッション等を取り込んだ科目を配置しており、学部理念の達成を図っている。

3年卒業の特例(大学院飛び級入学)については、今年度からの活用であるが、既に若干名の学生が、この制度を利用して大学院進学を志望しており、順調な立ち上がりとなっている。次年度以降、学生の制度の利用状況、志望学生の大学院進学後の勉学状況等を調査し、学生のための制度の一層の有効活用の方策について検討していく。

[改善が必要な事項]

カリキュラムと国家試験に関して、簿記検定3級については、指導体制がほぼ確立され、合格率も全国平均を上回っている。公務員試験及び初級システムアドミニストレー

タ試験については、これまで学生が個別に受験を行っていたため、学生の受験状況は必ずしも十分に把握されていなかった。このため、受験状況の把握に努める必要がある。

成績評価における問題点は、各教員による評価基準のばらつきである。公正で客観的な統一的評価基準の策定は中期計画の全学的な課題であり、これを受けて本学部においても基準の策定について検討を行っている。

(4) 改善の方策

学部・学科等の教育課程については、平成19年度から始まった中期計画において、本学部は情報処理能力とマネジメント力を兼ね備えた、企業や地域社会に貢献することができる人材を育成するという目標を掲げている。これを達成するためには個々の学生に対する綿密な指導が必要であり、中期計画の中で、複数指導教員体制による卒業研究ゼミの強化、低学年ゼミの充実、ゼミを通してのキャリアプランを考慮した個別指導の体制の構築を開始している。

また、中期計画では、地域社会が抱える諸問題を発見し解決する能力を育成するための、フィールドワークやケーススタディを重視したカリキュラム編成を行うこととしている。現在、この目標を達成するためのカリキュラムの構築のため、中期計画検討委員会を設置し、カリキュラムの改善点の検討と、他委員会と連携してのカリキュラム改善案の試験的实施を行っており、今後も活動を継続する。

カリキュラムにおける高・大の接続については、学生全員が低学年ゼミを受講し、綿密な指導を受けられるようにするため、中期計画の中で、低学年ゼミの増強を行う。平成19年度には16科目、平成20年度には21科目を開講しており、平成24年度までには1、2年生全員が低学年ゼミを受講可能な体制を構築する。

カリキュラムと国家試験については、簿記論を学部の必修科目とし、低学年ゼミ等での補習を行い、簿記3級試験の受験率と合格率を向上させる。また、簿記検定2級への対応については、低学年ゼミ及び簿記に関する勉強会等への支援を行っていく。公務員試験及び初級システムアドミニストレータ試験については、学生の受験状況についてゼミ等を通じて把握したうえで、受験支援策について検討を行い、低学年ゼミなどを通じて支援策の実施を行う。

インターンシップ、ボランティアについては、今後、中期計画における全学的なキャリア教育とインターンシップ支援の強化の実現のために、全学と連携したインターンシップ体制の強化を継続していく。また、学部で行っている学外研修等の充実を計画している。さらに、学部同窓会と連携して、OBへインターンシップ活動の場の提供を協力依頼するなどの計画の実施に入っており、今後、学部同窓会の活動の活性化と併せて活動を継続する。

授業形態と単位の関係については、おおむね良好であると考えられ、今後もこの状態を継続する。

単位互換、単位認定等については、本学部における単位互換の状況は、現状で十分と考えられ、今後もこの状態を継続する。

開設授業科目における専・兼比率等については、多彩な科目を提供するため、特に語学及び教職課程3コースを維持するためには兼任教員に依存せざるをえないが、それを考慮すると、兼任教員比率は健全なレベルにあると考えられ、今後もこの状態を継続す

る。

社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮については、本学部としては現状で十分であると考えられ、今後もこの状態を継続する。また、今後の中期計画を通じて、社会人、外国人対応のための全学的な活動への協力を行っていく。

教育効果の測定については、本学部でこれまでに行ってきた授業評価アンケートの経験をもとに、全学的な統一アンケートの策定及び次世代学内情報システムの構築に協力を行う。また、授業評価アンケートの実施及び授業の質的向上への反映は継続して行っていく。

成績評価法については、成績評価基準の改善は、全学教務委員会を中心に議論されているところであるが、本学部でもその基盤となる各学部の意見の取りまとめを行っているところである。また、個々の教員にも、出席チェックの厳密化や、ミニレポートや授業のフィードバックレポートなどを併用して成績評価材料を増やし、より綿密な成績評価を行うことを提案、奨励している。

また、中期計画で検討されている次期事務システムの仕様には、電子的な出席チェックや、学生からのレポート提出の電子化が盛り込まれている。これにより、教員負担を軽減し、教員が多様な観点から成績評価が可能となる体制を構築する。

履修指導については、中期計画の中で、低学年ゼミの増強を行い、教員が学生に履修指導を行う機会の増加を計画、実施する。

教育改善への組織的な取り組みに関しては、全学FD委員会や、学部将来検討委員会などを中心に、FD活動の推進を行っており、今後もFD活動の推進及び全学的なFD活動への協力を継続して行う。

シラバスについては、今後も学生に充実したシラバスを提供するため、教務委員会等を中心に、記載の一層の充実に向けての検討を実施しており、今後も継続する。

授業形態と授業方法の関係については、現状の教育体制はおおむね良好であり、今後これを継続するとともに、少人数教育の体制を充実し、学生によるプレゼンテーション、ディベート、ディスカッション、統計的なスキルなどの強化を通じて、本学部理念にある学生の経営、マネジメント能力を養成する体制の充実を図る。

3年卒業の特例（大学院飛び級入学）に関しては、入学者選抜実施委員会等を中心に、学生の飛び級入学制度の利用状況、志望学生の大学院進学後の勉学状況等を調査し、制度の有効活用の方策について検討を実施しており、今後も継続する。

5.2 経営情報学研究科

(1) 目標

経営情報学研究科では、営利組織や非営利組織の情報処理や経営管理に関する高度専門職業人を育成する。

このため、学習教材の蓄積配信や遠隔教育を含むeラーニングシステムの活用を検討し、履修の利便性を向上させるとともに、学習効果の向上を目指す。静岡県をはじめ県内地方自治体と連携し、公務員・非営利団体職員等の専門性を高めるためのリカレント教育を推進する。また、一般社会人向けの学習講座の充実を図る。

(2) 現状

a 教育課程等

(a) 大学院研究科の教育課程

本研究科の理念を達成するために、本専攻は、3つの系（専門分野）から構成されており、教員はこれら3つの系のいずれかに所属する。学生は入学試験に際して希望する系と指導教員を選択する。3つの系は、企業経営に関する諸問題を研究する経営系、行政・NPO・市民の立場から、政策を企画・立案する能力を身に付ける公共政策系、様々な分野でのITの利活用について研究する情報・数理・システム系からなる。

必修科目として、各指導教員（研究室/ゼミ）単位で開講される修士論文執筆のためのゼミナール形式の講義である、経営情報学特別演習、経営情報学特別研究が各2単位ずつ、また、指導教員が選択科目の中から特に指定した指定単位科目の履修が定められている。

選択科目は、経営分野、公共政策分野、情報・数理・システム分野の3つの分野から構成され、修了までに8科目（16単位）以上の単位取得が必要である。また、修了に必要な条件である英語試験に代わる課題として副論文がある。学生は英語論文を邦訳する、あるいは日本語の論文を英訳するなどの課題を行い、成果物を副論文として提出する。

また、高等学校教諭専修免許状（商業・情報）を取得しようとする者は、該当教科の授業科目において、24単位の最低修得単位数が必要である。

(b) 授業形態と単位の関係

単位計算は、静岡県立大学大学院経営情報学研究科規程に定めるとおり、1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、これを構成する講義については、15時間を授業時間とする。

(c) 単位互換、単位認定等

本研究科と静岡大学大学院人文社会科学研究科との間に、単位互換制度が実施されている。履修した場合には8単位を限度として、本研究科の修了の要件となる単位とすることができる。ただし本学他研究科で取得した科目と合わせて10単位を上限とする。

単位互換の派遣実績は、静岡大学大学院人文社会科学研究科に、平成17年度、平成18年度に2名ずつの派遣を行った。

単位互換の受入実績は、静岡大学大学院人文社会科学研究科から、平成17年度に5名6科目、平成18年度は2名3科目、平成19年度は2名の受け入れを行った。

(d) 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

社会人が夜間と土曜日に通学し履修できることを目的として、平日の18時30分から20時を6時限、20時10分から21時40分を7時限として、授業を開講している。これに加え土曜日と、夏季、冬季休講期間中に授業を実施し、社会人の受講体制を整えている。

県東部の学生のために、沼津駅前の会議室を借り上げ、遠隔講義による授業の実施も行っている。

また、社会人聴講生の制度も実施している。

(e) 「連携大学院」の教育課程

連携大学院は設置していないが、平成 20 年度に、静岡大学、静岡産業大学、本学国際関係学研究所と連携し、戦略的・大学連携支援事業「静岡県国公立連携による地域を担う人材育成のための大学院教育プログラムの開発」を開始した。

b 教育方法等

(a) 教育効果の測定

本研究科では以前から教員による授業評価アンケートの実施を行ってきた。平成 19 年度までは本研究科固有のアンケート様式を用い、アンケートの結果も、各教員個人が集計及び授業への反映を行う仕組みであった。平成 20 年度から、これまでの本研究科アンケート様式と静岡県立大学全学共通科目におけるアンケート様式を合わせたものに改善し、各教員にも授業評価報告書の提出を義務付けることとした。

また、修了後の学生の進路については、キャリア支援センターを通じて情報収集を行い、それに基づいて研究科委員会、カリキュラム委員会等で、分析と対応策の検討を行っている。

(b) 成績評価法

本研究科における成績評価は、履修細則及び担当教員の評価方針により、試験、レポート、授業出席状況などにおける学生の学修実績に基づき、優・良・可・不可又は合格・不合格の評語で表現される。

評価の基準は、優は 100～80 点、良は 79～60 点、可は 59～50 点、不可は 49～0 点である。優・良・可又は合格と評定されたものは、当該科目の単位が与えられる。なお、科目の履修を申告し、履修しなかった授業科目は不可又は不合格と評定される。

各科目における評価の基準はシラバスに記載され、各年度当初に学生に配布される。

修士論文を執筆するために、指導教員による指定科目 3 科目を取得していること、修士論文企画書が提出されていること、副論文が提出されていることを条件としており、修士論文を執筆する学生の質を確保している。

(c) 研究指導等

学位論文作成のための教育・研究指導のための科目として、経営情報学特別演習、経営情報学特別研究が設置されている。修士論文の作成は、2 年次 6 月末に修士論文企画書及び副論文の提出、7 月初頭に中間報告会、2 月初頭に修士論文提出、修士論文発表会、修士論文審査というスケジュールで行われる。

修士論文の指導は、指導教員（修士論文主査）及び 2 名の修士論文副査教員によって行われ、学生が十分な指導を受けることができる体制を取っている。

研究分野や指導教員に関する学生からの変更希望については、指導教員、副査及び研究科教務委員会が対応する。また、修士論文発表会後には、教員、教務委員、学生を交え、講義や修士論文に関する検討会が行われる。

(d) 「連携大学院」における研究指導等

a (e) の項目に同じ。

(e) 教育・研究指導の改善への組織的な取り組み

本研究科は、以前から、全学自己評価委員会及び経営情報学部自己評価委員会を中心に、教育改善への取り組みを行ってきた。授業評価アンケートや、各年度終了時点での学生からの総合的アンケート調査等も、経営情報学部自己評価委員会が主体となり、行ってきた。これまでの総合的アンケートの評価結果は蓄積され、それに基づいて研究科の教育改善について議論が行われている。また、修士論文発表会後には、教員、教務委員、学生を交え、講義や修士論文に論文に関する検討会が行われる。

F Dに関しては、平成 19 年度に設置された全学 F D 委員会や、経営情報学部将来検討委員会などを中心に、F D 活動の推進を行っている。

シラバスについては「大学院経営情報学研究科 講義概要」として、毎年 4 月当初のガイダンス時に学生に配布を行っている。内容には履修案内、学年暦、講義一覧、講義ごとの授業の目的・方法、内容、授業方法、評価方法、テキスト及び参考文献等が含まれる。学生は履修すべき講義の決定に当たって、シラバスを活用している。

c 国内外との教育研究交流

国際教育研究交流については、本研究科では、経営情報学部と同様に、全学国際交流委員会を中心に行われている活動に参加、協力している。教員の海外派遣は、2005(平成 17)年度に 16 件、2006(平成 18)年度に 14 件、2007(平成 19)年度に 13 件である。

他に、本学の教員主体で行っている教育研究交流として、以下のような実績がある。

- ・交流先：韓国延世大学保健科学大学院医療福祉研究所、地域経営研究センター、「遠隔講義の実用実験」

d 学位授与・課程修了の認定

修了の要件は、経営情報学特別演習、経営情報学特別研究の必修科目 8 単位、指導教員による指定単位科目 6 単位、その他の科目 16 単位以上、計 30 単位以上を取得すること、及び副論文審査の合格を経て、修士論文審査に合格することである。

修士論文の審査は、主査 1 人と副査 2 人の 3 人によって行われ、修士論文審査会を経て、審査結果が研究科委員会にて承認の後、合格となる。

専門職大学院については、置いていない。また、早期課程修了の認定は行っていない。

(3) 点検・評価

[効果の上がっている事項]

本研究科の教育課程に関しては、学校教育法第 99 条、大学院設置基準第 3 条、本大学の基本理念、本研究科の理念、目的に基づき、必要にして十分な科目を配置、編成している。経営情報学部からの進学者は、選択科目として、各系とも専門性の高い科目が体系的に配置されており、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことが可能である。また、選択科目は系の区分や学年による履修の制限はなく、どの分野の講義も受講することができ、これによって境界領域的な分野や融合分野を学ぶことが可能である。本研究科の科目は、経営情報学部の科目と関連付けられており、経営情報学部からの進学者は、学部で学んだ内容を更に深化させるこ

とができる。

授業形態と単位の関係については、各講義、演習等は、(2)現状で述べた原則に則って開講され、おおむね問題ないと考えられる。

単位互換、単位認定等については、本研究科における単位互換制度は、他大学と地理的に距離があること、静岡大学大学院からの提供科目は類似の科目を本研究科において履修可能であること、及び本学他研究科での単位履修(8単位を上限とする)も可能であることがあり、平成19年度の派遣実績は0である。

社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮については、これらの制度により、社会人学生の意向にかなりの部分で沿うことが可能であると考えられる。

「連携大学院」の教育課程については、平成20年度に、静岡大学、静岡産業大学、本学国際関係学研究科と連携し、戦略的大学連携支援事業「静岡県国公私連携による地域を担う人材育成のための大学院教育プログラムの開発」を開始し、地域人材育成開発プロジェクト委員会を設置し活動を行っている。

教育効果の測定については、本研究科ではこれまでも長期間にわたって独自に授業評価アンケートを行っており、教員の授業評価についての意識、評価データの蓄積、授業への反映など、十分に行われてきたといえる。今後、全学的な統一アンケートの策定に協力を行っていく。また、中期計画で導入を計画している、次世代学内情報システムの仕様にも、学生によるアンケートの電子的な入力と集計が盛り込まれる予定であり、効率的なアンケートの実施と、学生が特定される問題の改善が期待できる。

研究指導等については、修士論文システムについての運用状況はおおむね良好である。修士論文作成に関する規則等、細部の問題は、修士論文発表会後の検討会等を経て毎年改善される。例えば、平成19年度には、インターネットからの引用の問題に対応して「静岡県立大学経営情報学研究科における修士論文等への他人の著作物からの引用に関する指針および解説」を追加した。

教育・研究指導の改善への組織的な取り組みについては、全学FD委員会や、学部将来検討委員会などを中心に、FD活動の推進を行っており、今後もFD活動の推進及び全学的なFD活動への協力を行っていく。

シラバスについては、今後も学生に充実したシラバスを提供するため、記載内容に関しての検討を行っている。

学位授与については、(2)現状で述べた修了要件は、「営利組織や非営利組織の情報処理や経営管理に関する高度専門職業人」の修了認定として十分であると考えられる。

[改善が必要な事項]

成績評価における問題点は、各教員による評価基準のばらつきである。公正で客観的な統一的評価基準の策定は中期計画の全学的な課題であり、これを受けて本研究科においても基準の策定について議論を行っている。

(4)改善の方策

大学院研究科の教育課程については、カリキュラム体系の一層の充実を図るため、平成19年度から開始した6年間の中期計画の中で、カリキュラム体系についての検討を行っている。まず研究科理念等に照らし合わせて、現行カリキュラムの考え方でおおむね

問題ないことを確認した。現在、詳細レベルにおいて、研究科各系のカリキュラムの問題点の検討と改善策について検討及び改善案の試験的实施を行っており、今後作業を継続していく。

授業形態と単位の関係については、現状でおおむね良好であると考えられ、今後この状態の維持に努める。

単位互換、単位認定等については、本研究科における単位互換の状況は、現状で十分と考えられ、今後この状態を継続する。

社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮については、現行で、社会人学生が受講しやすい体制を十分に構築できていると考えられる。今後この状態を維持、継続することに努める。

「連携大学院」の教育課程に関しては、平成20年度に、静岡大学、静岡産業大学、本学国際関係学研究科と連携し、戦略的大学連携支援事業「静岡県国公私連携による地域を担う人材育成のための大学院教育プログラムの開発」を開始した。これを実施するために地域人材育成開発プロジェクト委員会を設置し活動を行っている。今後、同委員会を中心に調査・研究活動を展開する。

教育効果の測定については、本研究科でこれまでに行ってきた授業評価アンケートの経験をもとに、全学的な統一アンケートの策定及び次世代学内情報システムの構築に協力を行う。また、授業評価アンケートの実施及び授業の質的向上への反映は継続して行っていく。

成績評価法については、公正で客観的な統一的評価基準の策定は中期計画の全学的な課題であり、これを受けて本研究科においても、中期計画検討委員会や教務委員会を中心に、基準の策定について検討を行っており、今後も検討作業を継続する。

研究指導等については、修士論文システムについての運用状況はおおむね良好である。修士論文のシステムの運用については、今後も修士論文発表会後の検討会や、教授会等での検討を継続し、各年次において改善と充実を行う。

教育・研究指導の改善への組織的な取り組みについては、全学FD委員会や、学部将来検討委員会などを中心に、FD活動の推進を行っており、今後もFD活動の推進及び全学的なFD活動への協力を継続する。

シラバスについては、今後も学生に充実したシラバスを提供するため、記載内容に関しての検討を教務委員会等を中心に行っており、今後も継続して検討を行う。

国内外との教育研究交流については、今後も継続して、国内外との教育研究交流の推進及び支援を行う。その成果は研究科ウェブサイトや紀要を通じて積極的に行っていく。

学位授与に関しては、本研究科の修了要件は、「営利組織や非営利組織の情報処理や経営管理に関する高度専門職業人」の修了認定として十分であると考えられ、今後この状態を維持、継続する。

6・1 看護学部

(1) 目標

看護学部では、少子高齢社会の健康の護り手として人々の健康生活を支援するため、確かな看護判断能力と実践能力を身に付け、他専門職と協働して問題解決に取り組むことのできる人材を育成する。新卒者の看護師国家試験及び助産師国家試験の合格率は

100%を目指す。保健師国家試験の合格率は全国平均以上を目指す。

このため、看護判断能力と実践力の強化を図るとともに、チーム医療の中で看護の専門性を発揮できる看護者を育成することを目指したカリキュラムの改編を行う。

(2) 現状

a 教育課程等

(a) 学部・学科等の教育課程

看護学部の教育理念は、「學術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、時代の要請と地域社会の要望に応え得る有為な人材を育成し、併せて開かれた大学として優れた教育・研究の成果を地域に還元し、もって文化の向上と社会の発展に積極的に寄与することを目的とする。」という本学の教育目的（静岡県立大学学則第1条）を前提に、「人間尊重の理念に基づき、変動する社会の要請に対応して、看護の役割を認識し保健医療の一員として、看護の専門的役割を発揮することのできる能力を養い、地域社会における人々の健康生活の向上に寄与できる人材を育成する」というものである。

この教育理念に基づいて、具体的な教育目標として、生命の尊厳を基盤とし、人間を身体的、心理的、社会的存在として総合的に理解できる能力を養う、科学的根拠に基づいた適切な判断能力と問題解決能力を養う、看護に必要な専門的知識、技術及び態度を修得し、個人及び集団の健康問題への援助ができる能力を養う、保健医療チームの一員として、他の職種との連携や調整ができる能力を養う、看護専門職としての自己啓発能力と看護学の発展に寄与できる研究の基礎的能力を養う、国際的視野を持ち、国際社会の中で保健医療分野の交流や協力ができる基礎的能力を養う、の4点をあげ、これらの教育目標を達成するための教育課程の編成と整備に努めてきた。

教育課程の編成は、「全学共通科目」、「専門基礎科目」と「専門教育科目」に分類され、4年間を通して健康、健康生活の理解及び看護実践の基礎となる知識・技術を学び、それらを演習や実習を通して実践に統合しながら、看護職としての専門的役割を修得することができるように構成されている。また専門職として既習の知識基盤を拡大し、新たな看護学の発展に寄与することができるように研究力の習得に力を入れている。

また、本学部では保健師、助産師、看護師の養成施設として認可を受けており、看護師国家試験受験資格、保健師国家試験受験資格、助産師国家試験受験資格及び養護教諭二種免許状等の免許資格を付与できる教育課程を設置している。ただし、助産師課程に関しては選択制となっており、希望者の中からの選抜により履修生を決定している。

平成9年度の学部開設年度に保健師助産師看護師養成所指定規則の改正があり、本学は平成12年度の完成年度まで旧指定規則に則た教育課程で教育を行ってきた。そこで、完成年度を契機に、現行の指定規則との整合性を図るとともに、開学部以後の保健医療を取り巻く情勢の変化や教育実践の中で明らかになった課題に対応するために、教育課程の変更が必要となり、平成13年4月に教育課程の一部変更が行われ、開講年度・開講時間の一部変更、在宅看護学と精神看護学、地域看護学の内容の充実を図った。

しかし、社会状況の変化に伴い、保健医療に対するニーズが複雑化・多様化し、基礎教育を終えたばかりの看護職にも確かな看護実践能力が求められるようになってきた。このため、平成14年に、『科目担当教員を対象とした教科目標、教育内容に関する調

査』、『在校生・卒業生を対象とした現行カリキュラムへの意見やニーズ』、『実習生・卒業生を受け入れている施設を対象とした卒業時に期待される到達レベルに関する意見やニーズ』の3つの調査を行い、教育の到達度とコアカリキュラムの内容（科目構成、学習進度など）実践現場での卒業生に対する評価、等について検討した。

これらの結果を受けて、平成15年度から、「現行のカリキュラムを見直し、新カリキュラムへの改正案を検討する」ことを所掌事項として、カリキュラム案作成に必要な資料の収集と分析、教員を対象とした現行カリキュラムに対する意見と新カリキュラムに対する要望の集約を行うとともに、協力の得られた在学生からの教育課程全体に関する意見を聞いた。これらの意見をまとめ、カリキュラム改正に向けての必要性と方向性を提示した。また、上記を踏まえて本学部の目指す教育方針を見直し、教員会議における意見集約の結果、新カリキュラムの土台となる看護学部の「理念」「教育理念」「教育目標」の案を作成した。

その後、平成15年度～17年度には18年度からの新カリキュラムの導入を目指して、具体的なカリキュラムに編成作業に取り組んでいたところ、平成18年度末には、保健師助産師看護師養成所指定規則の改正が平成21年度に実施されることが発表されたため、新カリキュラムの施行は平成21年度から導入することになった。その間、各教科ごと・専門領域ごとに、必要な内容を見直し、教科間の情報交換や連携などを強化するなどの対応を行いながら、時代の変化に対応した教育内容の保証に努めてきた。

一方、カリキュラム検討委員会を中心に数年間にわたり、教育課程の改定に向けての準備に取り組み、平成21年度の保健師助産師看護師養成所指定規則の改正の時期に新カリキュラムを開始する予定で準備を重ねてきた。社会状況の変化に伴い新カリキュラムでは、少子化を背景に大学入学者が減少するという現実を見据え、魅力ある特色ある大学としての在り方、若者像の変化に対応した教育方法について検討し、カリキュラム及び学部の運営に反映させる確かな看護実践能力が求められるようになってきた。このため本学においてもクリティカルシンキングに根ざした看護実践能力の育成を目指したカリキュラムを設け、教育方法もこれらの能力の育成を目指して工夫する、看護専門領域と学部基礎科目の関係性を明らかにし、各看護専門領域の看護の専門性の強化と教育内容の充実を努める、現行の全学共通科目、学部基礎科目、専門教育科目という枠組みを遵守する、新しい教育理念、目標に則って、学部教員から出された科目内容や時間数の過不足の指摘、国家試験出題基準、他大学のカリキュラムなどを参考に科目構成を考案し、カリキュラムを編成する、カリキュラム案を検討するプロセス及び実際にカリキュラムを運用していく中で、科目担当教員間の意見交換を盛んにし、科目間の連携を深める努力をする、カリキュラム案の検討及びその新カリキュラムの運用過程で個々の教員の教育能力を向上させるシステム作り（FDシステム）を模索する、ことを目指してカリキュラムの編成を行ってきた。

また、保健医療専門職に必要な知識・技術の増加に伴い、4年間の中で看護師、保健師、助産師の3つの看護職の育成には限界があり、新カリキュラムでは看護師と保健師の2つの看護職の育成に絞った教育課程を設置することとなった。また、助産師課程に関しては、教育内容の質の向上に伴う大学院での育成の必要性が高まってきたことにより、学士課程での育成を廃止し、将来的には修士課程での教育を計画している。

ア 教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第 19 条第 1 項）

本学部の教育目標を達成するために、（１）全学共通科目と、（２）学部基礎科目、（３）専門教育科目について、４年間で一貫した方針の下にカリキュラムの編成を行っている（p.121 図 1 参照）。

（１）全学共通科目

全学共通科目は、看護専門職に求められる幅広い視野と判断力及び豊かな人間性を養うことを目的として、「第 1 部門（リテラシーとスタディスキル）」、「第 2 部門（概論）」、「第 3 部門（現代教養）」、「総合科目」の 4 つの部門の科目群から構成されている。

これらの科目は、すべての学部学生が受講できるように開講されているものであり、学部では、進級・卒業要件として、全学共通科目から幅広く偏りのないように 12 単位以上を選択することが求められている（編入生 3 年課程卒者は 10 単位、編入生 2 年課程卒者は 12 単位）。

（２）学部基礎科目

学部基礎科目は、人間の健康、健康生活の理解及び看護実践の基礎となる科学的知識の習得を図るために設置されている。また学部基礎科目は、看護専門教育科目の履修に先立って習得し、「心と体の理解（22 科目中 17 科目必修）」、「保健と医療の理解（9 科目中 7 科目必修）」と「英語コミュニケーション（6 科目中 4 科目必修）」の科目群で構成されており、卒業要件として、必修 41 単位以上、選択 3 単位以上の計 44 単位以上の単位取得が求められている。

a) 心と体の理解

人間の生涯発達の側面や社会文化的側面からこころと行動をとらえさせるとともに、生命と健康保持に関する基礎的な知識を理解させる。加えて、基礎医学実習及び心理学演習などを通して科学的思考力を高め、客観的な実証方法を学ばせる。

b) 保健と医療の理解

人間を取り巻く環境を健康的に制御するために必要な保健学や疫学などの基礎知識及び保健・医療・福祉制度の仕組みや体制に関する知識を教授する。

c) 英語コミュニケーション

教養としての英語能力の養成に加え、国際的視野に立った看護学の学習と活動に道を開き、専門分野における英語の活用能力の涵養を図る。

（３）専門教育科目

医療の高度化・専門化、人口の高齢化、疾病構造の変化に伴い、人々の健康ニーズは複雑かつ多様化してきている。看護学部における専門教育は、個人、家族及び集団の健康ニーズに対応した看護実践に必要な専門知識・技術の習得を目的とし、「看護の基礎（8 科目すべて必修）」、「発達段階・場に応じた看護方法（19 科目すべて必修）」、「理論と実践の統合（10 科目すべて必修）」と「看護の発展と探究（9 科目中 5 科目必修）」の 4 科目群で構成されている。卒業要件としては、必修 71 単位、選択 2 単位以上の合計 73 単位以上である。これらの科目は科目間の関連と内容から、1 年次から 4 年次までの順序性を考慮して配置している。

a) 看護の基礎

看護学の理念的理解と実践面に関する基本的な看護方法や看護技術を教授する。

b) 発達段階・場に応じた看護方法

看護の基礎理念を基に、人間の発達段階と健康レベル、家族・地域などの看護活動の場に対応する看護方法について教授する。さらに領域・分野ごとの看護方法の実践面に関する看護技術や援助技術の習得を目的とする演習を行う。

c) 理論と実践の統合

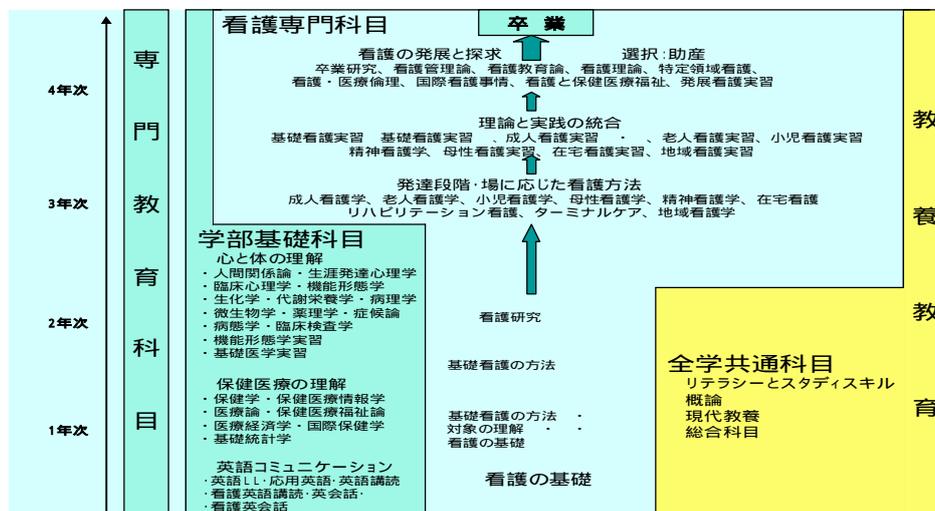
理論と実践の統合を目的とする臨地実習を行う。様々な発達段階や健康レベルにある個人やその家族、集団に看護の働きかけを行い、対象者が最適な健康状態に至る過程を実践を通して学習する。

d) 看護の発展と探究

既習の看護学をさらに発展させ、幅広い視野に立った看護を実践するための知識を身に付ける。

次に、開講授業科目の中での「全学共通科目」「学部基礎科目」「専門教育科目」の単位数と割合を見てみると、卒業要件単位 129 単位中、「全学共通科目」が 12 単位 (9.3%)、「学部基礎科目」が 44 単位 (34.1%)、「専門教育科目」が 73 単位 (56.6%) であり、専門基礎科目の割合が高い。このように本学部では、「学部基礎科目」の比率を高くしており、学部の教育目標に沿って、専門知識と技術を習得するための専門基礎能力の充実を図っていることが特徴である。

図 1 看護学部カリキュラム



イ 教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

本学の「全学共通科目」は、大学人としての教養を養うとともに、看護専門職に求められる深い人間と社会に対する理解と判断力、豊かな人間性と倫理性を涵養するためには不可欠な教育内容である。

本学の「全学共通科目」は、「第1部門(リテラシーとスタディスキル)」、「第2部門(概論)」、「第3部門(現代教養)」、「総合科目」から構成されている。

「第1部門」では、リテラシーとスタディスキルを学び、語学をはじめヒューマン・

ケアの基礎や情報処理実習と情報検索実習が配置されており、これらは大学人としての学習スキルを身に付け、看護学を学ぶ上で必要な基礎的知識・技術である。

「第2部門」では、各学部の専門を学ぶ上で基礎となる各学問領域の概論が設定されており、ここで学生は人文科学、自然科学等の、諸学問の基礎について学ぶ。これらは政治・経済・社会・歴史・文芸・言語、そして物理学・化学・地学・生物学など15科目が設定されており、人間や社会についての深い理解が求められる看護教育の基盤を成す科目が配置されている。

「第3部門」では、現代の大学人として深い教養を養うための科目が17科目配置されており、ここで学生は、看護職に求められる幅広い視野と判断力、そして豊かな人間性と倫理観を身に付けることができる。

「総合科目」では、将来専門職として自分の道を切り開いてゆくための、キャリア形成支援に関する科目と、人権問題に関する科目、生命科学の最先端を学ぶ科目が配置されており、専門職としての能力を開発していく上での基本的な知識と姿勢・態度を養うことができるように設定されている。

また倫理性を養う科目としては、上記の「全学共通科目」を基盤として、「看護専門科目」では1年次の「看護の基礎」の中で看護職にとっての倫理の意味付けと倫理的判断の必要性について学び、続いて2年次の「看護・医療倫理」において看護職の倫理的意思決定に必要な要件や倫理的行動について具体的な事例を交えながら学ぶ。また倫理的な問題は看護実践のすべての活動に関わってくるため、各看護専門領域の授業・演習、実習においても常に考えさせる機会を設けている。

ウ 教育課程の開設授業科目、卒業要件単位に占める各科目の比率とその適切性及びカリキュラム編制における必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

本学部の開設授業科目は、全学共通科目を含めて133科目（全学共通科目45科目、学部基礎科目37科目、専門教育科目51科目）である。卒業要件単位は129単位である。また卒業要件単位に占める全学共通科目の単位は9.3%、学部基礎科目が34.1%（心と体の理解22.5%、保健と医療の理解7.8%）、専門教育科目が56.6%である。

また教育課程における必修科目の比率が非常に高く、全学共通科目は選択であるが、学部基礎科目と専門教育科目においては選択科目が少ない。

表1) 看護学部における卒業要件単位

		卒業要件単位数 (卒業要件単位数に占める比率)		必修 / 選択 単位数
全学共通科目		12 (9.3%)		0 / 12 すべ て選択
学部基礎科目	心と体の理解 保健と医療の理解 英語コミュニケーション	44 (34.1)	2 単位(22.5%) 10 単位(7.8%) 5 単位(3.9%)	27 / 2 9 / 1~0 5 / 1~0
専門教育科目	看護の基礎 発達段階・場に応じた看護方法 理論と実践の統合(実習) 看護の発展と探究(含む実習 3 単位)	73 (56.6)	13 単位 10.1%) 27 単位 20.9%) 21 単位 16.3%) 12 単位(9.3%)	71 / 2
合 計		129 単位(100%)		112 / 18 ~ 17

エ 外国語科目と学部の理念・教育目標、国際化等の進展に適切に対応するための外国語能力の育成

本学部の教育目標の1つに「国際的視野を持ち、国際社会の中で保健医療分野の交流や協力ができる基礎的能力を養う」がある。実際の開講科目としては、「全学共通科目」の第一部門の中で各種外国語の科目が開講されている。また「学部基礎科目」で「英語コミュニケーション」として6科目を設け、看護専門領域における英語の活用能力に力を入れている。この科目群の内容は、「基礎英語」「応用英語」「英語講読」「看護英語講読」「英会話」「看護英会話」であり、そのうちの「応用英語」「英会話」を除く4科目が必修である。

開学部当初は、外国人教員がこれらの科目を担当していたが、その後、非常勤のネイティブ・スピーカーや日本人の非常勤講師により科目が担当されている。近年の傾向として、選択科目の「応用英語」や「英会話」などの上級コースへの受講希望者が減少し、英語教育に対する積極的な受講態度が低下してきている。

しかし、一方では海外で看護活動を希望する学生や国際看護活動に興味を持つ学生も存在し、海外語学研修の希望も出されるが、看護学部は現在のところ、海外研修制度を設けていない。これらの学生の要望に応えるため、平成21年度の新カリキュラムにおいては、他学部との協力により海外語学研修科目を設置する。

オ 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

本学の教養教育すなわち「全学共通科目」の実施運営は全学教務委員会が担い、各学部の専門教育科目については各学部の教務委員会が担っている。

全学教務委員会は、各学部・研究科の教務委員長、副学長、学生部長、健康支援センター長、情報センター長、言語コミュニケーション研究センター長、キャリア支援センター長、臨床実習委員長、事務局のメンバーから成り、学内の教育課程、授業、試験等教務に関すること、学部基礎科目及び専門教育科目の学部間協力に関すること、全学共通科目の運営・実施及び将来方向の検討に関すること、単位互換など他の大学等との連携に関すること、社会人教育に関すること、全学的な教育

充実のための調査研究及び企画立案に関すること、全学的な教務関係予算運営に関することなど、全学の教育・研究の実施と推進に係わる事項を審議している。

また全学教務委員会の下には、「全学共通科目」の運営のために「教務管理部会」が組織されており、「英語教育部会」「自然科学教育部会」「体育教育部会」「情報教育部会」そして「全学共通科目運営部会」が設けられ、各学部から委員が選出され、大学内の教養教育に関して相互に協力・連携を取りながら運営に当たっている。全学共通科目に関する審議事項は、各学部から提示された事項や各部会で諮られた内容が、全学教務委員会で審議される体制になっている。

看護学部教務委員会は学部内の教員で構成されており、学部教育ガイダンスの実施、講義・試験に関すること、既修得単位の認定に関すること、時間割の作成に関すること、特別講義の計画・実施に関すること、卒業研究指導の調整に係わること、教育環境整備に関すること、学生の履修指導・学習支援に関する内容を担い、全学教務委員会と連携しながら、看護学部の教育の実施運営に当たっている。

教育活動に関する審議決定機関は、全学の教育に関しては全学教務委員会、学部教育に関しては看護学部教授会である。全学共通科目に対する意見は学部教務委員会が集約し学部教授会に諮り、全学教務委員会に提示する。

(b) カリキュラムにおける高・大の接続

高等学校での学習を補い大学人としての学習スキルを身に付けるために、全学共通科目の「リテラシーとスタディスキル」に「情報検索演習」「情報処理実習」を配置し、専門基礎科目の「保健医療情報学」「基礎保健統計」との連携を図っている。また、全学共通科目の「概論」に「化学入門」「生物入門」を配置し、看護専門基礎科目の「生化学」「薬理学」「代謝栄養学」「機能形態学」「微生物学」等の学習の基礎となる知識を養うことをねらいとしている。

(c) カリキュラムと国家試験

本学部のカリキュラムでは、卒業に必要な単位を修得すると看護師・保健師の国家試験受験資格が得られ、看護師と保健師の統合カリキュラムとなっている。また助産課程は選択となっており、助産学を選択した者には、上記の2つに加えて、助産師の国家試験受験資格が得られる。

看護師については、過去5年間、全国の平均を上回る合格率を示している。保健師に関してはほぼ全国平均並みの合格率である。助産師に関しては過去4年間100%の合格率であったが、今年度は1名が不合格であった。

国家試験の合格率を上げるために、4年生に対して看護師国家試験模試、保健師国家試験模試、助産師国家試験模試を受けることを推奨している。看護師国家試験模試、保健師国家試験模試の費用1回分については、当学部の後援会から補助を受けて実施している。このために各国家試験の学生担当者を各2名配置し、国家試験に対する対策は学生の自主的な運営で進めている。

また学生委員会を中心に補講等の調整を行い、学生の希望に応じて年に3~5回程度の教員による補講を行っている。また平成18年度から外部講師による国家試験受験講座を実施している。

1～3年生に対しては、国家試験に対する意識を高めるために、ガイダンス時に国家試験に関する情報を提供している。

また、平成20年度には不合格者に対しての対応を検討するために、どのようなサポートを必要としているのかの学生からの聞き取りを行い、今後の国家試験合格率の向上を目指している。

表2) 保健師・助産師・看護師国家試験の受験結果(新卒者)

保健師	受験者数	合格者数	合格率	全国合格率
16年	60	56	93.3%	94.0%
17年	51	45	88.2%	84.4%
18年	67	54	80.6%	82.4%
19年	62	61	98.4%	99.4%
20年	73	67	91.8%	92.2%
助産師	受験者数	合格者数	合格率	全国合格率
16年	7	7	100.0%	97.9%
17年	9	9	100.0%	99.9%
18年	9	9	100.0%	98.3%
19年	9	9	100.0%	95.0%
20年	5	4	80.0%	98.3%
看護師	受験者数	合格者数	合格率	全国合格率
16年	57	57	100.0%	94.7%
17年	46	46	100.0%	95.2%
18年	62	58	93.5%	92.5%
19年	57	57	100.0%	94.8%
20年	64	63	98.4%	94.6%

(d) カリキュラムにおける臨床実習

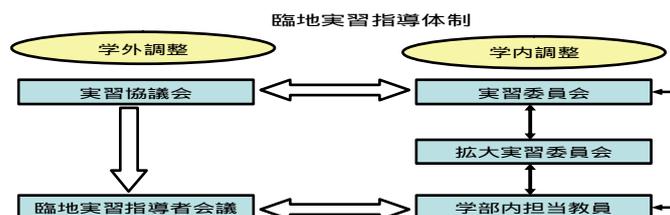
看護実習は、講義及び演習で得た基礎的知識・技術を自らの体験を通して確実に習得し、看護者としての態度を形成する重要な科目である。また、看護師・保健師・助産師国家試験受験資格を得るために、単位を満たすことが求められている。本学部の実習科目は表3)のとおりである。学生全員が24単位を修得する。加えて、助産学を選択した者には助産学実習5単位が課せられている。

実習の12単位分が3年後期に集中している。学生にとっては新しい環境(病棟やスタッフ)での実習を2週間に1度体験することとなり、ストレスが高い状況が出現している。そこで、4週間の実習(2週間の実習2回)が終了したところで、1週間のインターバルを入れ、実習の振り返りの機会が持てるように配慮している。

表 3) 実習と単位の状況

科目	単位	実習年次
基礎看護実習	3	1年後期・2年後期
成人看護実習	6	3年前期・3年後期
老人看護実習	2	3年後期
小児看護実習	2	3年後期
母性看護実習	2	3年後期
精神看護実習	2	3年後期
在宅看護実習	1	4年前期
地域看護実習	3	3年後期・4年前期
発展看護実習	3	4年前期・4年後期
計	24	
助産学実習	5	4年後期

現在、県内の17の病院、22の保健所・健康福祉センター、7つの介護老人保健施設、7つの訪問看護ステーション、その他、介護実習・普及センター、養護学校、高等学校、保育園など、57の保健医療福祉施設で実習を行っている。



看護学実習は静岡県内各地の保健医療福祉施設との協力体制により実施されており、本学部の教育課程を効果的に進めるためには不可欠のものである。本学部の臨床指導体制は、学内調整としては、看護専門領域の代表から成る看護学部実習委員会が年間の実習計画を立て、それに基づいて実習施設との調整と日々の実習における問題解決を各領域の担当教員と連絡を取りながら行っている。また年に一回全教員参加による「拡大実習委員会」を開催し、各専門領域の実習の経過と課題を報告し合い、さらに学部全体の実習方針を協議している。また学外調整としては、各専門領域が実習施設の臨床実習指導者と「臨地実習指導者会議」を適宜もち、実習計画のスムーズな運営と実習評価のための協議を行っている。また年度末に、全実習施設の臨床実習指導責任者に集まってもらい「実習協議会」を開催し、本学部の実習に対する意見と今後の課題、次年度の学部の実習計画について協議する場を設けている。

(e) インターンシップ、ボランティア

現在実施していない。

(f) 授業形態と単位の関係

各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の内容を持って構成することを標準としている。「講義」、「外国語・演習」、「実験・実習・実技」の1単位の授業時間と自習時間との状況は表3)のとおりである。

表4) 1単位の基準表

区分	授業時間	自習時間	計	備考
講義	15	30	45	講義の教室内における授業時間は、30時間とすることがある。
外国語・演習	30	15	45	
実験・実習・実技	45	.	45	

看護学部は4年間で保健師、助産師、看護師養成所指定規則に則た科目を設定しているため、かなり過密なカリキュラム編成となっている。また看護学教育においては講義と演習を抱き合わせにした科目も多く存在する。

(g) 単位互換、単位認定等

現在のところ実施していないが、平成21年度から全学共通科目において放送大学との単位互換を検討中である。

(h) 開設授業科目における専・兼比率等

平成20年度の開設授業科目は助産学も含めて88科目である。このうち専任教員による科目は59科目(67.0%)、専任教員と学部外講師とのコラボレーション科目は4科目(4.5%)、学部外講師25科目(28.5%)である。学部外講師による科目のうち、学内講師(薬学部、食品栄養科学部、経営情報学部、短期大学部、等)の科目は7科目(7.9%)、非常勤講師担当の科目は20.6%あり、非常勤講師への依存が高くなっている。学部外講師の科目担当に当たり、講師との詳細な打ち合わせを行い実施している。

(i) 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

毎年、若干名の社会人学生が入学している。これらの学生については、学則第40条に規定する他大学(短期大学部又は高等専門学校の専攻科を含む。)において単位を修得した授業科目について、既修得単位の認定を受けることができる。全学共通科目については合計12単位を上限として認定する。学部基礎科目及び学部専門科目については、担当教員が審査を行い、教授会の承認を受け単位認定を行っている。

3年次編入生は、毎年10名である。これらの学生は看護師資格を有していることを条件とし、看護専門課程で習得した単位は既修得単位として一括認定を行っている。一括認定の単位数は2年課程修了者52単位、3年課程修了者78単位である。

社会人学生、編入生の履修に関しては、上記のように既修得単位に関しては認定を行っているが、大学人としてふさわしい教養を身に付けるための全学共通科目や、看護専門基礎科目の履修に関しては、教務委員会の専任の教員が履修指導に当たり、多様なニーズに対応するように努めている。

b 教育方法等

(a) 教育効果の測定

看護学部独自の「学部基礎科目」と「専門教育科目」における教育等の効果の測定は、各領域の講義・演習・臨地実習を通して次の方法で評価している。

講義・演習では、各科目の授業目標に、看護実践に必要な保健・医療に関する基礎的知識、看護アセスメント能力の育成や看護援助方法の習得について挙げており、評価に際しては、出席状況、小テストや定期試験、課題レポート等の結果を総合して評価を実施している。

「専門教育科目」における臨地実習では、各科目の実習目標に、様々な健康レベルにおける対象の理解、科学的・論理的な判断に基づく看護実践に必要な専門的知識と技術、態度の育成、保健・医療・福祉分野における看護職の役割の認識、他職種との連携等を挙げており、評価に際しては、教員が臨地実習指導者からの意見も踏まえ、出席状況、実習目標の達成度等の結果を総合して評価を実施している。

「専門教育科目」においては、臨床実践能力の向上を図るため、看護技術における卒業時の到達度を明確にし、教育の効果判定を行うことが求められている。看護学部においても、平成19年度から実習委員会を中心に実習評価項目の検討を行い、今後の活用に向けて準備を進めているところである。

また、看護学部では、開講科目すべてに対して学生による授業評価を実施し、授業改善に役立てている。

ア 教育効果評価測定についての合意

講義・演習科目においては、授業・演習内容を精選し、評価内容の妥当性及び信頼性を高めるために、適宜、担当教員間による情報交換を行い調整している。

各臨地実習科目においては「実習指導者会議」を実習開始前後等で開催し、全実習施設の実習指導者らと、実習目的・目標、実習指導方法、評価方法、教育効果や次年度に向けての取り組み等について申し合わせ、教育効果を高めるための連携を図っている。さらに、看護学部全体では「実習協議会」を年度末に1回開催し、各臨地実習における教育効果や次年度に向けての取り組み等について、実習施設の指導責任者らと検討することで、評価方法に関する共通認識を得ている。

イ 卒業生の進路状況

看護学部卒業生の就職率は、平成15年度95.0%、平成16年度98.0%、平成17年度100%、平成18年度100%、平成19年度98.6%である。平成19年度の主な就職先は、産業分類別では「サービス業（医療・保健業）」が91.4%を占めており、静岡県内における就職率は72.9%であった。職種別でみた場合、平成15年度では看護師75%、保健師11%、助産師12%、その他2%、平成16年度ではそれぞれ、76%、6%、18%、0%、平成17年度では81%、6%、13%、0%、平成18年度では74%、10%、14%、2%、平成19年度では83%、10%、4%、3%となっている。

学生への就職・進学に関する支援については、キャリア支援センターにて、入学時から各学年に合わせたガイダンス等が提供されているとともに、看護学部生を対象に「看護就職勉強会」や「卒業生による講演会」等を実施している。

(b) 成績評価法

ア 厳格な成績評価の仕組み

看護学部の卒業要件は、4年以上在学し、全学共通科目12単位以上、学部基礎科目44単位(必修科目41単位を含む。)以上、専門教育科目73単位(必修科目71単位を含む。)以上の合計129単位以上を取得することとしている。また、3年次には進級要件を設けており、主要な専門知識を習得した上で臨地実習科目を履修するように設定している。

学修の評価は、履修細則(履修要項に記載)に明示した評価方針により、試験、レポート、最終出席状況などによる学生の学習実績に基づき、優(100~80点)・良(79~70点)・可(69~60点)・不可(59点以下)の基準で評定され、優・良・可の評定を合格とし単位が与えられる。定期試験の受験資格は、授業の全出席を原則とするが、やむを得ない事情により出席できない場合は4/5以上の出席を要件としている。進級・留年の成績判定は、教員の責任により作成された成績データを学生室が整理、教務委員会で確認を行い、教授会の議を経て決定している。学生への成績発表は、科目担当教員が掲示等にて周知するとともに、4月と10月に学生室から成績表を配布している。

イ 各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

看護学部では毎月開催される教務委員会で、学修上の問題のある学生をいち早く発見し、対処するために情報交換と対応策の検討を行っている。実際の対応は、教科担当教員が中心となり、アドバイザーとの協力により学生への支援策を実施している。学部全体で検討する必要のあるケースの場合は、教員会議また教授会において対応策を検討している。

また、前期・後期の新学期には単位未修得者と履修上問題のある学生については教務委員会とアドバイザーで面談を行い、履修上の注意点を与え、学生への動機付けや個別指導を行っている。年度末には教授会において進級判定会議を開催し、学部全体で、学生の履修状況について確認し合い、対応策等について審議している。

また実習に関しては実習委員会において各領域の学生の实習状況の報告を行い、また個別に対応する必要のある学生の情報交換と対応策について検討し、これをアドバイザーと各領域の実習指導教員に伝え当該学生の実習指導に生かしている。

看護学部では、各専門領域の実習に入る前の3年生への進級に際して進級判定基準と、卒業の要件を定め、学生の質の保証を行っている：

3年次進級要件

ア．第3年次に進級するためには、2年以上在学し、全学共通科目12単位、学部基礎科目(必修科目)41単位、専門教育科目(必修科目)27単位、計80単位以上を取得しなければならない。

イ．進級・留年の決定は教授会の議を経て行う。

卒業要件

ア．卒業するためには、4年以上在学し、全学共通科目12単位以上、学部基礎科目44単位(必修科目41単位を含む。)以上、専門教育科目73単位(必修科目71単

位を含む。)以上の合計129単位以上を取得しなければならない。

イ.第4年次において卒業要件を満たさずに留年した者が、年度途中でその要件を満たした場合は、卒業できることがある。

ウ.卒業・留年の決定は教授会の議を経て行う。

修業年限と在学年限

看護学部は修業年限は4年と定められている。また在学期間は8年を超えることができない。ただし、この中に休学期間は算入されない。

以上のように進級・卒業の要件を定めているが、卒業時点での学生の質の検証については、卒業要件単位の修得と成績のみで判定しており、現時点では卒業時点での知識・技術レベルを評価する試験等の客観的な検証システムは設けていない。

看護学部の学生については、卒業年次の2月末に保健師・助産師・看護師の国家試験が実施され、全員の学生が受験するこれらの試験の合否結果が、実質上の学生の卒業時点の能力を反映する1つの指標となっている。

(c) 履修指導

ア 学生に対する履修指導及び留年者に対する教育上の措置

看護学部においては、学生に対する履修指導として、新1年・編入生対象に「新入生オリエンテーション」を開催するとともに、在校生に対しては「前・後期ガイダンス」を開催し全学年及び学年別のオリエンテーションを実施している。

留年生や復学者等学習支援を要する学生への対応については、学生アドバイザーの教員2名が、科目担当教員をはじめ、学生委員会、教務委員会、実習委員会等と情報交換を行い、速やかに面談等の対応ができるように努めているとともに、前・後期のガイダンス時には個別の履修指導を実施している。

新編入生に対しては、教務委員会から、3年課程修了者と2年課程修了者別の履修計画(既履修単位の認定、入学後の履修方法、卒業要件等)について詳細に説明を行っている。その際、学生アドバイザー教員も同席し、以後の履修指導に生かすことができる体制をとっている。

イ オフィスアワー

看護学部では、オフィスアワー制度は導入していないが、学生アドバイザー教員が適宜学生との面談を実施しているとともに、1、2年次は演習科目の担当教員、3、4年次は臨地実習科目や卒業研究の担当教員が、学生の履修状況を把握し学習支援に努めている。

(d) 教育改善への組織的な取り組み

ア ファカルティ・ディベロップメント(FD)

看護学部では、教育改善への組織的な取り組みについて、平成18年度から検討を始め平成19年度にはFD検討委員会を設置し学部におけるFD活動を本格的に実施している。平成19年度活動内容は、次のとおりである。

原則として所属教員は全員参加とし、下記の内容を実施した。

1) 特別講義・FDとは何か等について

F Dを必要とする社会情勢等を理解し、教員の教育力の向上を自らが志向できるようになることを目指しF D活動を実施した。初回、F D活動の導入として、特別講義「看護教育におけるF Dについて」を8月に実施し、学内外から参加があり好評であった。

また、快適な教育・学習環境づくりを行うため、特別講義「アカデミック・ハラスメントをなくすために」を8月に実施した。

2) 教育方法の改善

教育方法の改善として、シミュレーション器機の展示と解説、教育方法に関する教員間の情報交換、授業公開等を実施した。

(1) シミュレーション器機の展示と解説

臨床で求められる実践能力を育成する方法として、シミュレーション学習がある。シミュレーション学習を行う場合、シミュレーター等の教材が必要となるため、メーカーの展示と解説を実施し、演習等に取り入れられる可能性を検討した。

(2) 教育方法に関する教員間の情報交換

教育能力の向上及び教員相互の理解を深めるため、授業・実習等、教育方法に関する教員間の情報交換を2回実施した。1回目は、1グループ6~7名の構成で、授業・実習等の教育に関して、日ごろ、工夫や考慮していること、問題、改善点等について自由討議を行った。2回目は、学内演習の教育効果を高めるために、各領域で実施している学内演習について教員間で情報交換を行った。具体的には、各領域が事前に学内演習について各実習室に展示し、午後から各実習室において各領域の発表と意見交換を行った。これらが教育方法の改善にどの程度つながるかは、次年度以降に把握する必要がある。

(3) 授業公開

授業公開は、教員が他の教員の授業に参加し、担当教員との意見交換を通して、互いの授業をよりよく改善することを目的に行った。11月~1月までの短期間ではあったが、互いの授業を公開することで相互に得られるものがあった。

イ シラバスの作成と活用状況

看護学部では、「看護学部履修要項」冊子を毎年度刷新し、学部の理念、履修案内、講義概要、履修細則を明示している。本冊子は、前期ガイダンス時に配布し、全学年共通事項（履修申告、試験、学修の評価、資格及び認定、学生相談、事故発生時の対応等）の説明に用いるとともに、講義概要については各授業において活用している。

また、実習については毎年「臨地実習要項」を発行し、4学年を通したすべての実習についての、実習目的、実習方法、実習記録及び課題、実習評価と単位認定基準について示している。実習時の健康管理、感染予防対策（各種予防接種についても含む。）実習時の緊急・災害時の対策、実習時の保険加入、実習時の安全教育指導、事故発生時の対応、実習中のセクハラ行為・パワハラ行為への対応、実習記録と診療情報の取り扱いに関する規定などを記載している。実習要項は毎年3月に開催される臨地実習協議会にて各実習施設に配布し、次年度の実習計画について説明している。また実習要項は、各専門領域実習の実習施設との打ち合わせ時に、全臨床実習指導者に配布し、実習計画の具体的な説明と打ち合わせに用いている。また学生には新年度ガイダンス

時に全学年の学生に配布し、各領域の実習オリエンテーション時に実習要項を用いて実習ガイダンスを実施している。学生は実習期間中は常に実習要項を持参し、実習の手引きとして用いている。

ウ 学生による授業評価の活用

看護学部では、平成 17 年度から学部専任教員の授業科目について、全学教務委員会作成の「授業評価アンケート」を用い、学生による授業評価を実施している。評価項目は、学生の授業に臨む姿勢や授業方法等に関して全 20 項目で構成され、「非常に良い・良くない」等の 5 段階評定と、授業の改善点や施設・設備等の授業環境については自由記載にて回答を得るものである。本アンケートは、前・後期の授業終了時に実施し、データ集計は学部教員以外の者（学部長秘書）が行っている。集計結果については、自己評価委員会から各教員に通知され、各自が今後の授業改善に向けて検討することとしている。なお、自由記載事項以外は教員会議にて一覧表の資料（各教科目の各質問項目ごとの平均値、標準偏差）を配付し公開している。

エ 卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況

看護学部では、平成 14 年に『在校生・卒業生を対象とした現行カリキュラムへの意見やニーズ』調査を行ない、各教科目がどのくらい実際の業務あるいは実習に役立っているかを調査した。また平成 14 年度には実習施設を対象に本学卒業生のあるべき姿（求められる姿）とそのために必要な教育を明らかにする目的で、県内の病院 11 施設、保健センターなど 18 施設、訪問看護ステーション 7 施設に対してアンケート調査を行った。また平成 18 年度には『本学部卒業生のキャリアディベロップメントに関する意識および大学院教育へのニーズに関する研究』を行い、卒業生のキャリアディベロップメントに対する意識と看護学部に対する要望や期待を明らかにした。

将来に向けて看護学部の教育内容を見直し、社会に開かれた大学であり続けるためには、看護学部の教育内容や方法に対する卒業生の評価と、地域の保健医療機関の本学の卒業生に対する評価と要望を継続的に確認しモニターするシステムが必要と考え、看護学部自己点検評価委員会では平成 19 年度からこの 2 つの評価システムについて検討を行っている。

在学生に関しては毎年、学生委員会が「学生生活アンケート」を実施し、教育に対する満足度や大学での学生生活全般に関する意見を調査し、学生の学生生活の改善と環境の整備に努めている。

(e) 授業形態と授業方法の関係

看護学部における授業形態は、講義形式以外に、クラス分けでの演習やグループワーク学習等も取り入れ、少人数教育により学生が主体的に学ぶ意欲を高めるための授業を実施するよう努めている。また、学内での講義・演習段階から、実習施設の臨床指導者らにファシリテータや看護技術の指導等で参画を依頼し、看護教育における連携を図っている。

また、多様なメディアを利用した授業の導入に向けての試験的な取り組みとして、平成 17 年度には三重県立看護大学と 2 回にわたり「ギガビットネットワークを活用した遠

隔授業」を実施した。また平成18年～19年にかけては、経営情報学部との共同研究として、「臨床看護師のフィジカル・アセスメント能力の向上を目指した教育方法の検討・高度情報通信技術を用いた、遠隔授業方式の試用」を実施し、フィジカル・アセスメント技術の遠隔授業方式での実施と評価を行い、その実用可能性を検討した。

c 国内外との教育研究交流

開学部以来、他大学とは、各教員間で共同研究を実施してきた。県内においては、県立がんセンターとの間に連携大学院が設置され、修士課程の学生の教育・研究活動を共同で行っている。また県立病院との共同研究も継続して実施している。

さらに、海外の大学との交流として、平成18年にはタイ王国のコンケン大学看護学部と部局間交流協定を締結し、コンケン大学の学長と看護学部長が本学の開学20周年記念行事に来学し、今後の交流計画についての意見交換を行った。また平成19年、平成20年には本学の教員が、コンケン大学を訪問し、大学院学生を対象とした講義の実施や、今後の共同研究のための情報交換を中心に交流を行なった。しかし現時点ではまだ具体的な交流計画が策定されておらず、相互に模索している段階である。

教員そして大学院学生の中には、ネパール、スリランカ、アフリカ諸国を研究拠点にしている者もあり、個人的には国際研究協力ネットワークを築いている。

(3) 点検・評価

[効果の上がっている事項]

看護学部の教育課程については、学校教育法第83条及び大学設置基準第19条第1項の定めに応じて、本学の教育目的（静岡県立大学学則第1条）に則り、上記の看護学部の理念・教育目標を定めており、幅広い教養と豊かな人間性を涵養し、深く看護の専門教育を教授する教育課程が編成されている。

また看護師国家試験受験資格、保健師国家試験受験資格、助産師国家試験受験資格及び養護教諭二種免許状等の免許資格を付与できる教育課程の基準を満たしている。

教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性については、本学部の教育課程においては、学部理念や教育目標に沿って、「全学共通科目」「学部基礎科目」「専門教育科目」が相互に関連付けて構成されており、教育目標に対し、適切に配置されていると考えられる。

教育課程における基礎教育の位置づけについては、本学の「全学共通科目」は、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を養い、豊かな人間性を育成する」という大学教育での教養課程の目的に沿うものであり、それぞれの目的をもって配置されており、教育内容も豊富であり、この目的に十分見合う内容を配置していると考えられる。

また倫理性を培う科目は、「全学共通科目」及び「看護専門科目」に配置されており、看護専門職に必要な倫理的行動指針を身に付けていく。さらに倫理的な意思決定ができるように各専門領域の実習においても実際に体得できるように実習目標の中に設定されている。

教育課程の開設授業科目、卒業要件単位に占める各科目の比率については、本学部の卒業要件単位に占める、それぞれの科目の比率を表1)に示した。これから分かるように、本学部の教育課程においては、「専門教育科目」との比較において「学部基礎科目」の割

合が 34.1%と高くなっている。その中でも「心と体の理解」が 22.5%を占め、本学部が教育理念と教育目標に掲げたとおり、人間の心と体の理解に多くの力を注いでいることが分かる。

基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況については、全学教務委員会で、「全学共通科目」の編成について、大学としての教養教育にふさわしい内容であるのかを定期的に見直している。これらの全学共通科目に関する学部の意見や要望は学部教務委員会がとりまとめ、教授会に諮り、全学教務委員会に提示するという責任体制は明確にされており、大学教育としてより良い教養教育を目指して全学的に取り組む体制ができている。

カリキュラムと国家試験については、国家試験で求められる基礎知識・技術、その応用学習の内容における成果の確認は、厚生労働省健康政策局から出されている「保健師・助産師・看護師国家試験出題基準」を参考に、カリキュラムの内容を点検し、カリキュラム内容の充実を図ってきた。またその評価はカリキュラム上での 3、4 年次の臨地実習及び 3、4 年次での国家試験模試の動向で把握し評価してきた。実習ごとの応用力向上のために個別支援を行うとともに、クラス全体に共通した課題や問題に対しては、複数回の模試受験時に、学生委員会国家試験担当教員が口頭でフィードバックしてきた。さらに、学生の自主的な申し出による、該当教員による補講での支援体制も継続してきた。こういった支援対策は、学生の日々の学習と集中的な学習力の育成が期待できるため評価できる。

カリキュラムにおける臨床実習については、4 年間の教育期間を通じて、学生は学内で学んだ知識・技術を看護実践の場で統合し、実際に対象者に適応できるように、実践の場、対象、看護実践内容を順次成長の段階に合わせて順次積み上げ式に学習を進めることができるように実習を配置しており、効果的な実習教育が実施できている。

実習の効果を大きく左右するのが実習施設との連携であり、本学の臨地実習指導体制は様々な方法でこの協力体制をより緊密なものにする努力がなされている。実習以外の機会を利用しながら日ごろから情報交換と信頼関係の育成に努め、学内の教育活動に参加してもらったり、共同研究を行ったり、施設内教育研修に協力したりしながら、相互の連携強化を図り効果をあげている。

教育効果の測定については、「専門教育科目」においては、各担当教員が、講義・演習・臨地実習評価を通して、授業内容の精選や教育方法の工夫がなされており、教育の質向上が図られている。学習支援を要する学生への個別対応についても、科目担当者や学生アドバイザー教員による支援システムの確立がなされており、教育環境の整備が図られている。

また学生による授業評価を全開講科目に対して実施しており、その結果を各教員に個別にフィードバックするとともに、学部教員には全教科の評価結果（各項目の平均値、標準偏差）を公表している。また実習の評価についても実習評価アンケートを実施し、教員並びに実習施設の指導者にも公表し、相互研鑽に努めている。

卒業生の進路状況については、看護学部の就職率は、例年 100%近くを維持し、静岡県内の就職者の比率も高い。よって、地域貢献推進の観点からも高く評価できると考える。

教育改善への組織的な取り組みとしてのファカルティ・ディベロップメント（FD）に

関しては、平成 19 年度の F D 活動内容について、学部教員を対象にアンケートを実施した結果、「とても役に立った」「やや役に立った」との回答が約 9 割を占め、活動に対する良好な評価を得た。今後は、F D 活動の更なる充実を図る必要がある。

[改善が必要な事項]

教育課程については、社会情勢の変化に伴って、看護専門職に求められる能力は高まり、対象者のニーズも多様化し、看護職の活動も場も拡大しつつある現在、それらに対応できる看護専門職を養成するためのカリキュラムの編成が求められている。平成 17 年度にカリキュラム検討委員会で教育課程について検討を行った結果、現行のカリキュラムの改善点として下記の内容が明らかになった。

- ・本学は、看護師・保健師資格を養成する大学の中でも、いくつも他学部を擁するユニークな総合大学であり、看護専門を支える基礎となる隣接学問領域や、幅広くレベルの高い教養的学問領域の充実を図り、看護学をさらに発展させうる可能性があるため、その特性を十分に活用したカリキュラム編成が必要である。
- ・現状では必要とされている看護実践能力は育成できていない。「卒業生の特性」よりさらに具体的な、「何ができるか」の検討と共通認識の下にカリキュラムが考えられる必要がある。(しかし、大学である以上職業教育のみが優先されていいとは思えないので、教員のバランス感覚がますます必要とされていると思われる。)

教育課程の体系性に関しては、以下の課題があることが明らかにされた。

- 1) 「全学共通科目」、「学部基礎科目」、「専門教育科目」の科目間の相互関連と有機的な連携を図る必要がある。
- 2) 「学部基礎科目」、「専門教育科目」の関係性をより明確にし、教科内容の統合を行うことによって、相互協力の体制を作る必要がある。
- 3) 「看護統合科目」群を充実させることによって実習科目間の連携と関係性を明らかにし、卒業時の学生が、個人・家族・集団・地域という看護の対象への働きかけを統合することができるようにする必要がある。
- 4) 編入生の背景や教育内容に応じた教育内容と履修方法の検討を行う必要がある。

開設授業科目、卒業要件単位に占める各科目の比率については、専門教育科目の占める割合が他校に比較して低くなっている。これは本学部では人間の心と体の理解に重点が置かれているため、看護系教員以外の専門基礎領域を担当する教員の配置数が多いことを反映しているが、看護専門職の基礎教育としての教育内容の充実を図る必要がある。

選択科目と必修科目の比率については、全学共通科目はすべて選択であるが、学部基礎科目、専門教育科目において、選択科目の数が少なく、学生の主体的な学習を促すためにはもう少し選択科目を増やす必要がある。

外国語科目と学部の理念・教育目標、国際化等の進展に適切に対応するための外国語能力の育成については、看護学部では学部基礎科目として英語科目群を設け、英語教育の強化を図ってきたが、学生の英語選択科目の履修比率が低下しており、英語力の向上に力を入れる必要がある。また国際交流の動きも、消極的であったが、平成 18 年度のタイ王国のコンケン大学との学部間協定を皮切りに、再び海外との交流を深めており、それとともに英語力の強化の必要性が内外から叫ばれ始めている。また平成 21 年度からの新カリキュラムでは、海外語学研修がカリキュラム上に位置付けられたことにより、学

生の海外に対する視野を拡げ、英語学習に対する意欲が高まることが期待できる。

カリキュラムにおける高・大の接続については、看護専門科目履修のための基礎知識を養う目的で全学共通科目に「概論」として「基礎科目」を配置しているが、高等学校で看護学の基礎となる化学、物理学、生物学を履修していない学生の中で専門基礎科目の「生化学」「薬理学」「代謝栄養学」などの科目において理解の程度が低い学生が毎年若干名であるが出現している。現時点ではこれらの科目は学内他学部教員による兼任により教授されており、これらの学生へのフォローアップ体制はまだ具体的に検討されていない。

カリキュラムと国家試験については、毎年3つの国家試験において数%の不合格率がみられ、個人が持つ予測し難い弱点に対して、適切に対処できるシステムになっていない限界を有する。特に、保健師国家試験に対する対策では、その意義・意味を強調し、学習態度の変化による成果を期待してきたが、この対策での不十分さは否めない。

カリキュラムにおける臨床実習については、保健師、助産師、看護師の3つの職種において、医療現場のニーズに対応できる看護実践能力を4年間を通じて、どの程度、どの順で、どのレベルまで修得させ、卒業時にどの程度まで到達させるのかの各看護専門領域間での調整を行うことが今後の課題であり、学生の实践能力と技術習得レベルを客観的にモニターできるチェックリストの作成が必要である。また実習において、保健医療へのニーズに対応して、チーム医療の中での多職種との連携や在宅・施設への移行を視野に入れた継続看護実習等を導入することが課題である。

授業形態と単位の関係については、表4)の備考に示したとおり、単位の算定方法については、一応の基本原則はあるものの、科目によっては開講形態、教育方法などが異なっており、講義・演習の混合型、あるいは講義科目であるが1単位15時間～30時間に設定されている場合があり、授業形態に対応した時間数を配置する必要がある。

開設授業科目における専・兼比率等については、非常勤講師に依頼している科目が20.6%を占め、特に、英語に関する科目(6科目)、保健と医療に関する科目(4科目)、病態学系の科目(3科目)、教員の欠員による科目(5科目)である。学部内の教員の効果的な活用とともに、欠員状況を一刻も早く解消することが急務である。また英語に関する科目は、ほとんどを非常勤講師により運営されており一貫性に欠けるという指摘があり、講師との内容の打ち合わせ、シラバス作成及び講師等との情報交換などの調整が必要である。

社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮については、現カリキュラムでは、編入生に関しては、看護専門学校や短大の既修得科目を一括認定している。個々の学生の能力や学習内容を確認したきめ細かい履修指導が必要である。また、看護専門学校の2年課程修了者が、2年間で卒業単位を修得することは可能ではあるが、やや勉学に余裕が見られない状況が生じている。

厳格な成績評価の仕組みについては、看護学部では、学生へシラバス等において評価基準を明示した上で成績判定を行うなど、厳格な評価方法を実施しているが、各教員間で評価基準のばらつきがあるため、更に評価基準の調整と見直しが必要である。定期試験の受験資格である出席時間数の確認方法については各担当教員に一任されているのが現状であるため、今後統一した方法について検討することが必要である。

各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性については、日々

の学習支援体制については、学生委員会、教務委員会、実習委員会が学生の学習支援と情報交換システムを形成し、各委員会がアドバイザーや担当教員との協力体制を築き、実際の学生支援を協力して行っている。2年次～3年次の進級要件の設定により、毎年数名の学生が留年を余儀なくされているが、学生の能力の程度をこの時点で判定し、実習等での複雑な知識・技術と責任が要求される学習課程に進む前に進級要件を設けたこのシステムの意義は大きいと考える。留年生は種々の学習課題を抱えているため、学習への動機付けや支援体制を更に強化する必要がある。

現時点では、本学部は卒業時点での学生の能力判定試験等を行っていないが何らかのシステムを設ける必要がある。また、平成21年の保健師助産師看護師養成所指定規則改正に際して、文部科学省から卒業までに達成すべき看護実践能力の内容と基準が示され、4年間を通じて確実に看護実践能力を育成するようとの要請があった。これらの動向から、本学でも早急にこれらの課題に取り組む必要がある。

学生に対する履修指導及び留年者に対する教育上の措置については、看護学部では全学共通科目12単位以上を2年次終了までに、また専門科目においても2年までの必修科目すべてを取得しなければ3年次に進級できない。1年次から前・後期のガイダンスにて、教務委員会から相当単位数を取得できるよう履修計画に関する説明・指導を行い、留年者の減少に努めている。また、1～2年次の学生において、進路に悩む者や情緒的に不安定になり、留年を余儀なくされる学生も毎年数名程度おり、これらの学生は個人的な悩みを抱えており、親身な個別的な対応が必要である。平成19年度からスタートしたアドバイザー制により、全学生の把握と個別の履修指導が可能となり、アドバイザーグループによる学年を超えた自主的な情報交換や支援活動が見られているので、今後もより効果的な対応ができるように教員相互の情報交換と支援体制を整備していく必要がある。

オフィスアワーの設定については、現在は、学生アドバイザー制度等により学生からの相談を受ける窓口は確保されていると考える。今後は、より学生への窓口を広げるために、オフィスアワーの設置について検討することが必要である。

シラバスの作成と活用状況については、これまで、講義概要の書式や、編入生の履修計画に関する案内の文章について検討を重ねてきたことにより、内容の分かりやすいシラバスとなっている。しかし、全学的な冊子印刷時期の都合上、シラバス作成時期が前年度12月であることから担当教員や授業展開方法等に変更等が生じることがある。今後はシラバスの有効活用がなされるよう、作成時期を改善する方法について検討することが課題である。

実習要項についても毎年、改訂を加えており内容的には充実してきている。しかし、4年間の実習内容がすべて網羅されており、冊子の厚さも増していることから、学生が利用しやすく、携行しやすい形態を考える必要がある。

学生による授業評価の活用については、現在、授業評価アンケートの結果を教育改善へ還元するための方法については、各教員に一任されているのが現状である。今後は、授業方法の改善策を具体化するためのプロセスについて検討することが課題である。

卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況については、卒業生からの学部の教育内容・方法に対する評価を得るための調査は過去、何度か実施されている。しかし、教育活動は常に学生の声、社会の声を取り入れながら変革を遂げ

ていく必要があり、継続して評価し改善に取り組み、先の先を見た教育の在り方を模索する必要がある。そのためのシステムを検討する必要がある。

授業形態と授業方法の関係に関しては、教員における授業方法の創意工夫や専門職らの協力により、教育の質を高めるための授業形態と授業方法が実施されていると評価できる。今後は、看護実践能力の修得をより促進するような教育方法の検討や、学生の主体的な学びを促進する教育方法を取り入れた教育プログラムについて検討を行うことが課題である。またギガビットネットワークを活用した遠隔授業の試みの経験を生かして、他大学や地域の病院との高度情報通信システムを用いた遠隔授業の実施の可能性を探る必要がある。

国内外との教育研究交流については、各教員そして大学院学生の中には、研究フィールドとして諸外国と連携し、国際保健に関する研究を推進している。しかしながら、看護学部としては、コンケン大学との部局間交流が教員のレベルで始まった段階で、学生間の交流にはいまだ至っていない。

(4) 改善の方策

学部・学科等の教育課程については、看護学部は、平成21年度の保健師助産師看護師養成所指定規則の改正を目処に教育課程の見直しを行い、多様な健康問題を有する対象者に対応できる看護判断力と実践能力を培うための教育を推進し、対象者や他の専門職と連携して健康問題の解決に取り組み、療養支援のみならず健康長寿を支援する看護者の役割を習得するための教育・実習を強化し、併せて、保健医療の動向を見極め、看護の知識を蓄積し追究するための基本的知識・技術の習得を推進していく予定である。教育課程の改正に伴い、課題追究・問題志向型学習を取り入れ、学生が主体的に学び、自ら知識の統合を図ることのできる教育方法の充実を図る予定である。

改正の方向性は次のとおりである。

今現在認知されているニーズだけでなく、将来の変化にも対応できる専門職の養成を目指すことを基本方針とする。

看護学としての体系を学生が年次を追って学ぶことができる科目を設定する。

物事を批判的に見極め、追究する能力を養う科目・教育方法を取り入れる。

総合大学としての利点を生かし、看護学を支える基礎となる隣接学問領域や、幅広くレベルの高い教養的学問領域の充実を図る。

基本的な看護実践能力の育成のための科目と教育方法の検討を行う。

現代の若者に不足していると言われている他者と関わる能力を高めるための科目・教育方法を取り入れる。

主体的に学び、探究する能力を育成することによって、専門職として生涯学び続ける姿勢を身に付ける科目・教育方法を取り入れる。

学部基礎科目、専門教育科目の関係性をより明確にし、教科内容の統合を行うことによって、相互協力の体制を作る。

基礎科目群(全学共通科目と学部基礎科目の一部)、看護の基礎科目群(これまでの基礎看護学と新しい科目)、専門教育科目群、看護統合科目群から構成し、相互の有機的な連携を図る。

看護統合科目群を置くことによって実習科目間の連携と関係性を明らかにし、卒業時

の学生が、個人・家族・集団・地域という看護の対象への働きかけを統合することができるようにする。

編入生の背景と教育ニーズにあった履修方法とカリキュラムの充実を図る。

在籍教員の能力を可能な限り有効に活用する。

教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性については、下記に示す現行のカリキュラムの課題を確認した上で、平成 21 年度導入の新カリキュラムの検討を行った。これらの課題を達成するためのカリキュラムの編成と教育方法の導入を行う予定である。

- 1) カリキュラムの基盤となる看護学の位置付け、学年を経るごとにどのような能力を育成していくのかの方向性を明らかにする。
- 2) 現状では保健医療現場で必要とされている看護実践能力をどの程度育成されているかの検証がなされていないため、4 年間での看護実践能力の育成の内容とレベルを明らかにし、学生の看護実践能力を育成するための看護技術チェックリストやポートフォリオの導入を図る。
- 3) 学生の学習進度に応じたレディネスを考慮したカリキュラムの運用を図る。
- 4) 各専門領域と各科目の担当者間の相互の情報交換の機会を増やし、各教科間の相互連携を図る。
- 5) 各看護専門領域の「概論」が「対象の理解」の中に含まれ、「方法論」「演習方法」「実習」に進んでゆくが、各専門領域の専門性は概論で示すものであるため、概論の位置付けを明確にし、各看護専門領域の専門性を明確にする。
- 6) 『看護の発展と探求』で位置付けられた科目は、看護学を概観したり統合したりする科目として位置付けられているが、さらに広く看護学を統合する科目を設定する。
- 7) 編入生のカリキュラムの考え方の主旨が明確でなく、学部卒としてまた本学で学士取得することにより、本学が目指す一般入試の学生と同レベルの到達目標に達したと言える履修内容の整備を行う。
- 8) 講義・演習では知識そのものだけでなく、事象の捉え方や物事の方法、学び方が身に付くことを目標にして、学生が主体的に学び探究するような教授内容・方法の工夫を行う。
- 9) 学生が国際的視野を育成し、国際社会の中で保健医療分野の交流や協力ができるための基礎能力を養うことのできる科目として、海外研修制度を設け単位認定を行う仕組みを作る。
- 10) 総合大学としての利点を生かし、他の保健医療関係学部との連携による授業科目・演習を取り入れ、専門職間の機能・役割の理解を踏まえたチーム医療体制の必要性を学ぶ。

教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけについては、社会・環境情勢の変化や学問の発達に応じて、大学人としての教養と総合的な判断能力育成のための教育内容が変化していく、また看護専門職の育成にとっての基礎教育の位置付けを確認しながら、教育内容の充実を図る。

倫理性を養う教育については、社会が複雑に変化する中で、保健医療専門職にとってより強化していく必要性があり、具体的な保健医療現場での事例の分析など倫理的判断応力をさらに深めることができる教育内容と方法を取り入れていく。

教育課程の開設授業科目、卒業要件単位に占める各科目の比率とカリキュラム編制における必修・選択の量的配分については、今後、保健師助産師看護師養成所指定規則の要件も満たしながら、保健医療に関する知識基盤の強化、看護実践能力の強化の必要性もあり、また併せて大学人としての豊かな教養を身に付けることも必要とされる。学部教育理念と教育目標を実現するため、全学共通科目、学部基礎科目、専門教育科目のバランスを効果的に取りながら科目を配置し、かつ学部内の教員の専門性を生かしながら有効に活用する。

また科目の重複や科目内容の精選を行うことにより、学生の過密な履修スケジュールを緩和し、本学部としての特徴ある教育を実現していく。このこともあり、平成 21 年度からの新カリキュラムでは、助産課程の開講は行わない予定である。

また選択科目の少なさは、保健師助産師看護師養成所指定規則のしほりがあるためでもあるが、当学部の特徴を生かし、魅力あるカリキュラムにするために、平成 21 年度からの新カリキュラムでは、選択科目の開講を増やした。

外国語科目と学部の理念・教育目標、国際化等の進展に適切に対応するための外国語能力の育成については、海外の保健医療動向や研究動向に目を向けさせ、国際社会の中での保健医療活動を捉える視点を育成する科目を設定するとともに、コミュニケーション手段としての語学力を身に付ける必要性を教授する。そのためには教員自身の国際交流活動への積極的な参加を促す。そのために新カリキュラムでは「海外語学研修」の科目を設け、海外の提携校との交流や語学研修制度の積極的な運営により、学生と教員の海外への視野を広げることがねらいとしている。

基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立と実践については、看護学部の教養教育にふさわしい全学共通科目の位置付けを図るためには、常に全学共通科目の内容を見直し、改善していく。特に、看護専門教育で必要な知識（化学、生物学、物理学など）を高等学校で選択していない場合には、全学共通科目の「第 2 部門（概論）」でこれらの基礎知識を身に付け補足することが期待されるため、教育内容について学部専門教育との連動性を持たせていく。

カリキュラムにおける高・大の接続については、平成 21 年度の推薦入学者の中で、高等学校での「化学」、「生物」が未履修の者に対して、入学前にテキストの紹介や自己学習課題を課し、入学後の学習を少しでも支援する試みを行う予定であるが、その他の入試形態の学生に対してはまだ具体策を講じていない。今後は入試形態を問わず、上記に該当する学生の履修上の問題点を把握し、入学前に学習課題を与え不足分の知識を補充するなどの具体的な支援対策を取る予定である。

また、平成 21 年度から学生の主体的な学びを促進するために、1 年生に小グループ学習による基礎セミナー（1 単位）を配置し、学生の個々の学習ニーズに応じた指導体制を整える予定である。

< 基礎セミナーの概要 >

自らの興味のある看護・保健・医療・福祉を題材として、「調べる（根拠のある内容を見つける）」、「まとめる（レポートの書き方）」、「報告をする（プレゼンテーションの方法）」、「ディスカッションをする（主体的に話し合いに参加する）」という学びの基礎を体験する。

カリキュラムと国家試験については、看護専門職にとって、免許の持つ意味・意義を学習進行度に応じて、強調し、伝えていく対策をとる必要がある。そのために、まず、平成 20 年度から、国家試験の解答方法が変わってくる機会を効果的に活用し、授業、演習、実習をリンクさせながら、しっかりと基本的な知識や技術、またその活用が可能となるような教授方法を意図的に組み込む。また、これまで同様、国家試験では 100%合格を目標に、各年次での強調の仕方や具体的支援方法に変化を持たせ、学生の自主的な取り組みを支援しつつ、個別対応及び全体支援での効果が相補的に機能するように学生の声を聞きながら工夫を行う。さらに、前年度の結果を分析し、支援体制の内容、時期、方法などを毎年見直し、改善する。

カリキュラムにおける臨床実習については、平成 23 年度まで開講予定の旧カリキュラムにおいては、現行の各看護専門領域の看護実践能力の教育内容、達成レベルの調査を行い、欠落部分や重複部分、そして学年進行に沿った順序性などの確認を行う。また 4 年間で達成が必要とされる看護技術の習得度をチェックリストで定期的に確認し、卒業時まで必要とされる技術項目の習得を図る。

また平成 21 年度からの新カリキュラムでは、保健師助産師看護師養成所指定規則の改正に伴い、各領域の実習の順序性と実習内容の変更を行った。新カリキュラムも基本的には学生の学習進度に合わせて積み上げ式を取っているが、3 年次の後期にはどうしても実習が集中してしまっているため、実習の連続期間は最大で 4 週間を超えない範囲で、途中に 1 週間のインターバルを入れて、学生が実習での学びを振り返る機会のための期間を設けた。また 4 年間の学びを統合する実習として 4 年後期に発展看護実習を設け、学生が特定の専門領域での学びを深め、将来の方向性を考える機会を設けた。

また新カリキュラムの導入に当たっては、看護実践能力のチェックリストを利用しながら学生の看護実践能力の成長の度合いが分かるようにするとともに、4 年間を通じて、学生の看護実践経験の過不足や重複がないように確認するシステムを備える予定である。

授業形態と単位の関係については、平成 21 年度の新カリキュラムから、開講区分と目的に応じた適切な授業時間・演習時間を配したカリキュラムを実施する予定である。

開設授業科目における専・兼比率等については、専門基礎領域科目については、他学部からの支援協力を今後とも得られるよう今後とも関係性の維持を図る。非常勤講師の比率が高くなっている原因の 1 つは専任教員の欠員の不補充があるので、一刻も早く補充に努める。また保健と医療関連の科目に関しては学内の人材の効果的な活用を図る。英語関連科目に関しては、平成 19 年度から学内に言語コミュニケーション研究センターが設立された。そこで平成 20 年度から、英語に関する科目は、言語コミュニケーション研究センターとの連携で継続した一貫した教育体制が可能となった。また学生のレベルに応じたクラス分けを行ない英語力の向上に努めている。今後も言語コミュニケーション研究センターとの連携調整により、英語教育に力を入れてゆく。

社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮については、平成 21 年度の新カリキュラムから看護学校 2 年課程卒の編入生についても、3 年課程の編入生同様、履修単位数 80 単位と同様に一括認定として認め、基礎分野系の充実を図るために 6 単位分を追加することによって専門基礎系の知識を充実させることになった。

また、社会人学生、編入学学生の学習ニーズを把握するとともに、きめ細かな履修指導をアドバイザーと教務委員会が協力して行う。

教育効果の測定については、臨地実習においては、実習委員会を中心に、看護学部における「看護技術等の卒業時の到達度」基準を作成し活用に向けてのシステムを構築する。また講義・演習・実習においても、その評価基準の設定は各教員や領域に一任されており、統一した基準が設定されていない。今後は評価基準の適切性と妥当性についても各専門領域間で情報交換を行い、実習での到達目標の評価基準を明確にする。

教育効果評価測定についての合意については、開講科目ごとに教育目的、評価の視点、評価基準、評価方法を明らかにするとともに、教員間のみならず学生へもシラバスやクラスガイダンスで明示し、相互の共通認識を図る。また担当教員間の評価基準の統一により、評価結果の妥当性及び信頼性を高める工夫を行う。

平成21年度からのカリキュラムに沿って、教育効果の客観的な測定指標等について検討を開始する。

卒業生の進路については、今後も、キャリア支援センターそして地域の保健医療機関との連携を図り、学生への就職・進学に関する支援活動を継続していく。

成績評価法については、学生の授業出席状況の確認方法等について検討し、より明確な成績評価システムの構築を行う。

各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途については、これまでと同様、日々の学習支援体制については、毎年、各委員会を中心とする学習支援体制を評価しながら毎年見直し、学生の能力とニーズに合ったより個別かつ柔軟で効率的な支援体制を作っていく。

2年次から3年次への進級要件の設定については、卒業後、国家資格の取得につながる教育課程であるため、学生の質の保証のためにはこのシステムの存在意義は大きいため今後とも継続する。また留年により学生の履修に不利が生じないように、各教科目の履修要件の見直しと時間割の作成の工夫を行う。留年生の学習支援については、アドバイザーと教務委員会・学生委員会が協力し合い、学生の個別性に応じた支援を行う。

平成21年度から看護実践能力の育成を目指したカリキュラムを導入する。またそれと並行して実習委員会が中心となり、卒業時までの看護実践能力の修得レベルを経時的に評価できるチェックリストの作成を行なう。また将来的には、学生が自分で成長の度合いを確認できるポートフォリオの導入や、卒業時の能力を見極める卒業判定試験の導入が必要であると考えている。

学生に対する履修指導及び留年者に対する教育上の措置については、学生と教員へのアドバイザー制度に関するアンケート調査を行い、毎年の活動評価を行うことにより、アドバイザー制度をさらに充実させて学生の履修相談、生活相談、進路相談ができる体制を強化する。

留年の危険性のある学生に対しては教務委員会、学生委員会とアドバイザーとが相互に協力して早期発見に努めるとともに、学習面、生活面においても個別指導を継続して行う。また必要のあるケースの場合は、健康支援センターとの連携により、学生指導を進めていく。

オフィスアワーの設定については、学生のニーズを踏まえ、オフィスアワーの設置について今後、その必要と具体的な設定方法等について検討する。

教育改善への組織的な取組みについては、学部FD検討委員会を中心に、全学FD委員会との連携の下、看護学教育におけるFD活動を継続的に実施する。

シラバスの作成と活用については、全学教務委員会と協力して、シラバスの作成時期や電子媒体化等の導入について次年度に向け改善案を作る。また実習要項についても、学生の使いやすさや携行しやすさも考慮した内容と形態について実習委員会を中心に改善案を提案する。

学生による授業評価の活用については、授業評価アンケート結果を踏まえた授業方法の改善策について、各教員が具体的に提示し、教員間で共有するシステムについてFD活動の一環として位置付ける。また授業評価結果を、学生を含めた関係者にフィードバックする必要性とその方法についても、自己点検評価委員会の懸案事項として次年度に向け取り組む。

卒業生による教育内容・方法を評価させる仕組みの導入については、平成20年度に卒業生の本学の教育カリキュラム、教育方法、教員の在り方に対する評価のための調査を実施する。また卒業生がどのような課題に直面し、本学にどのような要望を持っているのかも明らかにしたいと考えている。今後は卒業生の声をより容易に直接的に吸い上げてゆけるようなシステムの検討も併せて行う予定である。

授業形態と授業方法の関係については、学生の主体的学習を推進するための教育プログラムや授業形態、授業方法について教員が修得するためのFD教育の機会を設け、実際の教育活動に活かすことができるようにする。また教員相互の授業参観の機会を設けることにより、相互に学び合う機会をつくる。

国内外との教育研究交流については、コンケン大学との学部間協定に基づき、教員の共同研究を具体的に推進する。また相互の交流の機会を作り、相互のコミュニケーションを促進する。また学生に関しては、国内外の学生間の教育研究交流についての希望調査を行い、今後の交流活動を具体的に計画する。

6・2 看護研究科

(1) 目標

看護学研究科では、優れた倫理的判断力や保健医療の国際化・情報化に対応できる能力を持ち、看護実践の質の向上及び教育・研究を積極的に推進できる人材を育成する。

このため、医療の高度化及び看護職の高学歴化に伴う現場サイドの多様な学習ニーズ・シーズを踏まえたカリキュラム編成を行い、看護学の新たな実践領域に対応した教育内容を提供する。

(2) 現状

a 教育課程等

(a) 大学院研究科の教育課程

本研究科の教育課程は、大学院設置基準第3条第1項「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培う」、及び本学の教育理念、教育目標に基づき、専門的知識を深め、実践能力を向上させるよう、共通科目と専門科目で構成した。共通科目は看護の基礎となる科目を配置した。これは看護学共通科目と他領域専門科目の2つから成り、看護学共通科目は看護学の土台となる理論や技法を学習し、他領域科目は諸科学を学ぶことで看護の専門知識をより深めることが可能になる科目である。

また、専門科目は看護の特定の専門分野における知識や実践能力、研究的思考力を養うことを目的としている。専門科目の学習を通して、専門性を高め、実践能力を向上させる。

看護の専門分野として7つを設定した。これは「保健・医療システム学」、「看護管理学」、「成人・老人看護学」、「母性看護学」、「小児看護学」及び「精神看護学」である。

学生は1つの分野を選択して、専門的知識と実践力を磨く。本研究科では専門性の高い実践能力を養成するために、実習を必修とした。修了要件は、必修科目6単位、共通科目のうち他領域連携科目2単位及び専門分野から特論、演習、応用実習、特別研究の計22単位及び共通科目と他の専攻分野の特論の中から8単位以上履修し、計30単位以上に修士論文審査及び最終試験に合格することである。

(b) 授業形態と単位の関係

本研究科はコースワークとして講義、ディスカッションを中心として演習、そして臨地における実践としての実習と三つの授業形態によって教授している。

1単位の授業時間は、講義15時間、演習15時間、実験、実習、実技30時間である。

(c) 単位互換、単位認定等

入学前に本研究科において科目等履修で修得した単位数は認定するが、他大学院で履修した単位の認定及び単位互換は行っていない。

ただし、大学間交流協定により浜松医科大学との間で研究指導を受けることが可能である。

(d) 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

大学院設置基準の14条特例など社会人学生に対する特別措置は行っていない。しかし、社会人の学生に通学の便宜を図るために、科目の開講日を調整し、週1日から2日の通学で単位修得が可能な時間割で授業を行っている。また外国人留学生は個別に対応する予定であるが、これまで入学を希望する者がなかった。博士課程は設置していない。

(e) 「連携大学院」の教育課程

学外機関との連携として平成16年度から県立静岡がんセンターと協定を結び、学生が最先端の専門的な知識を学習できる機会を設けている。この協定では、看護部長等が本学の客員教授となって、共通科目の一部及び専門科目実習の一部を担当している。客員教授が副査など論文作成及び審査のプロセスには関与していない。

b 教育方法等

(a) 教育効果の測定

過去5年間の修士課程の修了生は49名である。修了生は、保健医療施設における実践者や大学等の教員として活躍している。修士論文のテーマは多岐にわたり、いずれも今後の看護にとって有益な課題を取り上げた研究である。こうした教育・研究の指導の効果を数値によって評価していない。しかし、次のような形で評価している。

まず第1は論文指導のプロセスにおいてである。必修である研究法、及び履修し

た科目について指導教員は論文作成のプロセスで評価できる。というのは本研究科では研究法など必修科目を積み上げることが、すなわち論文作成のプロセスとなっているからである。

第2は修士論文の学会発表あるいは学会誌などへの発表、そして第3は卒業生の就職先及び就職先での聞き取りなどで、これらの3つによって教育課程の評価を行っている。

(b) 成績評価法

成績評価については、シラバスにおいて明確に提示を行なっている。また論文審査は研究科委員会で論文審査基準を確認して、これに則って審査している。

(c) 研究指導等

履修ガイダンスは、入学時及び前期・後期の2回、看護学研究科履修要項に基づいて、修士論文の作成等を含めて実施している。

講義形態は、少人数制で実施しており、各講義において、学生の課題に対するプレゼンテーションやレポートを通して、教育・研究指導の効果をみている。また、学位審査会終了後に、修士論文の発表会を開催しており、研究成果を広く公開し意見交換を行い、修士論文の成果を共有する機会となっている。

修士論文の指導体制は、専攻分野の主研究指導教員が中心となり、修了まで責任をもって指導を行う。研究テーマがおおむね決定された段階で、学位審査会のメンバーでもある副査教員が2名決定する。そのため、研究計画の立案段階におけるテーマの決定や方法論の選択については、副査員や他分野の教員からの指導を随時受けながら、研究が遂行できるように配慮している。さらに、研究のフィールドの確保に当たっては、県内・外の医療施設及び国外の現場から多大な協力を得ている。

(d) 「連携大学院」における研究指導等

行っていない。

(e) 教育・研究指導の改善への組織的な取り組み

平成18年度からFD委員会による組織的な活動を実施している。グループワークや講師による講演会、個々の教員の持ち回りによる研究発表会等を開催し、実際の教授法や研究指導等に関する情報収集や教員間の意見交換を行なっている。

また、学生がより主体的に学習できるように、シラバスについては、授業の到達目標、評価方法を具体的に記述することを教員間で統一している。さらに、学生からの成績評価を含めた、学習に関する意見や申し立てが行ないやすいように、研究科内に意見箱を設置し、教育・研究指導の改善に心掛けている。

c 国内外との教育研究交流

平成20年度から浜松医科大学と本学では、特別研究生交流に関する協定書を締結し、他大学院の教員の指導が受けることが可能となった。また大学院学生が県立がんセンターなどの県立病院との共同研究を行う可能性について情報を収集している。

また、2006年からタイ王国のコンケン大学と部局間交流協定を締結しており、本学の

教員が、コンケン大学を訪問し、大学院学生を対象とした講義の実施や、今後の共同研究のための情報交換を中心に交流を行なっている。

d 学位授与・課程修了の認定

本学の修士課程を修了するには、2年以上在学し、30単位以上を取得しなければならない。さらに修士論文の審査及び最終試験に合格することが修了要件となる。修士論文の提出の資格を有する者は、本学大学院の学生で修士課程に1年以上在学し、原則として、大学院学則に規定する所定の単位のうち、必須科目及び専門領域の選択必須科目を合わせて22単位以上を修了した者としている。

提出された修士論文の審査及び最終試験は、「静岡県立大学大学院看護学研究科修士学位論文審査の手続きに関する細則」に基づき看護学修士学位審査会が行う。学位審査会は、審査及び最終試験結果を付託するために、当該大学院学生ごとに論文審査会及び最終試験審査会を設置している。論文審査会及び最終試験審査会は、看護学研究科委員会の委員3名以上で構成している。構成委員のうち、1名は主研究指導教員である。2名の副研究指導教員については、審査における透明性や客観性を保持するため、同一分野の教員を含めないとしている。

論文審査会及び最終試験審査会が審査を行い、審査結果を学位審査会の会長に文書をもって報告し、さらに、学位審査会は、看護学修士の学位に関する審査を行い、審査結果を看護学研究科委員会に文書をもって報告し、修士論文及び最終試験について、合格又は不合格の認定を行なっている。

専門職大学院、早期課程修了の認定は行っていない。

(3) 点検・評価

[効果の上がっている事項]

教育課程については、本研究科は平成13年に開設し、平成16年にカリキュラムの一部改定を行い、現行の教育課程となった。看護学研究科は看護学部はその基礎を置き、学部教育の内容を卒業生自らの関心を発展させ、看護の専門性を高めることが可能であり、学部教育の内容と研究科の教育内容はおおむね重なっており、整合性がとれている。

現行の教育課程は、専門分野の学習が特論と演習の4単位、応用実習2単位及び特別研究8単位と、専攻分野の研究能力と高度な専門性を持つ実践能力という2つの能力を育成することが可能であり、大学院設置の目的に適合している。

授業形態と単位の関係については、本研究科は看護学という実践の科学を教授・研究する課程であるため、講義や演習の科目だけでなく、臨地における実習を取り入れており、研究科の目的である専門的知識・技術を身に付け、実践能力を高めることができる。したがって講義、演習に比べて実習などを1単位30時間とするのは適切である。

社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮については、社会人学生に対して行っている時間割に対する配慮により社会人学生も通学が可能であり、14条特例に代わる対応策として評価できる。

「連携大学院」の教育課程については、連携大学院では主として知識の教授あるいは実習時の指導に限定しており、研究科の教育内容をより充実させるものとして機能して

おり、がんセンターという病院組織との連携では適切であると評価できる。

教育効果の測定については、修了生は49名だが、論文としての公表は少ない。修了後教育分野に就職したものは7名、進学者4名、臨床に就職したものは38名で、臨床現場や企業において実践能力を発揮している者が多い。したがって、本修士課程は実践能力の向上に寄与していると評価できる。臨床現場の責任者から、研究指導の役割を担い、後輩の育成に貢献していると評価が高く、本研究科の目的に沿った修了生が輩出していると評価できる。このように、論文作成段階において、修了生の論文もしくは学会発表、さらに就職先での評価の3つによって教育効果を測定することは適切であると考えられる。ただし、修了生による論文もしくは学会発表に関するデータは研究科として把握していない。

成績評価法については、評価基準の解釈によって、各教員間での評価の幅があることが考えられる。しかし、現在まで学生からの問題の指摘はなく、おおむね適切に評価できていると考えられる。

教育・研究指導の改善への組織的な取り組みについては、講演会あるいは教員の研究発表会などにより教員は新たな方法論や研究のポイントを把握できるため、教員の指導力の向上につながるものとして評価できる。

授業評価に関しては、まだ学生数が少なく、アンケートなどは個人が判別しやすいので、あえて行っていないが、教務委員会から学期の終了時には授業や時間割上で問題がなかったかについて問いかけ、改善策を検討しており、学生数が少ない段階では適切であると評価される。

学位授与・課程修了の認定については、本学の研究科における学位授与・課程修了の認定については、当該分野の主研究指導教員と他分野の教員と共に、手続き、審査基準など規定に則り厳格に実施しており、学位授与及び修了の認定は適切である。

[改善が必要な事項]

教育課程については、単位数で示されるように、研究能力の育成に力点が置かれているくらいがあること、さらに専門分野の単位数が6単位と他分野や共通科目から修得する単位数よりも少なく、専門性を十分に高めることができるかが課題である。また、専門分野は開設時より1つ増えたが、学部の分野数より少なく、学部の科目に対応した専門分野が十分に配置されているとはいえない。

単位互換、単位認定等については、看護学という実践を重視する研究科であるため、専門分野では講義、演習、実習が関連しており、別個に認定できない。そのため、他大学院で履修した科目の単位認定は限定せざるを得ない。また専門分野以外の共通科目については単位認定あるいは単位互換を行うことは可能である。

研究指導については、主研究指導教員を中心に適宜、他分野の協力を得られる指導体制の整備は、学生に対する研究指導の充実において長所となる。しかし、学生全員が長所を生かして指導を受けているわけではない。また、教員の異動などにより、主研究指導教員である教授への指導上の負担が集中することが課題である。

また、学生からの専門分野や指導教員の変更希望は、これまでに指導教員の途中退職に伴って6件生じているが、これらについて研究科会議で審議され、希望する指導教員への変更がなされており、十分に対応できている。今後、学生が専門分野の変更を希望

した場合の対応方法をあらかじめ決めておく必要がある。

国内外との教育研究交流については、浜松医科大学との連携は本年度から始まったため、今後その内容を点検し、広げて行くことが必要である。大学院学生による県内の医療機関との共同研究に関する情報は得られていない。またコンケン大学においては、教員が交流を開始した段階で、学生間の交流に至っていない。

(4) 改善の方策

教育課程については、臨地において専門的な実践能力を持つ看護師・保健師の育成が求められているが、上記のように専門分野の単位数が十分とはいえない。そこで、今後は実習を含めて1分野内の科目数を増やし、学生の希望、つまり研究に重点をおくか、実践能力の向上に重点をおくかという学生の希望に合わせて選択できるように配置し、研究能力と実践能力を共に育成する科目を配置する。学部の分野との整合性を考慮し、専門分野の増設も必要だが、現在看護系教員の確保が難しいが、教員が充足した段階で専門分野を増設する。

単位互換、単位認定等については、今後、他大学院の単位を認定するために大学間協定を広げる可能性について他大学との意見交換を始める。

社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮については、教育課程の見直しにより専門分野の科目が増加した場合は、社会人学生に対して更に配慮し、開講日を平日1~2日及び夜間開講を設定できるよう、学部時間割との調整を図る。

教育効果の測定については、修了生の動向の追跡調査や、論文の公表に関する調査を実施し、データを蓄積する。

成績評価法については、教員間で共通した評価の指標や明確な基準を設定する。

研究指導については、複数の教員による研究指導体制を一部始めているため、今後、多様な専門性を生かした指導体制が可能であるよう内規を作成する。一方で学生からの専攻分野変更希望に関する内規を定める。

国内外との教育研究交流については、大学間協定による学習の機会の増設、及び県内医療機関、さらにはコンケン大学と大学院学生の共同研究に関する情報収集を継続する。

学位授与・課程修了の認定については、論文の審査基準については、更なる精度の向上のために見直しの機会を設ける。

第4節 学生の受け入れ

目標

本学の基本理念に基づいた教育目標である、「社会に貢献できる有為な人材の育成」にあたり、入学者選抜は、本学の理念や各学部・研究科の教育目標、特色、専門分野等の特性にふさわしい入学者を見出すという観点から行う。

そのため、学力検査等の実施により、本学で学ぶにふさわしい確かな学力を備えた人材を見出し確保するとともに、入学志願者の資質、意欲等にも配慮した選抜方法を採用する。

また、「広く県民に開かれた大学を目指す」理念を実現し、地域の進学需要に対応するため、静岡県内高校生を対象にした特別選抜を設け、入学定員を振り分ける。さらに、帰国子女、社会人、私費外国人留学生の志願者に配慮した特別選抜を実施する。

1 大学における学生の受け入れ

(1) 現状

a 学生募集の方法

目標に沿った入学者選抜を実施するため、高等学校との連携を深め相互理解を図るとともに、新入生やオープンキャンパス参加者等に対してアンケートを実施するなどして、学生募集の方法に反映させている。

(a) 大学案内等の送付及びホームページ等による周知

大学案内、入学者選抜要項及び学生募集要項をホームページに掲載している。また、入学者選抜要項、学生募集要項は、県内すべての高校へ配布するとともに、新聞各社に情報提供を行っている。受験雑誌や新聞社、受験産業等からのアンケート調査には、迅速に対応し情報公開に努めている。

(b) オープンキャンパスによる学生の獲得

オープンキャンパスは、本学に興味を持った高校生、大学受験準備者及びその保護者等が大学へ出向き、雰囲気や施設を体感できるイベントである。入学者へのアンケート調査から、オープンキャンパスが受験生にとって志望校決定に非常に大きな影響を与えており、各学部は有為な学生獲得のために学部の説明、キャンパスツアー、在学生との懇談、模擬授業等、趣向を凝らして実施している。過去5年間のオープンキャンパスの参加者数の推移は次のとおりである。参加者は各学部ともここ数年増加傾向にある。

年度 学部	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19
薬	419	575	544	740	737
食品栄養科	426	441	450	550	578
国際関係	708	701	811	900	940
経営情報	269	259	262	372	385
看護	444	440	530	565	707
合計	2,266	2,416	2,597	3,127	3,347

(c) 高大連携、大学見学の受け入れ、進学相談会、説明会の実施

1) 高大連携

県内高校との連携を図るため、校長の代表を招き「入学者選抜に関する懇談会」を開催している。また、本学の入試問題を高校教員に分析してもらい、分析に関わった高校教員の代表と情報交換を行う「入試問題分析に関する懇談会」を開催している。

さらに、本学の学部・学科の特色を理解してもらうため、教職員が高校に出向き、学部の説明を行なった。平成 19 年度は 19 校を訪問した。

2) 大学訪問及び見学の受け入れ

本学の見学や訪問を希望する高校の生徒や保護者の見学を積極的に受け入れている。平成 19 年度は 26 校、延べ 830 人を受け入れた。

3) 進学相談会への参加

受験産業等主催のブース出展を通じて、学部学科の特色、入試制度、授業料等経費、国家試験合格率、就職実績等の説明を受験生に行っている。平成 19 年度は 12 回出展し、参加者は 576 人であった。また予備校に出向き、同様の情報提供を行った。

4) 県内国公立 3 大学の合同説明会の開催

静岡大学、浜松医科大学との県内国公立大学での合同説明会を県内 4 か所、愛知県 2 か所で開催した。二部構成で実施し、第一部は高等学校教員を対象とし、入試の変更点を中心とした説明を行い、第二部は教員のほか、受験生、保護者を対象とした相談会を実施した。全説明会を通しての参加者は、第一部が 158 人、第二部が 75 人であった。

b 入学者選抜方法

(a) 入学者選抜方法

目標を達成するため、本学では、複数の入学者選抜方法を採用している。一般選抜と特別選抜、編入学試験の 3 区分がある。一般選抜は分離分割方式(前期日程と後期日程)及び公立大学中期日程により実施している。一般選抜等における大学入試センター試験の利用科目や個別学力検査等の科目は各学部の求める学生像に従って学部ごと定められている。また、特別選抜は、推薦入学特別選抜(大学入試センター試験を課す。大学入試センター試験を免除する。) 帰国子女特別選抜、社会人特別選抜、私費外国人特別選抜の種類を実施している。特別選抜の実施により、社会人や外国人留学生を含む多様な人材の受け入れを行っている。編入学試験は、3 年次への編入の試験である。

概略は以下のとおりである。

一般選抜

学部	日程	科目等	
		大学入試センター試験	個別学力検査等
薬	公立大学 中期日程	5 教科 7 科目(国・社 1・数 2・理 2・英)	化学 ・ 、 物理 ・
食品栄養科	前期日程	5 教科 7 科目(国・社 1・数 2・理 2・英)	化学 ・
	後期日程	3 教科 5 科目(数 2・理 2・英)	面接
国際関係	前期日程	3 教科 3 科目(国・社数から 1・英)	英語 ・ 、リーディング、ライティング
	後期日程	2 教科 2 科目(国社数理から 1・英)	なし

経営情報	前期日程	5教科7科目(国・社理から3・数2・英)	なし
	後期日程	4教科5科目(国・社理から1・数2・英)	面接
看護	前期日程	5教科5科目(国・社1・数1・理1・英)	小論文、面接
	後期日程		なし

特別選抜

1) 推薦入学

推薦入学特別選抜には、静岡県内の高校生のみが応募できる「県内推薦」と、県内外の制限がない「全国推薦」とがある。県内推薦の実施は、本学の設置母体が静岡県公立大学法人であるという特性のため、地域の高等教育機関としての使命を有していることの社会的表現であるといえる。県内推薦、全国推薦の設定、推薦人数は学部ごと定められている。いずれの選抜も、面接を課すことにより、志願者の資質、意欲等を確認している。

推薦入学(大学入試センター試験を課す。)

学部	出願要件 (県内外)	科目等	
		大学入試センター試験	個別学力検査等
薬	県内外の制限なし	5教科7科目(国・社1・数2・理2・英)	面接

推薦入学(大学入試センター試験を免除する。)

学部	出願要件(県内外)	科目等
薬	県内高校に限る	適性検査(化学・、物理)、面接
食品栄養科	県内高校に限る	適性検査(化学・)、面接
国際関係	県内高校に限る	小論文、面接
経営情報	県外高校は10人以内	適性検査(英語能力、数理的能力)、面接
看護	県内高校に限る	小論文、面接

2) 帰国子女

帰国子女特別選抜は、保護者の海外勤務等の事情により外国の学校教育を受けている者を対象に、看護学部を除く4学部で実施している。募集人員は全学部とも若干名である。

学部	科目等
薬	学力検査(化学・、物理・、英語)、面接
食品栄養科	学力検査(化学・、英語)、面接
国際関係	学力検査(外国語)、小論文、面接
経営情報	適性検査(英語能力、数理的能力)、面接
看護	小論文、面接

3) 社会人

社会人特別選抜は看護学部において実施している。出願要件として、満23歳以上の者で大学入学資格を有しているとともに、出願時に社会人として3年以上かつ4,500時間以上の職務経験を有していることを要件としている。募集人員は若干名である。小論文と面接及び調査書、志望理由書を総合して選抜し、社会人の経験を活かしながら、保健・医療の高度化、専門化に対応できる人間性豊かな人材の養成を目指す。

す。

学部	科目等
看護	小論文、面接

4) 私費外国人留生

私費外国人留学生特別選抜は、看護学部を除く4学部で実施している。出願要件は、日本の国籍を有しない者で外国において12年の課程を修了した者又はそれに準ずる者で、他に日本留学試験、TOEFLかTOEICを受験していることが必要である。定員は若干名で、試験科目として、学力検査、面接を課している(経営情報学部は面接のみ。)

学部	科目等
薬	学力検査(化学・、物理・)面接、日本留学試験、TOEFL又はTOEIC
食品栄養科	学力検査(化学・)面接、日本留学試験、TOEFL又はTOEIC
国際関係	学力検査(英語、日本語)面接、日本留学試験
経営情報	面接、日本留学試験、TOEFL又はTOEIC

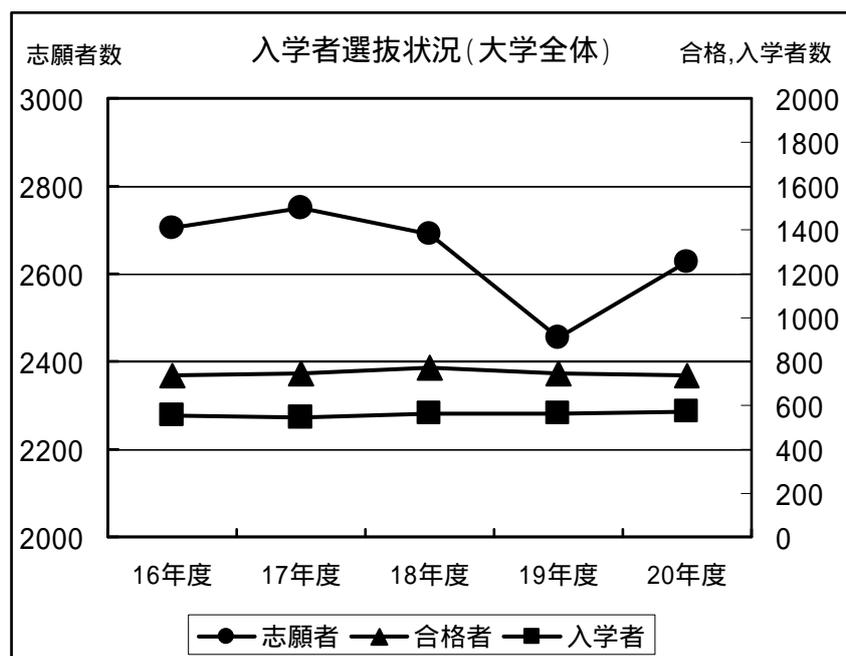
編入学試験

編入学試験は、食品栄養科学部食品学科及び看護学部で実施している。出願要件は食品学科は大学、短大、高等専門学校を卒業(卒業見込み)又は専修学校を卒業(卒業見込み)の者で、看護学部は看護系短大を卒業(卒業見込み)又は専修学校の看護系専門課程を修了した者で、本学3年次への編入となる。募集人員は、食品学科は若干名、看護学部は10人である。両学部とも選抜に際し学力検査と面接を課すが、看護学部では面接の配点が高い。

学部	科目等
食品栄養科 (食品学科)	学力検査(英語、専門基礎(食品栄養科学の基礎となる化学系及び生物学系分野))、面接
看護	学力検査(専門基礎科目:解剖学、生理学、生化学、微生物学、病態学、看護専門科目:基礎看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学、精神看護学、母性看護学)面接

(b) 入学者選抜状況

大学全体の志願者数の推移をみると、平成16(2004)年度選抜2,703人、平成17(2005)年度選抜2,749人、平成18(2006)年度選抜2,689人、平成19(2007)年度選抜2,455人、平成20(2008)年度選抜2,629人となり、平成20年度選抜では増加に転じた。その間の入学者数の年次推移は、16年度選抜559人、17年度選抜544人、18年度選抜565人、19年度選抜564人、20年度選抜576人と一定水準を保っている。(大学基礎データ表13)



c 入学者選抜基準の透明性

入学者選抜要項に、望ましい学生像とともに、入学者選抜方法（実施科目、配点、その他選抜方法）を明記している。また、同様の情報をホームページに掲載し、広く公開している。さらに、個人情報の開示についての要領も募集要項及びホームページに掲載し、情報の開示請求に対して対応している。

また、「入学者選抜に関する懇談会」、「入試問題分析に関する懇談会」、高校へ出向いての学部説明会、各種説明会において、入試概況の報告や入試情報の提供を行っている。

d 定員管理

平成10年以降、定員割れや極端な定員超過をしたことはない。2007(平成19)年5月1日時点での在籍学生数/収容定員は、全学で1.14であり、学部ごとでは薬学部1.12、食品栄養科学部1.21、国際関係学部1.21、経営情報学部1.1、看護学部1.01となっている(大学基礎データ表14)。国際関係学部国際関係学科の数値が1.33と高くなっているが、これは休学をして海外留学をする学生が多いためである。

入学定員に対する入学者の比率も、平成20年度114.1、過去5年間の平均でも111.2であり、学部別(平成20年度)では、薬学部110.0、食品栄養科学部120.0、国際関係学部119.4、経営情報学部114.0、看護学部100.0であった(大学基礎データ表13)。

著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部はない。

e 退学者

本学の退学者は、2005(平成17)年度32名、2006(平成18)年度55名、2007(平成19)年度27名となっており(大学基礎データ表17)、全学生に占める割合は、1~2%となっている。

主な退学理由は、進路変更と一身上の都合であり、1・2年次には他大学を受験するもの

が多く、3・4年次には精神的な悩みに起因する進路変更や成績不振などの理由が多くなる。

本学では学生の相談に対応するため、各学部に指導教員を配置している。指導教員は、薬学部・看護学部ではアドバイザー、食品栄養科学部ではチューターとも呼ばれ、1教員が10人程度の学生を担当して、学生の学業・進路・生活などの相談に応じている。退学を希望する学生は、指導教員に相談をし、その同意を得て退学する。

退学の手続きは、本人と保証人が連署した退学願いに指導教員が承認印を押印して学部教授会に提出をし、教授会の承認を得た後、学長が決裁をすることになっている。

(2) 点検・評価

[効果の上がっている事項]

学生募集については、オープンキャンパスでは、来場者の91%が内容に満足しているというアンケート結果を得た。また、「入学者選抜に関する懇談会」、「入試問題分析に関する懇談会」、高校へ出向いての学部説明会は、大学教員と高校教員とが、入試制度、大学教育に関して相互に意見を交換する場として有効に働いており、出席者を通して、各学部において入試の在り方、教育の改善に役立てられている。

さらに、大学見学、進学相談会、合同説明会では、受験生、保護者及び高校教員に対して大学、入試の情報を提供することにより、元々本学を志願している受験生だけでなく、本学への新たな志願者の獲得にも寄与している。

<志望校を決定する上で参考になったもの>

インターネット	オープンキャンパス	受験情報誌	進学相談会	出張講義	その他	合計
202	197	96	46	15	94	650
31.1%	30.3%	14.8%	7.1%	2.3%	14.5%	100%

<平成19年度本学新入生アンケート結果から抜粋>

入学者選抜基準については、入学者選抜方法（実施科目、配点、その他選抜方法）を入学者選抜要項、学生募集要項に掲載するとともに、ホームページにも公開しており、透明性が維持されているものとする。

定員管理に関しては、収容定員に対する在籍学生数の比率、入学定員に対する入学者の比率ともに適切であるといえる。理系の学部は、国家試験を目指しており、入学者数の管理、入学後の学生指導による留年学生の減少など、厳正な定員管理に努めている。文系学部、特に国際関係学部では3年次から4年次にかけて休学をして海外留学をする学生が多く、それにより留年をする学生が増えるが、学部の特性を考慮すると当然のことといえる。

[改善が必要な事項]

学生募集については、ホームページは、受験生にとって大学や入試の情報入手の手段として、大変重要な情報源となる。しかしながら、現在のホームページは、ページ構成が統一されておらず、利用しにくい状況であり、アンケートでも、ほしい情報がどこにあるか分かりにくいとの評価がある。

入学者選抜方法については、一般選抜の個別学力検査等の科目については、出題者の制約により必ずしも最適な科目編成となっていない場合がある。また推薦入学では、薬学部において、県内推薦合格者の入学後の成績が二極化してきており、入学後の学習についていけない学生が出てきている。

退学者に関しては、退学者数が、2007(平成 19)年度を除き毎年 30 人前後で推移しており、人数的にはやむを得ないと認識している。退学の中には、自己の人生を見つめ直し、新たな出発をするという積極的な意味合いを持つものと、悩みの中から新たな道を見出せず、意欲を失ってしまう消極的なものがある。本学では指導教員が学生と面談をすることにより、新たな出発をする学生にはその決意をさせ、悩みを抱えている学生ためには支援の方策を検討している。ただし、退学を望むすべての学生の生活実態と悩みを把握することは不可能であり、指導教員による相談にも限界があるのが事実である。

(3) 改善の方策

学生の募集については、大学全体のホームページの再構築にあわせ、入試情報のページも、構成を見直し、より情報入手しやすいように改編する。また、オープンキャンパスでは、来場者へのアンケートを継続し、各学部で実施している学部の説明、キャンパスツアー、在学生との懇談、模擬授業等の内容についての妥当性を継続的に検討し、内容を改善する。さらに他大学の入試情報の提供の方法や提供する情報を参考に、本学として提供できる情報の見直しを図り、より適切で有用な情報の提供を行う。また、入試制度の変更に際し、正確で分かりやすい情報の提供を行うため、現状の説明会、見学会、懇談会等を活用して、更にきめ細かい広報活動を行う。

入学者選抜方法については、最適な科目編成となっていない場合については、大学入試センター試験の利用科目と配点を工夫することにより対処しており、今後も大学入試センター試験を有効に活用していく。

入学者選抜基準については、今後とも、科目の配点その他選抜方法を明示することにより選抜基準の透明性を維持する。

定員の管理は、厳正に行われているので今後もこの方針を堅持する。授業改善・生活指導の充実により、留学以外を理由とした留年学生の一層の減少にも努めていく。

退学者については、本学では現在配置されている指導教員の役割を強化して全学的なチューター制度を導入・確立することを目標としている。指導教員が学生と接触する機会を増やし、学生が相談しやすい体制を確立する。このことにより消極的な理由で退学をしていく学生を減少させる。

2 学部における学生の受け入れ

(1) 現状

a 薬学部

(a) 入学者受け入れ方針と理念

医療を通じて人類の健康に貢献する総合科学としての薬学教育を通して社会に貢献する人材を育成する。この理念に基づき、「医薬品の創製・生産・管理、環境・保健衛生・福祉及び医療従事者としての薬剤師の職能などに係わる知識」を有し、医療の担い手として貢献する倫理観を備えた薬剤師の養成と、創薬科学・生命薬学を担う「薬学的基础

知識とその応用展開能力」を備えた想像力豊かな研究者や高度専門職業人の育成を目指した高等教育を推進する。

(b) 入学者受け入れ方針と選抜方法、カリキュラム

本学部の入学者受け入れのポリシーは、化学、物理、生物を基盤とした知識と知恵（応用展開力）を持ち、生命科学を基礎とする高度の薬学的思考と倫理観を備えた創造性豊かな人材の育成にある。このため、入学者の選抜は、推薦入学、帰国子女及び私費外国人のための特別選抜と個別学力検査等による一般選抜により実施している。入学者受け入れ方針と選抜方法については、県内高等学校長との会議等を通して、入学者選抜方法の妥当性、選抜問題の適否などの意見交換を行っている。また平成 18 年度からの 6 年制薬学科と 4 年制薬科学科の一括入試に関しては、学生への説明会と質疑、アンケート調査、保護者懇談会などを設けて、点検作業を行っている。

カリキュラムに関しては、6 年制薬学科に加え、大学院博士課程までを視野に入れた 4 年制薬科学科との 2 学科制を実施しており、薬学教育モデル・コアカリキュラム及び薬学教育実務実習・卒業実習カリキュラムを基盤に、3 年次までは全学生が薬学科・薬科学科共通科目を履修するカリキュラム編成をとっている。3 年次後期に、本人の志望や学業成績、適性などにより学科の振り分けを行う。また、薬学科・薬科学科共通科目だけでなく、薬学科と薬科学科において独自のカリキュラムを実施している。またカリキュラムについては、学生による授業評価を授業の途中(形成的評価のため)及び授業の最後に行っており、その結果は教員に伝達するとともに、評価の低い授業にはより良い授業に向けた改善策の提出を求めることにしている。またカリキュラムを常に見直すために、定期的に教務委員会、実習担当者会議、演習の在り方会議などを開催し、点検と改善に努めている。問題解決能力に関しては全学生に卒業研究の論文発表会(学内公開)、卒業論文の提出を求め、点検を行っている。また就職率や就職先、卒業生の活躍などからも点検を行っている。

(c) 入学者選抜試験実施体制

特別選抜及び一般選抜試験実施のために、入学者選抜実施委員会、全学実施本部及び学部実施本部を設置している。

(d) 入学者選抜の公正性、妥当性の確保

親族に大学受験者がいる教員は、入試関係業務を担当しない。

受験者の氏名、受験番号等を特定できない状態で採点業務を行っている。

採点、集計、入力は、同一の教員が担当者しない。

同一問題を複数の教員が採点し、採点結果を第三者が確認する。

集計、入力は、複数のグループで独立して同時に実施し、入力結果は、グループ間で再確認する。

入学者の選抜は、入学者選抜実施委員会、教授会、教員総会の議を経て行う。

(e) 入学者選抜方法の検証

特別選抜及び一般選抜試験による各入学者について、学部入学後における学期ごとの

成績を追跡調査することで、入学者選抜方法の妥当性を検証している。

(f) 定員充足率

薬学部薬学科においては、他機関に依頼する実務実習があるため、入学者定員に関しては、特に厳しい。私立薬科大学協会などを中心に、定員の 1.06 倍を目安としている。本学においても過去の実績等を考慮し、定員をあまり超えないように、合格者数を決定している。

b 食品栄養科学部

(a) 入学者受け入れ方針と理念

「食と健康」をとりまく様々な問題（生活習慣病、メタボリック症候群、企業倫理、食品の安全性、食育、マスコミによる健康食品の報道等）を解決するためには、いずれも厳密な科学的方法しか手段がない。したがって、どちらの学科の志望者にも、入学後は体系的な生命科学の知識と技術を学ぶこと、人の健康と命に関わる問題を学んでいるという誇りと責任感を身に付けること、卒業後はそれぞれの分野で指導的な立場を目指すことを期待している。そこで、本学部には、(a) 高等学校で履修する数学、物理、化学、生物学、英語などの基礎学力があり、(b) 「食と健康」に対する関心を持ち、そして何よりも、(c) 健全で科学的な対応ができる倫理観と知性を指向する学生を受け入れたいと考えている。

(b) 入学者受け入れ方針と選抜方法、カリキュラム

ア 選抜方法

推薦入学：静岡県内の高等学校を卒業見込みの者を対象とする。大学入試センター試験及び個別学力検査を免除し、書類審査、適正検査の成績・結果を総合して選抜する。

前期試験：大学入試センター試験（5教科（英語、数学、国語、理科、社会）7科目）と個別学力試験（化学・ ）の結果を総合して選抜する。

後期試験：大学入試センター試験（3教科（英語、数学、理科）5科目）と面接試験の結果を総合して選抜する。

イ カリキュラム

食品生命科学科：化学系基礎科目、生物系基礎科目、食品系科目が体系的に配置されている。

栄養生命科学科：厚生労働省が管理栄養士養成施設として認可するのに必要な科目はすべて配置されている。

(c) 入学者選抜試験実施体制

学部長を委員長とする学部入学者選抜実施委員会（教授7名）を設置し、少なくとも月1回は入試の実務に関して協議し、試験当日は主要な実務を担当している。またそれとは独立に、学部入学試験問題検討委員会を設置し、試験問題（前期日程における個別学力検査、推薦入学における適性検査）ごとに、作成、検討、記録等を担当している。

(d) 入学者選抜の公正性・妥当性の確保

筆記試験に関しては、問題作成委員のみが出題内容をあらかじめ知っている。また、採点は受験番号と氏名を隠して行い、問題作成委員以外の教員も担当することにより、妥当性を確保している。面接試験は複数の教員が担当している。

(e) 入学者選抜方法の検証

推薦入学：静岡県内の高等学校を卒業見込みの者を対象とする。大学入試センター試験及び個別学力検査を免除し、書類審査、適正検査の成績・結果を総合して選抜する。

前期試験：大学入試センター試験（5教科（英語、数学、国語、理科、社会）7科目）と個別学力試験（化学・ ）の結果を総合して選抜する。

後期試験：大学入試センター試験（3教科（英語、数学、理科）5科目）と面接試験の結果を総合して選抜する。

(f) 定員充足率

適正な充足率を維持している。（大学基礎データ表 13）

c 国際関係学部

(a) 入学者受け入れ方針と理念

グローバル化という地球的な規模での大きな変動のなかで、国際情勢は、ますます先行きの不透明さを増しているのが現状である。しかもそこには、様々な要因が複雑に絡まり合っている。そうした現実を踏まえれば、「国際関係」「inter-national」は、すでにその名の示唆するような「国家」「nation」と「国家」「nation」との「関係」「inter」だけには還元できない複合的な領域を想定せざるを得ない。したがって、国際関係学部の学生には、今まで以上に、多種多様な情報を収集し、分析し、一定の判断を導き、それを伝達し、交渉することのできる能力が求められている。

それを分節化すれば、

外国語の、なかでも英語の理解力と発表力としての言語能力

数学や統計学などをベースにした分析能力

幅広い教養と専門的な知識に裏打ちされた判断力とコミュニケーション能力

である。入学者に期待するのも、高等学校までの各教科における基礎的な（教科書レベル）知識を、まずは確実に習得しておくことである。

(b) 入学者受け入れ方針と選抜方法、カリキュラム

ア 選抜方法

推薦入学特別選抜：静岡県内の高等学校を卒業見込みの者を対象とする。1高等学校等につき、1名。大学入試センター試験及び個別学力検査を免除し、調査書・推薦書、小論文（100点）及び面接（100点）の成績結果を総合して選抜する。

帰国子女特別選抜：センター試験を免除し、出願書類、学力検査〔外国語（英語、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語、ロシア語、フィリピン語、スペイン語から1：100点）〕、小論文（100点）及び面接（100点）の成績結果を総合して選抜する。

一般選抜〔前期日程〕：大学入試センター試験（3 教科（国語、地歴・公民・数学、外国語）から 3 科目）と個別学力試験（外国語〔英語・英語・リーディング・ライティング〕）の成績結果を総合して選抜する。個別学力試験では、英語力を通して、より幅の広い知識や関心を見ることのできる、厳選された問題の作成を心掛けるように努めている。

一般選抜〔後期日程〕：大学入試センター試験（2 教科（国語・地歴・公民・数学・理科、外国語）2 科目）の成績結果を総合して選抜する。

私費外国人留学生特別選抜：大学入試センター試験を免除し、学力検査〔英語（基礎的な学力の有無を問うもの）、日本語〕及び面接を行う。英語において一定以上の点数のものについて、日本語 100 点及び面接 100 点（出願書類及び日本留学試験の成績を含む。）の成績結果を総合して選抜する。

イ カリキュラム

現行のカリキュラムは、一般教育科目に代わる「全学共通科目」があり、基礎的なところでは、学部においては「学部共通科目」、学科においては「学科共通科目」「地域研究」という、いわば国際関係に関わる基本的な科目群、そして「英語」「地域言語」という語学関連科目群が配置されている。専門科目は、その上に位置付けられる構成である。

そして、その専門科目は、国際関係学科では「国際政治経済コース」「国際行動学コース」の 2 コース、国際言語文化学科では「英米文化コース」「日本文化コース」「アジア文化コース」「ヨーロッパ文化コース」の 4 コースという、全部で 6 コースごとにそれぞれ a 群、b 群という 2 つの郡で細分化して編成している。そして、それらを踏まえて 3 年次、4 年次の「演習」と「卒業研究」によって、専門性が確保される仕組みになっている。

(c) 入学者選抜試験実施体制

学部長を委員長とする学部入学者選抜実施委員会（委員 6 名）を設置し、少なくとも月 1 回は入試実施に関する協議を行い、各試験実施当日は、事務的な実務を担当している。

試験問題、とりわけ前期日程における個別学力検査や推薦入試における小論文などは、個別の作問部会における協議を重ねながら、より厳正な試験問題の作成を行い、それらを全学的な作問部会と学部長において検討し、さらには外部の委員会における適正性の吟味を通して実施するようになっている。

(d) 入学者選抜の公正性・妥当性の確保

問題そのものに関しては、作成委員だけが内容を知っているという、秘密保持が大原則。また、採点に関しては、受験番号や氏名など個人を特定できる情報はすべて実施委員の手によって厳密に管理されており、採点者全員が、一定の採点基準を共有することで、妥当性を確保している。

面接試験は複数の教員が担当するが、一定の共通な設問などをあらかじめ検討し、共有することで、公正性と妥当性の確保に努めている。

(e) 入学者選抜方法の検証

推薦入学特別選抜：静岡県内の高等学校を卒業見込みの者を対象とする。1 高等学校等につき、1 名。大学入試センター試験及び個別学力検査を免除し、調査書・推薦書、小論文（100 点）及び面接（100 点）の成績結果を総合して選抜する。

帰国子女特別選抜：センター試験を免除し、出願書類、学力検査〔外国語（英語、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語、ロシア語、フィリピン語、スペイン語から 1：100 点）〕、小論文（100 点）及び面接（100 点）の成績結果を総合して選抜する。

一般選抜〔前期日程〕：大学入試センター試験（3 教科（国語、地歴・公民・数学、外国語）から 3 科目）と個別学力試験（外国語〔英語・英語・リーディング・ライティング〕）の成績結果を総合して選抜する。個別学力試験では、英語力を通して、より幅の広い知識や関心を見ることのできる、厳選された問題の作成を心掛けるように努めている。

一般選抜〔後期日程〕：大学入試センター試験（2 教科（国語・地歴・公民・数学・理科、外国語）2 科目）の成績結果を総合して選抜する。

私費外国人留学生特別選抜：大学入試センター試験を免除し、学力検査〔英語（基礎的な学力の有無を問うもの）、日本語〕及び面接を行う。英語において一定以上の点数のものについて、日本語 100 点及び面接 100 点（出願書類及び日本留学試験の成績を含む。）の成績結果を総合して選抜する。

推薦入学：静岡県内の高等学校を卒業見込みの者を対象とする。大学入試センター試験及び個別学力検査を免除し、書類審査、適正検査の成績・結果を総合して選抜する。

(f) 定員充足率

適正な充足率を維持している。(大学基礎データ表 13)

d 経営情報学部

(a) 入学者受け入れ方針と理念

本学部の入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）は以下のように定め、大学ホームページ等で公開している。

「経営情報学科が求める学生像は、何事にも興味を持ってチャレンジできる、意欲あふれる学生です。このような学生に対しては、全教員は熱心に責任を持って指導します。ぜひわが学部へチャレンジしてください。

経営情報学部の求める学生像

- 1．経営分野や情報分野の専門職を目指す人
- 2．企業の経営活動で生じる諸問題について体系的に学びたい人
- 3．先端の情報技術を習得し、それをシーズとして起業や NPO の立ち上げに結びつけた人
- 4．地域、産業を支援する情報システムの企画立案者を目指す人
- 5．公共経営に興味をもち、経営感覚を持った公務員や病院、福祉施設などの職員を目指す人

(b) 入学者受け入れ方針と選抜方法、カリキュラム

入学者選抜試験に当たっては、入学以後のカリキュラムをこなしていくために必要な

基礎学力、学習への意欲、専門分野への適合性、大学人としての社会的成熟度など、様々な観点から、入学志願者に対する評価を行うことが必要である。

各選抜試験においては、これらを総合的に判断して入学者を受け入れるが、同時に選抜試験の種別によって、それぞれの観点から入学者を評価し、多様な学生を受け入れる方針である。

一般選抜は基本的に学力重視の選抜方式であり、特別選抜は面接重視の選抜方式である。

平成20年度選抜までの一般選抜前期日程においては、センター試験科目の国語200点、数学200点、外国語200点、地歴、公民、理科から300点(1科目100点ずつ、地歴と公民から3科目または理科から3科目の選択は不可)の合計900点を課している。

平成20年度選抜までの一般選抜後期日程については、センター試験科目の国語から200点、地歴、公民から100点、数学から200点、理科から100点、外国語200点、及び面接200点の合計900点を課している。

推薦入試に関しては、大学入試センター試験及び個別学力検査を免除し、面接200点と、英語能力と数理的能力を見るための適性検査200点の成績を総合して評価する。平成19年度選抜までは、調査書の評定平均が4.2以上を条件としていたが、平成20年度選抜からは4.0以上に変更し、門戸を広げた。

(c) 入学者選抜試験実施体制

本学部内では、8名の入学者選抜実施委員会が、入試の管理運営業務を担当する。うち2名は全学入学者選抜実施委員を兼ね、全学入学者選抜実施委員会と連動して業務を遂行する。これに加えて、適性検査、小論文課題作成のために問題作成委員、チェック委員が選出され、問題作成とチェックの任に当たる。

(d) 入学者選抜の公正性・妥当性の確保

適性検査等においては、問題作成時及び採点時において、複数の担当者によるチェックが行われ、公正性、妥当性を確保している。

面接試験では、複数の面接委員が任に当たり、面接委員個々の判断の偏りを少なくしている。また、事前に面接のポイント、評価基準などを記したマニュアルが配布され、面接に際しての説明がなされ、判断の偏りを最小限にとどめる工夫がなされている。試験後の教授会で議論、検討がなされ、次年度のために改善点が提示される。

(e) 入学者選抜方法の検証

各選抜試験後の複数回の教授会において、選抜試験に対する検討及び次年度の入学者選抜試験体制の改善の議論が行われる。また、適宜、入学以後の学生の追跡調査も行われ、次年度以降の入試の改善に寄与している。

(f) 定員充足率

定員の充足率の確認については、各入学者選抜試験後の合否判定教授会において実施している。現在のところ定員割れが生じたことはない。

e 看護学部

(a) 入学者受け入れ方針と理念

本学部の入学者受け入れ方針(アドミッションポリシー)は、以下のように定め、大学ホームページ、学部案内等に明示している。

「現代の保健医療福祉を取り巻く社会や環境は年々変化し多様化しています。それに対して最新の医療はより高度にそして複雑になってきています。看護はあらゆる「ひと」を対象にし、すべての人々が健康な生活を実現できるように援助しています。そのため、看護職者(看護師・保健師・助産師)は、より高度な専門知識・技術と幅広く深い教養を身に付ける必要があります。同時に、質の高いサービスの提供に向けて医療に携わる様々なスタッフと連携しながらチームの中心的役割を果たしていくことが期待されています。」

1 ものごとを深く科学的に探求するひと 看護は、多くの学問分野を基盤にした応用科学です。健康に関わる様々な問題について、深く広い関心を持つとともに科学的に探求しつづける人材を求めます。

2 豊かな人間性を持ち真摯な態度で「ひと」に向き合えるひと 看護は、豊かな人間性と感受性が求められます。自己を見つめ真摯な態度でひとと社会に向き合える人材を求めます。

3 夢の実現に向けて主体的に道を切り開いてゆくひと 看護は、自らの想像力と創造力によって展開されます。自らの力で夢に向かって道を切り開いていく人材を求めます。」

(b) 入学者受け入れ方針と選抜方法、カリキュラム

入学者受け入れ方針に則って、将来、看護師・保健師・助産師を目指す人材の選抜を行っているが、本学部は1年次から看護師と保健師の統合カリキュラムを採用しており、助産師課程選択者は3年次において選抜を行うため、入学選抜に当たっては資格ごとの選抜は行っていない。入学者選抜試験は、9月に行われる社会人特別選抜(募集人員:若干名、小論文と面接) 編入学(募集人員:10名、専門基礎科目・看護専門科目試験と面接、編入年次は第3学年) 12月の推薦(募集人員:15名、小論文と面接、静岡県内の高校に進学している方で、高校からの推薦を受けた方)2月の一般前期(募集人員:35名、大学入試センター試験と小論文・面接) 3月の一般後期(募集人員:5名、大学入試センター試験)を実施している。

(c) 入学者選抜試験実施体制

学部の入試実施は、学部長の下、学部入学者選抜実施委員会が全学入学者選抜実施委員会とともに対応している。入学者選抜試験の実施方法や実施体制については、学部入学者選抜実施委員会が原案を作成し、学部教授会における審議を経て決定している。

学部の入試実施は、学部長の下、学部入学者選抜実施委員会が全学の入試室とともに対応している。入学者選抜試験の実施方法や実施体制については、入学者選抜実施委員会が原案を作成し、学部教授会における審議を経て決定している。

入試問題の作成に関しては、編入学試験、社会人特別試験、一般前期試験それぞれに

異なる作問委員会、選定委員会、最終チェック委員会が構成され、作問委員会が作成した問題及び採点基準等をもとに選定委員会が点検し、何度かの加筆・修正の後に、学部での案を最終チェック委員会が決定し、それを全学に提出し、全学の作問部会で検討された後に学部に戻され、更なるブラッシュアップを受ける。その後、全学のチェック委員会で確認をされた後に印刷・保管されるが、問題作成と保管に関しては機密事項となっている。

入試体制は、問題の採点、面接は教授、准教授、講師の選任教員により行われている。試験監督については、責任監督者には、教授の選任教員が当たり、准教授、講師、助教にも監督業務を依頼している。誘導員は助教が連絡係は学生室事務職員が当たっている。面接は、入学志願者1名に対して3名の教員が面接に当たっている。

(d) 入学者選抜の公正性・妥当性の確保

問題の採点や面接評価の集計においては、受験番号、氏名はすべて伏せておこなわれ、合否判定会議においても、受験番号のみで行われている。総合点が同点であった場合の選定基準も決められており、公正に判定がなされるようになっている。

合格者の最高点・最低点・平均点に関しては、一般前期試験及び推薦入試のものは公開し、受験生の合否判断ができるようにしてある（その他の一般後期及び編入学、社会人特別は募集人員の数が少なく、個人情報保護の観点から合格者の得点は公開していない）。また、各試験の出題のねらいや配点に関しても情報公開している。さらに、情報公開法に基づいて、受験者本人の申し出により、不合格者の得点については公開している。

(e) 入学者選抜方法の検証

特別選抜及び一般選抜試験による各入学者について、学部入学後における成績を調査することで、入学者選抜方法の妥当性を検証しているが、社会人や後期日程の入学者数は少なく、あまり比較検討できていない。

(f) 定員充足率

過去3年の入学者選抜結果を下表にまとめた。実施年度により若干の増減はあるが、入学志願者数は、受験生人口の減少傾向にもかかわらず、比較的安定しているといえる。

看護学部において入学者数が定員を大幅に上回ることは学外実習施設での実習を行う際に大きな問題となるので、入学者数は常に定員数と同じか、1、2名の超過である。一般後期の入学辞退者が比較的多いために、辞退者数をどの程度に見積もるかについては常に判断が難しいところである。さらに、編入学の入学辞退者数も若干多い。

過去3年間の入学者選抜結果

実施年度	選抜区分	入学定員	出願者数	受験者数	合格者数	実質倍率	入学者数
平成 18年度	一般前期	35	89	87	37	2.4	36
	一般後期	5	40	40	7(1)	5.7	2(1)
	推薦	15	53	53	15	3.5	15
	社会人	若干名	25	25	2	12.5	2
	編入学	10	48	45	10	4.5	10
平成 19年度	一般前期	35	81	78	40	2.0	37
	一般後期	5	42	42	5	8.4	1
	推薦	15	46	46	15	3.1	15
	社会人	若干名	27	25	4	6.3	3
	編入学	10	65	55	13(2)	4.2	10(2)
平成 20年度	一般前期	35	84	81	38	2.1	36
	一般後期	5	52	52	8(3)	6.5	2(2)
	推薦	15	53	53	15	3.5	15
	社会人	若干名	17	16	3	5.3	2
	編入学	10	67	59	13(1)	4.5	10(1)

過去3年の退学者数は平成17年度が3名、平成18年度が4名、平成19年度が1名となっている。退学は1、2年時にあり、進路変更が主な退学理由になっている。

		1年生	2年生	3年生	3年 編入生	4年生	4年 編入生	合計
平成 17年度	学部定員	55	60	65		60		240
	在籍者数	55	70	61	5	63	5	259
	休学者数	1	3	3	0	1	0	8
	退学者数	2	1	0	0	0	0	3
平成 18年度	学部定員	55	55	65		65		240
	在籍者数	53	59	64	10	59	5	250
	休学者数	1	3	1	0	0	0	5
	退学者数	2	2	0	0	0	0	4
平成 19年度	学部定員	55	55	65		65		240
	在籍者数	57	54	55	10	65	10	251
	休学者数	0	0	0	0	0	0	0
	退学者数	0	1	0	0	0	0	1

平成16年度の入学生から、1年生入学者数を60名から55名へ、3年編入者数を5名から10名に移行しているため、変則的な定員数となっている。2年から3年への進級について進級判定会議を実施しており、進級できない学生が出ることもある。

(2) 点検・評価

a 薬学部

[効果の上がっている事項]

入学者受け入れ方針と理念については、理念に合った教育をしているかどうかを常に種々の会議等で点検している。薬学的基礎知識に関しては薬剤師国家試験が客観的 point check

となる。平成 20 年の薬剤師国家試験では、新卒合格率が国公立 17 校中 2 位であり、客観的評価からも、理念に合った教育がなされていると考える。

入学者選抜については、県内の高校から試験問題を含めて高い評価をいただいている。また一括入試を含めた学生の満足度に関しても、高い評価を受けている。

授業評価については、本年度前期分 26 講義に関して、すべてを良いとしたときを 100 点とすると、50 点以上が 22 講義となり、極めて満足のいくものである。就職率や就職先も満足のいくものである。

入学者選抜試験実施体制については、入学者選抜実施の要領に従って点検を行っている。入学者選抜に当たっては全教員が 1 年間にわたり、協力体制で臨んでいる。順当な入学者選抜実施体制である。

入学者選抜の公正性、妥当性の確保については、入学者選抜の公正性、妥当性は際めて高く担保されている。

入学者選抜方法の検証については、検証結果は教授会に報告されている。検証結果を、状況に即した入学者選抜方法の改善に役立てる体制が整っている。

定員充足率については、本年は入学時点で定員 120 名のところ実質 129 名となり、大幅には上回ってはいない。また定員と実際の入学者数に関しては、全国薬科大学長・薬学部長会議で文部科学省から意見をうかがうことになっているが、本学がその対象になったことはない。現状の入学者数は妥当である。

b 食品栄養科学部

[効果の上がっている事項]

定員充足率については、開学以来、食品生命科学科と栄養生命科学科の両学科において、各学年 25 名の入学定員を満たしており、全く問題ない。

[改善が必要な事項]

入学者受け入れ方針と理念については、上記の「入学者受け入れ方針と理念」は学部共通のものであり、学科別の理念として食品生命科学科は技術者としての教育、栄養生命科学科は臨床や食育を念頭に入れた教育を重点化する必要がある。

選抜方法については、いままで、食品生命科学科、栄養生命科学科ともに、大学入試センター試験の理科は「化学 と物理 」あるいは「化学 と生物 」のどちらかの選択としてきた。食品生命科学科のカリキュラムには物理系の科目が多く含まれており、高校時代、物理学を履修してこなかった推薦入学の学生と、前期試験と後期試験において「化学 と生物 」の組み合わせで受験してきた学生の中には、入学後、それらの科目の習得が困難な場合が見受けられる。

カリキュラムについては、食品生命科学科では、学科の理念に沿った入学者を受け入れ、さらに JABEE の申請を準備するためには、「数学」「物理学」「情報科学(コンピューター)」「英語」「技術者倫理」などの科目を充実させる必要がある。栄養生命科学科では、栄養教諭の資格取得を希望する受験生も増えているが、現在のところ教育系の科目が履修できず、栄養教諭の資格は取得できない。

入学者選抜試験実施体制については、入試問題の出題者が特定の個人に偏り、負担が増加している。また編入学試験等では少人数の受験生のために、多くの教員が入試に関

与している。これらの点を除いて、本学部の入学者選抜試験実施体制は良好に機能している。

入学者選抜の公正性・妥当性の確保については、筆記試験は公正に行われている。面接試験では面接委員によって評価が大きく異なることがまれにある。

入学者選抜方法の検証については、推薦入学では、入学後、講義科目の進行についていけない学生がおり、高等学校における基本事項の習得が望まれている。

c 国際関係学部

[効果の上がっている事項]

入学者選抜の公正性・妥当性の確保については、筆記試験はおおむね公正に行われているし、面接試験においてもほぼ妥当な結論が得られている。

定員充足率については、入学定員を満たしており、全く問題ない。

[改善が必要な事項]

前述の「入学者受け入れ方針と理念」は学部共通のものだが、国際関係学科と国際言語文化学科とでは、生徒の関心にかかなりの隔りがある。前者においては、政治や経済、あるいは現代社会などへ興味が先行し、後者においては、言語や文化、あるいは各国の歴史などへの興味が強い。

このことを踏まえれば、そういった個々別々の関心をより一層引き出し高めていくためには、どのような試験が望ましいかが問われているといえる。

選抜方法については、推薦入試に関しては、高等学校から1名の推薦枠は厳しいとの意見がある。2学科あるので、枠を学科ごとに1名としてもらえないかというのである。国際関係学科と国際言語文化学科とでは、募集定員が後者は前者の2倍であり、前者への応募に二の足を踏む受験生がいることを考えれば、募集人員の再検討とともに、推薦枠の拡大も視野に入れる必要がある。

ただ、現在の入試制度では教員への負担がほぼ限界に近いということもあり、これ以上の負担増が、はたして、入試の厳正さを損ねないかという危惧があり、なかなか要望に沿えないのが実情である。が、その検討はすでに委員会で始めている。

一般入試〔前期日程〕の個別学力試験に関しては、以前から、学部共通問題と学科別問題という2回に分かれていることの理由が分かりにくいという批判があった。しかも、それらが各2時間という、かなり長時間にわたるため、受験生の負担が大きいというのである。

しかし、実際の問題を見ればわかるように、前者では主に「文法」「ライティング」「リーディング」という基本的な知識を問い、後者では、各学科にふさわしい話題を中心にした要約という内容を重視した設問であり、特に変更を要するものとは考えていない。ただ、受験生の学力を正確に測るためにはどういった問題がふさわしいか、より一層の精査が求められている。

一般入試〔後期日程〕については、個別学力試験を行っていないこともあり、高等学校としては、面接や小論文など生徒の能力をみるための工夫がほしいという要望がある。

しかし、東大や京大、名大など主要な国立大学をはじめとする大学が後期日程を廃止している現状を考えれば、その募集定員の問題も含めて再検討する時期に来ているとい

えよう。

カリキュラムについては、一般教育（いわゆる教養教育）の改編の影響もあり、基礎的な科目群と専門的な科目群との連続性や体系性が見えにくくなったということがいえる。それぞれのコースは、その学問の細分化に呼応する体系を、何とか科目群の配置などを通して担おうとしているが、全体として見たとき、細分化ゆえの問題、つまり全体として「国際関係学部」の目指すべき方向性が見出せないのが現状であろう。その点では「学部共通科目」「学科共通科目」それぞれの見直しとともに、地域言語・地域研究の位置付けや、専門科目のスリム化など、課題は多い。

入学者選抜試験実施体制については、外国語に関わる入試問題が多いこともあり、教員ごとの負担が偏重しているのが実情である。学部の特性からはやむを得ない面もあるが、試験制度の改革などと連動する形で、その弊害を除く必要がある。また、外部者における検討など、作成者の意図から外れた作問がなされるなど、試験問題の最終的な責任体制のより一層の明確化が望まれる。

入学者選抜方法の検証については、推薦入試は、選抜方法そのものには問題ないが、推薦枠や募集定員、あるいは合格者に対する入学前教育など、問題は多い。

前期試験は、センター試験の利用科目の検討、個別学力試験の方法など検討事項がある。後期試験は、その有無を含めて、入試制度全体のなかで検討する必要がある。

d 経営情報学部

[効果の上がっている事項]

入学者選抜試験実施体制については、入試業務全般に当たって、試験の実施に支障を来す問題はなく、実施体制はほぼ適切であるといえる。各業務、適性検査、小論文課題、志願者データの管理についても、複数のチェック体制が置かれ、厳重な取り扱いがなされている。

入学者選抜の公正性・妥当性の確保については、入学者選抜の各段階において入念なチェックが行われ、より一層公正性、妥当性が向上した。

定員充足率について、本学部では現在に至るまで定員充足率を満たしている。入学者選抜試験後の教授会では入試の体制に関する議論にとどまらず、より魅力的な学部にするための検討が行われ、次年度に反映される。

[改善が必要な事項]

入学者受け入れ方針と選抜方法、カリキュラムについては、各選抜方法では、センター試験で評価可能な学力以外の要素を測定するために、面接、適性検査などを課し、複数の観点から学生の適性を評価するとともに、選抜方法に応じて多様な学生を受け入れることが可能である。理解力・論理的思考力・表現力などの能力は、入学後の授業において重要、不可欠であるが、一般選抜前期日程ではセンター試験のみを課しており、これらの能力を多面的に見るといふ点では十分ではなかった。

e 看護学部

[効果の上がっている事項]

入学者受け入れ方針と理念について、入学者の受け入れと大学、学部の理念・目的・

教育目標は一貫している。将来の目標が比較的明確な学生を受け入れているので、学部
の理念、教育目的、目標に合致した学部であると考えられる。

入学者受け入れ方針と選抜方法、カリキュラムについては、一般前期入学者選抜試験
では、大学入試センター試験に加えて、大学で行う個別選抜試験において小論文と面接
を行っている。入学志願者の基礎的学力については、大学入試センター試験の成績で把
握し、個別選抜試験では、小論文試験によって総合的な思考力と文章表現力を把握し、
面接試験によって入学志願者の看護に対する関心やコミュニケーション能力を把握し、
総合的に入学者を選抜している。他の社会人特別、推薦や一般後期試験を行うことによ
り、様々な背景や能力を持つ学生の入学も可能となっている。これらは学部の理念・教育
目的・目標に合致している。さらに編入学によって、より高度な保健・医療を担う専門家
の育成にも寄与しており、各選抜方法の位置付けは適切であると考えられる。

入学者選抜試験実施体制については、看護学部においては、入学試験は体制としては
適切に行われていると考える。問題の適切性に関しても、学部内並びに全学的な問題検
討委員会による適正チェックが行われており、当該試験開始時以降にも、試験監督の教
員以外により、問題の点検が行われ確認がなされている。

入学者選抜の公正性・妥当性の確保については、入学者の選抜の公正性は確保されて
いると考えられる。また、問題の出題のねらいや配点も公開し、妥当性も確保されてい
ると考えられる。

入学者選抜方法の検証については、推薦入学者の中に理科関連科目についていけない
者がおり、これらに対しては、合格後、大学入学までの学習課題を与える必要がある。

定員充足率については、定員の充足率はほぼ 105%と入学時より増えているのは、途中
休学復学をする学生、2 年から 3 年への進級判定に合格しない者が若干いるからと考え
られるが、満たされているものとする。

[改善が必要な事項]

入学者選抜試験実施体制については、面接のグループにより、評価差が見られるので
はないかとの問題もあるが、これは対象者が異なるので分析は難しい。また、教員の流
動化が激しく、教員の定員を満たしていないので、試験問題作成を含めて入試業務の教
員に対する負担が大きいのが問題である。

定員充足率については、看護学部の受験生は将来の進路は保健・看護領域がほとんどで
あり、多くは受験時の考えも面接などで聞いてもしっかりしているが、いざ入学し、講
義・演習を受けると自分の考えていたのとは違うと進路変更を考え、退学する者もいる
が、これを受験時に判定するのは難しい。

(3) 改善の方策

a 薬学部

現状で述べた推薦入学者の入学後の二極化を解消するために、推薦入学選抜者の定員
の見直しを行う。

薬学部が林立し、薬学部全体では入学志望者が増えている現状とは裏腹に、全体の入
学者数が、総定員を下回る結果となっている。このような現状で入試科目、6 年制薬学
科と 4 年制薬科学科の一括入試体制などは、今後社会情勢にかんがみて柔軟に変えるこ

との検討を開始する。

授業評価に関しては、全科目が50点以上となるように授業改善を行う。そのため、特に低い点の講義に関しては、詳細な意見を求め改善策を提出してもらい、次年度以降の点数から評価していく。

入学者選抜試験実施体制については、入試問題の袋詰めをはじめとする、すべての事務作業に対して教員の負担が大きく、入試問題作成、採点、集計業務など本来教員がやるべき業務へのしわ寄せがきている。事務職員の増員や、部署を越えた効率的な運用を行う。

定員充足率については、現状では、入学者の10名程度が途中で進路変更などとなる。そこで文部科学省の指導などをもとに1.1倍程度の入学者を取り続ける以上、総定員を割る可能性が高い。どの大学も頭を痛めている問題である。実際に平成18年度入学の現3年生は118名しかいない。入学定員でなく総定員を守るなど、施策を変えることも必要であるが、6年制薬学教育が平成18年度に始まったところであり、当面は現状分析を継続する。

b 食品栄養科学部

入学者受け入れ方針と理念については、食品生命科学科は技術者養成課程としての特長を明確にするため、Japan Accreditation Board for Engineering Education (JABEE：日本技術者認定機構)の認定を目指すことを、受験生にアピールする。栄養生命科学科は臨床栄養学や栄養教育学が充実しつつあることを受験生にアピールする。

選抜方法については、食品生命科学科における前期試験及び後期試験受験者の大学入試センター試験の理科を「化学」と物理」に指定する。また、大学案内、オープンキャンパス、ホームページ等の複数のメディアを通じて、この変更を受験生に周知徹底する。

カリキュラムについては、食品生命科学科では、平成20年度のカリキュラムから「数学」、「物理学」、「英語」などの科目の充実を図っている。今後、「バイオインフォマティクス」や「技術者倫理」などの科目を加えていく予定である。栄養生命科学科では、教育系の科目が履修できる方法をとる。

入学者選抜試験実施体制については、多くの教員が出題経験を持つことを目指し、学部すべての試験を通してバランスのとれた出題依頼を行う。

入学者選抜の公正性・妥当性の確保については、面接試験において、質問項目や採点基準の改善により委員ごとの評価が大きく異なる方法をとる。

入学者選抜方法の検証については、推薦入学においても、筆記試験を利用して最低限の学力が確認できる方策を探る。

c 国際関係学部

入学者受け入れ方針と選抜方法、カリキュラムについては、連動しており、一箇所だけを変えてどうこうするものでもない。また、カリキュラムとの整合性も配慮されるべきであり、一朝一夕には解決がつかない。そこで、19年度から「カリキュラム・入試改革委員会」を立ち上げ、問題点の洗い出しとそれに対する改善案を作っている最中であり、今後、学部構成員の総力を結集して、よりよい入試制度、よりよいカリキュラムを

実現する。

「カリキュラム・入試改革委員会」は、入試改革と連動する形で、カリキュラム改革の検討を始めており、高等学校と大学教育とつなぐための初年次開講科目の新設、また専門科目への架け橋として「基礎ゼミ」の新設などを論議している。さらには、現行のコースによる縛りを緩和し、その上で「学部共通科目」「学科共通科目」などの再編を通して、学部全体のカリキュラムにおける体系性を構築する。

入学者選抜試験実施体制については、学部の独自性を生かしながら、より一層練られた設問のありようなど、実施後の検証を重ねることで、良問を作成する努力を積み重ねる。

d 経営情報学部

入学者受け入れ方針と選抜方法、カリキュラムについては、各選抜方法では、センター試験で評価可能な学力以外の要素を測定するために、面接、適性検査などを課し、複数の観点から学生の適性を評価するとともに、選抜方法に応じて多様な学生を受け入れることが可能である。理解力・論理的思考力・表現力などの能力は、入学後の授業において重要、不可欠であるが、特に一般選抜前期日程ではセンター試験のみを課しており、これらの能力を多面的に見るといふ点では十分ではなかった。これを改善するために、一般選抜前期日程については、平成 21 年度選抜から、センター試験 900 点に加えて小論文 200 点（平成 21 年度選抜より）の合計 1100 点を課す。小論文は、与えられた課題文に対して自己の見解を論述させ、理解力、論理的思考力、表現力等を総合的に評価する。これらの能力を備えた学生を積極的に入学させることが小論文導入のねらいである。

一般選抜後期日程については、文系・理系それぞれの特色ある学生を受け入れ、個性的な人材の育成を可能にすることをねらいとして、平成 21 年度選抜から、センター試験科目の変更を次のように行う。センター試験科目の国語と数学から 2 科目 200 点、外国語 200 点、地歴、公民、理科から 1 科目 100 点及び面接 200 点の合計 700 点を課す。

e 看護学部

入学者受け入れ方針と理念については、平成 21 年度から始まる新カリキュラムに合わせて、さらに常に変化しつつある保健や医療の現場に合わせて、入学者受け入れ方針を新たに策定する。

入学者受け入れ方針と選抜方法、カリキュラムについては、他の学部に比べれば、将来の進路は明らかではあるが、大学入学後の早い時期に少数ではあるが今後の進路を考え直すために休学や退学する学生や、また講義・演習についていけずに留年する学生が存在する。これらの学生は入学選抜の時点では予測は不可能ではあるが、なるべくこのような学生を早期に発見し、長期的なキャリア形成の視点で適切な選択ができるようにアドバイスをしていく。また、不得意科目を入学前に克服することで学部の講義にスムーズに対応できるように、平成 21 年度の推薦入試の合格者に対しては理科科目の参考書を提供し、入学までに十分準備するように指導する。

入学者選抜試験実施体制については、面接の評価方法に関しては、現在再点検がなされているところである。入学試験の過密化による業務への影響に関しては、試験問題の全学における点検システムに合わせて、問題作成を計画的に行うことによって業務量の

調整を行う。

定員充足率については、オープンキャンパスや高校訪問等で、看護の重要性と魅力を広く受験者にアピールし、より優秀な学生の確保に努める。さらにその際に、看護師・保健師とはどのような仕事であるのか、また大学では何を学ぶのかを具体的に理解してもらい、入学後進路変更で退学する学生の減少を図る。同時に、高校の先生に対しても、学部が求める学生像を正確に理解していただき、進路指導をよりの確にしてもらう。

編入学の入学辞退者の数が多いのは、試験日、合格発表日、入学手続き日が離れており、他大学にすでに入学している可能性が考えられる。試験、合格、入学手続きを適切な時期に設定することにより、受験者が本学部を選択する可能性を広げるようにする。

3 大学院における学生の受け入れ

(1) 現状

a 薬学研究科

(a) 学生募集方法、入学者選抜方法

大学院学生の募集要項を、薬学部を持つ大学、研究所（公的機関、企業）に配布して、大学のホームページにも掲載している。地域のメディア（新聞）を通じて、募集概要を発表している。本学学生には、卒業研究配属先の指導教員を通して、周知している。また、学部3年生を対象とした進路ガイダンスにおいて、大学院進学について、情報提供を行っている。

博士前期課程の入学者選抜試験は、毎年7月に推薦入試を実施し、毎年9月に一般入試を実施している。博士後期課程の入学者選抜試験は、毎年9月と3月に実施している。また、平成20年度から、博士後期課程において秋期入学制度（10月入学）が発足し、この選抜試験を当該年度の9月に行っている。

博士前期課程の推薦入試では、科学英語（200点）の筆記試験、口頭試問（面接）及び出願書類（推薦書、調査書、志願理由書）（合計100点）によっている。面接試験においては、5名の試験官によって志望動機や研究計画に対する質問に加え、薬学関連領域の基本的な問題についても質問し、試験官ごとに評価がなされ、点数が合計される。

博士前期課程の一般入試では、科学英語（200点）、専門科目（400点）の筆記試験を課し、面接の結果を総合して判定する。専門科目としては、物理系薬学、化学系薬学、生物系薬学から各3問が出題され（各問100点）、受験生は4問を選択して解答する。

博士後期課程の入試は、一般選抜、社会人特別選抜、外国人特別選抜からなっている。一般選抜及び社会人特別選抜においては、科学英語（200点）及び成績証明書、修士学位論文又は研究経過の要旨及び面接の成績を総合して判定する。外国人特別選抜については、科学英語の問題を英語で出題し、英語で解答する方式で実施し（200点）、面接（英語により実施）の結果を総合して判定する。

各試験とも、受験者ごとに成績が集計され、合計点の上位から合否が判定される。合否判定は、拡大研究科委員会で行われる。

(b) 学内推薦制度

薬学研究科としては、成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用していない。

(c) 門戸開放

薬学研究科における他大学(大学院)出身者の割合は、下表のとおりである。

博士前期課程入学者における他大学出身者の数 ()内は入学者の総数

専攻	入学年度(平成)				
	16	17	18	19	20
薬学専攻	6(28)	9(26)	2(28)	6(27)	4(27)
製薬学専攻	9(24)	6(30)	7(29)	6(37)	6(35)
医療薬学専攻	7(21)	8(30)	4(27)	3(30)	10(39)
合計	22(73)	23(86)	13(84)	15(94)	20(101)

博士後期課程入学者における他大学出身者の数 ()内は入学者の総数

専攻	入学年度(平成)				
	16	17	18	19	20
薬学専攻	2(5)	1(8)	4(5)	2(6)	3(7)
製薬学専攻	2(6)	2(6)	3(6)	4(6)	7(10)
医療薬学専攻	1(4)	3(5)	2(7)	2(3)	3(4)
合計	5(15)	6(19)	9(18)	8(15)	13(21)

(d) 「飛び入学」

特に優秀な学生については、博士前期課程において出願可能であることが大学院学則上定められているが、薬学研究科としては、飛び入学の実績はない。

(e) 社会人の受け入れ

博士前期課程においては、授業科目と実験の実施による単位取得の関係で、社会人が修了することが困難である。博士後期課程においては、社会人の受け入れを積極的に行っている。さらに、博士後期課程においては、外国人留学生を積極的に受け入れている。

薬学研究科全体について、博士後期課程の入学者に対する社会人及び外国人留学生の割合は下表のとおりである。

	入学年度(平成)				
	16	17	18	19	20
入学者総数	15	19	18	15	21
社会人特別選抜	5	8	7	3	6
外国人特別選抜	1	1	1	1	3

(f) 定員管理

過去5年間の在籍学生数と収容定員の関係は、次表のとおりである。

博士前期課程

在籍学生数と定員に対する比率 ()内は定員数

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
薬学専攻(1年)	28(26)	26(26)	28(26)	27(26)	27(26)
薬学専攻(2年)	19(26)	21(26)	23(26)	27(26)	24(26)

製薬学専攻(1年)	24(29)	30(29)	29(29)	37(29)	35(29)
製薬学専攻(2年)	20(29)	23(29)	29(29)	25(29)	35(29)
医療薬学専攻(1年)	21(20)	30(20)	27(20)	30(20)	39(20)
医療薬学専攻(2年)	20(20)	19(20)	27(20)	25(20)	30(20)
合計	134(150)	149(150)	163(150)	171(150)	190(150)
定員に対する比率	0.893	0.993	1.087	1.14	1.267

博士後期課程

在籍学生数と定員に対する比率 ()内は定員数

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
薬学専攻(1年)	5(8)	8(8)	5(8)	6(8)	7(8)
薬学専攻(2年)	6(8)	5(8)	7(8)	5(8)	4(8)
薬学専攻(3年)	3(8)	7(8)	6(8)	8(8)	6(8)
製薬学専攻(1年)	6(7)	6(7)	6(7)	6(7)	10(7)
製薬学専攻(2年)	6(7)	5(7)	7(7)	6(7)	7(7)
製薬学専攻(3年)	3(7)	7(7)	7(7)	7(7)	7(7)
医療薬学専攻(1年)	4(5)	5(5)	7(5)	3(5)	4(5)
医療薬学専攻(2年)	1(5)	3(5)	5(5)	7(5)	4(5)
医療薬学専攻(3年)	2(5)	1(5)	2(5)	5(5)	8(5)
合計	36(60)	47(60)	52(60)	53(60)	57(60)
定員に対する比率	0.6	0.783	0.867	0.883	0.95

薬学研究科では、平成14年度に医療薬学専攻を設置し、入学定員を博士前期課程でそれまでの55人から75人に、博士後期課程で15人から20人に増員した。したがって、平成16年度の博士後期課程3年生が、定員変更後に初めて入学した学年である。博士前期課程においては、医療薬学専攻設置に伴う定員増加の影響もあって、平成16年度において定員をやや下回っているが、その後は順調に推移し、定員を充足している。博士後期課程においては、平成16年度においては6割程度の充足率であったが、その後回復し、平成20年度には収容定員をほぼ充足している。平成20年度の入学者に関しては、20名の入学定員のところ21名の入学者があり、入学定員を上回った。

本研究科においては、著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じていることはない。

b 生活健康科学研究科

(a) 学生募集方法、入学者選抜方法

学生募集は、大学、研究科、専攻のホームページ、研究科案内、学生募集要項及び専攻案内・学生募集ポスターの国内の関連大学学部、大学院研究科、国公立・民間研究所（平成20年度実績：それぞれ436、276、55件）への送付、JR静岡駅構内に大型ポスターの掲出、6月、7月及び12月の土曜日全日を利用した大学院説明会（参加者：全国から各20～70名）などの方法にて周知した。

本研究科では、既成の学問領域に捕われない新規学際的学問体系の確立を目指し、平成 17 年度入学者選抜から、博士前期課程においては、従来の「一般選抜」、「社会人特別選抜」、「外国人特別選抜」に加えて、「自己推薦入学」を実施し、本学及び他大学の出身者を問わず、他学問分野を専攻した者を含め、創造力豊かであつ研究に意欲的な学生を広く募集した。食品栄養科学部からの進学が多い食品栄養科学専攻では、学部からの進学者を前提にして、平成 20 年度入学者選抜から「自己推薦入学」を「推薦入学」に変更した。また、博士後期課程においては、平成 19 年度入学者選抜から、博士前期課程と同様、「一次募集」に加えて「二次募集」を行うこととした。さらに、博士後期課程においては、海外からの受験生を考慮して、平成 20 年度入学者選抜から「秋季入学」を実施した。

(b) 学内推薦制度（実施研究科のみ）

食品栄養科学部からの進学が多い食品栄養科学専攻では、学部からの進学者を前提にして、平成 17～20 年度入学者選抜において自己推薦入学を実施した。これら 4 回の推薦入学試験の結果、計 40 名（年平均 10 名）の内部学生が合格している。この間、一般入試（一次募集と二次募集）で合格した内部学生は 19 名であり、合計すると 59 名（年平均 14.7 名）の内部学生が大学院へと進学した。推薦入試導入前の平成 16 年度には、大学院に進学する内部学生は 10 名であったことから、推薦入試導入により内部学生の大学院進学率が約 1.5 倍に上昇したといえる。ただし、推薦入試制度で合格する内部学生は毎年 10 名前後で安定しており、増加する傾向は見られない。

平成 20 年度入学者選抜から「自己推薦入学」を廃止し、「推薦入学」を実施した。これは、食品栄養科学部以外の学部や学外からの学生も受験資格を有するが、学長（又は学部長若しくは学科長）の推薦書を応募提出書類に課した。

自己推薦入試に代わり推薦入試とした平成 21 年度入学者選抜試験においては、内部学生 10 名の合格があり、ほぼ例年どおりの内部進学者を確保できた。

(c) 門戸開放

まず、博士前期課程についてみると、食品栄養科学専攻では、過去 5 年間の入学者 173 名のうち、学内から入学したものは 66 名でその割合は 38%、学外から入学したものは 107 名でその割合は 61%であった。環境物質科学専攻では、過去 5 年間の入学者 77 名のうち、学内から入学したものは 4 名でその割合は 5%、学外から入学したものは 73 名でその割合は 95%であった。生活健康科学研究科全体では、72%が学外からの入学者である。

博士後期課程について見ると、食品栄養科学専攻では、過去 5 年間の入学者 46 名のうち、学内から入学したものは 21 名でその割合は 46%、学外から入学したものは 25 名でその割合は 54%であった。環境物質科学専攻では、過去 5 年間の入学者 27 名のうち、学内から入学したものは 13 名でその割合は 48%、学外から入学したものは 14 名でその割合は 52%であった。生活健康科学研究科全体では、53%が学外からの入学者である。また、社会人選抜での入学者は、食品栄養科学専攻では 13%、環境物質科学専攻では 37%であり、外国人選抜での入学者は、食品栄養科学専攻では 15%、環境物質科学専攻では 4%であった。

表：食品栄養科学専攻（博士前期課程）入学者数及びその内訳（人）

年度	定員	入学者数 (学内出身)	内訳		
			一般	社会人選抜	外国人選抜
16	25	25(9)	24	1	0
17	25	44(16)	44	0	0
18	25	36(15)	36	0	0
19	25	32(12)	31	0	1
20	25	36(14)	36	0	0

表：食品栄養科学専攻（博士後期課程）入学者数及びその内訳（人）

年度	定員	入学者数 (学内出身)	内訳		
			一般	社会人選抜	外国人選抜
16	10	10(3)	7	2	1
17	10	4(1)	3	0	1
18	10	11(6)	7	2	2
19	10	11(6)	8	1	2
20	10	10(5)	7	2	1

表：環境物質科学専攻(博士前期課程)入学者数及びその内訳（人）

年度	定員	入学者数 (学内出身)	内訳		
			一般	社会人選抜	外国人選抜
16	20	17(2)	17	0	0
17	20	10(0)	10	0	0
18	20	16(1)	15	0	1
19	20	18(1)	16	0	2
20	20	16(0)	14	0	2

表：環境物質科学専攻(博士後期課程)入学者数及びその内訳（人）

年度	定員	入学者数 (学内出身)	内訳		
			一般	社会人選抜	外国人選抜
16	7	5(4)	4	1	0
17	7	3(2)	1	2	0
18	7	7(2)	1	5	1
19	7	7(2)	6	1	0
20	7	5(3)	4	1	0

(d) 「飛び入学」

博士前期課程一次募集及び二次募集において、出願資格として以下の要件を設けている。

「(8) 本学学長が、大学に3年以上在学し、または外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者（平成21年3月までに3年以上の在学、15年の課程修了が見込まれる者を含む。なお、「所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者」とは修得単位124単位以上（平成21年3月までの見込みを含む。）修得単位の3/4以上が優以上・S又はA以上（100点満点で80点以上）の者をいう。）」

(e) 社会人の受け入れ

博士前期課程一次募集及び二次募集において、出願資格として以下の要件を設けている。

「2の出願資格(1)～(10)のいずれかに該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者は、社会人特別選抜として出願できる。

社会人として実務経験を3年以上有する者

のほか、企業、研究機関等に勤務し、当該勤務先の承認を得ている者

その他学長が特に認める者

入学後も企業、研究機関等で勤務を継続する者は、当該勤務先との間で問題が生じないように留意すること。」

ただし、博士前期課程における社会人の受け入れ数は、過去5年間で研究科全体で1名と少ない。

博士後期課程でも同様に、社会人特別選抜を設けている。博士後期課程の社会人の受け入れ状況を入学者全体に占める割合で見ると、食品栄養科学専攻では13%、環境物質科学専攻では37%である。

(f) 定員管理

博士前期課程では、平成17年度以来研究科全体では定員を充足している。ただし、環境物質科学専攻は、過去5年間、定員に達していない。博士後期課程では、入学者数が少ない年度もあったが、全体的に見るとほぼ定員を充足している。

本研究科においては、著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じていることはない。

表：入学者数と定員に対する比率及び平成19年度収容定員と在籍学生数(博士前期課程)

年度	定員	16	17	18	19	20
食品栄養科学専攻	25	25	44	36	32	36
環境物質科学専攻	20	17	10	16	18	16
合計	45	42	54	52	50	52
定員に対する比率		0.93	1.20	1.16	1.11	1.16
平成19年度収容定員と在籍学生数						
収容定員(A)	90	在籍学生数(B)		103	比率(B/A)	1.14

表：入学者数と定員に対する比率及び平成19年度収容定員と在籍学生数(博士後期課程)

年度	定員	16	17	18	19	20
食品栄養科学専攻	10	10	4	11	11	10
環境物質科学専攻	7	5	3	7	7	5
合計	17	15	7	18	18	15
定員に対する比率		0.88	0.41	1.06	1.06	0.88
平成19年度収容定員と在籍学生数						
収容定員(A)	51	在籍学生数(B)		56	比率(B/A)	1.10

c 国際関係学研究科

(a) 学生募集方法、入学者選抜方法

本研究科は 1991 (平成 3) 年の開設以来、学部基礎を持つ大学院として発足した。しかし、学部からのリクルート率が近年低下傾向を来し、入学者も定員の 10 名を割る事態が生じた。このため、平成 18 年度に初めて追加の二次募集を行い定員を確保し、平成 19 年度からは、9 月と 2 月の二度の募集と選抜を行う入試体制を確立した。さらに、平成 19 年 9 月の第一次募集から推薦特別選抜を設け、これを契機に、学部学生に対する大学院への動機付けを日常的に行い、優秀かつ大学院志向性の高い学部学生に働きかけている。

大学院の学生募集は、大学のホームページによるものと、大学院案内及び大学院学生募集要項を毎年、全国の国際関係学と関連する部局 (学部・学科) を持つ大学に送っている。特に関東・東海・中部・近畿地区を中心に送付するということはない。平成 19 年度は、国公立 66 大学、私立 120 大学、計 186 の全国の大学に募集要項を送付し、周知を図っている。地元の静岡新聞にも、募集要項の発表の報道を行ってもらっている。また、本学学生には、大学院案内のポスターを掲示するとともに、国際関係学部のゼミ担当教員を通して周知している。さらに、4 月のガイダンスにおいて進学生から 4 年生までの学部学生に対し大学院への進学説明を実施している。

入学者選抜試験は、毎年 9 月と 2 月に、第一次、第二次募集を二回にわたって実施し、定員を確保するように努めている。追加募集は行っていない。

大学院の入学者選抜の方法は、出願書類、学力試験 (外国語) 及び口頭試問 (面接) の結果を総合的に判断して行っている。国際関係学研究科の場合、国際関係学と比較文化の二つの専攻に分かれ、国際関係学専攻は更に国際政治経済、国際行動の二つ、比較文化専攻は日本文化、アジア文化、英米文化、ヨーロッパ文化の 4 つの研究分野に分かれ、この研究分野ごとに口頭試問 (面接) を実施している。

入学者選抜の種類は 3 つある。

一次募集の一般選抜にあつては、受験者は、外国語と口頭試問 (面接) が課される。外国語は、国際政治経済、国際行動、アジア文化、英米文化の 4 つの研究分野を受験するものは、英語の学力が問われ (長文を読解し、要旨、あるいは部分訳が求められる。) 日本文化研究分野では、外国人留学生 (日本の大学を卒業していない外国人志願者) の選抜にあつては、外国語 (英語) に代えて日本語の試験が課せられる。ヨーロッパ研究分野の受験生は、英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語のうちいずれか一言語を選択し外国語を受験しなければならない。

一次募集の推薦特別選抜では、外国語試験が免除され、口頭試問 (面接) のみが行われる。

二次募集の一般選抜では、小論文と口頭試問 (面接) により審査が行われる。小論文は日本語で出題され、日本語で解答することになっている。

外国語の筆記試験終了後、第一次、第二次募集において、受験者には口頭試問 (面接) が課せられる。面接は、研究分野ごとに実施される。面接では、当該受験者の志望動機や研究計画書等の内容が詳細に尋ねられる (1 人 30 分程度)。成績評価は受験者ごとに点数化される。一次募集の一般選抜では出願書類、外国語 (200 点)、口頭試問 (300 点) の結果を総合的に判断する。一次募集の推薦特別選抜では、出願書類及び口頭試問 (300

点)の結果を総合的に審査し決定する。二次募集の一般選抜は出願書類、小論文(200点)及び口頭試問(300点)の結果を総合的に判断する。合計点の上位から合否が判定される。合否判定は研究科委員会で行われる。

(b) 学内推薦制度

平成19年度からの入学者選抜方式(9月と2月の二度実施体制)の変更に伴い、新たに学内推薦制度を導入した。学内のすべての学部の学生ではなく、大学院での教育の連続性を考慮して、国際関係学部の3年生と4年生に在学する成績優秀な学生に推薦特別選抜制度を平成19年9月の第一次募集から実施した。

国際関係学専攻の志願者のうち、推薦制度での志願者は4名(うち3年で受験し、合格すれば飛び級は2名)比較文化専攻では1名、計全体で5名に及んだ。全体の志願者は国際関係学専攻11名、比較文化専攻が10名、計21名であった。志願者21名中、推薦枠での志願者は5名で、特別推薦制度は有効に機能したと考えられる。

(c) 門戸開放

過去5年間の国際関係学研究科入学者の内訳は、下表のとおりである。

(数字は人)

年度	入学者 ()は本学出身	うち 社会人	うち 外国人	うち 推薦入学者	定員
平成16年	11 (4)	0	2		10
平成17年	7 (3)	1	1		10
平成18年	5 (2)	0	0		10
平成19年	13 (4)	0	6(1)		10
平成20年	19 (11)	0	9(3)	5 *	10

* うち2名が外国人

表からも分かるように、本研究科は他の大学卒業者を多く受け入れてはきたが、本学卒業者の受け入れは漸減傾向を示してきた。平成19年度までの過去4年間の実績で見ると、年に一度の一般選抜による入学生の半数以上が他大学出身者であった。また、外国籍の学生は、一般選抜で他の日本人学生と同じ資格で大学院を受験してきたが、平成19年度に実施した二次募集(2月実施)で、提出書類及び小論文(日本語)と口頭試問(面接)による選抜を行うことにより外国人の受験が拡大した。表では、平成20年度の入学者19名中、外国人は9名であるが、うち5名が第二次募集での選抜合格者である。

(d) 飛び入学

平成19年9月実施の第一次募集で、初めて推薦特別選抜が実施された。この制度の下で、「本学国際関係学部3年生に在学し、修得単位124単位以上(翌年3月までの見込みを含む。)総単位数に占める優の単位が4分の3以上で、翌年3月までに卒業研究履修資格を取得するもの」が該当することになった。大学4年を経ないで大学院に入学するこの飛び入学を利用して2名が受験し、2名が合格し、平成20年4月に大学院に入学し

た。

なお、飛び入学そのものは、一般選抜（一次募集及び二次募集）でも出願資格（8）で規定されているが、本学部の学生の推薦特別選抜のように外国語の試験が免除されることはない。この一般選抜での飛び入学は他大学の学部生に適用できるが、この出願資格（8）で受験したものはいない。

（e）社会人の受け入れ

国際関係学研究科では、社会人入学者の受け入れを積極的に謳い、学生募集要項において「本学大学院においては、意欲ある社会人を積極的に受け入れます（口答試験においてこれを考慮します）」と述べている。この募集要項では、3年以上の実務経験を経て、所属機関の承認を得た社会人の受験を明記している。しかし、一般の学生と同じ科目で一般選抜の枠で受験せざるをえず、特別の社会人選抜の枠がないため、社会人の国際関係学研究科への入学志願者は少ない。また、国際関係学研究科には、静岡県教育委員会から県立高校の英語教員（英語専修免許取得可）が派遣されるというルートもない。

（f）定員管理

国際関係学研究科の定員は、国際関係学専攻と比較文化専攻、各5名、計10名である。これに対する入学者は、平成15年は5名と6名、計11人（志願者18名）、平成16年は5名と6名、計11人（志願者28人）、平成17年は1名と6名、計7人（志願者20人）、平成18年は2名と3名、計5人（志願者18人）、平成17年と18年に定員割れであった。平成19年には、5名と8名、計13人（志願者20人）で、臨時に二次募集を行うことで定員を確保した。平成20年は、12名と7名、計19名（志願者32人）と、新しい選抜方式によって定員を上回る入学者の確保が達成できた。

国際関係学研究科の修士課程の定員充足状況は以下のとおりである。国際関係学専攻は、平成17、18、19年度と専攻での定員を割ったが、その後の入試システム等の改善で入学者が定員を上回り、全体として研究科での定員は、平成18年度に0.8と定員を割ったが、それ以降充足されている。

本研究科においては、著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じていることはない。

国際関係学研究科 定員充足状況

専攻	入学定員	収用定員	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
国際関係学専攻	5人	10人	15(1.5)	9(0.9)	7(0.7)	9(0.9)	19(1.9)
比較文化 専攻	5人	10人	16(1.6)	16(1.6)	11(1.1)	12(1.2)	17(1.7)
合計	10人	20人	31(1.55)	25(1.25)	18(0.9)	21(1.05)	36(1.8)

()内は、定員に対する大学院学生在籍数で、定員充足率を示す。

d 経営情報学研究科

（a）学生募集方法、入学者選抜方法

学生募集は、大学のウェブサイトや大学院案内、学部生には加えて4月のオリエンテーションや指導教員による通知により行っている。

入学者選抜は一次募集、二次募集に大別され、一次募集は一般選抜と特別選抜（社会

人、外国人、推薦)に区分される。二次募集は一般選抜と特別選抜(社会人)に分けられる。定員は一次募集が10名、二次募集が若干名である。特別選抜(社会人)については(e)で、推薦特別選抜については(b)で述べる。

一次募集における一般選抜は、筆記試験(研究分野別専門科目:100点、英語:100点)、出願書類及び口頭試問(300点)の結果を総合的に審査し、決定する。

二次募集における一般選抜は、筆記試験(英語:100点)、出願書類及び口頭試問(300点)の結果を総合的に審査し、決定する。

外国人特別選抜においては、筆記試験(研究分野別専門科目)を免除し、筆記試験(英語:100点)、出願書類及び口頭試問(300点)の結果を総合的に審査し、決定する。

(b) 学内推薦制度

学内からの推薦特別選抜においては、筆記試験(研究分野別専門科目、英語)を免除し、出願書類及び口頭試問(300点)の結果を総合的に審査し、合格者を決定する。

(c) 門戸開放

平成16年度から平成20年度選抜までの、各選抜方法による入学者数の内訳を下表に示す。

表：経営情報学研究科入学者数及びその内訳(人)

年度	定員	入学者数 (学内出身)	内訳		
			一般	社会人選抜	外国人選抜
16	10	8(1)	7	1	0
17	10	21(4)	8	13	0
18	10	16(4)	7	8	1
19	10	18(2)	5	12	1
20	10	8(2)	1	5	2

(d) 「飛び入学」

静岡県立大学大学院学則第38条第7号に基づく、学部で3年以上在学し成績優秀な学生についての大学院入学の制度はこれまで活用されてこなかったが、平成20年度選抜からこの制度の積極的活用を開始した。

(e) 社会人の受け入れ

一次募集、二次募集とも、特別選抜(社会人)では、筆記試験(研究分野別専門科目、英語)を免除し、出願書類及び口頭試問(300点)の結果を総合的に審査し、合格者を決定する。出願者には、指定したテーマについて文章を作成してもらい、口頭試問では10分程度、研究計画についてプレゼンテーションをしてもらう。

(f) 定員管理

平成16年度から平成20年度選抜までの、本研究科の入学者数と定員に対する比率を下表に示す。

表：入学者数と定員に対する比率及び平成 19 年度収容定員と在籍学生数

年 度	16	17	18	19	20
定 員	10	10	10	10	10
入学者数	8	21	16	18	8
定員に対する比率	0.8	2.1	1.6	1.8	0.8
平成 19 年度収容定員と在籍学生数					
収容定員(A)	20	在籍学生数(B)		36	
比率(B/A)	1.80				

本研究科では、平成 16 年度選抜から昼夜・土曜日開講を導入した。その結果、定員 10 名のところ、平成 16、17、18、19 年度の志願者が、それぞれ、20、30、38、30 と増加し、入学者も、8、21、16、18 と増加した。しかし、平成 20 年度選抜については、志願者が 21 名に、また入学者も 8 名に減少した。

以上のように、平成 20 年度入学者選抜においては、入学者が定員を 2 名下回ったが、ほとんどの年度では、かなり定員を超えた入学者を確保している。

本研究科においては、著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じていることはない。

e 看護学研究科

(a) 学生募集方法、入学者選抜方法

看護学研究科の学生募集は、大学のホームページへの掲載、県内保健医療機関への、大学院学生募集要項の送付により周知を図っている。また、6 月及び 11 月には研究科オープンキャンパスを開催し、研究科の説明会を行っている。学部学生には研究科オープンキャンパスの PR を実施している。

入学者選抜試験の 1 次募集は毎年 9 月に、2 次募集(3 月)の年 2 回の試験を行っている。

選抜方法は、1 次募集、2 次募集とも、筆記試験、面接試験及び出願書類審査の結果を総合的に判断している。入学選抜は、一般選抜と社会人特別選抜の 2 種類がある。一般選抜は、筆記試験(専門科目 300 点)、面接試験(100 点)、出願書類審査(100 点)の合計 500 点満点。社会人特別選抜は、筆記試験(専門科目 300 点)、面接試験(50 点)、出願書類審査(150 点)の合計 500 点であった。また筆記試験(専門科目)は、専門分野の 2 題、それ以外の分野の問題 1 題の計 3 題に答える方式であった。

しかし、一般選抜と社会人特別選抜の違いをより明確にするために、平成 21 年度入学者選抜試験から、社会人特別選抜の配点を変更し、筆記試験(専門科目 200 点)、面接試験(150 点)、出願書類審査(150 点)の合計 500 点とし、志願者の選択した専門分野の問題 2 問に回答することとした。これは社会人としての経験と専門性を重視したからである。

筆記試験終了後、面接試験が課せられる。面接試験では、当該受験者の志願動機や研究計画書等の内容を詳細に尋ねられる(1 人 30 分程度)。

合計点の上位から合否が判定される。合否判定は研究科で実施される。

過去 5 年間の看護学研究科入学者の内訳は、下記のとおりである。

看護学研究科入学志願数及び入学者数

単位：人

	募集人員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数	(うち社会人特別選抜)	(うち資格審査)
平成 16 年度	16	8	8	8	8	(5)	(3)
平成 17 年度	16	14	14	11	11	1	3
平成 18 年度	16	15	15	12	11	2	2
平成 19 年度	16	7	6	4	4	0	0
平成 20 年度	16	11	11	10	9	1	2

(b) 学内推薦制度

看護学研究科では、学内推薦制度は採用していない。

(c) 門戸開放

本研究科は他大学卒業者を制限なく受け入れている。また、大学院の個別入学資格審査により、最終学歴が短期大学、看護専修学校等の者に対し、門戸開放している。

平成 20 年度から「浜松医科大学と静岡県立大学との特別研究学生交流に関する協定書」を締結している。この協定により、平成 20 年度は浜松医科大学大学院研究科から本研究科に 2 名の学生を特別研究学生として受け入れている。

(d) 「飛び入学」

静岡県立大学大学院学則第 38 条第 7 号に基づく、学部に 3 年以上在学し成績優秀な学生についての大学院入学の制度を利用しての入学は、本研究科では実施できない。これは看護師、保健師国家試験受験資格は文部科学省が指定する単位をすべて修得し卒業する時に与えられるからである。

(e) 社会人の受け入れ

本研究科では、社会人の受け入れは積極的に行われている。ただし、社会人選抜入学者は平成 16 年度 5 人、平成 17 年度 1 人、平成 18 年度 2 人、平成 19 年度 0 人、平成 20 年度 1 人の計 9 人で、全体の入学者 42 人に対して 21% で全体的には少ないのが現状である。

勤務しながらの就学については事前に履修計画について受験したい担当教員が相談に応じている。また、当該勤務先の承認を得た上で受験することを条件しており、受験前に就労と就学の調整が準備できるよう配慮している。

(f) 定員管理

本研究科の募集人員は 16 名である。これに対する入学者は、平成 16 年度は 8 人、平成 17 年度は 11 人、平成 18 年度は 11 人、平成 19 年度は 4 人、平成 20 年度は 9 人と募集人員を下回る形で推移している。

(2) 点検・評価

a 薬学研究科

[効果の上がっている事項]

学生募集に関しては、博士前期課程については現在まで順調である。博士後期課程については、学生の確保がより困難であるが、社会人大学院学生の確保に努めた結果、学生数が増加してきている。平成 20 年度の博士後期課程の入試に関して、秋入学制度の導入により 2 名の社会人大学院学生を迎えることができた。

入学試験は、適切に実施されていると考えられる。まず、問題作成及び選定委員会において、複数の教員の参加の下で試験問題が作成され、入学者選抜実施委員会による問題の点検チェック体制を整備している。さらに、試験実施時間中に、問題を教員が再度点検する体制がとられ、誤表記や受験生からの質問などに速やかに対応できる体制がとられている。

門戸開放については、博士前期課程における他大学出身者の割合は、この 5 年間の平均で 21%、博士後期課程においては、この 5 年間の平均で 47%であり、他大学・大学院の学生に対して、十分に門戸が開放されているといえる。

社会人の受け入れについては、博士後期課程の社会人の割合は、この 5 年間で平均 33%であり、適切なレベルにあると考えられる。

[改善が必要な事項]

入学者選抜方法については、専門科目においては、かなり幅広い出題範囲となるため、問題の傾向が受験生にとって絞りにくい傾向がある。また、薬学特有の専門科目があるため、薬学部以外の学生にとって、受験しにくいといった問題点がある。入試機会の複数化を進めた結果、教員の入試業務への負担が増加している点も問題である。

薬学部が 6 年制に移行したため、平成 22 年度から、博士前期課程としては新たな制度に移行する予定である。薬学部の 4 年で卒業する学生数が限られる（ほとんどが国公立大学）ため、薬学部以外の学生を確保する戦略が求められる。

博士後期課程の学生確保のために、博士後期課程修了後の進路について十分に把握し、支援する体制を整える必要がある。特に、大学院の指導教員の役割として、海外での博士研究員希望者の個別支援を行うことが必要であるとの共通認識が要求される。また、国際的な活躍の土台となる英語による科学コミュニケーション能力の向上が必要である。

定員管理について、博士前期課程においては、平成 14 年度に定員を増やしたこともあり、一時的に収容定員を下回っていたが、その後順調に回復し、現在では収容定員を上回っている。ただし、薬学 6 年制の導入に伴って、今後予想される入学者の減少にどう対応するかが課題である。しかしながら、薬学研究科の教員が学部の 4 年次、5 年次の教育も担当する必要があることから、学部教育と大学院教育の両方を円滑に進める方策を検討する必要がある。博士後期課程においては、入学者減少の長期的傾向が問題であったが、社会人大学院学生を積極的に受け入れたため、現在では収容定員の充足を果たすようになった。薬学 6 年制の下での博士課程の在り方を、十分に検討する必要がある。薬学部 6 年制への移行に伴って、大学院の在り方が大きな影響を受ける。薬学部 6 年制に対応した大学院の制度設計の途上であり、社会のニーズを踏まえつつ、新たなカリキュラムの構築、大学院修了後の進路の開拓を進める必要がある。

b 生活健康科学研究科

[効果の上がっている事項]

入学者選抜方法としては、多様なニーズに応えるため、様々な取り組みを行っている。この結果、食品栄養科学専攻では平成 20 年度の合格者は定員の 1.44 倍と、定員を十分に確保している。一方、環境物質科学専攻では 0.8 倍となっているが、これは、食品栄養科学専攻と異なり、学部を持たない独立専攻であることもその一因と考えられる。

門戸開放に関して、食品栄養科学専攻は、学部（食品栄養科学部）を有しているが、学部からの入学者は全体の半以下と、十分に門戸開放されていると判断される。環境科学専攻は独立専攻であるので、博士前期課程における外部からの入学者が 95%と、非常に多く、これらは広報活動が一定の成果を収めたためと評価できる。

博士後期課程における社会人、外国人選抜による受入状況によると、食品栄養科学専攻では外国人、社会人ともに広く受け入れているのに対し、環境物質科学専攻では社会人の受け入れ割合が多いことが分かる。これはそれぞれ専攻の特徴を反映したものであると評価できる。

社会人の受け入れに関しては、博士後期課程では、その人材養成目的とも合致しており、積極的に行ってきている。特に、地方自治体の職員等の再教育の機能も果たしている。社会人学生の中には、既存の学会等で既に相応の評価を受けているものも含まれており、周りの学生への好影響も大きい。入学者数は年によってばらつきはあるものの、おおむね数名ずつとなっており、評価できる。

[改善が必要な事項]

学生募集方法は、現状に示すように、電子媒体、印刷媒体等を活用し、多様な方法で行ってきている。最近では、インターネットで受験校を調べる学生が多いことから、ホームページの充実にも力を入れている。しかし、大学管理のサーバと各専攻管理のサーバに、情報が分散していることから、若干混乱が生じている。インターネットの利用では、検索サイトへの広告も一部で始めたところである。このようなマスコミを利用した広告は、一定の効果が見込めると考えられるが、予算が必要で、この予算には限りがあることから、検討課題の一つとなっている。

入学者選抜方法については、国立大学の各大学院では一般に定員を大幅に増やし、また私立大学でも大学院を設置する動きが多く、特に環境系の大学院は全国各地に乱立している状況にある。このような状況では、一般選抜の志願者を学外から求めることは更に困難となる可能性もある。外国人選抜では、英文和訳が科せられており、これについては検討課題の一つと考えられる。

「飛び入学」に関しては、この制度を利用して入学した学生はまだいない。今後本制度を積極的に運用していくかどうかは、十分にコンセンサスがとれているとは言えないと考えられるので、さらに検討していく必要がある。

社会人の受け入れについては、研究が中心の博士後期課程がほとんどであり、博士前期課程ではほとんど受け入れていない。これは、博士前期課程では講義を受ける必要があること、開講時間が昼間の時間帯であることが第一の要因と考えられる。博士前期課程で社会人を積極的に受け入れるためには、講義を夜間に開講するあるいはビデオによ

る講義を導入するなどの条件整備が必要となる。

定員管理については、博士前期課程をみると、食品栄養科学専攻では毎年定員を上回る入学生を確保している。一方、環境物質科学専攻では、若干定員を下回っている。ただし、受験者数はおおむね定員と同数であり、国立大学などの他大学と併願するものがあることから入学者数では定員を下回る結果となっている。学生募集方法、入学者選抜方法の項でも述べたが、独立専攻では一般に、年々入学者の確保が厳しくなる状況にあり、この影響を大きく受けたものと考えられる。

博士後期課程では、17年度に入学者数が少なかったが、その後は持ち直している状況にある。地方自治体の研究所からの応募が一段落した感もあり、企業や自治体の研究所との連携の強化も課題である。

c 国際関係学研究科

[効果の上がっている事項]

学生募集方法、入学者選抜方法については、大学院国際関係学研究科においては、9月と2月の二次にわたる入学試験の体制は適切に行われていると考えられる。この二次にわたる入学者選抜によって、志願者が定員を上回り、合格者が定員10名を超える適正な選抜が行える状況を確保している。また、一次募集における推薦特別選抜の枠を本学国際関係学部の成績優秀な3年生及び4年生に設定することで、学内の優秀で意欲のある学部学生を大学院に確保することにつながっている。第二次募集の一般選抜では、試験科目を小論文(日本語)と面接とすることで、留学生を含め志願者へ門戸を広く開放している。

平成19年度からは、従来的一年に一度のみ9月に実施する募集・選抜体制に変わって、9月と2月の二度の募集と選抜を行う入試体制を確立し、定員10名の確保を果たした。

学内推薦制度に関しては、学内から優秀な学生を大学院に確保するという目的は、達成され、学部学生の大学院での教育、キャリア・アップに対する関心も高まった。

定員管理については、平成17年と18年に国際関係学専攻で入学者数の定員割れがあり、平成18年度には研究科全体での定員割れにもなったが、その後、入試制度の改革などにより、結果においては収容定員を上回る入学生を確保している。志願者は絶えず定員を上回っていることを考えれば、適正な選抜方法をとることによって定員10人を上回る入学生を確保している。

[改善が必要な事項]

入学者選抜方法については、入学志願者の学力を適正に判断する外国語、日本語、口頭試問(面接)の試験の内容を検討する。出題科目の各問の水準と質を検討し、一般と特別選抜(推薦)において適正で統一した選抜が行えるように絶えず配慮する。

門戸開放については、毎年、5割前後の割合で学外からの進学者を常に受け入れている。本学卒業生で、一度社会に出たあと本研究科を目指して入学してくる社会人もいるが、実数は把握しておらず、社会人の受け入れという点では、大いに受け入れているとは言い難い。外国からの留学生の受け入れという点では、平成20年度大学院入学者19名中9名が外国籍であり、留学生への門戸は開かれているといえる。開かれた大学院として、今後とも他大学、とりわけ外国大学出身の優れた学生の受け入れに向け努力して

いく。

飛び入学については、飛び級制度による学内推薦選抜は、平成 19 年度から初めて実施したが、初期効果に終わらず、経年的にこの制度が効果を上げるよう宣伝していく。また、飛び級で入学した大学院学生が、支障なく二年の修士課程を修了できるか、今後見守っていく。

社会人の受け入れについては、社会人学生の受け入れは高度職業人の育成という人材養成目的とも合致しており、積極的な受け入れを謳ってきた。しかし、実際の入学者は限られている。学部と比べて、年齢構成や、大学院入学までの経歴が多様かつ多彩である点に社会人大学院学生の特徴があり、独特の学びの雰囲気生まれて刺激的な勉学の環境をつくるという利点も考えられる。

ただし、社会人入学生のほとんどは仕事を持っており、昼間は各自の職場で働き、夜間にはじめて通学可能な状態になる。このような仕事を持つ社会人学生の研究や学習時間の確保の観点から、すべての科目が必ず受講できるような時間割、カリキュラムの編成が必要であるが、中期計画の中で大学院カリキュラム改革と関連して可能性を探る。

d 経営情報学研究科

[効果の上がっている事項]

学生募集方法、入学者選抜方法については、本研究科においては、学生募集、入学試験体制とも、複数の方法をもってなされており、おおむね適切であると考えられる。

学内推薦制度については、学生の研究科への適性、能力については、面接により詳細に質問、検討される。体制として適切であると考えられる。

門戸開放については、社会人や留学生に対して十分に門戸が開放され、また、各入学者選抜方法による入学者数のバランスは取れているといえる。

「飛び入学」については、今年度からの活用であるが、すでに若干名の学生が、この制度を利用しての大学院進学を志望しており、順調な立ち上がりとなっている。次年度以降、学生の制度の利用状況、志望学生の大学院進学後の勉学状況等を観察し、学生のための制度の一層の有効活用の方策について検討していく。

本研究科においては、社会人入学者の受け入れは積極的に行われている。社会人入学者の経歴、能力、適性は多様であり、上記のように入念にそれらを評価する体制を施行している。

定員管理については、本研究科における入学者は、平成 20 年度選抜では定員を下回ったものの、他の年度においては、定員を十分確保している。今年度、研究科のホームページにおいて入学者選抜の情報公開を推進し、受験生へ入試情報をできるだけ公開して透明性をアピールすることにした。今後、引き続き、門戸開放に留意しつつ、より魅力的な研究科にするための検討と努力をしていくこととしており、特段の問題はない。

e 看護学研究科

[効果の上がっている事項]

学生募集方法は大学卒以外にも門戸を開いており多様な学生を受け入れることができる。また入学者選抜方法に書類審査、筆記、面接という 3 つの方法により多角的に審査でき、学生募集及び試験体制は適切であると評価できる。

[改善が必要な事項]

志願者が募集人員に満たない要因の一つには看護系指導教員の流動化が激しく、教員の定員を満たすことができず、そのため希望の学生を受け入れることができないことがある。今後教員の定数確保、指導体制の整備などの見直しが求められる。

本研究科の社会人の受け入れ体制は適切に行われていると考えられる。しかし、現状では社会人学生の入学割合が少ないことから、今後は地域の中に存在する大学院志向を持つ潜在的な学生の掘り起こしのための積極的なPRが求められる。

定員管理について見ると、研究科の指導教員は各2名以上の学生を担当し研究指導に当たっているが、毎年募集人員を下回っている。これは指導教員の定数の人員を確保できないためである。今後は指導教員の定数確保の努力が課題である。また、学部学生の中には大学院志向の強い学生も存在するので、キャリア開発支援の上からも彼らを大学院に迎え入れることが必要である。

(3) 改善の方策

a 薬学研究科

学生募集方法、入学者選抜方法については、薬学研究科にとって、制度変革に伴う過渡期に当たるため、入試実施体制において、事務局の支援態勢を更に充実させる。薬学部以外の学生に対して、薬学研究科の魅力をアピールするためホームページや大学案内を通して広報に力を入れる。

また、博士後期課程の学生確保のために、グローバルに活躍する研究者を養成できるように、各教員が大学院学生とともに研究実績を積み重ね、指導能力を向上させる。海外留学経験を広報誌などを通して大学院学生に伝える機会の充実を図る。また、科学英語コミュニケーション科目を博士後期課程の選択科目として導入し、効果を上げつつあるが、グローバルCOEプログラムの一環として、米国オハイオ州立大学との大学間連携の下で科学英語教育プログラムを作成し、オハイオ州立大学で実施する。科学英語教育が博士後期課程の大学院学生のキャリア形成にどの程度役立っているのかを検証する。

教員の入試業務への負担が増加している点に関しては、入試業務に対する合理的な支援態勢の充実を図る。

門戸開放については、薬学6年制に伴う大学院の制度改変に伴い予想される博士前期課程への進学者の減少に対して、薬学部以外の出身者の入学を促すように、平成21年に実施する入試問題の作成及び大学院学生の募集案内においてより工夫を行う。

社会人の受け入れについては、薬学部6年制に対応した大学院の制度設計においては、博士前期課程修了者の後期課程への進学促進に加え6年制卒業生の博士課程への進学のみならず現役薬剤師の博士課程への入学の促進を図るため、平成23年までに社会人大学院学生の受け入れ体制を確立する。

定員管理については、本学薬学部薬科学科の卒業生の大学院への進学を促すとともに、薬学部出身者以外の志願者の確保に努めるために、入学者選抜方法の改善や広報の充実を図る。特に、薬科学領域の重要性の社会的な認知度を高めるため、独創性の高い研究を大学院学生とともに継続的に展開し、研究業績を充実させる。現在4年制学部卒業生が対象となる修士課程の設置準備を進めており、平成21年4月に文部科学省に届けて設

置を行う。それを受けて、修士課程の推薦入試及び一般入試の実施準備を行うとともに、学生募集のための広報を実施する。また、平成 24 年度の博士後期課程および 6 年制学部卒業生が対象となる博士課程の設置に向けて、平成 23 年までにカリキュラム及び入試体制の整備を行う。

b 生活健康科学研究科

学生募集方法、入学者選抜方法については、学生募集方法は、費用対効果を見積もるのが難しいが、限りある予算内で、限りある人的資源の中で、今後でもできる限りの方法を講じる。

入学者選抜方法としては、現行の多様な選抜方法を継続することが重要である。独立専攻の環境物質科学専攻では、志願者が少ないことから、特色のある研究活動の広報を行う。

推薦入試制度は今後とも継続すべきである。産業界で活躍する高度な知識と技術を持った職能人を育成するためには、レベルの高い大学院教育及び研究が必須である。このため、優秀な内部学生の進学率を更に高めるため積極的な働きかけを行う。修士課程修了者に対する社会的ニーズの高さを学部学生に正しく伝え、進学へのモチベーションを高めるとともに、FDを積極的に導入し、学生実習や教科教育の見直しを行うことで、より高度な大学院教育に対応できる基礎学力の充実（及びそれによって得られる自信の涵養）を図る。さらに修士課程修了者の就職先の拡充を図るとともに、推薦入試における内部学生の受験者数を増加させるため、日本学生支援機構の奨学金受給資格者の配分を推薦入試合格者に厚くするなどの方策について検討を開始する。

門戸開放に関しては、学内外から広く学生を募集する。

「飛び入学」については、本制度を積極的に運用するかどうか議論し、積極的に運用する場合には、学内の優秀な学生で意欲のあるものに対しては積極的に本制度の活用を進めるとともに、学外に対しても制度の周知を行う。

博士後期課程での社会人の受け入れは、積極的に、継続的に推進する。

定員充足のためにインターネットを利用した広報活動への予算配分など、広報活動への支援を行う。

c 国際関係学研究科

学内推薦制度については、学内推薦制度を、導入の初年度だけではなく長期的に有効に機能していくように学部ガイダンスなどで絶えず、宣伝していく。経営情報学部や看護学部で国際経済や国際医療活動に関心を持ち、国際関係学研究科への進学を希望するものへも学内推薦の枠が適用できるか検討を開始する。

門戸開放については、一般選抜で本研究科に入学してくる学生の比率は、本学出身者と他大学出身者では学内出身者が漸減傾向で、これが定員割れともつながっていたが、平成 19 年度から実施した二度の募集・選抜と学内特別推薦制度で学内出身者の確保につながっている。他大学出身者にも従来どおり門戸を開放し、社会人の大学院への志願は、公開講座等で地域に学部・大学院の教育研究を知ってもらう等の社会人リカレント教育のを行う。社会人である教員やジャーナリスト等が大学院の 2 年の課程（修士課程）で、国際関係や専門能力を向上させるために、1 年で修了できる魅力あるカリキュラムを作

成する。

飛び入学制度については、本学の国際関係学部3年在学生には推薦特別選抜として実施しているが、本学の他学部（経営情報、看護）や他大学の類似学部学生にも出願資格（8）で規定されている飛び入学制度を柔軟に適用し、有能な志願者の確保を行う。

社会人学生については、今後とも、広く受け入れを行う。地域の中に大学院志向の社会人が潜在的に少なからず存在し、広報活動をしつつ一定の志願者を確保する。大学の公開講座等を通じて引き続き潜在的な学生の掘り起こしを行う。ホームページや、募集案内等のばらまきだけでなく、社会人にとって受験しやすく、学びやすい大学院の構想やカリキュラム等とする。

定員管理については、一次二次の現行の選抜方式で、絶えず定員10名を上回る志願者と受験者を確保し、定員10名を確保する。そのため、広く地域、学部、他大学の関連学部等に宣伝していく。

また、本学の学生で成績優秀かつ大学院志向性の高い学生を推薦で選抜する方式や、英語圏（非漢字地域）からの学生を受け入れるために小論文（日本語の筆記試験）を改良する方式を採用するなど、選抜方法を改善する。

d 経営情報学研究科

「飛び入学」については、今年度からの活用であるが、すでに若干名の学生が、この制度を利用しての大学院進学を志望しており、順調な立ち上がりとなっている。次年度以降、入学者選抜実施委員会、教務委員会を中心に、学生の制度の利用状況、志望学生の大学院進学後の勉学状況等を調査し、学生のための制度の一層の有効活用を行う。

e 看護学研究科

学生募集方法、入学者選抜方法、社会人の受け入れ、推薦制度などについては、志願者が募集人員に満たない状況がある。対策として平成21年度入学者選抜より社会人特別選抜の配点を変更した。平成21年度入学者選抜から社会人特別選抜の配点を変更したため、この評価を行う。

定員管理については、本研究科において募集人員の学生を指導する教員の定数充足、指導教員の確保に努力する。中でも、本研究科は平成21年度からCNS（日本看護協会認定の専門看護師）育成に関する科目を設置する。さらに平成22年度には助産師課程を盛り込むなど専門性の高い実践家の育成を目指すカリキュラム変更を計画している。これらは志願者のニーズに応えるものと考えられるので、志願者の増加が見込まれる。

第5節 学生生活

目標

本学の目標の一つである「学生の勉学環境、生活環境を整備し、学生生活の質（QOL）の向上を図る」ため、授業料や生活費等の経済的支援や、健康管理・生活相談などの生活支援及び課外活動支援を充実させる。また、就職及びキャリア形成支援など、学生の進路に関する支援を充実させる。

経済的支援については、経済的困窮から就学困難となる学生を援助するため、生活保護世帯・要保護世帯を対象とする授業料免除制度を整備する。奨学金制度については、日本学生支援機構の奨学金制度を活用するとともに、現在設けられている地域の企業による奨学金制度を維持し、拡充していく。

健康管理・生活相談については、健康支援センターに学生の健康管理機能を一元化して学生の健康保持・増進を図る。特に健康診断結果を踏まえた個別指導を実施する。また、悩みを抱えた学生が気軽に相談できる環境・体制の充実を図る。

ハラスメント（特にセクシュアル・ハラスメント）に対しては、規程上・組織上の防止対策を確立することに加え、研修会を開催して教職員・学生の意識の啓発を図り、ハラスメントを防止・根絶する。

大学祭などの行事運営やクラブ・サークルなどの課外活動については、学生の自主的な活動を尊重し、学生室が窓口となり、教職員がそれを支援していく。特に大学祭などの学内行事に際しては、学生が主体的に立案した計画を基に学生室を中心とした教職員と協議・調整を行い、円滑な運営と実施を図る。また、行事やクラブ・サークル活動への学生の積極的な参加を図るため、大学後援会と協力して経済的支援を行う。

学生の進路をめぐる環境に関しては、年功序列や終身雇用といった旧来の雇用慣行に変化が見られる。それとともに、新卒時無業者や早期離職者の増加が社会問題化するなど、学生には、働くことを含めた自らの人生の在り方全体、すなわち「キャリア」を自ら設計し、切り開いていく姿勢と能力を身に付けることが求められている。こうした状況に対応するために、キャリア支援センターを中心に、従来からの就職支援に加え、入学初年次から社会観・労働観・人生観の醸成を図るプログラムを導入するなど、キャリア形成の支援体制を強化する。

また、進路指導・就職支援の実践に当たっては、就職活動の「早期化」「長期化」を視野に入れながら、適切な時期にガイダンス等を実施するとともに、個々の学生の希望に沿った個別相談の体制を充実させる。

1 現状

(1) 学生への経済的支援

a 授業料等の減免

授業料の減免については、「静岡県公立大学法人の授業料等に関する規則」に基づき、静岡県公立大学法人授業料等の減免等に関する規程」を制定し実施している。

授業料減免は、次のいずれかに該当し、学長が認めた者を対象としている。

- ア 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の属する世帯と生計を一にする者又は入学する際に当該世帯と分離した者
- イ 外国人留学生で総収入金額が生活保護法に定める最低生活費の年額以下の者

- ウ 授業料については、入学前1年以内又は入学後において、本人と生計を一にする世帯の主たる家計支援者が天災その他の災害により著しい損害を受けた者
- エ 入学料については、入学料納付手続日前1年以内において、本人と生計を一にする世帯の主たる家計支援者が天災その他の災害により著しい損害を受けた者
- オ その他やむを得ない事情がある者

授業料の減免は、年度を前期・後期の2回に分け、当該期分について承認される。免除額は、災害による場合は、全額・半額・1/3相当額のいずれか、その他の場合は全額となる。学生数に対する減免承認者数の比率は日本人学生約2%、留学生80%である。授業料減免承認状況は、以下のとおりである。

授業料減免承認状況（()内は申請者数）

		学部学生		大学院学生		計		合計
		日本人	留学生	日本人	留学生	日本人	留学生	
15年度	前期	47(47)	41(41)	6(6)	22(22)	53(53)	63(63)	116(116)
	後期	40(40)	38(38)	1(1)	22(22)	41(41)	60(60)	101(101)
16年度	前期	42(42)	37(37)	1(1)	21(21)	43(43)	58(58)	101(101)
	後期	29(29)	38(38)	1(1)	20(20)	30(30)	58(58)	88(88)
17年度	前期	33(33)	35(35)	5(5)	12(12)	38(38)	47(47)	85(85)
	後期	33(33)	31(31)	4(4)	12(12)	37(37)	43(43)	80(80)
18年度	前期	34(35)	26(26)	7(7)	12(12)	41(42)	38(38)	79(80)
	後期	30(33)	25(26)	6(6)	12(12)	36(39)	37(38)	73(77)
19年度	前期	31(36)	31(31)	5(5)	15(15)	36(41)	46(46)	82(87)
	後期	32(35)	27(27)	5(5)	18(18)	37(40)	45(45)	82(85)
20年度	前期	26(31)	33(33)	2(4)	21(21)	28(35)	54(54)	82(89)

b 日本学生支援機構奨学金

奨学金については、日本学生支援機構の奨学金制度を利用する学生が多い。大学生の募集に関しては、本人・家族の収入状況と成績をもとに推薦している。成績が一定の基準に達した学生を家族の収入状況に応じて順位を付け推薦している。大学院学生の募集に関しては、本人の収入が基準以下の場合、研究科ごとに推薦順位を付け、日本学生支援機構から示された人数の推薦を行っている。在籍学生に占める日本学生支援機構の奨学生数の比率は、平成19年度で学部学生43.8%、大学院学生95.5%、平成20年度で学部生42.7%、大学院学生92.4%である（表44）。

奨学生の人数については以下のとおりである。

日本学生支援機構奨学生数

	学部学生	大学院学生	合計
18年度	721	266	987
19年度	1022	427	1449
20年度	995	448	1443

近年全国的に日本学生支援機構奨学金の返還遅延が問題となっており、今年度追加募集の枠が削減されるという影響が現れているが、本学では返還時にも説明会を実施しており、本学の延滞率は、学部で5.2%、大学院で5.3%、全体で5.3%であり、全国平均の学部8.5%、大学院5.3%、全体8.5%に比べて低くなっている。

c 他の奨学金制度

本学学生が奨学金を授与されている制度としては、民間企業によるものが12、地方自治体・財団等によるものが7存在する。民間企業の奨学金制度のうち、日本人を対象とするものが2、留学生を対象とするものが7、全学生を対象とするものが3となっている（大学基礎データ表44）。奨学金制度を設けている企業は、すべて静岡県内の企業・団体であり、本学の建学精神に御賛同をいただき、人材育成と地域貢献の一環として奨学金制度を設けていただいている。地方自治等の奨学金制度は、当該自治体等の出身者を対象として公募しているものが多い。各奨学金制度の募集・採用時期はまちまちで、本学でとりまとめる場合と貸与を希望する学生本人が直接手続きをとる場合がある。

d アルバイト

アルバイト紹介は、学生の生活支援の一環として、学生に適切な職種に限定して紹介している。企業・個人等の求人主からの依頼を学生室で受け、学生にふさわしい業務内容であることを確認した上で、学生が自由に閲覧できるようファイリングしている。

e 経済的支援に関する学生への情報提供

「学生便覧」を作成し、ガイダンスを利用して全学生に配布し、学生への生活支援全般について情報提供している。また、新生を対象に新生ガイダンス、全学部学生・大学院学生を対象に生活指導ガイダンスを実施して、学生生活支援について説明している。

具体的な奨学生の募集は、学生室掲示板を通じて行われ、前年度から存在する奨学金制度については学生便覧にも記載されている。また、前述のガイダンスにおいても、奨学金制度について説明が行われる。日本学生支援機構奨学金については別途説明会も実施している。

授業料減免申請についても学生室掲示板での告知、学生便覧への記載を行うとともに、説明会を実施し、その後個別の相談にも応じている。

(2) 生活相談等

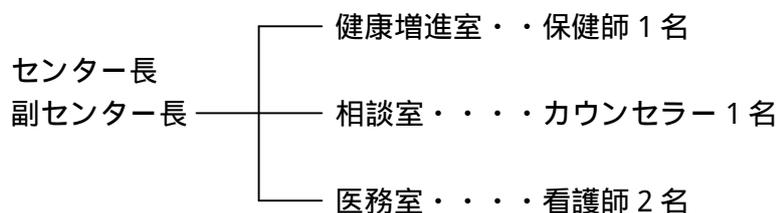
a 学生の心身の健康保持・増進

(a) 健康支援センター

健康支援センターは、部局に属さない大学直轄の全学的なセンターとして平成17年度に開設された。設立の目的は、「静岡県立大学における保健管理等に関する専門的業務を行い、学生及び教職員の健康の保持増進をはかるとともに、健康科学に関する教育・研究や地域住民の健康の保持増進に寄与する」(健康支援センター規則第2条)ことである。この目的のため行われる様々な活動のうち、最も重要な活動は、学生の心身の健康を維持し高めることであり、これによって学生生活のQOLの向上を図り、学生が明るく健

康的なキャンパスライフを送ることができるよう支援している。

健康支援センターの組織は、以下のようになっている。



健康支援センターに所属する各室のうち、健康増進室は、学生・教職員・地域住民を対象として各種の健康度測定、運動機会の提供、気分転換できる空間の演出に関する活動を行っている。学生・教職員は平日自由に利用でき、地域住民も金曜日の午前中に利用することができる。具体的な活動内容は、以下のとおりである。

健康度測定・・・血圧、身長、体重、体脂肪率、基礎代謝量、BMI、血管年齢、骨密度、アルコールパッチテスト、体力測定

運動機会の提供・・・ピッツエクササイズ、ウォーキング、ヨガ、バランスボール、エアロバイク

気分転換・・・マッサージチェア、書籍、音楽、絵画等

平成 19 年（1 月から 12 月）における健康増進室の利用者は、1,002 名であり、長期休暇を除けば前年とほぼ同数の利用者数であった。利用目的では健康度測定のための利用者が最も多く、これも前年度同様の傾向であった。

医務室の活動としては、日常的な業務と定期健康診断に関わる業務がある。日常的な業務としては、ケガ・体調不良に対する応急処置、休養室利用時のケア、医療機関の紹介や受診手配、学生・教職員の心身の健康に関する相談があげられる。医務室利用者数は、平成 19 年度で学生・大学院生 1,654 名、教職員・その他で 303 名、合計 1,957 名であった。医務室の看護師が非常勤であり、人数も年度によって異なるため、医務室利用者数は、年度によって変動が大きい。

定期健康診断に関しては、毎年 1 回、内科検診、身体測定、視力検査、尿検査、胸部 X 線検査、血圧測定を実施している。受診率は、今年度は、96%であり、ほとんどの学生が受診をしているが、文系学部で学年が進むにつれ、受診率が下がる傾向がある。要受診・要再検査と診断された学生及び血圧・BMI 等で基準値を外れ「有所見者」と診断された学生に対しては、定期的な測定や日常生活上の注意事項について医務室で面談をしている。「有所見者」ではない学生に対しても、医務室で結果を手渡し、日ごろの健康状態や日常生活上の気になることを聞くなど健康に関心を持つきっかけ作りや健康に関する相談をしやすい関係作りに努めている。平成 20 年度は、BMI の数値に問題がある学生に対しては、食品栄養科学部と連携し、食生活に関する講習を受けるよう指導を行っている。

平成 20 年度は、文部科学省の指導もあり、通常健康診断に加えて、麻疹抗体検査を全学生・職員を対象に実施した。抗体価 7.9 以下（EIA）と診断されたものには、予防接種を受けるよう指導を行った。また、病院等の医療施設で実習をする学生に対して学部ごとに実施していた感染症に係わる血液検査をこの検査に合わせて実施した。

平成 19 年度から労働安全衛生法に基づき、有機溶剤及び特定化学物質使用に伴う検査が教職員を対象に実施されることになり、これにあわせて実験で有機溶剤を使用する学生に対しても検査を実施した。今後も継続的に検査を行う予定である。

平成 19 年度までに 3 台の自動体外式除細動器(AED)を購入し、大学玄関、体育館、運動場に配備した。

相談室の業務については c 生活相談の項目に記載する。

(b) 傷害保険

正課中、学校行事中、課外活動中及び通学途中の不慮の災害事故に対する補償のため、入学時に全員が学生教育研究災害傷害保険に加入している。

また、正課中、学校行事中、課外活動及びその往復中に、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る損害賠償を補償するため、看護学部・看護学研究科を除く全学生が学研災付帯賠償責任保険に加入している。看護学部・看護学研究科の学生は、より賠償補償が充実した日本看護学校協議会共済会WILLに加入している。

(c) 警備会社による巡回警備

下校時の学生の安全の確保及び下宿生の安全の確保のため、警備会社と契約を結び、大学内・大学近辺の夜間巡回警備を実施している。回数は週 5 回、1 回につき 3 時間の警備を実施している。

(d) その他の健康保持・増進対策

夏場の熱中症対策及びケガの防止のため、平成 19 年度に学内 2 カ所に製氷機を設置し、学生が課外活動を行う際、自由に使用できるようにした。

b ハラスメント防止

本学では、平成 13 年に「セクシュアル・ハラスメントの防止及び対策等に関する指針」及び「規則」を定め、積極的にセクシュアル・ハラスメント防止対策をとっている。平成 19 年の大学法人化に伴い、規程を改め、一層の防止対策をとっている。

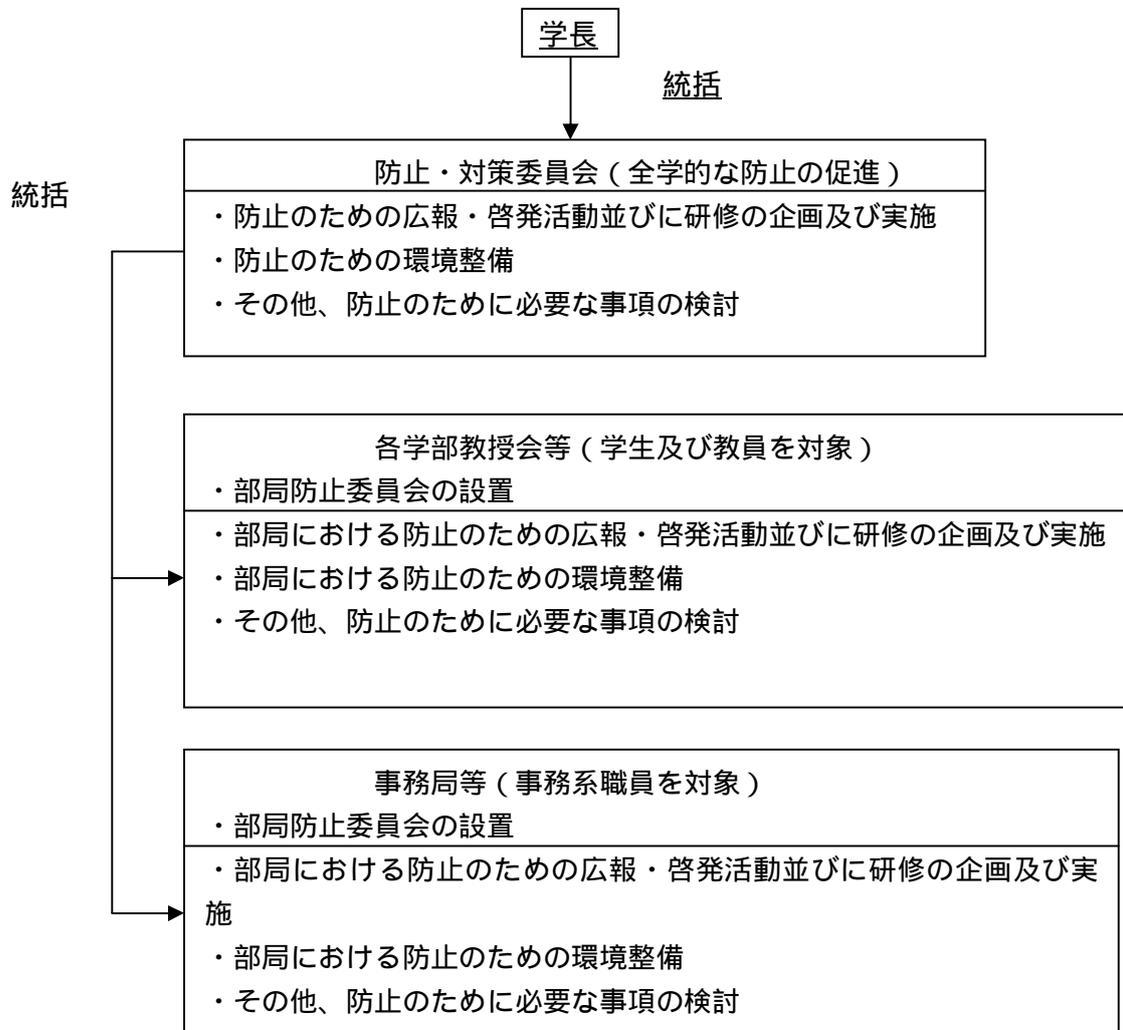
「セクシュアル・ハラスメントの防止及び対策等に関する指針」では、「セクシュアル・ハラスメントは、個人の人権を侵害する不当な行為であり、学生及び職員、関係者の修学、就労、教育又は研究のための環境を著しく損なう行為として、決して容認することはできない。」とし、セクシュアル・ハラスメントに対しては責任をもって厳しい姿勢で臨むとしている。

そのために、「指針」ではセクシュアル・ハラスメントを具体的に例示することで定義を明確化し、防止対策を組織的に行うことを定めている。セクシュアル・ハラスメント防止の中心組織として設置されたのが「防止・対策委員会」であり、その組織・役割は「セクシュアル・ハラスメントの防止及び対策等に関する規程」に定められている。「防止・対策委員会」は、副学長を委員長とし、各部局代表者や専門的知識を持つ教員、カウンセラー、外部弁護士からなり、年 4 回の定例会と必要に応じて臨時会を開催する。委員会を中心にセクシュアル・ハラスメント防止のため、広報・啓発活動・研修を企画・実施し、環境整備を行う。今年度は、生活指導ガイダンスで学生に対して、ドメスティ

ックバイオレンス防止の指導を行い、教職員に対してはセクシュアル・ハラスメント防止のための研修会を実施した。

防止体制図は、以下のとおりである。

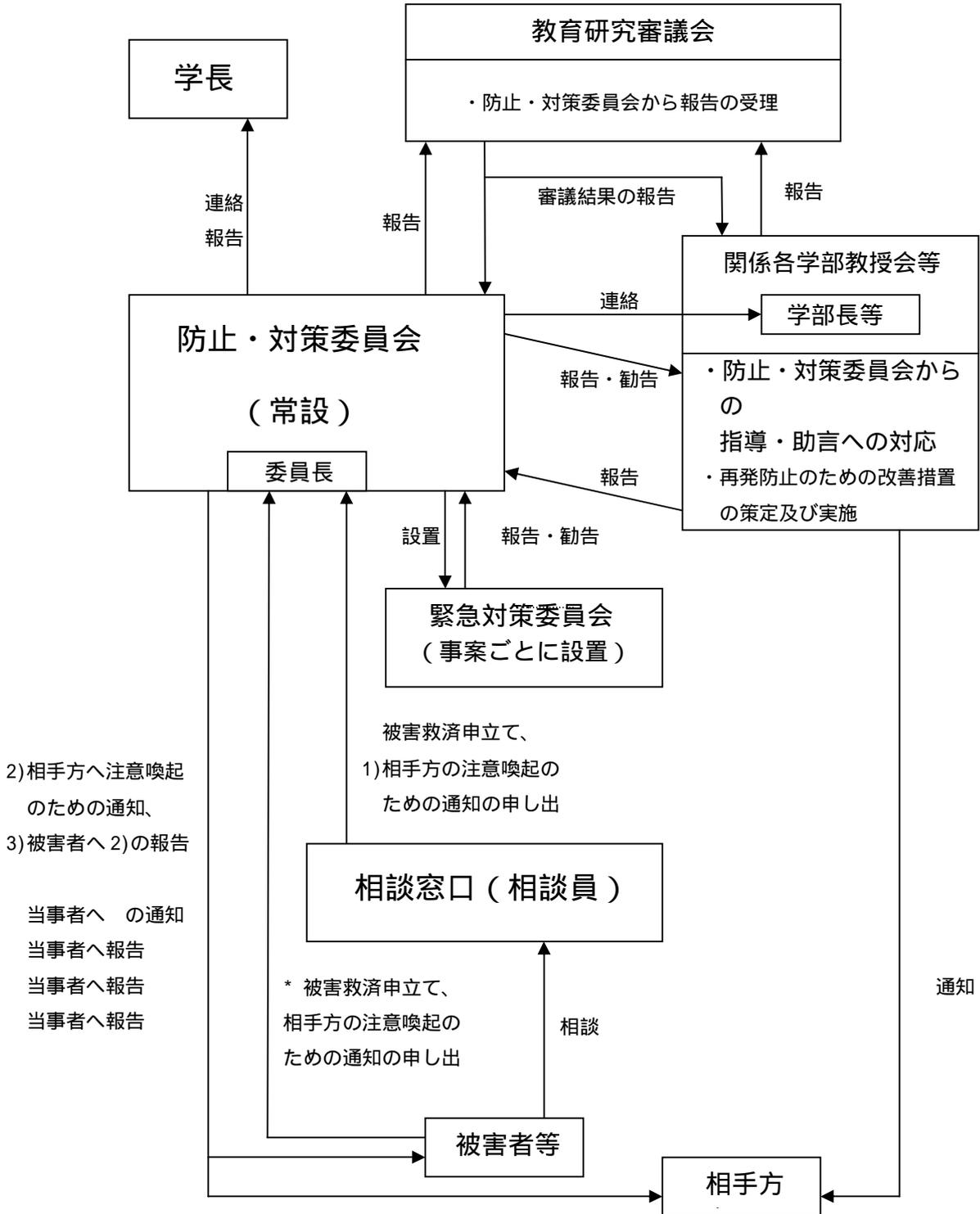
静岡県立大学におけるセクシュアル・ハラスメント防止体制図



セクシュアル・ハラスメントに関して相談を希望する学生、職員及び関係者に対しては相談窓口を設置し、相談員を配置している。相談員は、各学部・研究科から各2名以上(少なくとも1名は女性)、事務局・図書館職員の中から2名以上(少なくとも1名は女性)選考されて配置されている。相談員への相談は、面談のほか健康支援センターの医務室相談箱への投函、手紙、電話、ファックス、電子メールのいずれでも行うことができ、学生に対してはこのことを学生便覧及び年度当初の生活指導ガイダンスで伝達している。相談により被害が判明したときには、救済のため、緊急対策委員会を設置し、直ちに対処する。

セクシュアル・ハラスメント対策体制図は、以下のとおりである。

静岡県立大学におけるセクシュアル・ハラスメント対策体制図
 (相手方が本学教員又は学生の場合)



* 被害救済の申立て、相手方の注意喚起のための通知の申し出は、相談窓口を経ずに、被害者が防止・対策委員会に直接行うこともできる。

c 生活相談

(a) メンタルヘルス相談

健康支援センター相談室を中心に学生のメンタルヘルス相談に応じている。学生の相談に対応するのは相談室に勤務するカウンセラーであり、金曜日を除く毎日、10時から17時まで相談に応じている。長期休業期を除き毎月延べ30～50人ほどの相談がある。さらに希望する学生に対しては、精神科医師に月1回来学を依頼して相談に応じている。昨年度は精神科医による相談件数は7件であった。相談内容は、友人や教員との人間関係に関する悩みが多く、その他将来のこと、学業のこと、うつや対人恐怖症、不安障害などの悩みが寄せられた。相談件数は、年々増加する傾向にある。

また、相談室と学生室、相談室と教員間の情報交換会・意見交換会を実施し、学生の現状把握と教員・事務局の意識の高揚に努めている。

(b) 弁護士による相談

詐欺や悪徳商法、犯罪被害等に関する相談を希望する学生に対して、弁護士による相談の機会を設けている。学生室を受け付け窓口とし、希望がある場合、弁護士に依頼して、原則として毎月1回実施することになっているが、昨年度の相談は2件にとどまった。

(c) メールによる意見・要望の受付

学生の意見・要望・提言を電子メールで受け付け、関係部署に問い合わせた上で学生部長名で回答している。昨年度、寄せられた意見・相談は5件であった。

(d) 学部における相談体制

本学では中期計画の中で、全学チューター制度を導入し、学生の健康状態や生活状態の把握と個別指導の充実を目標として掲げており、各学部でチューター制度を確立しつつある。食品栄養科学部ではチューター制度を導入済みであり1年から3年まで各学年60名の学生を7、8人の教員で担当している。4年生については研究室で対応している。薬学部では1年から3年までの学生を研究室に割り振り、研究室の教員をアドバイザーとしている。4年生になると所属研究室が決まるので所属研究室教員がアドバイザーとなる。看護学部では学年縦断的な編成による1グループ約15名の学生に2名の教員をアドバイザーとして配置している。経営情報学部では1・2年に指導教員を配置し、学生約20人ごとに2人の教員が配置される。3・4年では所属ゼミ教員が指導教員を務める。国際関係学部では1・2年生に指導教員を配置し、学生7・8人ごとに2人の教員が配置される。3・4年では所属ゼミ教員が指導教員を務める。

各学部のチューター・アドバイザー・指導教員は、学生の学業・進路・生活などの相談に応じる。学生は、休学や退学を希望する場合には担当教員に相談するとともにその同意を得なくてはならない。

(e) 障がいを持つ学生への支援

障がいを持つ学生の相談窓口を学生室に置き、障がいのある学生から聞き取り調査を

実施している。その結果、障がい者用トイレの増設など施設の改善のほか、図書館入り口のインターホーン設置、障がい者用トイレの鍵・電気スイッチの改修、障がい者専用機の配置などの改善を進めた。

(f) 留学生への支援

4月初旬に学部・大学院の新生、新規の研究生・科目等履修生を対象に留学生ガイダンスを実施している。内容は、日本での日常生活の仕方についての諸注意、奨学金への応募の仕方、各種申請書の提出の仕方等等である。ガイダンス終了後、留学生交流会を実施し、留学生間、留学生と日本人学生間の交流を図っている。留学生の相談業務は、学生室に担当者を置いて対応しており、学業・奨学金・授業料・各種申請等についての相談に応じている。

また、留学生サポーター制度を設け、静岡に引っ越してきて間もない、また日本語が不得意で日常生活に困難を感じている留学生に対して、ボランティアの在学生在がサポートをしている。留学生が困ったときにサポーターの学生に電話やメールで連絡をすると、サポーターの学生が助言を与えたり、相談にのったりしている。

d 学生生活アンケートの実施と活用

学生生活実態調査を5年に1回実施する方針であり、前回の調査を平成16年度に実施した。調査内容は、経済面、生活面、健康面、人間関係、通学方法等であり、全学生を対象にアンケート調査を実施し、集計の上で関係部署に配布した。それぞれの部署で必要な検討を加え、その後の大学経営の資料として活用した。

5年に1度の学生生活実態調査の間に項目を絞った学生アンケートを数度実施した。平成18年度には防犯に関するアンケートを実施し、暴行や窃盗、わいせつ事犯等の被害の実態と大学周辺の危険箇所の調査をした。この結果をもとに平成18年7月から警備会社と契約をして大学周辺での夜間巡回警備を開始した。

平成17年度に食堂に関する学生アンケート、平成19年度には食堂・売店に関する学生アンケートを実施し、食堂・売店の改善に取り組んだ。この内容については、e 福利厚生 の項目に記載する。

e 福利厚生

本学の在学生、卒業生、教職員及び関連諸団体の相互の交流・親睦を図り、本学と連係してその発展を期することを目的として静岡県立大学連合学友会を平成18年に設立した。連合学友会は、会員相互の交流促進、大学の事業の支援、同窓会の活動支援等の業務を行うとともに、在学生・教職員に対する福利厚生事業を担当している。

連合学友会が行う福利厚生事業の主なものは、食堂・売店及び自動販売機の経営委託である。学食は、大学内に2カ所、売店は1カ所、自動販売機は20カ所存在する。平成19年度に食堂・売店に関する学生アンケートを実施し、その結果、食堂についてはメニューの増加、営業時間の延長等、売店については営業時間・営業日の拡大、取扱商品の増加等の要望が多く出された。連合学友会と業者との話し合いによって、食堂については営業時間の変更、メニューの増加、売店については営業時間・営業日の拡大、取扱商品の増加等の対策が立てられた。

学生用福利施設としては学生ホールがある。学生ホールにはラウンジ、食堂、売店、国際交流談話室等がある。主な福祉施設は、以下のとおりである。

施設	設置場所	面積・収容人数	取扱品目
食堂	学生ホール1階	981 m ² 、600名	定食、麺類等
	管理棟地下1階	224 m ² 、220名	定食、麺類等
売店	学生ホール2階	141 m ²	文房具、書籍、軽食料品等
自動販売機	各学部棟、学生ホール、体育館	20台	
複写機	学生ホール、管理棟	2台 1台	
	学生ホール	1台	
国際交流談話室	学生ホール2階		

国際交流談話室・・・外国人留学生、日本人学生間の交流を目的として設けられ、テーブル、いす、書籍、インターネット接続可能なパソコン、テレビ等が備えられている。

学生の住居に関しては、毎年12月に不動産業者と話し合いの場を設けて防犯等の大学からの要望を業者に伝えるとともに、不動産業者からの情報収集を行っている。3月の新生が入学手続きをする時期には、不動産業者にスペースを提供して新生の住居決定の便宜を図っている。住居の空き情報については、その後も学生室内にファイルを置くことで、学生が情報を入手できるようにしている。

(3) 就職指導

a 学生の進路選択に関わる指導の適切性

(a) キャリア支援センターとキャリア支援委員会の設置

現在、学部学生・大学院学生の卒業後の進路選択をめぐる環境は大きく変化している。このような状況では、働くことを含めた自らの人生の在り方全体、すなわち「キャリア」を自ら設計し、切り開いていく姿勢と能力が今まで以上に必要とされる。

そこで、本学では、就職活動という一時点における支援にとどまらず、初年次からキャリア形成支援を行う体制を整備することとし、2007(平成19)年4月に、従来の「学生部就職支援スタッフ」を改組して「キャリア支援センター」を設置した。

キャリア支援センターには、教員から選任されるセンター長、副センター長のほか、常勤職員2名、非常勤職員2名(うち1名は、専門のキャリア・アドバイザー)及び派遣事務員1名を配置している。センター長、副センター長を教員から選任することで、キャリア形成・就職支援における教員と事務職員との協働・連携の強化を図っている。

また、本学では、大多数の学生が就職を希望する学部もあれば、かなりの数の学生が大学院への進学を希望する学部もあるなど、学部・研究科によって学生の進路希望に違いが見られる。そこで、キャリア形成・就職支援に関する全学的な組織として、各学部・研究科選出の教員等で構成するキャリア支援委員会を設置し、キャリア形成・就職支援について、キャリア支援センターと各学部・研究科及び各学部・研究科相互の連絡、情報交換を行うことで、各学部・研究科の特徴に配慮しつつ、相互に連携・協力を行うな

ど、進路指導の適切化を図っている。

(b) キャリア形成概念の醸成

キャリア支援センターでは、本学の在学生及び卒業生が、主体的・能動的に社会に参画する自律的な市民として育つことをキャリア形成支援の大きな目標の一つとしており、働くことは、そのような社会参画の一つの柱であると考えている。そのような観点に立って、初年次から、社会観・労働観・人生観の醸成を図るプログラムを用意すると同時に、学生の主体的な社会参画を促進・支援している。

新入生や2年生には、新年度の初めにキャリアガイダンスを実施し、現在の社会の状況、その社会に積極的に参画することの必要性、そのために身に付けてほしい力など、キャリア形成の概念やその重要性についての講演会を行うとともに、キャリア支援センターによる支援メニューの説明を実施している。

初年次からの社会観・労働観・人生観の醸成を図るプログラムとしては、全学共通の選択科目として「キャリア形成概論」(前期)、「キャリア形成概論」(後期)を開講している。両科目を通して、人生と働くことのかかわりや、自分と社会のかかわりについて考えさせ、学生生活を含めたこれからの生き方を考える契機を提供している。講義では、様々な分野で活躍する方々による講演、読書ディスカッション、各種のワークを実施し、積極的に行動することの重要性や他者とのつながりや協力の必要性への気づきを求めている。

(c) キャリア形成に関するプログラム

学生の主体的な社会参画を促進・支援するために、キャリア形成に関する講演会、セミナー、シンポジウム、学生の編集によるセンター情報誌の発行などを実施している。平成19年度の実施概要は次表のとおりである。

キャリア形成に関するプログラム

名 称	内 容
キャリア形成講演会	教職員及び学生に、キャリア形成の概念やキャリア支援の必要性について理解してもらうことを目的とした講演会の実施
キャリア形成セミナー	他者とのつながりを図るうえで欠かすことのできない能力であり、学業にも必要とされ、企業が従業員に求める能力としても上位に位置付けられるコミュニケーション力の向上を図るセミナーを実施
キャリア形成シンポジウム	学生の主体的・自律的な活動の活性化を図るため、キャリア支援などの社会活動に携わっている学生団体を全国各地の大学から招き、本学の団体とともに、活動事例発表、パネルディスカッション、ワークショップ及び意見交換を実施
キャリア形成情報誌の発行	キャリア形成について学生・教員の意識啓発を図るとともに、学生に社会的活動への主体的参画の場を提供するために、キャリア支援センター発行のキャリア形成情報誌の編集・発行のすべてを学生に委託

(d) インターンシップ

食品栄養科学部及び生活健康科学研究科では、正課としてインターンシップを実施し、修了者には単位を与えている。平成 19 年度は 32 名が参加した。

キャリア支援センターも、県庁及び民間企業を派遣先としたインターンシップを主催するとともに、経済団体等が主催するインターンシップに学生の推薦を行っている。また、インターンシップを独自に主催している学内の学生団体とも連携・協力を図り、学生の主体的な活動を支援しつつ、インターンシップの推進を図っている。平成 19 年度にセンター主催のインターンシップに参加した学生及びセンター推薦によってインターンシップに参加した学生数は合わせて 39 名だった。

(e) 個別相談

進路・就職相談については、専門のキャリア・アドバイザーを配置し、その他の常勤職員とともに、個別指導に重点を置いた、きめ細かな指導を行っている。

また、企業の研究職を希望する理系大学院学生については、企業の研究職経験者をアドバイザーとして、理系研究職に特化した個別相談を実施している。

最終学年時の 5 月には、就職や進学などの具体的な進路が決まっていない学生に状況報告書の提出を求め、状況の把握に努めている。その上で、就職を希望しながら就職先が未内定の者については、個別相談を受けるよう勧めている。さらに、状況報告書の提出がない学生には、指導教員や本人へ電話連絡することで状況を把握するとともに、必要に応じて個別相談を受けるよう勧めている。

(f) 進路状況

本学の過去 5 年間の進路状況は、次表のとおりで、卒業時に進学や就職が決まっていない者など、進路未決定者等(表中の「就職・進学以外の者」)の割合は減少を続けている。また、全国値と比較して、かなり低い数字で推移している。

過去 5 年間の進路状況(学部) (単位:人、%)

	H16.3 卒	H17.3 卒	H18.3 卒	H19.3 卒	H20.3 卒
卒業生数	504	491	520	537	557
就職率 (全国)	66.3 (57.3)	66.8 (61.2)	69.6 (65.4)	70.6 (69.2)	71.3 (71.5)
進学率 (全国)	18.8 (11.8)	21.6 (12.0)	22.7 (12.1)	22.7 (12.0)	22.1 (12.1)
就職・進学以外の者 (全国)	14.9 (26.8)	11.6 (23.5)	7.7 (19.8)	6.7 (16.6)	6.6 (14.4)

* ()内の全国の数値については、文部科学省学校基本調査による。

* 「就職・進学以外の者」には、専門学校入学者、結婚、家事手伝い等も含まれる。

b 就職担当部署の活動の有効性

(a) 年間の活動

キャリア支援センターを中心に、各種の就職ガイダンスや就職講座をはじめ、就職相談、求人情報の収集及び提供、進路（就職）状況の把握、参考図書貸出などを実施している。

就職活動が始まる学年の学生を対象に、4月には、キャリア支援センターが作成した就職ガイドブックを配布している。その上で、年間を通じて、就職活動の進行に合わせ、就職ガイダンスやエントリーシート対策講座、業界勉強会、面接対策講座、さらには、公務員試験対策講座などの各種講座を開催している。

ガイダンス、講座等の実施日程については、就職活動の早期化に対応しつつも、大学教育の空洞化をもたらさぬよう、いたずらに前倒しをすることは避けている。

(b) 個別相談

就職相談については、専門のキャリア・アドバイザーを配置し、常勤の職員とともに、業界や企業研究の仕方、履歴書・エントリーシート等応募種類の添削指導、面接指導など、個別相談に重点を置いた、きめ細かな指導を行っている。また、研究職を目指す理系大学院学生の相談に対応するため、企業の研究職経験者をアドバイザーとして配置し、理系研究職に特化した個別相談を行っている。

また、キャリア支援センター開設に伴って、従来の部署に比べてスペースを拡大するとともに、廊下から扉を開けることなく入室できる開放的な部屋の配置、職員の職務スペースと学生の資料閲覧スペースの間の仕切りの撤去など、学生が立ち寄りやすく声を掛けやすい空間レイアウトをとることで、学生が相談に訪れやすい環境を作っている。

(c) 内定状況等の把握と働きかけ

効果的な就職指導のためには、個々の学生の内定状況等の把握が欠かせない。そのため、学生には、就職（進路）登録票、状況報告書、進路報告書などの提出を求めているが、就職意識の低い学生や就職活動が不活発な学生は、キャリア支援室に立ち寄りことも少なく、そのような書類の提出も滞りがちである。そこで、内定状況等を把握できていない学生に対しては、電話による確認を行っている。その上で、就職意識の低い学生や就職活動が不活発な学生に対しては、キャリア支援センターへの来所を勧めている。

(d) 求人情報等の就職関連情報の提供

企業や団体等からの求人は、年間約5,000件であるが、求人情報の収集については、来学企業による求人票の受付だけでなく、約3,500社に求人依頼用パンフレットを郵送している。また、企業を訪問し、選考方法や採用のポイントなどを聞き、求人企業ごとのファイルに綴っている。

求人情報の学生への提供については、求人企業ごとのファイルを作成し閲覧可能とするとともに、求人情報の一覧を掲示板及びホームページで公開している。なお、内容は毎週1回更新している。

今後就職活動を迎える学生の参考にしてもらうため、就職活動が終了した学生には、就職活動報告書に試験の内容や面接で聞かれたことなどを記載してもらい、キャリア支援センターで閲覧可能としている。学生へのアンケート調査によると、多くの学生が、この報告書が非常に参考となったとしている。

(e) 就職内定状況

就職指導については、以上の取り組みを行っているが、その結果、過去5年間の学部の就職内定状況を見ると、いずれの年度も全国平均を上回っている。

過去5年間の就職内定状況 (単位：%)

	H16.3 卒	H17.3 卒	H18.3 卒	H19.3 卒	H20.3 卒
就職内定率					
学部	96.3	97.3	97.6	97.9	97.1
大学院	88.1	93.1	94.9	94.4	99.3
大学全体	94.3	96.3	97.0	97.0	97.6
全国平均(学部)	93.1	93.5	95.3	96.3	96.9

* 全国の数値については、文部科学省・厚生労働省調査結果による。

c 学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性

年間25回以上のガイダンスや講座を企業の採用活動の進行に合わせて開催している。就職活動の早期化に対応するため、3年生や修士1年を対象としたガイダンスを6月から開催している。平成19年度の主要な行事は次のとおりである。

主な就職活動支援行事(平成19年度)

開催時期	名称	内容
6月	就職講演会	就職環境や就職活動の流れ、活動の仕方等
6月～7月	自己分析講座	自己分析の必要性、自己PRの書き方
9月～10月	学部別ガイダンス	学部ごとのガイダンス。就職活動のポイント等の講演会、内定者報告会
10月	就職講演会	業界・企業研究の仕方
11月	業界勉強会	県内企業を中心に約70社を招いての各種業界についての知識を深めるための勉強会
11月～12月	エントリーシート対策講座	エントリーシートの書き方を学ぶ講座
1月	面接対策講座	面接のポイント、模擬面接の実施
2月	OBOG懇談会	企業に就職している本学OBOGとの懇談

そのほかにも、SPI対策講座、マナー講座、メイク講座などを開催するとともに、公務員試験対策講座や、研究職を希望する理系の学生を対象としたガイダンス・講座を開催しており、充実した内容となっている。

開催日時に関して、できるだけ多くの学生が参加できるよう、できる限り授業が少ない時間帯に開催することに努め、合わせて早めの広報を行うようにしている。

ガイダンスの延べ参加者数は、平成18年度3,328人、平成19年度3,618人と増加している。

また、参加した学生のアンケート結果を踏まえ、見直しを行い、より効果的なもの

となるよう努めている。

d 就職統計データの整備と活用の状況

民間企業や団体又は公務員等の求人情報と学生の進路状況についてデータ入力をしている。

求人情報については、入力データを基に求人の一覧表を作成し、掲示するとともに、ホームページでも公開している。

学生の進路状況については、入力データを基に、各学部別及び研究科別の就職内定状況、産業別就職状況、主な就職先、進学者数等を作成し、ホームページで公開するとともに、高校生等に配布する「大学案内」にも掲載している。

また、企業ごとのOBOG名簿の作成が可能となっており、OBOG訪問をする学生に情報提供している。

さらに、国や県、他大学、その他民間調査機関による調査に対しては、これらのデータを基に回答している。

(4) 課外活動

a クラブ・サークル支援

クラブ・サークルの公認登録は、毎年度、年度当初に行っている。学生が運営するクラブ・サークル連合が4月に登録説明会を実施し、5月に登録願（継続用）を提出させる。クラブ・サークル連合が内容を確認した上で、登録願を学生室に提出し、公認手続きをとる。新規サークルを設立する場合は、上記と同様の登録手続き書類を提出し、クラブ・サークル連合と学生室の審査を受ける。活動内容が大学公認団体としてふさわしいと認定されると、公認サークルと認められる。公認サークルとして活動実績を積み、規程人数以上の登録人数と顧問教員をそろえ、活動内容が昇格条件に適合すると公認クラブに昇格することができる。

公認クラブ・公認サークルの支援のため、学生の父母・保証人によって構成されている大学後援会から毎年920万円を助成している。配分案は、クラブ・サークル連合で決められ、学生室の助言を受けた後、各クラブ・サークルに支給される。公認クラブには、クラブ室の使用が認められ、割り当ては、クラブ・サークル連合によって行われる。

クラブ・サークルの活動場所は、体育館・グラウンド・テニスコート・学生ホール・クラブ棟・講義室等であり、原則として学生室に届けを出して使用する。学外試合・登山・合宿を行う場合には1週間前までに「学外行事参加届」を学生室に提出する。また、申し出があれば学内の備品を使用することができる。

クラブ・サークルのまとめ役であるクラブ・サークル連合は、公認クラブ・サークルで構成され、加盟クラブ・サークルが交代で執行部を務める。執行部は、クラブ・サークルの意見をとりまとめて大学に伝えるとともに、大学の意向を各クラブ・サークルに伝える。また、大学後援会からの助成金の配分とクラブ室の割り当てを行う。

平成19年度の公認クラブは、体育系クラブが18、文科系クラブが23、公認サークルは17である。公認クラブは、以下のとおりである。

体育系クラブ (18)	弓道、剣道、バドミントン、男子バレーボール、女子バレーボール、男子サッカー、女子サッカー、准硬式野球、ラグビー、卓球、男子バスケットボール、女子バスケットボール、硬式テニス、軟式テニス、ワンダーフォーゲル、ジャズダンス、柔道、チアリーディング
文科系クラブ (23)	コーラス、東洋医学研究会、ギター&マンドリン、茶道、リトルワールドキャンプ実行委員会、美術、ESS、写真、ボランティアクラブ、アコースティック、軽音楽、シンフォニックウィンズ、箏曲、IFC、漢方薬研究会、映画研究会、放送研究会、静岡学生NGO あおい、ディープ 코리아研究会、文芸酔響、お笑い研究会、華道、WPAS

b 行事の支援

本学で学生が主体となって企画・運営される大きな行事は、剣祭（大学祭）と新生歓迎祭である。剣祭（大学祭）は、例年11月上旬の土日2日間をかけて行われ、各種イベント、コンサートやクラブ・サークルの発表の場となっている。この剣祭を企画・運営するのは学生による剣祭実行委員会であり、前年度11月から1年をかけて綿密な計画を立てて大学祭を運営している。学生室は、実行委員会から随時進捗状況について説明を受け、必要な助言・指導をしている。剣祭実行委員会に対しては、大学後援会から350万円の助成を行い、剣祭運営資金に充てられる。

剣祭実行委員会は、春と夏の2回、スポーツフェスティバルを運営する。競技種目は、ミニサッカー、バスケットボール等の球技を中心としたものである。大学後援会からは運営費として30万円の助成を行っている。

年度当初の4月には新生歓迎祭が開催される。新生歓迎祭ではクラブ・サークルのパフォーマンスや紹介、新生歓迎パーティーが行われ、その他新生歓迎バスハイクも行われる。この運営を行うのは学生による新生歓迎委員会であり、学生の主体的な企画・運営により新生歓迎祭が開催されている。この運営費として大学後援会から150万円の助成を行っている。

新生歓迎委員会は、4月下旬に行われる開学記念行事に際しても、大学の行事運営に協力し、開学記念行事運動会を運営している。

c 課外活動に対する表彰・奨励

教育、学術、文化又はスポーツ等において優秀な成績を得たもの又はこれらの分野の活動により本学の名声を高めたもの、社会奉仕活動、国内・国外での活動等の善行が他の模範となったもの等に対し、「はばたき賞」が授与される。「はばたき賞」は、開学10周年を記念して主として教職員の浄財をもとに設立された「はばたき基金」をもとに授与され、その運営委員会において受賞者が決定される。

また、毎年学生文芸コンクール、学生スピーチコンクールが開催され、優秀者に対しては、「はばたき基金」から賞状と奨学金が授与される。

d 学生との話し合い

年数回、学生と学生部の意見交換会を行っている。掲示板、放送を利用して意見交換

会の開催の告知を行い、出席を予定している学生からは、事前に質問事項を提出してもらっている。また、事前の届け出なしに当日参加することも可能である。ただし、学生の出席者は少数にとどまることが多い。大学からは、学生部長、学生部副部長、学生委員、学生部職員が出席する。昨年度の場合、クラブ・サークル活動の支援の仕方、学食への要望、グラウンドや体育館等の学内施設についての要望が出された。この話し合いを受けて、体育館内のトレーニング機器が更新され、学食についてのアンケートが実施され、グラウンド改修についての検討も開始された。

このほか、必要に応じて剣祭（大学祭）実行委員会、新入生歓迎委員会、クラブ・サークル連合との話し合いを行っている。大学側からは、学生部長、学生部副部長、学生部職員が出席し、学生の要望を聞くとともに、大学側の意向も伝え、行事やクラブ・サークルの円滑な運営に努めている。

e 資格取得への支援

薬学部では国家試験である薬剤師試験に向けて課外講座を設けている。全学生が参加し、夏休み・土曜日に外部講師を依頼して学習を行う。昨年度の場合、1回90分の学習を年間合計57回実施した。その他模擬試験を4回実施した。

食品栄養科学部栄養生命科学科では管理栄養士国家試験に向けて課外講座を設けている。土曜日に16日間合計33時間の課外授業を実施している。

看護学部では看護師、保健師、助産師国家試験に向けて、年4回の模擬試験を実施している。

国際関係学部ではTOEIC対策特別講座を実施している。昨年度の場合、前後期7回ずつ、1回90分で講座を開講し、初級・中級・上級のレベル別クラスを設けた。

2 点検・評価

[効果の上がっている事項]

学生への経済的支援のうち授業料免除については、現行制度の枠内では十分対応できている。特に留学生の授業料免除に関しては、学部学生で80.5%、大学院学生で61.8%の者（平成20年度前期）が授業料を免除されている。応募の際には、説明会や個人面談も実施して、丁寧に対応している。奨学金制度のうち、日本学生支援機構奨学金については貸与・返還を含めた制度全体について学生に熟知させるため説明会を実施している。また、県内の企業等の方々に本学学生を対象とした奨学金制度を設けていただいている。

健康管理・生活相談については、健康支援センターを設立して、健康増進室、相談室、医務室を設け、学生・教職員の健康保持・増進に効果的に取り組めるようになった。具体的には、相談室・健康増進室の利用者の増加、定期健康診断後の指導体制の充実等に効果が見られた。相談室には専門のカウンセラーが配置され、精神科医師に相談する体制も整えられた。各学部にはチューター・アドバイザー・指導教員が配置され、学生の学習・進路・生活上の悩みに対して丁寧に相談に応じている。障がいを持つ学生の生活相談については、学生室で対応して必要な対策をとり、学内での日常生活については、支障のない体制が整えられている。

その他の学生生活については、学生の生活安全の観点から不動産業者との連絡会を行い、アパートの改善・防犯灯の設置等の効果を上げている。また、学生アンケートの結果に基

づき、警備会社による夜間巡回警備の実施、食堂・売店のメニュー・取扱商品・営業時間等の改善を行うことができた。

学生の進路選択に関わる指導については、卒業時における進路未決定者等の割合が、この数年間減少しており、全国値と比較しても、かなり低い水準で推移していることから、指導の効果が出ていると考えられる。

初年次からのキャリア形成に関するプログラムについては、2007(平成19年)年4月からキャリア支援センターを設置し、本格的に取り組み始めたばかりであり、その成果については、今後の検証を待つこととなるが、学生が主体的に参画できるプログラムを用意するなど、導入期としては、多様なプログラムとなっている。

学部の就職率は、過去5年間いずれも全国平均を上回り、過去4年は97%以上という良好な数字を維持している。

就職相談については、学生が相談に訪れやすい環境作りを進めるとともに、個別相談に重点を置いて行った結果、平成19年度の相談件数は、前年度の約2.7倍(732→1,951)と大幅に増加している。

就職ガイダンスや講座については、早期化する企業の採用活動の進行に合わせつつも、いたずらに前倒しで実施することによって学生の就職活動を長期化させ、大学教育の空洞化をもたらすことがないよう配慮しており、効果的な流れとなっている。また、参加者へのアンケートでは、おおむね8割から9割の学生が内容に満足していると回答している。

資格取得への支援については、理系学部を中心に国家試験対策を実施し、昨年度実績で薬剤師国家試験合格率88.7%、管理栄養士国家試験合格率96.8%、看護師国家試験合格率98.4%、保健師国家試験合格率91.8%という成果を上げた(大学基礎データ表9)。

[改善が必要な事項]

学生への経済的支援に関しては、経済的事情による授業料免除の場合、全額免除のみが制度上認められており、半額免除や1/3免除の規程が存在しないことがあげられる。奨学金については、経済環境の悪化もあって協力企業数が減少傾向にあることがあげられ、最高時(平成12年度)の18件から平成19年度は12件に減少した。また、奨学金の諸手続について学生と連絡を取り合う方法の改善も必要である。

学生の健康管理・生活相談については、健康支援センターを設立したものの組織上の問題点を解消できていない。センター長・副センター長は、大学教員の兼任であり、他の職員も非常勤職員である。特に医務室は、非常勤職員の数と勤務形態によって、利用数に大きな変動が起こる。体調不良の学生に対し十分なケアを行うためには、少なくとも授業が行われている時間帯には医務室に看護師が常駐することが必要である。さらに、現状では看護師による手当のみしか行えないため、投薬は市販薬に限られるなどの問題がある。本学の学生数・教職員数を考慮すれば、健康支援センターに医師を1名常駐させ、健康支援センターに診療所機能を持たせることについても今後検討すべきと考えられる。また、健康支援センターの健康増進室、相談室、医務室は3か所に分散して存在しているために連携が取りにくいという問題がある。3部署の統合も今後の課題である。

定期健康診断については、診断項目を学校保健法に定められた必要最小限の項目で実施しているが、病院実習やヒトの血液を用いる実験を行う学部を抱える大学であること、また学生の健康増進の観点から今後血液検査・心電図検査等の項目を追加することを検討し

たい。労働安全衛生法に関連して学生に対しても有機溶剤使用に伴う検査を実施したが、問題のある検査結果が出ても、その原因が有機溶剤によるものか学生が有する疾病によるものか判断が難しい例があった。この点においても、今後、定期健康診断における血液検査の追加について検討が必要である。

生活相談については、各学部配置されているチューター・アドバイザー・指導教員が学生の相談に応じているが、学生との接触に時間的制約があり、学生側の悩みも多岐にわたるため、今後さらに指導體制を充実させる必要がある。また、精神科医師の相談が月1回となっているが、回数や医師との連携の在り方についても今後検討が必要である。

ハラスメント対策では、セクシュアル・ハラスメント以外のいわゆる「アルハラ」や「パワハラ」等に関する対策は十分とは言い難い。アルコールの問題に関しては、学内に飲酒強制に関する注意を掲示し、学生の集会がある場合には、学生室から職員が出席して注意を呼びかけているが、さらに指導を充実させる必要がある。

学生の進路に関する指導については、就職への対応を考えるならば、卒業年次の夏季休暇前には、内定の有無等の状況を把握しておきたい。このことから、学生に対して進路に関する状況報告書の提出を求めており、その上で、指導教員や本人への電話連絡なども行い把握に努めているものの、夏期休暇前に状況を把握できない学生もいる。この点が課題としてあげられる。

キャリア教育科目については、正課として開講している科目が「キャリア形成概論」のみであり、受講者数も限られていることが課題である。また、キャリア形成支援は、キャリア支援センターのプログラムのみで行えるものではないため、各学部・研究科における正課中の講義やゼミを通して推進していくことも必要だと考える。

就職相談については、特に1月から3月に相談希望者が多くなるが、対応する専門相談員の不足により、この時期には、学生が希望する日時に必ずしも対応できていないことが課題である。

各種就職ガイダンスについては、開催が基本的に1回限りであることがあげられる。より多くの学生が出席できるようにするためには、同一内容を複数回開催することが望ましいが、人力的・予算的に対応が難しいことが問題となっている。

現在キャリア支援センターがキャリア・就職支援用に利用している学生データベースは、市販ソフトを使ってセンターが独自に作成しているものであり、汎用機上で運用されている学務情報を含んだデータベースから切り離されている。このため、休学、退学、留年などの学務情報が自動的にキャリア・就職支援用のデータベースに反映されず、定期的な確認作業が必要となるなど、事務が煩雑になっている点が課題である。

課外活動については、クラブ・サークルの活動が、年々低調になっており、特に運動系クラブについては、参加者が減少傾向にあるという問題がある。今後、クラブ・サークル活動の振興についての検討が必要である。

3 改善の方策

学生への経済的支援については、授業料減免制度において、授業料全額免除のほかに半額免除等の制度を設けるよう現在準備中である。奨学金制度については、返還遅延者を出さないために日本学生支援機構奨学金の趣旨説明を徹底する。他の奨学金制度については、制度拡充のため本学の建学の理念を再度地域企業に説明をしていく。特に留学生のための

基金を設けるよう企業との話し合いを行っていく。経済的支援に対する情報提供については、従来の方法を踏襲するとともに、来年度導入される学務システムの更新に合わせて、ウェブでの情報の提供、メールを利用した必要事項の連絡等を実施する。

学生の健康管理については、定期健康診断の検査項目について、現在学内で検討中である。主な検討内容は、入学時に血液検査を実施することで学生の入学時の健康状態を把握し、その後の健康保持・増進に役立ていくこと。各種実習や有機溶剤等を利用した実験による健康被害が発生しないよう検査体制を充実させること、等である。今後、予算的に可能なものから実施していく。

生活相談については、相談室を今後も維持し、医師との連携を強化していく。教員が学生を把握し、指導する体制を強化するため、現在存在するチューター・アドバイザー・指導教員制度、ゼミによる指導の実態を調査し、より効果的なものにしていく。

障がいを持つ学生との面談については、今後も定期的実施し、学生の生活相談に応じるとともに、障がいに応じた更なる学内施設改善を行う。留学生に対しても現在のサポーター制度を維持するとともに、留学生の要望を学生室で定期的に聞き、生活上の問題点改善の援助をしていく。

ハラスメント防止については、セクシュアル・ハラスメント防止に関する規則と組織が整ったため、今後は、職員・学生の意識の向上策を実施する。職員対象の効果的な研修会を今後も定期的実施し、学生に対しても年度当初のガイダンスでハラスメント防止のための意識啓発の指導を実施していく。また、学生の飲酒に関する指導も年度当初のガイダンスや学生の集会を利用して説明・指導の回数・内容を強化していく。

学生の進路状況の把握については、各学部・研究科との連携をより一層強化するなどして、把握方法を改善する。

キャリア教育科目については、科目の充実化、体系化を進め、受講者数を増やす。また、FD（ファカルティ・ディベロップメント）の取組みと連携し、各学部・研究科の講義・演習を通してキャリア教育を推進していく。

就職相談については、相談希望者が多い時期への対応として、専門の相談員を増員する。

就職ガイダンスの開催については、同一内容のものを複数回開催できるよう取り組む。

就職統計データの整備については、今後に予定されている大学全体の情報システムの再構築の中で、全学共通のデータベースをキャリア支援センターの情報管理にも活用できるようにしていく。

課外活動については、クラブ・サークル活動の振興策を強化する。具体的には、学生・教員の活動意識の高揚、グラウンド補修などの施設面の整備、助成金の効果的な支出等を行う。

第6節 研究環境

目標

研究環境については、独創性に富み、高い学術性を備え、社会の発展に貢献できる研究成果が得られるように整備する。それにより、国際的に高いレベルの研究活動を推進し、基礎研究から応用研究までの広範な領域における研究に取り組むことを可能にする。

さらに、省庁や財団等からの外部資金の積極的な獲得とその有効活用により国際水準の研究を推進する。

全学的な視点から施設・設備・機器等の効率的な活用を図る体制を構築する。

以上の目標を達成するため、国内外の研究機関と連携し、基礎から応用、さらに実用化を視野に入れた広範な研究領域を専門分野ごとに推進する。

グローバルCOEプログラムに採択されたことから世界最高水準の研究を推進し、科学研究費補助金に係る採択件数については、中期目標期間6年間の総件数が、平成13年度から平成18年度までの6年間の総件数に比して5%の増加を目指すとする中期目標の実現に向け、科学研究費補助金については、過去の実績を踏まえ部局ごとに目標を設定し、採択件数の増加を目指す。

そのため、外部資金の獲得状況や地域貢献の程度を考慮し、研究者にインセンティブ（動機付け）を与えるような評価制度を導入する。学内の研究費の配分については、配分方法を見直し、重点研究分野、若手研究者育成、学部横断プロジェクト等を考慮し、外部評価制度を活用した重点的な配分とする。

設備・機器等については、共同利用研究機器の整備計画を策定し、老朽化した機器の更新を進めるとともに、外部資金の間接経費を効率的に執行し、共同利用機器の整備・運営に充当するシステムを構築する。

1 全学的事項

(1) 現状

a 経常的な研究条件の整備

本学の教員研究費は、職位に応じて配分される基礎的研究費である一般研究費・研究旅費とそれ以外の研究費に大別される。その種類、配分基準は次のとおり（平成20年度）である。

ア 一般研究費・研究旅費

職位別共通単価に基づき、一律に各教員に配分する。（単位：円）

区分	教員研究費基礎配分	教員研究旅費
教授	596,900	96,460
准教授	319,800	80,560
講師	240,500	80,560
助教	156,800	56,610

イ 教員特別研究推進費

学長が、研究全般について、教員からの申請に基づき、学外意見を聴きながら決定・配分を行う。1割程度については、当初の配分を留保し、教員又は教員のグループの研究支援（研究集会助成等）のため、年度中随時、申請に基づき配分を行う。

ウ 学部研究推進費

各学部長が、学長及び理事長の承認を得て、学部内に配分する学部活性化のための学部改革・研究旅費

エ 中期計画推進研究費

学部研究等推進費と合わせて中期計画・年度計画を推進するために、理事長が各学部に配分する。

なお、学内研究費等の全学・部局別の総額等については、大学基礎データ表 29、30、31 を参照。

教員個室等の教員研究室の整備状況については、薬学部・薬学研究科を除き、講師以上の全教員には個室の教員研究室が確保されている。部局により助教の一部は相部屋となっている（大学基礎データ表 35 参照）。

教員の研究時間については、学内行政事務等の増加等により一部には研究時間の確保が難しい状況も生じている。

教員の研修機会確保のために以下の学外研修制度を整備している。

ア 海外研修

(ア) 特別研修

学長が特に必要と認める学術調査・研究、国際学会、シンポジウム等へ参加させるもの。

(イ) 一般研修

(ア)に掲げるもの以外のもので、教員が自らの学術専攻分野に関する事項の調査・研究、指導又は研修等に従事するもの。

イ 国内研修

教員が日本国内の他の大学、研究機関において、自らの学術専攻分野に関する事項の調査・研究、指導又は研修等に従事するもの。

b 競争的な研究環境創出のための措置

学外研究費を含む研究費総額の内訳、科学研究費補助金の採択状況及び学外からの研究費の獲得状況は、大学基礎データ表 32、33、34 記載のとおりで、全学では学内研究費を大きく上回る学外研究費を獲得している。全教員に外部資金の増加に向けた取り組みを促すため、平成 19 年度には科学研究費補助金の申請説明会を延べ 7 回開催したほか、他の外部資金についても、制度内容、応募方法等について随時、情報提供した。また、学内広報誌「はばたき」に部局別に外部資金の獲得状況や教員別の採択状況を公開したほか、教育研究審議会や経営審議会等で外部資金の獲得・応募状況や採択率などのデータを公表し、外部資金獲得への意識付けを図った。部局ごとの目標設定について検討を進めた。

c 倫理面からの研究条件の整備

教員の研究倫理に関することについては、静岡県立大学倫理委員会規程に基づき倫理委員会を置き、審議している。倫理委員会は、広く教員の倫理に関することを所掌事項としているが、教員の研究倫理について審査するため、静岡県立大学研究倫理規程を定め、倫理委員会の下に学外の学識経験者を含む研究倫理審査部会を置いている。研究倫理規程では、研究等の実施計画及びその成果の公表予定の内容について、次の事項に留

意し、審査を行うものとしている。

ア 動物実験の結果に基づく研究等の安全性の確保

イ 研究等の対象となる個人の人権の擁護、プライバシーの保全及び福祉の向上

ウ 対象者への研究の目的、内容、方法、起こりうる危険及び必然的に伴う不快な状態等への十分な説明並びにその理解と同意

エ 研究等によって生ずる当該個人への不利益及び危険性の予測

オ 研究の教育、学術及び社会への貢献度

カ 研究等が自然環境に及ぼす影響と安全性の確保

研究倫理審査部会は、研究者から審議の申請があった場合、研究等の計画の内容を調査、審議するが、部会が定例的な案件であり、各部局で判定することが適当と認めるものについては、部局研究倫理審査会において審査を行い、その結果を部局研究倫理審査会に報告する。また、別に専門委員会（動物実験センター運営委員会等）がある場合にはその運営方針を尊重し、研究倫理に関する決定事項等の報告を受けるものとする。部会は、申請がない研究等の計画についても必要と認めるときは、その申請を求めることができる。

申請手続については、研究等の実施計画又はその成果の公表予定の内容の審査を受けようとする者は、部会が定める倫理審査申請書等に必要事項を記入し、学長に提出する。学長は、申請のあったときは、部会に諮らなければならない。

審査結果は、部会長から審査終了後速やかに答申書により学長に答申しなければならない。学長は、答申があったときは、速やかに部会が定める審査判定書により申請者に通知する。

（２）点検・評価

[効果の上がっている事項]

学内研究費のうち一般研究費とそれ以外の研究費の配分は、部局により状況は異なるが、総じて一般研究費に比してそれ以外の研究費の割合を増やし、重点研究分野等に考慮した配分に努めている。研究費総額及び一般研究費とのバランスは妥当なものと評価できる。

学部長・環境科学研究所長の学内行政事務の増加等による繁忙について、平成 20 年 10 月から副学部長(副所長)制を導入し、その緩和を図ったところで評価される。

教員 1 人当たりの外部資金申請件数は、平成 19 年度 1.12 件（平成 18 年度 1.02 件）と増加するとともに、平成 19 年度の外部資金は金額ベースで対前年比 35.4%と大幅な伸びを見せたことは評価できる。また、全学では学外研究費は学内研究費を大きく上回っており評価できる。

[改善が必要な事項]

本学では、法人化に伴い裁量労働制を採用し研究時間の確保は教員に任されているが、教育研究以外の大学運営事務の増大に伴い、研究時間・研修機会の確保が課題である。

教員の研修機会確保のための学外研修制度は整備されているが、長期研修のための時間の確保が困難な状況があるため、サバティカルイヤー制度の実施を検討する必要がある。

中期計画では、学内教員研究費は総額を毎年1%ずつ削減することとしており、競争的資金獲得の自助努力が求められる。全学では学外研究費は学内研究費を大きく上回っており評価できるが、下回る部局もあり今後の課題である。

「疫学研究に関する倫理指針」が改正されたところから、研究倫理規定を改正する必要が生じている。

(3) 改善の方策

研究時間・研修機会の確保については、各種委員会及び事務局との有機的連携を強化し、学内行政等の効率化を進める。サバティカルイヤー制度の調査検討を行う。

全教員に外部資金の増加に向けた取組み（取組み率100%を目指す。）を促すため、外部資金に関する迅速かつ正確な情報の提供とともに説明会を引き続き実施する。また、外部資金の獲得や地域貢献に対し、インセンティブを与えるような表彰・顕彰を含めた報奨制度の検討を進めるとともに、部局別の外部資金の目標設定を検討する。

研究倫理の動向に応じて迅速に研究倫理規定を改正する。

2 薬学部

(1) 現状

a 研究活動

創薬科学や生命科学の分野でリードする研究を推進してきた。高齢化社会を迎え、メタボリックシンドロームといわれる慢性疾患、がんやアルツハイマー病など克服すべき多くの課題があり、また、21世紀COEプログラムに生活健康科学研究科との合同プロジェクト、さらに平成19年度文部科学省「グローバルCOEプログラム」に採択され、生活健康科学研究科と薬学研究科が連携した研究を推進した。

ファルマバレーの一角として創薬探索センターを始め、新薬シーズ開発にも力を入れている。また県内諸機関との連携した研究も積極的に行っている。

研究の成果は、これまでは毎年研究業績目録にまとめられ、公表されている。

この平成12年度以降の論文数を以下にまとめている。

期 間	職 位	人 数	論文(原著)	総 説	著 書
			累積(年平均)	累積(年平均)	累積(年平均)
平成12年度 ～平成17年度 (5年6ヶ月)	教授	21	586(5.07)	93(0.81)	83(0.72)
	准教授	17	268(2.87)	39(0.42)	11(0.12)
	講師	23	309(2.44)	40(0.32)	23(0.18)
	助教	15	113(1.37)	16(0.19)	8(0.10)
期 間	職 位	人 数	年平均	年平均	年平均
平成18年度	教授	18	5.39	1.32	2.16
	准教授	14	2.71	0.86	0.86
	講師	21	2.71	0.57	0.76
	助教	19	2.53	0.05	0.47
平成19年度	教授	21	3.62	0.62	0.95
	准教授	16	2.13	0.13	0.38
	講師	21	2.24	0.19	0.38
	助教	19	1.26	0.11	0.21

マンパワーの観点から考えると、当然のことながら配属4年生や大学院学生の数に研究の活性が大きく左右される。薬学の研究領域は基礎研究と応用研究、合成系と生物系、医療系と基礎系などからなり、時代背景により学生の人気が左右されるのは当然のことではある。この結果、分野、講座ごとで業績に大きなばらつきが見られている。

b 研究における国際連携

「教員の在外研究」は5年間に25件が行われ、そのうち6件が若手教員の長期（約3ヶ月及びそれ以上）在外研究となっている。この長期在外研究の渡航・滞在費に関しては、県の在外研究員旅費が充てられている。一方、短期在外研究は5年間に25件が行われ、毎年開催している帰朝報告会でその成果報告を行っている。

これまで、国内外の先進的な研究者を講演者として招いて、年間25回以上薬学各分野の先端的研究の動向を把握する特別研究セミナーを実施してきた。また米国、豪州及びアジア諸国の博士研究者が博士研究員（ポスドク）として研究を行っている。また、日本学術振興会のポスドク（PD）も受け入れている。教員のみならず大学院学生の研究成果が国際学会で積極的に発表されている。また、国外の大学間との共同研究も行われている。

科学英語の研修として6週間のオハイオ州立大学などでの海外留学についてもグローバルCOEの支援で行われている。

アジア・太平洋地域大学間との交流も活発であり、例えば、2008（平成20）年、食品栄養科学部と薬学部はNew Zealand Institute for Plant and Food Researchとの間で部局間協定（覚え書き）を取り交わした。また、薬学部はタイのチュラロンコーン大学薬学部とすでに交流が進んでいるが、2009（平成21）年2月、食品栄養科学部と生活健康科学研究科も部局間協定を取り交わした。

c 教育研究組織単位間の研究上の連携

薬学部付属の研究施設に関して、薬草園は、大学設置基準に基づき設置され、6年制薬学教育にあって、薬用植物を区別できるという技能の習得に必須なものとして機能している。同時に一般市民に公開され、年間3回漢方の基礎学習と薬草園の見学会に延べ約1500人の参加者があり、地域貢献に果たしている役割も小さくない。さらに薬剤師研修センターの実施する認定薬剤師研修制度のもと年2回実地講習を実施している。

漢方薬研究施設は、教授1名、准教授1名が兼任で配置されている。6年制薬学教育にあっても、漢方医学の考え方、代表的な漢方処方への適用、薬効評価法など質の高い漢方薬教育が求められており、専門性の高い研究施設の継続的な運営を行っている。

薬学教育・研究センターは実務実習教育の中核となるとともに、臨床に貢献できる薬学研究成果を上げることを目的としている。平成14年に薬学研究科に臨床薬剤学講座を設置し、静岡県立総合病院内に臨床薬学研究室を開設し、県立総合病院薬剤部の協力のもと修士課程臨床コースにおける臨床薬学教育を行ってきた。平成18年度の薬学教育6年制移行に伴い、また、静岡県立総合病院内に循環器病センターが新築されるのを期に、循環器病センター内に薬学教育・研究センターを開設した。県立総合病院を臨床関連教育充実の拠点として関係強化を図っており、臨床薬剤学及び臨床薬効解析学の臨床系2研究室を配置、さらに平成20年には医薬品情報解析学分野も加わり計3研究室を設置し

た。平成 20 年 8 月に行われた循環器病センターの開所式において、石川嘉延静岡県知事が訪問され、最新の研究機器を視察された。大学附属病院以外で薬学部が病院内に研究室を開設し、連携して教育と研究を行うのは、全国初の試みであり、静岡県発の新プロジェクトとして県内外の薬学関係者の中で大きな注目を集めている。実務実習の場を提供するだけでなく、静岡県立総合病院の医師・薬剤師との共同研究により、薬物動態や遺伝子解析を通して高度先進医療の一翼を担う拠点になるため、高速液体クロマトグラフ質量分析計、リアルタイム PCR、DNA シーケンサーなど生体内微量成分の定量や遺伝子解析に必要な研究機器を整備している。

2003（平成 15）年に 21 世紀 COE プログラムに生活健康科学研究科との合同プロジェクト、さらに 2007（平成 19）年度文部科学省「グローバル COE プログラム」に採択され、生活健康科学研究科と薬学研究科が連携した研究を推進した。

2004（平成 16）年に静岡県が推進しているファルマバレー構想の基本戦略の一つ「先端的な研究開発と医療の質の向上」の一翼を担う組織として創薬探索センターを薬学研究科に附置し、新薬シーズ開発にも力を入れている。また県内諸機関との連携した共同研究にも力を入れて取り組んでいる。

d 経常的な研究条件等整備および競争的な研究環境創出のための措置

教員の研究費は、各研究室に配分される一般研究費及び学内での公募による教員特別研究費を基盤としている。これらに加えて、文部科学省科学研究費補助金や各種財団の研究助成などに応募することにより財源を確保している。

ハイレベルの研究活動を活発に推進するためには、十分な研究費が必要である。本学では配分研究費は

基本研究費

担当教育を実施するための必要経費（いわゆる講座費）

競争的申請による追加研究費

大学院担当講座への大学院学生数を考慮した追加研究費

等がある。

学内共同研究費

「学内共同研究費」とは、予算上措置されている研究費で、個人研究・共同研究を問わず、申請に基づき審査を経て交付される競争的な研究費（いわゆる学内科研費）を指す。薬学部では計 94 の課題が採択されている。薬学部の研究費総額の内訳は、経常研究費 11.2%、学内共同研究費 15.6%、科学研究費補助金及び政府関連研究助成金 31.4%、その他、産学連携等の外部資金 41.7%となっており、学内共同研究費を含めると競争的資金が約 9 割を占める。

文部科学省の科学研究費補助金及びその他の学外研究費の年度別獲得状況は以下のとおりである。

科学研究費の採択状況（大学基礎データ表 33）

科 学 研 究 費								
2005(平成 17)年度			2006(平成 18)年度			2007(平成 19)年度		
申請件数(A)	採択件数(B)	採択率(%) B/A*100	申請件数(A)	採択件数(B)	採択率(%) B/A*100	申請件数(A)	採択件数(B)	採択率(%) B/A*100
71	21	29.6	88	16	18.2	71	14	19.7

これらの研究費以外に、研究用機器の保守点検費が自然科学系機器整備費として配分されている。また、アイソトープセンター、動物実験センターの運営管理、備品・装置の更新、管理及び支援職員の配置などの配分がなされている。

また、教員や学会活動を支援する国内の学会への研究旅費が配分されている。このほかに、外国での学会発表や招待講演のための短期海外出張経費、2～3カ月の長期海外出張経費の支給制度もある。

教授には教員個室が与えられているが、准教授・講師・助教は多くの大学院学生及び学部学生の実験・研究指導を行うために個室研究室は基本的には与えられていない。実験室に机を配置して、実験・研究指導以外の業務もそこで行っている。パソコン・LAN及び簡易書庫も設置しているので、研究活動等には大きな支障がないが、入試試験問題の作成などでは機密保持などの面で支障があるので、共通資料室を間借りして業務を実施している状況にある。

教員の研究時間は、以前よりも教育活動、学内委員会活動、社会貢献のための活動等に割く時間が増加してきており、講座内での効率的な業務分担を図っているが十分に確保されているとは言い難い。とりわけオープンキャンパスなどの広報活動、入試業務が増加しており、終日及び休日業務となっている。

e 研究上の成果の公表、発信・受信等

上記のように、研究上の成果は、原著論文や総説・解説として国内外の学術雑誌や著書等の刊行物を通じて公表されている。これに加えて、各教員が所属する国内外の学会等が主催する定期大会やシンポジウム・ワークショップ、各種の団体による公開講座や講演会、さらにはマスメディアやウェブサイトを通じて研究成果の公表・発信が活発に行われている。

薬学部としては、これらの研究成果を取りまとめ業績集として毎年作成し、大学や国・県の研究機関等に提供し、研究成果の公表・発信に努めている。

受信については、従来の刊行物に留まらず、最近では電子ジャーナルの利用が主体になりつつある。

f 倫理面からの研究条件の整備

全学的には倫理規程と倫理委員会が存在しており、倫理に関わる案件を所掌している。

また、学術誌などの投稿発表・公開にも支障ない体制であり、現実的な研究倫理に関わる事項の審議は、個別教員の所属する学会での倫理規定等に則っている。

(2) 点検・評価

[効果の上がっている事項]

研究活動については、研究の活性は論文数に反映すると考えて、また原著論文の多くが英文であり、これは国際化時代にあって、研究成果を世界に問うために国際的学術誌に発表する必要性を各構成員が十分に自覚した結果である。さらにその他の指標（著書、総説、学会発表、共同研究、学会賞等、学位授与等）においても、国際学会や国際シンポジウムにおける発表数が多いことは大学院学生の研究指導及び「グローバルCOEプログラム」を推進し、研究の国際化に積極的に取り組んでいる証であると評価することができる。大講座制度移行による研究活動に大きな変化はない。この変革期に対する危機感とともに、大学の研究や教育が自己評価及び外部評価の対象となることを構成員が自覚し、努力した結果が現れたものと考えられる。

研究活動については、教員による研究成果の国際学会での発表や招待講演、国際的な共同研究が盛んに行われており、教員の短期海外出張や3カ月以内の海外留学に対して出張費の支給制度が実施されているため、国際シンポジウム、国際学会への参加に活用されるとともに、国際間での共同研究推進に寄与している。

教育研究組織単位間の研究上の連携については、グローバルCOE「健康長寿科学教育研究の戦略的新展開」の中核専攻として位置付けられており、これにより薬学研究科の研究は充実したものになっており、評価できる。創薬探索センターの本格的な創薬探索研究では、化合物バンク創生及び各種スクリーニング研究で成果を見ており、博士課程大学院学生の養成にも寄与しており評価できる。また、独立行政法人医薬基盤研究所の「保健医療分野における基礎研究推進事業」に採択されるなど大型外部資金を獲得することができていること、さらに国立がんセンターなどとの共同研究も積極的に進めており、評価できる。

[改善が必要な事項]

経常的な研究条件等整備および競争的な研究環境創出のための措置については、本学部の研究費は、他の大学と比べて恵まれており、また、大学運営費及び科学研究費からの研究費獲得に加えて、外部資金の獲得により、研究遂行に必要な研究資金は年々増加傾向にあり、研究のますますの進展が期待される。研究財源の確保は、教員各人の活動に委ねられている。それに加えて、分野構成を活かした学内共同研究による大規模予算の獲得が求められている。しかし、本学は開学以来20年を経ており、設備・備品の老朽化、施設の狭隘化が目立ち、最先端の研究レベルを維持することが困難になりつつある。研究用機器がすべての研究室で不足している。学会出張旅費も他大学と比べて、配分金額、数とも見劣りがする。研究費及び研究機器の整備充実を図り、個々の教員の研究活動の活発化、研究業績の向上を図る方策を検討する必要がある。文部科学省の科学研究費補助金への応募件数、採択件数及び取得研究費の増加に寄与する方策が求められる。本研究科では講座ごとでの複数教員の連携による研究指導をとっている。また、学部4年生及び大学院学生に対する適切な実験及び研究指導のためには、教授職以外の教員の独自の教員室及び研究室は配置されていない。論文作成指導、講義資料作成さらに試験問題作成及び労働衛生の観点からも、最低限度の個室的な空間が必要である。従来これらの教員用の教員室は、講座教室全体の学生も含めた共有の資料室、討論室となっている。

教員の研究時間の確保は、講義、基礎・専門実習の指導のみならず、とりわけ入試関連及び卒業教育運営などの業務が増大する傾向にあるため、各教員の工夫・努力に依存している。T A、R Aの導入は財政的な面から不十分であり、効率の良い負担の分業化を推し進めることが必要である。

研究上の成果の公表、発信・受信等については、活発に研究成果の公表・発信が行われており、今後も種々の機会・媒体を利用して維持すべきである。学術面での公表・発信のみならず、その成果を広く社会で活用するために企業関係者や一般の人に広報することが求められる。県立大学全体の取り組みとして、地域貢献の立場からも、この情報発信がますます重要となる。電子ジャーナルへの依存度が増している状況から、その経費を恒久的に維持することが必要となる。現在は、教員研究費からの負担及びグローバルC O E 経費の一部によってその費用が充当されている。

(3) 改善の方策

研究活動については、国家及び県の財政が窮迫している。教育・研究に対する国家予算も年々縮小傾向にある。さらに、本学も平成19年に独立行政法人化され、公立大学法人静岡県立大学に移行した。このような背景から大学の教育・研究に充当すべき予算の範囲内で十分な教育・研究を遂行することは従来の形態では実質的に困難な状況に立ち至っている。日本学術振興会の科学研究費補助金やその他の助成金獲得が必須である。薬学領域における重要課題を正面に据えたテーマの下に、大型予算の獲得を図るために、薬学の総合科学的特色を活かした機能的な複数のプロジェクトチームを研究科委員会で設置する。2010(平成22)年4月には組織替えでの形ではあるが、この機会を捉え、他部局との連携を強化し、より深く国際化、統合型研究を発展させることを視野にした3専攻を統合した薬学研究科薬科学専攻(博士前期課程)を開設させる。このなかで、創薬をはじめ統合・総合学問研究の方向性の中で、多くの本学教員が研究基盤を置く化学的知識と技術のアイデンティティーを保ち、かつ、薬学の優位性が示せる基礎研究と優れた人材育成を推進する。そのためには薬学の拠って立つ基盤を各構成員が十分に自覚・尊重し、その特長を伸ばしていくF D活動を強化する。

研究における国際連携については、大学院への外国人学生受け入れ体制の整備が随時行われているが、海外研究者が短期間薬学研究科に滞在して共同研究を行ったり、海外研究施設で教員が共同研究を実施できる環境の整備、充実を運営会議を介して提案していく。研究の質と量の向上のためには今後とも海外との研究交流を密にする必要はあり、特にアジア諸国等との交流を推進すべきで、支援・援助の観点からも発展途上国との交流(特に共同研究)の活発化を積極的に図る必要があるが、「国際交流」のための原資として20周年記念事業等で基金を設立しているため、この基金の利用を積極的に進める。同様に大学院学生の国外での学会発表や短期留学などについての経済的支援策や諸制度の整備についても運営会議を介して提案していく。

教育研究組織単位間の研究上の連携については、最先端の研究レベルを維持するためには、民間企業や国公立の試験研究機関とのいわゆる産学官での共同研究を強力に推進し、科学情報の発信基地として機能することが必要であるため、全学的な取り組みに積極的なプロジェクト提案を行う。

経常的な研究条件等整備および競争的な研究環境創出のための措置については、文部

科学省科学研究費補助金をはじめとする政府の公募研究や各種財団の研究助成などに積極的に応募することにより、財源の確保に努める。ますます発展し、最先端の研究レベルを維持するためには、老朽化した設備・備品を計画的に更新していくこと及び施設の拡張・整備が必要である。それとともに、民間企業や国公立の試験研究機関とのいわゆる産学官での共同研究を強力に推進し、地域産業の発展や県民の生活向上に役立つ科学情報の発信基地として機能することが必要である。これらのために、全学的な取組みに対して、積極的にプロジェクト提案を行う。教員の研究時間の確保は、大学教員の本務である講義、基礎・専門実習の指導時間とのバランスの上で配慮されるべきものであり、また、これらが雑務としての意識での対応は望ましくなく、両立させるための工夫が、学部全体としての意思と個々の教員の自覚の上でなされなければならない。このための研究会・発表会を企画する。

研究上の成果の公表、発信・受信等については、電子ジャーナルの今後の動向・推移を踏まえた適切な経費の充当及び全学的な必要経費として措置を求めていく。また、学術雑誌にとどまらず、マスメディアやウェブサイトを活用した広報を推進するため、公開講座やシンポジウム・講演会等の開催の費用の充実の措置を求めていく。

倫理面からの研究条件の整備については、全学的に学術的面からの要請に積極的に協力していく。

3 食品栄養科学部

(1) 現状

a 研究活動

食品栄養科学部は、昭和 62 年に新設され、前述のように「食と健康」に関する学際的な教育・研究を行っている新しいタイプの学部である。事実、本学部を構成する教員の出身分野は農学部、薬学部、理学部、医学部、家政学部などにわたっている。この特徴を生かして、本学部ではポストゲノム・シーケンス時代である 21 世紀において食品科学、栄養科学の学問分野をリードすべく、生体レベル、細胞レベル、遺伝子レベル及び分子レベルで各分野の「食と健康」の問題に取り組んでいる。また、「茶」をテーマにした研究など、学内・学外での共同研究にも力を入れて取り組んでいる。

過去 3 年間に食品栄養科学部が発表した原著論文、総説・解説、著書、学会発表の総数を下表に示す。

	平成 17	平成 18	平成 19
原著論文	102	73	86
著書	26	55	44
総説	26	22	7
学会・シンポジウム	217	276	328

b 研究における国際連携

薬学部の同項目 (p.212) を参照

c 教育研究組織単位間の研究上の連携

本学部は、附置研究所を設置していない。

d 経常的な研究条件の整備

教員の研究費は、各研究室に配分される一般研究費及び学内での公募による特別研究費を基盤にしている。これらに加えて、文部科学省科学研究費補助金、各種財団の研究助成、受託研究費、奨学寄附金などによって財源を確保している。

食品栄養科学部では、教授及び准教授には教員室が充てられているが、助教は研究室を居室として使用するか、主任教員と教員室を共同で使用している。研究室は、原則として各主任教員当たり一室が充てられている。

教員の研究時間は、教育や学内委員会活動及び対外的活動などとの関係から、十分に確保されているとは言い難い。

研修の機会については、教員同士でお互いの専門性をカバーすることが難しく、長期に不在となることが困難であるため、十分とはいえないのが現状である。

共同研究費について、食品栄養科学部では、教員研究費の1割を共同研究費として使えるようにしている。また、大学基礎データ表31に示される額が、学部内の競争的な共同研究費として配分されている。

e 競争的な研究環境創出のための措置

本学部の学外研究費は、研究費全体の70～80%と学内研究費に比べ高水準を維持している。科学研究費補助金の申請件数も37～48件と高い水準にある。また、科学研究費補助金以外の政府もしくは政府関連法人からの研究費獲得額、受託研究の件数・金額は高い水準にある。

f 研究上の成果の公表、発信・受信等

研究上の成果は、原著論文や総説などとして国内外の学術雑誌や著書等の刊行物を通じて公表されている。これに加えて、国内外の学会等が主催する学術総会やシンポジウム・ワークショップ、各種の団体による公開講座や講演会、さらには新聞・ラジオ等マスメディアやウェブサイトを通じて研究成果の公表・発信が行われている。

また、定期的にこれらの研究成果を取りまとめ業績集として冊子体を発行し、各大学や国・県の研究機関等に提供し、研究成果の公表・発信に努めている。

受信については、刊行物や電子ジャーナルの利用により行っている。

g 倫理面からの研究条件の整備

全学的には倫理規程と倫理委員会が存在しており、倫理に関わる案件を審議している。また、学部にも研究倫理委員会が設置され、全学倫理委員会から送付された案件について審議を行っている。

(2) 点検・評価

[効果の上がっている事項]

研究活動については、本学大学院生活健康科学研究科食品栄養科学専攻はグローバルCOE「健康長寿科学教育研究の戦略的新展開」の中核専攻として位置付けられており、

これにより食品栄養科学部の研究についても、(1)最先端の設備の充実、(2)食品科学、栄養科学、生命科学の分野における世界的な研究者との交流や最新情報の入手が可能になっている。また、食品栄養科学部の複数の研究室は、平成 14～16 年度、17～19 年度に文部科学省都市エリア産学官連携促進事業に参画し、それぞれ「心身ストレス克服をめざした高感度バイオマーカーを用いた評価システムの構築と食品、医化学品素材の開発」、「心身ストレスに起因する生活習慣病の克服をめざしたフーズサイエンスビジネスの創出」という課題のもと、原著論文の発表、特許申請、研究結果に基づいた商品開発等で多大な成果をあげた。

研究成果の受信について、COEプログラムの資金により電子ジャーナルの利用が可能になっているため、膨大な文献の即座の入手が可能となり、研究の遂行に役立っている。

[改善が必要な事項]

本学は開学以来 20 年を経ており、設備・備品の老朽化、施設の狭隘化が目立ち、最先端の研究レベルを維持することが困難になりつつある。研究費については、研究室に基礎的に配分される額が減少し、安定性に欠けるという問題がある。また、共同研究費は、各研究室単位では賄えない高額な機器の修理や更新に充てられるが、老朽化した備品の更新には多額な費用がかかり、現在の共同研究費では十分ではない。各研究室とも、学生数の増加により実験スペースの狭隘化に苦しんでいる。

競争的な研究環境創出のための措置については、学外研究費の獲得意欲は高いことは明らかであるが、科学研究費補助金が研究費全体に占める割合は比較的 low、採択率も高くない。

これまで研究業績集の発行は 2 年に 1 回であり、毎年の発行が必要とされていた。

(3) 改善の方策

本学部が今後ますます発展し、最先端の研究レベルを維持するためには、老朽化した設備・備品を計画的に更新していくこと及び施設の拡張・整備を進める。それとともに、民間企業や国公立の試験研究機関とのいわゆる産学官での共同研究を強力に推進し、地域産業の発展や県民の生活向上に役立つ科学情報の発信基地として機能していく。

経常的な研究条件の整備について、産学官の連携などにより、一層の研究費の確保に努める必要がある。また、学内施設の有効利用などにより、1 研究室当たりの専有面積の拡大を進める。補助職員などを活用することによって教員の事務作業を軽減し、研究時間の創出に努める。さらに、教育・研究に支障を来さずに長期研修を実施するために、非常勤講師や特任教授などの採用を積極的に進める。

競争的な研究環境創出のための措置については、研究の質をより一層向上させ、科学研究費補助金の採択率の改善に努める。

平成 20 年度から研究業績集の発行は 1 年に 1 回行うこととした。

4 国際関係学部

(1) 現状

a 研究活動

大学基礎データ表 24、25 にみるように、本学部の研究活動は量的に極めて活発である。

18年～20年6月までの累計は以下のとおりである。

	著書	論文	総説
単著	24	177	100
共著	46	27	12

文系学部である特徴として、共著よりも単著の論文が研究成果の発表形態として多く採用されていることは一目瞭然であり、研究活動が高度な水準にあることを象徴している。こうした傾向はより長い期間（平成15～20年6月）を観察しても裏付けられ、なかでも学部の特色である単著論文は、41、55、60、74、68、35（6月現在）と着実な伸びを見せている。

学会等社会活動も表24、25にみるように18年度～20年6月までで249件に達しており、学部所属教員の国内外の学会における活動状況も高度な水準にあると評価できる。

また学部として特筆すべき研究分野である現代韓国朝鮮、広域ヨーロッパ、グローバル・スタディーズに関しては大学院に研究センターが設けられ研究活動の拠点となっている。さらに附属図書館所蔵「岡村昭彦文庫」に関する研究プログラムも立ち上げられ、学部所属教員が他学部との連携の上に鋭意研究に取り組んでいる。

b 研究における国際連携

国際関係学部という部局の特色を生かし、国際的な共同研究への積極的な参加・海外研究拠点の設置等国際連携を推進することが喫緊の課題である。この課題を実現するための教員個別の研究における国際的な共同研究は、その対象からして必要不可欠ということもあり積極的に推進され、論文・国際会議における研究成果の発表等に十分に生かされている。

c 教育研究組織単位間の研究上の連携

本学部は附置研究所を設置していないため、記載しない。

d 経常的な研究条件の整備

研究費については、大学基礎データ表29に見るように共同研究費を除き教員一人当たり約50万円の基礎配分が確保され、また表30にある教員旅費でも短期国外留学17件・学会等出張旅費45件が昨年度活用されている。共同研究費については表31に見る額が、競争的な研究費として確保され昨年度は、個人ないし共同研究30件に配分された。

研究室については基本的に全教員に個室が整備され、研究及び学部演習・卒業研究指導の場としても活用されている（大学基礎データ表35）。研究時間については、多岐にわたる学内行政との関係から必ずしも十分に確保されているとは言い難い。短期研修の機会は一応保障されているが、長期研修を確保する体制は未整備である。

e 競争的な研究環境創出のための措置

大学基礎データ表32にみるように科学研究費補助金を含めた学外研究費の研究費総額に占める割合は、過去3年で38.1%・54.9%・43.0%であり、学内研究費に近接した

水準を確保している。また表 33 にみるように科学研究費補助金の採択率も過去 3 年で 60.0%・27.3%・54.5%と振幅は見られるが学内各部局と比較の上では高水準を維持している。科学研究費補助金・政府もしくは政府関連法人からの研究助成金・受託研究費の 3 つが外部研究費の柱である。

f 研究上の成果の公表、発信・受信等

研究成果の発信については、『国際関係・比較文化研究』と題する研究紀要を年 2 回発行しており、論文、研究ノート、資料、翻訳の各ジャンルの研究成果が合計 10 本以上掲載されている。一方、受信については個別教員に委ねられており学部独自の取り組みは未整備である。

g 倫理面からの研究条件の整備

全学的には倫理規程と倫理委員会が存在しており、倫理に関わる案件を所掌している。他方本学部は人文・社会科学の多様な学問分野の研究者から構成されており、現実的な研究倫理に関わる事項の審議は、個別教員の所属する学会ごとの倫理規定・倫理委員会等に実質的に委ねられている。

(2) 点検・評価

[効果の上がっている事項]

まず研究活動については、単著論文・学会活動等活動状況を示す事項の数値は高度で安定しており、個別研究については高い水準にあると評価できる。同じ様に研究における国際連携についても、個別研究での連携は質量ともに高度な水準に達している。

経常的な研究条件の整備については、研究費・研究室については一定のレベルまで整備がなされている。競争的な研究環境整備創出のために学外研究費獲得への意欲は高く、獲得成果も振幅はみられるものの一定の水準は維持している。研究上の成果の公表、発信の面では、過去年 1 回刊行であった紀要の刊行を年 2 回としたことで、研究発表の活性化がもたらされている。

[改善が必要な事項]

まず研究活動については、研究分野の特性からやむを得ない側面はあるものの、共同研究の反映となる共著論文は、単著論文と比較して少数にとどまっている。同じように研究における国際連携についても、部局としての国際的な共同研究は未整備であり、将来の海外研究拠点設置に向けての基礎作りが必要である。

経常的な研究条件の整備の面では、研究条件が整備されているものもあれば、未整備の課題も多い。ハード面の研究環境がいかに整備されていても、それを生かすに足る研究時間の確保がなされなくては十分な研究成果を生み出すことは困難である。その意味で研究時間・長期研修等手薄な問題に配慮したバランスのとれた整備を目指すべきである。競争的な研究環境創出のための措置については、民間の研究助成財団等からの研究助成金・奨学寄附金については未開拓・不十分な段階にとどまっている。研究上の成果の受信については、研究上の特性として個別教員が行うことが基本であるが、より組織としての効率的な受信を目指すべきであろう。

(3) 改善の方策

まず研究活動から改善方策をあげると、第一に個別研究における現状の水準は維持すべきである。それと並行して共同研究の拡大深化をはかる研究方法の開拓を学部として推進する。とりわけ先に示した学部として特筆すべき現代韓国朝鮮、広域ヨーロッパ、グローバル・スタディーズに関する共同研究を実施する。同様に個別研究で開拓された国際連携のノウハウ・情報の集約を試みるのと並行して、海外提携大学との部局単位での共同研究を進める。

経常的な研究条件の整備の面で喫緊の課題は研究時間の確保であり、学内行政の職務が一部の教員に集中しないような一層の公平化と効率化を進める、さらにサバティカルイヤー（又はサバティカルリーヴ（研究休暇））を制度化するなど長期研修の機会を確保して教員がモチベーションと研究の質を高めるような体制を整備する。競争的な研究環境創出のための措置の面では、科学研究費補助金の採択率を高めるなど現状の拡大を目指す努力を試みると同時に、民間を中心とした研究助成金・奨学寄附金を部局として組織的に開拓する。研究上の成果の公表、発信・受信等に関しては、全学的な課題ではあるが、例えば、出版部門等公表手段に一層の整備を行う。

5 経営情報学部

(1) 現状

a 研究活動

経営情報学部は、専任教員の研究分野は経営、公共、数学、情報など多岐にわたっている。また、研究分野を越えた研究協力も行われている。

平成15年から平成20年6月までの論文件数等を下表に示す。

	論文		著書		総説	
	単著	共著	単著	共著	単著	共著
平成15年	14	34	0	7	5	8
平成16年	17	44	11	7	8	5
平成17年	30	48	3	12	5	4
平成18年	15	63	0	3	13	3
平成19年	21	73	4	15	7	1
平成20年(6月まで)	2	32	1	4	5	0

平成19年度から平成20年度6月までの、学会・社会活動は90件である。

各教員の年間の研究成果は、経営情報学部紀要である「経営と情報」の年間活動記録に記載され、公表されている。また、各教員のウェブサイト等を通じても公開が行われている。

経営情報学部全体としては、静岡県立大学中期計画の中で、「ものづくり県」静岡の産業政策に関する研究、実習を含むリカレント教育のための遠隔教育支援技術に関する研究、「健康長寿社会」を目指す公共政策に関する研究の3つを研究テーマとして掲げ、力を入れた取り組みが行われている。

b 研究における国際連携

本学部においては、これまでに、教員による研究における国際的な連携は恒常的に行われてきた。事例として、韓国延世大学等と連携しての日韓共同学術セミナーの開催とそこでの日韓公会計制度についての研究、米国国防総省空軍科学技術局と龍谷大学と連携してのネットワークからの知識発見に関する研究等がある。

教員による海外での研究活動も活発に行われている。2007年度には教員の短期海外研修3件について、学内の研究旅費が支給されている。

また、国内外の研究者を招いて、学部及び大学院の特別講演を開催している。

c 教育研究組織単位間の研究上の連携

本学部は、附置研究所を設置していない。

他教育研究組織、その他組織等との連携は、これまで積極的に行われてきた。いくつかの事例を下記に示す。

- ・ NPO ふじのくに情報ネットワーク機構、東海 JGN 推進協議会、東海総合通信局、岩手県立大学、岩手 IT 研究開発支援センター、東北地方 JGN 利用推進協議会等と連携しての、JGN ・ 遠隔地防災に関する研究
- ・ 龍谷大学、名古屋工業大学と連携しての、複雑ネットワークに関する研究
- ・ NTT コミュニケーション科学基礎研究所と連携しての、複雑ネットワークに関する研究
- ・ 東京医科歯科大学と連携しての、発語評価に関する研究
- ・ 株式会社東芝と連携しての、自由発話認識に関する研究
- ・ 静岡県立美術館と連携しての、美術館展示支援システムに関する研究
- ・ NPO ふじのくに情報ネットワーク機構と連携しての、サッカー大会運営支援システムに関する研究
- ・ 静岡県中小企業家同友会経営情報化委員会と連携しての、グループウェア開発に関する研究

d 経常的な研究条件の整備

教員の研究費は、各教員に配分される一般研究費及び学内での公募による特別研究費を基盤にしている。これらに加えて、文部科学省科学研究費補助金、外部からの研究助成金、受託研究費、奨学寄附金などによって財源を確保している。

経営情報学部及び経営情報学研究科に配分される一般研究費総額は 2007 (平成 19)年度において 20,614,220 円であり、教員 1 名当たり 710,835 円である。これより学部、研究科内での共通の教育研究費を除いた配分額は 12,673,220 円であり、教員 1 名当たり 437,008 円である。これは、教授 603,000 円、准教授 323,100 円、講師 243,000 円、助教 158,400 円という額で配分される (大学基礎データ表 29)。これに加えて教員が指導する大学院学生 1 名当たり 5 万円の教育研究費が配分される。

2007(平成 19)年度の外部からの獲得状況は、科学研究費補助金 6,586,438 円、政府又は政府関連法人からの研究助成金 5,633,296 円、奨学寄附金 13,645,000 円、受託研究費 8,191,000 円、共同研究費 2,060,000 円である。

教員研究室は、教授から助教まで、各教員当たり 1 室が割り当てられている。

教員の研究時間は、教育活動、学内委員会活動、社会貢献のための活動等により、十分に確保されているとは言い難い。

研修の機会については、教員に国内学会への参加旅費が配分されており、また、短期及び長期海外研修旅費が毎年若干名の教員に支給されている。2007(平成 19)年度には、国内学会への参加旅費として、34 件、717,413 円が配分された。また、海外研修旅費として、3 件、2,702,945 円が配分された。

e 競争的な研究環境創出のための措置

経営情報学部における科研費の申請状況は、2005(平成 17)年度は申請 7 件、採択 1 件、採択率 14.3%、2006(平成 18)年度は申請 19 件、採択 2 件、採択率 10.5%、2007(平成 19)年度は申請 12 件、採択 4 件、採択率 33.3%である。

本学部内における競争的な研究環境創出のための措置として、学内共同研究費が、学部、研究科内での競争的な研究費として確保されている。2007(平成 19)年度の学内共同研究費額は 6,169,000 円である (大学基礎データ表 31)。

f 研究上の成果の公表、発信・受信等

各教員の年間の研究成果は、教員の研究活動、社会的活動などを合わせて、経営情報学部紀要である「経営と情報」の年間活動記録に記載され、公表されている。

各教員にはそれぞれのウェブサイトが存在し、経営情報学部のサイトからリンクされている。各教員の成果公表も行われている。

g 倫理面からの研究条件の整備

全学的に倫理委員会を設置し、研究における倫理面の検討を行っている。本学部はその活動に協力を行っている。

(2) 点検・評価

[効果の上がっている事項]

研究活動については、教員個人の研究活動は活発に行われており、その成果は複数の手段で公表されている。また、中期計画においては上記 3 テーマを中心に研究が行われ、その研究成果も上がりつつある。

研究における国際連携については、教員による研究における国際的な連携、海外での研究活動は積極的に行われている。また、国内外の研究者を招いての、学部及び大学院の特別講演の開催も継続的に行われている。

教育研究組織単位間の研究上の連携については、(1) 現状 で述べたように、連携研究活動は活発に行われている。これらに関しては、科学研究費補助金、奨学寄附金を獲得したり、地域活性化部門賞等を受賞している者も多い。

競争的な研究環境創出のための措置については、科学研究費補助金の申請については、教員に積極的な申請が推奨され、実施されている。また、上記の競争的な研究環境創出のための措置と、全学的な取り組みを合わせて、競争的な研究環境の創出が行われている。

研究上の成果の公表、発信・受信等については、上記のように、研究成果の公表が複数の手段により行われている。

[改善が必要な事項]

経常的な研究条件の整備については、研究費、研究室については一定のレベルまで整備がなされており、また、外部からの研究費獲得の努力も積極的に行われているが、研究時間の確保については、各教員は教育及び各種業務に時間を割かれており、改善の必要がある。

(3) 改善の方策

研究活動については、今後も継続して、各教員の研究活動及び成果公表の推進及び支援を行う。また、中期計画に掲げた3テーマに関しては、特に研究費での支援等を行い、その活動を推進する。

研究における国際連携については、今後も、教員による研究における国際的な連携、海外での研究活動の推進、支援を行う。また、国内外の研究者を招いての、学部及び大学院の特別講演の開催も今後も継続して行っていく。

教育研究組織単位間の研究上の連携については、今後も継続して、連携研究活動の推進及び支援を行う。その研究成果は学部ウェブサイトや紀要を通じて積極的な成果公表を行っていく。

経常的な研究条件の整備については、外部資金獲得の努力は、今後これを継続して推進する。研究時間及び海外研修のための時間の確保については、業務の効率化を図り、時間の確保を行っていく。

競争的な研究環境創出のための措置については、科学研究費補助金の申請については、今後も引き続き、教員に積極的な申請を推奨する。また、学部長特別研究費や理事長特別研究費枠を、競争的な研究環境の創出のために有効に用いていく。

研究上の成果の公表、発信・受信等については、研究上の成果公表について、学部ウェブサイトや紀要等の充実を図り、積極的に行っていく。

6 看護学部

(1) 現状

a 研究活動

本学部は、大学の5番目の学部として設置され、すでに11年目となった。開設当初から、本学部の役割は、地域の保健・医療・福祉に貢献する人材の育成や、地域住民を対象とした実践的な研究を念頭に置き、企画・実施・推進されてきた。

平成9年学部開設以来、毎年、教員の研究業績に関しては、「原著論文」、「著書」、「学会発表」、「その他の刊行物」に分けて、学部報（平成17年からは研究科・学部報に、平成19年からは大学ホームページにPDFファイルとして開示）に掲載し、毎年公表している。各年度の研究論文等の成果の結果は以下のとおりである。

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年6月まで
著書	10	13	26	13	17	7
論文	11	21	15	22	34	14
総説	8	12	7	9	11	4

また、教員の教育及び研究活動についての評価に関しては、平成 18 年度から、全学的に『教員業務実態調査票』の提出が義務付けられ、この調査票をもとに各教員に対して、学部長と研究科長が各教員にヒヤリングを行っている。

大学の研究推進には、学内においては学長特別研究費、教員特別研究費による補助制度がある。文部科学省科学研究費補助金、厚生労働省研究補助金、その他各種財団による研究費の助成や委託研究費などについては、各教員が積極的に応募して研究助成金を得ている状況にあるが、その件数と金額ともあまり多くない。

学会での発表件数も下記のとおり年を追うごとに減少している。

文部科学省科学研究費補助金採択状況

	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
採択件数(件)	3	3	3	3	4
申請件数(件)	13	11	16	12	13
採択率(%)	23.1	27.3	18.8	25.0	30.8
継続採択件数(件)	6	5	6	4	7
研究代表者の採択金(千円)	8,700	7,400	9,464	8,700	14,000

国内外学会発表件数

	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
国内学会発表	65	49	37	33
国際学会発表(日本国内)	11(3)	3(1)	8	5(2)

b 研究における国際連携

海外との共同研究については、これまでに個別の教員が、米国、英国、韓国、ネパール、東南アジア（フィリピン、インドネシア、タイ、マレーシア、シンガポールなど）の大学や機関と、在宅ケア、看護介入、保健医療制度、人類生態学、ターミナルケアなどの分野で進めてきた。

平成 18 年 10 月にタイのコンケン大学看護学部との学部間交流協定が結ばれ、学術及び研究者の交流、共同研究・シンポジウムの提携を行っていくことが決められ、教員の相互訪問から始め今後の発展が期待される。

また今後は、コンケン大学を拠点として、東南アジア、東アジア地域の看護大学との提携と共同研究を検討している。

c 教育研究組織単位間の研究上の連携

該当なし

d 経常的な研究条件の整備

専任教員は、学術研究に要する経費を一般研究費（基礎的配分としての個人研究費と研究旅費）として交付されている。一般研究費の配分については、職位ごとによる均等配分となっている。一般研究費に関しては、法人化に伴い、毎年 1 %程度減少している。

研究費の不足に関しては、学内公募の教員特別研究推進費、学部研究推進費などの学内研究費や、科学研究費補助金や外部の研究費獲得に向けて、各教員が努力しているところである。

看護学部では29の研究室が設置されており、講師以上の専任教員には個室を、助教は2~3人で一部屋を共有している。机は個人ごとに支給されており、冷暖房は中央集中システムで就業時間中は入るようになっているが、土日及び夜間の時間外は入らないために、休日等の作業能率には問題があるが、一定の水準は確保されていると考えられる。また、各部屋にはインターネット回線に接続できる環境は整備されているが、コンピューターに関しては、基本的には個人が購入することになっている。

基礎医学領域に関しては、基礎研究室4室、共同利用機器室2室、恒温機器室2室、低温室1室、滅菌洗浄室1室があり、充実しているが、臨床研究のためには、他施設の協力・理解が必要である。

当看護学部は付属の実習施設を持たないため、多数の実習施設と契約を結んで実習教育を行っている。また実習施設が遠方に位置する場合も多く、特に看護系の教員は、いずれの分野においても複数の実習施設との連絡調整や準備及び実習指導等、実習関連の業務に多くの時間を費やしている状況にある。また、実習のない日にも多くの会議、委員会があり、研究に割く時間が限られているのが現状である。

研究活動に必要な教員の研修機会については、現在、学部内において特に設けられていない。学会や大学等が開催する研究活動に関連した講演会やワークショップ等の案内があった場合は、基本的には掲示やメール等で周知するようにしているが、研修参加に際して学部としては一部の特別な場合を除き、原則として、各教員の研究旅費を使用し、時間調節を行って参加している状況にある。一方、各教員の専門分野の学会などの研究活動に必要な研修機会は得られると考えられ、実習期間を除き、学会参加は積極的に行われている。

独立法人化前の学内特別研究費は学長特別研究費と教員特別研究費の二つに分かれていた。学長特別研究費は全学内からの公募により、学長特別研究審査委員会による審議を経て決定されていた。また、教員特別研究費は学長権限分と学部長権限分に分かれていて、それぞれについて、学部内において研究の特色を定め、研究費の配分を行っていた。

独立法人化後は、大学の中期計画及び年度計画に沿った教員特別研究推進費（地域の産業・文化・教育の振興に寄与する研究、ポストCOEを志向したプロジェクト、教育推進・大学改革・キャンパスライフの向上）とその傾向が少し変化し、全学内からの公募により、学外審査委員による審査されるものと、学部長が配分する学部研究推進費として学部の改革、GP支援、学部活性化を目指すものに分かれた。

学外審査等のために配分時期がかなり遅れることがあり、研究遂行に支障を来している。

このほかに、法人予算による教員の海外一般研修（3ヶ月程度）と国内研修の公募もあるが、現在の看護学部の欠員状況と教育指導体制では、3ヶ月の研修は不可能に近いと考えられる。

e 競争的な研究環境創出のための措置

文部科学省の科学研究費補助金申請件数についてみると、平成16年13件、平成17年11件、平成18年16件、平成19年7件、平成20年13件と増減を繰り返し、採択率、採択額も増減を繰り返しながらもわずかに増加傾向にあるといえる（a「研究活動」の表参照）。

申請に関しては、全学的に全員申請を進めており、また全学FD講演会で『科学研究費補助金制度の概要』の講演が行われ、全学教員の出席が求められた。

そのほか、共同研究者として厚生労働省科学研究費補助金を獲得している教員もいるが、件数は1件と少ない。

また、企業や研究機構、病院からの研究助成金の取得も若干ある。

f 研究上の成果の公表、発信・受信等

研究論文の公表、研究成果の公表のための支援は現在のところ、特別な措置はなく、個人の研究費により支出されている。

データベースとして、学内専用の医中誌ウェブが、さらに看護学部棟ではCINAHLの利用が可能であり、紙媒体の専門雑誌は図書館に所蔵されている、また電子ジャーナルは21世紀COEプログラムの事業の一環として利用可能である。

g 倫理面からの研究条件の整備

本学部では、学部委員会の一つとして、研究倫理審査委員会を設置している。研究倫理審査委員会は、人を対象とする研究が倫理的配慮のもとに適切に行われることを保証するために設置された。

教員の研究に対しては、全学の研究倫理委員会（外部委員の審査を含む。）に倫理審査申請書と研究計画書等の関連資料を提出し、そこでの審査の後に、学部に戻され、その適切性を再度審査している。全学と学部での二重の審査により、必要に応じて研究計画の変更・修正を求め、再審査の後に研究を開始してもらうことになる。学部学生（主に卒業研究）、研究科学生（主に修士論文）の研究においては、倫理審査申請書と研究計画書等の関連資料を学部研究倫理審査委員会に提出し、委員会の審査結果を待って研究を開始することになっている。委員会は、研究計画内容を審査し、必要に応じて研究計画の変更・修正を求めて再審査を行うなど、適切に運営されている。

しかし、本学部の研究倫理審査は、人を対象とする研究のすべての研究計画書を対象に審査を行っているが、十分に周知できておらず、倫理審査を受けずに研究が実施された例が見られる。

（2）点検・評価

[効果が上がっている事項]

看護学部の外部資金件数は増減を繰り返しながら、採択率(31%)は近年、増加傾向にある。そのほとんどは文部科学省の科学研究費補助金の獲得である。また科学研究費補助金については、若手の教員の獲得率が高く、将来の研究課題の発展が期待できる。

倫理面からの研究条件の整備については、看護系大学を中心に厳しい研究倫理規定が定められており、本学部もそれに沿って研究倫理審査委員会を設置して、教員の研究をはじめ、学部学生、大学院学生のすべての研究計画書の審査に当たってきた。年々、審

査件数も増えており、時には研究計画の変更・修正を勧め、研究計画書の質の確保にも役立っている。

[改善が必要な事項]

研究活動については、平成 13 年度に学部完成年度を迎え 5 名の教授が退職し、その後はこの 12 年間で 37 名の定数のうち、35 名が入れ替わるという状況の中で、教育活動の保障と立て直しに多くのエネルギーが費やされてきた。またそれとともに外部資金獲得状況や研究活動の低迷が生じ、学部の全体的な研究体制の弱体化と士気の低下が見られる。ここ数年間は、科研費への応募率も継続を含め 50～60%止まりの状況である。

これは、昨今の看護系大学数の急増により、教員の入れ替わりが激しく、またここ数年にわたる本学部の看護系教員の欠員補充の困難さも手伝って、多大な時間を費やしている実習や演習の運営に一人当たりの看護教員に科せられる時間が増大していること、及び必然的に学部運営のための委員会活動に割く時間も増加しており、研究を行なう時間の減少を物語っている。また個人では研究テーマを持ち研究に取り組んでいるが、看護学部としての本学の特徴となるような研究課題の展開には至っていない。また地域の団体や施設・企業との共同研究や地域貢献活動は個人レベルでは行っているが、部局の教育研究に反映するレベルまでには至っていない。

看護系大学の急増による看護教員の異動の激しさと慢性的な欠員状態の中で、学部の教育を運営してゆかなければならず、教員の研究時間の確保、研究活動に必要な研修機会の確保のためにはまずは、教員の欠員を解消し、正常な状態で教育・研究に取り組むことのできる環境の整備が急務である。

研究における国際連携については、開学以来、一部の教員は海外の研究者との連携と共同研究に携わってきたが、看護学部としての国際研究活動には至っていなかった。平成 18 年度のタイ国のコンケン大学との交流を契機に、ここを拠点として具体的な教員・学生の国際交流のプログラムを積極的に進めていく必要がある。

経常的な研究条件の整備については、大学から支給される学内の教育・研究のための個人研究費、研究旅費の額に関しては、現時点では適切である。しかし、今後、経年的に研究費の減額が予定されており、教員個々が研究を推進していくためには外部の競争的研究資金の獲得が必要である。

研究室に関しては、講師以上の職位には個室研究室が整備されているが、助教は原則 3 名が 1 室となっており、非常に手狭な状態になっており、若手教員の研究推進のためには最低 1 室に 2 名の収容人数が適切であると考ええる。

共同研究費の制度化の状況と運営の適切性については、独立法人化後の研究費の配分方法がこの 2 年間常に流動的であり、全学的にも具体的な配分方法についても学部教員に十分に周知されていない。また全学的に公募される課題研究の審査期間に時間を要しており、研究遂行期間の短縮を余儀なくされ、研究遂行に支障を来していることから改善が望まれる。

競争的な研究環境創出のための措置については、看護学部の外部資金件数は増減を繰り返しながら、採択率(31%)は近年、増加傾向にあり、そのほとんどは文部科学省の科学研究費補助金の獲得であり、他の研究補助金の獲得数は少ない。また申請率は例年 3 分の 1 の程度の教員にとどまっており、外部資金の獲得への意欲はまだ低いと考えられる。

現在の研究費は大部分が大学からの一般研究費及び教員特別研究推進費に負うことが明らかである。しかし、大学からの一般研究費は今後一定割合で減少することが決められているので、科学研究費補助金等の外部資金の獲得により努力する必要がある。また科学研究費補助金への申請率が低く、申請への動機付けを高め、100%応募率を目指す必要がある。

研究上の成果の公表、発信・受信等については、研究論文の公表、研究成果の公表のための支援は現在積極的に行っておらず、近年、研究論文の投稿数や学会発表数が低迷しており、学部内で支援策を講じる必要がある。

倫理面からの研究条件の整備については、研究倫理審査の考え方に教員間に格差がみられ、一部の教員・学生の中には、倫理審査への申請を行わないで研究を実施された例が見られる。研究倫理審査は、本来は人を対象とする研究のすべての研究計画書を対象に審査を行う必要があり、今後の教育指導が必要である。

(3) 改善の方策

研究活動については、まず第一に取り組むべき課題は、現在の各看護専門領域の欠員状態を改善し、各職位にふさわしい人材確保に努めることである。その上で教育研究活動の活性化を促すために、教員の教育と研究に必要な時間の確保と指導・支援体制作りを行う。

教員の研究活動の推進を図るために、平成16年度から、毎月FD活動の一環として、教員研究発表会を開催して、相互の研究活動に対する交流の機会を設けている。また学部教育と研究活動の推進を図るために、平成17年度から学部長権限研究費や学長権限分研究費を用いて研究プロジェクトを立ち上げ、学部内の研究活動と共同研究の推進を図っている。今後、更に外部資金獲得のため、各種助成金への情報を提供するとともに、応募を推進する。また科学研究費補助金に関しては、100%応募を目指すように、説明会に参加を呼びかけるとともに、応募書類の作成に当たっての相互支援を行うことにより動機付けを行う。

研究における国際連携については、平成19年度、20年度と2回にわたり、本学部の教員がコンケン大学を訪問し、提携についての意見交換を行ない具体的な交流計画が今後、進められる予定である。また平成21年度からの新カリキュラムには「海外語学研修」科目を設置し、学部生においても海外での語学研修と海外の大学との交流機会を設ける予定である。

経常的な研究条件の整備については、今後、経年的に研究費の減額が予定されており、研究費の配分に関しては競争原理が適用されることより、大学教員としての使命を果たすためには、科学研究費を含め教員個々が外部競争研究資金獲得に積極的に取り組むように、各種の研究助成制度や申請方法についてのセミナーへの出席を促し、動機付けを行う。

競争的な研究環境創出のための措置については、各専門領域において、若手教員が研究シーズを見出し研究課題を追求してゆけるような環境の整備を行うとともに、研究時間と活動の確保のための支援を行っていく。外部資金の導入に関しては一層の努力が必要となり、最低限、科研費の全員応募の義務付けを行う。またその他の外部資金に関する情報を相互に共有するとともに応募を勧める。教員の研究時間の確保、研究活動に必

要な研修機会の確保のためにはまずは、教員の欠員を解消し、正常な状態で教育・研究に取り組むことのできる環境の整備を行う。

共同研究費の制度化の状況と運営の適切性については、研究費の分配方法の明確なルール周知と、課題研究の迅速な審査過程の運用を図る。

研究時間の問題は、法人化移行期間でもあり、委員会活動に裂かれる時間は膨大である。より一層の業務の合理化に向けて、学部の改革を進める。

研究上の成果の公表、発信・受信等については、平成 20 年の学部プロジェクトとして、海外の学会への論文投稿や発表を推進する取り組みを始めた。また学部教員の有志により、英語によるディベートのトレーニングプログラムを立ち上げた。

倫理面からの研究条件の整備については、研究倫理審査の意義と必要性について教育指導を行う機会を設ける。また近年、看護系学会等では当該大学・施設での研究倫理審査を経ていない研究に関しては、論文投稿を受け付けられないものもあり、これらの動向等も踏まえて、教員の認識を改めさせ、今後、すべての研究計画書を審査する体制を作る。

7 薬学研究科

薬学部の記述と共通

8 生活健康科学研究科

(1) 現状

a 研究活動

食品栄養科学専攻には、食品科学大講座（11 研究室）と栄養科学大講座（11 研究室）から構成されており、食品科学大講座では、主に、お茶、柑橘類、豆類、香辛料などの食品に注目し、それらの生産、機能、安全性に関する基礎的、応用的研究を推進している。一方、栄養科学大講座では、主に、がん、加齢、メタボリック症候群、生活習慣病などの発症機序の解明と食物成分による予防を目指して、消化機能、腎機能、脳機能などを対象に研究を行っている。過去 3 年間（2005～2007 年）に本専攻が発表した原著論文、総説・解説、著書、学会発表の総数を下表に示す（ただし、共著による研究室間の重複分を含む。）。

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
原著論文	97	73	85
総説・解説	24	22	7
著書	25	49	39
学会発表	211	265	317

環境物質科学専攻は、化学系、生物系及び社会科学系に属する 13 研究室から構成されている。各研究室では特徴をもった研究が行われており、着実に実績を蓄積してきている。過去 3 年間（2005～2007 年）に本専攻が発表した原著論文、総説・解説、著書、学会発表の総数を下表に示す（ただし、共著による研究室間の重複分を含む。）。

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
原著論文	63	58	44
総説・解説	11	6	9
著書	8	7	5
学会発表	169	143	158

それらの中で最も研究活動のバロメータとなる原著論文の数は、1 研究室当たり年平均で 3~5 報であり、その大部分は英文である。朝日新聞出版発行の「大学ランキング」によると、静岡県立大学は「ISI・論文引用度指数の生態学・環境学分野」において 2008 年版では第 3 位、2009 年版では第 1 位にランキングされており、本専攻から発表された論文が国際的に高く評価されていることを如実に示している。研究室ごとの個別研究に加えて、本専攻の複数研究室が静岡県戦略課題研究「快適空間『佐鳴湖』の創造」や都市エリア産学官連携促進事業などの大型プロジェクト研究にも参画し、成果を上げている。また、県試験研究機関や学外の研究機関との共同研究も積極的に行われている。

b 研究における国際連携

食品栄養科学専攻では、教員及び博士研究員の短期海外派遣による共同研究の機会を利用して、多くの海外研究者と研究交流を行っている。合田教授のグループは英国理論栄養学研究所のリバシー博士、米国衛生研究所 (NIH) のオザト博士のグループ、及びニュージャージー医科歯科大学医学部のフェラリス教授のグループとの共同研究が進行中である。2007(平成 19)年 9 月からは、ニュージャージー医科歯科大学医療技術学部のデッカー教授及びメイレット教授を客員教授に迎え、大学院レベルにおける管理栄養士臨床研修プログラムの開発及び低栄養高齢者における栄養評価法の開発を共同研究として行っている。さらに、グローバル COE グロプログラムの一環として、本専攻の複数の教員が、カリフォルニア大学デービス校の柴本教授及びジャーマン教授、オハイオ州立大学のセイヤ教授と研究上の交流を開始した。

環境科学研究所 (環境物質科学専攻) は、以前から中国・浙江大学環境資源学院との間で共同研究などの交流を実施してきている。2007(平成 19)年 10 月には、静岡県立大学と浙江大学との間で大学間協定が締結されたが、その協定締結には上記の研究交流が大きく貢献している。また、財団法人科学技術振興機構・戦略的国際科学技術協力推進事業として、浙江大学環境資源学院朱利中教授グループと本専攻雨谷准教授グループとの間で、2005~2008(平成 17~19)年度にかけて、共同研究「有害化学物質の室内および個人暴露の国際比較とその低減対策」を行っている。さらに、2008(平成 20)年 8 月には、環境科学研究所とベトナム・フエ大学科学大学部との間で学術交流に関する協定書が締結された。その他、海外の研究員や留学生の受け入れも積極的に行っている。

c 教育研究組織単位間の研究上の連携

本学の附置研究所である環境科学研究所の教員は、その全員が本研究科環境物質科学専攻の教員を兼務しており、研究所と大学院の区別なく研究活動を実施している。

d 経常的な研究条件の整備

教員の研究費は、各研究室に配分される一般研究費及び学内での公募による教員特別研究費（学内共同研究費に相当；大学基礎データ表 31 参照）を基盤としている。これらに加えて、文部科学省科学研究費補助金や各種財団の研究助成などに応募することにより財源を確保している。現状の食品栄養科学専攻の建物のほとんどは、食品栄養科学部が開設された当時のままであるため、大学院学生を持つどの研究室も過密状態にある。また、両専攻が有する設備・備品が老朽化している。

本研究科では、研究室の主任教員（教授及び准教授）には個室研究室が与えられている。しかし、助教は実験室に机を配置して実験以外の業務もそこで行うか、又は主任教員の研究室を間借りして使用している状況にある。

教員の研究時間は、以前よりも教育活動、学内委員会活動、社会貢献のための活動等に割く時間が増加してきており、十分に確保されているとは言い難い。

教員の研修機会の確保に関しては、国内外への学会参加や他の研究機関での短期研修は常時行われている。また、現在法人予算による教員の海外一般研修が制度化されており（最長 3 ヶ月程度で、毎年公募により研修者を決定）、助教を中心に積極的に利用されている。しかし、上述した様々な活動による制約から、特に主任教員にはこの制度を利用した研修はかなり困難な状況にある。

e 競争的な研究環境創出のための措置

文部科学省科学研究費補助金や各種財団の研究助成などの外部資金はもちろんのこと、学内の研究費についても公募を主体とすることにより、競争的な研究環境を創出している。

f 研究上の成果の公表、発信・受信等

上記 a の研究活動に記したように、研究上の成果は、原著論文や総説・解説として国内外の学術雑誌や著書等の刊行物を通じて公表されている。これに加えて、各教員が所属する国内外の学会等が主催する定期大会やシンポジウム・ワークショップ、各種の団体による公開講座や講演会、さらにはマスメディアやウェブサイトを通じて研究成果の公表・発信が活発に行われている。両専攻では、これらの研究成果を取りまとめた年報を毎年作成し（ただし、食品栄養科学専攻では 2 年間分の成果を隔年で作成）、大学や国・県の研究機関等に提供することにより、研究成果の公表・発信に努めている。また、環境物質科学専攻では、環境科学研究所（教員の本務先）の附属機関である地域環境啓発センターを軸とした環境教育・啓発活動の一環で、研究成果の発信（例えば、環境科学講座）を行っている。受信については、従来の刊行物にとどまらず、最近では電子ジャーナルの利用が主体になりつつある。

g 倫理面からの研究条件の整備

本研究科では、倫理面に関して独自に研究条件を整備していない。

（2）点検・評価

[効果の上がっている事項]

研究活動については、本研究科は、平成 14 年度に文部科学省 21 世紀 C O E プログラム

ム「先端的健康長寿学術推進拠点」、並びに平成14～16年度と17～19年度に文部科学省都市エリア産学官連携促進事業に参画し、それぞれ「心身ストレス克服をめざした高感度バイオマーカーを用いた評価システムの構築と食品、医化学品素材の開発」、及び「心身ストレスに起因する生活習慣病の克服をめざしたフーズサイエンスビジネスの創出」の研究を行った。また、平成19年度には、グローバルCOE「健康長寿科学教育研究の戦略的新展開」に採択された。これらは、多数の原著論文の発表、特許の申請、研究結果に基づいた商品開発等に結びつき、多大な成果を上げた。

研究における国際連携については、本研究科では、グローバルCOEプログラムの支援及びその理念に沿った教員の努力により、米国、中国、ニュージーランド等の複数の海外の大学等研究機関との間に部局間協定に発展しうる国際連携の枠組みができつつある。また、中国・浙江大学環境資源学院との間で共同研究などを実施してきている。

研究上の成果の公表、発信・受信等については、本研究科では活発な研究成果の公表・発信が行われており、今後もこの水準を維持していく。

[改善が必要な事項]

研究活動については、研究科全体としては活発な研究活動が行われているが、研究室間でみると大きな開きがある。また、環境科学物質専攻では、研究室ごとの個別研究が主体であり、専門分野が多岐にわたる本専攻の特性を活かした所内共同研究や大学内の共同研究が少ない。

研究の国際連携については、グローバルCOEプログラムに頼らない恒常的な研究交流の基盤として、国際共同研究費等の財政の確保が必要となる。また、環境物質科学専攻における研究の国際連携は、教員各人の活動に委ねられており、組織的に取り組まれているわけではない。

経常的な研究条件の整備については、研究財源の確保は、現在教員各人の活動に委ねられている。それに加えて、今後は分野構成を活かした学内共同研究による大規模予算の獲得が必要となる。また、本研究科が最先端の研究レベルを維持するためには、老朽化した設備・備品を計画的に更新していくこと、及び施設の拡張・整備が必要である。

競争的な研究環境創出のための措置については、学内予算においても競争的研究費の獲得が定着しつつあるが、時流に乗らない研究や実利に関与しない基礎研究が埋没する可能性があり、中長期における科学研究の発展の阻害要因となることが懸念される。

研究上の成果の公表、発信・受信等については、これまでは学術面が主体であり、その成果を広く社会で活用するために企業関係者や一般の人に広報する点では不十分であった。県立大学の役割の一つである地域貢献の立場からも、そのような情報発信がますます重要となる。受信に関しては、電子ジャーナルへの依存度が増している状況から、その経費を恒久的に維持することが必要となる（現在は、グローバルCOEの予算から費用を充当）。

(3) 改善の方策

研究活動については、食品栄養科学専攻では、今後も最先端の研究レベルを維持するため、老朽化した設備・備品を計画的に更新していくこと、及び施設の拡張・整備を要求していく。それとともに、民間企業や国公立の試験研究機関とのいわゆる産学官での

共同研究を強力に推進し、地域産業の発展や県民の生活向上に役立つ科学情報の発信基地として機能していく。

環境科学物質専攻では、本専攻の分野構成を活かした所内共同研究、及び環境という複合領域を活かした大学内外における共同研究を推進していく。そのためには、学内の研究費への応募に加えて、文部科学省科学研究費補助金や各種財団の研究助成等に積極的に応募することにより、財源の確保に組織的に取り組む。

研究における国際連携については、さらに促進するため、本学の制度を改善し、海外の大学等からの教員・学生の宿泊について、廉価に滞在できる環境の整備や予算の充実に検討する。また、日本学術振興会外国人特別研究員の申請を増やすように努める。

経常的な研究条件の整備については、文部科学省科学研究費補助金をはじめとする政府の公募研究や各種財団の研究助成などに積極的に応募することにより、財源の確保に努める。とりわけ、大規模予算の獲得を目指すため、学内共同研究の推進に組織的に取り組む。

競争的な研究環境創出のための措置については、行き過ぎた競争的な研究環境創出は弊害となるため、中長期を見据えた専攻内での議論を通してバランスの取れた研究環境を創出する。

研究上の成果の公表、発信・受信等については、本研究科として、県内企業や県民を対象とした公開講座やシンポジウム・講演会等の開催を充実させる。また、刊行物の発行とともに、マスメディアやウェブサイトを活用した広報活動を積極的に進める。電子ジャーナルの経費に関しては、全学的な必要経費として恒久的に位置付けることを要求していく。

9 国際関係学研究科

(1) 現状

a 研究活動

個別教員の研究活動は着実にかつ精力的に展開し、国内外での論文・著書・学会発表・ワークショップやシンポジウムなどの多彩な形式で結実している。大学基礎データ表 24、25 にみるように、2006（平成 18）年から 2008（平成 20）年前半までの過去 2 年半における国際関係学部・国際関係学研究科所属教員の研究活動成果を、刊行された著書・論文・総説の本数として提示すれば、下記の表のように 2006（平成 18）年合計 144 本、2007（平成 19）年から 2008（平成 20）年 6 月までの合計 242 本を数え、充実した研究活動が持続的に展開していることが分かる。特に、この過去 2 年半の期間に単著論文だけでも 177 本、単著書だけでも 24 冊（共著書も含めれば計 70 冊）が刊行されており、質量ともに優れた学術研究成果は着実に社会に還元され続けている。

	著書		論文		総説	
	単著	共著	単著	共著	単著	共著
平成 18 年合計 144 本	7	16	74	11	31	5
平成 19 年～平成 20 年 6 月までの合計 242 本	17	30	103	16	69	7

このほか、下表に見られるように、研究活動の成果を公開講座・講演会等や新聞・ラジオ・テレビ等のマスメディアを通じて積極的に社会還元し、学術知識の一般社会への普及に努めるとともに、各所属学会での役員・委員活動等を通じて、専門的に社会貢献する教員も少なくない。

	学会等・社会活動	公開講座・講演会等	新聞・ラジオ・テレビ
平成 18 年度合計 246 件	106	89	51
平成 19 年度～平成 20 年度 6 月 までの合計 339 件	143	116	80

また組織的な取り組みとしては、当研究科に附属の研究施設として、2003（平成 15）年 1 月には現代韓国朝鮮研究センターが設置され、学部及び研究科がこれまで蓄積してきた教育・研究に関する資源を組織化・体系化し、アジア地域をめぐる諸問題を専門的かつ総合的に研究する役割を担っている。さらに同じく、2008（平成 20）年 8 月には広域ヨーロッパに関する組織的・体系的な研究及び教育などを目的とした広域ヨーロッパ研究センターが、また、進展するグローバル化の多面的・複合的な現象を組織的・体系的に研究・教育するためのグローバル・スタディーズ研究センターが設置された。3 つの研究センターは、いずれも当研究科所属の教員を中核に組織されつつ、研究科の活性化と教育の充実を図るとともに、国内外の多様な関連教育・研究機関との相互協力・連携を牽引していくための研究センターとして構想された。

b 研究における国際連携

研究科附属の上記 3 研究センターは、いずれも海外の多様な関連教育・研究機関との相互協力・連携も推進していくことが常時可能である。また、当研究科教員はそれぞれ個別に海外の研究者との共同研究や研究連携、研究協力、論文・国際会議における研究成果の発表などを着実に積み重ねており、研究における国際連携のネットワークは不断に構築され続けている。

c 教育研究組織単位間の研究上の連携

研究科附属の現代韓国朝鮮研究センター、広域ヨーロッパ研究センター、グローバル・スタディーズ研究センターの 3 研究センターは、いずれも当研究科及び国際関係学部の両部局の緊密な連携によって組織・運営されており、各センターを拠点として学外研究機関・研究者との連携も可能となっている。また、当研究科所属教員は、科研費・受託研究等を通じて学内外の他の教育研究組織と自由に共同研究を企画・遂行し、本学教員特別研究費による共同研究を他学部・他研究科教員と適宜連携して実施し、これまで一定の成果を上げている。本学附属図書館所蔵「岡村昭彦文庫」に関する研究プロジェクトなどは特筆に値し、学際性豊かな同文庫の活用法をめぐって、研究科所属教員が先導的に他学部との連携を図り、同時に成果を地域社会に還元することも企図して、鋭意研究に取り組んでいる。

d 経常的な研究条件の整備

基本的に全教員に各 33 平方メートルの十分なスペースの個人研究室が完備され、研究及び大学院授業や修士論文指導の場としても活用されている。経常的な個人研究費は 2007（平成 19）年度実績では学部・研究科教員の年間平均が 549 千円で、職位に応じて研究旅費が約 57 千円～97 千円配分されている。これ以外に学内公募による競争的な教員特別研究費に個人又は共同で応募する機会があり、2007（平成 19）年度は国際関係学部・国際関係学研究科を合わせて計 30 件が採択され、総額 21,531 千円が配分された。学部と同様に、研究時間については、多岐にわたる学内行政との関係から、必ずしも十分に確保されているとは言い難い。また、繰り返しになるが、3 ヶ月程度の短期研修の機会は一応保障されているが、1 年以上の長期研修を確保する体制は未整備である。さらに、大学が法人化して教員の就業形態は裁量労働制になり、就業時間帯が弾力化したにもかかわらず、冷暖房時間を個々の研究室で調整できるようになっていないのは、再検討を要する。

e 競争的な研究環境創出のための措置

2007（平成 19）年度国際関係学部・国際関係学研究科を合わせた研究費は、総額 101,513 千円で、その内訳は、学内経常研究費 36,276 千円（総額の 35.7%）、競争的な学内共同研究費（全学的な審査機関によって採択される学内公募の教員特別研究費）21,531 千円（同 21.2%）、科研費等の外部資金 43,705 千円（同 43.0%）であった。競争的な外部資金（科研費・受託研究・共同研究・助成研究等）への研究費申請・応募は、個別又は複数の教員が適宜行っており、最新データとして得られた 2006（平成 18）年度実績では、当研究科教員（本務・兼担を含む）の 5 割近くがこれらいずれかの外部資金を獲得している。

f 研究上の成果の公表、発信・受信等

研究成果については、(1) a で既述のとおり、各教員の所属する内外の学会発表や学会誌掲載論文、単著、共著、編著などの刊行物、シンポジウムやワークショップ、公開講座、講演会、マスメディアやウェブサイト上の多種多様な媒体を通じて、質量ともに優れた成果を着実に公表・発信している。部局としての取り組みとしては、『国際関係・比較文化研究』と題する研究紀要を年 2 回発行しており、論文、研究ノート・資料、翻訳の各ジャンルの研究成果が多数掲載されている。付随的ながら、当研究科に提出された修士論文の優れたものがある場合も、学生と教員との連名によって紀要に投稿することが可能であり、この制度は学生の研究意欲を高めることにも寄与している。受信については、基本的に個別教員に委ねられているが、学部・研究科としては図書館における電子ジャーナルを全教員が閲覧できるように整備している。

g 倫理面からの研究条件の整備

全学的には倫理規程と倫理委員会が存在しており、倫理に関わる案件を所掌している。他方、当研究科は人文・社会科学の多様な学問分野の研究者から構成されており、現実的な研究倫理に関わる事項の審議は、個別教員の所属する学会ごとの倫理規定・倫理委

員会等に実質的に委ねられている。

(2) 点検・評価

[効果の上がっている事項]

研究活動は個人レベルでも質量ともに一定の水準に達し、その水準も過去 3 年間を通じ着実に維持されている。学内外の共同研究によって、様々な国際的課題に取り組む教員も多く、研究成果の社会還元も国内外の学界、マスメディア、社会一般を対象として、バランスよく効果的に展開している。

研究科に附属の 3 つの研究センターは、今後の国際的な喫緊の課題に対処しうる様々な共同研究や個人研究を更に推進していく上で重要な役割を担うものと期待される。個別研究での国際的な連携は質量ともに高度な水準に達しており、それ自体が当研究科の重要な資源ともなっている。また研究科附属の 3 研究センターは、在外の諸教育・研究機関などとの積極的連携を指向し、国際ワークショップ、シンポジウムの開催や共同研究の企画などを通じて研究上の交流を既に開始しており、今後当研究科の国際連携の推進母体としても期待できる。教育研究組織単位間の研究上の連携についても、国際関係学部、国際関係学研究科及び 3 研究センターの各組織相互間の研究上の連携は、極めて緊密であり、また様々な共同研究プロジェクトを通じて、他学部・他研究科との連携も徐々にではあるが実現している。

研究上の成果の公表、発信については、かつて年 1 回発行であった紀要を年 2 回にしたことは、研究発表の活性化と発信の頻度を高める効果を生み出している。大学院学生を含めた研究科全体の活性化にもつながるものであり、今後もこの水準を維持すべきである。

[改善が必要な事項]

研究科附属の 3 研究センターの運営基盤となる経常的な財政措置や人員措置は今のところない。また、第 3 節 c 「国内外との研究交流」でも触れたように、国際学術研究交流は主に 3 ヶ月以内の短期派遣が主流であり、特に 1 年以上の長期派遣体制が未整備なのは今後の検討課題である。

競争的な研究環境創出のための措置について、これは全学的な課題でもあるが、競争的な研究環境のための教員特別研究費などの学内公募の制度は、採択された研究成果の厳正な評価制度を伴っていなければ効果がないし意味がない。現状では採択年度の翌年に開催される全学的な学内公開フォーラムで、10 分にも満たない研究報告・質疑若しくはポスター発表等で研究成果の報告・質疑が義務付けられる程度で、研究成果の質を専門的に評価するシステムは必ずしも十分とはいえない。また、同研究費の採択・配分は単年度方式で行なわれ、しかも応募から審査・採択までの一定期間を要するため、実質的な研究期間は半年以下といったように、かなり短くなる傾向があり、これも改善を要する。

(3) 改善の方策

研究活動については、個別研究や国内外の共同研究における現状を維持しつつ、更に質量のバランスのとれた研究成果を一層充実させる。附属の 3 研究センターを中心とする研究活動については、学内外の競争的な研究資金を得ることが現実的には必須となるが、組織運営のための最低限の経常的な財政措置を講じる。教育研究組織単位間の研

究上の連携のためには、今後、研究科教員の共同研究課題の追究において、他の研究科・学部・研究機関の人的資源にも積極的な関心を払い、より創造性のある研究連携の機会を活用する。経常的な研究条件の整備として、研究時間の確保は喫緊の課題であり、学内行政の職務が一部の教員に集中しないような一層の公平化と効率化を進めていく。更に、サバティカルイヤー（又はサバティカルリーヴ「研究休暇」）を制度化するなど、長期研修の機会を確保して教員がモチベーションと研究の質を高めるような体制を整備していく。研究室の冷暖房時間は、就業形態に応じた柔軟なシステムを構築する。学内公募の競争的研究費については、実質的な研究期間を十分確保できるように審査期間を極力短縮化する、また場合によっては、複数年度にまたがる研究プロジェクトも弾力的に認めるなどの工夫もする。いずれにせよ、競争的な研究環境の整備と、質の高い創造的な研究成果のバランスを確保できるような制度設計を、研究科としても、また、全学レベルでも吟味検討していく。

10 経営情報学研究科

(1) 現状

a 研究活動

経営情報学部研究科は、専任教員の研究分野は経営、公共、数学、情報など多岐にわたっている。また、研究分野を越えた研究協力も行われている。

平成 15 年から平成 20 年 6 月までの論文件数等を下表に示す。

	論文		著書		総説	
	単著	共著	単著	共著	単著	共著
平成 15 年	14	34	0	7	5	8
平成 16 年	17	44	11	7	8	5
平成 17 年	30	48	3	12	5	4
平成 18 年	15	63	0	3	13	3
平成 19 年	21	73	4	15	7	1
平成 20 年 (6 月まで)	2	32	1	4	5	0

平成 19 年度から平成 20 年度 6 月までの、学会・社会活動は 90 件である。

これら各教員の年間の研究成果は、紀要である「経営と情報」の年間活動記録に記載され、公表されている。また、各教員のウェブサイト等を通じても公開が行われている。

経営情報学研究科全体としては、静岡県立大学中期計画の中で、「ものづくり県」静岡の産業政策に関する研究、実習を含むリカレント教育のための遠隔教育支援技術に関する研究、「健康長寿社会」を目指す公共政策に関する研究の 3 つを研究テーマとして掲げ、力を入れた取り組みが行われている。

b 研究における国際連携

本学部においては、これまでに、教員による研究における国際的な連携は恒常的に行われてきた。事例として、韓国延世大学等と連携しての日韓共同学術セミナーの開催とそこでの日韓公会計制度についての研究、米国国防総省空軍科学技術局と龍谷大学と連

携してのネットワークからの知識発見に関する研究等がある。

教員による海外での研究活動も活発に行われている。2007(平成 19)年度には教員の短期海外研修 3 件について、学内の研究旅費が支給されている。

また、国内外の研究者を招いて、学部及び大学院の特別講演を開催している。

c 教育研究組織単位間の研究上の連携

本研究科附属の地域経営研究センターは、平成 16 年度に開設された。地域経営研究センターは、静岡県立大学大学院経営情報学研究科及び経営情報学部が 10 数年にわたり蓄積してきた教育・研究に関する知的資源を組織化・体系化し、社会人学習プログラムの開発と実施を行い、地域政策をめぐる新たな理論やアプローチの探求、地域の当面する諸問題の解決の提言を行うことを目的とする。これらの成果を研究成果としてまとめ、また、社会人学習講座や公開セミナーを多数開講している。

また、本研究科においては、これまでに、教員による研究における他教育研究組織、その他組織等との連携は盛んに行われてきた。いくつかの事例を下記に示す。

- ・ NPO ふじのくに情報ネットワーク機構、東海 JGN 推進協議会、東海総合通信局、岩手県立大学、岩手 IT 研究開発支援センター、東北地方 JGN 利用推進協議会等と連携しての、JGN ・遠隔地防災に関する研究
- ・ 龍谷大学、名古屋工業大学と連携しての、複雑ネットワークに関する研究
- ・ NTT コミュニケーション科学基礎研究所と連携しての、複雑ネットワークに関する研究
- ・ 東京医科歯科大学と連携しての、発語評価に関する研究
- ・ 株式会社東芝と連携しての、自由発話認識に関する研究
- ・ 静岡県立美術館と連携しての、美術館展示支援システムに関する研究
- ・ NPO ふじのくに情報ネットワーク機構と連携しての、サッカー大会運営支援システムに関する研究
- ・ 静岡県中小企業家同友会経営情報化委員会と連携しての、グループウェア開発に関する研究

d 経常的な研究条件の整備

経営情報学部の項に同じ。

e 競争的な研究環境創出のための措置

経営情報学部の項に同じ。

f 研究上の成果の公表、発信・受信等

各教員の年間の研究成果は、教員の研究活動、社会的活動などを合わせて、経営情報学部紀要である「経営と情報」の年間活動記録に記載され、公表されている。

各教員にはそれぞれのウェブサイトが存在し、経営情報学部のサイトからリンクされている。各教員の成果公表も行われている。

g 倫理面からの研究条件の整備

全学的に倫理委員会を設置し、研究における倫理面の検討を行っている。本研究科はその活動に協力を行っている。

(2) 点検・評価

[効果の上がっている事項]

研究活動については、各教員個人の研究活動は活発に行われており、その成果は複数の手段で公表されている。また、中期計画においては上記3テーマを中心に研究が行われ、その研究成果も上がりつつある。

研究における国際連携については、(1)現状で述べたように、教員による海外研究活動や、国際学会での発表、教員の海外研修、国内外の研究者を招いての特別講演など、国際連携活動は恒常的かつ活発に行われている。

教育研究組織単位間の研究上の連携については、地域経営研究センターにおける社会人学習講座やセミナーの開講数、受講者数は年々増加している。社会人学習講座の開講数は、現在では年間10講座程度に達しており、知識の蓄積と学習プログラムの開発についての研究成果が上がっているといえる。

また、教員とその他の組織との間でも、連携研究活動は活発に行われている。これらに関しては、科学研究費補助金、奨学寄附金を獲得したり、地域活性化部門賞等を受賞している者も多い。

競争的な研究環境創出のための措置についても、経営情報学部の項と同様である。

研究上の成果の公表、発信・受信等については、(1)現状で述べたように、研究成果の公表が複数の手段により行われている。

[改善が必要な事項]

経常的な研究条件の整備については、経営情報学部の項と同様である。

(3) 改善の方策

研究活動については、今後も継続して、各教員の研究活動及び成果公表の推進及び支援を行う。また、中期計画に掲げた3テーマに関しては、特に研究費での支援等を行い、その活動を推進する。

研究における国際連携に関しては、今後も継続して、国際的な連携研究活動の推進及び支援を行う。その研究成果は研究科ウェブサイトや紀要を通じて積極的に行っていく。

教育研究組織単位間の研究上の連携については、地域経営研究センターにおける、学習プログラムの開発、研究を今後も展開する。社会人学習講座やセミナーの開講数は、現在では年間10講座程度に達しており、今後もプログラム及び講座の内容の充実を継続して行う。

また、教員とその他の組織との間で行われている、連携研究活動についても、積極的な支援、推進を行う。

経常的な研究条件の整備については、経営情報学部の項と同様である。

競争的な研究環境創出のための措置についても、経営情報学部の項と同様である。

研究上の成果の公表、発信・受信等に関して、研究科ウェブサイトや紀要等の充実を

図り、積極的に行っていく。

11 看護学研究科

(1) 現状

a 研究活動

看護学部が開設された平成9年の4年後の平成13年4月に看護学研究科は開設され、研究科は学部と共に進んでいる。研究科の教員は全員、学部と兼任であり、研究も学部と研究科の区別はない。

開設当初から、本学部の役割は、地域の保健・医療・福祉に貢献する人材の育成や、地域住民を対象とした実践的な研究を念頭に置き、企画・実施・推進されてきた。

大学の研究推進のための資金には、学内においては学長特別研究費、教員特別研究費による補助制度がある。文部科学省科学研究費補助金、厚生労働省研究補助金、その他各種財団による研究費の助成や委託研究費などについては、各教員が積極的に応募して研究助成金を得ている状況にあるが、その金額はあまり多くない。

平成9年学部開設以来毎年、教員の研究業績に関しては、「原著論文」、「著書」、「学会発表」、「その他の刊行物」に分けて、学部報（平成16年からは研究科・学部報に、平成19年からは大学ホームページにPDFファイルとして開示）に掲載し、毎年公表している。

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年 6月まで
著書	8	13	20	6	9	5
論文	10	12	9	11	15	7
総説	8	8	7	6	4	4

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
国内学会発表	65	49	37	33
国際学会発表(日本国内)	11(3)	3(1)	8	5(2)

研究科としての特筆すべき研究活動、研究助成を受けた研究プログラムは特にない。

b 研究における国際連携

海外との共同研究については、これまでに米国、英国、韓国、ネパール、東南アジア（フィリピン、インドネシア、タイ、マレーシア、シンガポールなど）の大学や機関と、在宅ケア、看護介入、保健医療制度、人類生態学、ターミナルケアなどの分野で進められてきている。

平成18年10月にタイのコンケン大学看護学部との交流協定が結ばれ、学術及び研究者の交流、共同研究・シンポジウムの提携を行っていくことが決められ、今後の発展が期待される。

c 教育研究組織単位間の研究上の連携

本研究科には附置研究所がないため、記載しない。

d 経常的な研究条件の整備

専任教員は、学術研究に要する経費を一般研究費（基礎的配分としての個人研究費と研究旅費）として交付されている。一般研究費の配分については、職位ごとによる均等配分となっている。一般研究費に関しては、法人化に伴い、毎年減少している。研究費の不足に関しては、学内公募の教員特別研究推進費、学部研究推進費などの学内研究費や、科学研究費補助金や外部の研究費獲得に向けて、各教員が努力しているところである。

看護学部・看護学研究科では29個室が設置されており、講師以上の専任教員には個室を、助教は2~3人で一部屋を共有している。机は個人ごとに支給されており、冷暖房は中央集中システムで就業時間中は入るようになっているが、土日及び時間外は入らないために、休日等の作業能率には問題があるが、一定の水準は確保されていると考えられる。また、各部屋にはインターネット回線に接続できる環境は整備されているが、コンピューターに関しては、基本的には個人が購入することになっている。

基礎医学領域に関しては、基礎研究室4室、共同利用機器室2室、恒温機器室2室、低温室1室、滅菌洗浄室1室があり、充実しているが、臨床研究のためには、他施設の協力・理解が必要である。

当看護学部・看護学研究科は付属の実習施設を持たないため、多数の実習施設と契約を結んで実習教育を行っている。また実習施設が遠方に位置する場合も多く、特に看護系の教員は、いずれの分野においても複数の実習施設との連絡調整や準備及び実習指導等、実習関連の業務に多くの時間を費やしている状況にある。また、実習のない日にも多くの会議、委員会があり、研究に割く時間が限られているのが現状である。

研究活動に必要な教員の研修機会については、現在、学部・研究科内において特に設けられていない。学会や大学等が開催する研究活動に関連した講演会やワークショップ等の案内があった場合は、基本的には掲示やメール等で周知するようにしているが、研修参加に際して学部としては一部の特別な場合を除き、原則として、各教員の研究旅費を使用し、時間調節を行って参加している状況にある。一方、各教員の専門分野の学会などの研究活動に必要な研修機会は得られると考えられ、実習期間を除き、学会参加は積極的に行われている。

独立法人化前の学内特別研究費は学長特別研究費と教員特別研究費の二つに分かれていた。学長特別研究費は全学内からの公募により、学長特別研究審査委員会による審議を経て決定されていた。また、教員特別研究費は学長権限分と学部長権限分に分かれていて、それぞれについて、学部内において研究の特色を定め、研究費の配分を行っていた。

独立法人化後は、大学の中期計画及び年度計画に沿った教員特別研究推進費（地域の産業・文化・教育の振興に寄与する研究、ポストCOEを志向したプロジェクト、教育推進・大学改革・キャンパスライフの向上）とその傾向が少し変化し、全学内からの公募により、学外審査委員による審査されるものと、学部長が配分する学部研究推進費として学部の改革、GP支援、学部活性化を目指すものに分かれた。

学外審査等のために配分時期がかなり遅れることがあり、研究遂行に支障を来すこともある。

このほかに、学内には教員の海外一般研修（3ヶ月程度）と国内研修制度もあるが、

現在の実習体制では、3ヶ月の研修は不可能に近いと考えられる。

e 競争的な研究環境創出のための措置

文部科学省の科学研究費補助金申請件数についてみると、平成16年13件、平成17年11件、平成18年16件、平成19年7件、平成20年13件と増減を繰り返し、採択率、採択金も増減を繰り返しながらもわずかに増加傾向にあるといえる。

	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
採択件数(件)	3	3	3	2	4
申請件数(件)	13	11	16	7	13
採択率(%)	23.1	27.2	18.8	28.6	30.8
継続採択件数(件)	6	5	6	4	7
研究代表者の採択金(千円)	8,700	7,400	9,464	8,700	14,000

申請に関しては、全学的に全員申請を進めており、また全学FD講演会で『科学研究費補助金制度の概要』の講演が行われ、出席が求められた。

そのほか、共同研究者として厚生労働省科学研究費補助金を獲得している教員もいるが、1件と少ない。また、企業や研究機構、病院からの研究助成金の取得も若干ある。

現在の研究費は大部分が大学からの一般研究費及び教員特別研究推進費に負うことが明らかである。しかし、大学からの一般研究費は今後一定割合で減少することが決められているので、科学研究費補助金等の外部資金の獲得により努力する必要がある。

f 研究上の成果の公表、発信・受信等

研究論文の公表、研究成果の公表のための支援は現在のところ、特別な措置はなく、個人の研究費により支出されている。

データベースとして、学内専用の医中誌ウェブが、さらに看護学部棟ではCINAHLの利用が可能であり、紙媒体の専門雑誌は図書館に所蔵されている、また電子ジャーナルは他の研究科の21世紀COEプログラムの事業の一環として利用可能である。

g 倫理面からの研究条件の整備

本学部・研究科では、本学部・研究科委員会の一つとして、研究倫理審査委員会を設置している。研究倫理審査委員会は、人を対象とする研究が倫理的配慮のもとに適切に行われることを保証するために設置された。

教員の研究に対しては、全学の研究倫理委員会(外部委員の審査を含む。)に倫理審査申請書と研究計画書等の関連資料を提出し、そこでの審査の後に、学部・研究科に戻され、その適切性を再度審査している。全学と学部・研究科での二重の審査により、必要に応じて研究計画の変更・修正を求め、再審査の後に研究を開始してもらうことになる。研究科生(主に修士論文)の研究においては、倫理審査申請書と研究計画書等の関連資料を学部研究倫理審査委員会に提出し、委員会の審査結果を待つて研究を開始することになっている。委員会は、研究計画内容を審査し、必要に応じて研究計画の変更・修正を求めて再審査を行うなど、適切に運営されている。

(2) 点検・評価

[効果の上がっている事項]

倫理面からの研究条件の整備については、看護系大学を中心に厳しい研究倫理規定が定められており、本学部・研究科もそれに沿って研究倫理審査委員会を設置して、教員の研究をはじめ、学部学生、大学院学生のすべての研究計画書の審査に当たってきた。年々、審査件数も増えており、時には研究計画の変更・修正を勧め、研究計画書の質の確保にも役立っている。

[改善が必要な事項]

研究活動については、国内外の学会発表は近年、減少している、これは、研究活動を行える時間が、委員会活動や病院・地域実習など日常業務の多さから減少していることも影響していると考えられる。また本研究科は教員の流動化が著しいため、研究が一貫せず、特筆すべき研究分野や大型の研究助成を受けたプログラムを行うことができなかった。

研究における国際連携については、海外との共同研究はほとんど行われていない。

経常的な研究条件の整備については、研究財源の確保は、教員各人の活動に委ねられている。また、大学からの研究費の補助は学部を中心に研究費が配分されており、研究科独自の研究費は得られない。

競争的な研究環境創出のための措置については、学内の競争的研究費に対する申請は、他学部・研究科に比べると少ないとの評も出ている。これは、研究活動を行える時間が、委員会活動や病院・地域実習など日常業務の多さから減少していることも影響していると考えられる。

研究上の成果の公表、発信・受信等については、研究論文の公表、研究成果の公表のための支援は現在積極的に行っておらず、近年、研究論文の投稿数や学会発表数が低迷しており、学部内で支援策を講じる必要がある。

(3) 改善の方策

研究活動については、研究時間の問題は、法人化移行期間でもあったため、委員会活動に割かれる時間が膨大であった。法人化が一段落したので、教員が研究活動に時間をつくれるよう、学部・研究科の業務の合理化を図る。

特色ある研究分野の開拓あるいは研究プログラムの開発には教員を定着させることが不可欠であり、学部、研究科運営業務を整理し、運営を効率化する話し合いを持つ。

研究における国際連携については、タイのコンケン大学看護学部との交流協定が結ばれたのをきっかけに、今後の共同研究の素地を築くために、まずは教員間の定期的な交流を行う。

経常的な研究条件の整備については、文部科学省や厚生労働省の科学研究費補助金を初めとする公募研究や各種財団の研究助成などに積極的に応募することにより、財源の確保に努める。最低限、科研費の全員応募を義務付ける。

大学からの研究費に関して、研究科独自の活動のプロジェクトの立ち上げが可能であるか、学部との話し合いを持つ。

競争的な研究環境創出のための措置については、学内の競争的研究費の応募も積極的に行うように呼びかける。研究時間の問題は、法人化移行期間でもあり、委員会活動に割かれる時間は膨大である。より一層の業務の合理化に向けて、学部・研究科の改革を進める。

研究上の成果の公表、発信・受信等については、平成 20 年の学部プロジェクトとして、海外の学会への論文投稿や発表を推進する取り組みを始めた。また学部・研究科教員の有志により、英語によるディベートのトレーニングプログラムを立ち上げた。

倫理面からの研究条件の整備については、近年、学会等では当該大学での研究倫理審査を経ていない研究に関しては、論文投稿を受け付けられないものもあり、今後更に審査の徹底を図る。また、全学倫理委員会に対して 1 月以内に倫理委員会の結論を申請者に示すよう依頼する。

12 環境科学研究所

(1) 現状

a 研究活動

環境科学研究所は、化学系、生物系及び社会科学系に属する 13 研究室から構成されている。各研究室では特徴をもった研究が行われており、着実に実績を蓄積してきている。過去 3 年間（平成 17～19 年）に本研究所が発表した原著論文、総説・解説、著書、学会発表の総数を下表に示す（ただし、共著による研究室間の重複分を含む）。

	平成 17	平成 18	平成 19
原著論文	63	58	44
総説・解説	11	6	9
著書	8	7	5
学会発表	169	143	158

それらの中で最も研究活動のバロメータとなる原著論文の数は、1 研究室当たり年平均で 3～5 報であり、その大部分は英文である。朝日新聞出版発行の「大学ランキング」によると、静岡県立大学は「ISI・論文引用度指数の生態学・環境学分野」において 2008 年版では第 3 位、2009 年版では第 1 位にランキングされており、本研究所から発表された論文が国際的に高く評価されていることを如実に示している。研究室ごとの個別研究に加えて、本研究所の複数研究室が静岡県戦略課題研究「快適空間『佐鳴湖』の創造」や都市エリア産学官連携促進事業などの大型プロジェクト研究にも参画し、成果を上げている。また、県試験研究機関や学外の研究機関との共同研究も積極的に行われている。

b 研究における国際連携

環境科学研究所は、2005(平成 17)年 12 月から中国・浙江大学環境資源学院との間で共同研究などの交流を実施してきている。2007(平成 19)年 10 月には、静岡県立大学と浙江大学との間で大学間協定が締結されたが、その協定締結には上記の研究交流が大きく貢献している。また、財団法人科学技術振興機構・戦略的国際科学技術協力推進事業として、浙江大学環境資源学院朱利中教授グループと本研究所雨谷准教授グループとの

間で、2005～2008(平成17～20)年度にかけて、共同研究「有害化学物質の室内および個人暴露の国際比較とその低減対策」を行っている。さらに、2008(平成20)年8月には、環境科学研究所とベトナム・フエ大学科学大学部との間で学術交流に関する協定書が締結された。その他、海外の研究者や留学生の受け入れも積極的に行っている。

c 教育研究組織単位間の研究上の連携

環境科学研究所の教員は、全員が生活健康科学研究科環境物質科学専攻の教員を兼務しており、研究所と大学院の区別なく研究活動を実施している。

d 経常的な研究条件の整備

環境科学研究所の研究費は、各研究室に配分される一般研究費及び学内での公募による教員特別研究費を基盤としている。これらに加えて、文部科学省科学研究費補助金や各種財団の研究助成などに応募することにより財源を確保している。本研究所が有する設備・備品が老朽化している。

e 競争的な研究環境創出のための措置

文部科学省科学研究費補助金や各種財団の研究助成などの外部資金はもちろんのこと、学内の研究費についても積極的に申請することにより、競争的な研究環境を創出している。

f 研究上の成果の公表、発信・受信等

上記aの研究活動に記したように、研究上の成果は、原著論文や総説・解説として国内外の学術雑誌や著書等の刊行物を通じて公表されている。これに加えて、各教員が所属する国内外の学会等が主催する定期大会やシンポジウム・ワークショップ、各種の団体による公開講座や講演会、さらにはマスメディアやウェブサイトを通じて研究成果の公表・発信が活発に行われている。本研究所では、これらの研究成果を取りまとめた年報を毎年作成し、大学や国・県の研究機関等に提供することにより、研究成果の公表・発信に努めている。また、本研究所の附属機関である地域環境啓発センターを軸とした環境教育・啓発活動の一環で、研究成果の発信(例えば、環境科学講座)を行っている。受信については、従来の刊行物にとどまらず、最近では電子ジャーナルの利用が主体になりつつある。

g 倫理面からの研究条件の整備

本研究科では、倫理面に関して独自に研究条件を整備していない。

(2) 点検・評価

[効果の上がっている事項]

環境科学研究所が、2009年度版「大学ランキング」(朝日新聞出版)生態学・環境学分野でのISI・論文引用数で第1位にランクされたことは、特筆すべきことである。また、環境科学研究所は、平成19年度に採択されたグローバルCOE「健康長寿科学教育研究の戦略的新展開」に参画し、多数の原著論文の発表等を通してその成果に貢献している。

研究における国際連携について、環境科学研究所では、その理念に沿った教員の努力により、中国、ベトナム等の複数の海外の大学等研究機関との間に、国際連携の枠組みができつつある。中国・浙江大学環境資源学院との間では共同研究などを実施してきている。また、ベトナム・フエ大学科学大学部との協定書の調印は、同国との国際学术交流に大きな道を拓いた。

研究上の成果の公表、発信・受信等について、環境科学研究所では活発な研究成果の公表・発信を行っており、今後もこの水準を維持していく。

[改善が必要な事項]

環境科学研究所の研究活動は、研究室ごとの個別研究が主体であり、専門分野が多岐にわたる本研究所の特性を活かした所内共同研究や大学内での共同研究が少ない。

研究の国際連携については、グローバルCOEプログラムに頼らない恒常的な研究交流の基盤として、国際共同研究費等の財政の確保が必要となる。また、環境科学研究所における研究の国際連携は、教員各人の活動に委ねられており、組織的に取り組まれているわけではない。

経常的な研究条件の整備については、研究財源の確保は、現在教員各人の活動に委ねられている。それに加えて、今後は分野構成を活かした学内共同研究による大規模予算の獲得が必要となる。

競争的な研究環境創出のための措置については、学内予算においても競争的研究費の獲得が定着しつつあるが、時流に乗らない研究や実利に関与しない基礎研究が埋没する可能性があり、中長期における科学研究の発展の阻害要因となることが懸念される。

研究上の成果の公表、発信・受信等については、これまでは学術面が主体であり、その成果を広く社会で活用するために企業関係者や一般の人に広報する点では不十分であった。県立大学の役割の一つである地域貢献の立場からも、そのような情報発信がますます重要となる。受信に関しては、電子ジャーナルへの依存度が増している状況から、その経費を恒久的に維持することが必要となる（現在は、グローバルCOEの予算から費用を充当）。

(3) 改善の方策

環境科学研究所では、その分野構成を活かした所内共同研究、及び環境という複合領域を活かした大学内外における共同研究を推進していく。そのためには、学内の研究費への応募に加えて、文部科学省科学研究費補助金や各種財団の研究助成等に積極的に応募することにより、財源の確保に組織的に取り組む。

研究における国際連携については、本研究所の国際連携促進のため、本学の制度の改善、及び施設（ゲストハウスや留学生会館等）や予算の充実を要求する。また、日本学術振興会外国人特別研究員の申請を増やす。

経常的な研究条件の整備については、文部科学省科学研究費補助金をはじめとする政府の公募研究や、各種財団の研究助成などに積極的に応募することにより財源の確保する。とりわけ、大規模予算の獲得を目指すため、学内共同研究の推進に組織的に取り組む。

競争的な研究環境創出のための措置については、行き過ぎた競争的な研究環境創出は

弊害となるため、中長期を見据えた研究所内での議論を通してバランスの取れた研究環境を創出する。

研究上の成果の公表、発信・受信等については、本研究所として、県内企業や県民を対象とした公開講座やシンポジウム・講演会等の開催を充実させる。また、刊行物の発行とともに、マスメディアやウェブサイトを活用した広報活動を積極的に進める。電子ジャーナルの経費に関しては、全学的な必要経費として恒久的に位置付けることを要求する。

第7節 社会貢献

目標

本学が地域社会に開かれた公立大学としての位置付けを明確にするため、学外の機関、企業、団体、地域との連携を積極的に推進するための組織体制を構築する。

また、教育・研究の成果を社会に還元するため、知的財産の管理・活用体制を整備するとともに、県民向けの講座・セミナー等を開設すること等により地域社会の発展に貢献する。

1 現状

(1) 社会への貢献

a 研究成果の社会還元のためのセミナー・講演会等の開催

本学は「地域に開かれた大学」であるべきことを目標として、本学が持つ知的財産を社会に還元し、地域貢献を積極的に展開するため、平成16年度には地域経営研究センターを、平成17年度には地球環境啓発センターを設置し、県民向けの公開講座やセミナーの開催など以下の活動を実施してきた。

表 1-1 平成19年度地域経営研究センター 社会人学習講座開催状況

No	講座名	内容
1	医療福祉の経営学講座 (10コマ)	病院、診療所、介護老人保健施設、特別養護老人ホームなどを開設される個人、医療法人、社会福祉法人の管理職又はそのような職に就くことを目指そうとされる方を対象とした講座を開講した。
2	事例に学ぶ経営戦略論 (10コマ)	「快進撃起業」30社以上にスポットを当て、その経営戦略を「経営者面」「人材面」「技術面」「販売面」「サービス面」「財政面」「ビジネスモデル面」そして「後継者面」等から徹底的に分析・検討し、参加者間のディスカッション等を重んじた双方向型で進めた。
3	21世紀のマネジメント (10コマ)	これまでの企業経営について再度検証するとともに、21世紀の新たなマネジメントの方向性について様々な角度から展望し、理論と実際を往復しながら、ビジネスの仕組みや戦略の新たな可能性と方向性について議論した。
4	ウェブプログラミング講座 (10コマ)	ウェブシステムを開発するためのウェブプログラミングを講義と実習を通じて基礎から応用まで理解し、各種のアプリケーションプログラムを作成できるようになることを目的とし開催した。
5	ヘルスケア産業の構造改革概説 (4コマ)	経営改革を推進し、経営の持続性の強化に努めている医療機関、製薬企業、医薬品卸、薬局を対象に、それぞれの業界構造実態及びその変化について、経済研究所独自の調査・分析結果を加えた講義を開催する。
6	マーケティング・イノベーション (10コマ)	製薬産業企業や小売流通企業などの代表的な日本企業の経済活動を通して、「外部環境」の変化にいかに関係資源を用いて対応したかを史的観点によって学ぶ。

表 1-2 平成 19 年度地域経営研究センター・セミナー等開催状況

No	セミナー等名称	講師等
1	静岡でこれからの医療制度を考える(19.6.16)	上川陽子(衆議院議員) 宮島俊彦(厚生労働省審議官) 西田教授ほか
2	新潟県中越沖地震緊急報告会(19.8.25)	静岡県防災局 湯瀬准教授、経営情報学部学生ほか
3	防災情報シンポジウム(19.10.27)	静岡県防災局 干川剛史(大妻女子大学) 柴田義孝(岩手県立大学)
4	変革の時代の医療・福祉経営を考える(19.11.3)	梅田勝(国立循環器病センター運営局長) 福島靖正(厚生労働省精神障害保健課長) 宇都宮 啓(厚生労働省医療課企画官)
5	ビジネスセミナー「ブランドづくり」(20.1.12及び19の2日間)	種本祐子(蔵直ワインの専門店 専務取締役) 渡辺英彦(富士宮やきそば学会会長) 稲吉正博(サンファーマーズ専務取締役) 高糖度トマト
6	静岡県病院幹部セミナー会議(20.3.17)	岡田幹夫(静岡県医師会長) 栄畑 潤(総務省大臣官房審議官)(公営企業担当)
7	日本介護経営学会シンポジウム(20.3.22)	古都賢一(厚生労働省老健局振興課長) 久留善武(シルバーサービス振興会企画部長) 木間昭子(高齢社会をよくする女性の会理事)

表 2-1 平成 19 年度 地球環境啓発センター

No	セミナー等名称	内容等
1	夏休み親子環境教室	環境問題に対する意識をもっといただくため、小学生とその保護者に、水の浄化や資源・エネルギー等の実験を実施
2	サマースクール	一般の方、大学・高校生に大学の設備を使い、環境に関する実験(プラスチックの分解とリサイクル等)を体験
3	静岡環境フォーラム 2 1	静岡県との共催により「環境・文明・感染症の接点」をテーマとしたセミナーを開催した。

表 2-2 平成 19 年度 地球環境啓発センター・環境科学講座

期 日	講師名	講演内容
11月28日(水)	環境科学研究所 教授 吉岡寿	「活性酸素とお茶について」 環境汚染物質や疾病と活性酸素との関連、 お茶(カテキン類)による活性酸素の消去
12月5日(水)	環境科学研究所 教授 橋本伸哉	「海と人間活動と地球環境」 海洋植物プランクトンから生成する温室効果ガスとオゾン層破壊物質と地球環境
12月12日(水)	環境科学研究所 准教授 谷 晃	「植物の大気浄化機能」 植物の二酸化炭素や有毒ガス吸収メカニズムと大気浄化の可能性及び香り物質の解説

3-1 平成 19 年度 公開講座の実施

公開講座は、開かれた大学、地域への貢献を目指す取組みの一環として、日ごろの教育・研究の成果を地域社会に還元するとともに生涯学習の機会を提供し、文化の向上に寄与することを目的に、本学が開学した昭和 62 年から毎年開催している。

全学の公開講座委員会が企画・立案し、年 4 テーマ（1 テーマ 4 講座）の公開講座を、各部局（学部等）持ち回りで担当している。毎年度担当する短期大学部を除き、各部局は 2 年に 1 回担当している。

平成 19 年度は、16 講座を実施し、参加者数は延べ 693 人、1 講座当たりの参加者数は平均 43 人である。（大学基礎データ表 10 参照）

県大、短期大学部（県の中部地区）での開催のほか、遠隔地の県の東部地区や西部地区においても開催し、広く県民が参加できる機会を提供している。

また、市町等特別公開講座として、県内の市町等が実施する公開講座へ本学教員の派遣を行っている。平成 19 年度は、5 市町において 12 人の教員で 23 講座を実施し、延べ受講者数は 634 人である。

表 3-1 平成 19 年度 公開講座実施内容（大学基礎データ表 10 内訳）

会場	テーマ	開催日	講師	サブテーマ
看護学部会場	癒し	9月29日	看護学部 教授 永井洋子	自閉症からみたコミュニケーションの発達
		10月6日	看護学部 教授 中島登美子	カンガルーケアにおける癒し
		10月13日	看護学部 助教 熊坂隆行	アニマル・セラピーと癒し ・ 動物、癒し、そして看護
		10月20日	看護学部 教授 金澤寛明	食と癒し
経営情報学部会場	コンピュータプログラミングの世界	10月13日	経営情報学部 准教授 武藤伸明	Java 言語の概要
			経営情報学部 准教授 福田宏	Java プログラミングの基礎
		10月20日	経営情報学部 准教授 湯瀬裕昭	コンソール・アプリケーション作成
			経営情報学部 講師 渡邊貴之	グラフィック・アプリケーション作成
浜松会場	生活と文化	10月6日	国際関係学部 准教授 藤巻光浩	コミュニケーション教育とデモクラシーの可能性
		10月13日	国際関係学部 講師 伊藤一頼	発展途上国の開発問題への新たなアプローチ
		10月20日	国際関係学部 講師 岩倉さやか	俳諧における<身体>
		10月27日	国際関係学部 助教 近藤隆子	私の接したイギリス文化
短期	健康を「口か	10月27日	短期大学部 准教授 吉田直樹	歯周病の予防と治療が健康につながっている

大学 部 会 場	ら」考 え よ う	11月3日	短期大学部 講師 中野恵美子	60歳からの口腔ケア
		11月10日	短期大学部 講師 海老名和子	家庭でおこなう歯周病予防
		11月17日	短期大学部 講師 千綿かおる	健康日本 21 歯の健康 ・ ライフステ ージにそった歯科保健・

また、名古屋市立大学、岐阜薬科大学と平成20年1月に締結した連携・協力に関する大学間協定に基づき、公立大学を中心とした中部地区における薬学研究教育の推進体制を構築した。講演会としては、薬系大学連携シンポジウム「東海における薬学教育・研究を考える」を平成20年3月15日（土）に名古屋ホテルキャッスルプラザにおいて3公立大学共同で開催した。本学からは、以下の内容で講演した。

表4-1

演者	テーマ	内容
伊藤邦彦 教授	「薬剤師養成教育の新しい試み」	臨床薬学演習のコンテンツ作成における三公立薬系大学連携のメリット
鈴木 隆 教授	「新教育制度の下で基礎薬学の教育・研究をどう進めるか」	薬食生命科学総合学府（仮称）の構築とグローバルな創薬科学者の育成

さらに、この連携協定を踏まえ、文部科学省委託事業「社会人の学び直しプログラム」として委託を受け、名古屋市立大学薬学部及び岐阜薬科大学と共同で社会人生涯学習のための事業を実施している。本事業は、「薬剤師の生涯学習を支援するための教育プログラム」という内容で、薬剤師が出身大学や勤務地によらず、同一かつ高度な内容の再教育が受けられることを目標としている。本学としては、県立大学内の講義室に加えて静岡県立総合病院内の講堂にサテライトセンターを設置し、テレビ会議システムの導入により、名古屋、岐阜の遠隔地を結んだ同時開講を実現した。平成20年12月から21年3月にかけて、3公立大学が持ち回りで講義を行っている。

また、社会人の受講を念頭に置いた薬学研究科大学院講義科目として治験・臨床開発基礎特論及び治験・臨床開発応用特論を開講してきた。これらは、夜間開講及び土曜日開講によって、社会人の履修が可能となっている。臨床研究に参画するクリニカルリサーチコーディネーター（CRC）の養成が念頭に置かれ、薬剤師の専門性の強化を目指している。これらは、演習や実地見学などを含み、より実践的な内容となっている。

治験・臨床開発基礎特論

治験/臨床試験に関する基本的事項
ファルマバレー構想-静岡県治験ネットワークについて
臨床試験実施の基準と倫理性
臨床試験における科学性と治験薬概要書、実施計画書
非臨床試験（薬理効果、安全性試験）

臨床試験に必要な薬物動態学と薬物動態/薬力学関係
患者の病態と被験者選択基準・除外基準
抗悪性腫瘍薬治験の特殊性
CRC 業務の実際（実地見学、静岡県立総合病院）

治験・臨床開発基礎特論

トランスレーショナルリサーチ（マイクロドーズ試験等）
医療機関と治験体制-EBM と医師主導の治験、国際共同治験
治験薬管理；剤形と服薬説明
有害事象・補償等トラブル事例への対応
プロトコルからの逸脱とその対処法
医療コミュニケーションとインフォームドコンセント（演習）

一方、次世代を担う若者に薬学に関する認識を深めてもらうと同時に興味を持ってもらうため、高校生を対象とした実験体験型公開講座「ファーマカレッジ」を夏休みに（2日間）実施している。平成19年度及び20年度の内容は、以下のとおりである。

平成19年度 体験してみよう『薬を目指す生命科学』

1. グループA「自分のDNAを鑑定してみよう」 衛生・分子毒性学分野
2. グループB「植物から有用な成分をとろう」 生薬・天然物化学分野
3. グループC「リンパ組織を見てみよう」 免疫微生物学分野
4. グループD「抗エイズ薬をつくろう」 医薬品合成化学分野
5. グループE「生命現象を目で見てみよう」 医薬生命化学分野
6. グループF「遺伝子から体質を調べてみよう」 生体情報分子解析学分野
7. グループG「糖尿病を調べてみよう」 生体機能解析学分野

平成20年度 「体験してみよう！薬のしくみ、からだのしくみ」

1. グループA「病気の成り立ちを顕微鏡で見てみよう」 分子病態解析学分野
2. グループB「遺伝子を見てみよう」 生体分子薬学分野
3. グループC「蛋白質の立体構造を見てみよう」 生命物理化学分野
4. グループD「抗ウイルス薬を作ってみよう」 医薬品化学分野
5. グループE「薬が効く様子を見てみよう」 薬理作用解析学分野
6. グループF「薬の体内での動きを知ろう」 薬物動態学分野

5-1 静岡市静岡・清水医師会との包括協定の締結

県立大学の地域貢献の一環として、県立大学と静岡市静岡・清水医師会が、地域の医療課題に迅速かつ適切に対応し、地域社会の発展と人材養成に寄与するため、静岡市静岡・清水医師会と平成20年10月8日に密接な連携と協力を行うことを目的に包括協定を締結している。

この包括協定における具体的な連携と協力事項としては、以下の事項を静岡市静岡・清水医師会と実施している。

(1) 「共同による調査研究及び連携事業の実施」については、

新型インフルエンザ対策

ア 新型インフルエンザ対策研修会

静岡市静岡・清水医師会、静岡市薬剤師会、清水薬剤師会、静岡市保健所等と新型インフルエンザ対策研修会を医師会の役員会に併せて行い、地域の事情に即した新型インフルエンザ対策案を検討中である。

イ 新型インフルエンザ対策公開講演会

平成 20 年 11 月 29 日(土) 静岡県立大学大講堂において、静岡市静岡・清水医師会、静岡市薬剤師会、清水薬剤師会、静岡市保健所等と連携して、一般県民を対象にした「新型インフルエンザから身を守るための公開講演会」を開催した。

(ア) 公開講演会の趣旨

発生時の被害を最小限にとどめ、混乱を回避するには県民の協力を得ることが重要である。県民が新型インフルエンザの正体を知り、どうすれば地域における健康を守ることができるのかを、ともに考えてもらうための公開講演会を開催した。

(イ) 参加者の内訳

一般県民 192 名、教職員と学生 168 名の計 360 名

(2) 「人的交流の促進・物的資源の相互活用」について

メタボリック健診等の診療所における栄養指導等について、管理栄養士養成施設である食品栄養科学部の教員が、診療所の指導等を連携・協力して行うシステム作りを検討し推進している。

(3) 「地域医療を支える人材の育成」について

看護師の卒後教育等について、看護師養成施設である看護学部教員が連携・協力して行うシステム作りを検討し推進している。

b 文化創造による地域振興への取り組み

静岡市駿河区谷田の丘の上に、静岡県立大学、静岡県立美術館、静岡県立中央図書館、財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所の 4 つの学術教育文化施設が隣接し、これまでそれぞれが個性ある活動を展開し、県民にとっても一つの文化ゾーンとして親しまれてきた。

この地を更に文化の香りの高い「文化の丘」とするために、昨年 5 月にこの 4 機関が連携して、この地域の地名である谷田(やだ)の名前を冠した 4 機関のトップによる連携組織「谷田サミット」を設立し、新たな文化の創造と発信を目指し、4 機関が協力して以下の事業を行っている。

表 5-1 谷田サミットの開催状況

回次	日 時	会 場	主な出席者	議 事 結 果
1	平成 18 年 5 月 22 日 16:30 ~	県立大学	県立大学長、県立 美術館長、県立中 央図書館長、静岡 県埋蔵文化財調査 研究所常務理事	草薙地域にある県立大学、県立美術 館、県立中央図書館、埋蔵文化財調 査研究所の 4 機関が相互協力を図っ ていく。 民間団体からの草薙シンポジウム開 催要望を検討 会議を持ち回りで定期的を開催す る。
2	8 月 3 日 16:00 ~	県立美術 館	学長、中山教授、 立田教授、美術館 長、中央図書館長、 埋蔵研常務理事	4 機関の協力内容について検討 ・ 散策マップの作成 ・ イベントでの相互協力 ・ 夜間防犯・バスの増便要請 民間団体との協議状況を報告
3	12 月 12 日 15:00 ~ 17:00	県立中央 図書館	学長、中山教授、 立田教授、美術館 長、中央図書館長、 埋蔵研常務理事	4 月 20 日の県大開学記念日に 4 機関 共催によるシンポジウムを提案 草薙駅高架化まちづくり事業の報告 4 機関の協力について議論
4	平成 19 年 2 月 26 日 14:00 ~ 16:30	埋蔵文化 財調査研 究所	埋蔵研理事長、学 長、中山教授、立 田教授、美術館長、 中央図書館長	文化の丘シンポジウムの企画提案を 行い、4 機関共催で実施することで合意。 実務レベルで準備を進めることとなっ た。 埋蔵文化財調査研究所の研究成果視 察
5	平成 19 年 4 月 10 日	県立大学	4 機関長ほか	・ 4 月 20 日開催予定の「文化の丘シンポ ジウム」の運営について ほか
6	平成 19 年 6 月 19 日	県立美術 館	4 機関長ほか	・ 「文化の丘シンポジウム」の実績報告 ・ 今後の取組について検討
7	平成 19 年 10 月 2 日	県立中央 図書館	4 機関長ほか S P A C	・ 4 機関の連携実績と今後の事業展開に ついて検討
8	平成 20 年 1 月 15 日	埋蔵文化 財調査研 究所	4 機関長ほか S P A C	・ 共通マップの作成、4 機関の連携協定 の締結、ホームページのリンクについ て検討

表 5-2 4 機関協力事業

項 目	協 力 内 容
4 機関の相互協力事業の開催	各機関の開催事業への相互協力 <ul style="list-style-type: none"> ・美術館の企画展に関連した図書館の蔵書を展示（県立中央図書館、県立大学附属図書館） ・美術館の企画展に併せ、埋蔵文化研究所の文化財を展示 ・県立大学の講座を美術館で開催（広域ヨーロッパセミナー） ・県立大学で美術館学芸員の講義開催（ローマ広場と芸術） ・ナスカ展での芝生広場地上絵制作へ県立大学の協力 ・県立中央図書館の資料の展示（県立大学附属図書館） ・県立中央図書館の専門的レファレンスや講演、講師紹介等（県立大学附属図書館）
事業 P R 協力	4 機関が相互に他の機関の開催事業の P R に協力 <ul style="list-style-type: none"> ・「文化の丘 散策まっぷ」を共同開発し 1 万部以上を配布 ・県立大学に 4 機関イベント掲示コーナーを設置
4 機関共同事業の企画・開催	19 年 4 月 20 日の県立大学開学 2 0 周年記念日にあわせ、4 機関協力により「文化の丘」を考えるシンポジウムを開催 <ul style="list-style-type: none"> ・知事あいさつ ・チェロと切り絵映像、地域の歴史語りとのコラボレーション ・文化の丘づくりに関するパネルディスカッション 20 年 11 月 1 日の県立大学学園祭に併せ、「文化の丘スタンプラリー」を開催

c 施設の開放

- ・本学キャンパスである「芝生広場」を県民に開放しており、幼稚園の遠足をはじめ、休日には市民の憩いの場として多数の県民に広く利用されている。
- ・薬学部付置施設である「薬草園」を一般県民に開放しており、様々な有用植物の展示観覧をいただいている。
- ・附属図書館では、施設の開放のほかに、資料の貸出や学術情報の利用サービスなどを行っている。また、特殊コレクションとして国際報道写真家 岡村昭彦氏の蔵書約 16,000 冊を「岡村文庫」として整備し、県内外の利用者の調査研究活動に提供している。
- ・900 人収容の大講堂について、本学の教育・研究に支障のない範囲で積極的に学外行事の開催場所として開放している。特に隣接する県立美術館の講演の際には 900 人の大講堂でも収容しきれず立ち見が出るほどの盛況を呈している。
- ・土日については、隣接する県立美術館の観覧者が駐車場に入りきれない場合について本学の駐車場を開放して県民の利便向上に協力している。

d 学生ボランティアによる地域貢献

学生ボランティアやゼミの一環で以下のような地域貢献活動を実施している。

- ・地域住民の災害時の救護のための講習等について学生サークル「防‘Z（ポーズ）」がボランティア活動を実施
- ・国際関係学部等の学生が国際交流促進のためのイベント実施や多言語による地域マッ

ブを作成配布した。

- ・ゼミの一環で商店街からの委託を受けて商店街の活性化策について、若者から見た現状と課題、活性化策の提案を実施
- ・地元草薙商店街を中心とした地域のマップを作成配布
- ・防犯研究の一環として、夜間巡回による犯罪の抑止効果を実践研究

e 国、自治体政策形成への助言

(a) 国の政策形成への寄与

教員については研究の成果を活用し、国の施策形成について以下のような貢献を行っている。

- ・北朝鮮の政治体制・施策分析について
- ・黒海周辺の政治情勢の分析について
- ・振り込め詐欺対策、カルト団体の活動対策等の国の各種委員会への参画

(b) 自治体の課題解決への寄与

県内各自治体の直面する課題解決への助言等により以下のような地域貢献活動を実施

- ・自治体病院の経営危機への対応に関するアドバイス
- ・中山間地自治体の観光交流施策への参画
- ・外国人労働者家族の定住に伴う異文化摩擦への対応を図るための異文化コミュニケーションの促進手法の開発
- ・県内地場産業であるお茶のブランドマーケティングの研究提言
- ・少子高齢化に対応したまちづくりのため「コンパクトシティ」の提案

(2) 企業等との連携

平成 12 年に本学の産学連携を総合的に推進するため、全学参加による産学連携推進委員会を置き、同年に奨学寄附金、受託・共同研究の受入規程を整備した。平成 15 年からは、学外からの技術相談の窓口人材として産学官連携推進コーディネーターを置き、リエゾン機能の充実に努めている。

また、産学連携ホームページや産学連携パンフレット、研究成果紹介集の作成を行い、全学を挙げて、研究成果をアピールする「静岡県立大学の“産・学・民・官”の連携を考える集い」を開催するなど積極的な産学連携活動を行った結果、相談件数、奨学寄附金受託・共同件数は順調な伸びを見せている。

また、平成 20 年 7 月には文部科学省の産学官連携戦略プログラムに採択されたことを機に産学官連携推進本部を設置するとともに、産学官連携推進コーディネーターや専任事務職員を増員し、新たな事業展開に取り組んでいるところである。

以下に産学連携の体制整備及び事業の取り組みの事例を列記する。

a 産学連携出前相談の開始・学外窓口の設置

中小企業等からの技術相談や産学連携に係る相談への積極的な対応を図るため、静岡市御幸町「ペガサート」の産学交流センター内に学外技術相談窓口を平成 16 年度から開設しているほか、企業の求めに応じて学外への出前相談にも対応している。

b 「静岡県立大学の産・学・官・民連携を考える集い」の開催

平成 16 年度から、研究室の見学や技術移転事例の紹介、交流会を通じて、県大の産学官民連携への取り組みについて理解を深めるために開催している。

民間企業や自治体関係者が約 400 人参加 (H16.1.26)

〃 約 300 人参加 (H17.1.26)

〃 約 350 人参加 (H17.11.25)

〃 約 350 人参加 (H19.3.16)

c 産学連携協定の締結

技術相談や共同研究、中小企業に役立つ情報の交換などの分野連携を強化し、地域貢献を目的として、県立大学は静岡銀行ほかと以下の協定を締結している。

- ・産学連携に関する業務覚書 (平成 16 年 10 月 静岡銀行・県大ほか県下 14 大学)
- ・県内中小企業に対する支援協力に関する基本協定書 (平成 17 年 4 月 しずおか産業創造機構・県内大学・商工団体)
- ・産学連携の協力推進に関する協定書 (平成 18 年 3 月 日本政策金融公庫・県内大学)

d 企業と連携した社会人向けの教育プログラムの実施

本学では、地元の地方銀行であるスルガ銀行からの寄附金により社会人向けのビジネス講座等を開催し、一定の評価を得ている。また、講座運営のために大学院経営情報学研究科内に、「地域経営研究センター」を設置し、講座運営を着実に実施している。

(表 1-1 「平成 19 年度地域経営研究センター 社会人学習講座開催状況」参照)

e 寄附講座の設置

本学では、平成 17 年に日清製粉グループからの寄附講座の設置を受け入れ、食品の中から抗ストレス・抗アレルギー等の機能性成分の抽出探索研究を進めている。

研究期間 平成 17 年 10 月から平成 22 年 9 月までの 5 年間

研究内容 高次機能性食品の探索研究

寄附金額 1 億 2 千万円 (年間 2 千 4 百万円)

設置部局 大学院生活健康科学研究科内

(3) 知的財産の管理・活用体制の整備

本学では、従来、発明の権利を発明者に帰属させる「個人帰属」を原則としてきたため、発明の活用には大学が関与してこなかった。平成 18 年度に特許庁から知的財産の専門家である知的財産アドバイザー派遣先大学に選定されたことを契機として、大学の知的財産管理・活用体制の構築に努めた。その結果、平成 19 年度に法人化する際に「静岡県立大学知的財産ポリシー」を策定し、発明の権利を原則大学帰属に転換して、大学の知的財産の活用を組織的に行うこととした。

平成 19 年度には発明の技術内容を判別できる本学薬学部教員 O B (薬学博士) を知的財産コーディネーターとして増員配置したほか、特許活用の専門家として特許活用アソシエイツ 1 名を委嘱するなど人員体制を強化した。

このような人的体制の整備の結果、「知的財産ポリシー等諸規程の整備」「発明の機関

帰属への転換」「発明内容の客観評価システムの導入」「ラボノートの徹底」「発明の電子管理システム」「電子出願の試行」「知的財産セミナーの実施」等の事業実施が進んでおり、平成 17 年度の無管理状態から大学機関管理への転換が急速に進んでいる。

a 発明諸規程の整備

- ・静岡県立大学知的財産ポリシー（平成 19 年 4 月）
- ・静岡県公立大学法人職員の職務発明等に関する規程（平成 19 年 4 月）
- ・静岡県立大学発明委員会細則（平成 19 年 7 月）
- ・発明審査評価表（平成 19 年 8 月）

b 知的財産統括アドバイザーの派遣受入れ

平成 18 年度に特許庁の「知的財産アドバイザー派遣事業」に採択され、知的財産の専門家である「大学知的財産アドバイザー」(工業所有権情報・研修館から派遣)が、大学に配置され知的財産の管理・活用体制の構築推進を行っている。

c 知的財産の専門家（コーディネーター、アソシエイツ）の設置

産学連携や知的財産の管理・活用を図るための開発部門や大学の教員の O B を非常勤として雇用し、企業からの受託・共同研究の獲得や知的財産の活用を図っている。

産学官連携推進コーディネーター 平成 15 年度～ 1 名 化学合成企業 O B
 知的財産コーディネーター 平成 19 年度～ 1 名 薬学部教員 O B
 知的財産活用アソシエイツ 平成 19 年度～ 1 名 週 1 日委任

d 発明件数の推移（職務発明 = 大学管理、個人発明 = 個人管理）

・平成 13 年度

審議結果	件数	発明の内容（抜粋）	発明者の所属
職務発明	2 件	レクチンの精製法 ほか 1 件	食品栄養科学部 1 件 生活健康科学研究科 1 件
個人発明	5 件	インフルエンザウイルス感染防御法 ほか 4 件	薬学部 1 件 食品栄養科学部 2 件 生活健康科学研究科 1 件 学部横断（生活、環境）1 件
計	7 件		

・平成 14 年度

審議結果	件数	発明の内容（抜粋）	発明者の所属
職務発明	1 件	汚泥の凍結乾燥処理	環境科学研究所 1 件
個人発明	12 件	プラズマ処理を用いた各種材料へのキトサン被覆法 ほか 11 件	薬学部 7 件 生活健康科学研究科 2 件 環境科学研究所 3 件
計	13 件		

・平成 15 年度

審議結果	件数	発明の内容（抜粋）	発明者の所属
個人発明	15 件	光学異性体分離測定法 ほか 14 件	薬学部 10 件 生活健康科学研究科 3 件 食品栄養科学部 2 件
計	15 件		

・平成 16 年度

審議結果	件数	発明の内容（抜粋）	発明者の所属
職務発明	1 件	シアリルラクトサミン担持カルボシランデンドリマー、及びその製造方法	薬学部 1 件
個人発明	14 件	色覚異常者への色存在の教示方法および教示プログラム ほか 13 件	薬学部 7 件 食品栄養科学部 4 件 経営情報学部 1 件 環境科学研究所 2 件
計	15 件		

・平成 17 年度

審議結果	件数	発明の内容（抜粋）	発明者の所属
職務発明	4 件	新規ストレスバイオマーカー及びその利用方法 ほか 3 件	薬学部 1 件 食品栄養科学部 3 件
個人発明	21 件	抗骨粗しょう症効果を発揮する骨形成増進組成物 ほか 20 件	薬学部 11 件 食品栄養科学部 3 件 経営情報学部 1 件 生活健康科学研究科 2 件 薬学研究科 2 件 環境科学研究所 2 件
計	25 件		

・平成 18 年度

審議結果	件数	発明の内容（抜粋）	発明者の所属
職務発明	10 件	抗ウイルス剤 ほか 9 件	薬学部 2 件 食品栄養科学部 3 件 薬学研究科 4 件 生活健康科学研究科 1 件
個人発明	27 件	4-ヒドロキシ-2-キノリノン類の酵素合成法 ほか 6 件	薬学部 13 件 食品栄養科学部 4 件 生活健康科学研究科 6 件 環境科学研究所 2 件 経営情報学部 1 件 短期大学部 1 件
計	37 件		

・平成 19 年度

審議結果	件数	発明の内容（抜粋）	発明者の所属
職務発明	20 件	透析患者のための Q O L 改善剤 ほか 19 件	薬学部 11 件 薬学研究科 3 件 食品栄養科学部 3 件 生活健康科学研究科 1 件 環境科学研究所 2 件
個人発明	3 件	糖代謝、脂質代謝改善用緑茶 ほか 2 件	食品栄養科学部 1 件 薬学部 1 件 経営情報学部 1 件
計	23 件		

・平成 20 年度

審議結果	件数	発明の内容（抜粋）	発明者の所属
職務発明	12 件	抗アレルギー剤 外 11 件	薬学部 7 件 薬学研究科 1 件 食品栄養科学部 2 件 生活健康科学研究科 1 件 環境科学研究所 1 件
計	12 件		

* 管理特許数(出願中も含む。) 現在、42 件を特許出願。(平成 20 年 8 月末現在)

e 特許の活用状況

活用企業	実施開始年度	活 用 製 品
大手飲料メーカー	平成 17 年 1 月	べにふうき緑茶
大手食品メーカー	平成 18 年 1 月	べにふうき茶飴
県内食品メーカー	交渉中	べにふうき茶飴

f 都市エリア産学官連携促進事業の研究成果

文部科学省の研究補助事業である都市エリア産学官連携促進事業を活用して、静岡県内に食品産業クラスター形成を目指して「心身ストレスに起因する生活習慣病の克服を目指したフーズサイエンスビジネスの創出」をテーマとして、抗ストレス効果がある機能性食品等の研究・開発を企業と共同で行った。主な成果は以下のとおり。

成 果 品 名	内 容
G A B A 製品	自然界に存在するアミノ酸の一種 G A B A にストレスを和らげる効果を研究した結果、ギャバチョコ等が商品化
テアニン茶	大手飲料メーカーとの共同研究により、ストレスを和らげる効果が認められたテアニンを多く含むお茶を開発
ウルソール酸入りクリームローション	ストレス肌の改善効果が見込まれるウルソール酸を含むローションを企業と共同研究開発
ストレス測定システムの研究	唾液を使い、ストレスを感じた時に出る生体物質の値の変化によるストレス度合いの客観的数値化システムを開発

糖 下(とうか)	糖尿病に効果を示すオリーブ葉エキス配合食品を開発
カスピ海ヨーグルト	カスピ海ヨーグルトにストレス肌の改善効果が見込まれる乳酸菌成分の存在を確認した結果、商品化に繋がる。

2 点検・評価

[効果の上がっている事項]

教育研究の成果の社会への還元状況については、平成 19 年度に「薬食融合による健康長寿の増進」をテーマとする世界レベルの教育・研究拠点の構築の推進を行っており、教育面では食品栄養学の知識と薬学の知識を併せ持つ若手研究者の教育に成果を上げる一方、社会への知識の還元としては、ストレスの科学的計測法の開発やストレスを和らげる機能性食品の開発等に寄与しているほか、病院・福祉施設の経営改革やマーケティング、情報関連のシステム構築や防災時の看護活動や県民を対象とした骨粗鬆症予防啓発、湖の環境浄化や富士山のバイオトイレ設置、親子向け講座等による環境教育など各学部の特色を活かした社会貢献活動が活発に行われており、教育成果の社会還元は一定の成果を上げている。

また、北朝鮮及び黒海沿岸地域の政治学の研究成果が国の施策形成に一定の寄与をしていることや、振り込め詐欺対策、カルト団体の活動対策等国の各種委員会への参画、県内自治体の各種課題や地域産業振興のための提言等を行っており、国や地方自治体等の政策形成に一定の寄与を行っている。

公開講座の開催と市民参加や大学施設の開放についても積極的に取り組んでおり、着実に成果を上げている。

社会との文化交流等を目的とした教育システムについては、平成 16 年度に「地域経営研究センター」を設立し、社会人向けの公開講座やセミナーの開催などを実施し、地域で問題となっている公立病院経営や一般企業の経営力向上に積極的に寄与してきたほか、平成 17 年度には「地球環境啓発センター」を設置し、小中学生や保護者・一般県民に対する公開講座や研究体験教室等により環境意識の啓発や環境教育に取り組んでいる。また、

平成 18 年度から、大学に隣接する 3 文化機関（県立美術館、県立中央図書館、県埋蔵文化財調査研究所）と連携して、「谷田サミット」を立ち上げ、地域社会と連携した文化交流事業を実施している。

このほか、各部局や教員個人又は学生ゼミ、ボランティアサークルなどが防災、国際交流、商店街振興、まちづくり等多彩な文化交流活動を実施している。

企業と連携した社会人向けの教育プログラムとしては、「地域経営研究センター」を設立し、社会人向けの教育プログラムの開発、講座運営等を適切に行っているほか、寄附講座については、日清製粉グループ寄附講座が設置され、機能性食品の開発を着実に進めている。

企業等との共同研究、受託研究の規程、体制、推進状況については、奨学寄附金取扱規程、受託研究取扱規程、共同研究取扱規程、外部資金受入審査機関に関する規程を整備し、全教員参加組織の産学連携推進委員会が、産学連携パンフレットの作成、産学連携成果集の発行、ホームページの運営、各種産学連携イベントへの出展等を実施しているほか、産学連携相談について、専任のコーディネーターを置くなどにより、企業等と大学との産学連携推進体制を確立しており、外部資金も増加傾向にある。

特許・技術移転を促進する体制の整備・推進状況については、平成 18 年度までは、静岡県の一機関として発明の権利は原則個人帰属であり、大学としての組織的な対応はなかったが、平成 19 年度の公立大学法人化の際に知的財産の基本的な取扱いを定めた「知的財産ポリシー」を策定し、原則機関帰属に転換し、機関管理を徹底するために知的財産コーディネーター 1 名、専属事務員 1 名を増員したほか、特許・技術移転専任の特許活用アソシエイトを委嘱し、本学保有の特許の活用を企業に働きかけており、大学保有の特許について、実用化・製品化を目指した実用化研究が実施中である。

発明取扱規程、著作権規程等、知的資産に関わる権利規程の明文化については、「知的財産ポリシー」「職務発明規程」により発明の権利の取扱を明確にした。また、発明の内容を的確・客観的に審査するため、発明内容の新規性・進歩性・市場性を数字で評価する発明審査票を作成し、JST 東海への学外評価依頼を行うシステムを構築し、透明性、客観性を確保しているところである。

発明権利の取扱を大学管理へ転換し、専門人員も増員したことから、公立大学でも一躍トップクラスの体制を整え、技術移転活動も順調に推移しており、目標で定める「知的財産の管理・活用体制を整備」については、一定程度達成されている。

[改善が必要な事項]

社会への貢献に関する各種事業は積極的に行われ、県民を対象とした各種講座・セミナーも盛んに行われているが、課題としては、これらを大学全体として総合調整する機能が十分ではないこと、教員の産学連携・地域貢献に対する意識付け、評価システム＝活動教員へのメリットの付与が十分機能していないことがあげられる。

企業等との連携の課題としては、共同研究・受託研究の増加に比例して、外部資金の受入れ契約事務や研究推進のための各種支援事務の増加とコーディネートのための専門人員が必要となることがあげられる。

特許・技術移転を促進する体制の整備事業の課題としては、発明特許の技術移転には企業と交渉できる専門性と広域的な活動が必要であり、先進大学では TLO を設立したり、学外の TLO と組織的な連繋を構築して技術移転の促進のための体制整備を図っているが、本学ではそのような体制が構築できていないことがあげられる。

3 改善の方策

社会への貢献の改善については、本学で現実に行われている多種多様な社会貢献活動を全学で組織化し、より有効な活動とするために、総合調整するための窓口機関が必要であり、今後（仮称）「地域連携センター」を設置する予定である。

また、教員の地域貢献活動を正當に評価するシステムやインセンティブが必要であるため、現在、教員評価のための基礎的調査を実施し、教員評価システム構築に取り組んでおり、このシステムの中で地域貢献の評価も盛り込まれ、今後、地域貢献活動が積極的に展開される見込みである。

企業等との連携については、平成 20 年 7 月には文部科学省の産学連携戦略プログラムの実施大学に選定され、専属人員を新たに 3 名増員したほか、県内外の展示会への出展等、今後、企業等との連携促進のため、従来以上の活発な活動を予定している。

知的財産の管理・活用体制の整備については、発明の社会での活用のためには、大学の

発明を企業での活用に結びつける活動が必要であり、一定規模以上の発明を有する先進的
大学では TLO 組織を設立して技術移転・知財活用を進めている。

本学の規模では規模のメリットから見て、専属の TLO を有することは困難であるため、
広域連携による新たな TLO の設立について県内他大学及び県関係部局と設置形態・事業内
容等について具体的な検討を進めているところである。

第8節 教員組織

目標

教育研究の更なる進展や社会的ニーズ等に対応するため、教育研究組織の在り方を検討し、随時、適切に見直しする。

また、教育研究に対する意欲や業績等が適切に反映される評価システムを導入して、教員にインセンティブが働く仕組みを構築し、教育研究活動の一層の活性化を図る。

さらに、全学的視点に立った戦略的・効果的な人事を行うとともに、公正性、透明性、客観性が確保される任用制度を整備し、任用形態と勤務形態等の弾力的かつ柔軟な人事制度を構築し、効果的な運用を図る。

そのため、教員の業績評価については、教育、研究、地域貢献等の実績に基づく客観的な教員評価制度を確立し、公正な評価を行う。(平成19年度以降システムの検討、試行を経て、平成23年度評価制度確立予定)

また、教員の採用に当たっては、広く国内外から多様な人材を任用し、公正性、透明性、客観性が確保されるよう全学機関として人事委員会を設置する。

弾力的な人事制度として、教員の任用については、任期制や公募制を活用し、教育研究の活性化を図る。教員が大学や社会に貢献できるよう兼業・兼職制度を確立し、適切な運用に努める。教育研究に従事する職務の特殊性から、教員に変形労働制や裁量労働制等の多様な勤務形態を導入する。学会・研修への参加やフィールドワークの実施等に配慮し、サバティカルイヤー導入の検討を行う。

1 大学における教育・研究のための人的体制

(1) 現状

a 教員組織

本学の教員組織は、学則等の規定に基づき、学部に学部長、研究科に研究科長、大学附置研究所の環境科学研究所に所長を置き、重要事項を審議するため、それぞれ教授会又は研究科委員会を組織している。なお、平成20年10月から学部に副部長、環境科学研究所に副所長を置き、組織経営の充実を図っている。

本学の専任教員数は、267人で、うち教授100人(37.5%)、准教授60人(22.5%)、講師34人(12.7%)、助教73人(27.3%)となっており、教授・准教授が60%を占めている(大学基礎データ表19)。専任教員の配置は、その多数が学部に所属し、研究科兼担となっており、学部に所属しない専任教員は、薬学研究科(創薬探索センター)4人、生活健康科学研究科7人、国際関係学研究科7人、環境科学研究所(生活健康科学研究科環境物質科学専攻兼務)24人である。

部局別内訳は、大学基礎データ表19-2、19-3記載のとおりで、いずれも大学設置基準上必要な専任教員数を上回っている。

年齢構成は、61歳以上26人(9.7%)、51~60歳81人(30.3%)、41~50歳74人(27.7%)、31~40歳71人(26.6%)、30歳以下15人(5.6%)となっており、50歳以下が60%を占めている(大学基礎データ表21)。外国人は4人で1.5%、女性教員は54人で20.2%である。社会人経験者は多数に上る。

b 教育研究支援職員

本学では、実験・実習を伴う教育は、専任教員が担当しているが、一部の学部学生及び博士前期課程学生に対する実験・実習に関する補助業務について、大学院学生をティーチング・アシスタントとして委嘱している。外国語教育では、外国語指導教員の指示により英会話の指導助手を有期雇用職員として2人雇用している。情報処理教育は、専任教員が担当している。

教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係については、事務職員が学部・研究科ごと各1名が教務事務を担当している。

c 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

法人化後の教員の採用及び昇任(以下「採用等」という。)については、静岡県公立大学法人教員採用等規則の定めるところによる。採用等に係る教員の選考は、原則公募の方法により行い、資格基準は、下表のとおりである。

	内容
教授の資格	<p>教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者 2 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者 3 大学において教授の経歴のある者 4 大学において准教授の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者 5 芸術、体育等については、特殊の技能に秀で、教育の経歴のある者 6 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
准教授の資格	<p>准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 上記に規定する教授となることのできる者 2 大学において助教又は専任の講師の経歴のある者 3 大学において3年以上助手又はこれに準ずる職員としての経歴のある者 4 修士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者 5 研究所、試験所、調査所等に5年以上在職し、研究上の業績があると認められる者 6 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
講師の資格	<p>講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 上記に規定する教授又は准教授となることのできる者 2 その他特殊な専攻分野について教育上の能力があると認められる者

助教の資格	<p>助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 上記に規定する教授又は准教授となることのできる者 2 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者 3 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者
助手の資格	<p>助手となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者 2 前号の者に準ずる能力があると認められる者

採用手続きは、採用等を行う教員の所属する部局長が、欠員の発生等により教員の採用等が必要となった場合に、学長に対し募集の提案を行う。学長は、各部局からの提案を受け、又は各部局長から必要に応じて意見を聴き、役員会に対して募集の発議を行う。

これを受けて役員会は、採用等の方針案を策定し、静岡県公立大学法人教員人事委員会規則に規定する教員人事委員会に対し当該方針案について、定数ほか経営事項との照合を指示する。役員会は、教員人事委員会の行った照合結果を加味して採用等方針を決定し学長へ報告する。

学長は、公募の開始及び選考審査を教員人事委員会へ指示する。教員人事委員会は、公募を行うとともに、採用等の事案に係る部局の教員から3人のほか他部局・学外の委員2人を指名して資格審査委員会を設置し、専門的見地から応募者の研究業績・教育能力の審査を指示する。資格審査委員会は、応募時の提出資料や必要に応じて面接を行うなど、応募者のこれまでの研究実績等を審査し、応募資格に適合したすべての者について点数化等により順位付けを行った上で、教員人事委員会へ審査結果を報告する。

教員人事委員会は、審査結果に加え、人件費等の経営的視点からの審査や、必要に応じて面接を行うなど、大学運営等教育研究分野以外の教員に求められる領域に関する審査を行い、また役員会に意見を求め、総合的視点から採用候補者1名を決定し学長へ推薦する。

役員会は、教員人事委員会の推薦する者について、採用等方針との適合性を検証し学長に対し意見を述べる。

学長は、役員会の意見を参考として、推薦された採用等候補者を全学的立場から選考し、理事長に対して採用等の申出を行い、理事長は、地方独立行政法人法第70条に基づき、学長から申出のあった候補者を任命する。

以上の厳密かつ民主的な手続きを経て教員の採用及び昇任が決定されている。

教員の不利益処分（降任、意に反する異動及び懲戒処分）は、教員人事委員会の審査事項であり、不利益処分の審査に関し、当該不利益処分に係る教員から意見聴取を行い、事案内容を調査し、不利益処分の案を作成する機関として、懲戒審査委員会を設置する。その後の手続きは、静岡県公立大学法人の職員の懲戒等に関する規則に規定され、理事長が懲戒等処分を発令する。

任期付き教員の採用については、静岡県公立大学法人職員就業規則第6条の2に教員に任期を付して採用する場合は、静岡県公立大学法人教員の任期に関する規程によるものとし、規程では、任期を定めて採用する教員の研究組織を下表のとおり定めている。

教育研究組織	職	任期	再任に関する事項	根拠
<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬学部 ・ 食品栄養科学部 ・ 大学院薬学研究科創薬探索センター ・ 大学院生活健康科学研究科食品栄養科学専攻 ・ 環境科学研究所 	講師	5年	1回に限り再任することができる。 再任の場合の任期は5年とする。	大学の教員等の任期に関する法律第4条第1項第1号
	助教及び助手	5年	2回に限り再任することができる。 再任の場合の任期は3年とし、再々任の場合の任期は2年とする。	同法第4条第1項第1号
<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護学部 	助教	5年	2回に限り再任することができる。 再任の場合の任期は3年とし、再々任の場合の任期は2年とする。	同法第4条第1項第2号
<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期大学部 	助手	3年	1回に限り再任することができる。 再任の場合の任期は3年とする。	労基法第14条第1項

平成19年度は、薬学部、食品栄養科学部で助教の任期制を導入した。

d 教育研究活動の評価

長期的な課題である「教育評価の具体的な在り方（学生評価を含む）の検討と実施」については、平成18年4月から、教員評価システムの構築について検討し、各部局の教員評価実施部会で、個別教員に対する評価等（対象期間：平成15年度～平成17年度の3年間）を実施するとともに、外部学識者等から構成される教員評価検討委員会で評価・検討を行い、平成19年4月の公立大学法人化以降の教員評価システムの構築に向けて検討を進めた。

法人化後の中期計画において、教育活動の評価については、教員の適切な自己点検・自己評価項目の見直しと相互評価制度の導入を検討する。外部の有識者による評価、学生による授業評価等による教育活動の客観的な評価体制を充実し、その結果が教育の質の改善に活かせるシステムを構築する。卒業生・修了生とのコミュニケーションを密に行い、学部・大学院・短期大学教育に対する社会的需要を把握し、常に教育活

動の改善に努める。とし、研究活動の評価については、研究活動の評価項目を見直し、自己評価を行うとともに、学外の学識経験者による外部評価制度を導入する。外部資金の獲得状況や地域貢献の程度を考慮し、研究者にインセンティブ（動機付け）を与えるような評価制度を導入する。学内の研究費の配分については、配分方法を見直し、重点研究分野、若手研究者育成、学部横断プロジェクト等を考慮し、外部評価制度を活用した重点的な配分とする。研究プロジェクト等の成果は、発表会、シンポジウムなどにより、学外にも開かれた形で発表し、評価を受ける。部局ごとの年報又は紀要を発行し、ホームページに掲載するなど研究成果の積極的な広報に努める。としている。

これを受けて、平成 19 年度には、全教員に対し教員業務実態調査(対象期間：平成 18 年度～平成 19 年度の 2 年間)を実施し、その調査票の内容について、各部局長が教員一人一人から聞き取りを行った。平成 20 年度にも、全教員に対し教員業務実態調査を実施している。現在はシステム化に向けてのデータの蓄積を行っている段階である。

学生による授業評価については、平成 15 年度に教務委員会を中心にスタンダードな評価シート（授業評価アンケート）が作製され、各部局では順次、授業評価アンケートを実施してきたが試行段階の部局もあり、平成 20 年度は F D 委員会において検討を行っており、全部局で実施する予定である。

e 大学と併設短期大学部との関係

静岡市内の別キャンパスの短期大学部には、看護学科、歯科衛生学科及び社会福祉学科の 3 学科があり、必要とされる教員が配置されている。短期大学部との教員交流は従来から行われてきたが、特に看護学部と短期大学部看護学科との交流の割合が多く、平成 19 年度には短期大学部看護学科から看護学部へ 3 人 4 科目、学部から短期大学部へ 8 人 8 科目のうち看護学部から短期大学部看護学科へ 6 人 6 科目を実施した。

(2) 点検・評価

[効果の上がっている事項]

学部・大学院研究科の専任教員数は、大学設置基準を上回り、学部の専任教員 1 人当たりの在籍学生数は、理系学部・学科で 7 人前後、文系学部・学科で 15 人前後となっており、少人数教育が充実している。

教員の採用及び昇任については、規則の定めるところにより公募の方法により行われており、その選考過程も全学的な視点から公正性、透明性、客観性に留意して実施されており、評価できる。

学部間及び短期大学部との教育協力は着実に拡充してきている。

[改善が必要な事項]

教育研究活動の評価について、中期計画においては、教員及び事務職員の評価制度を構築し、評価結果を処遇等に適切に反映できるよう活用体制を整備する。特に、教員の業績評価については、教育、研究、地域貢献等の実績に基づく客観的な教員評価制度を確立し、公正な評価を行う。（平成 19 年度以降システムの検討、試行を経て、平成 23 年度評価制度確立予定）としている。現状では、試行及び再検討の期間も含めると早急に

システムの検討が必要である。

学生による授業評価は、教員評価制度とは直接リンクせず、授業改善のために利用されるものであり、未実施部局における速やかな導入が必要である。

(3) 改善の方策

教員評価制度については、平成 18 年度に試行した教員評価の結果をもとに、授業コマ数、採択研究数、発表論文数とともに、地域における講演、公的委員の就任状況等総合的に評価できるシステムを平成 19 年度に引き続き検討する。なお、本評価制度を構築するため、引き続き評価項目データの収集を行う。

学生による授業評価は、全部局で実施する。

2 学部における教育・研究のための人的体制

(1) 薬学部

a 現状

(a) 教員組織

2002(平成 14)年に、それまでの 2 学科制(薬学科と製薬学科)/2 専攻(薬学専攻と製薬学専攻)であったのが、2 学科制(薬学科と製薬学科)/3 専攻(薬学専攻、製薬学専攻、医療薬学専攻)に改組され、講座数も 15 から 18 講座 1 研究室になり教員定員も 74 名となった。大学院薬学科研究科附置センターとして創薬探索センターの設置及び 2006(平成 18)年度からの薬剤師養成課程 6 年制移行を踏まえ、体制の抜本的改組を行っている。2 学科制のもと 4 大講座(医療薬学大講座、機能生命科学大講座、分子薬学大講座、分子設計創薬科学大講座、薬品資源学講座)と薬学教育・研究センター及び創薬探索センターへと編成・統合され、大講座制度が発足した。この大講座制度への移行に伴い、大講座分野を構成単位とする教育研究教員組織となった。

これらの改組並びに人事異動に伴い、2007(平成 19)年以降も 3 名の教授、3 名の准教授、3 名の講師及び 3 名の助教が就任している。これらの採用はすべて公募にて行っており、このうち 2 名の教授、2 名の准教授は内部昇格であり、1 名の講師は所属分野変更である。これ以外に、教育関連の付属施設として、総合研究センター、漢方薬研究施設、薬草園が設置されているが、学部教授会から承認された教授が所属長を兼任するほか、専任教員がそれぞれの業務を兼担している。

また、年次計画で実務家教員の採用も行っており、2008(平成 20)年 5 月 1 日の専任教員数は、大学基礎データ表 19 に示すとおり 72 名となっており、職位別では教授 21 名、准教授 15 名、講師 18 名、助教 18 名が配属されている。

専任教員の年齢構成は、大学基礎データ表 21 に示すとおり 30 歳以下は 4 名であり、少数である。教授の年齢構成はほぼバランスのとれたものであるが、他の教員とりわけ講師では年齢が高い層がある。また、女性教員は 7 名(9.7%)である。

本学部の専任教員 72 名のうち、実務実習担当教員は 6 名である。この実務実習担当教員を含めて全教員が大学院の兼任教員である。他学部との兼任教員は 8 名となっている。学部の開設授業科目に対する専兼比率は大学基礎データ表 3 に示すとおりである。

(b) 教育研究支援職員

専門性が要求される演習、実習については専任教員が担当しているが、これらきめ細かい少人数教育には専門性を有する教育研究支援職員などが必要と考えられる。6年制での実務教育には経験豊かな実務家教員6名が専従して当たることが課せられている。しかしながら、臨床関連の事前学習及び演習科目等については、他の専従の専任教員も負担することになっている。また、これを円滑に進めるための教育研究支援職員は正規職員としていない。

情報(処理)教育での情報リテラシー教育に本学部の専任教員を配置している。これに伴うガイダンス、パソコンの管理等については情報スタッフと連携して行っているが、実習教育などに不可欠となっているコンピューター室の管理も専任教員が負担している。講義、演習教育に関連する情報収集に不可欠な電子ジャーナルについては図書館職員との連携の中で、ガイダンス・管理を行っている。

(c) 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

教員の責務である教育と研究の活性化に向けた、教員の募集、任用を行ってきた。教員の採用、昇任に当たっては、学校教育法を始めとする関連法令に基づく大学規程を踏まえ、採用・昇任選考に当たっては薬学部の「教員採用選考に関する規程」を設けており、基準と手続きの明確化に努め、公募による選考をすべての職位で行っている。研究担当領域や担当科目、職位等及び募集条件を検討・審査する委員会を設置し、応募者の教育と研究業績及び関連活動及び抱負などの総合的評価・審査を行っている。2004年(平成16)年からは薬学部教員(大学院薬学研究科兼務)の講師、助教職採用時には任期付採用を取り入れている。法人化後は、人事委員会の下、2名の外部委員(1名は学内他学部、1名は関連する学外)を含めた適切な選考委員会を設置して、それぞれの職位に必要な研究業績等を数量的に明示し、それらに加えて人格識見、将来性などを考慮した総合的審査を行う選考プロセスを実施している。また、従来は教授の職位のみであった面接(インタビュー)を准教授の職位でも行っている。

公募制を内実あるものとするため、公募情報は必ずJRECINに登録するとともに、関連学術雑誌への掲載及び大学ホームページへの掲載も行っている。

(d) 教育研究活動の評価

教員の責務である教育と研究の活性化に向け様々な事業を行ってきた。

薬学教育の改善・充実を目指し、日本薬学会、薬学教育協議会、日本薬剤師研修センターの三者が協力し東海地区薬学系大学を中心に開催されたワークショップによって、タスクフォース要員を養成し、適時、薬学部教員のスキルアップを目指し研修会を開催し、2007(平成19)年度にはほぼ全員の教員が研修に参加しており、新たな視点から教育に携わる教員の資質向上に努めている。その後の新規採用の教員についても、指導薬剤師を対象としたワークショップに参加させている。

平成17年度から学生による授業評価を行い、結果を教員にフィードバックして授業内容等の改善を図っている。また、平成20年度には学部FD委員会を立ち上げ、他学部との連携により、講演会などのFD活動も開始した。講義開講の中間段階での学生による授業評価も行い、後半の授業で学生評価に対応させる試みを全講義科目で行っている。

研究の成果は、これまでは毎年研究業績目録にまとめられ、公表されている。

教員の採用は公募としており、応募書面で「教育および研究に関する実績および抱負」を提出させ、採用の判断としてきている。また、2007（平成19）年からの採用には学外委員も含めて、研究、教育の両面での数値化評価も組み入れている。

（e）学部と併設短期大学部との関係

平成20年度から、薬学部基礎科目である数学の講義を、短期大学部の教員が担当しており、また、薬学部教員が看護部系の基礎科目の講義を担っている。さらに平成21年度から、従来の非常勤講師が担当していた数学も担当する予定である。大学院教育及び研究活動での連携の実績はほとんどない。

b 点検・評価

[効果の上がっている事項]

教員組織については、本学部の専任教員現員数は72名であり、大学設置基準に定められた必要な専任教員数を上回っている。専任教員1人当たりの学生数は7.5人であり、他の公立大学薬学部と同水準であり、国立大学のそれと同程度の教員数を確保している。年次進行によって増員する実務家教員も順当に確保されている。特に、1年生から3年生それぞれ7人から8人に対して専門教員をアドバイザーとして任命して、修学や進路、日常生活等、学生生活の全般にわたって、学生からの個人的な相談に応じ、適切な助言や指導ができる制度を導入しており、少人数教育ならではのきめ細かな教育や指導を行っている。女性教員についてはこの3年間で3名が採用・昇格されており、昇任人事等で性差に基づいた不当な判断はなされていない。学部基礎科目も含めても必修科目の96%以上の科目を専任教員が担当しており、専任比率は、薬学科、薬科学科のカリキュラムに適合しておりかなり高いといえる。卒業要件には含めていない臨床検査技師資格関連科目については医療系外部教員を充てていたこともあり、非常勤教員の比率が高い。しかしながら医療薬学分野の専任教員を増員したこともあり、この選択科目も含めて他学部との連携のなかで、専任比率は適切な比率である。

教育研究支援職員については、ラジオアイソトープ室、動物舎の管理・運営の業務を担う能力をもった研究支援職員が、全学的に採用され、適切に配置され、研究・教育に実を上げている。ティーチング・アシスタント（TA）の担い手は薬学研究科の博士後期課程の大学院学生である。県費のみならずグローバルCOEなどの経費によって運営している。これによって、大学院学生の経済的状況が改善されて、研究勉学に専念することが可能となっている。リサーチ・アシスタント（RA）については、本研究科ではグローバルCOEに採用されており、その目標に沿った形での採用、配置が行われている。

教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続については、公募制を原則とし、その趣旨に沿った運用がなされている。採用選考については、学部の理念・教育目標、カリキュラムに沿った教員配置に努めるために、教授の互選による外部委員を含めた適切な選考委員会を設置しており、多面的かつ総合的に十分な検討を行った上で採用選考を進めてきていることは評価できる。6年制への移行に伴う年次進行での実務家教員の採用についても、公募による選考をすべての職位で行っている。公募により必ずしも適任者が得られない場合には、職位を流動的にするなどして再募集を行うなどによって、適任な教員の採用が行えている。採用選考手続を踏まえた学内手続に従うことにより、また、採用の透明性に努めるとともに、公募制を内実あるものとするため、JRECINへの登録及び大学ホー

ムページ掲載などは評価できる。昇任選考については、公募制を原則とし、定められた手続きに従って選考が進められてきている。研究業績に偏らない総合的評価による判断を加えることによって、有能な人材の適切な処遇に努めてきている。

教育研究活動の評価については、2006年（平成18）度に導入された新カリキュラムでの教育効果が評価できるまでには、あと数年必要である。6年制で求められている職能教育、演習及び実習でのきめ細かいかつ小人数教育を行うためには、各教員が教育・研究に振り当てる時間数の増加と、時間数当たりの教育・研究効率の向上に努めることが必須条件である。それを可能にするための各教員の技術と意識の向上に向けたファカルティ・ディベロップメント活動が行われてきているのは評価できる。研究の成果は、これまでは2年に一度の頻度で、研究業績目録にまとめられ、公表されている。各教員は大学院学生の研究指導と並行した研究活動が求められているが、おおむね良好に行えている。

学部と併設短期大学部との関係については、薬学部6年制でも基礎及び教養科目を充実させるために、広く学内から人材を求める協力・連携関係は評価できる。

[改善が必要な事項]

教員組織については、教授、准教授、講師の多くが、経験豊かな50歳代、40歳代で占められていることは、教育・研究を行う上で、現時点では有効であると考えられる。教授に関しては、公募により外部から積極的に新規採用してきたことは評価できる。このことにより教授の年齢構成がバランスのとれたものになりつつあるが、准教授、講師の平均年齢が高く、教授との差があまりない点は年齢構成上のアンバランスと言える。これら教員の処遇は、教育面からも今後の課題である。

教育研究支援職員については、ラジオアイソトープ室、動物舎の運用に比して、その他の自然科学系研究実験に不可欠な大型機器の管理及び運用（運転）にも、専門の研究支援職員が不可欠であるが、配置されていない。このため、専任教員が分担しており、その負担が大きい。実習・演習科目を充実させているが、これを全専任教員で負担しており過重である。専従の専任教員の配置及び大学院学生をTAとして活用するなどが課題である。語学、情報リテラシー教育では専従の専任教員及び教育研究支援職員が必要である。教育改善には、講義室の環境整備のみならずより適切な資料作成、出席管理が不可欠であるが、これら授業支援を担う職員が必要である。TAの趣旨が、専任教員の講義・実習・演習科目の負担軽減ではなく、大学院学生の研究課題遂行能力の育成の面も考慮したものであることが望まれる。また、講座によってTA大学院学生が偏る面があり、全体的な専任教員の研究・教育支援体制からほど遠いのが現状である。一方、RAについては、日本学術振興会特別研究員の採用によって行われており、その研究員申請及び成果・評価のハードルが高いのが現状である。

教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続については、教授職についてはその年齢構成はバランスのとれたものになっているが、准教授、講師層の年齢構成が高年齢化しておりアンバランスがみられ、また、准教授と講師の職位では、各職位の定員とのかい離が見られている。教育と研究の活性化に向け、より有能な人材の適切な配置を図るとともに、教員のインセンティブが働く仕組みが不可欠である。

c 改善の方策

教員組織については、実務実習、臨床関連演習のカリキュラムの充実のため、基礎科目、実習・演習教育に少人数教育を行うために、教員の専任体制の構築などの効率化が不可欠である。しかしながら、英語、情報教育さらに実務実習関連教育にはそれに対するあるレベルのスキルが要求されるので、これら教員の増加を図る必要がある。しかし、取り巻く厳しい環境を考慮したとき、総教員数の増加は財政基盤を揺るがすため、慎重にならざるを得ない。したがって、今後の薬学教育の在り方を見極めながら適切に対応していくためには、現総員数を維持しつつ、教育と研究比率が異なる教員組織体制の構築を設置している将来構想委員会で検討する。具体的には、従来の講座枠にとらわれない柔軟なカリキュラムも構築しなければならない。そのためには、各教員が教育・研究に振り当てる時間数の増加と、時間数当たりの教育・研究効率の向上に努めることが必須条件であることから、それを可能にするための各教員の技術と意識の向上に向けたファカルティ・ディベロップメント活動の充実を図る。そのような教育方法改善の自発的取り組みへの刺激を与えるために、採用要件に教育業績の評価などを組み込むなどの方策を人事委員会に働きかける。授業のレベルの維持、国家試験の高い合格率の維持を図るために、学部全体で高い専任比率を保ちながら、更なる教育目的に即して効率的な運営をカリキュラム検討委員会で行う。6年制移行措置で臨床・医療分野担当教員の増員がなされたが、主に医学部を持たないなどの理由により、本学部では病院・薬局実習関連科目も専任教員が負担することになっているが、薬局、臨床現場の指導薬剤師との適合性を高め、教員の適正配置などの負担軽減に向けた効率化をワークショップ開催などで図る。過重負担によって教育・研究の質の低下を引き起こさないような、ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント、ポストドクターの活用をさらに提案していく。

教育研究支援職員については、授業のレベルの維持、国家試験の高い合格率の維持を図るために、学部全体で高い専任比率を保ちながら、更なる教育目的に即して効率的な教育研究支援職員の配置・充実・連携を図る。自然科学系研究推進に不可欠である大型機器の管理及び運用（運転）に専門知識・能力を持った研究支援職員の配置が不可欠である。このための予算措置及び提案を行う。

教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続については、採用・昇任選考については、現状では大きな問題は生じていないが、全学の人事委員会との連携の下、教育と研究の活性化に向けた、透明性の高いプロセスを進める。

教育研究活動の評価については、今後とも学部FD活動を推進し、「学生による授業評価」を効果的に活用し、教育活動を充実させる。教員選考については、能力・意欲・業績を反映させ、教員のインセンティブが働く仕組みが不可欠である。多面的で適正な評価システムであることは無論、教員の移動、交流を活発にするためにも資格、専門分野などを公表した公募制を行い、教育と研究活動を考慮したものにすることを提案していく。

学部と併設短期大学部との関係については、今後とも、倫理学、心理学、コミュニケーション学などの教養、基礎科目についても互換の関係を充実させるために、全学教務委員会に提案を行う。

(2) 食品栄養科学部

a 現状

(a) 教員組織

食品栄養科学部は、食品生命科学科と栄養生命科学科の2学科からなり、両学科とも入学定員は25名で合わせて50名で、学部全体の収容定員は200名となっている。

食品生命科学科では、栄養学や食品成分の機能を理解している食品科学技術者の養成を、栄養生命科学科では食品成分の化学や最先端の生命科学を理解している栄養士や管理栄養士の養成をそれぞれ目標にしており、学科ごとに特色ある教育を行うとともに、両学科とも食品と栄養に関連した科目と生命科学関連科目を体系化したカリキュラムによる連携した教育を行っている。

そのための教員組織として、食品栄養科学部では教授12名、准教授10名、助教15名の合計37名が配属されている(大学基礎データ表19)。

なお、教員の年齢構成は、30歳以下2名(5.4%)、31歳以上40歳以下12名(32.4%)、41歳以上50歳以下7名(18.9%)、51歳以上60歳以下9名(24.3%)、61歳以上7名(18.9%)となっており、ほぼバランスのとれた構成となっており、また、女性教員は、7名(18.9%)となっている(大学基礎データ表21)。

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間の調整は、教務委員会において専門性や教員の負担などを考慮して随時行われている。

(b) 教育研究支援職員

少人数教育を行っているため、実験や実習の授業は充実している。

基本的には、博士の資格を有する准教授以上の各主任教員の研究室には助教が配属されており、実験や実習について主体的に担当している。

また、助教が配属されていない主任教員の研究室には、非常勤職員が配置されている。

大学院博士課程を担当している研究室では、ティーチング・アシスタント制度により、博士課程の学生が食品栄養科学部の実験・実習の補助を行っている。

(c) 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

公立大学法人化する以前には、適切な基準・手続に基づき専任教員の募集・任免・昇格が行われていた。法人化以後、教員人事については学部の素案を法人当局に提案する過程はあるが基本的な人事基準・手続は学部を離れ全学に帰属している。

任期制については、助教について平成16年に助手として採用された者から順次導入されている。平成21年からそれらの助教の再任審査が開始される。

(d) 教育研究活動の評価

平成20年度入学生を対象として、大幅なカリキュラム改革を行った。特に食品生命科学科では、「食」の問題を科学的に扱うことのできる高度な技術者・研究者を育成するため、理数系科目の充実と技術者教育の導入を図った。また国際的に活躍できる人材を育成するために英語教育を充実させた。栄養生命科学科では、栄養学に関する基礎分野の科目と専門分野の科目の連携、並びに実践的な人間栄養学の知識・技術に関する教育を一層充実させるために、科目の統合や再編を図った。

平成17年度から学生による授業評価を行い、結果を教員にフィードバックして授業内容等の改善を図っている。また、FD活動の一環として、学生による授業評価が高かった教員の

授業を学部全教員が聴講し、授業内容の向上に役立っている。平成 20 年度には学部 F D 委員会を立ち上げ、本格的な F D 活動を開始した。まず、F D 研修会として、東京大学教養学部の石浦章一教授を招いて「東京大学の F D 活動」と題する講演会を開催した。

教員の採用は公募としており、業績一覧、主な著作物、教育及び研究に関する実績及び抱負などを提出させ、さらに本学教員に対し研究概要の紹介や面接を行って採用の判断としている。また、2007（平成 19）年からの採用には学外委員も含めて、研究、教育の両面での数値化評価も取り入れている。

研究の成果は、これまでは 2 年に一度の頻度で、研究業績目録にまとめられ、公表されている。これらの業績をホームページでも公開している。また、各教員は、毎年、教員業務実態調査報告書を提出して評価を受けている。

(e) 学部と併設短期大学部との関係

本学部には該当しないため記載しない。

b 点検・評価

[効果の上がっている事項]

教員組織については、本学部の専任教員現員数は 37 名であり、大学設置基準に定められた必要な専任教員数を上回っている。また、1 学年の定員数が 25 名という少人数教育を行っており、専任教員 1 人当たりの学生数（大学基礎データ表 19-2 参照）は、平成 20 年 5 月 1 日現在の学生数で食品生命科学科では 6.4 人、栄養生命科学科では 6.7 人となっており、さらに、本学部では、1 年生から 4 年生の各学科にそれぞれ 7 人から 8 人の専門教員をチューターとして任命して、修学や進路、日常生活等、学生生活の全般にわたって、学生からの個人的な相談に応じ、適切な助言や指導ができる制度を導入しており、少人数教育ならではのきめ細かな教育や指導を行っている。栄養生命科学科では、准教授以上の 11 人のうち 4 人が管理栄養士免許を有し、2 人が医師免許を有している。また、助教 7 人のうち 3 人が管理栄養士免許を有していることから、管理栄養士養成施設の指定要件を満たしている。また、平成 12 年の栄養士法の改正に伴い管理栄養士養成のためのカリキュラムが「食物栄養学」から「人間栄養学」へ大きく変わったが、これに対応して臨床栄養学分野の教員を新規に採用した。

管理栄養士養成施設では、専任の助手が 5 名以上、うち管理栄養士の資格を有する者が 3 名以上必要とされている。本学の食品栄養科学部栄養生命科学科には、助教が 9 名、うち管理栄養士の資格を有する者が 3 名いるが、これらの者が栄養士法でいう助手に相当するのかが明確でない。しかし、少なくとも 5 名の助教（3 人の管理栄養士を含む）は、助手相当の業務を担当しており、资格的な問題はないと思われる。

[改善が必要な事項]

教員組織については女性教員の占める割合が全体の 18.9% となっており、女性教員の採用は、今後の課題である。さらに、食品生命科学科では、JABEE（日本技術者認定教育認定機構）の教育プログラムの認定を目標にしており、それに対応する教員組織の構築も急がれる課題である。また、平成 17 年度から始まった栄養教諭制度への対応も十分ではなく、栄養教育、特に学校における食育に関する教育能力を有する教員の補充も急がれる課題である。

教育研究支援職員については、助教が配属されていない主任教員の研究室には、非常勤職

員が配置されているため、実習や実験に支障が生じていることはないが、主任教員の負担が重くなっているという問題がある。

教育研究活動の評価については、平成 20 年度に導入された新カリキュラムの教育効果が評価できるまでには、あと数年必要である。

F D 活動においては、「カリキュラム改革」、「学生による授業評価」、「教員相互の授業参観」、「F D 勉強会」、「F D 研修会」などを通して、教育内容や方法の改善、教育効果などに対する教員の意識や関心は高まり、組織的に F D 活動を進めていくための準備は、ほぼできたといえるが、今後さらに具体的な F D 活動計画を推進する必要がある。

研究業績目録の出版に関して、学問の進展速度は年々加速しているため、2 年に一度の目録の公表では不十分との指摘もある。

c 改善の方策

教員組織について、現在のカリキュラム構成においては、現在の教員構成でほぼ不足はないが、JABEE の認定等の課題に対応するために、教員組織の見直しを行う。また、静岡県立大学短期大学部浜松校の閉鎖に伴って転属してきた教員は、過員扱いで補充しないことになっているが、これらの教員の数名は管理栄養士養成施設の維持に必要な科目を担当しており、不補充の扱いを再検討する。さらに、栄養教諭の資格を取得できるようにするためには、その教育のための新たな教員が必要となるので、今後栄養教諭制度への対応について検討していく。

教育研究支援職員については、専任教員の実験・実習・実技授業に対する負担の軽減、学生の安全な実験実習の実施、実験・実習・実技授業の充実のため、教育研究支援職員を活用する。また、ティーチング・アシスタント制度を拡充させる。

新カリキュラムの教育効果の評価については、今後学部教務委員会を中心に行っていく。

F D 活動を具体的に推進する方策として、まず、「特色ある大学教育支援プログラム（特色 G P）」に採択されている他校での取り組みを参考に「学生実験の進め方について」勉強会を開催する。また、本学部で実施している「学生による授業評価」の効果的な活用方法や、教育活動の充実に向けて教員相互の議論を深める。

研究業績目録については、本年度から 1 年に一度の頻度で出版していく予定である。また、外部評価を積極的に取り入れていく。

(3) 国際関係学部

a 現状

(a) 教員組織

公立大学大学法人化以前には静岡県の条例による定数が定められていたために、その定数に見合う教員組織が形成されてきた。大学基礎データ表 19 にみるように学部全体の人数は教授 32・准教授 15・講師 8・助教 4・合計 59 が内訳であり、国際関係学科 22 (教授 12・准教授 5・講師 3・助教 2)・国際言語文化学科 35 (教授 18・准教授 10・講師 5・助教 2)・教職課程 2 (教授 2) に割り当てられている。

表 19- 2 で分析すると設置基準上必要専任教員数は 2 学科とも大きく上回り、教職課

程についても基準の2名を充たしている。専任教員1人当たりの在籍学生数は学部平均14.7人であり、文系学部としては適正な規模といえる。

また、表21で教員の年齢構成をみると学部合計で65～61歳11.9%・60～51歳35.6%・50～41歳33.9%・40～31歳13.6%・30～26歳5.1%と多彩かつバランスのとれた教員組織となっている。

教員間の連絡調整については基本的に月1回の定例教授会で行われる。ただし、国際関係学科に2コース(国際政治経済・国際行動学)国際言語文化学科に4コース(アジア文化・日本文化・英米文化・ヨーロッパ文化)のカリキュラムに見合った教員組織が設けられ、1コース10名規模の教員が、定期的にコース会議を開催し連絡調整を行っている。

(b) 教育研究支援職員

学部の特性に照らし、外国語教育を実施するための適切な人的補助体制を整備し、その教育研究支援職員と教員との連携、協力関係を構築することに注意が払われている。学部のSALL(CDとDVDを利用した英語・日本語自主学習施設)には非常勤職員が配置され、2008(平成20)年度から学生の英語コミュニケーション力強化のため、英語のニュース番組等を聞いて理解するiPodリスニング力強化プロジェクトを実施している。英語では外国語指導助手、地域言語では非常勤講師という立場でネイティブ教員が学生の教育に参加している。

(c) 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

公立大学法人化する以前には、適切な基準・手続に基づき専任教員の募集・任免・昇格が行われていた。法人化以後、教員人事については学部の素案を法人当局に提案する過程はあるが基本的な人事基準・手続は学部を離れ全学に帰属している。

(d) 教育研究活動の評価

公立大学法人化以前には、教育研究活動の実績に一定の評価基準を設け、内規としそれに則り昇任選考を行った。新規採用教員選考基準についても博士学位取得が基本的な条件であり、教育についてもシラバス案提出、模擬授業による選考を行った事例もある。法人化以後の基本的な人事基準は学部を離れ全学に帰属している。

(e) 学部と併設短期大学部との関係

本学部には短期大学部とは関連する部局がないため記載しない。

b 点検・評価

[効果の上がっている事項]

教員研究支援職員については、語学教育におけるネイティブの活用という伝統は開学以来であり、教育における有効な役割は定着し専任教員との連携、協力関係は構築されている。SALLの職員配置については制度が開始されて間もない時期であるために、試行的な段階にとどまっている。教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続に関しては、法人化以前の人事基準・手続は適切であり、募集における透明性の高い公募がなされて

いた。さらに教育研究活動の評価についても、法人化以前の昇任・新規採用教員選考における教育研究活動の評価は適切であり有効に機能していた。

[改善が必要な事項]

教員組織については、基本的に適正な形成がなされているが、公立大学法人化以前の定数制が、学部・学科の理念・目的に応じた柔軟な組織の形成にとってやや障害となっていたことは否めない。

c 改善の方策

教員組織については、より柔軟かつ適正な教員組織の形成・維持を実現する。教員研究支援職員に関してもこれまでの実績と現状の非常勤職員体制による試行を踏まえ、教育研究支援職員とのより充実した協調体制を構築する。教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続及び教育研究活動の評価については、全学的課題であるため、学部として記すべきものはない。

(4) 経営情報学部

a 現状

(a) 教員組織

本学部は、教授 10 名、准教授 10 名、講師 4 名、助教 3 名の 27 名の専任教員を擁している。専任教員は本学部における教育、研究に専念している。開講科目によっては兼任教員に依存しており、兼任教員数は 35 名である。

本学部の専任教員、兼任教員による開講科目数を下表に示す。

		専任教員による開講科目数	兼任教員による開講科目数
学部基礎科目		13	5
専門教育科目	A 系列	32	10
	M 系列	11	5
	C 系列	11	5
	複合系列	8	2
	英語等	0	1
	演習	5	0
	卒業研究	1	0

専任教員の年齢構成は 30 歳以下 2 名 (7.4%)、31 ~ 40 歳 8 名 (29.6%)、41 ~ 50 歳 6 名 (22.2%)、51 ~ 60 歳 11 名 (40.7%) である。また、女性教員は 2 名 (7.4%) である。

教育課程編成の目的を実現するために、随時、関連教員間での検討が行われ、また必要に応じて教授会で議論、検討が行われている。

(b) 教育研究支援職員

本学部には、これに該当する職員は配置されていない。

(c) 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

公立大学法人化する以前には、部局としての適切な基準・手続により、専任教員の募集、任免、昇格が行われていた。法人化以後は、人事基準、手続に関しては全学に帰する事項となっている。

(d) 教育研究活動の評価

教育活動の評価に関しては、以前から学生による授業評価アンケート、年度当初の在学生による学部についてのアンケート、卒業生によるアンケートを通じて、情報の収集、蓄積が行われている。

各教員の年間の研究成果は、教員の研究活動、社会的活動などを合わせて、経営情報学部紀要である「経営と情報」の年間活動記録に記載され、公表されている。

各教員は、毎年、教育研究活動報告として教員業務実態調査報告書を大学に提出している。

各教員個人のウェブサイトも作成されており、そこでの研究成果公表も行われている。

公立大学法人化する以前には、専任教員の募集、任免、昇格において、教員の教育研究活動を考慮した、人事が行われていた。法人化以後は、これらの基準に関しては全学に帰する事項となっている。

(e) 学部と併設短期大学部との関係

本学部には該当しないため記載しない。

b 点検・評価

[効果の上がっている事項]

教員組織については、学部基礎科目は英語等を除き、専任教員が担うという原則で運営してきている。選択科目については許容される範囲で兼任教員に開講を依頼している。兼任比率が高い科目群は英語及び教職に関する科目で、これらを例外とすれば、許容範囲に収まっているといえる。全体的には、教員組織はおおむね適切であると考えられる。

教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続については、a で述べた理由により、特筆する事項はない。

教育研究活動の評価については、複数の手段で教育活動の報告、公開が行われており、十分なものであると考えられる。

なお、公立大学法人化する以前の、専任教員の募集、任免、昇格における、教員の教育研究活動等の実績の評価は適切であった。

[改善が必要な事項]

教育研究支援職員については、本学部には教育研究支援職員が配置されていないため、本来支援職員によって行われるべき業務の多くが学部専任教員によって行われている。研究、教育等への専念という観点からは、教育研究支援職員が確保されることが望ましい。

c 改善の方策

教員組織については、現状で、全体的には教員組織はおおむね適切であると考えられる。今後ともこの体制を継続する。

教育研究支援職員については、本学部には教育研究支援職員が配置されていないため、本来支援職員によって行われるべき業務の多くが学部専任教員によって行われている。研究、教育等への専念という観点から、教育研究支援職員の確保を図る。

教育研究活動の評価については、複数の手段で教育活動の報告、公開が行われており、十分なものであると考えられ、今後も継続してこれを行う。

(5) 看護学部

a 現状

(a) 教員組織

平成 20 年度の看護学部教員数は、教授 9 名、准教授 5 名、講師 3 名、助教 13 名で総計 30 名であり、大学設置基準上必要な専任教員数 12 を上回っている。また、講師以上の教員に対する教授の割合は過半数を超えている。看護学部の専任教員の年齢構成は、30 歳以下 6.7%、31～40 歳 30.0%、41～50 歳 40.0%、51～60 歳 23.3%とほぼすべての年齢にわたっている。平均年齢は 43.3 歳。教授の平均年齢 54.1 歳、准教授 45.0 歳、講師 39.7 歳、助教 36.1 歳となっており助教が若干高齢化していることを示している。教員における男女の比率は、9 対 21 で学部の特徴から女性教員の比率が高いのは当然のことといえる。

(b) 教育研究支援職員

看護学部にはこれに該当する職員は配置されていない。

(c) 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

平成 19 年の法人化以降、基本的に人事に関する手続は県立大学人事委員会の専権事項になっている。採用、昇格の基準は人事委員会の下部組織である資格審査委員会にその作成権限はあり、厳密な意味では学部はその権限はない。しかし、資格審査委員会の構成が学部教員 3 名、学部外委員 2 名で構成されるため、実際上学部の意向を反映しうるシステムといえよう。一方で、外部委員が 4 割を占めることは、学部の恣意的な人事に対する抑制になることが期待される。

(d) 教育研究活動の評価

教員の教育及び研究活動についての評価に関しては、平成 18 年度から、全学的に『教員業務実態調査票』の提出が義務付けられ、この調査票をもとに各教員に対して、学部長と研究科長が面接を行っている。看護系教員の演習や病院等の実習の時間計算をどのようにするかを検討が行われ、正当に評価できるように修正された。

教員選考時の評価基準は各職位別に、論文・著書等の本数などをもとに基準を設けて、行っている。

(e) 学部と併設短期大学部との関係

静岡県立大学には静岡県立大学短期大学部が併設されており、3 年制の看護学科が設

置されている。平成9年の看護学部開設に10年先立ち設置された看護学科であるが、過去10年間、4年制の大学と3年制の短期大学が並行して運用されてきた。教員は大学と短期大学であることからそれぞれの設置基準により定められた教員組織を有している。

b 点検・評価

[効果の上がっている事項]

教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続きについては、看護学部のこれまでの人事では、資格審査委員会の審査基準が、人事案件ごとに大きく異なることのないように、同一の職位であればほぼ同一の基準を採用するように努力してきた。また、この基準については、基本的に教授会に報告し、承認を得ている。学部での審査基準が、同一の職位であればほぼ同一の基準を採用するように努力してきたことは、人事の公平性を確保するためにも評価できる。

[改善が必要な事項]

教員組織については、員数的には設置基準を上回ってはいるが、領域として在宅看護が確立していない、地域的に重点課題である災害看護の専門家がいらない、また、社会の高齢化に対応する老年看護学が独立していない、などの問題点を抱えている。さらに、19年度から助教が制度化されたが、臨地実習の指導の主体だった助手との職務内容での差別化がされずにいる等の問題点がある。

専任教員の年齢構成に大きな偏りはないが、助教の高年齢化傾向は今後問題化してくる可能性がある。男女比では、女性教員の比率が高いのは看護職の特徴及び歴史的背景から当然のことではある。大学全体の教員数の男女比から考えると、あえて問題にする必要はないとも言えるが、学部単位では男性教員の比率が上がることを期待したい。

教育研究支援職員については、これまで学部における宿年の課題は、委員会活動など学部のマネジメントに関わる事務処理の膨大な部分を教員が行わなければならないことであった。この負担が、教員の教育・研究を遂行するための基盤を弱体化させている事実は、法人化以降更に顕著になり、無視できないところまで増大している。

教育研究活動の評価については、『教員業務実態調査票』の提出に当たり、看護系教員の演習や病院等の実習の時間計算をどのようにするかを検討がおこなわれ、正当に評価できるように修正された。しかし、業績の評価に客観的基準を設けることには学部全体のコンセンサスが得られていない。

c 改善の方策

教員組織については、定数以上に教員数を増やすことができないことは、組織運営の健全性を維持するためにも当然のことといえる。その制限の中で、本学部にとって必要な教員数の確保をどうするかは、カリキュラム構成の面から、コアカリキュラムの確立と重点領域の選別という視点から行うことが必要である。

助教の職務内容の点検を行い、講師や助手との区別を明確にすべきである。必要に応じて助手の採用を考える。

助教の高年齢化傾向の背景は複雑であるが、一つには任期制の導入による人事の活性化により解決を促進する。この任期制をどこまで広げるかを今後他の職位においても審

議する。

教育研究支援職員については、看護学部教育研究支援職員に該当する職員がいないことが大きな問題ではあるが、それ以上に必要なのは学部の基盤整備としての事務処理を担当する学部専属の事務職員の配属である。委員会活動など学部のマネジメントに関わる事務処理の負担を減らすためには教育研究支援職員を学部ごとに配置することを検討する。

教育研究活動の評価については、業績の評価に数値的基準を設けることを看護学部内で提案する。

大学と併設短期大学部との関係については、本学部と短期大学部との欠員を早急に解消する。今後は、でき得る限り早く、双方の人事体制を整備し、教育・研究内容の充実を図るために、相互の教員の専門性を活かした連携・協力体制を強化してゆく。

3 大学院等における教育研究のための人的体制

(1) 薬学研究科

薬学部の記述と共通。以下、研究科で特記すべきことに限定して記述する。

a 現状

大学院等と他の教育研究組織・機関等との関係については、本学生活健康科学研究科、静岡大学大学院理学研究科及び同農学研究科と単位互換を実施している。また、平成20年10月から、この2大学に東海大学を加えた3大学による単位互換及び学術交流協定を締結し、連携大学院を拡充している。

文部科学省「グローバルCOEプログラム」は博士後期課程大学院学生のための「教育研究プログラム」に採択されており、生活健康科学研究科と連携して実施している。その中で、科学英語教育のためのいくつかのプログラムをオハイオ州立大学において行っている。

2002～2007(平成14～19)年度には、本研究科の多くの教員が、静岡県内の大学・高専、研究機関、企業と連携して、文部科学省の都市エリア産学官連携促進事業を実施した。

大学院学生に国際性や語学力を身に付けさせるためには、海外の大学との密接な連携が必要になる。グローバルCOEプログラムにおける米国の大学に加えて、本学との間で大学間協定が締結されたアジア各国の大学や研究所との間で学術交流協定に基づく連携が実施されている。

b 点検・評価

[改善が必要な事項]

大学院等と他の教育研究組織・機関等との関係については、研究連携や人的交流は十分であるとは言えない。

c 改善の方策

大学院等と他の教育研究組織・機関等との関係については、静岡県立静岡がんセンターとの学術交流は講演会活動にとどまっているので、連携強化のための連絡・推進案をまとめる。

(2) 生活健康科学研究科

a 現状

(a) 教員組織

食品栄養科学専攻には、食品科学大講座（11 研究室）と栄養科学大講座（11 研究室）から成っており、平成 20 年 5 月 1 日の時点では、食品科学大講座と栄養科学大講座にそれぞれ 20 名（8 教授、3 准教授、9 助教）と 9 名（6 教授、3 准教員、8 助教）の主任教員及び助教が配属されている。ただし、栄養科学大講座では、2 研究室の主任教員は空席のままである。主任教員 20 名の年齢分布は、60 歳以上が 6 名、50～59 歳が 7 名、49 歳以下が 7 名であり、女性の主任教員数は 3 名である。

環境物質科学専攻の教員は、環境科学研究所を本務とする教員が兼務している。本専攻は、環境化学大講座と環境影響大講座に大別され、以下に示す 5 部門 13 研究室から構成される。各研究室は、教授又は准教授 1 名と助教 1 名の計 2 名の体制で組織されている。

本研究科では、助教については任期制を導入しており、これによる教員の流動化を図っている。

(b) 教育研究支援職員

本研究科では、原則として各研究室に助教が配属され、大学院学生の教育や研究指導において重要な役割を果たしている。しかし、一部の研究室では、助教に代わって教育研究支援職員（非常勤）が配属されている。また、大学院博士過程を担当している研究室では、ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）の制度により、博士課程の学生が研究の補助を行っている。

(c) 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

公立大学法人化する以前は、各部局において適切な基準・手続の下に専任教員の募集・任免・昇格が行われてきた。法人化以降は、教員人事に関する基準・手続は、基本的に本学人事委員会の専権事項となっている。

現在、助教についてのみ任期制を導入することにより、若手教員の流動化を図っている。

(d) 教育研究活動の評価

食品栄養科学専攻には、食品科学大講座（11 研究室）と栄養科学大講座（11 研究室）から構成されており、食品科学大講座では、主に、お茶、柑橘類、豆類、香辛料などの食品に注目し、それらの生産、機能、安全性に関する基礎的、応用的研究を推進している。一方、栄養科学大講座では、主に、がん、加齢、メタボリック症候群、生活習慣病などの発症機序の解明と食物成分による予防を目指して、消化機能、腎機能、脳機能などを対象に研究を行っている。環境物質科学専攻では、化学系、生物系及び社会科学系に属する 13 研究室において特徴をもった研究が行われており、着実に実績を蓄積してきている。各専攻における過去 3 年間の論文実績等の詳細については、すでに第 6 節 研究環境に記した。

本研究科は、平成 20 年 3 月末までに修士学位を 745 名（食品栄養科学専攻 469 名、環

境物質科学専攻 276 名) 博士学位を 85 名(食品栄養科学専攻 52 名、環境物質科学専攻 33 名)に授与してきており、修了生は多方面で活躍している。しかし、環境物質科学専攻では、平成 16 年度以降博士前期課程(定員 20 名)の定員割れが継続している。また、両専攻において博士後期課程(定員は食品 10 名、環境 7 名)の定員を経年的に充足しているわけではない。

(e) 大学院等と他の教育研究組織・機関等との関係

2007(平成 19)年度から開始された文部科学省「グローバルCOEプログラム」は博士後期課程大学院学生のための「教育研究プログラム」であり、薬学研究科と生活健康科学研究科が連携して実施に当たっている。その中で、科学英語教育のためのいくつかのプログラムをオハイオ州立大学において、また高度専門知識及び研究能力を有する実践研究者を養成する臨床栄養エキスパート演習をアメリカのニュージャージー医科歯科大学で行っている。一方、2002~2007(平成 14~19)年度には、本研究科が中心となって静岡県内の大学・高専、研究機関、企業が連携して、文部科学省の都市エリア産学官連携促進事業が実施された。

本研究科では、現在静岡県立大学大学院薬学研究科、静岡大学大学院理学研究科及び同農学研究科と協定書に基づく単位互換を実施している。また、平成 20 年 9 月には、上記 2 大学に東海大学を加えた国公立三大学で生命・環境コンソーシアム推進協議会が発足し、大学院での単位互換と学術交流に取り組む協定が締結された。生命・環境分野をテーマに、静岡発のユニークな大学院教育の展開と地域特性を生かした包括的な共同研究が期待される。

b 点検・評価

[効果の上がっている事項]

教育研究活動の評価については、「現状」(d)に記したように、本研究科では活発な教育研究活動が行われていることから、今後もこれを維持していくことが肝要である。

教員組織については、主任教員に関しては年齢分布を考慮した採用が行われてきており、ほぼバランスが取れている。

[改善が必要な事項]

教員組織については、食品栄養科学専攻では一部の助教が高齢であり、かつ長期間(15年以上)助教の職にあるものも数人いる。また、大学院を担当することができない助教も存在し、そのような助教を抱えている研究室では、大学院学生の教育指導において主任教員の負担が重くなりつつある。さらに、助教の雇用体系に、任期制を有する者(9名)とそうでない者(10名)の2種があり、前者で採用された一部若手教員の不満の原因となっている。この問題は、環境物質科学専攻にも内在している。

女性教員数は、食品栄養科学専攻では全 37 名中 5 名、環境物質科学専攻では全 26 名中 3 名であり、その割合は低い。本研究科において女性教員の割合がどの程度であれば適切かは一概に言えないが、その理念・目的等から考えて、女性教員数は少なくとも現状程度かそれ以上であることが好ましい。

ところで、今日の環境問題は地球規模となり、複雑化、多様化、国際化してきている。

「環境」をより専門的かつ幅広い視野で鳥瞰することにより、生ずる問題を科学的に解明し、その成果を環境の保全・改善に資する必要がある。このような社会的要請に応える人材を育成するためには、現行の教員組織を見直す必要がある。

教育研究支援職員については、大学院を担当することができない助教も存在し、そのような助教を抱えている研究室では、大学院学生の教育指導において主任教員の負担が重くなりつつある。

教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続については、助教の雇用体系に、任期制を有する者とそうでない者の2種があるため、前者で採用された一部若手教員の不満の原因となっている。

教育研究活動の評価については、研究活動の質と量において研究室間で大きな開きがある。また、現状では研究室ごとの個別研究が主体であり、専門分野が食品、栄養、環境と多岐にわたる本研究科の特性を活かした共同研究、さらには民間企業や試験研究機関との共同研究が少ない。教育に関しては、各専攻における大学院学生の定員確保（特に環境物質科学専攻の博士前期課程）が当面の緊急課題である。

大学院と他の教育研究組織・機関等との関係については、本研究科全体で見ると、他の教育研究組織・機関との間で研究連携や人的交流が十分であるとは言えない。

c 改善の方策

教員組織については、食品栄養科学専攻では、現在1研究室の主任教員、1研究室の助教の採用が未定な状態であり、また近い将来、いくつかの主要研究室の主任教員が定年退職の予定であるので、本専攻科の将来構想に沿って、空白期間がないように、早急に後任人事を進める。環境物質科学専攻では、今後組織のより一層の活性化を図るとともに、教員の年齢構成の適切なバランスを維持しつつ、可能かつ適切な範囲で女性教員の積極的な確保に努める。また、本専攻の教員組織を「地域・地球環境学コース」、「環境生命科学コース」、「環境創成学コース」の3コース（詳細については第3節 教育内容・方法を参照）に再編する。

教育研究支援職員については、大学院学生の教育指導にはT A・R Aの拡充が不可欠となっているため、大規模予算の獲得を目指した組織的な取り組みによりその財源確保に努める。

教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続については、教員の流動化を図るため助教を含む全教員の任期制導入に向けて研究科内で議論を進める。

教育研究活動の評価については、食品栄養科学専攻が最先端の研究レベルを維持するためには、老朽化した設備・備品を計画的に更新していくこと、及び施設の拡張・整備を要求していく。それとともに、民間企業や国公立の試験研究機関とのいわゆる産学官での共同研究を強力に推進し、地域産業の発展や県民の生活向上に役立つ科学情報の発信基地として機能していく。

環境物質科学専攻では、本専攻の分野構成を活かした所内共同研究、並びに環境という複合領域を活かした大学内外における共同研究に関して更なる充実が求められる。そのためには、学内の研究費への応募に加えて、文部科学省科学研究費や各種財団の研究助成などに本専攻として組織的に取り組むことにより財源を確保する。教育に関しては、大学院学生の定員確保を図るため、教員による大学訪問や学会等での受験生の直接的な

勧誘、インターネット等の各種の媒体を利用した広報活動、卒研究生の受け入れを目的とした研修生制度の拡充など、これまで以上のリクルート活動を行う。

大学院と他の教育研究組織・機関等との関係については、本研究科の大学院学生に国際性や語学力を身に付けさせるため、グローバルCOEプログラムにおける米国の大学に加えて、本学との間で大学間協定（2007(平成 19)年 10 月）が締結された中国・浙江大学や、環境科学研究所との間で学術交流協定（2008(平成 20)年 8 月）が締結されたベトナム・フエ大学を当面の対象として、密接な連携を進める。また、静岡 3 大学間においては単位互換にとどまらず、学術交流（共同研究等）を具体化する。

（3）国際関係学研究科

a 現状

（a）教員組織

2008(平成 20)年 5 月現在、国際関係学専攻の担当教員は 23 名(助教 1 名を含む。)比較文化専攻の担当教員は 36 名(助教 1 名を含む)で、計 59 名(欠員 2 名はここでは含めていない。)であり、各分野別では、国際政治経済分野 13 名(助教 1 名を含む。)国際行動分野 10 名、英米文化分野 9 名、日本文化分野 8 名、アジア文化分野 11 名(助教 1 名を含む。)ヨーロッパ文化分野 8 名となっている。研究科担当教員 59 名のうち、研究科が本務の教員は国際関係学専攻で 3 名(助教 1 名を含む。)比較文化専攻で 4 名(助教 1 名を含む。)の計 7 名にすぎず、残り 52 名は国際関係学部所属の兼任教員から構成されている。一方、同時期の修士課程在籍学生数は国際関係学専攻 19 名(定員 10 名)比較文化専攻 17 名(定員 10 名)計 36 名であり、多様な学生の研究ニーズに十分対応できる教員組織となっている。なお、単純計算しても大学院学生 1 人に教員 1.6 人となるが、研究科教員の大部分は学部教育との兼任のため、その授業負担も考慮すれば、教員組織の規模は適正で妥当といえる。

（b）教育研究支援職員

全学的な組織である言語コミュニケーション研究センター更には学部の SALL(CD・DVD を利用した英語・日本語自主学習施設)には非常勤職員が配置され、英語・地域言語にはネイティブが TA としての役割を果たし学生を教育している。

（c）教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

公立大学法人化する以前には、部局としての適切な基準・手続に基づき専任教員の募集・任免・昇格が行われていた。法人化以後、教員人事については研究科の素案を法人当局に提案する過程はあるが、基本的な人事基準・手続についてのシステムづくりは研究科を離れ全学の教員人事委員会に帰属しており、目下整備途上にある。

（d）教育研究活動の評価

研究科としては学生による授業評価などは行っていないが、目下試行予定である。教員の教育研究活動に関しては、当研究科紀要『国際関係・比較文化研究』などを通じて、執筆教員の研究成果について日常的な相互批判・相互評価がなされている。しかも同紀要の特長は、掲載論文の採択に際して研究科教員による査読過程を含むので、この過程

自体が教員の教育研究活動成果への質的評価を伴う場にもなっていることが挙げられる。

(e) 大学院等と他の教育研究組織・機関等との関係

2008(平成20)年4月現在、国際関係学研究科が本務の教員は教授5名、助教2名であり、国際関係学部所属教員のうち52名(欠員2名を除く。)が当研究科の兼任教員として大学院教育を担っているため、研究科組織と学部組織は大きく重なっている。また、当研究科附属の現代韓国朝鮮研究センター、広域ヨーロッパ研究センター、グローバル・スタディーズ研究センターの3機関は、いずれも研究科本務教員又は兼任教員を多数中核的研究員として含む。以上、学部、研究科、3つの研究センターは相互に密接な関係があり、これらの所属研究者の多くは学内外、国内外の多彩な教育研究機関と活発に共同研究や研究交流を展開している。

b 点検・評価

[効果の上がっている事項]

多様な研究ニーズに対応できる教員組織は、学生の主体的関心に応じて選択できる柔軟なカリキュラム制度を支えており、また、大学院学生への複数指導体制によって教員間の適切な役割分担や連携が機能するような制度設計を可能にしている。また、学部・研究科で大部分の教員が重複しているがゆえに、学部教育を踏まえ、更に専門性を高めて発展させるような効率的な大学院教育を構想していくための基盤も備えている。

研究科附属の3つの研究センターの成立例に見られるように、時代の要請に応じた新たな研究拠点や研究プロジェクトを、機動性と柔軟性をもって適宜立ち上げることができる体制が確立している。

[改善が必要な事項]

研究科の教員組織の9割近くが学部教員による兼任で維持されており、研究科独自の財政基盤としては、大学院学生一人当たり5万円弱の教育実習及び研究指導費があるものの、財政基盤は弱く、外部資金等の獲得により研究教育組織の自立性を確立していく必要がある。

教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続は、法人化後、全学の教員人事委員会を中心に行なわれるようになったが、かえって手続きの過程がより煩瑣になり、人事が滞る事態も招いており、システム上の改善が必要である。

教育活動については、学生による何らかのかたちの授業評価を導入し、大学院の教育指導を点検していく必要がある。教員の研究活動の評価については、質的及び量的基準を効果的に組み合わせて実施していくことが肝要である。

c 改善の方策

大学院教育を重点化するため後期博士課程の設置を今後本格的に検討する当たっては、大学院学生の定員数も同時に飛躍的に増加させることが大前提になるであろうから、どのようなタイプの学生を主な目標とするか(一般日本人学生か、社会人か、留学生か、など)また、彼らのニーズはいかなる研究領域にあるのか、十分な基礎的調査を踏まえた戦略的検討が絶対不可欠である。

教育研究活動の評価については、学生による授業評価を実施するに際して、当研究科の授業では履修学生が1人、2人のケースも少なくなく、学生が担当教員を気遣ってどこまで本音の評価をできるかなどの問題点も予想される。したがって実施する場合には項目の選定や実施方法について工夫する。

(4) 経営情報学研究科

a 現状

(a) 教員組織

本研究科は、教授10名、准教授10名、講師4名、助教3名の27名の専任教員を擁している。大学院専任の教員は存在せず、全員が経営情報学部の教員を兼務している。専任教員は本研究科における教育、研究に専念している。本研究科は、経営系、公共政策系、情報・数理・システム系に分かれている。それぞれの専任教員、兼任教員を下表に示す。

	専任教員数	兼任教員数
経営系	6	12
公共政策系	12	1
情報・数理・システム系	9	3

開講科目によっては兼任教員に依存している。本研究科の専任教員、兼任教員による開講科目数を下表に示す。

	専任教員による開講科目数	兼任教員による開講科目数
経営系	12	13
公共政策系	16	1
情報・数理・情報システム系	15	4
特別演習・特別研究	4	0

経営情報学部の項で述べたとおり、専任教員の年齢構成は30歳以下2名(7.4%)、31~40歳8名(29.6%)、41~50歳6名(22.2%)、51~60歳11名(40.7%)である。

教育課程編成の目的を実現するために、随時、関連教員間での検討が行われ、また必要に応じて教授会で議論、検討が行われている。

(b) 教育研究支援職員

本研究科には、これに該当する職員は配置されていない。

(c) 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

公立大学法人化する以前には、部局としての適切な基準・手続により、専任教員の募集、任免、昇格が行われていた。法人化以後は、人事基準、手続に関しては全学に帰する事項となっている。

(d) 教育研究活動の評価

教育活動の評価に関しては、以前から学生による授業評価アンケート、年度当初の在学生による研究科についてのアンケート、修了生によるアンケートを通じて、情報の収集、蓄積が行われている。

各教員の年間の研究成果は、教員の研究活動、社会的活動などを合わせて、経営情報学部紀要である「経営と情報」の年間活動記録に記載され、公表されている。

また、各教員は、毎年、活動報告として教員業務実態調査報告書を提出している。各教員個人のウェブサイトも作成されており、そこでの研究成果公表も行われている。

(e) 大学院等と他の教育研究組織・機関等との関係

本研究科附属の地域経営研究センターは、平成16年度に開設された。地域経営研究センターは、静岡県立大学大学院経営情報学研究科及び経営情報学部が10数年にわたり蓄積してきた教育・研究に関する知的資源を組織化・体系化し、社会人学習プログラムの開発と実施を行い、地域政策をめぐる新たな理論やアプローチの探求、地域の当面する諸問題の解決の提言を行うことを目的とする。社会人学習プログラムの実施については、社会人学習講座や公開セミナーを多数開講している。

地域経営研究センターはセンター長1名、副センター長2名、センター員2名を置き、社会人学習講座委員会6名が参画している。

平成19年度には、社会人学習講座6講座を開催し、延べ135人が受講した。また、寄附セミナー、シンポジウム等を計7回開催し、約650人の参加を得た。寄附セミナーの一つは遠隔講義システムを用いて静岡県立大学の本会場と東京の支部会場を結んで行った。

b 点検・評価

[効果の上がっている事項]

教員組織については、全体的には、教員組織はおおむね適切であるといえる。経営系については兼任教員比率が高いが、今後補充改善される予定である。

教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続については、aで述べたとおり、全学的な事項であるため特筆すべき事項はない。

教育研究活動の評価については、複数の手段で教育活動の報告、公開が行われており、十分であると考えられる。

大学院等と他の教育研究組織・機関等との関係については、本研究科附属の地域経営研究センターは、社会人講座や公開セミナーを相当数開講しており、多くの社会人が受講している。平成20年度には社会人講座開講数は更に増加する予定である。知的資源の組織化、体系化、社会人教育の実施、地域への反映という目的は達せられているといえる。

[改善が必要な事項]

教育研究支援職員については、本研究科には教育研究支援職員が配置されていないため、本来支援職員によって行われるべき業務の多くが研究科教員によって行われている。例えば、遠隔教育システムの運用などに研究科教員の労力が割かれている状況であり、

教育研究支援職員が確保されることが望ましい。

c 改善の方策

教員組織については、現状で、全体的には教員組織はおおむね適切であると考えられる。今後ともこの体制を継続する。

教育研究支援職員については、本学部には教育研究支援職員が配置されていないため、本来支援職員によって行われるべき業務の多くが研究科専任教員によって行われている。研究、教育等への専念という観点からは、教育研究支援職員が確保されることが望ましいが、教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続については、a で述べたとおり、全学的な項目であり、研究科としてそれ以上特筆すべき事項はない。

教育研究活動の評価については、複数の手段で教育活動の報告、公開が行われており、十分なものであると考えられ、今後も継続してこれを行う。

大学院等と他の教育研究組織・機関等との関係については、本研究科附属の地域経営研究センターの、社会人講座や公開セミナーの開講数、受講者数は増加している。今後も積極的な活動を継続して行う。

(5) 看護学研究科

a 現状

(a) 教員組織

看護学研究科は大学院研究科の一つとして位置付けられているが、その運営は看護学部と密接な関係にある。すなわち、教員は看護学部との兼務であり、会計は学部の一部として処理され、委員会活動も教務委員会、入試委員会を除き、学部と一体化して行われている。

また研究科は、指導教員と大学院科目担当教員で構成される研究科委員会によって運営される。委員会は月1回開催される。

研究科委員会を構成するのは主として教授、准教授である。研究科との兼務については、資格審査委員会を設け、准教授と同等の業績（研究、地域貢献、学内運営ほかを含める。）を有するものという基準によって審議し、決定している。

(b) 教育研究支援職員

教育研究支援職員はなく、ティーチング・アシスタントも導入されていない。

(c) 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

大学院担当の専任教員は、学部及び研究科兼務の教員として募集される。教員の募集・任免・昇格に関する基準及び教員の教育活動、研究活動の評価は学部と同様である。

平成19年の法人化以降、基本的に人事に関する手続は県立大学人事委員会の専権事項になっている。採用、昇格の基準は人事委員会の下部組織である資格審査委員会にその作成権限はあり、厳密な意味では学部・研究科にその権限はない。しかし、資格審査委員会の構成が学部・研究科教員3名、学部外委員2名で構成されるため、実際上学部・研究科の意向を反映しうるシステムといえよう。一方で、外部委員が4割を占めることは、学部・研究科の恣意的な人事に対する抑制になることが期待される。

看護研究科のこれまでの人事では、資格審査委員会の審査基準が、人事案件ごとに大きく異なることのないように、同一の職位であればほぼ同一の基準を採用するように努力してきた。また、この基準については、基本的に教授会に報告し、承認を得ている。

大学院担当は准教授以上となっており、資格審査基準も学部教授会にて承認を受けている。

また、共通科目に他研究科教員による他領域連携科目があり、学内の他の研究組織からの支援を受けている。さらに、共通科目及び専門分野の科目には、科目の目的、目標に適合した非常勤講師が講義を行っている。

(d) 教育研究活動の評価

教員の教育及び研究活動についての評価に関しては、平成 18 年度から、全学的に『教員業務実態調査票』の提出が義務付けられている。それによると、看護系教授は年 1 本の著書もしくは論文の作成にとどまっている。

(e) 大学院等と他の教育研究組織・機関等との関係

本研究科と基礎となる看護学部とは教授会など運営に関して、また予算に関しても同一のものとして行っている。浜松医科大学大学研究科、あるいは県立がんセンターなどの機関と研究に関する交流協定を結んでいるが、これらは主として大学院学生の交流のためである。したがって教員間の交流は少ない。

b 点検・評価

[改善が必要な事項]

教員組織については、本研究科は修士課程のみであり、在学者数も 1 学年 10 名以下であるため、教員の組織として学部と連携して運営することが必須である。現在、主指導教員が教授で構成されており、准教授は実際論文指導を行うが、主指導教員になっていない。

研究科委員会は入試関連など特別の場合以外は月 1 回開催されている。この開催日程で、現在のところ大きな問題は見当たらない。

教育研究支援職員については、本研究科は博士課程がないため、ティーチング・アシスタント制度は導入できない。そのため看護系教員は研究科と学部とを兼任しているため、学部実習と大学院の講義や論文指導、さらには学部、研究科の運営とが重なり負担が大きい。

教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続については、教員の構成は学部の教育活動を中心にして決定してきた。そのため各専門分野で大学院担当教員数に大きな違いが生じ、分野内で研究指導を分担できる分野と全くできない分野とに分かれている。

教育研究活動の評価については、看護系教授は講義及び実習という教育活動に約 600 時間から 890 時間を費やしており、そこには大学院学生への個別指導に関する時間数や学部、大学院の運営に関する時間数は算入されていない。これらを考え合わせると、研究に費やす時間を確保することが困難な状況と判断できる。

大学院等と他の教育研究組織・機関等との関係については、教育に関して、本研究科と県立がんセンターとの協定により、がんセンターのスタッフによる講義及び実習指導がなされており、がんセンターの特徴を生かして教育が展開されていると考えられる。しかし上述したように協定は主として大学院学生のためであり、教員と研究機関での共同研究は 1 件だけ

である。これは教員の研究テーマと研究機関の研究内容とが一致しないためである。

c 改善の方策

教員組織については、志願者の多様なニーズに応えるため、主指導教員の基準を設けて、今後准教授等が論文指導をする機会を制度化する。また、大学院兼務の資格審査基準があることから、今後は准教授だけでなく、講師、助教が大学院教育に参加するシステムを整備する。

教育研究支援職員については、教育研究支援職員など教員の負担を軽減できるスタッフの導入を検討する。

教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続については、各専門分野による研究指導に関わる教員数の違いを是正する必要がある。これまで大学院担当は准教授の職位であったが、大学院担当の資格基準は学部内で承認されているため、この資格基準を満たす講師、助教を大学院担当として承認するか否かを審議する。

教育研究活動の評価については、看護教員が研究活動の時間を作り出す解決の糸口は現在のところ見えない。そこで研究活動の評価するよりも今後どのような改善策が可能であるかを検討することを優先する。

大学院等と他の教育研究組織・機関等との関係については、教員の研究テーマと研究機関の研究内容との一致を常時観察し、適切にマッチングする場合は、研究の連携を図るよう支援する。

(6) 環境科学研究所

a 現状

(a) 教員組織

環境科学研究所は、以下の5部門13研究室により構成されており、各研究室は、教授又は准教授1名と助教1名の計2名の体制で組織されている。本研究所には、教授及び准教授による教授会が設置されている。

計測・評価部門（大気環境研究室、水質・土壌環境研究室、化学環境研究室）

物性・反応・動態部門（物性化学研究室、反応化学研究室、植物環境研究室）

環境管理部門（環境工学研究室、環境政策研究室）

生態影響部門（生態化学研究室、環境微生物学研究室、光環境生命科学研究室）

健康影響部門（環境生理学研究室、生体機能学研究室）

このほか、本研究所には、平成13年に新たに研究所附置の地域環境啓発センターが設置され、地域環境問題に対する情報発信基地としての機能を担っている。本センターのセンター長及びセンター員は本研究所の教員が兼務しており、協力センター員として薬学部及び食品栄養科学部の教員が、また、客員センター員として静岡県庁関連部局の職員が、それぞれ本センターの活動に協力している。

(b) 教育研究支援職員

環境科学研究所にはこれに該当する職員は配置されておらず、専ら全学共通の教育研究支援職員に頼っているのが現状である。また、どうしても欠かせない本研究所内の最小限の教育研究業務については、研究費の一部を割いて雇用している非常勤職員に担当

させている。

(c) 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

環境科学研究所の教員人事においては、透明性・公平性を確保するため公募により候補者を選考している。本研究所の教員はその全員が、原則として大学院生活健康科学研究科環境物質科学専攻の教員を兼務することから、教員人事の候補者選考においては、研究所教授会の承認とは別に、研究科委員会の承認も取り付けることになっている。したがって、資格審査等の方法についても研究科としての規程に従っている。これらの詳細については、本節「3(2)生活健康科学研究科」の項を参照されたい。

(d) 教育研究活動の評価

環境科学研究所では、環境科学分野全般にわたる幅広い活発な研究が行われている。各部門の研究内容の概要は、以下のとおりである。

[計測・評価部門] 大気環境研究室、水質・土壌環境研究室、化学環境研究室

大気、室内空気、河川、土壌等の環境試料に対する高感度簡易分析法、環境調査、発生源検索等に関する研究を行っている。

[物性・反応・動態部門] 物性化学研究室、反応化学研究室、植物環境研究室

環境中の人為起源及び自然起源の物質のリスク評価に役立つ物性、反応性及び生成・放出機構を究明するとともに、環境負荷の低減を目指した研究を進めている。

[環境管理部門] 環境工学研究室、環境政策研究室

バイオ・エコテクノロジーの活用や、持続可能で安全な水供給を通じた循環型の環境管理システムの構築を目指している。

[生態影響部門] 生態化学研究室、環境微生物学研究室、光環境生命科学研究室

環境中の各種化学物質、微生物、放射線・紫外線等が人間の健康や動植物の生態系に与える影響を調査・研究している。

[健康影響部門] 環境生理学研究室、生体機能学研究室

様々な疾病の病態と環境因子の関わり及び疾病の予防について、細胞・組織・器官・全身各々のレベルで研究を行っている。

(e) 大学院等と他の教育研究組織・機関等との関係

上記「(c) 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続」に記載のとおり、現在、環境科学研究所の教員は、その全員が、大学院生活健康科学研究科環境物質科学専攻の教員を兼務しており、組織としての環境科学研究所と環境物質科学専攻も一体として活動している。

b 点検・評価

[効果の上がっている事項]

環境科学研究所各研究室の教員はすべて充足されており、年齢構成の面でも適切なバランスが確保されている。

環境科学研究所では多くの優れた研究業績を上げており、また、一研究論文当たりの引用数で比較すると、本研究所は国内のこの分野の大学の中ではトップクラスにランク

されている。

[改善が必要な事項]

環境科学研究所の教員組織に関しては、全 26 名中で女性教員が 3 名とその割合が低い。本研究所において女性教員の割合がどの程度であれば適切かは一概に言えないが、その理念・目的等から考えて、女性教員数は少なくとも現状程度かそれ以上であることが好ましい。

教育研究支援の面では、環境科学研究所に教育研究支援職員が配置されていないため、本来、教育研究支援職員が行うべき業務の多くを本研究所の教員が分担して行っており、そのため、教員がその本来行うべき業務に十分に専念できていない。

教育研究活動の面においては、大学院生活健康科学研究科環境物質科学専攻の学生数の確保が、博士課程前期・後期ともに十分でないことなどから、本研究所全体としての活性度が十分に高いとは必ずしも言えない状況にある。

このほか、教育研究組織としての活動の実態から言えば、環境科学研究所と環境物質科学専攻は密接不可分であるにもかかわらず、組織上は両者が別々に運営されており、環境科学研究所教授会が同研究所長の主宰の下に、そして、これとは別に環境物質科学専攻会議が同研究所長とは別の専攻長の主宰の下に、全く同一のメンバーにより定期的に行われている。しかも、環境物質科学専攻と食品栄養科学専攻により構成される大学院生活健康科学研究科の研究科委員会が、これらの教授会や専攻会議とはまた別に、研究科長の主宰により定期的に行われている。そのため、同様のことが少し形を変えて繰り返し議論されるなど、ややもすると非効率的な面がある。

c 改善の方策

教員組織に関しては、今後、組織のより一層の活性化を図るとともに、教員の年齢構成の適切なバランスを維持しつつ、可能かつ適切な範囲で女性教員を積極的に確保する。

教育研究支援の面で現状の改善を図るため、環境科学研究所専属の教育研究支援職員を確保する。

大学院生活健康科学研究科環境物質科学専攻の博士課程前期及び後期学生の確保を図るため、環境関連学部を有する近隣の大学等に働きかけるなど、今後、より積極的な学生リクルート活動を行う。

環境科学研究所としてのより円滑な運営が可能で、また、より一層の活性化が図れるような新しい組織の構築に向けて、具体的な改革案を早急に作成し、全学的な合意形成を図る。

第9節 事務組織

目標

「県民の誇りとなる価値のある大学」の構築に向けて、法人本部・大学事務局は、職員が生きがいをもって、能力を十分に発揮できる職場環境を整備し、事務処理の効率化、事務組織の継続的な見直し等を進め、生産性の向上を実現する。

このために、事務職員の意欲・業績等が処遇に適切に反映される表彰・顕彰などの制度を構築するなど、職員へのインセンティブの付与に努める。

さらに、職員にとって働きやすい環境づくりのため、職員のワーク・ライフ・バランスに配慮した多様で柔軟な人事制度の導入を進める。

また、職員が必要な最新の知識や専門性を習得するため、外部研修への参加や職場内部での研修体制の整備を進めてスタッフ・ディベロップメント（組織的に行う職員の職務能力開発）を推進するとともに、定型的業務や専門的業務の外部委託等の併用により、事務処理の効率化・迅速化及び学生・教員に対するサービスの向上を図る。

このほか、教員、事務職員間の連携・調整をより一層密にするとともに、事務の標準化、集中化や事務組織の継続的な見直しを行う。

1 現状

（1）事務組織の構成

本学の事務組織は、法人本部と大学事務局からなる。大学事務局は、さらに静岡市谷田地区の本学と小鹿地区の県立大学短期大学部に分かれる。ここでは、法人本部及び本学（谷田地区）の事務組織の構成と人員配置について記述する。

法人本部は、理事長、常勤理事（兼法人事務局長）のもとに法人経営室及び監査室の2室で構成されている。法人の事務局職員は専任職員が4名、大学事務局との兼務職員が3名で、全員県からの派遣職員となっている。

法人経営室は、法人の中期計画及び年度計画の推進と管理、法人役員会・経営審議会の開催、法人職員の採用・人事・給与・労務管理、法人の予算編成、予算の執行管理を行うほか、法人の各種制度・規程の整備等を担当している。

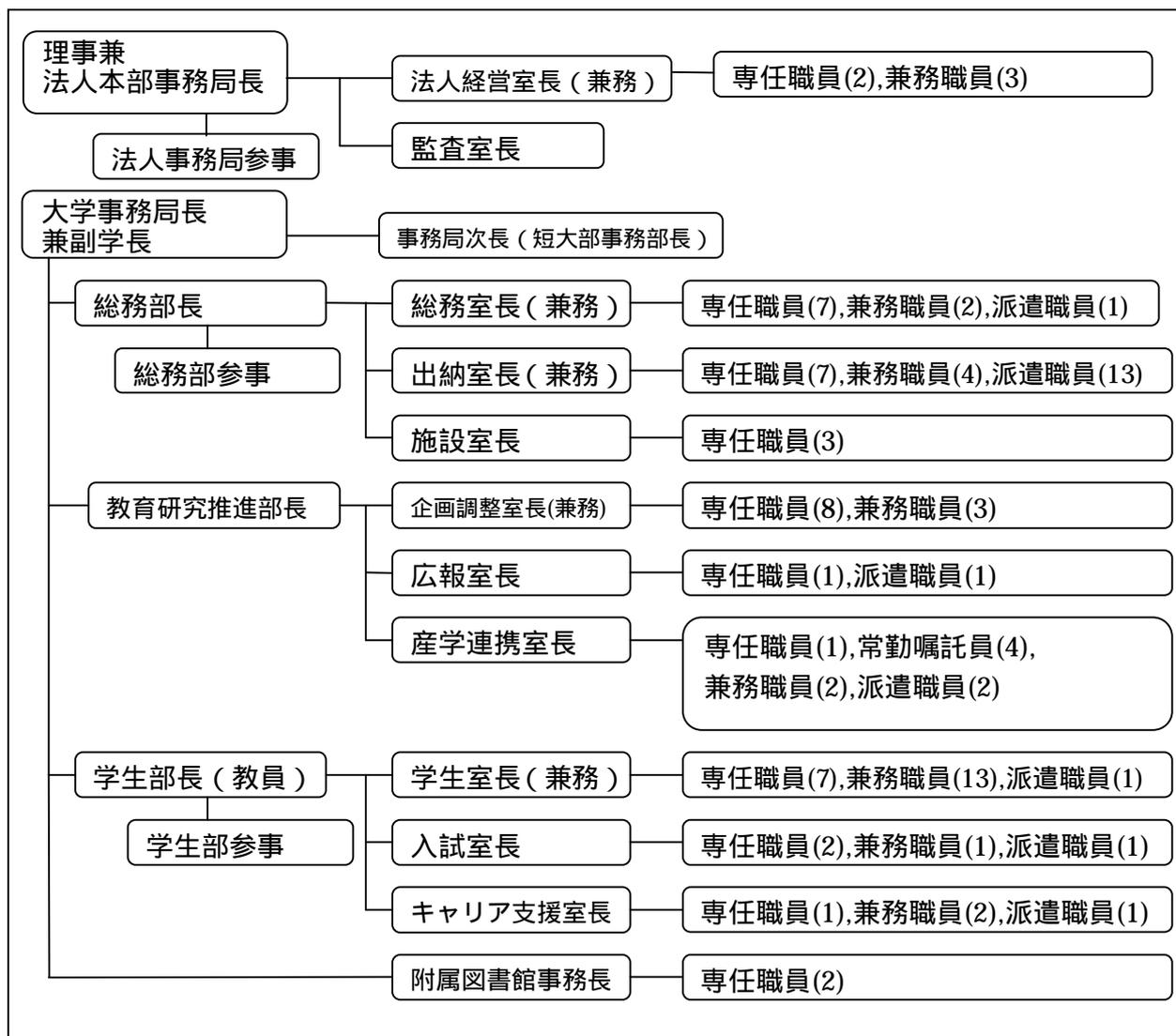
監査室は、監事監査、内部監査、会計監査人監査など、大学の業務の円滑な実施及び研究の自主性に配慮しつつ、合理的かつ効率的な運営、業務遂行、地方独立行政法人会計のもとでの適正な会計執行の指導を担当している。

大学事務局は、事務局長（兼副学長）のもとに総務部（総務室・出納室・施設室）、教育研究推進部（企画調整室・広報室・産学連携室）、学生部（学生室・入試室・キャリア支援室）の3部と附属図書館の事務スタッフから構成されている。

事務局職員は、大学基礎データ表 19-5「事務組織」のとおり専任職員が50名（うち県派遣職員が48名）、常勤嘱託職員が4名、兼務職員が29名、派遣職員が20名である。このように事務局の専任職員のほとんどが、県からの派遣職員で占められている。

以下に事務局の構成及び各所属の人員配置を図示する。

事務組織の構成と人員配置図



(2) 事務組織と教学組織との関係

事務組織と教学組織が、大学運営の両輪として機能し、事務組織が大学の教育研究、学生の勉学環境の向上に向け一層貢献できるよう最善を尽くしている。

教学組織と事務組織は運命共同体として共に大学を支えていかなければならないとの思いは、独立行政法人化により一部に芽生えているが、連帯意識を深めていくため予算等に関する情報については、できる限り教職員に開示するなど、認識の共有に努めている。

元々、事務担当職員数が少ないこともあって、教員が事務的性格の業務を部分的に担当している面がある。そのため、事務局職員と教員の連携、有機的一体感が強いと見られる。しかしながら、忙しい業務のなかで時に齟齬が生じたり、事務的な手続きにおけるミスの発生などに際して責任の所在が不明確になる場合などもしばしば見られる。

また、一部の教員に事務局軽視の傾向や一部の事務局職員にややモラルの低下などが見られたが、総じてお互いを尊重しつつ、主張すべきは主張するという健全な関係が構

築されてきている。

20年度からは、事務局長を副学長兼務とし、教学担当の副学長と並立体制をとったほか、大学運営会議についても従来は事務局長のみが委員であったものを事務局次長（短期大学部事務部長）、総務部長、教育研究推進部長を加えたことで、事務局と教学側との連携体制、パートナーシップの強化が図られた。

具体的な連携協力の在り方は以下のようなものである。

a 教育研究審議会・大学運営会議への参画

理事長と学長を別に任命する大学である本学の運営に関しては、法人本部の組織活動と大学本体の運営に大きく分かれる。

大学運営に関しては、教育研究に関する重要事項を審議する機関として教育研究審議会が置かれているが、学長が招集するこの会議には、事務局長がメンバーとして参加するほか、企画調整室が審議会事務局として関与し、その他の関係職員については必要に応じて会議を傍聴する。

このほか、大学の意思決定や各部局間の調整については、大学運営会議の場において行われる。

大学運営会議は学長が議長となり、副学長、各学部長・研究科長、研究所長、学生部長、附属図書館長をはじめ主要委員会の委員長、大学附置の各センターの所長などがメンバーとなっており、事務局からは事務局長のみでなく、総務部長、教育研究推進部長がメンバーになっている。この会議が、事務組織と教学組織の大学運営に関する認識の共有化や有機的一体化、連携協力関係の構築の重要な場となっており、事務局職員は自由に傍聴でき、時には議長の許しを得て発言も可能である。

b 教授会等教員組織との連携

事務局教育研究推進部企画調整室に各学部を担当する事務職員の副参事を置き、これらの副参事はそれぞれの担当学部の教授会に出席し、議事録を取るほか、学部教授会の運営や学部要望の取りまとめ、予算の執行管理等、教学組織と事務局との調整を行い、円滑な学部運営の一翼を担っている。また、そのときのテーマの必要性に応じて、担当部長ないし事務局長が教授会に出席し必要な説明等を行っている。

各学部担当の副参事は、教員の学部運営に対する事務方の窓口責任者でもある。その職責から、課長補佐級（県職員職位区分）の能力と経験の豊富な職員を配置しており、教員との信頼関係も厚い。ただ、一人の職員が原則として1学部・研究科を担当しているため、当該職員が病気等になった場合には、学部運営に支障を生じかねないリスクを負っている。

学生部学生室に、学部ごと常勤職員1名と非常勤職員1名の担当職員をそれぞれ配置しており、これらの職員は、教室・教育備品の使用、授業、成績管理など、日常的教務関係の業務に携わっている。

c 各種委員会の運営を通じた連携

事務局は、大学運営における業務の主要な推進機関である各種委員会の事務局を担当している。この各種委員会の事務局としての役割を通じて、広範な業務に対する実質的

な関与、調整を行っている。

委員会の事務局組織は、一つの室、一人の担当者がいくつもの委員会運営に携わり多忙であり、経験不足から過去の事務引継ぎに頼って事務を進めているなど、委員会の運営のマンネリ化が危惧される反面、各委員会間の調整や全体の統括がなされていない憾みがある。

NO.	委員会の名称	現在の委員長	事務局
1	広報委員会	経営情報学部教授	広報室
2	留学生委員会	学生部長	学生室
3	産学連携推進委員会	食品栄養科学部教授	産学連携室
4	入学者選抜実施委員会	学生部長	入試室
5	学力検査問題検討委員会	学長	入試室
6	自己評価委員会	学長	企画調整室
7	共同利用施設運営委員会	空席	企画調整室
8	キャリア支援委員会	キャリア支援センター長	キャリア支援室
9	学生委員会	学生部長	学生室
10	教務委員会	薬学部教授	学生室
11	図書館情報委員会	附属図書館長	図書館
12	保健衛生委員会	食品栄養科学部教授	学生室
13	安全衛生委員会	事務局総務部長	総務室
14	教職課程委員会	国際関係学部教授	学生室
15	倫理委員会	薬学部教授	総務室
16	公開講座委員会	食品栄養科学部教授	企画調整室
17	国際交流委員会	国際関係学部教授	企画調整室
18	環境安全委員会	環境科学研究所長	施設室
19	放射線安全委員会	薬学部長	企画調整室
20	遺伝子組換え実験安全委員会	生活健康科学研究科教授	企画調整室
21	施設有効活用委員会	空席	施設室
22	セクハラ防止・対策委員会	副学長	総務室
23	危機管理委員会	学長	総務室
24	感染症管理対策委員会	薬学部教授（医師）	企画調整室
25	教育研究組織将来計画委員会	学長	企画調整室
26	中期・年度計画推進委員会	副学長	企画調整室
27	F D委員会	副学長	企画調整室

（３）事務組織の役割

事務局の役割、具体的な業務の担当内容について記述する。

総務部は、総務室、施設室、出納室の３室から構成される。

総務室は、大学教職員の採用・人事・給与・予算・決算、情報システムの管理、職場の安全管理、セクハラ防止・研究倫理審査事務、福利厚生、研修・出張・兼業許可など

の教職員の服務、公印管理・文書の収発などを担当する。

施設室は、大学、教職員住宅等の施設・敷地及び電気・ガス・水道・電話などの維持・管理・修繕、省エネルギーの推進、教室・会議室・駐車場等の管理・活用、セキュリティ、防火・防災対策のほか、廃棄物処理・環境安全対策などを担当する。

出納室は、一般管理費、外部資金、各学部及び研究科の研究費の予算執行、経理・決算事務、学生の授業料などの収入事務、購入物品の検収、研究用物品・消耗品の管理、監査資料調整及び大学内の会計事務指導等を担当する。

教育研究推進部は、企画調整室、広報室、産学連携室から構成される。

企画調整室は、教育研究審議会・大学運営会議の運営、大学の中期計画・年度計画の進捗管理、大学の業務実績評価、国際交流、各学部・研究科・附属研究所の学務、各種統計調査、大学の各種規程・学則の見直し、大学全般の企画調整を担当している。

広報室は、新聞・ラジオなどへの大学記事掲載のための資料提供、ホームページの管理・充実、大学案内・広報誌等の作成・発行、各種団体・県民・小中高校生の大学視察の受け入れなど、大学の広報全般を担当する。

産学連携室は、地域の産業界・団体・企業などとの連携の推進、大学の知的財産の管理・活用、受託・共同研究費、奨学寄附金、科学研究費補助金などの外部資金の獲得・受入、地域貢献事業の推進、グローバルCOE事業の事務などを担当する。

学生部は、学生室、入試室、キャリア支援室から構成される。

学生室は、新入生ガイダンス、生活指導、授業料等の減免、奨学金などの学生の厚生・補導全般、留学生へのガイダンスや生活指導などの支援、各学部の履修届け、成績管理、国家試験、休退学などの教務事務、入学式・卒業式などを担当する。

入試室は、各学部・大学院の募集要項作成、学力検査問題の作成・実施、入学者選抜及び入学手続き、進学説明会・相談会の開催、オープンキャンパス・大学見学、学部説明会の実施、大学入試センター試験などを担当する。

キャリア支援室は、学生のキャリア形成支援事業の企画・実施・広報、就職ガイドブックの作成、企業向けパンフレットの作成、インターンシップ、求人票受付及び求人情報の提供などの就職支援事業の推進、企業訪問・企業の就職担当者との情報交換などを担当する。

附属図書館は、図書館の管理・運用、受入蔵書の選定、蔵書及び閲覧の運用管理、情報システムの管理・運用、電子ジャーナル・データベースの契約・運用管理などを担当する。

事務組織全体が程度の差こそあれ、いずれも教学に関する企画・立案・補佐機能を担っている。企画・立案について強いて中核的な担当を挙げるとすれば、教育研究推進部の企画調整室であり、補佐機能という面では、学生部の学生室が、履修届け、成績管理、国家試験、休退学などの教務事務を担当している。

県から派遣される事務局職員は、勤務期間が短いため、企画・立案等の基礎となる専門性や習熟度の点で教員の不満もある。このため、近年は、過去に大学勤務経験のある者、大学事務担当を希望する意欲ある職員を優先して受け入れている。

学内の意思決定・伝達システムに関しては、第12節の管理運営で説明するが、教授会、諸委員会等の機関による意思決定の結果は、教育研究審議会・大学運営会議等に報告され、又はこれらの場で協議されるなどして、全学的な共有化が図られる。

教育研究推進部の企画調整室は、大学全般の企画調整を担当するほか、教育研究審議

会、大学運営会議の運営に当たり、同室所属の各学部担当の副参事が教授会の開催運営を始め各学部運営の事務局機能を果たすなど、教員と一体となって学内の意思形成及びその伝達に参与している。

国際交流業務については、同じく企画調整室に担当が置かれ、国際交流委員会や産学連携戦略会議の事務局機能を果たすほか、15の大学との大学間交流、3つの大学における語学研修、さらにはカリフォルニア州からの日本語学習のための高校生の受け入れなどの国際交流事業の取り組みを支援している。

事務局内部では、平成20年度から事務局内の事務局長、次長、部長等のメンバーによる事務局会議を月2回程度のペースで開催し、大学の運営全般について、事務局内部の課題を中心に問題の共有化を図り、調整機能を行っている。また、従来から役付職員（副参事・室長補佐以上約20名）会議を毎月1回開催し、スケジュールの連絡・調整、全学的な課題についての協議等を行っている。

（４）大学院の事務組織

本学では、事務組織は全学で一つであり、各学部単位や大学院のための事務局体制をとっていない。このため、大学院の将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能については、各学部担当がそれぞれ担当する学部の大学院について、研究科委員会の開催・運営支援等を行うことを通じて担っている。

（５）スタッフ・ディベロップメント

公立大学法人職員研修規程では、「職員に対して、現在就いている職又は将来就くことが予想される職に係る業務の遂行に必要な知識又は技能を修得させ、その遂行に必要な職員の能力及び資質等の向上を図ることを目的」に職員研修を行うことが定められている。

このため、理事長は、職員に対する研修の必要性を把握し、研修に関する計画を立案し、研修の効果を高めるため、職員の自己啓発の意欲を発揮させ、必要に応じて他の機関と合同又は外部の機関に委託して研修を行うことができる、こととされている。

昨年度の事務職員研修受講状況について、県派遣職員対象の県主催研修は下表のとおりであるが、これ以外に事務局の各室で必要に応じて任意の外部研修に参加している。

総務室の昨年度参加状況を例示的に挙げると、「分限処分・懲戒処分実務研修会」、「給与実務研修会（俸給関係）」、「健康運動指導士・健康運動実践指導者スキルアップ研修会」（いずれも開催地は東京都）に参加した。

平成 19 年度 事務職員の県主催研修参加状況

研修名	区分	参加人数	時期及び日数
新任課長・専門監研修	指定	2名(参事)	5月～6月(2日間)
新任監督者研修	指定	1名(室長)	5月～6月(2日間)
新規役付職員研修	指定	1名(主幹)	5月(1日間)
キャリア開発 30 研修	指定	1名(副主任)	7月(2日間)
通信教育研修 (キャリアカウンセラー養成講座) (日商簿記検定 3 級検定) (生活に身近な税金 100) (中南米のスペイン語会話初級)	任意	4名(主幹)	3～6 カ月間

(6) 事務組織と法人理事会との関係の適切性

公立大学法人である本学については、設置者である公立大学法人理事会との関係について記述する。

大学の事務組織と法人理事会及び法人事務局との関係は、役員会や大学の教育研究審議会、教員人事委員会などの運営、人事・予算・組織等の日常的な業務の遂行を通じ、密接な協力関係が構築されている。

次に掲げる事項については、役員会(理事会)の議を経なければならないこととされ、これらの事項に関連のある事務については、法人事務局と調整をとりつつ、役員会に諮り適切に事務を進めている。

- (1) 中期目標について知事に対し述べる意見及び年度計画に関する事項
- (2) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 県立大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 職員の人事の方針に関する事項
- (6) その他役員会が定める重要事項

月 2 回程度の法人の理事会(役員会)には、大学が抱える課題等を踏まえて学長及び副学長が副理事長、理事として出席して、意見を述べている。このほか事務局長は毎回、その他関係部長・室長・担当も関係事項が審議される際に会議に陪席している。このため、理事会での審議事項、報告事項などについては直ちに事務局に伝わり、業務に反映される。

また、一方で大学で開催される教育研究審議会の委員として法人理事(法人事務局長兼務)が出席し、大学運営会議には法人職員が傍聴にくるなど、相互に情報交換しつつ連携して業務を進めている。

このほか、年に 2 回程度の理事長による学部長、事務局職員からの事業・予算ヒヤリングの実施や日常的な事務決裁を通じての報告・指示などにより意思疎通が図られている。

2 点検・評価

[効果の上がっている事項]

平成 19 年度に静岡県立大学は、独立行政法人化した。これにより、県の条例・規則に基づき設置されていた事務組織は、法人の規程等に基づき設置されることとなり、予算等の範囲内で独自の判断で改組等が可能となった。

独立行政法人化に伴い、法人事務局が設置され、大学事務局についても、弾力的な人員配置や組織編制が可能となった。また、会計制度も地方自治法・静岡県財務規則から、企業会計原則による会計規程によることとなったことで、細かな用途別の予算区分はなくなり、外部資金と合わせ法人の自主性の下で機動的に執行できるようになっている。

また、業務能率の向上を図るためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が取れた職場環境を整備していくことが望ましい。そこで、平成 20 年 7 月から平成 21 年 3 月までの間、希望する職員に対しての早出勤務を試行的に実施している。早出勤務を行う職員の勤務時間及び休憩時間は、次の表に掲げるとおりであり、平成 20 年 7 月から 9 月までの間、3 名が希望し、早出勤務をしている。

勤務時間	休憩時間
午前 8 時から 午後 5 時まで	午後零時から 午後 1 時まで

[改善が必要な事項]

本学は、5 学部を擁する総合大学であるが、各学部に事務局を配置せずに、大学院研究科を含む全学部一括の事務局体制をとっている。

事務職員 1 人当たりの学生数は、全国の公立大学平均が 31.7 人であるのに対し、本学は 55.6 人である。効率的な一面、事務局職員は非常に忙しい業務をこなしている。また、教員が事務的業務の一部を補完していることもある。いずれにしても、対学生サービス面での継続的な事務改善と情報技術等を活用した効率化が求められる。

(平成 19 年 5 月)

	本 学	全国公立大学平均
職員 1 人当たり学生数	55.6 人	31.7 人
職員 1 人当たり教員数	5.4 人	2.9 人
職員 1 人当たり大学運営費	112,205 千円	69,611 千円

公立大学協会・19 年度大学実態調査

また、給与支払・訟務事務、建設工事等に係る設計業務、職員の健康診断等、従来、県の出先機関として、他の組織が実施ないしは他の支援、協力を得られた事務事業が、自らの組織・人員の範囲内での自律的な対応が必要となり、事務量の増加を引き起こしている。

加えて、新たな財務会計システムの導入、不慣れな出納・決算業務、外部資金の受入れ増加が職員の多忙化を招いている。

この結果、平成 19 年度の職員一人当たりの時間外勤務の状況は、平成 16 年度に比べ約

2.5 倍に急激に増加している。

職員の時間外勤務の状況推移

	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
時間外勤務時間数 (h)	6,860	8,724	13,373	16,640
16 年度 = 100	100	127	195	243
専任職員数 (管理職除く・人)	48	49	52	46
1 人当たり時間外勤務時間数(h)	143	178	257	362
16 年度 = 100	100	124	180	253

今後、会計事務をはじめ事務局業務全般を子細に分析し、課題や改善の方向を明確にして、不要な業務の廃止、専任職員が携わる業務と非常勤嘱託職員等に委ねる業務、さらには、外部委託等を活用する業務に分別していく必要がある。

また、少数で膨大な業務を担当している職員が努力してもその努力が報われないのでは、やる気を失いかねない。職員の働きを正しく評価していくことが求められるが、現状ではそのような評価体制が不十分である。

教学組織との関係では、学生室に、配置する教務担当事務職員は、企画調整室の学部担当副参事と協力して各学部の運営を担っているが、両者の連携を密にし、意思疎通をスムーズに行える体制について検討を要する。

教育研究審議会、大学運営会議の審議、議論等の結果は、主として教授会を通して全教員にフィードバックされているが、教授会は月 1 回の開催の学部が多いため、必ずしも迅速に周知徹底が図られているとは言い難い。

近年、国際交流の拡大により業務量が年々増大しており、体制の見直しも検討する必要がある。特に、実質的な交流ということで学生交流を重視するようになってきており、教学との連携が重要となってきた。

専任事務職員は、法人事務局長を除いてすべて県からの派遣である。派遣職員は、基本的には独立行政法人化以降についても県の人事異動サイクルに沿っておおむね 3~4 年で異動している。

このため、県の出先機関の時代から大学固有の事務に対し習熟した頃には異動となるなど、不都合が指摘されてきたところである。独立行政法人としての大学の事務組織の活性化のためには、職員の派遣期間の長期化、体系的なスタッフ・ディベロップメントによる大学事務に関する専門能力のアップを図ることが望まれる。

県の出先機関時代には、県職員としての研修と大学事務に関する専門実務研修を行ってきた。今後も職員研修の中に県職員としての研修が大きなウエイトを占めることになるが、独立行政法人として、独自の体系だった研修システムを早急に確立していく必要がある。

平成 20 年度に特に新規事業としてスタッフ・ディベロップメント事業の予算化を行ったところであり、教員の F D 活動との連携も視野に入れた S D (スタッフ・ディベロップメント) を実施していく必要がある。

派遣職員の派遣年数（20年6月1日現在）

派遣期間	1年未満	1～2年	2～3年	3～4年	4年以上	計
人数	12	15	15	6	1	49

また、大学事務局は、専任職員、常勤嘱託職員、非常勤職員など、職員の構成が複雑であり、能力、経験等も多様で一体感が持ちにくい職場環境であるため、より魅力ある職場とするためにも、県派遣職員のみでなく、勤務するすべての職員を対象とした研修体系を整え、大学運営のプロとなる優秀なプロパー職員の育成を計画的に進めていくことが望ましい。非常勤職員等にとっても、人材育成プログラムとプロパー職員への採用の道が開かれることが、モチベーションの向上につながると考えられる。

3 改善の方策

事務分析と不要業務の削減については、独立行政法人化後の事務量の内容等の変化や時間外勤務の増加に対し、事務局組織の業務分析を実施する。

事務職員の評価制度と職場の魅力作りについては、事務職員の評価制度を構築し、評価結果が処遇等に適切に反映できるよう活用体制の整備に向け先進大学を調査・研究する。また、多様で柔軟な任用・勤務形態の導入、勤務時間のフレキシブル化等を図り、ワーク・ライフ・バランスがとれた職場環境に改善を進め、時間外勤務の削減、能力向上機会の提供など、仕事への意欲・モチベーションを高める。

アウト・ソーシングについては、これまで、図書館の窓口業務、情報システム、経理事務などにおいて、外部委託してきたところであるが、事務量が過度に集中する職員の負担を軽減するため、今後も定型的業務や専門的かつ外部委託可能な業務をアウト・ソーシングする。

業務の標準化、効率化については、今日の財務状況を勘案したとき、将来的に職員数の増加は期待できない。業務の減量化、効率化に向け、個々の職員の能力開発と並行して、異なった知識や経験を持つ職員が容易に共有できる事務マニュアルを作成し、組織としての体系的な知的ノウハウの蓄積、標準化を進め、効率的な事務体制を確立する。

県の機関との連携については、独立行政法人となったものの、設置者が県であり、今後も県との緊密な連携の下に事務事業を推進していく。

プロパー職員の採用・育成については、県派遣職員が3～5年で異動し、高度化・専門化する大学事務に精通した職員がいない弱点を克服するため、将来の大学の発展を担えるプロパーの専任職員を計画的に採用していく。

事務組織と教学組織との関係については、事務局組織の大学運営への参画や機動的な大学運営、学長のリーダーシップを強めていくために、若手研究者、職員のプロジェクチームを育成するなど、学長を補佐する教学部門と事務部門の連携のための体制を整備する。

職員一人体制の見直しについては、特定の仕事の中味を一人の職員しか把握していない状況をできるだけ少なくするため、ある程度業務分担の統合化を進め、複数人が同一の業務を担当できる体制とする。また、企画調整室の学務担当副参事と学生室の教務担当は、相補う関係にありながら、席が事務局の建物の1階と2階に離れており、連携して仕事が行える物理的条件を整える。

委員会事務局の見直しについては、事務の専門性、習熟度、また継続性を確保するため

には、異動サイクルの長期化、職員のプロパー化を推進するほか、委員会の整理統合と委員会事務局の体制整備を図る。

教学に関する企画・立案・補佐機能については、職員を順次プロパー化し、また、派遣期間の長期化、専門職員の投入等による専門性、継続性を確保することにより、教学に対する企画・立案・補佐機能の向上を図る。

学内の意思決定・伝達システムについては、教育研究審議会、大学運営会議の審議、議論等の結果については、企画調整室から、終了後迅速に発信できる体制を整える。

国際交流業務については、現在、企画調整室の職員 1 名で対応している事務局体制の再構築を視野に入れながら、学生室及び教学との連携を強化していく。

スタッフ・ディベロップメントに関して、派遣職員については、外部の人材養成研修を中心に 3～5 年間の限られた年次の間で、公立大学法人として職員が身に付けるべき専門能力について体系立った研修体系を構築する。

プロパー職員の養成(専任職員以外の養成)については、派遣職員以外の職員に対して、より長期的な視点に立った体系的な人材育成、研修制度を構築していく。

第10節 施設・設備

目標

本学の教育・研究目標を達成するために、開学後20年を経過した施設・設備、空調機の設置・改修の現状を点検・把握し、建物・設備の改修・更新、雨漏れ対策等、適切な維持管理に努めるとともに、水道配管等の老朽化した設備を中期計画に基づき更新する。

併せて、長期的な展望に立ち、環境やユニバーサルデザインなどに配慮し、ESCO事業（Energy Service Company）の導入や車いす用トイレの増設、各種サインの見直しなど整備・改修を進める。

また、労働安全衛生法に基づく安全管理体制を確保し、学生・教職員の健康保持、安全衛生に努めるとともに、一層の防犯体制の整備に努める。

教育研究活動によって生じる廃液等の廃棄物の処理については、処分及び収集運搬の許可を受けた業者に委託することによって、その適正化を図るとともに追跡調査の実施等により安全性を検証する。

さらに、大学施設の地域への開放を進めるとともに、東海大地震などが予想されることから、大規模災害に備え、近隣住民参加型の防災訓練、研修会など、地域の防災拠点としての防災体制の整備を図る。

1 大学における施設・設備等

(1) 現状

a 施設・設備等の整備

本学のキャンパスは、静岡市街を一望する豊かな歴史・文化・自然に恵まれた景勝地日本平・有度山の丘陵の一角に位置する。

学内は、地域の景観や自然にマッチしたレンガ造りであり、樹木や敷地内の植え込み、園地等も十分な手入れが行われ、周囲の県立中央図書館、県立美術館、県埋蔵文化財調査研究所などと一体となった文教ゾーンを形成し、学生の学びの場として理想的であるばかりでなく、地域住民が自由に散策できる開放的なエリアとして、地域コミュニティに潤いと豊かさ、文化的な香りをもたらしている。

本学の建物・施設は、昭和59年度に提案募集し採用された静岡県立大学建築基本構想に基づき、昭和60年度に設計された。

その設計趣旨は、

ア 学術文化の拠点として県民にも開かれた大学であること。

イ 県立大学独自の学風・理念を象徴すべき独自の空間、秩序を有する大学であること。

ウ 精神的要素の強い空間で、学生にとって想い出となる大学であること。

を内容としている。

建設は、1期工事（昭和61年～62年）と2期工事（昭和62年～平成元年）に分けて、薬学部棟などの教育棟、事務棟や講堂、附属図書館の入る教育文化施設棟が完工し、平成7年に学生ホール及び図書館の増築、平成8年に環境科学研究所棟、平成9年に看護学部棟、平成13年に食品栄養科学部棟の増設により現在の姿となった。

校舎敷地、運動場敷地、薬草園からなる大学敷地面積は178,574㎡。旧静岡市と旧清水市にまたがる静岡市駿河区谷田地内・清水区草薙地内に広がっている。

敷地は、丘陵の緩斜面を有効に利用するとともに、周辺環境に配慮した活用を目指し

ている。また、西側の芝生園地(12,600 m²)は開かれた大学の象徴として、遊水機能を持つと同時に県民の憩いの広場として一般市民にも開放され、大学の正門前を通っている道路は、大学敷地ではあるが、一般車両の通過数が非常に多く、市民の生活道路として利用されている。

運動場敷地は、サッカー、ラグビー併用及びこれと一部重なる野球グラウンド(14,600 m²)とテニスコート8面(5,808 m²)からなっている。

敷地面積 (単位：m²)

種 別	面 積	備 考
校舎棟敷地	147,834	
運動場敷地	20,408	グラウンド、テニスコート
その他敷地	10,332	薬草園、道路
計	178,574	

校地の面積は、大学設置基準第37条において「収容定員学生一人当たり10平方メートル」とされており、本学の学生定員2,040人に置き換えれば、20,400平方メートルとなるが、本学の敷地は、約10倍近い18万平方メートル弱であり、設置基準を優に超える。

しかしながら、丘陵地の緩斜面にあることや文化ゾーンとしての性格にマッチしたゆとりや、遊水池としての一面を持った広場の機能などから大学の施設の増設は現在の大学用地ではかなり困難な状況にある。

設置基準上の基準校舎面積は、大学設置基準第37条の2において、一個の学部のみを置く場合及び複数の学部を置く場合の面積基準が定められているが、本学の建物面積は設置基準に照らして、最も厳しくそれぞれが単独の学部を持つ大学として設置された場合の設置基準面積と比較しても大学全体で約2倍の校舎面積を有している。

設置基準面積と本学の棟別建物面積 (単位：m²)

棟	種類	定員	算式	単独学部での基準面積	本学
国際関係学部棟	文学	720	$(720-400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	4,627.4	6,081
経営情報学部棟	経済学	400	$(400-200) \times 661 \div 200 + 2,644$	3,305	5,050
薬学部棟	薬学	480	$(480-400) \times 1,983 \div 400 + 5,785$	6,181.6	17,344
食品栄養科学部棟	(薬学)	200	4,628	4,628	10,369
看護学部棟	看護学	240	$(240-200) \times 992 \div 200 + 3,966$	4,164.4	6,359
環境科学研究所棟					4,939
一般教育棟					6,362
管理部門棟					5,355
図書館					5,996
その他					12,449
計				39,290.94	80,304

(注) 食品栄養科学部棟は、仮に薬学並みとして計算している。

建物は、校舎敷地の中にアーチ状に配置され、延べ面積は 80,304 m²である。外壁は、緑に映え長い風雨にも耐えるレンガ積みを採用し、緩やかな傾斜面を利用して各学部棟が一望できる細長い広場と半円形の広場を配した施設は、景観的にも優れている一方で、極めて機能的に配置されている。

主な建物は、はばたき棟(キャンパスセンター)、一般教育棟、国際関係学部棟、経営情報学部棟、食品栄養科学部棟、薬学部棟、看護学部棟、環境科学研究所棟、教育文化施設棟(学生ホール・講堂・附属図書館)、体育館、学生クラブ棟、温室などであり、構造は鉄骨鉄筋コンクリートないし鉄筋コンクリート造りである。

また、一般教育棟、各学部棟には、カレッジホールという吹き抜けの空間があり、学生の勉強、語らいの場としての機能を備えている。

棟別建物面積

(単位：m²)

建物名	事務会議室等	学長・学部 学部長・教員室	研究室・共 同利用 機器室	講義室	実習室	更衣室・厚 生施設	体育館・部 室等	ホー ル・廊 下等	その他	面積計
はばたき棟	1,541	448				532		1,115	1,719	5,355
一般教育棟		1,135	557	1,515	483	122		1,915	635	6,362
国際関係学部棟		1,679	130	1,803	66	263		1,797	343	6,081
経営情報学部棟		656	239	2,185		136		1,512	322	5,050
食品栄養科学部棟		952	2,433	625	2,462	65		3,004	828	10,369
薬学部棟		1,374	5,964	2,333	2,628	162		4,098	785	17,344
看護学部棟		975	587	1,066	1,426	103		1,752	450	6,359
環境科学研究所棟	120	463	1,644	229	610	21		1,326	526	4,939
学生ホール	469	332				1,405	836	689	309	4,040
講堂	1,744							287	264	2,295
附属図書館	184	21			2,966	53		1,097	1,675	5,996
体育館		74			64	54	1,734	538	2,185	4,649
クラブ棟							548	39	171	758
温室、その他	72					2		14	619	707
計	4,130	8,109	11,554	9,756	10,705	2,918	3,118	19,183	10,831	80,304

(a) 棟別主要施設・室

学部棟については、2の「学部等における施設・設備等」に記載

はばたき棟

はばたき棟(キャンパスセンター)は、地上3階地下1階建て、面積5,355 m²で、1階には学生部長室及び学生部事務室、キャリア支援センター、健康支援センター(医務室)、男女共同参画センター、非常勤講師控室など、2階には学長室、副学長室、事務局長室、総務部及び教育研究推進部の各事務室、3階には各学部長室、総務室の一部及び広報室、

コンピューター室、会議室、地下 1 階には防災センター、食堂・厨房、運転手控室、作業員室、機械室・電気室などがある。

一般教育棟

一般教育棟は、地上 6 階建て 6,362 m²で、教員室 33 室（1 部屋 32～35 m²、以下ほぼ同面積）講義室、演習室、物理実験室、生物実験室、各種実験室、LL 教室（153 m²）、言語コミュニケーション研究センター、健康支援センター（健康増進室、相談室）などがある。

学生ホール

学生ホールは地上 3 階地下 1 階建て 4,040 m²で、食堂（981 m²）・厨房、部室（836 m²）、国際交流談話室、ホール・会議室、売店のほか、客員教授等研究室・学术交流ホールなどがある。

その他施設

講堂（2,295 m²）は 902 人収容の大講堂と 230 人収容の小講堂からなる。図書館（5,996 m²）は約 35 万冊の蔵書を有する。体育館（4,649 m²）にはアリーナのほかに柔道場、トレーニングスペースなどが整備され、クラブ棟は 2 階建て 758 m²で、24 の部室、器具庫、共同倉庫を備える。薬学部の薬草園に併設して温室（2 階建て 240 m²）が設置されている。

（b）教育の用に供する情報処理機器等の整備

教育用のパーソナル・コンピューターは、全学利用のコンピューター室が 2 室（4215 室、4316 室）あり、合計 116 台が設置されている。このほかに経営情報学部以外の各学部それぞれパソコン室が設置されている。ハードウェアの陳腐化に対しては、一定額の予算を充てて毎年順次更新をしている。

教育の用に供する情報処理機器等の整備状況の主たるものは下記のとおりである。

教育用情報処理機器

サーバ	全学用 windows ドメイン(CR ドメイン)管理用	サーバ室(4315 室) 1 式	
	学部用(ウェブ及びメール管理用)	薬学部(6509-1 室) 1 式 食品栄養科学部(5608 室) 1 式 国際関係学部(3112 室) 1 式 経営情報学部(4315 室) 1 式 看護学部(13310 室) 1 式	

パソコン (各学部等で購入した機器などを除く。)	全学共用	コンピューター室(4215室)75式 コンピューター室(4316室)41式 (1308室)各種メンテナンス用	全学部の実習授業及び学生の個人自習用。時間8:30-21:00
	各学部パソコン	薬学部 40台 食品栄養科学部 30台 国際関係学部 46台 看護学部 15台	各学部実習室利用規則等を規定

- 学生のアカウントの管理は、
- ア 入学時に各種アカウント(メール、セキュリティ認証、ウェブページ)を全学生に入学時に一斉発行し、卒業時に抹消
 - イ 学生への指導と支援は原則的に指導教員が対応する。情報センターは定期的にアカウント貸与の説明とメール講習会を開催している。
 - ウ パスワードは利用者個人が管理するが、忘失の場合は「パスワード初期化依頼」によって処理する。
 - エ 教員アカウント発行は、利用登録申請によるとしている。

視聴覚施設

A V(Audio-Visual、視聴覚)施設(委託 運用管理1本、保守点検2本)

ア 施設概要

- (ア) スタジオ(AV送出センター内)
 - 教材ビデオ作成及び学内自主放送用機材設置
- (イ) ビデオ編集機(AV送出センター内)
 - 教材用ビデオの編集(映像削除、挿入、文字入力、BGM等)
- (ウ) AVライブラリー(附属図書館2階)(個人用ブース...20台)
 - ビデオテープ・DVD専用ブース...18台
 - 海外衛星放送用テレビ...3台
- (エ) 教材用ビデオ
 - a 教材用ビデオテープ...約1,300本
 - b 映画・その他テープ...約600本
- (オ) CATV送出装置
- イ AV送出センターのビデオ・DVD貸出
 - (ア) 本学の教職員に限る。
 - 教材について貸出を認めている。
 - (イ) 貸出期間は1週間以内

LL(Language Laboratory システム)(委託 保守点検)

ア LL教室の概要

- (ア) 一般教育棟 2310 室... 機器 50 台 利用者 50 人
- (イ) 国際関係学部棟 3216 室... 機器 56 台 利用者 56 人

イ LL 教室の LL 装置以外の設備

- (ア) 再生用ビデオデッキ...10 台
- (イ) 高速カセットダビング機...1 台

ウ 参考

(ア) 利用科目名

- a 2310 室...英語、独語、韓国語
- b 3216 室...英語、独語、仏語、韓国語

(イ) 利用方法

LL 教室...カリキュラムにより決定

LL 装置以外の設備...準備室 (3217 室) の非常勤職員 2 人が対応

英語、フランス語、ドイツ語、ロシア語、中国語、韓国語、スペイン語、フィリピン語などの教材 DVD・ビデオを約 1,000 本、CD・カセットテープを約 1,500 本保有し、利用者の求めに対応している。

S A L L (Self-Access Language Learning Center)

- ア 開所年月日 平成 19 年 6 月 20 日(水)
- イ 場所 国際関係学部棟 2 階 3218 教室(旧 LL 教室)
- ウ 開設時間 8 時 30 分から 18 時まで
- エ 使用対象者 学部学生、大学院学生、教職員
- オ 窓口スタッフ 非常勤職員(LL 教室兼務)
- カ 施設の概要

コンピューター32 台を備え、DVD ソフト、英語学習・日本語学習の語学教材及び英字新聞を利用して自主的な語学学習ができる施設

(c) 教職員住宅

本学の教職員住宅は、下表のとおりである。

<教職員住宅>

住宅名	戸数	構造	規模	1 戸当たり面積	建築年月日
学長公舎	1	木造 1 F	5 L D K	104.37	昭和 61.3
安東教職員住宅	4	R C 2 F	3 L D K	95.33 ~ 101.26	昭和 62.3
川原町教職員住宅	16	R C 4 F	3 L D K	97.54 ~ 99.75	昭和 62.11
大岩教職員住宅	8	R C 2 F	4 D K	98.09 ~ 102.61	昭和 62.3
瀬名教職員住宅(大学棟)	24	R C 4 F	3 D K	64.85	昭和 42.12
瀬名教職員住宅(北棟)	12	R C 4 F	3 D K	64.85	昭和 42.7
上足洗教職員住宅	12	R C 3 F	4 K	81.48	昭和 50.3
つつじヶ丘教職員住宅	8	R C 2 F	4 D K	88.44	昭和 54.2
東鷹匠教職員住宅	12	R C 3 F	3 L D K	97.42 ~ 99.65	平成元.3
折戸教職員住宅	16	R C 4 F	4 D K	102.60	平成 2.3
小鹿教職員住宅	16	R C 2 F	2 D K	58.95	平成 4.5

国吉田教職員住宅	24	R C 3 F	2 D K	56.40	平成 9.3
計	153				

b 先端的な設備・装置

(a) 教育研究用備品

平成 14 年度以降の備品購入実績は、金額的には、おおむね年度 2 億円程度である。内容的には、1 台 4 千万円を超える大型の実習研究用備品などの各学部の教育研究備品だけでなく、実習室用パソコンなどの情報関係、事務関係の備品、学生用図書なども含まれる。

先端的若しくは大型研究用機器備品については、毎年度、おおむね 4 千万円程度の予算配分があり、薬学研究科と生活健康科学研究科が交互に教育研究用機器備品を購入してきた実績がある。加えて 20 年度から、県から高額研究用備品の更新に対する補助が行われることとなっている。

機器備品類購入費の執行状況

(単位：千円)

	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
予算額	179,268	204,997	201,848	194,494	182,559	181,107
決算額	179,268	204,978	201,811	194,486	182,537	181,107

研究・実験用の大型機器備品類については、開学時に整備したものが多く、最新技術や機器の高度化への対応の遅れが目立っている。理系学部を中心に最先端の教育研究用機器備品導入や更新への期待が大きい。

耐用年数の経過した購入時期別備品機器の件数及び購入時の金額

(単位：千円)

区分	昭和 62 開学～平成 3 まで		平成 3 年度以降		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1,000 万円以上	42	827,475	25	778,473	67	1,605,948
500 万円～1,000 万円未満	39	282,441	33	222,691	72	505,132
300 万円～500 万円未満	37	137,067	37	139,080	74	276,147
50 万円～300 万円未満	1,021	1,122,282	477	477,483	1,498	1,599,765
計	1,139	2,369,265	572	1,617,727	1,711	3,986,992

以下は、取得価格 2 千万円以上の教育研究用機器備品のうち、更新が必要なものの取得からの経過年数と利用頻度等である。

更新の必要な機器備品一覧（2千万円以上のもの）

備品名称	学部等	取得年月日	耐用年月日	経過年数	更新の必要性	利用頻度
波高分析装置	薬学部	S48.10.19	S53.10.19	34		月平均 25%程度
生体機能多目的観察装置	薬学部	H1.2.20	H6.2.20	19		月平均 50%以上
鉛貯蔵庫	薬学部	H1.2.27	H6.2.27	19		月平均 50%以上
超遠心機	薬学部	H1.3.20	H6.3.20	19		月平均 10%
全身オートラジオグラフィ作製装置	薬学部	H1.3.20	H6.3.20	19		月平均 25%程度
オートマカウター	薬学部	H1.3.20	H6.3.20	19		月平均 50%以上
滅菌装置	薬学部	H1.3.31	H5.3.31	19		月平均 50%以上
高濃度鉄・マンガン除去装置	薬学部	H1.3.31	H6.3.31	19		月平均 50%以上
生物化学研究用画像解析システム	薬学部	H7.3.17	H12.3.16	13		月平均 25%程度
超遠心器(ローター付)	薬学部	H8.3.25	H13.3.25	12		月平均 50%以上
日立高速アミノ酸分析計	薬学部	H12.3.31	H17.3.31	8		月平均 25%程度
天然物・蛋白質両用 X 線システム	薬学部	H13.3.30	H18.3.30	7		月平均 50%以上
多機能分析電子顕微鏡システム	総研	S63.3.31	H8.3.30	20		月平均 50%以上
全自動有機元素分析システム	総研	H1.2.9	H6.2.9	19		月平均 25%程度
熱分析システム	総研	H1.3.1	H6.3.1	19		1日/週、1.1h/日
電子スピンドル共鳴装置	総究	H1.3.20	H6.3.20	19		1日/週、10h/日
FT-NMR 装置マグネット部	総研	H1.3.20	H6.3.20	19		月平均 50%以上
X 線回折装置	総研	H1.3.31	H6.3.31	19		使用できず
電子顕微鏡試料作成装置	総研	H1.3.31	H6.3.31	19		月平均 10%
プラスマ発光分光分析装置	共同	H1.3.20	H6.3.20	19		月平均 25%程度
分離超遠心機	共同	H1.3.31	H6.3.31	19		月平均 25%以上
多目的分離システム	共同	H3.3.29	H8.3.28	17		月平均 50%以上
DNA 構造解析装置	共同	H3.3.30	H8.3.29	17	×	
顕微鏡	共同	H5.3.31	H13.3.30	15		月平均 50%以上
超伝導核磁気共鳴装置	共同	H6.3.7	H11.3.7	14		月平均 50%以上
フーリエ変換顕微赤外分光計	共同	H8.3.25	H13.3.25	12	×	
蛍光イメージャー	共同	H8.3.25	H13.3.25	12	×	
生体関連多成分分離解析システム	共同	H9.3.21	H14.3.21	11		月平均 50%以上
共焦点レーザースキャン顕微鏡	共同	H11.3.31	H16.3.30	9		月平均 50%以上
遠心分離装置分離用超遠心機	食品栄養	S62.3.26	H4.3.25	21		週数時間×1
遠心分離装置分離用超遠心機	食品栄養	S62.3.26	H4.3.25	21		週数時間×3
顕微鏡電子顕微鏡(付属品を含む)	食品栄養	S62.3.27	H7.3.26	21	×	
滅菌洗浄装置オートクレーブ	食品栄養	S62.3.30	H3.3.30	21		毎日
顕微鏡走査電子顕微鏡	食品栄養	S62.3.30	H7.3.29	21	×	
血液化学機器(付属部品含む)	食品栄養	S62.3.31	H4.3.30	21	×	
その他の生物化学機器細胞融合	食品栄養	S62.3.31	H4.3.30	21	×	
遠心分離装置分離用超遠心機	食品栄養	S62.3.31	H4.3.30	21	×	
電磁気試験計測機器フーリエ変換	食品栄養	S63.3.31	H5.3.31	20		毎日
近赤外分光光度計	食品栄養	H1.2.20	H6.2.20	19	×	
酵母製造・調整システム	食品栄養	H4.3.31	H9.3.31	16	×	
共焦点レーザー走査蛍光顕微鏡	食品栄養	H8.3.25	H16.3.24	12		週2回
食品機能成分生理活性解析システム	食品栄養	H10.3.26	H15.3.26	10		週8時間×3

生物フォトン分光光度計	環境研	H3.3.30	H8.3.29	17	×	
ICP/MS システム一式	環境研	H8.3.25	H13.3.25	12		4日/週、5h/日
CG/MS システム一式	環境研	H8.3.25	H13.3.25	12		6日/週、24h/日
CG/MS システム一式	環境研	H8.3.25	H13.3.25	12		3日/週、24h/日
イオンマトグラフ	環境研	H8.3.25	H13.3.25	12		1日/週、7h/日
GC/MS システム一式	環境研	H8.3.25	H13.3.25	12		1日/週、7h/日
高分解能質量分析計	環境研	H12.3.31	H17.3.31	8		6日/週、5h/日
原子間力顕微鏡	看護学部	H9.3.25	H17.3.24	11		6～12回/年
看護援助生理的計測システム	看護学部	H10.1.30	H16.1.30	10		1～3回/年
呼吸代謝測定装置	看護学部	H10.3.20	H16.3.19	10		1～3回/年

(注) 総研 = 総合研究センター、共同 = 共同利用機器、食品栄養 = 食品栄養科学部、環境研 = 環境科学研究所

平成 20 年度から、大学開設に伴って導入された大型の教育研究用機器備品（300 万円以上）の更新費用について、第 2 期中期計画期間を含め 11 年間 5 千万円ずつの県からの補助が認められ、更新を実施していくこととなった。

平成 20 年 9 月 30 日、静岡大学及び東海大学の理系の大学院と本学薬学研究科・生活健康科学研究科の間で学術交流協定が締結された。協定の内容は、教員及び学生の交流 学術情報の交換 機器及び施設の相互利用 その他教育及び学術文化の交流とされており、3 大学の連携による先端機器の相互利用の可能性が開かれている。

(b) 備品類の管理

機器備品類は、静岡県公立大学法人固定資産管理規程で次のように管理されている。

固定資産は、原型のまま比較的長期間にわたり反復使用に耐える有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産で 1 個 50 万円以上の物品に区分されている。小額備品は、1 個 10 万円以上 50 万円未満の物品、図書備品は、金額に関わりなく附属図書館等に備え付ける図書である。

会計規則第 46 条第 2 項に規定する資産管理責任者は、不動産等、知的財産権、図書を除く動産等については事務局長、図書については、附属図書館長であり、使用責任者は、不動産等、動産等は総務部長、知的財産権は教育研究推進部長、図書は附属図書館事務局長である。

備品類については、新たに取得した後、事務局において、台帳に登録し「備品シール」を貼付した上で、取得した教員・研究室が保管、供用することとなっており、不用となった機器備品類は、不用品決定の決裁を受けて、備品台帳から抹消した上で譲渡、廃棄処分等される。

c キャンパスアメニティの向上

(a) 学生・教職員の厚生施設

本学の厚生施設の中心的施設は、学生ホールである。学生ホールには、ホールのほか食堂、売店、クラブ・サークル室(31 室)、多目的ルーム(2 室)、国際交流談話室、小会議室(2 室)などが整備されているほか、複写機、ATMなどが設置されている。

学生ホールの施設概況

施設	設置場所	面積・収容人数	摘要
食堂	学生ホール1階	981 m ² 、600名	定食、麺類等
	センター棟地下1階	224 m ² 、220名	定食、麺類等
売店	学生ホール2階	138 m ²	文房具、書籍、軽食料品等
自動販売機	各学部棟、学生ホール、体育館	20台	
複写機	学生ホール、センター棟	2台 1台	
自動証明写真機	学生ホール	1台	
国際交流談話室	学生ホール2階		

(b) 学生の意見の聞き取り

掲示板、学内放送を利用して意見交換会開催の告知を行い、年数回、学生と学生部との意見交換会を行っている。しかし、学生の出席者は少数にとどまることが多い。

大学からは、学生部長、学生部副部長、学生委員、学生部職員が出席する。平成19年度の場合、クラブ・サークル活動の支援の仕方、学生食堂への要望、グラウンドや体育館等の学内施設についての要望が出された。この話し合いを受けて、体育館内のトレーニング機器が更新され、学生食堂についてのアンケートが実施され、グラウンド改修についての検討も開始された。

(c) セキュリティ対策

本学は、女子学生や研究者の割合も高く、夜間の学内セキュリティや証明設備などの向上が必要である。

平成18年度には防犯に関するアンケートを実施し、暴行や窃盗、わいせつ事犯等の被害の実態と大学周辺の危険箇所の調査をした。この結果をもとに平成18年7月から警備会社による大学周辺での夜間巡回警備を開始した。

平成20年度においても、下校時の学生の安全の確保及び下宿生の安全の確保のため、大学内・大学周辺の夜間巡回警備を実施している。

(d) 健康支援センター

本学の学生・教職員の保健管理等に関する専門的業務の実施、健康の保持増進、健康科学に関する教育・研究を目的に健康増進室、医務室・休養室、相談室からなる健康支援センター（副センター長＝医師、カウンセラー1名、看護師3名）を設置している。

平成19年度の実績は、以下のとおりである。

	国際関係	経営情報	食品栄養	薬学	看護	教職員他	計
健康増進室	277	28	233	230	27	251	1,046
相談室	205	28	38	18	27	99	415
医務室	455	134	325	317	61	253	1,545

このほか、大学内に学生部長、学部・研究科等から選出された教員、事務局職員、衛生管理者、産業医などで構成する保健衛生委員会を設置、開催している。

保健衛生委員会では、学生及び職員の健康の保持増進、健康障害を防止するための基本対策、学生及び職員のメンタルヘルス、学生の就学上及び職員の業務上の災害の原因並びに再発防止対策、学生及び職員の安全並びに健康についての学長からの諮問、その他学生及び職員の安全並びに健康に関することなどを調査審議している。

委員長は年間の状況を総括し、静岡県公立大学法人安全衛生管理規程第 5 条第 1 項の総括安全衛生管理者（法人事務局長）に報告することとされている。

d 施設・設備等の利用上の配慮

静岡県では、平成 11 年度にユニバーサルデザイン室を県庁企画部内に設置し、県をあげてバリアフリーを進めた形でユニバーサルデザインに取り組んできている。

本学においては、大学の敷地が緩やかな斜面に建設された経緯もあり、車いすの利用者の移動に困難があることが想定されたため、各棟は独立した建物であっても長くフラットな廊下で接続され、各棟に設置されたエレベーターによって、学内の移動が可能なように設計されている。

また、障がいのある学生への支援として、勉強全般に対する相談窓口を学生室に置き、聞き取り調査を実施しているほか、随時、施設室職員が施設設備面で問題のある点について学生から意見を求め是正に努めている。

この結果、障がい者用のトイレの増設（11 箇所 13 箇所）など施設の改善のほか、附属図書館入り口のインターホン設置、障がい者用トイレの鍵・電気スイッチの改修、障がい者専用機の配置などの改善を進めている。

e 組織・管理体制

(a) 施設設備の維持管理

施設設備の維持管理は、事務局総務部施設室及び学生室が担当する。

県立大学の施設の総括的管理者は、事務局長（施設管理者）であり、施設管理者のもとに、各施設担当者が置かれ、盗難及び火災その他の災害の防止、整理清掃及び環境衛生、その他施設の良好な維持保全を図っている。

施設設備の維持修繕、対外的な貸出し許可等は施設室で行っている。日常的な使用の管理については、講義室、演習室など共用施設は学生部、実験・実習室などについては各学部・研究科等が担当する。

このほか、大学共同利用施設運営委員会、環境安全委員会などにより、大学施設の円滑、適正な管理、運営が実施されている。

施設担当者及び担当施設

施設担当者	担当施設
薬学部長	薬学部棟（講義室、カレッジホール、更衣室、倉庫、機械室及び電気室を除く）薬学部附属棟、温室及び薬草園
食品栄養科学部長	食品栄養科学部棟（講義室、カレッジホール、更衣室、倉庫、機械室及び大学院生活健康科学研究科専用施設を除く）

国際関係学部長	国際関係学部棟（講義室、演習室、カレッジホール、更衣室、電気室及び大学院国際関係学研究科専用施設を除く）
経営情報学部長	経営情報学部棟（講義室、演習室、カレッジホール、更衣室、倉庫、ボイラー室及び空調機械室を除く）
看護学部長	看護学部棟（講義室、演習室、会議室、カレッジホール、更衣室、電気室及び倉庫を除く）
大学院生活健康科学研究科長	食品栄養科学部棟の大学院生活健康科学研究科専用施設
大学院国際関係学研究科長	国際関係学部棟の大学院国際関係学研究科専用施設
環境科学研究所長	環境科学研究所（講義室、演習室、更衣室、機械室及び電気室を除く）
附属図書館長	図書館（スタジオ、調整室、A V送出センター、機械室及び作業員控室を除く）
学生部長	各棟の講義室、演習室、カレッジホール及び更衣室、学生クラブ棟、学生ホール（学术交流ホール、客員教授等研究室、会議室、機械室、厨房を除く）
体育教員	体育館（地下施設を除く）、運動場、テニスコート
事務局総務部長	はばたき（キャンパスセンター）棟、一般教育棟、大講堂、芝生苑地等構内敷地、その他上記以外の施設

（b）施設の維持と大規模修繕

開学後 20 年余を経過し、施設設備の老朽化が進み、計画的な維持修繕と設備の更新が必要となっている。ちなみに平成 18 年度に今後必要とされる建築設備の必要経費を試算した結果では、平成 20 年度までに総額 12 億円近い費用が必要と診断された。

< 静岡県立大学中長期修繕計画（平成 19 年 3 月） >

（単位：百万円）

	建築		設備			計
	外部	内部	電気	衛生	空調	
センター棟	9	12	77		78	176
一般教育棟	13	17	7	77	31	145
国際関係学部棟	12	17	7	17	12	65
経営情報学部棟	10	14	6	14	9	53
食品栄養科学部棟	2	27	78	1	29	137
薬学部棟	3	56	13	49	60	181
環境科学研究所棟	2	14	20			36
看護学部棟	3	16	66		11	96
その他	45	40	104	67	30	286
計	99	213	378	225	260	1,175

大規模な増改築若しくは建替えが必要な場合は、現状では県からの補助ないし交付金の増額によって実施することとなる。同様に、老朽化の進む建物や設備についてすべて自主財源でまかなうことは極めて困難であるため、20 年度から 6 年間にわたって県からの補助金によって維持修繕を行う。今後の建物施設の使用期間の長期化を図ることとな

っている。

修繕費用の推移

(単位：千円)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
庁舎修繕	65,161	55,037	107,596	74,915	53,964	48,106
職住修繕	11,798	21,407	16,771	18,481	17,031	11,813
備品修繕	960	896	1,296	820	1,488	4,381
計	77,919	77,340	125,663	94,216	72,483	64,300

(c) 光熱水費

施設の維持管理には、毎年度約3億円近い光熱水費が必要とされている。また、上水道の配管からの水漏れなども指摘されており、エネルギーの効率的な利用、省エネルギー化の推進、施設設備の更新などが必要となっている。

光熱水費の推移

(単位：千円)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
電気	161,536	152,006	149,902	144,277	144,331	145,560
ガス	92,917	89,855	92,312	85,710	91,895	93,825
上水道	19,785	18,438	19,504	18,706	20,089	17,448
下水道	18,422	16,632	15,818	17,448	17,688	17,728
工業用水道	15,809	15,810	15,766	15,766	15,766	15,810
計	308,469	292,741	293,302	281,907	289,769	290,371

(d) 管理委託

日常的な施設の維持・管理については、大学事務局の総務部施設室が担当し、広範な業務について専門業者に外部委託して管理の効率化と万全を期している。

平成19年度に委託業務改善委員会及びワーキンググループを設置し、静岡県公立大学法人の委託業務について、今後の委託業務がより効率的かつ経済的に行われるよう現状把握、改善等の検討を行った。

専門業者への管理委託状況(平成21年3月現在)

(単位：千円)

委託業務名	19年度	14年度	増減	/	法義務
設備管理業務	110,040	114,030	3,990	97%	有
清掃業務	29,400	39,690	10,290	74%	
動物飼育室等管理業務	54,069	55,769	1,700	97%	
実験系(希薄)排水処理設備等管理業務	36,750	41,370	4,620	89%	有
警備業務	35,342	39,375	4,033	90%	
用地管理業務	33,600	37,485	3,885	90%	
アイソトープセンター等管理業務	25,725	25,966	241	99%	有
薬草園・温室管理業務	9,660	12,232	2,572	79%	

消防用設備等点検業務	9,188	10,395	1,207	88%	有
エレベーター保守業務	8,820	9,991	1,171	88%	有
中央制御システム保守点検	8,153	9,160	1,007	89%	
バイオ施設保守業務	1,712	5,607	3,895	31%	
単独空調機等保守点検	4,956	5,250	294	94%	
調整池等維持管理業務	4,410	4,284	126	103%	
特殊ガス設備点検	6,353	5,250	1,103	121%	
純水製造装置保守業務	5,040	5,342	302	94%	
電気錠保守業務	3,137	3,486	349	90%	
防そ防虫業務	2,940	3,150	210	93%	有
水質等検査業務	2,678	2,152	526	124%	有
貯水槽等清掃業務	1,313	1,407	94	93%	有
汚水槽雑排水槽清掃業務	721	844	123	85%	
専用水道管理業務	995		995		有
学長公舎管理業務	351	508	157		
製氷機等保守業務	816	865	49		

(e) 情報システム

ア 全学ネットワーク

本学では、昭和 62 年の開学当初から積極的にコンピューター機器の導入・更新やシステム開発を進め、教育、研究、事務、附属図書館の各分野で情報システム化を推進してきた。今後も、機器の導入・更新など、情報処理技術の進歩に対応できるよう事業を進めて行く。

イ 情報センター

平成 17 年 4 月 1 日、情報システムを活用した教育・研究の活性化及び事務システムの管理・運用並びに産学連携などによる地域貢献を促進する事業を行うほか、各部局における情報リテラシーの一層の向上を図るための核となる体制を整備するため、次のような機能を持つ情報センターを設置した。

- (ア) 本学の教職員及び学生にとって、より使いやすいコンピューターシステムにするとともに学内 LAN の再構築が完了したことに伴った、一元的な管理運用体制を整備する。
- (イ) 今後予想される本学各種システムのダウンサイジングや独立行政法人化に伴うコンピューターシステム再構築に際し、全学的な検討体制の核とする。
- (ウ) 静岡県内のすべての大学、短大、高等専門学校 22 校が参加する、大学間連携推進組織「大学ネットワーク静岡」及び公立大学協会情報部会等への本学情報受信の窓口体制としての充実・整備を図る。

情報センターの事業

- (ア) 情報システム、各種ソフトウェア及びデータベース等の管理に関すること。
- (イ) 研究のための情報システムの利用に関すること。
- (ウ) 情報リテラシー教育における情報システムの利用に関すること。
- (エ) 学外情報通信ネットワークとの連携及びサービスの提供に関すること。
- (オ) 情報システム及び学内ネットワークの利用に関し、利用者に対する技術指導及び助言並びに利用に必要なサービスの提供に関すること。
- (カ) 公立大学協会情報部会に関すること。
- (キ) その他情報センターの目的を達成するために必要な業務。

ウ 情報システムの整備状況

開学時からの年度別事業は、次のとおりである。

(印は現在稼働中のコンピューター機器類)

昭和 62 年度	教育用パソコン導入
昭和 63 年度	教育用ワークステーション導入、「情報システム基本構想及び基本計画」策定
平成元年度	大型汎用コンピューター等の導入、事務処理システム、図書館システムの開発着手
平成 2 年度	ネットワーク（学内 LAN）の整備、図書館コンピューターの導入、事務処理システム、順次稼働
平成 3 年度	ネットワークの運用管理、図書館システム等の運用開始、事務処理システム、開発終了
平成 4 年度	ネットワークの運用管理、事務処理システム等の運用管理、事務処理システムの変更
平成 5 年度	ネットワークの運用管理、事務処理システム等の運用管理、大型汎用コンピューター、教育用パソコン（4215 室）の更新検討
平成 6 年度	ネットワークの運用管理、事務処理システム等の運用管理、大型汎用コンピューター、教育用パソコン（4215 室）の更新、インターネット構築（IP 接続）
平成 7 年度	ネットワークの運用管理、事務処理システム等の運用管理、教務システムの変更、教育用ワークステーション（4316 室）の更新検討
平成 8 年度	ネットワークの運用管理、事務処理システム等の運用管理、入試システムの変更、インターネット利用環境の改善、教育用ワークステーション（4316 室）の更新、図書館システムの更新
平成 9 年度	ネットワークの運用管理、事務処理システム等の運用管理、学部用ワークステーションの更新、薬学部棟教育用コンピューターの更新及び増設、経営情報学部棟パソコン実習室の整備（4211 室）
平成 10 年度	ネットワークの運用管理、事務処理システム等の運用管理、大型汎用コンピューターの更新検討（研究教育支援情報分散処理ワーキンググループによる検討）、経営情報学部棟パソコン実習室の整備（4211 室）、ギガビットネットワークの活用の推進（電源設備整備）
平成 11 年度	ネットワークの運用管理、事務処理システム等の運用管理、ギガビットネットワークの活用の推進（周辺機器整備）

平成 12 年度	ネットワークの運用管理、事務処理システム等の運用管理、授業料口座振替システムの変更、教育用パソコン（4215 室）の更新検討
平成 13 年度	教育用パソコン（4215 及び 4316 室）の更新
平成 14 年度	ネットワーク更新（複線化を含む）
平成 15 年度	教育用パソコン（食品栄養科学部及び全学共用実習室）の更新
平成 16 年度	教育用パソコン（薬学部及び国際関係学部）の更新 情報センターの設置（平成 17 年 4 月 1 日施行）
平成 17 年度	教育用パソコン（看護学部）の更新、入試システムの変更
平成 18 年度	短期大学部ネットワーク更新、教育用パソコン（経営情報学部 4215 室）の更新
平成 19 年度	大型汎用コンピューター（教務システム）更改調査委託 教育用パソコン（経営情報学部 4316 室）の更新

エ コンピューター室（1308 室マシンルーム）等導入コンピューター

導入コンピューターの状況は、次のとおりである（数値は、平成 20 年 4 月現在）。

種 類	機 種 等	運 用 時 間
大型コンピューター等（リース契約）	大型汎用 富士通 GS- 8300/10L コンピューター室（1308 室）1 式	8:30～24:00 オンライン業務 8:30～17:30
サーバ（委託 機器保守）	マスターサーバ 1 式 ウェブサーバ 1 式 メールサーバ 1 式 DNSサーバ 1 式 ニュースサーバ 1 式 ファイアウォールサーバ 1 式 バックアップサーバ 1 式 管理用サーバ 3 式 LAN監視用サーバ 1 式	
事務用パソコン（リース契約）	汎用機器操作 3 式 その他事務用 7 式	

オ 事務システム

稼働中の事務システムは以下のとおりである。

名 称	利用部署	運用開始時期
入試システム	入試室	平成元年 1 2 月～
学籍管理システム	学生室	平成 2 年 4 月～
授業管理システム	学生室	平成 3 年 4 月～
成績管理システム	学生室	平成 3 年 4 月～
各種証明発行システム	学生室	平成 3 年 4 月～
教員ファイルシステム	総務室	平成 4 年 4 月～
大学院学生成績授業管理システム	学生室	平成 4 年 4 月～
授業料口座振替システム	出納室	平成 7 年 3 月～

(f) 施設設備の衛生・安全の確保

ア 安全衛生委員会

日常的な施設の維持・管理のほかに、実験施設等を含む大学の安全衛生対策は、組織の整備、施設設備の改善、器具備品の確保、安全衛生教育の実施等幅広い範囲に及ぶことから、労働安全衛生法及び静岡県公立大学法人職員就業規則第46条の規定に基づき、法人に総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者を置くほか、大学に安全衛生委員会を設置し、学内の広範な人材の連携の下で職員の安全、健康の確保、快適な職場環境の形成を図っている。

安全衛生委員会の役割は以下のようなものである。

職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。

労働災害の原因及び再発防止対策に関すること。

前3号に掲げるもののほか、職員の安全及び衛生に関する重要事項を調査審議している。

イ 研究室・実験室の排気ガス対策

本学は、独立行政法人化に伴い、労働安全衛生法の適用を受けることとなった。このため、教員の研究、学生の実験などで有機溶剤を使用している実験室等における有機溶剤中毒予防規則や特定化学物質等障害予防規則が適用されるようになり、有機溶剤及び特定化学物質使用に伴う健康診断が教職員を対象に実施されることになった。これに併せて実験で有機溶剤を使用する学生に対して血液検査を実施している。

また、平成20年の9月から3ヶ月間、有機溶剤及び特定化学物質の使用量調査を行い、併せて9月下旬に作業環境測定も実施した。これにより、より正確な化学物質の使用状況や使用環境の状態を把握し、事業者として適切な措置を講ずるための基礎データとしていく。その上で研究室・実験室の作業環境改善に向けて排気ガス対策の観点からの取り組みを実施し、快適な職場の形成を目指すこととする。

ウ 動物実験センター

薬学部棟地下1階にマウス、ラット、ウサギなどを対象とした飼育室、実験室、洗浄室、SPFエリア等から成る施設、食品栄養科学部棟7階にマウス、ラットを対象とした飼育室及び遺伝子組換え動物飼育室等から成る施設が設置されている。本センターは、動物実験センター運営委員会により円滑に管理運営されており、利用頻度は極めて高い。同運営委員会では、「動物実験センター利用の手引き」を作成するとともに、利用者を対象に毎年講習会を開き、安全・衛生面も含めた適切なセンター利用を指導している。

エ アイソトープセンター

薬学部棟地下1階にあり、汚染検査室、低温室、実習室、バイオハザード関連実習室、動物実験室、測定機器室、第1～第4実験室、第1～第2合成実験室、暗室、廃棄保管室、廃棄作業室、配分室及び線源室から構成されている。本センターは、放射性物質を取り扱う施設であることから、関連諸法令を順守し業務従事者に対する教育

訓練、健康診断等を実施し、実際の利用に当たっては安全・衛生面の十分な配慮を行っている。また、施設に関しては、法令に決められた基準に従い定期的に汚染検査を実施し、それら記録は過去5年間保管している。

オ バイオハザード実験センター

アイソトープセンター内に設置され、P1レベルの遺伝子組換え実験、P2レベルの病原微生物の遺伝子組み換え実験、病原微生物の取扱いや感染実験に利用され、利用者数は年間延べ600名以上に達する。

カ 薬品管理システム

平成17年12月、学内の全薬品の一元管理を目的に、市販の薬品管理用コンピューターソフトを導入した。システムは学内環境安全委員会が管理運営を所掌している。

薬品のビン1本1本にバーコードを利用した管理番号を付け、「いつ」「だれが」「どこに保管してある」「何の薬品を」「何のために」「どれだけ購入した」「どれだけ使った」かを記録し管理している。導入により薬品の使用状況、在庫量が容易に把握でき、無駄な購入を防げるとともに、不要な在庫を整理できた。

また、毒劇物等の法規制薬品の集計業務が迅速正確に行え、薬品データには製品安全データ(MSDS)が登録されているため、初めて使用する薬品でも安全な使用が可能となっている。

キ 排水処理

実験排水処理設備は育館地階、R1排水処理設備はR1管理区域内に設置している。

(ア) 実験排水処理施設

理系の研究室及び実験室から排出又は排水される実験用排水を無機系濃厚廃液及び希薄系排水の2系統に分け処理するもので、無機系濃厚廃液はポリタンクにて分別収集し、処理水にてバッチ処理し、重金属を除去し、処理水を希薄系排水処理に移送し処理する。希薄系排水は中和処理し、接触ばっき方式にて処理した後、急速ろ過装置等で処理し、特定行政庁の指導基準値まで下げて下水道に放流している。

なお、有機系濃厚廃液はポリタンクにて分別収集し、処理を業者に委託している。

(イ) R1排水処理施設

R1使用の管理区域から排出される廃棄系統にはガスモニターを設置し、排水系統には水モニターを設置。またR1保管室及び実験室等には、エリアモニターを設置。ガスモニター・水モニター及びエリアモニターの監視は管理室にて一括集中して行っている。排水は、R1管理区域内の30m³の貯留槽3基及び30m³の希釈槽を1基設置し、排水レベルが基準値以下になったことを確認、実験系排水処理設備に導入し処理のうえ、静岡市下水道に放流。なお、無菌室からの排水は前処理として殺菌層で塩素滅菌した後、貯水槽にポンプアップしている。

(g) 防災対策

防災については、学内に地震対策部会を設けたほか、地元の消防署と連携して、全

学防災訓練を実施している。また、災害時に備え、学生・教職員の安否情報システムや学内緊急連絡網を整備した。

さらに、災害時の避難地としてグラウンドや体育館等の屋内外施設を提供するほか、附属図書館には防災関連図書充実を図るなど、地域の防災拠点としての機能整備に努めている。

(2) 点検・評価

[改善が必要な事項]

施設・建物については、設置基準を大きく上回る規模ではあるが、開学後 21 年余を経て、大学の発展とともに狭隘化が進んでいる。

薬学部の 6 年制への移行(平成 18 年度入学生から)に伴う学生数の増加及びモデル薬局等の施設の拡大整備などへの対応、さらには各学部の将来構想に沿った施設の利用・改修に向けての大学全体の計画づくりが必要である。事務局スペースの見直しについても、出納事務、外部資金事務などの事務局の業務が拡大する一方で、平成 21 年 10 月を目処に汎用コンピューターのダウンサイジングが実施され、若干の余剰スペースが生まれることが予想される。また、学生部の学生室と入試室の位置が遠く離れて事務執行に不便があるなど、事務局スペース及び関連施設について課題が多い。これらの懸案となっている課題を解決するために限られたスペースの有効な活用方法について検討を要する。

教育の用に供する情報処理機器等の整備については、更新に当たっての基準がないために、今後は一定の更新基準を作る必要が指摘されている。既存のソフトウェアのバージョンアップや新たなソフトウェアの追加は十全に対応されていない。また、リテラシーレベルを超え、新たに各学部等の専門教育で必要とされる高度な情報教育・例えば経営情報学部の情報系専門教育・に対応する施設設備の整備がなされていない。

教職員住宅については、法人が所有する教職員住宅に加えて民間借上住宅が 2 戸あり、戸数的には入居希望者に対する充足度は満たされているが、独立行政法人化前に行った耐震診断の結果によれば、耐震性は備えているものの、老朽化が進んでいるため、建築時期の古い住宅の補修・改修工事について検討する必要がある。また、消防法の改正及び静岡市の条例変更により、平成 21 年 5 末日までに各住宅に火災報知機の設置が義務化され、いずれの教職員住宅も静岡市内にあり対象となるため、火災報知器の設置を行う必要がある。

海外からの短期滞在者等への住宅提供については、短期滞在の外国招へい教授及び短期留学生などの宿泊設備を用意する必要があるが、費用的には自前でこれらの施設を所有することは極めて非効率である。今後、公的施設で利用が可能な施設の掘り起こしや民間業者による不動産賃貸での対応のコスト比較などを行い基本的な方針の策定について検討する必要がある。

先端的な設備・装置のうち、更新の必要な教育研究用機器備品については、平成 20 年度から、大学開設に伴って導入された大型の教育研究用機器備品(300 万円以上)の更新費用について、第 2 期中期計画期間を含め 11 年間 5 千万円ずつの県からの補助が認められ、更新を実施していくこととなったが、300 万円以上の更新が必要な機器備品は、総数で 213 件、金額で約 24 億円あり、また、価格が 1 台で単年度の補助金総額 5 千万円

を超えるようなものもあり、対応については今後更なる検討が必要である。

施設におけるキャンパスアメニティの向上に関しては、平成 17 年度に食堂に関する学生アンケート、平成 19 年度には食堂・売店に関する学生アンケートを実施し、メニュー・取扱商品・営業時間等について改善に努めているが、昼食時の混雑の解消やメニューの更なる改善等の問題も残されている。また、食堂・売店等の委託業務を全学学友会が行っているが、このような委託の仕方が適切であるか、今後検討が必要である。

セキュリティ対策のうち、学生の住居に関しては、学生の生活安全の観点から下宿・アパートの環境改善についても、不動産業者との連絡会を継続して実施していく。連絡会によりアパートの防犯灯の設置等の効果を上げているが、学内の暗がりへの防犯灯の設置や防犯カメラの設置についても検討している。

健康支援センターについては、平成 17 年 4 月、部局に属さない大学直轄の全学的なセンターとして発足した。以来、健康度測定や運動機会の提供など、学生及び教職員の健康の保持・増進、一般心理相談、心の専門相談などの相談活動、定期健康診断、日常的な応急処置・ケアなどの医療的処置と健康管理をその活動の中心におきながら健康科学関連の教育・研究活動や地域貢献に関わる活動などを行っているが、現状、センター長が不在となっているほか、施設が分散しているため、管理上の問題や職員配置の上でも課題となっている。

障がいのある学生については、基本的に学生室の相談窓口、施設室等による対応、周囲の学生・教職員の支援、協力などにより、学内での日常生活については、支障のない体制が整えられている。しかしながら、課題は多く、大学の各建物へは、正面入口でなく大学の建物を取り巻くサーキュレーション道路から入ることに象徴されるように、本学のユニバーサルデザインの取り組みは今後とも継続して進めていかなければならない状況である。

また、車いすを利用する学生等のために、バリアフリートイレを平成 19 年度に 2 基増設したところであるが、すべての棟のすべての階にバリアフリートイレを設置することが望まれる。

このほかにも、講義室における車いすを利用する学生のためのスペースの問題、大学内の案内表示のユニバーサルデザイン化、視覚・聴覚障がい者への対応など、今後取り組むべき課題が多い。

交通動線・交通手段の整備状況については、過去に駐車場以外の構内道路への駐車が頻発し、車両同士の接触事故の発生に加え、火災等の場合緊急車両の通行に支障を来す恐れのあることなどから、平成 11 年度に構内のサーキュレーション道路の出入口に開閉式のポールを設けて、許可を受けた車両のみが構内に入場できるパスカード方式とし、平成 17 年度には、構内での事故を契機に一方通行とした。

開学当初に比べて大学院の新設による教員や大学院学生の増加など、駐車スペースが不足しつつあり、問題の解決に向けて検討していく必要がある。

また、学生の自動二輪車が、一方通行の構内道路を逆走するなど、交通マナーの悪さが目立ち、有効な交通事故対策、マナーの向上対策を講ずる必要がある。

施設・設備の維持・管理の責任体制については、講義室や一般教育棟、大講堂などの共用施設以外の維持管理は、各学部長にゆだねられており、過去において全学的な視点での有効活用という面で課題があった。

このため、「静岡県立大学における施設の有効活用に関する規程」を設け、県立大学施設有効活用委員会を置き、施設管理規則の規定に基づいて、教育研究活動の変化に応じ、全学的観点から遊休化した施設の効率的な施設使用と有効活用を促進する体制がとられている。

制度上、委員会は、使用実態に係る問題点を把握するために施設の使用状況に関する点検・評価を原則として3年ごとに実施し、点検・評価の結果に基づき、目的外に使用されている施設、使用効率が著しく低い施設などは、共用スペースとする。これを受け、学長は、全学の施設の利用状況、教育研究ニーズの動向等を総合的に勘案し、教育研究審議会の議を経たうえで、共用スペースを使用する者及び使用期間を決定することとなっている。

しかしながら、大学全体の施設が総じて手狭になる中で当委員会は休眠状態になっている。

施設管理費等のうち維持修繕費については、レンガ造りの堅牢な建物であり、全体としては劣化が少ないが、建物の雨漏り、水道施設の水漏れ、壁のしみなど、要修繕箇所が多く見られ、設備についても老朽化が進み非効率となっている。

光熱水費については、水道管の漏水をはじめとしたエネルギーの無駄が見られ、ボイラーなどの設備の更新の必要性も高まっている。8万平米弱の巨大施設であり、5学部・5研究科及び関連施設の建物設備の維持管理運営経費は膨大である。

情報システムについては、学内LANの末端部分の伝送速度は現在100Mbpsっており、今後の高品位映像音声の双方向通信の授業等への導入要求を見越したとき、その高速化が求められる。特に新たな事務システムの導入に伴い、学生が自ら教務システムなどに直接アクセスする状況に対応できる学内LANの整備は必須である。

大学公式サイトを更新に伴い、各学部等の独自サイトとの連携や情報の棲み分けのルールが未整備であり、データの更新に際しての作業の重複など、管理の負担となっている。各部局ごとのホームページの掲載情報やサーバ管理能力に格差が生じつつある。

情報セキュリティの面では、現状では大きな問題は発生していないが、今後の情報システムへの依存度の増大に比例してセキュリティ対策やユーザの意識啓発の遅れが問題となる可能性がある。スパムメールやウイルスへの対策など現状は在学生数がさほど大規模でないために、かろうじて対策が追いついている。しかし、今後の急速な利用量の増大と多様なネットワーク利用の増加予測は、予防措置が必要であることを示唆している。

学内LANについては、昭和62年の開学時に光ケーブルを敷設しており、当時では先進的であった。老朽化に伴い、平成9年に更新したところであるが、更新から10年以上を経過し断線の恐れがあるため、早急に更新する必要性が生じている。

また、インターネットを安心して利用できるように平成14年度にはセキュリティ対策として認証サーバを設置したが、老朽化のため故障が多いことや認証許可時間が長いなどの問題があるため、早期に更新する必要がある。

学務情報システムは昭和63年に、学務事務の効率化・適正化のために大型汎用機として導入され、これまで20年以上にわたり運用を続けてきた。しかしながら、近年の目覚ましいITの技術進歩に伴い機能性・操作性が陳腐化し、また経済性にも劣ることから、更新の必要性が指摘されている。

そのほか、全学共用実習室等のパソコンの定期的な更新をはじめ、視聴覚施設のCATVの地上デジタル放送への対応や、大講堂・小講堂の音響・照明設備等の改善も求められている。

なお、学内利用者の要望に応え、平成13年に安否情報システム、学内専用電子掲示板、平成17年に学内情報ポータルシステムが追加され、また、学内からのIT関連の様々な質問や要求も増えてきている。こうした業務量増大に対応するため、情報スタッフの増員等体制の充実が望まれる。

動物実験センターについては、設備の内容とともに外部委託によるメンテナンスも高い評価を得ている。近年、トランスジェニック、ノックアウト動物が広く研究に使用されるようになり、当センターにおいても平成16年度にその利用システムが立ち上げられたところであるが、その後、遺伝子組換え動物の利用が急増するなど利用頻度に比し、絶対的な施設の面積やハードが不足しており、旧型機器の更新計画の検討とともに施設の増設について、検討が必要である。

アイソトープセンターの運営の外部委託状況について、過去にも外部評価で高く評価された。しかし、導入されている大型機器が耐用年数に達しているものも少なからずあり、教育研究の維持向上にとってもその更新が急務となっている。

バイオハザード実験センターの運営も外部委託により行われているが、管理運営面で十分にメンテナンスされているとの評価を得ている。今日の生命科学研究にはP3レベルの施設が不可欠であり、現施設でもその認可を受けることは可能であるが、一方でP2レベルの実験の制限にもつながる結果を招くため、旧型機器の更新計画と併せて設備拡張を検討することも必要である。

(3) 改善の方策

本学施設・設備等と静岡市駿河区小鹿にある県立大学短期大学部施設・設備等と連携した整備をするため、大学の将来計画の策定を行う。全学施設整備・再利用計画策定における短期大学部看護学科と本学看護学部の統合計画策定を行う。

構内道路の安全対策については、構内道路の交通量の多さ、高速度で走行する車に対する学生・教職員の安全対策の構築、及び道路の適正な維持管理を行う。

事務局のスペースの見直しについては、配置の再検討に併せて可能な部署等から行う。

教育の用に供する情報処理機器等の整備については、陳腐化の早いハードウェアや高額な情報機器の更新や切り替えの頻度など明確にするために、全学的な機器の更新基準を策定していく。一般情報リテラシー教育への対応は、新たな教務システムへの学生のアクセスの場の確保の必要性などから拡充をしていく。さらに各学部等の専門教育で必要とされる高度情報処理能力育成のための環境の整備を進める。

視聴覚施設の整備については、AV施設は、経営情報学部の音響解析等を扱う研究で利用されており、装備類の更新をしていく。CATVの地上デジタル放送対応と大講堂・小講堂の音響・照明設備の利用状況等について調査・検討を行い、より利便性の高い視聴覚施設へ改修していく。

教職員住宅については、職員住宅用地は、県から寄付を受けたものであり、容易に売却等することは県民感情等からもできにくい。PFI方式のような資産を維持した上で民間資金を活用する方法、どの程度の教職員住宅を直営方式で維持管理し続けるべきか、

また、県営住宅の管理を実施している県住宅供給公社に管理を委託できるか協議中であり、将来的には民間不動産業者からの借り上げ方式等に切り替えられないか社団法人静岡県宅地建物取引業協会に照会中である。また、適切な維持修繕の実施については、建築時期の古い建物が多いため、建物の現況調査を行い、中長期的な修繕計画を策定し、緊急性の高い箇所から計画的に修繕を実施する。施設の定期的点検を踏まえ、点検結果に基づく建物の保全計画を策定する。設置の義務がある火災報知器の整備については、平成 20 年度中に教職員住宅全所帯に設置する。

先端的な設備・装置については、県からの助成について、計画的な更新を進める。また、大型備品更新に係る補助金は、県運営費交付金との併用も認められており、5,000 万円を超える大型研究備品については、買取だけでなくリース契約の活用も検討、比較する。

学内における共同利用の推進については、限られた予算を有効に活用するため、今後の研究備品の更新に当たっては、各学部において共同で使用できる教育研究用機器備品を優先して購入することが必要であるほか、各学部・研究科で購入した教育研究用機器や備品の学内での相互利用を促進する。

県内の大学及び研究機関との共同利用の推進については、薬学研究科及び生活健康科学研究科において、静岡大学及び東海大学と学术交流の協定を締結し、研究用の機器や施設の相互利用を進めていくこととしているが、このような制度を県内の他の大学や研究機関とも構築して機器備品や施設の有効利用が可能であれば推進する。

キャンパスアメニティの向上については、今後も学生アンケートを実施して学生の要望を把握し、福利厚生施設の改善に努めていく。特に食堂の改善は、学生生活の質の向上に直結するため、継続的に取り組む。不動産業者との連絡会も継続して実施していく。

学生との話し合いについては、学生の代表である各種委員会との意見交換を回数・内容ともに充実したものにし、行事の更なる活性化を図っていく。一方、一般学生との話し合いについてはその必要性・在り方について検討をする。

健康支援センターについては、不在のセンター長の補充及び分散している施設の見直し、整備を進める。

施設・設備等の利用上の配慮のうち、障がいのある人への配慮については、大学のユニバーサルデザインについての大学としての推進方策が明確になっていないので、障がいのある人の意見も踏まえた推進計画を策定する。車いす利用者向けのトイレ整備については、すべての建物のすべての階にユニバーサルトイレを設置する。大学内の案内掲示や学生への休講案内などの対応が不十分であるため、視覚障がい者、聴覚不自由者向けの音声・触字案内などを含めた掲示、案内のユニバーサルデザイン化を行う。また、相談体制の充実のため、学内の施設改善を進めるために、障がいのある学生との面談を定期的実施する。

交通動線・交通手段の整備については、教職員・学生に交通安全マナーを徹底するとともに、サーキュレーション道路へ「一方通行」及び「 」の表示をする。

施設利用の管理の担当区分が細分化しているため、全学的な施設管理運営の課題が集約できない状況を一元化等により改善する。

施設・設備の改修計画については、県から平成 20 年度から 5 年間、毎年 1 億円ずつ(20 年度のみ 1 億 3 千万円)の補助金を得て施設設備の大規模な修繕を計画的に実施していく。

その後についても継続して維持修繕が必要となることが予想されるため、予算要求の方法等について県大学室と協議中である。

E S C O事業の推進については、今後計画的に施設の維持修繕を行っていくほか、平成 21 年度から実施される E S C O事業を活用し、老朽化した設備を省エネルギー効果の高い設備へと更新し、環境に配慮した施設改修を実施していく。

管理委託費等の見直しについては、大学の施設・設備の管理に要する経費は莫大なものがあり、適切な管理と効率化の観点から常に見直していく（単価の見直し、契約方法の見直し）。

情報システムの汎用コンピューターのダウンサイジングについては、現在、大型汎用機で運用している学務情報システムは経済性に劣り、機能性・操作性等が陳腐化しているため、平成 19 年度に行った調査業務委託の結果を踏まえ、平成 20 年度～21 年度にかけてクライアントサーバ型のシステムへダウンサイジングを行い、教員及び職員には業務の効率化、学生には学生生活及び教育環境の向上を図る。パソコン整備については、全学共用実習室、各学部実習室のパソコンについて、各実習室の利用環境、更新時期を考慮した配備計画を策定し計画的に更新していく。情報セキュリティについては、リテラシー教育にセキュリティ意識啓発と技術指導を含めるなどの工夫をして、ネットワーク利用に際してのセキュリティ教育を導入する。併せてハードウェア・ソフトウェアの導入により、ネットワークの安全性を確保する。

動物実験センター、アイソトープセンター、バイオハザード実験センター等、新たな実験利用のニーズなどに対応して、施設の衛生・安全面も含めた質の高い教育・研究環境を確保するため、現在の施設利用の見直しや機器の更新を安全の確保や必要性を考慮し行う。

2 学部等における施設・設備等

(1) 現状

薬学部棟

薬学部棟は、地上 6 階地下 1 階建て 17,344 m²で、教員室 40 室、研究室 79 室、講義室、実習室、アイソトープセンター、バイオハザード実験センター、動物飼育室・手術室・実験室、共同利用機器室、天秤室、標本室、X 線分析室、組換え DNA 実験室、電子顕微鏡室、学生更衣室 (162 m²) などがある。

食品栄養科学部棟

食品栄養科学部棟は、地上 7 階建て 10,369 m²で、教員室 28 室、研究室 24 室、講義室、給食経営管理実習室、学生実験室、学生更衣室 (65 m²)、遺伝子組換え実験室、精密機器室、組織培養室、NMR 室、ESP 室、醗酵室、共同利用機器室などがある。

国際関係学部棟

国際関係学部棟は、地上 5 階建て 6,081 m²で、教員室 63 室、大学院学生研究室、講義室、演習室、共同研究室、LL 教室 (153 m²)、S A L L (Self Access Language Center 153 m²)、パソコン室、学生更衣室 (263 m²) などがある。

経営情報学部棟

経営情報学部棟は、地上4階建て5,050 m²で、教員室20室、大学院学生研究室、講義室、演習室、共同研究室、コンピューター室(2室、522 m²)、学生更衣室(136 m²)、地域経営研究センターなどがある。

看護学部棟

看護学部棟は、地上5階建て6,359 m²で、教員室29室、講義室、演習室、実習室、研究室10室、共同利用機器室、セミナー室、学生更衣室(103 m²)などがある。

環境科学研究所棟

環境科学研究所棟は、地上6階建て4,939 m²で、研究所長室、教員室13室、研究室18室、講義室、演習室、会議室、遺伝子組換え実験室、光環境生命科学細胞培養室、分離分析室、電磁波分析室、学生更衣室(21 m²)などがある。

(2) 点検・評価

[改善が必要な事項]

<薬学部・薬学研究科>

薬学部棟(17,344 m²)は、講義室、演習室、研究室、実習室、実験室、動物実験室、バイオハザード、RI実験室、総合研究センター、教員室から構成されている。総面積では全国薬系のその平均に優っているが、国の健康福祉国家確立の施策から薬学教育研究への期待と要求が高まり薬学教育の年限延長が政府の方針として決定され、薬学部でも平成18年度から学部教育6年制が導入されている。教育履修年限の延長、臨地実習の充実に対応できる研修先機関を含めたキャンパス内外における新たな施設の確保と整備が最大の解決されるべき課題である。

薬学部棟内に設置されている総合研究センターには、全学の共同利用大型機器が30種以上配置されている。これらの機器は導入当時から薬学教育、最先端研究に必須のものとして、最大限活用され多くの成果を上げてきた。しかしながら、それらの多くは開学以来20年以上を経過し、老朽化による故障、生産停止による部品の入手困難、修理不能といった問題を抱えている。また、これらの大型計測機器類や実験用機器類の多くが時代遅れなものとなっている。

薬草園(5,300 m²)は、谷田キャンパス南側の丘陵地に位置し、薬学の教育、研究に活用されてきたのみならず各種の見学会を通じて広く地域社会に公開され、薬草、和漢薬、薬学に関する啓発活動に貢献してきた。見本園、圃場、展示温室、研究温室、栽培温室2棟、作業室、研修室からなり、栽培植物は113科、450種以上である。しかしながら、この薬草園の保守・管理・育成は管理を外部に委託しており、専任教員が配置されていない状況にある。

その他の施設としてアイソトープセンター、バイオハザード実験センター、動物実験センターが薬学部棟地下1階にある。これらの施設はいずれも極めて高い利用・使用頻度をみせ、本学の教育研究レベルの向上に寄与してきた。管理運営に当たっては、外部委託し十分なメンテナンスを行い、高い評価を得ているところであるが、近年の生命科学研究の高度化に伴い、導入されている大型機器の老朽化、施設面積の狭隘化が指摘され

ている。

< 食品栄養科学部・生活健康科学研究科 >

開学後、大学院博士前期課程・後期課程の設置、短期大学の教員の受け入れなどに伴い教員・学生が増加し、別棟の建設などもあったが、同じ自然科学系の薬学部と比較して、教員室及び研究室の教員及び学生一人当たりの床面積が小さくなってきており（薬学部棟 8.53 m²/人 > 食品栄養科学部棟 6.61 m²/人）学部生や大学院学生が研究を行うためのスペースが十分に確保できない等、研究室の狭隘性の解消が喫緊の課題となっている。

さらに、給食経営管理実習室等の実習室や一部の講義室の空調設備が未設置のため、夏季の講義や学内における実習等で学習環境の快適性が損なわれている。

特に、給食経営管理実習室については、栄養士及び管理栄養士養成施設として設置が義務付けられ、食品衛生上の危害を防止するための措置が総合的に講じられていることが定められているにもかかわらず、夏季における室内の温度や湿度が適正に保たれていない。

また、様々な研究用機器が整備され熱源が増加する中、各研究室の空調設備の能力が相対的に低下してきている。さらに、土曜日や日曜日の休日には空調が稼動していないため、気密性を要する遺伝子組換え実験等を行う場合には、研究環境がさらに悪化している。

本学部及び専攻で行う研究はその領域が広いこともあって、多種類の機器を必要としてきたため、開学以来種々の機器が備えられてきたが、これらの機器が老朽化してきているため、今まで以上に公的研究費や民間の外部資金を確保し、新しい機器の確保によって最先端の研究レベルを維持していく必要がある。

また、精密機器室に設置されている学生用のパソコン 30 台も老朽化しており、更新の必要に迫られている。

< 国際関係学部・国際関係学研究科 >

平成 18 年度に国際関係学部棟の L L 教室の 1 室を S A L L センター（語学学習を中心とする学生の自習学習のための環境（Self-Access Language Learning Center）に改装したが、残る 2 室（一般教育棟に 1 室、国際関係学部棟に 1 室）は設置後既に 20 年を経過して設備が老朽化しており、また、IT 化・マルチメディア化の時代にあって、媒体として主にテープレコーダを利用するシステムそのものも陳腐化しているため、利用が少ない現状である。

平成 20 年度に新たに設置された研究科附置のセンターの活動拠点、大学院学生実習室の狭隘さ、一部講義室等の空調の設置などの課題がある。

< 経営情報学部・経営情報学研究科 >

ICT 教育では、全学部共通利用の計算機室（2 室）以外にコンピューター実習室は確保されていない。学部・研究科において、情報ネットワークでのシステム開発や管理技術の習得、ハードウェア実験など、本学部・研究科固有の先端的、専門的、実践的な実習が可能となる学生専用の実習室の整備が望まれる。

本学部では学生のノートパソコンの持ち込みを奨励しており、学部棟内一般教室の無線LAN対応及びノートパソコン用の電源コンセントの整備を進めてきたが、これらの設備・備品類は比較的短期間に陳腐化・劣化しやすく、特に一部教室の床に敷設した電源設備などは、フリーアクセス未対応のために、車いすでの通行の障害となっているため改修の必要がある。

また、本学部では車いすを必要とする学生等のために障がい者用トイレの設置（1箇所）、講義室等へのスロープの設置（2箇所）などを進めてきたが、各階への障がい者用トイレの設置、主な講義室へのスロープの設置などは未実施で、バリアフリー化のための施設整備が必要である。

<看護学部・看護学研究科>

看護学部は、学部としては本学で最も新しく平成9年4月に設置されたものであり、視聴覚機器等も整備されており、学生の講義室等に対する満足度も高い。しかし、平成12年度から社会人・編入学生の受入、平成13年度からは修士課程の開設に伴う学生数の増加があり、講義室等の施設の充実、情報機器や実験機器の維持・更新が望まれている。

また、本学には附属病院がないため、臨床研究には他の機関の病院や施設の協力・理解が必要となる。特に県立総合病院については、平成23年3月まで同病院の施設改修が行われるため看護実習室の確保につき病院と緊密な連携を図っていく必要がある。

なお、看護学部は短期大学部看護学科との統合が検討されており、統合を想定した教育環境の整備を行っていく必要がある。

<環境科学研究所>

環境科学研究所は、13研究室、26人の小規模な研究体制となっており、大規模施設や大型機器の設置には限界がある。このため、施設・設備の共有・有効利用が必須であり、他部局との連携の中でそれを実現している。また、実習室は、社会人教育、一般県民及び小・中・高校生の環境教育等の地域貢献の一環として体験実習等を行う等の活用を図っている。

なお、研究所開設当初に設置した分析機器類は10年以上が経過し、老朽化、陳腐化してきており、最新の機器に更新していく必要がある。

(3) 改善の方策

<薬学部・薬学研究科>

大型の研究機器については、県から20年度以降11年間にわたり5千万円ずつの研究備品更新の補助金が受けられることとなった、他学部と調整しつつ学内全体で優先順位をつけて、更新を進める。

薬学6年制に関連して、薬学部棟の一部を改築して、モデル薬局等の整備を進める。

<食品栄養科学部・生活健康科学研究科>

教員室や研究室の狭隘性の改善、空調設備の問題は、谷田キャンパス全体の施設利用、

空調整備計画を検討する中で、協議・調整していく。

また、精密機器室に設置されている学生用のパソコンの更新については、学内全体のパソコンの更新計画の中で進める。

<国際関係学部・国際関係学研究科>

LL教室のリニューアル整備については、2室のLL教室を、CALL（Computer-Assisted Language Learning：コンピューター設備のある教室で外国語学習ソフト・電子メール・インターネットなどを使用して外国語を学習する教育方法）インターネット、CD/DVD再生・録音装置、プレゼンテーション設備等を備え、総合語学研修が可能な施設に改装する。

研究科附置のセンターの活動拠点の整備については、全学の施設利用の見直しに併せ整備を進める。

<経営情報学部・経営情報学研究科>

学部・研究科ともに情報系学生教育に必要とされる専用の情報実験室・情報演習室が、教育研究に多大な支障が生じているため、早急に整備を進める。

ノートパソコン用電源のための設備が車いすの通行を妨げることなく、さらに機器類の更新に伴うネットワーク設備の更新を容易にする目的で教室内の既存設備の改修を進める。

情報系教員の卓越した専門能力を学生指導に十分に活用・浸透させるために、専用の実習室の確保と（全学生の約30%強の）情報系学生1人につき最低1台の専用コンピューターと必須ソフトウェア類、及び独自のネットワークのためのサーバ類の整備を進める。

また、同一授業の複数教室での一斉分散受講が、教育効果を損なうことなく効率的に可能にするなどの副次的な活用を見越した、一般教室の遠隔教育の対応を進める。

バリアフリー化に関しては、主な講義室等へのスロープの設置、障がい者用の机の整備などを進めていく。

<看護学部・看護学研究科>

平成20年6月3日付けの「静岡県立大学教育研究組織将来計画委員会短期学部専門委員会の審議結果報告」を受け、健康の護理手として活躍する看護判断力と実践能力を身に付けた質の高い看護師、保健師の養成と教育資源を有効に活用する観点からも、短期学部看護学科を4制学部にも再編し県立大学の看護学部と統合することが望ましいとの方向が示された。

<環境科学研究所>

分析機器類は、全学的な研究備品の更新計画の中で、計画的に順次、更新していくとともに、学内での共同利用及び他大学、他研究機関との連携による相互利用を推進していく。

第11節 図書・電子媒体等について

目標

本学の教育・研究活動を支える学術情報の中核センターとしての機能を果たすために、学術資料の収集及び提供に努め、施設・設備の一層の整備や図書館情報管理システムの高度化を図る。

また、学生生活の質（QOL）の向上を図るために図書や学術誌などのほかに、視聴覚メディアなど多様な媒体資料の整備を図る。加えて、独創性豊かで国際的な評価を得る研究活動を支援するために、電子ジャーナルやデータベースなどの電子的学術資料を積極的に導入する。

さらに、本学の目標である地域貢献の推進のために、広く県民・社会に図書館施設を開放し図書資料や学術情報を提供することにより、生涯学習の推進及び地域社会の発展に貢献する。

1 現状

(1) 図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他の資料の整備

a 図書の整備について

資料の選定は、年度当初の図書館情報委員会において各部局（図書館を含む。）に予算を配分し、各部局は図書館情報委員などを中心に各分野の学習・教育用の図書、各学部、研究科関連専門図書を選定している。

図書館では、白書や統計書、年鑑等の参考図書やシラバスに掲載された参考図書、教員が学生に推薦する「指定図書」を購入している。その他、部局で選定されない資料で学生の幅広い教養と総合的判断力を養うために必要な図書や中期計画の中で本学の重点施策となっている防災や人権・ハラスメント関係資料などを蔵書構成に配慮し購入している。

学生からのリクエストについては図書館のカウンターやインターネットを通し随時受け付け、可能な限りリクエストに応じている。

平成20年12月末現在の蔵書数は344,965冊（うち洋書91,604冊）であった。蔵書構成は、国際関係学部・経営情報学部に関連する社会科学分野が22.4%、薬学部、食品栄養学部、看護学部に関連する自然科学分野が26.9%となっており、学部・学科関連資料が蔵書全体の半数を占めている。

分野別蔵書統計：平成20年12月31日現在

（単位 冊）

	総記	哲学・宗教	歴史・地理	社会科学	自然科学	工学・家政	産業	芸術・体育	言語	文学	その他	合計
和書	25,799	10,104	17,913	63,549	51,585	16,060	8,592	9,549	11,003	27,213	11,994	253,361
洋書	3,410	3,259	4,016	13,863	41,181	2,642	1,746	1,241	9,687	10,399	160	91,604
合計	29,209	13,363	21,929	77,412	92,766	18,702	10,338	10,790	20,690	37,612	12,154	344,965
構成比(%)	8.5	3.9	6.4	22.4	26.9	5.4	3.0	3.1	6.0	10.9	3.5	100.0

その他は学生文庫（新書及び文庫類）である。

b 学術雑誌の整備について

平成20年5月現在、冊子体の学術雑誌、各学部・学科関連の専門雑誌を中心に5,363

タイトル(うち洋雑誌 1,328 タイトル)を所蔵している。そのうち、継続して受入れている学術雑誌数は 1,753 タイトル(うち洋雑誌 378 タイトル)、新聞は 27 タイトル(うち外国語 16 タイトル)となっている。

海外の学術雑誌については、利便性や情報の迅速性などに配慮し、電子ジャーナルに切替えたことにより、冊子体の受入数は減少しているが電子ジャーナルを含めた学術誌の購読タイトル数は大幅に増加している。

c 視聴覚資料の整備について

視聴覚資料は、学生生活の質(QOL)の向上を図るために、また映像・画像・音声等により内容を理解しやすく、かつ高い学習効果が期待される資料について購入している。平成 20 年 5 月現在の所蔵数は 4,309 点である。

平成 19 年度には、書庫のビデオ・DVD を A V ライブラリーに配架し直すとともに、明るく利用しやすい空間に室内を大幅に改装し、世界約 30 カ国、約 130 チャンネルの海外衛星放送を視聴できる大型テレビ(3 台)を設置し、世界の情報がいち早く図書館でキャッチできる環境を整備した。

年度	貸出本数(本)	1ヶ月平均(本)
平成 18 年度	125	10.4
平成 19 年度	132	11.0
平成 20 年(4 月~12 月)	121	19.6

d 電子ジャーナル、文献検索データベースの整備について

学生、教職員のグローバルな研究活動や高度な学術研究活動を支援するために、電子ジャーナルやデータベースなどの電子媒体資料の充実・整備は必要不可欠であり、本学においては文部科学省の「21 世紀 C O E プログラム事業」の採択を受けたことなどにより、積極的に電子ジャーナルやデータベースの導入を図ってきた。電子媒体資料の利用は高く、その有効性や必要性はますます高まってきている。そのため、予算の確保については、図書館資料費のほかに学長経費、学部予算、新たな文部科学省「グローバル C O E プログラム拠点形成活動事業」や外部資金などの全学的な取り組みの中で充実を図っている。

平成 20 年 5 月現在購入電子ジャーナルタイトル数は約 7,500 タイトル、新聞記事や二次文献データベース 14 タイトルを購入している。これらの電子媒体資料は、学内 L A N のネットワークを通じ学内のどのパソコンからも検索することができる。

(2) 図書館施設・設備などの整備及び利用者サービスについて

a 図書館の規模、施設・設備

図書館の総床面積は、5,996 m²で蔵書約 500,000 冊が収容可能である。学生が利用できる座席数は約 530 席あり学生定員の 20%以上が確保されている。これは平均的な公立大学以上に整備されていて、座席も試験期間中は時間帯により混み合うこともあるが、全体的に利用に支障が生じることはない。

座席は利用目的や学習形態に応じ、キャレル(個人閲覧室)、グループ閲覧室、研究閱

覧室、自由閲覧室等が整備されている。

入館ゲートシステム、ブックディテクションシステムの導入によりサービスの向上及び図書館管理業務の合理化が図られている。図書館施設・設備、開館時間の詳細は次のとおりである。

図書館施設・設備等の概要

総床面積	5,996 m ²
収容可能冊数	約 500,000 冊
一般閲覧席	426 席 (含書庫閲覧席)
自由閲覧室	60 席
情報検索室	1 室 (9 席) ・情報検索用パソコン 9 台 プリンター 2 台 ・マイクロリーダー 1 台
キャレル(個人閲覧室)	6 室(6 席)
グループ閲覧室	2 室(24 席)
研究閲覧室	3 室(14 席)
名誉教授室	1 室(1 席・応接セット 4 人掛)
貴重書庫	1 室(2 席)
主要設備	・図書館電算機システム 一式(内、OPAC 専用端末 14 台・情報検索用パソコン 3 台 プリンター 6 台 ・複写機 5 台 各フロアーに配置 ・電動集密書架 ・ブックディテクションシステム
岡村文庫	・岡村文庫書庫 (8 席、ビデオ/DVD デッキ 1 台)
A V ライブラリー	・海外衛星放送受信大型テレビ (3 台) ・地上波/衛星波受信テレビ (11 台) ・ビデオ/DVD 用テレビ (7 台)
A V 編集室	自主放送ができるスタジオや教材ビデオを作成するビデオ編集機があり、専門の職員が常駐

b 利用状況及び利用サービス

(a) 開館日と開館時間

開館時間については学生、教職員の意見を参考に、平日(月～金)は、9時から20時まで、土曜日は9時から17時まで開館している。また、試験1週間前から試験終了までは9時から21時まで開館し、利用の便を図っている。なお、教員と大学院学生については、一度申請すれば学部・学科関係の資料が配架してある図書館2階、3階部分について、24時間いつでも利用が可能となっている。休館日は日曜・祝日・創立記念日、年末年始、その他蔵書点検等の定められた日となっている。図書館の開館日と開館時間は次表のとおりである。

開館時間	平日(月～金)	土曜日
開館時間	平日 9:00～20:00 試験前と期間中 9:00～21:00 長期休業期間中 9:00～17:00	9:00～17:00 (講義のない長期休業期間は閉館)
開館日数	平成19年度開館日数 256日	
教員・大学院学生については一度申請すればその後は24時間いつでも閲覧可能		

(b) 資料の貸出

図書館の一般資料の貸出は、一人 10 冊・2 週間までとなっているが、予約のない資料については 1 回に限り 2 週間の延長が可能であり、長期休業の前には長期貸出を行っている。また、雑誌については最新号を除き 1 夜貸しするなどの利便性を図っている。教員に対しては参考図書の特例貸出や研究室への長期貸出などを行っている。

資料の貸出冊数と期間

資料の種類	貸出期間	貸出冊数
指定図書	1 週間	合わせて 10 冊
視聴覚資料		
その他の貸出可能な図書	2 週間	
雑誌	一夜貸し(16:30 から翌日 9:30 まで)	
予約のない資料の貸出延長、休業期間中は長期の貸出が可能である。		

図書館電算システムの更新により、平成 20 年 4 月からインターネットで図書の貸出状況の確認や延長、予約、リクエストなどの申込みが可能となった。入館者数・貸出冊数等は次表のとおりである。

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年 4 月～12 月
入館者数(人)	127,365	120,653	109,775	89,909
貸出総冊数(冊)	30,623	28,494	27,046	25,272
うち学生貸出(冊)	27,662	25,480	23,957	22,410
うち教職員貸出(冊)	1,890	2,011	1,761	1,679
館内文献複写(枚)	173,014	163,021	120,566	90,995

* 短期大学部利用者、学外利用者を含む。

c 利用支援サービス

(a) 新入生対象の図書館オリエンテーション・館内ツアー

毎年 4 月に、新入生を対象に図書館オリエンテーションを実施している。このオリエンテーションは、大学が実施する新入生オリエンテーションの一環として行っているもので、図書館についての基本的な知識や利用方法・サービス内容などについて紹介している。その後、学部ごとに分かれ館内ツアーを 5 日間実施している。

(b) 情報検索・文献検索講習会などについて

平成 18 年度から授業やゼミの時間に図書館情報検索の講座を開催している。OPAC の利用や文献・文献複写の入手方法のほかに、国立情報学研究所、国立国会図書館の情報検索の仕方や雑誌記事、電子ジャーナル、データベースの利用演習を行っている。

図書館独自の講座としては、主に学部生を対象としてレポートや論文作成の際に必要な文献の探し方や、OPAC の利用や情報検索実習、文献・文献複写の入手方法についての講習会と、人文系・自然科学系別に電子ジャーナルやデータベースの検索講習会を行った。また、ゼミやグループ単位での依頼についても積極的に対応した。平成 19 年度の講習会等の詳細内容は次表のとおりである。

平成 19 年度 図書館利用講習会

1 前期講座 図書・雑誌の探し方、雑誌論文の探し方

日 時	主催	対象者	人数	内 容	備考
6/7(木)～6/13(水) 10:40～12:10, 14:40～6:10	図書館	学部学生・大学院学生	48	図書・雑誌の探し方 雑誌論文の探し方	5日間

2 後期講座 日本語論文を探そう

日 時	主催	対象者	人数	内 容	備考
10/15(月)～10/18(木) 10:40～12:10	図書館	学部学生・大学院学生	27	人文科学分野 文献検索と ILL の利用方法	4日間

3 後期 海外の論文を探そう(自然科学関係/医薬・生命科学関係)

日 時	主催	対象者	人数	内 容	備考
10/22(月)～10/26(金) 10:40～12:10, 14:40～16:10	図書館	学部学生・大学院学生	13	自然科学/医薬・生命科学 文献検索と ILL の利用方法	5日間

4 ゼミや各先生からの講座要請依頼分

日 時	主催	対象者	人数	内 容
6/15(金) 10:00～11:30	追加申し込み	国際関係学部	3	雑誌論文の探し方, ILL の利用方法
6/15(金) 14:40～16:10	追加申し込み	看護学部大学院学生	3	雑誌論文の探し方
6/19(火) 13:00～14:30	教員申し込み	国際関係学部 言語文化 学科学部・大学院学生	6	蔵書検索, 国内・海外雑誌論文検索, ILL
6/26(火) 9:00～10:30	情報検索授業	全学部	21	図書館での情報検索方法(その1)
6/26(火) 13:00～14:30	教員申し込み	国際関係学部	3	文献検索, ILL の利用方法
7/2(月) 13:00～14:30	教員申し込み	医薬品創製化学教室	5	図書館利用案内, 蔵書検索・サイファインダーの使い方
7/3(火) 9:00～10:30	情報検索授業	全学部	23	図書館での情報検索方法(その2)
7/13(金) 13:00～14:30	教員申し込み	臨床薬効解析学分野(4年)	4	日本・海外の文献検索, ILL, pub-Med を中心に雑誌論文の探し方
10/30(水) 9:00～10:20	教員申し込み	日本語作文 B 学部学生	40	検索実習(OPAC・CiNii・AtoZ・ILL)と図書館案内
11/14(水) 13:00～14:30	教員申し込み	日本語表現法 1 学部学生	21	検索実習(OPAC・CiNii・AtoZ・ILL)と図書館案内
11/21(水) 13:00～14:30	教員申し込み		19	

5 その他学外者講習会

日 時	主催	対象者	人数	内 容
7/13(金) 9:00~10:30	看護協会	看護師	30	9 : 0 0 ~ パソコン(文献検索) 1 0 : 3 0 ~ 図書館案内
7/28(土) 9:00~10:30	県立総合病院	薬剤師	8	雑誌論文の探し方
10/11(木) 9:00~12:00	看護協会	看護管理者セカンドレベル教育課程受講者	28	9 : 0 0 ~ パソコン(文献検索) 1 1 : 3 0 ~ 図書館案内

講習会参加人数 302 人 = 学内講習会参加人数 236 人 + 学外者向け講習会 66 人

(3) 学術情報の処理・提供システムの整備

a 学術情報の処理・提供システムの整備状況や情報インフラの整備について

図書館電算システムは、平成3年の稼動以降5年ごとにバージョンアップを行っている。

システムは、短期大学部附属図書館と一体となったトータルシステムとして稼動し、学内LANにより全学に接続されている。

目録データベースには、本学及び短期大学部のほぼすべての蔵書の目録情報が入力されており、ウェブ版や携帯版OPACで広く公開されている。なお、蔵書データはシステム稼動当初から国立情報学研究所とのオンライン化により、NACSIS-CAT/ILLのデータベースを利用して入力の効率化を図るとともに、全国の大学図書館共同目録構築の一翼を担っている。

図書館のホームページは平成19年度末にリニューアルし、図書館の利用案内、所蔵資料の紹介のほかにデータベース・電子ジャーナル・その他の学術情報へのリンク、各種利用マニュアル等を掲載し、学内外の利用者に広く提供している。また、「岡村文庫」や外国語サイトも新たに構築し、国内はもとより海外に向けての情報発信をしている。

b 国内外の他大学との協力状況

図書館間の連携協力を図るため、公立大学図書館協議会、東海地区大学図書館協議会、日本図書館協会、静岡県図書館協会、静岡県大学図書館協議会、日本薬学図書館協会に加盟し、研修への参加、情報交換、相互協力等を行っている。

相互協力業務については、文献複写及び図書の貸借、他大学図書館利用のための紹介状の発行等を行っている。国立情報学研究所のILLシステム(オンラインによる図書館間相互協力システム)に平成15年7月に加盟し、学内利用者は文献の複写や図書の相互貸借依頼をOPAC画面から行うことが可能である。また、「ILL文献複写等料金相殺サービス」へも加盟し、複写依頼業務や複写料金等の金銭授受業務を大幅に改善した。

平成20年8月からは、韓国KERIS(韓国教育學術情報院: Korea Education & Research Information Service)とのグローバルILL(日韓ILL)に、9月からは米国OCLC(Online Computer Library Center)とのグローバルILL(日米ILL)に加盟した。

そのほかに、「静岡県公共図書館等の資料相互貸借協定」に加盟し、県内公共図書館、専門図書館等への図書の貸出や文献複写に対応している。過去3年間のILL文献複写・相互貸借の件数は次表のとおりである。

年 度	文献複写 依頼	文献複写 受付	相互貸借 依頼	相互貸借 受付
平成 17 年度	2,725 件	2,383 件	55 件	281 件
平成 18 年度	2,259	2,076	109	246
平成 19 年度	2,282	1,538	128	234
平成 20 年(4月～12月)	2,190	1,129	369	263

*短期大学部との文献複写・相互貸借を含む。

c 学術資料の保管や保存・電子化の状況

図書館の蔵書については、全職員で毎日 30 分間程度分担を決め書架整理を行っている。また、平成 17 年度からは長期休業中の 8 月と 3 月に蔵書点検を実施し、3 年に一度のローテーションで図書館が所蔵しているすべての蔵書を点検・管理している。

貴重資料については貴重書庫に保管し取扱いに配慮している。また、当館の特殊コレクションである岡村文庫については、特に資料室を設け、岡村氏関連資料の展示や年譜、ビデオが視聴できるデッキなどを整備し、学内外の研究者への調査研究活動に対応している。

資料の電子化については、毎年国立情報学研究所が提供しているデータベース「CiNii」に大学の研究紀要、「ことばと文化」「環境科学研究所年報」「国際関係・比較文化研究」「経営と情報」を登録し活用を図っている。

資料の保存スペースについては、平成 17 年度、19 年度に電動書架を増設し、狭隘化に伴う保存スペースの確保に対応している。また、新聞については保存スペースの確保が難しいため、原紙の保存は 2 年とし、縮刷版やマイクロフィルム、データベースを購入するなどして、資料の利用と保存の両立を図る配慮をしている。

(4) 地域貢献

a 利用状況

調査・研究を目的として図書館の利用を希望する 18 歳以上（高校生を除く。）の方に、資料の閲覧や複写、レファレンスサービスなどのほかに、電子ジャーナルやデータベースについても可能な限り利用していただいている。また、県内在住や在勤者については資料の館外貸出も行っている。

図書館の蔵書は図書館ホームページ以外にも静岡県横断検索システム（愛称：おうだんくん）にデータを提供し、県内公共図書館の蔵書とともに検索が可能となっている。

県内公共図書館とは、静岡県図書協会に加盟し「静岡県公共図書館等の資料相互貸借協定」に基づき県内公共図書館、専門図書館等へ圖書の貸出や文献複写に対応している。

図書館一般開放の実績

登録者数

(単位：人)

年度	会社員	学生	公務員	教員	医療関係者	その他	計
平成 17 年度	327	360	163	32		285	1,167
平成 18 年度	193	332	97	36		312	970

平成 19 年度	266	366	183	49		289	1,153
平成 20 年 (4月～12月)	151	224	51	26	134	369	955

* 医療関係者は平成 20 年度から集計を開始した。

利用実績

年度	入館者数	貸出冊数
平成 17 年度	5,302 人	403 冊
平成 18 年度	3,223 人	326 冊
平成 19 年度	3,145 人	713 冊
平成 20 年(4月～12月)	3,008 人	599 冊

b 連携事業について

大学に隣接する静岡県立中央図書館や県立美術館と連携を図り、関連する資料の展示を行っている。また、他関係機関からの依頼を受け、電子ジャーナルなどの利用講習会や当館所蔵資料の紹介、館内ツアーなどを行った。

平成 19 年度以降の主な連携事業は次表のとおりである。

日 時	連携者・対象者など	内 容：概 要
平成 19 年 7 月	静岡県厚生部人材養成室：県内看護教員対象	県立大学図書館の利用案内、医学関係雑誌論文、データベースなどの情報検索講習を行った。
平成 19 年 8 月	静岡県：一般県民対象	県民の日の施設開放：図書館の利用案内、館内ツアー・資料展示
平成 19 年 9 月	県立病院：薬剤師	薬学関係電子ジャーナル・データベースの利用講習会
平成 19 年 9 月	県地震防災センター：静岡県防災士養成講座受講者	県立大学を会場に、県地震防災センターが主催し防災士養成講座受講生に、防災関係所蔵資料目録を作成し配布した。
平成 19 年 10 月	静岡県看護協会：県内看護師	県立大学図書館の利用ガイダンス、医学関係雑誌論文、データベースなどの情報検索講習
平成 19 年 11 月	東部図書館研究会研修会：公共図書館職員	県立大学附属図書館の事業や公共図書館との連携について紹介した。
平成 20 年 5 月	図書館主催：県内外の一般利用者	新たに岡村文庫を整備したことを記念して、記念講演や当館教員などによるシンポジウムを開催した。
平成 20 年 7 月	県図書館協会公共・大学図書館職員研修会：県内図書館職員	県立大学附属図書館の事業や公共・大学図書館の連携について紹介した。
平成 20 年 7 月	県立中央図書館：大学図書館利用者	宮澤賢治関係資料連携展示
平成 20 年 8 月	静岡県：一般県民	県民の日の施設開放：図書館の利用案内・館内ツアー・資料展示・オリジナルブックカバーの配布

平成 20 年 8 月	県地震防災センター： 静岡県防災士養成講座 受講者	短期大学部と合同で防災関係所蔵資料目録 を作成し配布した。
平成 20 年 9 月	県立美術館： 大学図書館利用者	「鑑真和上」展覧会関連図書連携展示
平成 20 年 9 月	静岡県：伊東市健康づ くり食生活推進協議会	図書館の利用紹介、館内ツアー・オリジナル ブックカバーの配布

2 点検・評価

[効果の上がっている事項]

図書館資料について、特に外国雑誌や電子ジャーナルの価格の高騰が激しい中において、本学においても学生用図書購入の予算が減少している。そのため、平成 20 年度は学生用図書購入費の増額を図り、教育研究上必要な資料の整備・充実を図った。平均的な公立大学の以上に資料は確保されている。

学術雑誌については、平成 19 年度の受入タイトル数は 1,750 タイトルであった。先の文部科学省の調査によれば、公立大学の平均受入タイトル数は 1,249 タイトルであり、本学は平均を大きく上回るものとなっている。

資料の多様化に対応するため、視聴覚資料については平成 19 年度、AV ライブラリーを全面改装し、最新の海外情報を入手できる大型テレビの導入を図った。また、今まで書庫に配架されていた視聴覚資料を AV ライブラリーに配架し直し、利用の便を図った。この一連の整備により、視聴覚資料の貸出・利用は大幅にアップした。

学術情報の処理・提供システムの整備状況については、図書館電算システムは 5 年ごとにバージョンアップを行い、平成 20 年 4 月には機能と性能のアップ及び利用者サービスの向上や運用面における利便性の向上、短期大学部との連携を強化したシステムの構築を図った。特に、ウェブ版 OPAC や携帯版 OPAC 画面の視認性が高まり、貸出・予約・リクエスト機能が整備されたことにより、OPAC 利用件数や貸出・予約・リクエストなどの利用率が大幅にアップした。

短期大学部附属図書館との連携・協力は不可欠なものと考えている。図書館電算システムの構築や相互貸借資料の搬送の効果的運用を図ることにより利便性が高まり、2 キャンパス間の資料の相互貸借が大幅にアップした。平成 20 年度は 2 キャンパスで広報誌の作成を計画している。今後も、あらゆる面で密接に連携・協力し相互に補完・補強していく必要がある。

他大学との連携については、今年度から、北米と韓国の GIF (グローバル ILL フレームワーク) に加盟した。これにより、複写については国内のみならず海外の大学や研究機関とのグローバルな相互協力体制が確立した。

地域貢献については、当館の学外利用者層は多岐にわたり、公共図書館では所蔵していない専門領域の図書や学術雑誌、電子媒体資料の利用が多く、平成 19 年度は資料の貸出冊数、登録者数も大幅にアップした。これは、地域貢献の推進のために図書館施設を開放し、図書資料や学術情報の提供のほか利用者講習会、防災資料目録の配布などの試みが有効に機能したものと思われる。

また、「文化の丘」連携機関である県立中央図書館や県立美術館と連携して事業を展開す

ることができた。このような試みは、大学図書館が地域へ貢献するという役割とともに、学生が社会人として地域の図書館や美術館を積極的に利用しようとする意識の醸成にも役立つものと思われる。なお、隣接する静岡県立中央図書館とは協力レファレンスを平成13年度から実施している。これは静岡県立中央図書館が受け付けた調査依頼の中に、図書館資料では対応できない専門的なものがあった場合、その分野の専門家である教員の支援を求めるために、本学図書館が該当する教員に仲介し、回答を求めるというサービスである。県立図書館からは大変喜ばれており、引き続き協力をしていきたい。

[改善が必要な事項]

図書館の入館者数や資料の貸出冊数は近年減少傾向にある。一方、電子ジャーナルやデータベースの利用は飛躍的に伸びている。電子媒体資料は、図書館に来なくても研究室やパソコンのある教室で24時間いつでも利用できる。また、情報量が豊富で加工がしやすいなどの利点により、情報のグローバル化が進む中、これからも多くの利用が見込まれる。このように、電子媒体資料の利用の増加に比例し、図書館の入館や資料の貸出は今後も減少傾向が進むと思われるので、注意深く検証していく。なお、平成20年12月末現在の入館者数は8,341人、貸出冊数は25,272冊、貸出人数は11,892人でいずれの利用も昨年度より増加している。また、貸出冊数と貸出人数は平成17年度より増加している。理由としては、利用講習会の開催や昨年度から実施し始めた資料の展示や新刊書の効果的紹介、パスファインダーの作成、図書館システムの利便性の向上などによるものと思われる。電子媒体の利用の促進とともに学術文献資料の利用や入館者の増加に向けて引き続き検証していく。

その他、中期計画において機関リポジトリについて情報の収集や構築に向けての検討が計画されている。リポジトリの構築は、大学の学術成果の公開・発信の重要性に鑑みて、県立大学運営全体の中で全教職員協力の下に検討していく必要がある。

3 改善の方策

図書館施設・設備などの整備及び利用者サービスについては、資料のデジタル化に伴い、非来館型の資料利用が増えてくると思われるが、冊子体や視聴覚資料でなくては入手できない資料や情報が図書館にあることや、質の高い充実した学生生活を送るためにも図書館施設を有効に利用してもらう必要がある。改善方法としては、新刊資料や特定テーマについて展示を行うなど、潜在的に学生が必要とする資料が図書館にあることの広報活動や教職員と連携した利用講習会等の充実、利用者ニーズに対応したサービスの展開、利便性の向上のための改善や改革が大事であると考えられる。このような改善・改革の積み重ねが、図書館や図書館員への信頼・期待となり、学生・教職員の図書館の入館や資料貸出の増加へとつながるものとなる。

学生、教職員から図書館や図書館職員が信頼を得るには、高度化・専門化する図書館業務に精通することが肝要である。特に、文献の所蔵・所在調査や資料・情報リテラシー教育のための情報検索力の向上、専門機関や海外の大学と連携・協力事業を展開するための知識やコミュニケーション力などが要求される。そのために、長期展望の下での効果的な人事異動、情報スキルの向上や専門的知識を得るための十分な研修の機会を確保していく。

学術情報の処理・提供システムの整備や国内外の他大学との協力、情報インフラの整備

などについては全体的に順調に進展しているので、引き続き、充実に向け事業を展開していく。特に資料の電子化については、図書館情報委員会や全教職員協力の下に中期計画に基づき事業を展開していく。

地域貢献事業は順調に進展してきているので、今後も引き続き関係機関と緊密な連携を取り、大学図書館が果たす社会的役割を認識し、大学の持つ知的財産を積極的に地域に還元し、生涯学習の推進及び地域社会の発展に積極的に貢献していく。

第12節 管理運営

目標

大学が持つ学術的・人的資源を最大限に活用した経営を行い、大学の有する総合的価値を向上させうる経営を確立するために、法人本部及び大学の運営体制の改善と効率化を進める。

運営体制については、学外有識者や県民の意見・要望等を反映させつつ、経営の責任者である理事長と教学の責任者である学長の役割分担を明確にし、相互に連携して社会に開かれた、機動的・戦略的な大学運営を目指す。

また、教育研究の進展や時代の変化、学生や地域などの社会の要請等に適切に対応するため、適宜、教育研究組織の統合・再編・見直しを行い、適切で公正な業績評価、透明性・客観性の高い人材の任用、弾力的な人事制度の構築などにより、教職員の能力を最大限に導き出し、効果的・戦略的な組織の運営を図る。

さらに、財務規律や法人業務の適正処理の確保並びに大学が持つ資源の効率的・合理的な運用のため、監事及び会計監査人による実効性のある監査体制を整備するとともに、監査業務に従事する職員の専門性の向上を図る。

1 現状

(1) 教授会・研究科委員会の役割と活動

理事長、副理事長（学長）及びその他3人の理事で構成される役員会が、法人の経営に関する重要事項を議決するなど、法人としての大学の管理運営の最終的な責任を負っている。

この役員会のもとに、理事長及び学長に外部有識者を加えた経営審議会と学長が主宰し大学の部局長に外部有識者を加えて構成する教育研究審議会が、それぞれ法人の経営に関する重要事項と大学の教育研究に関する重要事項を審議する。

学部・大学院等の運営については、学部長・研究所長（以下「学部長等」という。）が学部に関する校務をつかさどる。大学の重要な事項を審議するために各学部に教授会が、また大学院の各研究科には、研究科委員会が置かれている。

教授会は、学部長等の下で、学部長等候補者の選考に関して学長に対して意見を述べ、講座、学科目及び授業科目の種類並びに編成、教育・研究に関する施設の設置及び廃止、学生の入学、休学、復学、転学、転学部・転学科、留学、退学、除籍及び卒業並びに表彰及び懲戒、学部等の諸規程等の制定及び改廃など学部等の重要事項を審議するなど、学部等の運営に当たる。

同様に研究科委員会は、研究科長の下で、研究科長候補者の選考に関して学長に対して意見を述べ、研究科の組織、教育課程、学位、学生の身分など、研究科の運営に関する重要事項について審議し、研究科の運営に当たる。

学部等教授会と大学院の研究科委員会は、兼務教員が多いため、相互関係は非常に密接であり、情報は共有されている。

学部等教授会、大学院の研究科委員会は、定期的に毎月1回ないし2回開催されている。各学部等の教授会等の構成メンバー、開催の状況は下表のとおりである。

教授会・研究科委員会等の構成員及び開催日等

教授会等	構成員	開催日等
薬学部教授会 " 教員総会	教授 教授、准教授、講師、助教	毎月第1、3水曜日 毎月第1金曜日
食品栄養科学部教授会 " 教員総会 " 拡大総務委員会	教授、准教授 教授、准教授、助教 学部長、学科主任、学科副主任 等	毎月第2火曜日 毎月第2火曜日 毎月第1木曜日
国際関係学部教授会 " 世話人会議	教授、准教授、講師 学部長、各コース世話人	毎月第3火曜日 毎月第2火曜日
経営情報学部教授会 " 6人委員会	教授、准教授、講師、助教 将来計画委員、カリキュラム委員 等	毎月第1木曜日、助教は投票権なし 不定期開催
看護学部教授会 " 教員会議 " 教育会議	教授、准教授、講師 教授、准教授、講師、助教 学部長、研究科長、教授	毎月第2、4水曜日 毎月第2、4水曜日 不定期開催
薬学研究科委員会	教授、准教授	毎月第3水曜日
生活健康科学研究科委員会 " 専攻間連絡会議	教授、准教授 研究科長、専攻長、副専攻長、専攻幹事	毎月第4火曜日 毎月第3水曜日又は木曜日
国際関係学研究科委員会	教授、准教授、講師	毎月第3火曜日
経営情報学研究科委員会	教授、准教授、講師、助教	毎月第1木曜日、助教は投票権なし
看護学研究科委員会	教授、准教授	毎月第3水曜日
環境科学研究所教授会	教授、准教授、助教	毎月第2火曜日

(2) 学長、学部長等、研究科長の権限と選任手続

a 選任手続

(a) 学長の選考

県立大学の学長の選考規程は、静岡県公立大学法人定款第11条に定められている。

県立大学の学長は、理事長と別に任命するものとされ、学長を選考する際には、学長選考会議を置き学長選考会議の選考に基づき、理事長が学長を任命することとなっている。任命された学長は、同時に法人の副理事長となる。

なお、学長選考会議のメンバーは、経営審議会の委員の中から経営審議会で選出された者3名、教育研究審議会の委員（学長を除く。）の中から教育研究審議会において選出された者3名で構成される（それぞれ法人の役員又は職員以外の者が含まれるようにしなければならない。）。

(b) 副学長の選考

学長は、役員会及び教育研究審議会から意見を聴き、学長の補佐機関として、人格が高潔で学識に優れ、かつ、教育行政に関し識見を有する者を副学長候補者として選考し、理事長に申し出る。理事長は、学長から申出があった副学長候補者を、副学長として任命する。

副学長の任期は、設置の都度、学長が定める。ただし、学長の任期の終期を超えることはできない。

(c) 学部長等・研究科長の選考

学長は、当該学部等の教授会（又は研究科委員会）から意見を聴き、人格が高潔で学識に優れ、かつ、教育行政に関し識見を有し、学部長等（又は研究科長）としての職務を掌理し得る者を、当該学部等（当該研究科）の専任教授の中から学部長等候補者として選考し、理事長に申し出る。理事長は、申出を受けた学部長等候補者を、当該学部の学部長等として任命することとなっている。学部長・研究科長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(d) 学生部長の選考

理事長が、静岡県立大学の専任教授又は事務職員のうちから、学長の意見を聴いて学生部長候補者を選考し、任命する。学生部長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(e) 附属図書館長の選考

学長は、静岡県立大学の専任教授のうちから館長候補者を選考し、理事長に申し出る。理事長は、申出を受けた館長候補者を、館長として任命する。館長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(f) 各センター長の選考

各センター長は、静岡県立大学の専任教授のうちから学長が選考し、理事長が任命する。センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

学則で規定されている大学附属センター

健康支援センター

情報センター

言語コミュニケーション研究センター

男女共同参画推進センター

法人組織規則に定められているセンター

キャリア支援センター

(g) 各種委員会の委員長の選任

委員会名	委員長の選任方法
入学者選抜実施委員会	学生部長をもって充てる
学力検査問題検討委員会	学長をもってこれに充てる
学生委員会	学生部長をもって充てる
公開講座委員会	委員の互選によってこれを定める
環境安全委員会	委員の互選によってこれを定める
共同利用施設運営委員会	委員の互選によってこれを定める
国際交流委員会	委員のうち学長が指名する者をもってこれに充てる

核燃料物質管理委員会	委員の互選によってこれを定める
キャリア支援委員会	キャリア支援センター長をもってこれに充てる
放射線安全委員会	委員の互選によってこれを定める
教職課程委員会	委員の互選によってこれを定める
保健衛生委員会	委員のうちから学長が指名する
感染症管理対策委員会	委員のうちから学長が指名する
教務委員会	委員の互選によってこれを定める（当分の間、学長が指名する）
自己評価委員会	学長をもってこれに充てる
倫理委員会	委員の互選によってこれを定める（当分の間、学長が指名する）
産学連携推進委員会	委員の互選によってこれを定める
広報委員会	委員の互選によってこれを定める（当分の間、学長が指名する）
留学生委員会	委員の互選によってこれを定める
施設有効活用委員会	委員の互選によってこれを定める
「特に優れた業績による奨学金免除制度」に基づく学内選考委員会	委員の互選によってこれを定める
教育研究組織将来計画委員会	学長をもってこれに充てる
FD委員会	副学長をもってこれに充てる
入学者選抜委員会	学長をもってこれに充てる
開学記念行事実行委員会	学生部長をもってこれに充てる
セクハラ防止・対策委員会	副学長をもってこれに充てる
中期・年度計画推進委員会	副学長をもってこれに充てる
危機管理委員会	学長をもってこれに充てる
安全衛生委員会	総務部長をもってこれに充てる
図書館情報委員会	附属図書館長をもってこれに充てる
遺伝子組換え実験安全委員会	委員の互選によってこれを定める

b 権限の内容

(a) 学長の権限

学校教育法によれば、「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する」。

本学の場合、具体的には、学生の入退学の許可、授業料等の減免の承認・不承認の決定、奨学寄付金・共同研究の受入の決定及び職員の管理などを行う。また、学長は、副理事長として経営審議会委員となるほか、理事及び職員、学部等の教育研究上重要な組織及び事務組織の長、学外の有識者で構成する教育研究審議会を主宰する。

学内的には、教員人事委員会の招集、教員の公募の開始、推薦された採用等候補者を全学的立場から選考し理事長に採用等を申出ること、職員の懲戒等非違行為があると思料するときの処分審査開始、処分案の検討、決定、理事長への申出、学部長等の選考基準に従い、当該学部等の専任教授の中から候補者を選考、理事長に申し出ることなどが学長の重要な権限である。

また、学長の事務決裁上の専決事項については、公立大学法人事務決裁規則第7条に次のとおり定められている。

- 1) 教育活動における学事計画及び教育指導計画に関すること。
- 2) 研究活動における研究計画及び研究費に関すること。
- 3) 前2号に掲げるほか、教育及び研究活動に関すること。
- 4) 教育研究審議会委員に関すること。
- 5) 教育研究審議会の招集に関すること。
- 6) 中期計画、年度計画、諸規程の改廃、教育課程の編成に関する方針その他の教育研究審議会の議案に関すること。
- 7) 学生募集及び入学試験に関すること。
- 8) 学生の就職に関すること。
- 9) 学校保健法第13条の規定による伝染病予防上必要がある場合における臨時の休業
- 10) 静岡県公立大学法人職員就業規則第2条第2号に規定する教員(以下「教員」という。)に対する出張の命令
- 11) 教員に対する年次有給休暇に係る時季変更
- 12) 教員に対する介護休業及び特別休暇の承認
- 13) 教員に対する部分休業の承認
- 14) 教員に対する週休日の指定及び振替並びに半日勤務時間の割振り変更
- 15) 教員に対する代休日の指定
- 16) 教員に対する時間外勤務又は休日勤務の命令
- 17) 教員の深夜勤務の制限の申請に対する業務に支障がない旨の通知
- 18) 前各号に準ずる事項に関すること。

なお、理事長が不在のときは、重要又は異例に属すると認められる事項以外について学長は副理事長としてその事務を代決する。

(b) 学部長等の権限

本学の学部長等の権限は、学部等の運営に関わる重要事項を審議する機関である教授会の常例会議を招集し主宰する。教育研究審議会、大学運営会議に学部等を代表して出席するほか、教員人事委員会の委員候補者となる。

主要な権限の詳細は以下の表のとおりである。

学部長等の主要な権限

規 程 名 等	権限の内容
教員採用等規則	採用等を行う教員の所属する学部等の長が、欠員の発生等により教員の採用等が必要となった場合には、学長に対し募集の提案を行う。
職員倫理規程	職員倫理に係る事項が生じた場合、各部局の長は理事長及び学長に報告するとともに、学部等倫理委員会を開催し、調査及び審査を行う。

	学部等倫理委員会において、倫理規程違反と認められる事項が生じた場合は、当該部局長は静岡県公立大学法人倫理委員会に文書で審議を申し出る。
学則	規程により転学部又は転学科を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学部長等が決定する。 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学部長等の許可を得て留学することができる。
教授会規程	教授会の常例の会議は、学部長等又は研究所長が招集する。
客員教授等選考規程	客員教授等の選考は、当該学部等の長が当該教授会の議を経て、学長に推薦する。
静岡県立大学における学部と大学院の間の単位履修に関する規程	学部学生が大学院の科目を履修しようとするとき、又は大学院学生が学部の科目を履修しようとするときは、当該授業科目の担当教員の承認を受けた上、所属する学部又は研究科の長の許可を受けなければならない。
外部資金受入審査機関に関する規程	部局外部資金受入審査会の組織、会議等は、学部等については、学部等の長が教授会又は研究科委員会の議を経て定める。
研究不正行為防止規程	被疑者の所属する部局の長は予備調査の権限を有し、研究不正に関する相談や調査の依頼又は通報を随時受け付ける。部局長は事案に応じて予備調査の要否を決定する。
静岡県立大学における施設の有効活用に関する規程	共用スペースの使用を希望する者は、所属する部局長の承認を得て、学長に使用申込書を提出する。

c 学長補佐体制の構成と活動

(a) 学長補佐体制

2人の副学長（教務、事務各1人）を置き、学長の業務を補佐している。このほか、学長補佐制度がある。学長補佐は、本学の専任教員のうちから、学長が指名する。人数は、5人以内とし、学長が指示する事項を所掌する。一時期は8人の学長補佐がいたが、現在は指名されていない。

任期については、1年とし、再任を妨げないが、指名する学長の任期を超えることはできない。

(b) 各種委員会

大学事務局、学部・研究科、研究所、附属図書館をはじめとする、各センター、各種委員会組織が、学長のリーダーシップの下で大学の管理運営に当たっており、教育研究、管理運営全般にわたる大学業務において学長を補佐する体制をとっている。

各種委員会

	委員会の名称	現在の委員長	事務局
1	広報委員会	経営情報学部教授	広報室
2	留学生委員会	学生部長	学生室

3	産学連携推進委員会	食品栄養科学部教授	産学連携室
4	入学者選抜実施委員会	学生部長	入試室
5	学力検査問題検討委員会	学長	入試室
6	自己評価委員会	学長	企画調整室
7	共同利用施設運営委員会	(空席)	企画調整室
8	キャリア支援委員会	キャリア支援センター長	キャリア支援室
9	学生委員会	学生部長	学生室
10	教務委員会	薬学部教授	学生室
11	図書館情報委員会	附属図書館長	図書館
12	保健衛生委員会	食品栄養科学部教授	学生室
13	安全衛生委員会	事務局総務部長	総務室
14	教職課程委員会	国際関係学部教授	学生室
15	倫理委員会	薬学部教授	総務室
16	公開講座委員会	食品栄養科学部教授	企画調整室
17	国際交流委員会	国際関係学部教授	企画調整室
18	環境安全委員会	環境科学研究所長	施設室
19	放射線安全委員会	薬学部長	企画調整室
20	遺伝子組換え実験安全委員会	生活健康科学研究科教授	企画調整室
21	施設有効活用委員会	(空席)	施設室
22	セクハラ防止・対策委員会	副学長	総務室
23	危機管理委員会	学長	総務室
24	感染症管理対策委員会	薬学部教授(医師)	企画調整室
25	教育研究組織将来計画委員会	学長	企画調整室
26	中期・年度計画推進委員会	副学長	企画調整室
27	FD委員会	副学長	企画調整室
28	核燃料物質管理委員会	(空席)	企画調整室
29	入学者選抜委員会	学長	入試室
30	「特に優れた業績による奨学金免除制度」に基づく学内選考委員会	学長	学生室

(3) 大学の意思決定プロセス

本学は、学長を設置者である公立大学法人の理事長とは別に任命するいわゆる「学長を別に任命する大学」である。このため、大学の設置・管理に関わる法人の業務(=法人経営)を理事長が総理する一方で、大学の業務(=大学経営)は学長が統督し、法人経営と大学経営との権限・責任が分離されている。

総体としての大学の意思決定の概念図は、下図に示したとおりである。

大学としての最終的な意思決定は、法人副理事長である学長が、役員会での審議決定事項など法人の経営の観点を踏まえたうえで、教育研究審議会、大学運営会議等を通じ、各教授会・研究科委員会、附属図書館、各種委員会、附属の各センター、事務局等との連携、調整を図りつつ、行っている。

大学運営会議については、毎月1回定期的に開催され、大学院協議会については、大学院の研究科長が大学運営会議等に出席して、実質的な協議等が行われていることもあって、必要に応じて開催されている。

教育研究審議会と大学運営会議のほとんどの出席者が重なる上、性格が非常に近いため、審議事項や協議事項及び報告事項などにもダブリ感がある。

(5) 管理運営への学外有識者の関与

a 法人の内部組織と外部意見

< 法人役員会 >

法人を代表する理事長、副理事長（学長）及びその他の3人の理事で構成される役員会が、法人の経営に関する重要事項を議決している。

この役員会には、理事として民間有識者が参画し、民間人の発想を法人運営全般に活かすなど、法人運営に重要な役割を果たしている。

< 教育研究審議会 >

教育研究審議会には、大学及び法人本部の委員以外に学外の有識者2名が参画し、学外者から見た大学の教育研究、運営全般にわたって重要事項を審議し、意見を述べている。

< 経営審議会 >

法人の予算の作成、執行、決算、職員の定数など、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として経営審議会が設置されており、この経営審議会は、民間有識者（マスコミ関係者・社会福祉法人の理事長・金融機関の長）の立場で、法人の経営という観点から、中期計画及び年度計画、学則、予算の作成及び執行並びに決算、組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価など、法人の経営に関する重要事項について意見を述べている。

b 静岡県公立大学法人評価委員会

地方独立行政法人法第28条の規定に基づき、設立団体の附属機関であり民間有識者からなる評価委員会が、中期計画の実施状況の調査、分析を通じて、各事業年度における法人（大学）業務の実績について評価している。

(6) 法令遵守（コンプライアンス）

本学の法令遵守（コンプライアンス）は、本学の教職員等が業務遂行において法令及び規則・規程等を遵守し、高い倫理観に基づき良識ある行動をとることによって、本学の社会的信頼を維持し、業務運営の公平・公正性を確保し、社会的な要請に応えていくことである。

法人としては、公立大学法人職員就業規則において、「職員は、地方独立行政法人法に定める公立大学法人の使命と業務の公共性を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない」旨規定し、遵守事項として次の7項目を挙げている。

法令及び法人の諸規程を遵守するとともに、上司の指示及び命令に従い、その職務を

遂行すること。

正当な理由なく欠勤するなど勤務を怠らないこと。

法人の信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員の職全体の不名誉となるような行為を行わないこと。

職務上知ることのできた秘密を他に漏らさないこと。

常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利用のために用いないこと。

大学の敷地及び施設内で、喧騒、その他の秩序・風紀を乱す行為をしないこと。

理事長の許可なく、大学内で営利を目的とする金品の賃借及び物品の売買を行わないこと。

また、より広い倫理的規範に対して、職員は「職務に係る倫理の保持に努めなければならない」とされ、別に静岡県公立大学法人職員倫理規程を定めている。

a 公立大学法人職員倫理規程

公立大学法人職員倫理規程では、「法律及び法人の諸規程により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の社会の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない」「法人及び大学の組織運営及び教育研究に支障をもたらす行為、言動を行ってはならない」「倫理性の向上を図るため、必要な自己研修に努める」など、職員が遵守すべき職務に係る倫理原則を定めている。

これらの規程については、特に大学教員用マニュアルのなかでも具体的に説明するなど、教職員に徹底を図っている。

b 県立大学倫理委員会

県立大学に勤務する教員の倫理意識の向上を図るため、県立大学倫理委員会が置かれている。委員会は次の事項を審議する。

教員の服務に関すること。

教員の関係業者等との接触等に関すること。

教員の研究倫理に関すること。

教員の倫理の維持並びに倫理規程違反の抑止及び処分に関すること。

前4号に掲げるもののほか、教員の倫理についての学長からの諮問に関すること。

その他教員の倫理に関すること。

なお、倫理委員会の開催状況等は以下のとおりである。

<平成19年度の審議状況>

(1) 開催回数 7回

(2) 審議事項

「食品案件」について(終了)

調査委員会を設置し、関係者への事情聴取等を行った後、倫理委員会で審議し、8月30日に学長に報告書を提出した。

「看護案件」について(終了)

調査委員会を設置し、関係者への事情聴取等を行った後、倫理委員会で審議し、8月30日に学長に報告書を提出した。

「国際案件」について（終了）

倫理委員会において、関係書類を精査・審議し、8月30日に学長に報告書を提出した。

「静岡県立大学研究倫理規程」の一部改正について（継続）

国の「疫学研究に関する倫理指針」が改正されたことから、この指針を基に策定した本学の研究倫理規程を改正する必要性が生じた。改正案は事務局で作成し倫理委員会で検討することとした。

c 研究倫理

研究倫理については、県立大学研究倫理規程において、県立大学で行う人間を直接対象とした研究、教育、実践において、ヘルシンキ宣言の趣旨に沿った倫理的配慮を図るため、研究等の実施計画等の審査を行うこととしており、審査機関として県立大学倫理委員会の中に、研究倫理審査部会を置いている。

平成18年度は19件、平成19年度は47件の審査を実施した。委員長は、毎年度、委員会の審議内容について、報告書を作成し、3月31日までに教育研究審議会に提出しなければならないこととされている。

d 研究不正行為防止

教員の研究上の不正を防止すること及び大学において研究不正問題が発生した場合の迅速かつ適正な解決に資することを目的として、大学における研究活動の行動規準及び遵守事項、並びに大学教員に科学研究上の不正行為に関する疑義が生じた場合の、大学の対応及び関係者のとるべき措置などを定めるものとして、県立大学研究不正行為防止規程を定めている。

規程では、研究不正の疑義を受けた者の大学に対する事実関係の説明責任、研究不正に関する相談や調査依頼・通報への対応、予備調査の実施、調査委員会の設置などについて定める。

平成19年2月15日付け、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を受け、以下のような県立大学公的研究費不正防止対策の体制整備を図っている。

- 1) 平成19年4月1日に静岡県立大学公的研究費の管理・監査事務取扱指針を制定
- 2) 学長を最高責任者、副学長を研究活動適正運営責任者、事務局長を統括管理責任者、各部局長を部局責任者とする人的及び相談窓口、通報窓口の設置
- 3) 静岡県立大学における公的研究費の取扱に関する規程、静岡県立大学公的研究費適正管理推進委員会規程などの規定の整備
- 4) 公的研究費不正防止計画推進センター、公的研究費不正調査委員会などのチェック体制、調査体制の整備

この結果、平成19年度の独立行政法人化以降、問題となるような案件は発生していない。

2 点検・評価

[効果の上がっている事項]

学部等教授会と学部長等の連携に関しては、中期計画の推進をはじめ総じて学部長等の仕事量が多く学部等の運営をより円滑に実施していくうえで、学部長等を補佐する役割を担う教員の育成や事務補助スタッフの強化を図る必要がある。このため、19年度から教員研究費のなかの学部研究推進費について必要があれば学部長等の判断で学部等の事務補助を行う非常勤職員等の雇用が可能となったほか、平成20年10月1日付けをもって各学部等に学部長を補佐する管理職として副学部長等が設置された。

大学の意思決定プロセスについては、法人化2年目を迎え、上記の各機関等の役割や機能についても、大学内での共通認識が醸成され組織間の円滑な調整が図られ、大学としての意思決定がスムーズに行われている。

管理運営への学外有識者の関与については、平成19年度の業務実績に対する静岡県公立大学法人評価委員会の評価において、平成19年度の財務諸表、利益処分が承認されたほか、平成19事業年度の業務実績に関する評価がなされた。

評価委員会の評価結果によれば、「法人の中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について項目別に確認した結果、「大学の教育研究の質の向上に関する目標」及び「法人の経営に関する目標」については、「中期目標・中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる」と評価された。また「その他業務運営に関する重要目標」については、「中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」と評価された。

[改善が必要な事項]

大学の組織運営に当たっては、小中規模の大学では、何らかの業務を実施する場合には各種の委員会を設置し、この委員会に事務局及び教員が参加して実施していくこととなる。結果として一人の教員が二重三重に様々な委員会業務に関係することになるため、教育研究の時間を割くことへの不満や、委員会業務に携わる人とそうでない人との不公平感が強くなる。そこで、教育研究及び大学運営業務に対する貢献を正しく評価することが必要であるほか、大学の各種委員会のスクラップアンドビルドを常に的確に行う必要がある。

「自己点検・評価及び情報の提供に関する目標」については、自己点検・評価に向けた体制づくりなどに遅れが見られ、「中期目標・中期計画の達成のためにはやや遅れている。」と評価されている。

検証後の集計結果

		評価対象項目数	評価委員会検証（上段は法人の自己評価）			
			A計画を上回って実施	B計画を十分に実施	C計画を十分に実施できていない	D計画を大幅に下回る
教育研究等	1 教育	9 9	(15) 1 7	(75) 6 8	(9) 1 4	(0) 0
	2 研究	3 0	(9) 1 0	(19) 1 8	(2) 2	(0) 0
	3 地域貢献	2 4	(4) 5	(18) 1 6	(2) 3	(0) 0
	4 国際交流	1 0	(0) 0	(8) 8	(2) 2	(0) 0
	合計	1 6 3	(28) (17.2%) 3 2 (19.6%)	(120) (73.6%) 1 1 0 (67.5%)	(15) (9.2%) 2 1 (12.9%)	(0) (0.0%) 0 (0.0%)
法人経営	1 業務運営改善効率化	2 7	(0) 1	(24) 2 3	(3) 3	(0) 0
	2 財務内容の改善	1 1	(0) 1	(9) 7	(2) 3	(0) 0
	合計	3 8	(0) 2 (5.3%)	(33) (86.8%) 3 0 (78.9%)	(5) (13.2%) 6 (15.8%)	(0) (0.0%) 0 (0.0%)
自己点検	1 評価の充実	3	(0) 0	(1) 1	(2) 2	(0) 0
	2 情報公開・広報充実	7	(1) 1	(5) 5	(1) 1	(0) 0
	合計	1 0	(1) (10.0%) 1 (10.0%)	(6) (60.0%) 6 (60.0%)	(3) (30.0%) 3 (30.0%)	(0) (0.0%) 0 (0.0%)
その他	1 施設設備整備・活用等	4	(1) 1	(3) 3	(0) 0	(0) 0
	2 安全管理	6	(1) 1	(5) 5	(0) 0	(0) 0
	3 人権の尊重	4	(1) 1	(3) 2	(0) 1	(0) 0
	合計	1 4	(3) (21.4%) 3 (21.4%)	(11) (78.6%) 1 0 (71.4%)	(0) 1 (7.1%)	(0) (0.0%) 0 (0.0%)
総合計		2 2 5	(32) (14.2%) 3 8 (16.9%)	(170) (75.6%) 1 5 6 (69.3%)	(23) (10.2%) 3 1 (13.8%)	(0) (0.0%) 0 (0.0%)

3 改善の方策

学長、学部等の長の権限の内容については、それぞれの業務の効率化、改善を図る。

教授会・研究科委員会の役割と活動については、今後とも学部長等の業務を補佐する執務体制を整備し、学部長等と学部等の連携を強化していく。

委員会委員長を選任については、同一人に多くの委員会の委員長の職が偏るおそれがあり、適材適所の意味や円滑な大学運営の観点から、学長ができるだけ幅広い人材の中から適任者を選定する制度の統一を図る。

事務局企画部門の強化については、事務職員と若手教員による企画委員会の設置等を行う。

大学の意思決定プロセスについては、センター等の中に発足間もないこともあり、施設・設備、スタッフの充実を待たなければならないものもあるが、今後の発展に向け、ハード・ソフト面を整備する。

全学的審議機関については、教育研究審議会と大学運営会議の審議及び協議の議題の仕分けをし整理する。

静岡県公立大学法人評価委員会検証結果を受け、計画を十分に実施できていない項目については、問題を検証し早期に改善する。

法令遵守(コンプライアンス)については、研修会等を開催し教職員の意識向上を図る。

第13節 財務

目標

県から法人への教育研究経費及び管理的経費に係る運営費交付金が毎年1%ずつ削減される中で、自己収入の確保と予算の効率的な執行を通して、財務内容の改善を図る。

このため、入学定員の充足はもとより、少子化による大学間競争の激化の中で、国際社会で貢献できる有為な人材育成機関として評価される教育研究活動を行い、魅力ある大学として国内外から多くの優秀な学生等の人材を集めるとともに有料講座の拡充等自己収入の増加を図る。

また、研究活動の活性化を図り、教育研究拠点としての評価を高めるために積極的に外部資金の獲得を目指し、全学での競争的資金の採択件数増加への取組みや産学官連携による受託・共同研究費、奨学寄附金等外部資金を積極的に受け入れ、教員研究費の財源獲得を推進する。

さらに、予算の執行管理については、学生生活のQOL向上のための経費を最優先に緊急性等を勘案して重点的かつ効率的な予算執行を図るとともにESCO事業等による光熱水費の節減や管理的経費の見直しにより、財務内容の向上と効果的な予算執行を進める。

なお、制度改正や教育研究ニーズの変化等に対応した施設整備費等特殊要因による財政負担については、設置者である県に対して財政措置を要請する。

1 現状

(1) 中・長期的な財務計画

本学の財務は、平成18年度までは県の組織の一出先機関として、毎年度大学室を通じて必要な経費を財政部局に対して予算要求し、予算査定作業、議会の議決を経て予算が配当されていた。また、予算策定時に予想できなかった年度途中において必要となった経費についても補正予算等の手続きを経て予算化、大学への配分がなされていた。

平成19年度の独立行政法人化に伴い、県の出先機関でなくなったことにより、県から直接予算の配当を受けることはなくなり、一定のルールの下で、県から一括して交付金を交付され、これに自主財源の充実に努めるなかで、法人独自の予算作成、執行を行っている。

a 中期計画における財政計画

法人の財政計画については、平成19年度から平成24年度までの6年間の中期計画として以下のような形で静岡県承認を得ている。

(a) 予算

平成19年度～平成24年度予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	29,452
施設整備費補助金	129
自己収入	11,626

授業料収入及び入学検定料収入	11,278
雑収入	348
受託研究等収入及び寄附金収入等	3,585
長期借入金収入	0
計	44,792
支出	
業務費	41,078
教育研究経費	30,045
一般管理費	11,033
施設整備費	129
受託研究等経費及び寄附金事業費等	3,585
長期借入金償還金	0
計	44,792

(注) 平成19年度の額を基礎として、平成20年度以降の予算額を試算している。

金額については見込みであり、各事業年度の運営費交付金等については、事業の進展により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

(b) 収支計画

平成19年度～平成24年度収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	45,293
経常費用	45,293
業務費	37,594
教育研究経費	6,434
受託研究等経費	2,817
人件費	28,343
一般管理費	6,169
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	1,530
臨時損失	0
収入の部	45,293
経常利益	45,293
運営費交付金	28,972
授業料収益	9,436
入学金収益	1,218
検定料等収益	474
受託研究等収益	2,817
寄附金収益	498
財務収益	0
雑益	348
資産見返運営費交付金等戻入	420

資産見返物品受贈額戻入	930
資産見返寄附金戻入	180
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

(注) 平成 19 年度の額を基礎として、平成 20 年度以降の予算額を試算している。

(c) 運営費交付金の算定ルール

中期計画期間中における運営費交付金は、標準的に見込まれる支出及び収入を基に決定した平成 19 年度の金額を基準とし、平成 20 年度以降は、基本的には毎年度、以下の算定ルールに基づき交付金が決定されることとなっている。

なお、各事業年度の具体的な運営費交付金については、予算編成過程において、その他の増減要因を加味して決定されることになる。

$$\text{運営費交付金} = \text{支出} (A(y) + B(y) + C(y) + D(y) + E(y)) \cdot \text{収入} F(y)$$

A(y) : 人件費 $A(y) = A(y-1)$

B(y) : 管理運営費 (事務局経費、施設管理費等) $B(y) = B(y-1) \times$

C(y) : 教育研究費 (教員) $C(y) = C(y-1) \times$

D(y) : 教育研究費 (学生) $D(y) = D(y-1) \times$

E(y) : 特殊経費 (当該年度の退職手当見込額等)

F(y) : 自己財源 (外部研究資金を除く当該年度の学納金見込額等)

諸係数 : 効率化係数 1%
: 毎年度の予算編成過程において決定
y : 当該年度
y-1 : 当該年度の前年度

b 大学の予算

本学の予算は、学内の事務局各セクションが取りまとめた要求案を総務室の経理担当が集約し、学内調整を行ったうえで法人本部に提出し、理事長の予算査定、役員会、経営審議会などの審議を経て予算化されている。

本学は、昭和 62 年に設立され、大学の建物、施設・設備、大型実験機器なども開学当初に建設、設置、導入されたものが多く、建物、施設・設備の老朽化や実験機器の耐用年数の経過、陳腐化などが進み、維持管理に多額の経費を要する。

県の財政状況が苦しい中で、外部資金の獲得が大命題となっており、21 世紀 COE プログラム、グローバル COE プログラムに代表される外部資金の獲得努力の結果、近年顕著な伸びが見られているところである。

(a) 20 年度予算
 大学法人の 20 年度予算

(単位 : 千円、 %)

区分		平成 20 年度 (A)		平成 19 年度 (B)		A · B = C	C / B · 100
		予算額	構成比	予算額	構成比		
歳入	学生納付金	1,870,703	24.1	1,831,179	24.8	39,524	2.2
	運営費交付金	4,946,000	63.6	5,097,000	68.9	-151,000	-3.0
	退職手当除き	4,531,404	58.3	4,544,652	61.4	-13,248	-0.3
	県補助金	278,000	3.6	30,000	0.4	248,000	826.7
	科研費等外部資金	608,320	7.8	380,200	5.1	228,120	60.0
	その他	68,539	0.9	58,217	0.8	10,322	17.7
	計	7,771,562	100.0	7,396,596	100.0	374,966	5.1
歳出	教育経費	371,589	4.8	360,465	4.9	11,124	3.1
	研究経費	453,635	5.8	458,217	6.2	-4,582	-1.0
	教育研究支援経費	236,666	3.0	264,466	3.6	-27,800	-10.5
	一般管理費	1,124,640	14.5	1,100,152	14.9	24,488	2.2
	人件費	4,698,712	60.5	4,803,096	64.9	-104,384	-2.2
	施設等整備費	278,000	3.6	30,000	0.4	248,000	826.7
	外部資金事業経費	608,320	7.8	380,200	5.1	228,120	60.0
	計	7,771,562	100.0	7,396,596	100.0	374,966	5.1

(b) 大学予算の推移

交付金に形を変えたものの、収入の多くを県から仰ぐという点では変わらない。県の一出先機関としての県立大学から独立行政法人の県立大学に変わったこともあって、予算の内容や執行方法等が変わっているが、ここ 6 年間の予算の概況は以下のとおりである。

平成 15 年度以降の大学関係予算の推移

(単位 : 千円)

					法人化		
県立大学費							
人件費	4,100,227	4,117,510	4,205,847	4,243,702	交付金 部分 + 自主財 源 + 補 助金	7,016,396	7,163,242
県立大学	2,011,408	2,007,465	2,060,843	1,982,468			
短期大学部	380,666	385,725	362,625	352,585			
他部局 (土木等)	0	16,826	15,488	34,803			
小計	6,492,301	6,527,526	6,644,803	6,613,558			
大学諸費							
	奨学交付金	220,000	260,000	394,000	435,000		
	県立大学	108,058	127,661	120,819	205,019		
短期大学部	12,918	12,554	12,397	21,896			

小計	340,976	400,215	527,216	661,915			
計	6,833,277	6,927,741	7,172,019	7,275,473		7,016,396	7,163,242
外部資金	352,619	364,961	561,462	555,681		755,615	608,320
合計	7,185,896	7,292,702	7,733,481	7,831,154		7,772,011	7,771,562

各年度の県立大学、短期大学部への令達額に、本庁で執行した県立大学、短期大学部職員の人件費額と奨学交付金を加えた金額

「他部局（土木等）」とは、営繕・土木事務所に依頼した工事・委託料分
それぞれの出所は、決算資料

年度により、上記に加え、「管財費」等により他部局から令達された予算（工事等）がある。

（c）予算の水準

大学予算の状況を他の公立大学と比較してみると、学生一人当たり経常費（大学病院を有する大学を除く。）は、2,007千円で、全国平均をやや下回る。

<他の公立大学との学生一人当たり予算比較>

公立大学の財政（公立大学協会「平成19年度公立大学便覧」平成20年3月）

	本学（A）	公立大平均（B）	比較(A/B・100)
教員一人当たり学生数（人）	10.3	10.9	94.5
経費規模（附属病院経費除き・千円）	5,610,259	3,598,896	155.9
経常費（附属病院経費除き・千円）	5,580,259	3,378,504	165.2
経常費に占める人件費割合（病院除き・%）	69.1	66.3	104.2
学生1人当たり経常費（病院除き・千円）	2,007	2,032	98.8
経常費に占める自主財源の割合（%）	29.7	32.6	91.1
学生1人当たりの大学収入額（円）	595,278	661,859	89.9

c 収入の見通し

（a）県の財政状況

大学予算の安定的な確保という意味では、県の財政の安定度が問題となるが、ここ5年間程度をみても大きな伸びは見られないが、安定した状況である。

静岡県の歳入歳出決算状況

（単位：百万円）

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
歳入合計	1,185,625	1,167,232	1,132,589	1,134,236	1,142,810
うち県税	425,358	437,670	456,542	488,150	566,905
歳出合計	1,169,287	1,155,328	1,121,218	1,122,126	1,132,400
うち教育費	312,410	312,413	313,058	312,547	323,483

（b）自己収入の動向

大学の収入の基幹となる大学授業料収入は以下のとおりであり、おおむね着実な増加

傾向をたどっている。

授業料収入推移

(単位：千円)

年度別	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
授業料収入	1,281,004	1,298,209	1,326,521	1,402,769	1,400,413

また、受験料収入のもととなる大学志願者数は、学部が年度ごとの増減が大きいものの傾向としてやや低下している一方、大学院が増加傾向にある。入学者については、学部はほぼ横ばい、大学院が増加傾向にある。総じて、大学収入としては安定している。

大学志願者の推移と入学者 (上段：志願者数、下段：入学者、単位：人)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
薬学部	991	1,154	958	827	906
	130	133	140	146	132
食品栄養科学部	279	243	245	232	219
	61	57	65	58	60
国際関係学部	902	853	839	952	920
	210	198	198	198	215
経営情報学部	330	261	440	248	378
	100	101	107	106	114
看護学部	201	238	207	196	206
	58	55	55	56	55
学部計	2,703	2,749	2,689	2,455	2,629
	559	544	565	564	576
薬学研究科 (博士前期・後期)	111	130	136	138	161
	88	105	102	109	122
生活健康科学研究科 (博士前期・後期)	82	87	80	79	91
	57	61	70	68	68
国際関係学研究科 (修士)	28	20	18	20	32
	11	7	5	13	19
経営情報学研究科 (修士)	20	30	38	30	21
	8	21	16	18	8
看護学研究科 (修士)	8	14	15	7	11
	8	11	11	4	9
大学院計	249	281	287	274	316
	172	205	204	212	226

年度は、入学年度

(2) 教育研究と財政

a 教育研究目的を具体的に実現する上で必要な財政基盤の確立

(a) 教員の研究に伴う経費

大学での研究活動を支えている教員研究費は、大学予算の中で基幹的経費である。この研究費については、原則として平成18年度までの県立大学時代の教員研究費の総額をベースとして中期計画期間中の5年間毎年1%ずつの効率化係数分を削減することとされている。しかしながら、法人化に伴って予算の重点配分により理事長特別研究費枠が設けられるなど、実質的には減額となっていない。

教員研究費はいくつかの分類により配分されるが次のようになる。

20年度研究費区分と内容

(単位：千円)

	研究費		
	県立大学	短期大学部	計
一般研究費	106,366	20,805	127,171
	23,083	5,379	28,462
	計 129,449	26,184	155,633
教員特別研究推進費	109,942	17,051	126,993
	56,586	8,020	64,606
	20,790	0	20,790
	4,990	0	4,990
	計 192,308	25,071	217,379
学部研究推進費	44,633	5,376	50,009
中期計画推進研究費	(29,700)		29,700
合計	366,390	56,631	452,721

なお、それぞれの研究費の配分方法は次のとおりである。

(一般研究費) 年度当初に、職位別共通単価に基づき、一律に各教員に配分

(教員特別研究推進費) 学長が、教員からの申請に基づき、学外者の意見を聴きながら決定・配分。1割程度は、当初の配分を留保し、教員若しくは教員グループの研究支援(研究集会助成等)のため、年度中随時、申請に基づき配分

(学部研究推進費) 各学部長が、年度当初に学長及び理事長の承認を得て学部内に配分する学部活性化のための学部改革・研究経費

(中期計画推進研究費) 年度半ばに、学部研究推進費と合わせて中期計画・年度計画の推進及び教員の教育研究活動を顕彰・奨励するために、理事長が各学部等に配分

(b) 教育経費

教員の研究費のほかに、通常の教育に要する経費について、次のように各学部あて一括して、配分している。

学部学生教材費・・・学生1人当たり5千円×0.99(1年目効率化係数削減後)

学部学生実験実習経費・・・理系学生1人当たり7千円×0.99

臨地実習経費等・・・積み上げで費用計算

文系学部学生実習経費・・・学生1人当たり1千円×0.99

大学院学生指導費(修士)・・・修士1人当たり50千円×0.99

大学院学生指導費(博士)・・・博士1人当たり100千円×0.99

大学院学生実習経費(薬品類)・・・理系大学院学生1人当たり8千円×0.99

大学院学生消耗品費・・・大学院学生1人当たり50千円×0.99

(単位:千円)

	薬学部・ 研究科	食品栄養 科学部・ 研究科 1	国際関 係学 部・研究 科	経営情 報学 部・研究 科	看護学 部・研究 科	環境科 学研究 所 2	小 計
学部学生教材費	2,723	1,213	4,267	2,099	1,247	0	11,549
学部学生実験実習経費	4,089	1,733	0	0	1,733	0	7,555
臨地実習経費等	10,100	1,332	0	437	4,182	0	16,051
文系学部学生実習経費	0	0	853	420	0	0	1,273
大学院学生指導費(修士)	8,464	3,316	1,040	2,030	743	1,683	17,276
大学院学生指導費(博士)	5,247	2,574	0	0	0	1,881	9,702
大学院学生実習経費	1,774	737	0	0	119	420	3,050
大学院学生消耗品	11,088	4,604	1,040	2,030	743	2,624	22,129
合 計	43,485	15,509	7,200	7,016	8,767	6,608	88,585

1 生活健康科学研究科食品栄養科学専攻分を含む。

2 生活健康科学研究科環境物質科学専攻分を含む。

(c) 教員研究旅費

平成20年度の教員研究旅費は、教授96,460円、准教授・講師80,560円、助教56,610円単価で積算されている。平成20年度の予算額は、23,083千円である。

(d) 教員研修費

教員研修については、一般研修(10年に1回実施)と特別研修(5年に1回実施)に大別される。また、一般研修は海外研修と国内研修に区別される。

一般研修(海外)は、教員が自らの学術専攻分野に関する事項の調査・研究、指導又は研修等に従事するもので、研修期間は、おおむね3か月程度である。

一般研修(国内)は、教員が国内の他の大学、研究機関等において、学術専攻分野に関する事項の調査・研究、指導又は研修等に従事するもので、研修期間は、おおむね6か月程度である。

特別研修(海外)は、学長が特に必要と認める学術調査・研究、国際学会、シンポジウム等へ参加するもの、大学が抱える課題などテーマを限定した調査・研究で、研修期間はおおむね2週間程度である。

平成 19 年度実施状況

(単位：千円、人)

研修種別	実施人数	金額	学部別
一般研修(海外)	6	7,570	薬 2、食 1、国 1、経 1、環 1
国内研修	3	796	生活健康科学 3
特別研修	34	13,738	
合計	43	22,104	

(3) 外部資金等

a 科学研究費補助金

科学研究費補助金は、わが国の学術を人文・社会科学から自然科学に至る、あらゆる分野における優れた独創的・先駆的な研究を格段に発展させることを目的とする研究助成費である。文部科学省においては、特別推進研究・特定領域研究を助成しており、また、日本学術振興会においては、基盤研究・萌芽研究・若手研究を助成している。

この科学研究費補助金は、わが国の研究基盤を形成するための基盤的な研究費であり、競争的研究資金の中核として大きな役割を担っているが、平成 19 年度までの 5 年間に於ける本学の実績は、次表のとおりであって、着実な増加を見せている。

年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
申請件数	172	141	158	189	169
採択件数	78	73	76	81	87
採択金額(千円)	129,500	104,800	135,500	149,787	232,656

(注 1) 申請件数は、当該年度新規分、採択件数は当該年度新規分と継続課題件数の合計

(注 2) 採択金額には間接費を含む。

b 奨学寄附金

産業技術力強化法の制定、地方自治法の改正により、公立大学の外部資金の受入や使用が容易になったことを受けて、大学における学術研究の奨励のために受入、教育研究の充実強化が図られている。本学においては、平成 12 年度に奨学寄附金の受入制度を整備し、平成 13 年度に受託・共同研究の受入についても制度化が図られた。

これらの資金の受入れに当たっては、各学部外部資金受入審査会を設置し、学術研究の進展を通じ、広く社会の発展に貢献するという大学の使命に照らし、受入れが適当であるか否かを審査し、委託者や寄附者との関係について、社会的な疑惑を招くことがないように運用している。

その結果、平成 15 年度に 2 億 1 千万円余であった外部資金が、平成 19 年度において約 2.3 倍の 4 億 9 千万円強となっている(次表参照)。

c 受託・共同研究費

民間等の外部機関から財源となる経費と研究調査の依頼を受けて行う受託研究及び財源となる経費を受け入れて、共通の課題について対等の立場で行う共同研究のための

経費である。受託研究費は、平成 15 年度の 5 千万円強から平成 19 年度の 3 億 2 千万円を超えるまでの急激な伸びを見せている。

(単位：千円)

年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
奨学寄附金	96,364	103,465	128,851	103,474	116,745
受託研究費	52,055	96,296	249,061	250,451	321,403
共同研究費	65,200	61,200	29,550	44,500	54,477
合計	213,619	260,961	407,462	398,425	492,625

(4) 予算編成と執行

a 予算編成と執行ルール

予算配分と執行については、静岡県公立大学法人会計規則、同実施規程において、大学法人の会計に関する事項、規程を定め、法人の教育研究活動の円滑な運営を図っている。

予算は、地方独立行政法人法第27条に規定する年度計画に基づいて、理事長が策定した明確な予算編成方針のもとに編成を行っている。予算を執行する予算単位は、法人本部、県立大学事務局、県立大学短期大学部事務部長に分けられ、単位ごとに予算責任者が置かれ、県立大学事務局にあっては、事務局長が予算責任者となっている。

予算責任者は、法人の中期目標を達成するように、所掌する予算単位（県立大学）における予算案の作成及び予算の適正な執行について、権限と責任を有し、所掌する予算単位の予算案を予算編成方針に基づき作成する。この作成された予算案を法人本部の予算責任者がとりまとめて理事長に提出することとなり、理事長は、提出された各予算単位の予算案を基礎に法人全体の予算案を作成、事業年度開始前までに経営審議会の審議に付し、役員会の議を経て年度計画予算を決定する。

予算が決定された後、理事長から各予算単位の予算責任者に対し各予算単位の当該予算が配分され、配分を受けた予算責任者（事務局長）は、さらに各担当室長に予算を配分することによって、予算執行の責任と権限を委譲している。

特に、教員研究費・教育経費の配分については、一定のルールに基づき、学長から各学部・教員に配分している。配分を受けた教員は自ら配分された経費を管理するが、その執行については、出納室の職員が各学部を分担して物品の発注・納品・支払い業務などを行っている。

また、学生経費については、学生室の各学部担当を通じ、物品の購入等経理事務を執行している。

b 予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組み

地方独立行政法人法第11条の規定に基づき、地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関することを所掌する静岡県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が設置され、法人は、同法第28条第1項の規定及び静岡県の規則の定めにより各事業年度における業務の実績について評価を受けることとされている。

各事業年度における業務の実績について評価委員会の評価を受けようとするときは、

年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後3月以内に委員会に提出しなければならないほか、中期目標期間終了後にあつては、中期目標に係る事業報告書において、当該中期目標に定めた事項ごとにその実績を明らかにしなければならない。

各事業年度の法人情報のうち、中期計画に関するものや財務諸表に関するものについては、法の規定に基づきこれを公表している。

平成20年度は法人化初年度の決算であり、ホームページ上で9月24日に公表したほか、財務諸表についてはその後県公報へ掲載した。

公表する内容は、業務の実績に関する評価として、業務実績報告書と評価結果、決算に関する情報として財務諸表（財務諸表、決算報告書、事業報告書、監事及び会計監査人の意見書）である。

（5）財務監査

法人の業務の合理的かつ効率的な運営を図るとともに、会計経理の適正を期するため、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、監事が行う静岡県公立大学法人の監査及び意見の提出に関して静岡県公立大学法人監事監査規則に必要な事項が定められている。

監事監査は、次に掲げる事項について行うものとされる。

- (1) 中期計画及び年度計画に定める業務の実施状況
- (2) 組織及び制度全般の運営状況
- (3) 予算の執行に関する事項
- (4) 資産の取得、管理及び処分に関する事項
- (5) 財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関する事項
- (6) その他監査の目的を達成するために必要な事項

監査は、監事が毎年度初めに監査計画を作成し、定期に行うほか、監事が必要と認めれば臨時に書面及び実地により行う。

このほか、法人会計規則第57条及び公立大学法人内部監査規程により、予算の執行及び会計の適正を期するため、内部監査を行うものとしている。

この場合の監査は、監査室に属する職員が監事及び会計監査人と密接な連携を保ち、監査効率の向上を図るよう努めつつ、予算単位をもって対象とし、原則として、監査の対象部門の職員に対して関係資料の提出、事実の説明、報告その他監査の実施上必要な行為を求めながら、実地に行っている。

（平成19年度監事監査の基本方針）

静岡県公立大学法人監事監査規則に基づき、法人の業務の合理的かつ効率的な運営を図るとともに、会計処理の適正を期するため、会計監査人及び内部監査と連携して監査を実施する。

監査項目等：(1)定期監査（業務監査、会計監査、重点監査事項）(2)随時監査

監査日程等：業務監査（役員会への出席 毎月2回、重点監査 予備監査2日間 担当室長

業務ヒヤリング2日間) 会計監査(内部監査結果の確認 毎月) 決算監査(部局長業務ヒヤリング1日間 出納担当室長会計ヒヤリング1日間)

(平成19年度内部監査の基本方針)

静岡県公立大学法人内部監査規程に基づき、法人の適正かつ効率的な業務執行の確保と健全な運営に資することを目的として、監事及び会計監査人と連携して監査を実施する。

監査項目：(1)財務会計に関すること(職員給与の支給、授業料の収納、現金等の管理、外部資金の受入及び執行、その他収入及び支出)、(2)科学研究費補助金等補助金に関すること

監査日程等：(1)書面監査 交付金 毎月3日間、受託・共同研究 10、3、5月に2日間、奨学寄附金 12、2、5月に2日間、その他外部資金 4月に3日間、(2)実地監査 授業料 11月に2日間、給与関係 2月に2日間、現金・郵券、タクシー券 3月に1日間、科学研究費 9～10月に7日間

の全体では順調に伸びている。

経理業務については、繁忙期に派遣職員を増員するなど適正な経理処理が行えるよう配慮するとともに、平成 19 年度から導入した消耗品、書籍等の全品検収については非常勤職員を配して対応している。

予算編成に当たっては、理事長が直接各部局長とヒヤリングを実施するなど、部局の意向を反映させるべく努力している。また、予算編成方針に基づき作成した予算案について、経営審議会及び役員会の議を経て決定している。

執行体制については、事務局において事業別に執行管理を行うとともに教員研究費などの競争的配分研究費についてはプロジェクト別に執行状況を把握し、適正執行に努めている。なお、大学間競争の激化の中で当初予算策定時に想定していなかった必要経費への迅速な対応も課題となるが、法人化後は弾力的・機動的な対応が可能となっている。

[改善が必要な事項]

中・長期的な財務計画に関して、少子化の影響等から志願者倍率が低下傾向にある学部・研究科においては、優秀な学生の確保のため、なお一層の志願者数増の努力が必要である。また、大学院については定員を割り込む志願者数となっている研究科・専攻があり、志願者数の増大が課題となっている。

教員研究費のうち、教員特別研究推進費については、外部委員の審査を経た公正な競争的配分を実施しているが、審査に時間を要し、配分時期に遅れが生じている。

教員研修費は、他大学にない独自の制度であるが、外部資金の活用等により、希望者が減少傾向にあり、平成 19 年度は予算措置 30,553 千円に対して執行額 22,104 千円と差がある。制度面や環境面を見直す等、効果的な教員研修制度を検討する必要がある。

外部資金に関して、資金量の増加に呼応した契約・出納業務体制の整備が追いついていけない状況がある。また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づいて、より一層物品検収体制等の整備を進める必要がある。

予算執行に伴う効果の分析・検証について、自己点検評価に基づく業務実績報告書による静岡県公立大学法人評価委員会の評価を受けている。自己点検評価については、教員を含めた大学運営側から見た評価は加味されるが、学生の目から見た評価が反映されにくい状況にある。

会計監査については、監査室の内部監査を受けるとともに監査法人及び静岡県公立大学法人監事の監査を受けている。監査法人から財務諸表等について適正に処理している旨の監査報告書が提出されているが、経理事務担当部署の多忙さや公立大学法人会計制度の未習熟に起因する内部統制上改善等について意見が出されている。

3 改善の方策

中・長期的な財務計画に関して、授業料等自己収入の安定確保について、高等学校等への積極的なPRや大学ホームページの充実等志願者の増加に向けて引き続き取り組んでいく。

教員研究費の配分については、新年度早々に配分額を決定できるように、教員からの申請書提出期限を前年度中に前倒しすることや外部審査に当たっての専門分野の区分を見直すなど配分額決定の迅速化を図る。

教員研修費については、より積極的な制度活用が図れるよう弾力的な運用を取り入れる

など制度の見直しを進める。

科学研究費補助金の申請・採択に向けて、引き続き全教員を対象とした説明会を複数回開催するなど外部資金の獲得を推進する。

予算編成と執行に関して、年度途中で新たに必要が生じた予算については、ヒヤリングの実施や執行見込調査による予算残の把握、緊急性を考慮した優先順位による再配分等効率的な予算執行を図る。また、関連部局の連携を密にするとともに各種委員会の庶務担当部署を通して学部をまたがる予算要望にも対応していく。

予算執行に伴う効果の分析・検証については、教育経費、学生経費、教育研究支援経費等の執行に対する学生の側からの評価について、授業内容等に限定的な学生アンケートの拡充等により要望、意見の取り込みを図る。

財務監査については、要改善点について周知徹底を図るとともに他大学の組織体制や財務会計システム上の権限付与等を調査し、組織体制等の改善、整備に生かしていく。また、繁忙期における財務会計システムへの入力作業のための派遣職員増員等経理事務の効率化を図るとともに職制ごとの内部チェック機能の維持、強化を図る。

なお、今後は公立大学法人会計制度や労務関係、税制度等に精通した職員の育成、スキルアップを進める。

第14節 自己点検・評価

目標

本学の基本理念と長期的目標を実現するため、教育研究活動及び業務運営全般について自己点検・評価を行う。特に前回の自己点検評価で課題とされた、学生による授業評価を含む教育評価、教員評価システムの構築について、重点的に自己点検・評価を実施する。

また、本学は外部認証評価機関による外部評価を受けることが決定しており、これらの評価結果とその対応状況を併せて積極的に学外に公開するとともに、評価結果に対する改善を通じて各部署の教育研究活動及び業務内容等の一層の向上を図る。

1 現状

(1) 自己点検・評価

平成3年文部省(当時)は、各大学がそれぞれの「現状と課題」について自己点検・評価を行うことを担保として大学設置基準の大綱化をはかり、研究・教育の自主性を高めることを企図し、大学(大学院)設置基準の一部改正(平成3年7月1日施行)により、大学は、その研究水準の向上を図り、当該大学の目的、社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めなければならないとされた。

本学も平成5年度に、「静岡県立大学自己評価規程」及び「静岡県立大学自己評価委員会規程」(6月18日評議会決定、7月1日施行)を制定し、学長を委員長とする静岡県立大学自己評価委員会及び幹事会を設置した。

規程において、自己評価の実施は全学的に行うほか、各部署において行うものとし、組織としては、全学的な自己評価を行うため、自己評価委員会を、各部署の自己評価を行うため部署自己評価委員会を置いた。

自己評価委員会が行う自己評価の事項は次のとおりである。

- (1) 本学の在り方及び目標に関すること。
- (2) 教育活動に関すること。
- (3) 研究活動に関すること。
- (4) 教員組織に関すること。
- (5) 国際交流に関すること。
- (6) 社会との連携に関すること。
- (7) 施設設備及び環境に関すること。
- (8) 管理運営及び組織機構に関すること。
- (9) その他自己評価委員会が必要と認める事項

また、各部署委員会は各部署に係る上記事項について、自己評価を行う。

以上の体制の下、平成6年3月に、創立間もないこともあり概括的な内容にとどまり、白書的色彩は希薄であったといえるが、第1回目の報告書「静岡県立大学の現状と課題」を取りまとめ、公表した。

その後も引き続き、各部局単位で、特に研究成果を中心とした自己点検評価は行われ、その成果も公表されてきた。しかし大学を取り巻く諸状況の急速な変化は、各大学に抜本的な構造改革を求めているにもかかわらず、本来改善への努力を果たすべき自己点検評価においても意識の面で形骸化してきた現状に鑑み、文部科学省は各大学に第三者評価の導入と改善実施を義務付ける方向へと政策を転換した。

本学も平成 11 年～13 年にかけて、第 2 回目の自己点検に向け自己評価委員会（大学全体及び各部局）等で協議を進める中で、自己評価委員会規程に「第三者評価」の実施に関する条項を追加し、平成 13 年 4 月から、初めての試みとして、全部局別にそれぞれの「現状と課題」について自己点検評価を行うとともに、全国的視野で選出された各分野の専門有識者による外部評価を実施した。各部局ともおおむね高い評価を与えられ、その結果は平成 14 年 3 月～5 月に報告書として刊行・公表された。その後、平成 14 年度から 15 年度には大学全体の自己点検を実施し、平成 17 年 3 月に、大学全体としての第 2 回目の報告書「静岡県立大学の現状と課題」を取りまとめ公表した。ここで示された最も重要な長期的な課題は、「教育評価の具体的な在り方（学生評価を含む）の検討と実施」である。

これを受けて、平成 18 年 4 月から、教員評価システムの構築について検討し、各部局の教員評価実施部会で、個別教員に対する評価等(対象期間：平成 15 年度～平成 17 年度の 3 年間)を実施するとともに外部の視点から評価等の意見をいただくため、教員評価検討委員会で評価・検討を行うなど、平成 19 年 4 月の公立大学法人化以降の教員評価システムの構築に向けて検討を進めた。

教員評価検討委員会委員名簿（平成 18 年度）

委員	黒田壽二	金沢工業大学学園長・総長
委員	鈴木典比古	国際基督教大学学長
委員	柳下公一	人事コンサルタント、(元武田薬品工業株式会社専務取締役)
委員	山極清子	株式会社資生堂人事部次長企画労政グループ男女共同参画担当
委員	辻 邦郎	静岡県立大学副学長
委員	稲山敏則	静岡県立大学副学長
顧問	福原義春	株式会社資生堂名誉会長

平成 19 年度には、全教員に対し教員業務実態調査(対象期間：平成 18 年度～平成 19 年度の 2 年間)を実施し、その調査票の内容について、各部局長が教員一人一人から聞き取りを行った。平成 20 年度にも、全教員に対し教員業務実態調査を実施している。

また、学生による授業評価については、平成 15 年度に教務委員会を中心にスタンダードな評価シート（授業評価アンケート）が作製され、シート読み取り機を購入した。これを受け、各部局では順次、授業評価アンケートを実施してきたが未実施の部局もあり、学生による授業評価については、平成 20 年度は F D 委員会において議論を行っており、全部局で実施する予定である。

平成 19 年 4 月から、本学は公立大学法人化した。自己評価委員会の所掌事項、組織等に変更はなく、継続して存在してきた。各部局における特記事項としては、平成 22 年からの 6 年制薬学教育一期生の実務実習の実施に伴い、薬学教育第三者評価機構(仮称)

による第三者評価を受審するため、平成 21 年度に自己評価を実施する。

平成 20 年度には、中期目標に定められた平成 21 年度における認証評価の受審を控えて、大学全体としては第 3 回目の自己点検評価を実施することとなった。

学内組織としては、自己評価委員会及び短期大学の自己点検・自己評価委員会合同の大学認証評価委員会を設け、その下に、点検評価項目ごとに評価作業を分担する教育研究評価専門部会、学生受入・学生生活評価専門部会、図書館・社会貢献評価専門部会、管理運営評価専門部会、短期大学部評価専門部会の 5 つの専門部会を置いて、自己点検評価を実施した。

また、地方独立行政法人法による各事業年度に係る業務の実績に関する評価については、法人の組織として静岡県公立大学法人中期・年度計画推進委員会を設け、その下に、同委員会作業部会を置いて、法人化初年度の平成 19 事業年度に係る業務実績について、自己評価を実施し、静岡県公立大学法人評価委員会の評価を受けた。

(2) 自己点検・評価に対する学外者による検証

平成 13 年 4 月から、全部局別にそれぞれの「現状と課題」について自己点検評価を行うとともに、全国的視野で選出された各分野の専門有識者による外部評価を実施した。各部局ともおおむね高い評価を与えられ、その結果は平成 14 年 3 月～5 月に報告書として刊行・公表されている。

平成 19 年度からの公立大学法人化以降は、地方独立行政法人法、静岡県公立大学法人評価委員会条例に基づく、静岡県知事の附属機関である静岡県公立大学法人評価委員会（以下この項において「評価委員会」という。）の評価を受けることとなった。評価委員会は、知事が学識経験者のうちから任命する 5 人の委員で組織されており、本学に対しては第三者評価機関であり、平成 19 年 12 月に「静岡県公立大学法人に係る評価基本方針」及び「静岡県公立大学法人に係る事業年度評価実施要領」を決定した。平成 20 年度には、法人化後初めて、平成 19 事業年度に係る業務実績について、自己評価を実施した。その結果は、それぞれ学外の有識者を含む教育研究審議会、経営審議会の承認を得て、「平成 19 事業年度に係る業務の実績に関する報告書」として提出し、評価委員会の評価を受けた。その評価結果は知事から議会に報告され、公表された。

さらに、本年度、大学全体としては第 3 回目の自己点検評価を実施し、学校教育法で義務付けられた認証評価機関による評価を中期計画で予定する平成 21 年度に受審する。認証評価機関の選定については、平成 19 年度に大学運営会議、教育研究審議会、経営審議会、役員会の承認を得て、公立大学評価に実績のある(財)大学基準協会を本学の認証評価機関とすることに決定した。

(3) 大学に対する社会的評価等

国内外における評価を高めるため、大学の教育研究活動の内容や成果について、広報・広聴活動を実施している。

本学の社会的評価に関しては、平成 20 年 12 月に、日経 BP コンサルティングによる『大学ブランド・イメージ調査 2009 (東海編)』を実施した。この調査は、東海地方の主要大学 48 校を対象に、「地域産業への貢献度」、「教授陣の魅力度」、学生の「専門知識

の保有度」や「コミュニケーション能力の高さ」など大学や在学生へのブランド・イメージを47項目にわたって、東海地方の有職者や中学生以上の子を持つ父母の目線から調査（有効回答数2,976件）したものである。平成21年1月23日に調査結果報告書が発行され、結果を分析しているところである。

そのほか、県民、企業、受験生、在学生、卒業生及び保護者等からアンケート等により意見を聴取するため、新入生ガイダンス、受験生向けのオープンキャンパスや県民向けのキャンパスツアーの実施時にアンケートを実施した。

平成20年度新入生に対するアンケートでは、「本学を受験しようと思った「決め手」」（15回答項目から複数回答）のトップは、「カリキュラム」が41.3%で、本学の教育内容に魅力を感じている新入生が多いことをうかがわせている。

大学に対する各種メディアによるランキング等の公表結果は、大学の社会的評価に対する影響が大きく、本学においてもその情報収集に努めている。

その中で、『2009年版週間朝日進学MOOK 大学ランキング』の生態学、環境学分野（国内2002～2006年）でISI・論文引用度指数が1位にランキングされた。その他のメディア、個別指標でも上位にランキングされているものが複数ある。

また、各種インターネットサービスのランキングを行っているゴメス・コンサルティング㈱の「2008年8月 大学サイトランキング」では、総合順位17位を獲得した。これは国公立大学の中では1位である。さらに、日経BPコンサルティングの『全国大学サイト・ユーザビリティ調査2008/2009』（平成20年9月9日～11月4日調査）において、全国の大学200校中、第6位（公立大学では1位）にランクされた。公式サイトリニューアル（平成20年4月14日）に当たり、本学が重視した「ウェブサイトの使いやすさ」が評価されたものといえる。

教員の教育研究活動については、平成14年度に文部科学省に採択された21世紀COEプログラムを発展させた、「健康長寿科学教育研究の戦略的新展開」プログラムが、平成19年度に県内大学では唯一、グローバルCOEプログラムに採択され、全国的に高い評価を得ている。また、科学研究費補助金等学外からの研究費獲得（大学基礎データ表33、34参照）、学会、国・各種団体の委員等就任（大学基礎データ表24参照）、各種受賞など、高い実績を示しており、マスコミの取材を受ける教員も多く、本学の社会的評価に寄与している。

卒業生の評価については、就職・進路状況、国家試験合格率（大学基礎データ表9参照）等第3節の該当箇所で記述しているとおり、良好な結果を残しており、地域から国外まで幅広く産学官あらゆる分野に就職しており、就職先における卒業生の評価は高く、本学の社会的評価につながっている。

（4）大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応

a 昭和61年12月23日、大学設置認可時の文部省（当時）からの留意事項

- 1 施設・設備の年次計画については、教育研究上支障のないよう確実に履行すること。
- 2 静岡女子大学、静岡薬科大学について、昭和62年4月1日で学生募集を停止し、

在学生の卒業を待って廃止すること。

本学の対応

- 1 校舎等の施設については、計画どおり完成した。設備についても、計画どおり整備を完了した。
- 2 2大学とも昭和62年4月1日より学生募集を停止し、平成2年3月在学生が全員卒業したので、両大学を廃止した。

- b 昭和63年3月23日、薬学研究科設置認可時の文部省（当時）からの留意事項
薬学部のキャンパス移転については、計画どおり実施すること。

本学の対応

昭和63年11月に谷田キャンパスの薬学部棟が完成したので、昭和63年12月から平成元年3月にかけて移転を行い完了した。

- c 平成2年5月23日、学年進行中の大学等に対する実地調査時の文部省（当時）からの留意事項（平成2年9月7日、年次計画履行状況調査結果も同旨）
教員について計画どおり配置すること。

本学の対応

平成2年10月1日付けで、教員3名を補充した。
（新規採用：教授1名、講師1名、教授昇格：1名）

- d 平成3年3月20日、生活健康科学研究科の設置認可時の文部省（当時）からの留意事項

設置趣旨にふさわしい、教員組織及び研究指導体制等の充実について引き続き検討すること。

本学の対応

本研究科においては、平成3年4月15日、第1回研究科委員会を開催、研究科規程を制定し、各専攻に専攻長、副専攻長を置くことを定めるとともに、専攻会議を開催し、留意事項等について検討していくことを決定した。

専攻会議は月2回開催し、環境物質科学専攻の教員組織、将来構想等について検討していく。特に新たに本研究科附置となった環境科学研究所については、環境物質科学専攻の土台となり得るよう、体制整備を図ることとし、検討を開始した。

その結果、最終的に、平成8年3月に環境科学施設棟を建設し、平成9年4月に環境科学研究所を大学附置研究所に格上げし、同研究所に教授会を設けた。

- e 平成8年12月19日、国際関係学部国際関係学科について文部省（当時）からの留意事項（看護学部設置認可に際して）

国際関係学部国際関係学科の定員超過の是正に努めること。

本学の対応

平成5年度の入学試験において、例年の辞退者数を見込み合格者数を設定したところ、静岡大学等が同年度から前期・後期の入学試験日程を採用したため、例年では他大学と併願していた合格者のうち、本学を辞退していた合格者の多くが、予想に反して本学に入学したことが定員超過の大きな原因であった。

この状況を踏まえ、平成6年度以降は合格者数を抑える等の措置を講じたため、平成6～8年度は是正効果が現れてきたところである。

しかし、平成5年度の入学者数が突出していることから、一度に是正することができず、平成9年3月に平成5年度入学者は卒業したが、平成9年度入学試験から選抜方法を分離・分割方式に変更したため、初年度でもあり入学辞退者数の予測が難しく、結果として予測以上の入学手続きがあり、入学者数は減少しなかった（入学定員超過比率132）。

このため、留学者の状況を長期的に分析し、かつ、入学試験においても入学辞退者の動向を考慮しながら合格者数を決定することとし、その後、入学定員超過比率は平成10年度125、平成11年度100、平成12年度100、平成13年度108、平成14年度110、平成15年度105となり、是正効果が現れた。

以上のとおり、設置認可時等の文部省（当時）からの留意事項については、適切に対応を完了した。

2 点検・評価

[効果の上がっている事項]

自己点検・評価の組織については、自己評価委員会は学長を委員長として副学長、各部長、関係委員会委員長、センター長及び事務局部長から構成され、本学の教育研究及び管理運営の責任者がそろっている。また、機動的に専門部会を置くこともできる。評価結果に対する対応に関しても、以下のとおり規程に定められている。

- (1) 学長及び各部長は、自己評価委員会及び部局委員会が評価により改善が必要と認めた事項について改善に努めるものとする。
- (2) 学長は、自己評価委員会及び部局委員会が行った評価の結果に基づき、全学に係る事項で、関連する学内の委員会で改善策を検討することが適当と認められるものについては、当該委員会に付託する。
- (3) 学長は、自己評価委員会が行った評価の結果に基づき、部局に係る事項で改善することが適当と認められるものについては、当該部局に検討を求めることができる。

また、法人評価に係る静岡県公立大学法人中期・年度計画推進委員会も教育担当法人理事（副学長）を委員長とし、自己評価委員会と同じく各部長、委員会委員長及び法人・大学事務局役職者から構成され、その下に、同作業部会を置いて、毎事業年度に係る業務実績等について、自己評価を実施するに十分な組織体制を満たしている。

以上のことから、制度・システムとしては十分に整備されているといえる。

[改善が必要な事項]

自己評価委員会の活動状況については、従来、自己評価の実施時期は活発に活動し、報告書を取りまとめ公表してきたが、次回の自己評価までの間は、部局によりその程度はあるが、委員会としての活動がやや不足していた感はある。

もっとも学長の強力なリーダーシップの下、自己評価委員会とメンバーを同じくする、本学の重要事項協議機関である大学運営会議(毎月開催)において、大学改革のための問題は十分検討され、実行に移されてきたといえる。

また、静岡県公立大学法人評価委員会から「平成19事業年度に係る業務の実績に関する評価結果」(平成20年8月)で示された、教員評価システムの一部進捗の遅れがある。

学生による授業評価については、授業評価アンケートを未実施の部局もあり、全部局で実施し、実施した成果の授業改善への活用についてもその分析法を検討する必要がある。

大学に対する社会的評価等については、新入生に対するアンケート、オープンキャンパス時の生徒、保護者へのアンケートは、本学にふさわしい学生募集等のために役立てられているが、全学的な社会的評価に関するデータは不十分である。

今後は、いわゆるステークホルダーのうち、卒業生や就職先の企業等に評価を求め、本学の評価情報を得て、教育研究の改善に活用する必要がある。

3 改善の方策

自己点検・評価の組織については、自己評価委員会と静岡県公立大学法人中期・年度計画推進委員会の2本立てとなっており、それぞれの専門部会、作業部会のメンバーはかなり重複するものの評価活動は別に行っている。本来、本学の自己点検評価項目と中期目標、中期計画及び事業年度実績評価項目は、重なる部分が多いことから両委員会の有機的な連携・改編により、より効率的な自己点検評価を行う。

また、より実効的な改善を図るため、定期的に委員会を開催し、教員評価システムの構築、全部局における授業評価アンケートの実施の問題も含め、改善策の工程管理を行い、進捗状況を細かくチェックしていく。

今後は、本学の行う自己点検・評価結果に対して、それぞれ定期的に、評価委員会及び認証評価機関の評価を受けることとなり、その客観性・妥当性が厳密に検証される。

第三者評価機関による評価結果に対しては、その速やかな改善を通じて、教育研究活動及び業務内容の向上に活かす。

また、文部科学省からの指摘事項、大学基準協会からの勧告などに対しては、自己評価委員会を中心に関係する部局、委員会等において、速やかな対応、改善を実施することにより本学の教育研究活動及び業務内容等の一層の向上に活かす。

大学に対する社会的評価等については、卒業後、臨床経験や社会経験を経た後の卒業生による評価や就職先等での評価を実施する。

第15節 情報公開・説明責任

目標

本学は既に独立行政法人化されたが、「静岡県情報公開条例」の実施機関として、在学生、卒業生や一般県民まで幅広い人々の知る権利に応えるために、開示請求のための方法や相談窓口について積極的に広報していく。

大学の財務状況の公正・透明性を高めるために財務諸表を公表するとともに、科学研究費・受託共同研究費・奨学寄附金などの外部資金獲得について公表する。

大学に設置されている各種委員会の委員会規程及び委員の名簿を公表する。

志願予定者、卒業生までを対象とする一貫した情報開示の方針を策定し、実施する。なお、法人が保有する学生・教職員等などの個人情報については、静岡県情報公開条例の実施機関としての体制を整備するとともに適正な管理を行う。

このような情報公開を積極的に実施していくことで、公正で適切な運営や開かれた大学づくりを推進し、「地域社会と協働する広く県民に開かれた大学」を実現する。

1 現状

(1) 財政公開

財務諸表等について、公立大学法人評価委員会の評価結果とともに本学のホームページ上に公表している。公立大学法人として、開かれた大学運営、大学に対する社会的要請や期待に鑑みても、大学情報を学校関係者である学生、家族、高校、卒業生はもちろん、広く県民、企業等に分かりやすく提供することは大学の当然の社会的責務である。

独立行政法人化後まだ日も浅いとはいえ、大学としての教育研究活動に関する情報提供にとどまらず、学校法人として財務情報の公開についても一段と進め、より内容のあるアカウントビリティ（説明責任）を果たしていくよう、努めている。

(2) 情報公開請求への対応

静岡県は、平成元年10月から「静岡県公文書の開示に関する条例」を施行し、情報公開制度をスタートさせ、その後条例全体を見直し、平成13年4月から前記条例を全部改正した「静岡県情報公開条例」を施行し現在に至っている。

本学の情報公開、情報提供については、「静岡県情報公開条例」の実施機関として実施体制を構築するとともに積極的な情報公開を行っており、県民に限らず誰でもが請求者になることができる。対象となる公文書は、教職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録であって、教職員が組織的に用いるものとして大学が保有しているものである。

開示の請求方法は、所定の開示請求書に必要事項を記入し、大学又は法人本部に直接若しくは郵送、ファックス、インターネットによって請求できる。

公文書の開示は、公文書開示決定通知書又は公文書部分開示決定通知書によりあらかじめ指定した日時及び場所において行うものとする。

開示の方法は、

ア 文書又は図画（文書又は図画を撮影したマイクロフィルムを含む。）は、閲覧又は写しの交付

イ スライド、映画フィルムは視聴又は写しの交付

ウ 電磁的記録にあっては、次のいずれかによる。

(ア) 用紙に出力したものの閲覧

(イ) ビデオデッキ、テープレコーダ、パソコン、ワークステーション等再生用の機器による閲覧又は視聴

(ウ) 用紙に出力したもの若しくはそのものを複写したもの又は電磁的記録媒体(磁気テープ、磁気ディスク、光磁気ディスク等)に複写したものの交付である。

静岡県庁の文書室(情報公開スタッフ)が、毎年度初めに前年度の実施状況について、公文書の開示の請求件数、開示、一部開示及び非開示の決定件数、異議申立ての処理件数、その他必要な事項について、各実施機関からの報告を取りまとめ、静岡県公報及び県のホームページに掲載して公表している。

ちなみに、平成 15 年度から平成 19 年度の本学への開示請求件数は 9 件である。

請求内容は、(平成 15 年度) 県立大学教員特別研究費に係る資料、静岡県立大学特別研究計画一覧表、(平成 17 年度) 平成 10 年度の入試試験の結果、平成 16、17 年度の県立美術館入札関係書類、アスベスト関連文書 2 件、(平成 19 年度) H19 年度入学手続きに際し、入学者から提出を求めた文書の様式、薬学部及び大学院薬学研究科が保有する、奨学寄附金の受入状況一覧表、静岡県公立大学法人職員倫理規定の 9 件であった。

年度		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
開示請求	全県	1,747	1,683	1,386	1,795	1,901
	県大	0	2	4	0	3
全部開示決定	全県	848	1,255	1,105	1,454	1,505
	県大	0	2	3	0	1
部分開示決定	全県	468	273	175	225	298
	県大	0	0	0	0	1
非開示決定	全県	13	35	25	11	3
	県大	0	0	0	0	0
存在応答拒否	全県	1	1	5	14	1
	県大	0	0	0	0	0
文書不存在	全県	97	97	44	53	63
	県大	0	0	0	0	0
請求取下げ	全県	22	22	30	38	31
	県大	0	0	1	0	1
却下	全県	0	0	2	0	0
	県大	0	0	0	0	0

平成元年の「静岡県公文書の開示に関する条例」施行以後、2 件の文書開示請求があり、対応した。

なお、入試関係の文書については、静岡県情報公開条例第 7 条第 6 号アの試験に係る情報として原則非開示としているが、受験生の関心が高く大学として一定の対応が必要と判断し、同条例第 30 条に想定されている情報提供施策の充実の要請に基づき、「静岡県立大学入学者選抜情報公開指針」を平成 13 年 12 月に決定し、平成 14 年 5 月からこれ

により対応している。

静岡県立大学入学者選抜情報公開方針

第1 目的

この方針は、静岡県立大学（以下「本学」という。）が保有する本学入学者選抜に関する情報（以下「情報」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 公開の対象となる情報

公開の対象となる情報は、学部入学者選抜における一般選抜、特別選抜（推薦入学、社会人、帰国子女及び私費外国人留学生）及び編入学試験並びに研究科入学者選抜における一般選抜及び特別選抜（推薦入学、社会人及び外国人留学生）に関する情報とする。

第3 自ら広く提供する情報

- 1 自ら広く提供する情報は、志願者数、受験者数、合格者数、入学者数及び選抜方法とする。
- 2 提供する内容、時期及び方法については、別表1（省略）及び別に定める静岡県立大学入学者選抜情報提供事務取扱要綱（以下「事務取扱要綱」という。）のとおりとする。

第4 希望に基づき提供する情報

- 1 希望に基づき提供する情報は、個別学力検査問題、正解又は正解例又は評価基準又は出題のねらい、設問別配点、合格者総合得点の最高・最低・平均及び入学者選抜実施組織とする。
- 2 提供する内容、時期及び方法については、別表2（省略）及び別に定める事務取扱要綱のとおりとする。

第5 本人の申出に基づき開示する情報

- 1 本人の申出に基づき開示する情報は、個別学力検査成績及び出願書類（調査書、推薦書及び所見書を除く。）とする。
- 2 開示する内容、時期及び方法については、別表3（省略）及び別に定める静岡県立大学入学者選抜本人情報開示事務取扱要綱のとおりとする。

第6 非開示とする情報

非開示とする情報は、別表4（省略）のとおりとする。

第7 情報公開方針の取扱

情報公開の方針については、必要に応じ、見直しを行うものとする。

第8 情報公開事務の所管

情報公開についての事務は、学生部入試室において処理する。

附 則

この方針は、平成19年4月1日から適用する。

また、現状公表していない大学に設置されている各種委員会の委員会規程及び委員の

名簿を公表することによりアカウンタビリティ（説明責任）を果たしていくよう、努める。

（３）点検・評価結果の発信

本学は、大学全体としては平成 6 年 3 月、平成 17 年 5 月の 2 回、実施した自己点検・評価の結果を「静岡県立大学の現状と課題」として各回 1,000 部印刷製本したものを県・大学関係者・関係機関に配布・公表してきた。各部局においても同様に自己点検・評価及び外部評価の結果を公表してきたところである（下表のとおり）。

自己点検・評価の公表状況

大学全体・部局名	第 1 回公表時期	第 2 回公表時期
大学全体	平成 6 年 3 月	平成 17 年 5 月
薬学部	平成 9 年 3 月	平成 14 年 3 月
薬学研究科	平成 9 年 3 月	平成 14 年 3 月
食品栄養科学部	平成 6 年 6 月	平成 14 年 3 月
生活健康科学研究科	平成 6 年 7 月	平成 14 年 3 月
国際関係学部	平成 7 年 3 月	平成 14 年 5 月
国際関係学研究科	平成 7 年 3 月	平成 14 年 5 月
経営情報学部	平成 11 年 6 月	平成 14 年 4 月
経営情報学研究科	平成 14 年 4 月	
看護学部	平成 14 年 3 月	
看護学研究科	平成 14 年 3 月	
環境科学研究所	平成 14 年 3 月	

独立行政法人化に係る法人評価については、平成 20 年度に初めて、平成 19 事業年度に係る業務実績について自己評価を実施し、その結果は、「平成 19 事業年度に係る業務の実績に関する報告書」として、評価委員会の「平成 19 事業年度に係る業務の実績に関する評価結果」と併せて公表され、本学ウェブサイトで常時閲覧することができる。

2 点検・評価

[効果の上がっている事項]

過去に実施した自己点検・評価及び外部評価、法人評価の結果は、すべて公表されており適切である。

[改善が必要な事項]

財政公開については、公表されている内容が、一般の人が理解しやすいものとはいえない

い。表・グラフ等も交え、分かりやすくまとめて行く必要がある。

また、情報公開請求への対応については、全国的な情報公開の流れの中で、今後ますます大学の文書に対する公開請求が増えるものと予想される。請求に対しては、「静岡県情報公開条例」を適正に運用し対応することはもちろんであるが、同条例第1条に則り、開かれた大学運営を目指すことを基本姿勢とする。特に入試関係の情報について要望が高まるものと考えられるため、学内で開示方針・方策を検討する必要がある。

一方で、大学は学生の個人情報も多く抱えているとともに、教員の研究に関連しても多くの個人情報を管理しているので、今後ともその情報を適切に管理・保護することに十分な配慮が必要である。

点検・評価結果の発進については、自己点検・評価及び外部評価の結果が、印刷物としてのみ作成・公表されているため、関係者・関係機関への配布にとどまり、一般県民等の閲覧は可能であるが利便性に問題がある。

3 改善の方策

財政公開については、法に基づく財務諸表の公表だけでなく、財務状況がより理解しやすい情報の提供を検討するとともに、科学研究費・受託共同研究費・奨学寄附金などの外部資金獲得について公表する。

情報公開請求への対応については、一層の情報公開を進めるためにホームページへ関係規則（静岡県公立大学法人公文書開示事務等取扱規則、静岡県公立大学法人保有個人情報開示事務等取扱規則）を掲載し、情報の入手方法等の詳細を明らかにする。

また、大学に設置されている各種委員会の規程及び委員の名簿を公表するなど情報公開・説明責任に対する体制を分かりやすいものにする。

点検・評価結果の発信については、今後実施する自己点検・評価及び外部評価の結果は、すべて本学ウェブサイトに掲載し、いつでも誰でも閲覧することができるようにする。

終章

最後に、本章で行った自己点検・評価を各節ごとに総括して結びとする。

第1節 大学の理念・目的及び学部・研究科等の理念・目的・教育目標

本学は、静岡県立大学学則に定めるとおり、時代の要請と地域社会の要望に応え得る有為な人材を育成し、併せて開かれた大学として優れた教育・研究の成果を地域に還元し、もって文化の向上と社会の発展に積極的に寄与することを目的として昭和62年4月に設立された。これを受けて、5学部、5大学院、1研究所、1短期大学部は、それぞれの理念・目的・教育目標を掲げ、教育研究活動を実践し、地域社会はもとより広く有為な人材を輩出してきた。

平成19年4月には、より効率的な大学運営を目指し、公立大学法人化され、中期目標を達成するため、創立以来変わらぬ目的を継承しつつ、中期計画において、「静岡県民に支援され、地域に立脚した大学として、「県民の誇りとなる価値のある大学」を目指し、知の創造とその活用により社会に貢献できる有為な人材を育成するとともに、卓越した教育と高い学術性を備えた研究による成果を地域に還元し、さらに世界に情報発信するなどの活発な教育研究活動を展開することにより、一層充実、発展するよう、県立大学を運営する。」ことを目指している。

この目的を達成するため、本学存立の基礎が県民の意思に存することを深く自覚し、今後も時代の要請及び地域社会の要望の変化に応えつつ、不断に計画 実行 評価 改善を行っていく。

第2節 教育研究組織

本学の設置理念・目的を実現するため、薬学部、食品栄養科学部、国際関係学部、経営情報学部及び看護学部の5学部、大学院に薬学研究科、生活健康科学研究科、国際関係学研究科、経営情報学研究科及び看護学研究科の5研究科、環境科学研究所及び短期大学部を擁し、研究施設として、漢方薬研究施設、薬草園、創薬探索センター、現代韓国朝鮮研究センター、広域ヨーロッパ研究センター、グローバル・スタディーズ研究センター、地域経営研究センター及び地域環境研究センターを学部、研究科等に附置している。さらに、附属図書館、健康支援センター、情報センター、言語コミュニケーション研究センター及び男女共同参画推進センターを設置している。

中期計画では、教育研究の進展や時代の変化、学生や地域など社会の要請等に適切に対応するため、教育研究組織の在り方について不断の検討を行い、学外者の意見を取り入れて学部、研究科等の教育研究組織の統合・再編・見直しを行うこととしており、平成19年11月に法人内に学長を委員長とする「静岡県立大学教育研究組織将来計画委員会」を設置し、教育研究組織の見直しを行っている。

具体的には、薬学6年制教育に係る大学院、薬学研究科及び生活健康科学研究科の再編による教育組織としての「薬食生命科学総合学府（仮称）」の設置、健康長寿科学専攻（博士後期課程）の開設、国際関係学研究科、経営情報学研究科及び看護学研究科の博士課程設置、食品栄養科学部の研究室再編、短期大学部の教育や組織の在り方等を検討、実施する。

第3節 教育内容・方法

目標とする人材を養成するため、学士課程においては、教養教育を充実し、学生が意欲的、主体的に学び、授業内容を着実に理解できるよう、多様で効果的な授業形態を設定し、大学院課程においては、高度な知的、技術的専門教育を受講できるような授業形態を設定し、単位互換及び連携大学院、インターンシップ制度などによる実践的な教育を展開し、着実に成果を上げてきた。

また、教育力の向上のため、全学及び各部局にFD委員会を設置し、研修会、学習会、授業公開等を開始し、組織的な教員の能力向上の活動が実効を上げつつある。

課題は、教育の成果を検証するため、全部局において、学生による授業評価を活用し、教育の成果・効果を検証するとともに、国家試験、検定試験等の結果を調査し、教育の効果を検証する。卒業生による評価や就職先等での評価を求め、その結果を教育の改善に活用することであり、今後、授業評価アンケート未実施の部局は、本年度中に試行し、さらに、臨床経験や社会経験を経た後の卒業生による評価や就職先等での評価を実施する。また、それぞれの結果を、教育効果の検証に活用するため、内容の分析を行う。

第4節 学生の受け入れ

本学では、基本理念に基づいた教育目標である、「社会に貢献できる有為な人材の育成」にあたり、入学者選抜は、本学の理念や各学部・研究科の教育目標、特色、専門分野等の特性にふさわしい入学者を見出すという観点から行っている。

学部における入学者選抜では、一般選抜と特別選抜、編入学試験を行っている。一般選抜等における大学入試センター試験の利用科目や個別学力検査等の科目は各学部の求める学生像に従って学部ごとに定められている。推薦入学特別選抜には、静岡県内の高校生のみが応募できる「県内推薦」と、県内外の制限がない「全国推薦」とがあり、地域の高等教育機関としての使命を有している。また、「入学者選抜に関する懇談会」、「入試問題分析に関する懇談会」、高校へ出向いての学部説明会は、大学教員と高校教員とが、入試制度、大学教育に関して相互に意見を交換する場として有効に働いており、出席者を通して、各学部において入試の在り方、教育の改善に役立てられている。

大学院については、看護学研究科を除く各研究科では現在満足できる定員を確保できている。看護学研究科においても実践家の育成を目指すカリキュラムを構築することにより、定員の確保を図る計画である。全学としても、今後とも魅力的なカリキュラムの構築と研究の充実を図るとともに、志願しやすい環境整備に取り組んでいく。

第5節 学生生活

本学では「学生の勉学環境、生活環境を整備し、学生生活の質(QOL)の向上を図る」ことを目標の一つに掲げている。このため、経済的支援の面では、授業料免除制度を設け、本学独自の奨学金制度も設けており、一定の成果が上がっている。今後は、奨学金制度の拡充のため、地域の企業に呼びかけを行っていく。学生の健康管理・生活相談の面では、健康支援センターを中心に学生の健康維持・増進に努めている。定期健康診断で要受診・要再検査と診断された学生及び血圧・BMI等で基準値を外れ「有所見者」と診断された学生に対しては、定期的な測定や日常生活上の注意事項について医務室で面談をしている。今後も健康支援センターを中心に学生の健康管理に努めるとともに、チューター制度の充実や医師との連携の強化により、学生の精神的な悩みに対する指導体制を強化していく。

学生の課外活動の面では、大学祭の企画などで学生の自主的な活動が実現しており、後援会を中心に活動費の助成も行っている。一方で、学生のクラブ・サークル活動への参加が低調になっているので、今後振興策をとっていく。

学生の就職活動の支援の面では、キャリア支援センターが、各種の就職ガイダンスや講座をはじめ、就職相談、求人情報の収集及び提供などを実施している。各種の就職ガイダンスや講座については、企業の採用活動の進行に合わせ適切な時期に開催している。就職相談については、専門のアドバイザーを配置し、個別相談に重点を置いた、きめ細かな指導を行っている。

また、本学の在学学生及び卒業生が、主体的、能動的に社会に参画する自律的な市民として育つよう、キャリア支援センターでは、キャリア教育科目の提供やキャリア形成に関する講演会、セミナー、シンポジウムの開催など、キャリア形成のための取り組みも行っている。

今後も、就職活動支援及びキャリア形成支援を充実し、学生の進路選択に関わる施策を効果的に進めていく。

第6節 研究環境

研究環境は、独創性に富み、高い学術性を備え、社会の発展に貢献できる研究成果が得られるように整備し、省庁や財団等からの外部資金の積極的な獲得とその有効活用により国際水準の研究を推進するため、学内研究費を重点研究分野等に考慮した配分を行っている。

成果として、「健康長寿科学教育研究の戦略的新展開」プログラムが、平成19年度に県内大学では唯一、グローバルCOEプログラムに採択されたことは特筆され、また、教員1人当たりの外部資金申請件数は、増加しており、平成19年度の外部資金は金額ベースで対前年比35.4%と大幅な伸びを示し、全学では学外研究費は学内研究費を大きく上回っている。

課題は、教育研究以外の大学運営事務の増大に伴う研究時間・研修機会の確保、学内教員研究費の減少による更なる競争的資金の獲得である。

その改善の方策として、各種委員会及び事務局との有機的連携を強化し、学内行政等の効率化を進めるとともに、サバティカルイヤー制度の導入調査を行う。

また、全教員に外部資金の増加に向けた取組み（取組み率100%を目指す。）を促すため、外部資金に関する迅速かつ正確な情報提供、説明会を引き続き実施するとともに、外部資金の獲得や地域貢献に対し、インセンティブを与えるような表彰・顕彰を含めた評価制度の調査を進めるとともに、部局別の外部資金の目標を設定する。

第7節 社会貢献

本学は、高度な教育・研究を行うことにより、人材育成や世界に通用する高度なレベルの研究成果を上げることにより、静岡県の知識の拠点を形成し、その存在自体が大きな地域貢献であると位置付けている。

その教育・研究で育んだ大学の「知」を地域社会に直接還元するために、公開講座の実施に全学的に取り組み、子供や社会人を対象とした環境教育、病院経営能力の向上のためのセミナーの実施などに積極的に取り組んでいるほか、隣接する県立美術館・中央図書館・埋蔵文化財調査研究所と連携した文化創造事業など近隣住民と一体となった地域貢献活動にも成果を上げている。

また、国や自治体の各種検討組織へ専門家として参画することにより、国の政策形成へ寄

与しているほか、自治体の課題解決へも寄与している。

一方、産学連携面では、外部資金の受け入れ制度を構築し、企業との連携により受託研究や共同研究を実施することで、新たな薬品や機能性食品の開発に結びつく研究成果を上げている。

また、産学連携による研究成果を製品開発に結びつけるために不可欠であり、共同研究企業からも強く要望されている特許権の機関管理については、全国の公立大学でもトップクラスの知的財産管理体制の確立を目指して構築を進めており、平成 20 年度の文部科学省の「産学官連携戦略展開事業」に採択されたことを機に「知的財産を活用した産学官連携事業」を戦略的に推進しているところである。

今後、本学で一層社会貢献を推進するための課題としては、本学で行われている多種多様な社会貢献活動を組織化・効率化することや知的財産を広く社会に活用してもらうための技術移転活動の強化が必要である。

このため、現在、社会貢献の全学的な支援・総合調整窓口機関の構築、知的財産の活用のための技術移転組織(TLO)への参画について、具体的な検討を進めているところである。

第 8 節 教員組織

教育研究に対する業績等が適切に反映される評価システムを導入するとともに、公正性、透明性、客観性が確保される任用制度を整備し、教育研究活動の一層の活性化を図ることを目指しているが、教員の採用及び昇任は、公募の方法により行われており、その選考過程も全学的な視点から公正性、透明性、客観性に留意して実施されている。

課題は、中期計画で定める教育、研究、地域貢献等の実績に基づく客観的な教員評価制度を確立し、公正な評価を行うことである。

このため、授業コマ数、採択研究数、発表論文数のみでなく、地域における講演、公的委員への就任等総合的に評価できるシステムを構築するため引き続き評価項目データ収集を行う。

第 9 節 事務組織

平成 19 年度に静岡県立大学は、独立行政法人化した。これにより、県の条例・規則に基づき設置されていた事務組織は、法人の規程等に基づき設置されることとなり、予算等の範囲内で独自の判断で改組等が可能となった。

独立行政法人化に伴い、法人事務局が設置され、大学事務局についても、弾力的な人員配置や組織編制が可能となった。また、会計制度も地方自治法・静岡県財務規則から、企業会計原則による会計規程によることとなったことで、細かな用途別の予算区分はなくなり、外部資金と合わせ法人の自主性の下で機動的に執行できるようになっている。

そこで、独立行政法人化後の事務量の内容等の変化や時間外勤務の増加に対し、事務局組織の業務分析を実施する。

事務職員の評価制度を構築し、評価結果が処遇等に適切に反映できるよう活用体制を整備する。また、多様で柔軟な任用・勤務形態、勤務時間のフレキシブル化等を図り、ワーク・ライフ・バランスがとれた職場環境に改善を進め、時間外勤務の削減、能力向上機会の提供など、仕事への意欲・モチベーションを高める。

これまで、図書館の窓口業務、情報システム、経理事務などにおいて、外部委託してき

たところであるが、職員の負担を軽減するため、今後も定型的業務や専門的かつ外部委託可能な業務をアウト・ソーシングする。

今日の財政状況を勘案したとき、将来的に職員数の増加は期待できない。業務の減量化、効率化に向け、個々の職員の能力開発と並行して、異なった知識や経験を持つ職員が容易に共有できる事務マニュアルを作成し、組織としての体系的な知的ノウハウの蓄積、標準化を進め、効率的な事務体制を確立する。

県派遣職員が3～5年で異動し、高度化・専門化する大学事務に精通した職員がいない弱点を克服するため、将来の大学の発展を担えるプロパーの専任職員を計画的に採用していく。

機動的な大学運営、学長のリーダーシップを強めていくために、若手研究者、職員のプロジェクトチームを育成するなど、学長を補佐する教学部門と事務部門の連携体制を整備する。

特定の仕事の中味を一人の職員しか把握していない状況をできるだけ少なくするため、ある程度業務分担の統合化を進め、複数人が同一の業務を担当できる体制とする。

事務の専門性、習熟度、また継続性を確保するためには、異動サイクルの長期化、職員のプロパー化を推進するほか、委員会の整理統合と委員会事務局の体制整備を図る。

職員を順次プロパー化し、また、派遣期間の長期化、専門職員の投入等による専門性、継続性を確保することにより、教学に対する企画・立案・補佐機能の向上を図る。

教育研究審議会、大学運営会議の審議、議論等の結果については、企画調整室から、終了後迅速に発信できる体制を整える。

派遣職員については、外部の人材養成研修を中心に3～5年間の限られた年次の中で、公立大学法人として職員が身に付けるべき専門能力について体系だった研修体系を構築する。

派遣職員以外の職員に対してより長期的な視点に立った体系的な人材育成、研修制度を構築していく。

第10節 施設・設備

本学は、静岡の街並みを眼下にし、美しい富士山が眺望できる風光明媚な丘陵地に位置し、緑豊かなキャンパス周辺は静岡県立美術館や静岡県立中央図書館などに隣接する文教地区となっている。

「開かれた大学」という本学の目標を実現するため、ユニバーサルデザイン化を推進するとともに、芝生園地等の施設を県民に開放している。

また、開学後20年余が経過し、一部老朽化も見られる施設・設備の維持修繕を平成19年3月に策定した中長期修繕計画に基づき実施することにより、教育及び研究環境の充実に努めている。

第11節 図書・電子媒体等

附属図書館は、学術情報の中核センターとしての使命と役割を踏まえ、図書館情報委員会や全学の協力を得て、魅力ある図書館運営を展開し利用者サービスの向上に努めてきた。

施設・設備の整備については、開館時間、閲覧室の座席数、情報検索設備や視聴覚機器の配備等その適切化に務め、利用目的に応じた快適な学習・研究環境を提供している。また、電

子媒体資料のシームレスな利用や効率的で効果的な情報の提供のために、ホームページの充実や図書館情報管理システムの更新を行い、情報環境の整備に対応している。

資料の収集・整備については、独創性豊かで国際的な評価を得る研究活動を支援するために、図書や学術雑誌、視聴覚資料のほかに、電子ジャーナルやデータベースなどについて、全学の協力を得て積極的に収集・整備、提供している。また、学生の大学生活の質(QOL)の向上や情報リテラシー教育の一環として、利用者講習会やパスファインダーの作成、資料展示などを行い利用者サービスの向上に努めている。

そのほか、本学の目標である地域貢献の推進については、広く県民・社会に図書館施設を開放し学術情報を提供することにより、生涯学習の推進や地域社会の発展に貢献してきた。引き続き関係機関と連携し各種事業へ積極的に協力・参加し、地域の生涯学習、情報拠点としての役割を担っていく。

今後は本学の中期目標・中期計画に基づき、機関リポジトリの構築をはじめとする、新しい情報化社会に対応した魅力ある図書館運営を展開していく。

第12節 管理運営

教授会・研究科委員会の役割と活動では、教員研究費のなかの学部研究推進費について、必要があれば学部長等の判断で学部等の事務補助を行う非常勤職員等の雇用が可能となったほか、各学部等に副学部長等が設置された。

学長、学部長等、研究科長の権限と選任手続では、学部長等の業務を軽減し、将来の学部長等候補者の育成も含め、副学部長制度を創設したほか、副学長、学部長・研究科長、各センター長等の部局長がラインとして学長を補佐する体制をとっている。

一方で、教育研究及び大学運営業務に対する貢献を正しく評価することが必要であり、大学の各種委員会のスクラップアンドビルドを常に的確に行う必要がある。

大学の意思決定プロセスでは、法人化2年目を迎え、上記の各機関等の役割や機能についても、大学内での共通認識が醸成され組織間の円滑な調整が図られ、大学としての意思決定がスムーズに行われている。

法令遵守(コンプライアンス)では、倫理委員会を設置し、各種事項を審議したほか、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」を受け、県立大学公的研究費不正防止対策の体制整備を図った。また、教員の研究倫理について審査するため、委員会に研究倫理審査部会を置いている。

このほか、セクシュアル・ハラスメントの防止の観点から、防止・対策委員会、相談員連絡会議を開催したほか、相談員に対する研修会を開催、学生及び教職員に対する啓発パンフレットを配布、教職員を対象に研修会を開催した。

コンプライアンスについては、今後も研修会等を開催し、教職員の意識の向上を図ってゆく。

第13節 財務

平成19年度から公立大学法人となり、法人独自の弾力的な予算編成が可能となり、効率的な予算執行や経費節減等経営努力により健全な大学運営を確保している。しかし、今後運営費交付金が毎年1%ずつ削減されるなど、長期的には厳しい運営を強いられることが予想される。今まで以上に予算の効率的な執行や緊急課題への重点配分、教員研究費の競争的配分

の強化等緊急性や費用対効果を見極めながら、より一層柔軟な予算執行が求められる。

また、学際的な研究を充実、展開するため外部資金の獲得を図る必要があり、科学研究費補助金等の採択申請に向けた全学的な取り組みや受託・共同研究費、奨学寄附金等研究費の財源確保を積極的に進めていく。

第14節 自己点検・評価

本学は、平成5年度に自己評価に関する規程を定め、学長を委員長とする自己評価委員会を組織し、自己点検・評価を実施してきた。今回、本学の基本理念と目標を実現するため、教育研究活動及び業務運営全般について、全学としては3回目の自己点検・評価を実施した。

従来からの課題である、学生による授業評価を含む教育評価、教員評価システムの構築について、学生による授業評価は、各部局で順次、授業評価アンケートを実施してきたが、一部未実施の部局が試行段階にある。また、教員評価システムの構築は、平成18年度に外部委員を中心とする教員評価検討委員会で評価・検討を開始し、平成19年度から全教員に対し教員業務実態調査を実施しデータ収集を行っている。

今後は、全部局における授業評価アンケートの実施、総合的に評価できる教員評価システムの構築について、改善策の工程管理を行い、進捗状況を細かくチェックしていく。

第15節 情報公開・説明責任

本学は、本学が保有している情報を様々な方法、手段で広く公開することにより、大学運営の公正、適正、効率性を確保し、県民をはじめ地域社会から信頼され、開かれた大学を推進することを目的としている。

県立大学として、設立団体の静岡県から交付金を受け大学運営を行っているため、県民への説明責務が全うされるよう静岡県の条例に基づく情報公開の実施機関としても位置付けられている。公的機関としてもその財政状況、教育研究活動の実施状況、地域に対する貢献の実績などについて、より一層つまびらかにする責務がある。

今後とも、本学を支援する県民の信頼、理解を受け続けていくため、適正な大学運営を押し進めるとともに積極的な広報活動を展開していく。